

クワン

のみなりしを以て大に衰へたり、明治の初年高野山の所轄となる、今僅に塔頭中院存せり。の寶物、古文書數萬通あり、後醍醐天皇以下南朝累代の繪旨、楠木正成正行等の自筆のもの少からず。○觀心寺行宮、正平十四年賊將畠山國清大舉して、天野の行宮を侵すや、天皇金剛山へ遷御すと稱し、本寺を以て行宮とす、此時塔頭總持院を以て行在所に宛て、一山四十六坊の僧徒擧て、天皇を擁護し給へり、幾干もなかくして、京都亂れ北軍勢を失ひしを以て、天皇觀心寺より攝津住吉へ行幸す、其遺址今田圃に變ぜり、天皇正平二十三年攝津の行宮に崩すや、當寺に葬り奉る、御陵は金堂の後峰に在り、槍尾觀心寺と云ふ。○楠木正成墓、正成之首塚と稱し、金堂の後峰、定惠廟の東の高所に在り、小形の五輪塔高四尺許なり、正成淡川に戦死するや、足利尊氏其首を河内に送る、正行中院瀧邊に命じて埋めし所なりと云ふ(河内名所圖會、歴史地理、觀心寺と金剛寺と)。

クワンシンジノカリミヤ 觀心寺行宮 後村上天皇の行在所を云ふ、觀心寺(クワンシンジ)を見よ。

クワンシンジノミササキ 觀心寺陵 槍尾をいふ、クワンシンジノミササキを見よ。

クワンジンスマウ 勸進相撲 勸進を目的として興行せる相撲、即ち觀客に對し金錢の淨捨を勸進するものにして神社佛寺の建立修繕等の費用を集むる爲これを興行す、後世は轉じて木戸錢を取りて興行する物は凡て勸進と稱し、其興行元を勸進元と稱するに至る(勸進源流、山城國千早寺八幡宮再建に付き正保二年六月下鴨會式の内十日が間興行す、是京都勸進相撲の初なり、大阪にては元禄五年袋屋伊右衛門と云へる者、南無江高木屋橋筋立花を見よ)。

クワン

通にて興行せしを初めなりと傳ふ、江戸にては寛永元年明石志賀之助等上野東叡山寛永寺建立の爲、地固として興行したるを始めて、一説に同年三月四谷鹽町の笹寺に於て晴天六日間興行せるに始まれりとなす、又云ふ、笹寺興行は七年の誤にて上野にて興行せし後中絶し七年に至り四谷鹽町にて再興せしならんともいへり、爾來引つゞき興行せしも、正保慶安の頃鹽町の寄相撲に就き殿中に於て刃傷の企ありしより、勸進相撲の人心を狂熱せしむるを憂ひ、慶安二年、幕府令して之を停む、寛文元年又「勸進相撲前より町中にて御法度候間其旨相心得町中にて致さず申間敷候」と戒防したり、茲に於て一時新道も衰微したるも元禄十一年淺草三十三間堂を深川富ヶ岡に移すに當り、之が地固として請願し許可を得て再興せしより、爾後毎年此地に於て興行するに至れり、後ち明和六年八幡宮境内に移し、暫く此地にて興行したりしが、後間もなく本所同向院に移し、遂に今日に至る迄勸進相撲の興行地となれり(半日閑話、嬉遊笑覽、相撲大全、相撲史傳)。

クワンシンノウ 勸進能 勸進を目的として興行する能狂言、即ち觀客に對し金錢の淨捨を勸進するものにして神社佛寺の建立修繕等に際しこれを行ふものとす、勸進能に二種あり、一は、一世一代勸進能なり、俗に御免勸進能といふ、一は、常の勸進能を徵集して贈るものなるが故に、官許を得ざれば行ふこと能はず、常の勸進能は、町年寄へ届出るのみにて興行することを得るなり(勸進源流、永享五年室町幕府の時、祇園塔婆供養の爲め、觀世三郎大夫札河原にて散樂を催し、將軍家管領以下見物せ

クワン

るは、勸進能の始めとす、次で寛正五年僧善盛鞍馬寺再興の爲め札河原にて散樂を催し、觀世音阿彌元重三日間勤めたり、當時世に之を天下衰弊の一端に數へしを見れば、其經費の莫大なりしを察するに足る、徳川家に於て勸進能を許されしことは、天正中に駿河に於て觀世三郎、駿遠參甲信五ヶ國の勸進能を興行せしと舊記に見えたり、其詳細は知り難し、慶長十二年二月觀世今春城内に於て興行せしを、江戸に勸進能のありし始めとなす、爾後一代勸進能を興行すること七度(徳川家一代の間は慶長度を加へて八度行へり)即ち(一)元和二年、觀世、幸橋外に於て(二)明暦二年、觀世、筋違橋外に於て(三)貞享四年、寶生、本所に於て(四)寛延二年、觀世、筋違橋外に於て(五)文化二年、觀世、幸橋外に於て(六)天保二年、觀世、幸橋外に於て(七)嘉永元年、寶生、筋違橋外に於て孰も興行せり、而して興行の日數は、貞享以前は晴天四日間の定めなりしに、寛延以降は、改めて晴天十五日となし、初日より七日目までは日割を以て見物する町人入場すれど、武家と雖もまた入交り見物することを得たり、八日目以後は、相對見物となり、何人に依らず心次第に見物せり、常の勸進能は、寛永の頃より八重洲河岸、淺草本所、鐵砲洲、新大橋等に於て興行ありしこと舊記に見え、他の興行物と同一一般のものなりき、見聞集に、江戸繁昌故勸進能毎月愈ることとなしとあれば、盛に行はれしこと知るべし(歌舞音樂略史、江戸會誌、勸進能)。

クワンジンビクニ 勸進比丘尼 歌比丘尼(ツメビクニ)を見よ。

クワンシンリウ 瀧心流 神戶有樂齋が創めたる柔術の流派○有樂齋は天明中の人にして、瀧野遊軒真高に從つて起倒流を學び、其遺奥を研めて

クワン

遂に一派を開く(武術流祖録)。

クワンシンリウ 貫心流 尖戸司箭家俊が創めたる刀術の流派○家俊は元龜中の人にて、安藝國菊山城主なり、自ら刀術を研めて其妙旨に達し遂に一流を開く(武術流祖録)。

クワンシヤ 官社 神祇官の神名帳に記載せられ、新年、月次、新嘗等の祭に預る神社をいふ、官幣國幣の別あり、クワンハイシヤ「コクヘイシヤ」の條を見よ。

クワンシヤ 冠者 元服したる人をいふ、加冠の人の義、蒲冠者冠頼、木曾冠者義仲の如し、クワザ、クワンザ、クワシヤともいふ、源氏物語に、くわんざの御座、ひきいれのおとの御座御前に在り、又くわざの君、ひとつとこゝろにておひいでたまひしかど云々と見えたり、平家物語に、辻冠者ばらとあるは脱めたる詞なり、ゲンブク「參看」。

クワンシヤウ 寛正 後花園天皇御宇の年號、後一年は後土御門天皇に係る、長祿四年十二月二十一日改元、六年を経て文正と改む(出典、孔子家語に、外寛而内正とあるに據る、權大納言藤原勝光之を勸申す(元祿別録)。

クワンシヤウ 官掌 「クワンシヤウ」を見よ、

クワンシヤウ 勸請 神佛の靈を他に移して祭るを云ふ、舊は佛の三觀佛法の一、五悔の一、入涅槃に臨み佛に久住を勸請する意より轉じたるなり、大藏法數に、勸請有二、一者謂十方世界有佛、將入涅槃者、勸請住世利濟衆生、二者謂十方世界有佛初成正覺者、勸請轉法輪度諸衆生、雖不面見諸佛、而虔心勸請以達歸敬之誠と見えたり(佛敎いろは辭典)。

クワンシヤウ 願狀 願文(クワンモン)を

クワン

見よ。

クワンシユ 卷數 「クワンズ」を見よ。

クワンシユ 貫首(貫主) 藏人の頭を云ふ、又天台座主をも云ふ、又「クワンズ」とも云ふ、藏人は殿上に第一の人、天台座主は叡山第一の人なる故に然か云ふ、孝經序に、顔回閔子騫者孔門三千弟子貫首也」と見えたり(官職要解)。

クワンシユシ 勸修寺 山城國宇治郡醍醐村大字勸修寺○龜甲山と號す、カヅシツともいへり、眞言宗、大本山、宮門跡の一○本尊千手觀世音(聖德太子)此の地は宇治郡大領宮道彌益の邑なり、内大臣藤原高藤其女を娶り、生む所の女胤子、宇多天皇の妃となりて、醍醐天皇を生む、昌泰三年太后胤子の御願により、承俊律師に勸して、伽藍を創立し、勸修寺と號す、延喜二年濟高僧正を以て別當とす、後には専ら長吏と號す、五年勸して定額となし給ふ、延長三年續曼陀羅法華經を供奉し、贈皇太后胤子の冥福を修む、爾來朝廷の御歸依、藤氏の崇敬厚く、堂塔伽藍宏壯輪奐を極めたり、幾多の年月を経て、文明二年兵燹に罹り、諸堂灰燼となる、後ち再興せしが、豐臣氏の時、秀吉の心に悖り、大に寺領を減ぜられ、伏見築城の時宮殿佛閣を排し、氷室池の名池を埋め、當寺境内を横斷して、關東への新道を造る、茲に於て大に舊觀を損ず、徳川氏兩回の増修を爲し、一千石を給ふ、寛永中明正天皇の舊殿を賜ひ、宸殿書院支關を造り、延寶申假内侍所を賜ひて、本堂を造立し給ふ、共に現存せり、此外靈明殿並に茶室等あり、見親王の重修する所に於て、堂宇宏壯頗る淨潔なり、庭園は延喜式に載する所の栗栖水室池にして、園内に十五勝あり、天女峰には風神を祠り、集仙島には水神を祭る○寛胤

クワン

法親王當寺の長吏となりしより以來、代々法親王の住持する所となり、江戸幕府の時宮門跡と定めらる、二品濟範入道親王に至り、王政維新に際し、復飾の宣を給ふ、山階宮見親王是なり、今左に歴代を示す○什寶は刺繡釋迦說法圖、仁王經真寶疏(傳弘法大師筆)あり、共に國寶となる、其他普光明藏經(傳光明皇后筆)、心經(傳弘法大師筆)紺紙金字三部經經十(卷)鳥羽經藏傳來等頗る多し○勸修寺山上宇鍋岡に高藤の墓あり、小野墓と云ふ、夫人列子の墓は栗栖野に在り、後小野墓と云ふ、贈皇太后胤子陵は四方字、大日山に在り(門跡傳、山城名勝志、京都名勝志、勸修寺長老次第)。

○承俊 濟高 眞譽 蓮覺 雅慶 濟信 深覺 信覺 嚴覺 寬信 雅賢 成寶 聖基 道寶 勝信 道淳 信忠 教寬 寬胤 尊信 興信 尊興 興胤 尊聖 教尊 恒弘 常信 海覺 寬欽 聖信 寬海 寬俊 濟深 尊孝 寬寶 濟範 雲昭 榮殿 覺阿

クワンシユシウチ 勸修寺氏 姓は藤原、名家の一、開院冬嗣六男贈太政大臣良門の子高藤十三代孫參議資經より出づ、資經の二男經俊、坊城と稱す、三代經顯始めて勸修寺又芝山と號す、經顯内大臣從一位となり、應安六年正月薨す、子孫相襲き、明治に至り華族に列せられ伯爵を授けらる(尊卑分脈、家譜、華族譜)。

○經顯 經重 經豐 經成 教秀 政顯

クワン

尙願 尹豊 晴右 晴豊 光豊 經廣
 經慶 尹隆 高顯 顯道 敬明 經逸
 眞顯 經則 顯彰 經理 顯允 經雄
クワンジュシキ 勸修寺家 内大臣藤原高
 藤より出でたる諸氏をいふ、勸修寺、又「カジュシ」
 ともいふ、高藤は冬嗣の孫にして、其門の子なり、曾
 て勸修寺を創す、因て以て號となす、其族に吉田、甘
 露寺、萬里小路、清閑寺、中御門、坊城等あり、皆各條
 に述ぶ、就て見るべし(尊卑分脈)

クワンジュシタダトヨ 勸修寺尹豊
 名顯 長壽院と號す、法名紹可、元龜三年閏正
 月内大臣に任ず、四月辭して出家す、文祿三年二月
 朔薨す、年九十二(公卿補任、大臣補任)

クワンジュシツネアキ 勸修寺經顯
 名顯 芝山前内大臣、また花山、後勸修寺と號す
 應安三年三月内大臣に任じ、四年八月辭す、同
 六年正月五日薨す、年七十六(公卿補任、大臣補任)

クワンジュシユノリヒテ 勸修寺教秀
 名顯 勸修寺准大臣と稱す、文明三年四月權大
 納言と爲る、延徳二年十月辭す、明應五年六月大臣
 に准ぜられ、尋で出家す、同年七月十一日薨す、年
 七十一、大永八年七月、天皇の外祖父たるの故を以

クワン

て左大臣を贈らる(公卿補任、大臣補任)
クワンジュシハルトヨ 勸修寺晴豊
 名顯 晴雲院と號す、應長六年正月大臣に准じ
 らる、七年十二月八日薨す、年五十九、十九年十二
 月内大臣を贈らる(公卿補任、大臣補任)

クワンジュシハルスケ 勸修寺晴右
 名顯 高壽院と稱す、道號松園、法名天動、永
 祿十一年九月幕府の命に違ふを以て罷居す、官權中
 納言たり、翌年正月出仕、元龜四年十二月權大納言
 と爲る、天正四年六月武命に依て罷居す、尋でまた
 出仕す、十二月出家、五年正月朔薨す、年五十五、十四
 年十二月内大臣を贈らる(公卿補任、大臣補任)

クワンシヨ 還昇 「クワンシヨ」を見よ、
クワンシヨウジャウ 菅丞相 菅原道眞
 の稱、「スカハラノミチサネ」を見よ、
クワンシヨク 官職 官位(クワンシヨ)を見
 よ、
クワンシヨクナキ 官職難儀 官職
 一卷、詳書類從七十三官職部、經濟雜誌社本第四輯
 に收む、内宮春宮攝政關白内覽兵仗准三后親王太政
 大臣叙位内侍宣、重任等官職の故實を問答體に記し
 たるもの、官職研究者には必讀の書なり、清濁吉田
 兼右、天正四年書寫の奥書あり(官職難儀)

クワンシヨクヒセウ 官職秘抄 官職
 二卷、詳書類從七十官職部、經濟雜誌社本第四輯に
 收む、内宮神祇官太政官八省以下令外官に至る迄補
 任の例を述べたるもの、官職を研究するには必ず一
 讀すべき良書なり、清濁吉田兼右、基親は藏人辨を経

クワン

て從三位兵部卿となり、建永元年出家す(官職秘抄、
 公卿補任)
クワンス 卷數 依頼に依りて經文陀羅尼等
 を讀誦したる時、轉讀の數を記して願主におくりた
 る文書、後世は短冊方の紙に認むることとなりたり、
 而して此事の書籍に見えたるは、朝野群載卷十六な
 る僧行教の石清水八幡宮護國寺の縁起中に、爰以同
 二年十一月廿六日被下宣旨、爾左大臣宣、奉勅、
 行教參向豐前國宇佐宮爲勾當、奉讀大般若經、
 可勤仕御祈願者、依有勅、令事付人々、參
 候彼宮、始自同三年正月、至于廿七日、並廿四日
 夜、請僧一百一人、奉修御願、奉讀大般若二部、
 金剛般若經一萬一千六百五十卷、理趣般若經百三十
 六卷、光明陀羅尼七萬五千遍、既畢、即錄經王卷數、
 僧名簿等、言上先舉云々」とあるをばじめとす、今其
 實例を覺禪抄によりて示す、
 白衣觀音、御修法所
 奉供
 大壇供、一百五ヶ度、
 護摩供、同、
 諸神供、十五ヶ度、
 奉念
 佛眼眞言、二萬三千遍、
 大日眞言、一萬五百遍、
 聖觀音眞言、一萬五百遍、
 本尊眞言、六千三百遍、
 金剛吉祥成就明、一萬五百遍、
 妙吉祥破諸宿曜明、同、
 成就一切明、同、
 馬頭眞言、同、
 一字金輪眞言、七萬三千遍、

クワン

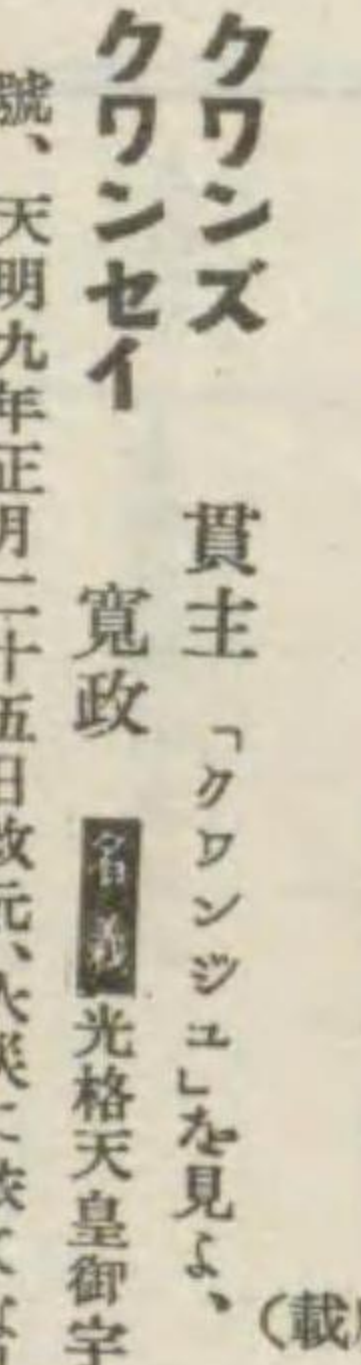
件價所役人夾名杖與卷數問辨之
 かく卷數はもと經文を誦したる數を記すものなりし
 が、後世神職の輩亦之に倣ひ、中臣祓詞を誦して其
 卷數を記し、願主におくることを爲し、また之を
 卷數と稱したり、桶窓自語に、加茂下上社卷數のうつ
 しを出せり、左の如し、
 御祖皇大神宮
 御祈禱
 奉幣 七座
 中臣祓 十二座
 三種大祓 百二十度
 右奉爲一天泰平四海靜謐、丹誠奉禱之狀如件
 寛政元年七月 日 福宜奉
 別雷皇大神宮 御祈禱



また其短冊方に變化したるも早くよりのことにて、
 源平盛衰記、源氏追討使の條に、白淨衣に立烏帽子着
 たる老翁六人梅の格に卷數付て、各捧げて六人の大
 將軍に奉る、門出よとして弓を脇に挟みつゝ、各卷
 數を披いて讀給ひけるにおもしろき」とあるにて之
 を知るべし、なほ竹筒等にも付けたることあり、故に
 卷數一枝など、記録中に見えたるも多し、建久三年
 後七日御修法日記に、其圖見えたり、左の如し、
 阿闍梨權律師法橋上人位寬
 長承元年十月十二日
 奉修行中臣祓之事
 一月七日箇日參籠之事
 右奉爲權中納言藤原某卿貴體安穩御願圓滿感應
 成就、殊抽丹誠、所奉祝禱之狀如件
 寛政元年五月 日 前神主
 正三位加茂名

クワン

取分參詣之事
 貴布禰大明神
 奉修行中臣祓之事
 一月七日箇日參籠之事
 右奉爲權中納言藤原某卿貴體安穩御願圓滿感應
 成就、殊抽丹誠、所奉祝禱之狀如件
 寛政元年五月 日 前神主
 正三位加茂名



貫主 「クワンシヨ」を見よ、
クワンス 寛政 光格天皇御宇の年
 號、天明九年正月二十五日改元、火災に依てなり、十
 二年を経て享和と改む、尚書註に、天下被寛祐
 之政、則我民無遠用「米」とあるに據る、
クワンセイ 官制 上代天照大神の天石宮
 に籠り給ひし時、思兼神深く謀りて、天兒屋根命を
 して祝辭を宣らしめ、天玉命は和幣を造り、天鈿
 女命は神樂を奏し、大神瑞殿に還御し給へる時は、大
 宮實命内に侍し、豐樂間月神、櫛樂間月神は外を護
 衛したまへり、天孫降臨の時には、五部神をして、各
 其職を以て天孫に陪侍せしむること、天上の儀の如
 くならしむ、官職の制、既に太古に濫觴す、神武天
 皇中州を平定して、天位に即かせ給ひし時、天宮命
 天璽鏡を奉じ、天種子命神代故事を奏し、道臣
 命、大久米命は、大伴部、久米部を率ゐて宮門を守
 り、可美眞手命は内物部を率ゐて儀衛せり、功を論

クワン

じ賞を行ふに及びては、諸國の國造縣主等を任じた
 まへり、是より後、制度漸く整ひ、垂仁天皇の朝始め
 て大連あり、成務天皇の朝始めて大臣あり、大臣は
 世々皇別より出で、大連は世々神別より出づ、並に
 臣連二姓の宗長として、遂に官職とはなりしなり、
 (按ずるに、大臣大連の稱のはやく見えたること、か
 くのことといへども、相並びて朝廷に執政たりし
 は、雄略天皇の朝、平群眞鳥を以て大臣に、大伴室
 屋を以て大連とせしに始まり) 此外つぎの職
 も、皆其氏姓につきて、世々其職事に仕へたり、中
 臣連、齋部首は祭祀を職とし、物部連、大伴連は武
 事を職とし、商長首は貿易を掌り、船史は船賦を掌
 り、屯倉首は儲米を掌り、藏部は府庫を掌り、秦公
 は貢箱を掌る、並に財務の職なり、吉士氏は外蕃に
 使して蕃客を接遇すること掌り、曰佐氏は通譯を
 掌るが如きは外交の職なり、田部連は田部を管し、阿
 曇連は海部を管し、山部公は山部を管するが如きは、
 山海田牧の職なり、膳臣多米連は膳蓋を掌り、水取
 造は水漿を掌り、酒部君は釀酒を掌り、服部造は衣
 服を掌り、車持公は車從を掌り、玉作連は玉を攻め、
 鏡作造は鏡を鑄る、其他馬飼鳥養等百般の技藝まで
 各其職ありて之を世襲す、其部長たるものには朝廷
 特に姓を賜ふ、これを伴造或は伴緒といへり、之に
 屬する部民甚多し、皆其長に就て王事に服す、地方
 に於ては、國造、縣主、稻置、村主等の職あり、いづ
 れも世襲士著せしめて中國の藩屏とす、國造、縣主
 は神武天皇の時に始まり、成務天皇の時大に建置か
 れしが、それより後歷朝増置して、雄略天皇の朝に
 至るまで、國造の數一百四十四あり、其島なるは島
 造といふ、臣連伴造より、國造以下に至るまで、大
 罪惡有るにあらざれば廢黜することなし、紀元千二

クワン

百年代の末に及びて、世職の弊漸く起り、貴族奮動の人、土地人民を私して法制漸く亂る、時しも外交漸く盛にして、國家事多く、改新の政いよく、其要を見るに至るを以て、紀元一千三百五年、孝徳天皇の大化元年、始めて封建の制を變じて郡縣の治とし、世襲の職を廢して八省百官を建て、國司郡領を置く、左右大臣内臣の三職、百官の長として大政を執り、以て大に朝綱を振肅す、此改革は皇太子中大兄皇子(天智天皇)と中臣連鎌足との専ら計畫せし所なり、此後時々増減ありしが、文武天皇の大寶元年に至りて、官名位號大に定まり、神祇太政の二官、中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省、以下措置結構備はらざるなく、非違を彈奏するには彈正臺あり、軍衛には衛門府(後に左右近衛)、左右衛士府(後に左右衛門)、左右兵衛府あり、五衛府といふ、後ち沿革するに及びて六衛府と稱す、閑馬兵器を掌るには左右馬寮、左右兵庫寮、内兵庫司あり、後宮の職員には、内侍司、藏司、書司、藥司、兵司、關司、殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司の十二司あり、東宮の職員には、傳、學士、春宮坊あり、地方官には、左右京職、攝津職、太宰府あり、又諸國を品第して大、上、中、下とし、國司郡司を置くこと各差あり、軍衛には軍團あり、以上令制の定むる所なれども後世時宜によりて時に廢置あり、其令外におくものを令外官といふ、即ち内大臣、中納言、參議、院司、寮寮寮、寮院司、修理職、勘解由使、檢非違使、藏人所、記帳所等、地方官には、鎮守府、陸奥出羽按察使、秋田城司、征夷使、押領使、追捕使等、臨時の官には、遣唐使、班田使、問民苦使、疾苦使、檢田使、賑給使、裝束司、次第司、禮部司等、これなり、而して内外諸司職掌あるを職事官といひ、職掌なきを散官といふ、五衛府、軍團及び諸の帶仗者

クワン

を武官といひ、其餘を文官といふ、在京の諸司を京官といひ、其餘をば外官といふ、又長上番番上官の差別ありて、六考八考の選限あり、其官に任するには、大納言以上、左右大辨、八省卿、五衛府督、彈正尹、太宰帥を勅任とし、其餘を奏任とす、主政、主帳、家令等を列任とし、舍人、史生、使部、伴部、帳内、資人等を式部列補とす、淳仁天皇の天平寶字二年、仲廣太保となり、大に官號を改め、太政官を乾政官とし、太政大臣を太師、左大臣を太傅、右大臣を太保、大納言を御史大夫とし、紫微中臺を坤宮官とし、中務省を信部省とし、式部省を文部省とし、治部省を禮部省とし、民部省を仁部省とし、兵部省を武部省とし、刑部省を義部省とし、大藏省を節部省とし、宮内省を智部省とし、彈正臺を糾政臺とす、其他改むるもの多し、皆仲廣の言によりて唐制に擬せしなり、仲廣敗るに及びて悉く舊に復す、帝重祚し、僧道鏡を寵して法王となすに及び、法王宮職を置く、名分の濫なること甚し、光仁桓武兩朝に至りて、悉く冗濫の官を省き、治否を審にして、賞罰を明にす、清和天皇の時、攝政を置き、宇多天皇の時、關白の號起り、爾後遂に藤原氏の常職となりしより、三公は空名を守り、諸司百官は舊規を遵守して、故事を奉行するに過ぎず、大寶の制漸く壞ぶる、地方官に至りては、權貴の家多く莊園を占有するを以て、國司の治むる所、百分の一に過ぎず、身京師に在り、代官を置き、國務を掌るをば、國司代といふ、其國司の任に赴かば、僚屬家人を遣はして事を執らしむるをば目代といふ、武家政を執るに及びては、國司領家また其職を失ひ、封建の勢をなす、朝廷には議奏傳奏を置き、大事は武家と合議參決して施行せしかば、これより後、朝廷の官職は令内令外を問はず、概れ空名に屬せり、猶武家時代の職制は


クワン

別に「シヨクケイ」の條あり、參看すべし(日本制度通)今概覽に便せんが爲め官制表(前頁にあり)を製して參考に供す、なほ詳しくは各職官の條に就きて見るべし、
クワンセイチャウシヨシヨカフ 寛政重修諸家譜 寛政 寛本一千五百三十五卷、今秘閣に存す、國主領主以下幕臣目見以上の諸家の本支系譜を詳かにしたる者、國文にて記す、寛政十二年家齊將軍の時堀田正教に命じて、寛永以後の諸家の系圖書繼を爲さしめしが、享和三年改めて全書重修の體となし、正毅屋代弘賢以下五十餘人編輯に従事し、十四年を経て文政九年に成る、編纂の體は、姓氏錄に従ひ、皇別を始めとし、神別番別之に次ぐ、總て分流多きを始めに置く、たとへば皇別は清和源氏を始めとし、宇多村上の源氏を列れ、平橋に及ぶ、出所詳かならざるものは神別の下に附載せり(寛政重修諸家譜)
クワンセイノサンキジン 寛政三奇人 江戸幕府寛政の頃、仙臺の士林子平友直、上野の高山彦九郎正之、下野の人蒲生君平秀實の三人奇行を以て知らる、世に寛政三奇人と稱す、詳しくは各條を見るべし、
クワンセイノサンスケ 寛政三助 江戸幕府寛政の頃、古賀彌助(精里)、尾藤真佐(二洲)、柴野彦輔(栗山)の三人幕府の儲官として名聲あり、共に助の字を有するを以て、世に並び稱して寛政三助といふ、詳しくは各條を見よ、
クワンセイレキ 寛政曆 曆の名、光格天皇寛政十年、寶曆甲戌曆を廢して之を用ふ、此曆は、寛政九年、江戸の人高橋至時、吉田秀升、山路徳風、間重富等、清國康熙の曆集考成に據り、新に造りた

クワン

る所のもの、其行はるること四十五年間、天保壬寅曆用ふるに至りて罷む、(ヨミミ)參看(文藝類纂)
クワンゼオンジ 觀世音寺 筑前國筑紫郡水城村大字觀世音寺○單に觀音寺ともいふ、また清水山普門院と云ふ、天台宗○本尊如意輪觀音、今は聖觀世音、天智天皇の勅願所にして、元正天皇養老七年僧滿誓を築紫に遣はし、諸堂の造營を完成せしむ、天平十年封一千戸を寄す、十七年僧玄昉を築紫に詔し、觀世音寺を檢造す、天平勝寶元年聖田五百町を寄せ、天平寶字五年成壇を築く、造立後四百年を経て、康平七年五月火災に罹り、講堂法塔四十二區の僧坊、八十四間の廻廊、寶藏鐘樓等一字も餘さず燒失す、治暦元年、時の太宰府長官藤原師長再興し、二年十一月に成る、其後また災に罹りしが、文明二年宗祇筑紫に下りし時、觀音堂成壇院の外は諸堂塔廻廊皆跡もなく石のみぞ昔のかたみを殘せる由紀行に記し、寛永七年大に頽廢に歸し、元禄元年僅に小宇を興し舊蹟を存す○戒壇院、觀世音寺四十九院の一、律院にて昔は東大寺末なり、本尊釋迦、孝謙天皇天平勝寶六年四月戒壇を設け、唐の僧鑿真此の壇にて受戒せしを始めとす、西戒壇とも稱して三戒壇の一なり、これより鎮西九國の僧侶は皆本寺にて受戒せしむ、寛文九年崇福寺の僧本尊を修理し、戒壇堂を建つ、元禄十六年六月觀世音寺より分離して、崇福、承天等禪宗四箇寺の所屬となる(續筑前風土記、同指遺)
クワンゼオンボサツ 觀世音菩薩 佛教にて菩薩の名、略して觀音と云ふ、新譯に觀自在菩薩と云ふ、梵語に婆婁吉低稅(觀世音と譯す)阿婆盧吉低舍婆羅(觀世自在と譯す)盧伽樓互(光世音と譯す)阿婆盧積多伊濕伐羅(觀自在と譯す)阿那婆菴吉

クワン

低輪といふ、或は救世淨聖とも、救世菩薩とも稱ふ

 南海普陀洛島に安住すると云ふ、常に大悲大悲を以て、一切衆生を利し、十方諸國土に身を現すと云ふ、阿彌陀如來の侍者として西方極樂界に在り、結跏趺坐して身は金色、左手は臍に當りて、蓮花を持ち、右手は胸に當りて施無畏をなす、而して六觀音、七觀音、三十三觀音の名目を立つ、左の如し(尊容抄、佛敎いろは辭典)
【六觀音】
 大悲 大慈 師子無畏 大光普照
 天人丈夫 大梵深遠
【七觀音】
 千手 馬頭 十一面 聖
 如意輪 準胝 不空藏
【三十三觀音】
 楊柳 龍頭 持經 圓光 遊戯
 白衣 蓮臥 滿見 施樂 魚籃
 德王 水月 一葉 青頭 威德
 延命 衆寶 岩戸 能靜 阿耨
 阿摩提 藥衣 瑠璃 多羅尊 蛤蜊
 不二 持蓮 遍水 合掌 一如

クワン

クワンセンジン 官宣旨 太政官よりその被管の諸司、又は寺社等に下せる公文書にして、太政官符と、太政官牒との代用を爲すものを云ふ、起原は平安朝の中葉より行はれしものなるべし、蓋し官符は其被管に限りて下せるもの、官牒はその被管ならざる寺社等に出せるものにして、共に請印等の手續を要する公文書なるを以て、平安朝に於て輕便なる宣旨の一體を生じ、公文書の制壞るに及び、符
右難官下紀保國金壽寺
應攝令進當寺佳信覺觀身事
右高野入卒兩山僧徒依叙記及諸詳仍
爲被尋問子細彼覺觀度度推有言不悉
遂以離山令山澤不信退還論之政直招達勅科
大納言源朝旨通具奏奉 勅正御尋山
令進其身者寺且承知依宣旨行
嘉祥二年五月五日左大臣小槻實成
權中難平朝旨
 條の二者を合せて新に生じたるもの、即ち官宣旨な

クワン

り、然れども請印等の手續を要する儀式的、若しくは大事の場合には、官符官牒を出したり、西宮記には、大臣宣し、辨官草したるものを大宣旨、辨官より在京の諸司に下したるものを小宣旨、(大宣旨に比し、事件の小にして大臣宣を要せざるものにして、大宣旨に對せる稱)辨官より諸國に下したるものを國宣旨と云へど、或る時代を限りたる一時の稱呼に過ぎざるなり、官宣旨は初に左辨官とあると、右辨官とあるものとを區別あり、もとは左辨官は中務、式部、治部、民部の四省を管したりしが、後には左辨官は吉事に、右辨官は専ら流罪叛逆等の凶事に關せるもののみ下し、且つ左右辨官を混同したるものもあり、即ち初に左辨官下とありて、終には右辨官右大史の奉じたるもの、又初に右辨官下とありて、終には左辨官左大史の奉じたるものあり、猶符(フ)宣旨(センシ)と參看すべし(黒板博士説)

クワンダイ

賞代

江月時代、石代の事をいふ

石代納(コクダイナフ)を見よ、
クワンタウ 官當 王朝時代有位の者が刑に觸れたる場合に、官位勳等を以て罪を贖はしめ、其刑を減するの法をいふ、官當の法は、私罪を犯すときは、四品以上、三位以上、勳二等以上は、各一官を以て徒三年に、四位、五位、及び勳三等以下六等以上は、二年に、六位以下八位以上、及び勳七等以下十二等以上は、一年に當つ、又公罪を犯すときは、私罪に各々一年を加ふ、即ち五位以上、及び勳六等以上を以て徒三年に、六位以下八位以上、及び勳七等以下十二等以上を以て二年に當つ、官位勳位の二官あるときは、先づ官位を以て當て、次に勳位を以て當

クワン

つ、官位は毎階一官とす、即ち正從上下を各一官として計ふ、勳位は正從を各一官とす、例へば勳一等は正三位相當にて一官なり、勳二等は從三位相當にて一官なるが如し、又行守は各本位を以て當て、其上に見任の職事官を解く、例へば、從五位下の人、正六位上相當なる大内記に任ぜられたる行の如きは、若し徒二年半の私罪を犯すとき、請減一等して猶徒二年に當れり、其時は本階の從五位を以て二年に當て、大内記の官を解くなり、又正六位上の人從五位下相當なる侍從に任ぜられたる時、即ち守の場合には、若し徒二年の私罪を犯すときは、例減一等して殘れる徒一年半の内、一年は本位の六位を以て當て、半年の分は徒一年の贖銀二十斤の半なる十斤を納めて贖ひ、侍從の官を解くなり、凡て官當は、官位勳位を以て徒に當て、現任の職事を解く、又贖銀のみを納めて、官位勳位を留め置くこととを聽さぬ法なれば、先づ官位勳位を以て罪に當て、其餘罪をば銅を出して贖ふなり、若し官位勳位を以て罪に當てたる外に、仍ほ餘剩の徒罪あると、官當して其罪已に盡きたりとも、更に法を犯して未だ科断を経ざるものとは、歴任の降所不至の位記を以て當つることを聽す(降所不至とは、例へば從五位上の人、官當するときは、其年の後に、先位に一等を降して從五位下に叙する法なれば、從五位以下を指して降所不至と云ふなり)又官當は罪輕くして其官を盡さざる時と、官少くして其罪を盡さざる時との法あり、罪輕くして其官を盡さざる時は、五位以上は私罪徒二年に當つべきに、私罪徒二年を犯すときは、請減一等すれど餘徒一年半なり、即ち罪輕くして五位以上の官位を盡さず、其時は官位を留めて、徒一年半の贖銀三十斤を収むるなり、官少くして其

クワン

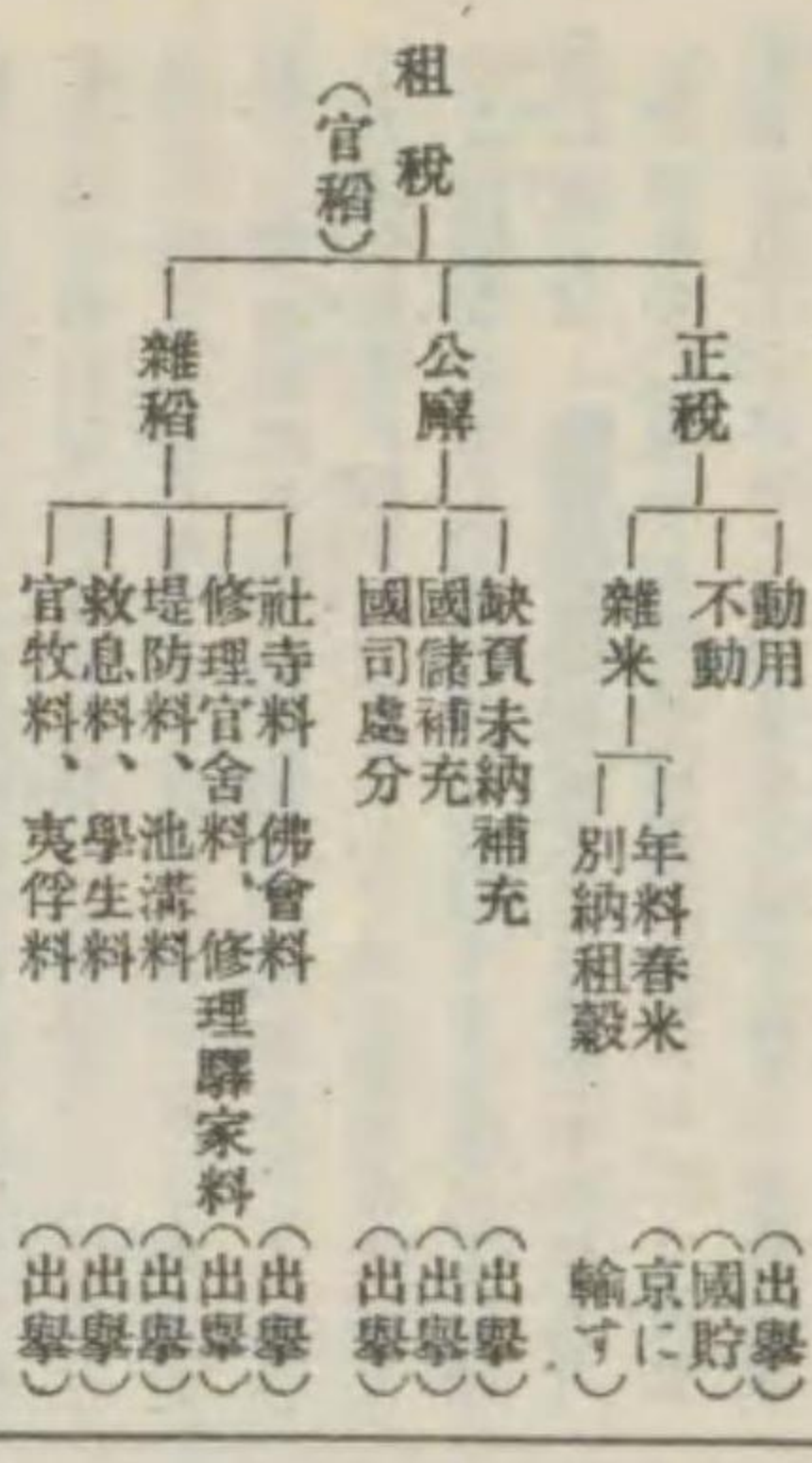
罪を盡さずとは、八位の人私罪の徒一年半を犯すときは、八位を以て徒一年に當て、餘罪半年は一官に當つるに足らざれば、徒一年の贖銀二十斤の半なる十斤を収むるなり、官當は元より徒罪に當つる法なれば、流刑の爲には別に比徒四年の法を設けたり、徒は三年までにて四年はなきを、官を以て流に當つる時は、遠中近の三流共に比徒四年とす、七位以上及び勳十等以上は、請減、請減、請減の別はあれども、流罪以下を犯すときは、一等を減する法にて、(流刑を減するときは、三流を併せて一等とする法なり)、八位以下の外は、流刑に處せらるることなきを、八位及び勳十一等十二等は流刑を減することを得ざれば、三流を徒四年に比して官當するなり、例へば正八位上勳十一等の人、私罪の流を犯すとき、正八位上を以て徒一年に當て、勳十一等を以て徒一年に當て、歴任の正八位下と從八位上とを以て徒二年に當て、合せて比徒四年即ち流刑に當つ、若し正八位上のみにて、歴任の位記なきときは、正八位上を以て徒一年に當て、餘の徒三年は、銅六十斤を収めて贖ふ、除名免官の中に、其罪特に重きものも此法に従ふことあり、此官當の法は、從五位下の人從五位下の位記を毀たれ、歴任の位記あるときは、正六位上の位記を留め、正六位下となり、其年即ち三百六十日を経て、先位に一等を降して正六位上となる、若し官位の外に勳位ありて、官當に用ひざるときは、勳位は留むることを得るなり、又官を用ひて盡したるものは、其叙法免官と同じく、三年の後先位に二等を降して叙す(古事類苑法律部)

クワンタウ

官符 大寶の制、田租の官に納まりたるを官符といふ、而して(一)大稅(又大租とも、正稅とも云ふ、出舉して利を取り、經常の費用

クワン

とす(一)租穀(租にて納め、永く貯へ置きて水旱荒凶の備に充つ)(二)郡租(雜用臨時の費用に充てん爲めに別に備へ置くなり)(三)三種に分つ、桓武天皇延暦十八年、官符をば、正稅、公麻、雜租の三に分つこととなり、永く定制となれり、其處分は左表の如し、猶詳しくは、各條參看すべし(日本財政史)



クワンダカ

貫高 鎌倉幕府以後、所領の田數を計るに用ふる名、田地の收納を米納にせずして、價錢を以て納めしむるに因る、即ち幾町幾段の價、幾十幾貫文と定め、定免にして之を収むるを云ふ、太平記に、青砥藤綱に給したる莊園三萬貫、相模入道高時の領地二十八萬七千貫等あるの類なり(田制篇)田園類記に、鎌倉將軍家の末、京都の將軍家の初より、田地に貫といふ事始りて、知行、領地など、直に此貫高を用ゐて、東國、西國、四國、一統行はれし事なり、其後關東にて永高といふ事始りしが、世に於て此貫高と同一の事と思ふは誤りなり、といひ、田制篇に、此の收納錢高、作物の豐凶、米價の高低によりて多少の損益あれども、大概、幾貫の田地、幾貫の所領と稱せしなり、加之時世の變遷土地の遠近に關しても自ら差異あれど、幾貫の所領は幾町幾段の田地にて、近世幾石に當ること定め難し、町段の數

クワン

に、分錢高を記したる書類を參考するに、一貫文高地一段半に當るあり、田地二段に當るあり、或は三段に、或は四段半、或は五段又五段半に當るありて、各地の收納錢高同じからず、又貫高を以て石高に引合せたる諸稅を參考するに一貫文五斗に當るあり、一石に當るあり、或は二石、或は二石五斗、或は二石七斗七升餘、或は四石、或は四石四斗餘、或は五石、或は五石五斗、或は十石、或は十五石餘、或は二十石、或は百石に當るあり、今分錢一貫の段數を平均して五段とすれば、一段の分錢は二百文なり、さて田畠一段の石高を十とすれば、一段一石の收穫なり、一石の米價を平均一貫文とし、其内より分錢二百文を輸すとすれば、二公八民の稅に當る、即ち貫高一貫の田地は、平均五段にして、石高にすれば五石なり、云々と云ひ、舊幕府縣治要略に、貫は通用錢の貫文にあらず、軍役を田園に課せし假稱にして、即ち六貫一疋と云ひ、田園千坪を一貫とし、六千坪六貫の地より、軍役一騎を勤めしむるの法に起因せるものなりと云ふこと見たり、

クワンチ

寛治 堀河天皇御宇の年號、應徳四年四月七日改元、代始に依てなり、七年を経て嘉保と改む、禮記に、湯以寛治、民而除其虐、とあるに據る、左大辨大江匡房之を勸申す(國朝年號譜)

クワンチヤウ

觀智院 山城國下京區柳原町、眞言宗、別格本寺となす、延慶元年後宇多法皇の創建、僧果實を以て開祖とす、延慶元年法皇西院遷御の時、他寺の僧は、其寺門に退轉せしめ、東寺に於て純粹成立の僧を留め、更に二十一口の定額を置き、二十一箇別院を建立し、各院に配して住持を定む、此時當寺を觀智院と號し、第三萬の果實

クワン

を住持となす、果實研究事相の淵源を究め、密乘の軌範を備ふ、著書頗る多く、且典籍經藏に充つ、第二世賢實事教の學を專にし、特に廣澤の二流を稟傳す、師實連綿として五百餘年間斷なく、本堂庫院は創建已來祝融の災なし、住持は東寺の別當職を兼攝し、宗祖將來の靈寶を管領す、東寺第一の塔頭なり、徳川家康天下を定め、遺書を購求するに及び、本寺の書籍を重んじ、觀智院は二宗の勸學院なり、彼の經藏の諸聖教無類本最大切なり、後學の用に供す可しと命ぜしことあり(平安通志)

クワンチノセンジマス

寛治宣旨樹 宣旨樹の一種、堀河天皇寛治中に定められたる斗、升法の樹を云ふ、潤背に、寛治宣旨曰、升、方四寸、深二寸、積三十二寸云々、云々方四寸者、長廣各一寸者有一、四、四々而得十六、以深二寸、累之、得三十二寸、謂一方六面各一寸、其積有千分、故一升積三萬二千分也、斗、寛治宣旨云、斗方一尺、深三寸二分、積三百二十寸云々、方一尺、是長廣十寸也、呼三十寸、得三百寸、以深三十寸二分、呼之、得三百二十寸、爲三斗積、若以分言之、三十二萬分、爲一斗積也、斛、寛治宣旨云、斛、方二尺、深八寸、積三千二百寸、爲三斛積云々、謂方二尺、一尺爲三百分、長廣二百、呼三二四、得四萬分、以深八寸、八十十分也、呼四八廿二、爲三千二百寸、若以分言之、三百二十萬分、一斛積也、若欲半斛斗者、口徑各一尺六寸、底方四寸、深一尺六寸、是爲五斗量也、とあり、以て其容積大小を知るべし、トマスに參看、

クワンチャウ

灌頂 樂曲の祕曲の名、密家祕法の名なりしを、そをかりて、樂曲至極の祕曲をいふ、則ち萬秋樂なりと、此曲大曲にあらざれど大曲に準するを以て此名ありといふ、一説に、荒序を以

クワン

灌頂と爲せり、安倍季尚説を爲していふ、萬秋樂を灌頂と爲すは、もと天然樂にして佛説に記したる曲を以て此を名づく、また關廣頼はく、古は、四箇の大曲(蘇合、萬秋樂、皇帝、團亂旋)を皆傳授して灌頂と爲せり、然るに皇帝、團亂旋の二曲は譜傳はりて其傳斷絶す、故に萬秋樂を以て灌頂と爲し、秘曲の至極と爲すと(樂家録)

クワンチャウ

灌頂

佛道に行ふ法にて、香水を人の頂に灌ぐ儀を云ふ、受戒或は修道昇進の時にあり、又結縁の時にもあり、之を結縁灌頂と云ふ、灌頂とは梵語アビセカの譯、天然の國王即位の時に四大海の水を以て頂に灌ぎ祝意を表するに始まる、灌は諸佛の大悲、頂は上の義、菩薩等覺究竟して妙覺に遷る時、諸佛大悲の水を以て、頂に灌ぎ、即自行圓滿にして佛果を證する事を得せしめ給ふを云ふ、三種の灌頂あり(一)摩頂灌頂は諸佛摩頂授記するを云ひ、(二)授記灌頂は諸佛言語を以て授記するを云ひ、(三)放光灌頂は諸佛放光して其人に得益を被らしむるを云ふ、我國眞言宗にては此法に倣ひて密法傳授の時に壇を設けて灌頂の式を行ふ、之を傳法灌頂又授灌頂と云ふ、此の灌頂を受けし者は阿闍梨と稱し、人に向て灌頂するを得、之を灌頂の師と云ふ、桓武天皇延暦二十四年九月丁卯僧最澄に勅して、清涼峰高野道場において、都會大壇を起し、諸寺の智行兼備の僧を撰で、灌頂を受けしむ、道澄、修圓、勤操、正能、延秀、廣圓等同じく此事に預りし者八人、小野朝臣峰守勅を奉て法事を檢校す、是本朝密灌の始なりといふ、仁明天皇承和三年灌頂道場を東大寺に置き、十年春秋二季結縁の灌頂を修し、尋で春灌頂を停む、嘉祥三年僧圓仁奏請して比叡山に於いて永く灌頂を修するに至る、(傳法)

クワン

クワンチャウウシヤ

灌頂記、貞丈雜記、佛教いろは辭典) 官廳地 明治時代、官省使寮司府縣の本廳及び確定せる支廳裁判所海陸軍本營分營等の地所をいふ、此地は、地券を其地方官より其省使へ交付し、府縣廳の分は、其坪数を本廳の帳簿に記載す、地租は、出すに及ばずと雖も、區入費は、各地方適宜出金の方法を設くべきなり、明治六年三月制定す、翌年十一月改正して官有地の第二種、官用地と合併せしむ(大日本租稅志、法令全書)

クワンチャウノシ

灌頂師 灌頂の時の阿闍梨を云ふ、クワンチャウノシを見よ、

クワンチャヤサン

菅茶山 「スガチャヤサン」を見よ、

クワンテイ

官底 神祇官及び太政官を云ふ、底は正字通に、文庫曰、底、宗教求春明退朝録公家文書彙、中書謂之草、樞密院謂之底、三司謂之檢、祕府有梁朝宣底二卷、即貞明中崇政院書也、ありて、舊は文書の事なるを、我國にては一轉して文書を納め置く所を云ひ、終に専ら官司の事に用ふるに至る、此他八省を省底、諸寮を寮底、諸司を司底と云ふも同じ、三代格貞觀十年六月二十八日の太政官符に、祭日諸社祀部等、理須未祭之前會集官底、各請幣帛云々、とあるは、神祇官を指し、本朝文符延喜十年四月二十八日の三善清行意見封事の中に、又勅籍解文必二通進、官、其一通留官底、一通加外題、即下式部省、省進、季符之日、與官底解文、勸令、然後請、印云々、とあるは太政官を云へるの類なり、又山槐記仁安二年四月二十三日條に、報賀新年始政始子今懈怠、廳底陸運之基也、符宣抄に、公鑒朝臣參入局底、可行情務、又清方朝臣參入局底云々、又

(高野) (德業) (唐者) 關以東なり、安養隆筆に五畿内に東海東山道を加へて二十八州とし、北陸山陽山陰南海西海道を合せて三十八州と云ひたるなりと云へるが、喜田貞吉氏は、歴史地理に其國名を擧げて東海道十五箇國、東山道の七國(近江を除く)、北陸道の六國(若狹を除く)にして其餘は關西三十八箇國(壹岐對馬は二島として除く)と云へり、後説稍々從うべきに似たり、保曆間記に、建武元年十二月成良親王と申に、足利直義副て關東八箇國の守護として鎌倉へ下向云々と見えたるは、坂東八國を指したるものなるべく、建武記の決斷所沙汰條々の中に、關東十箇國成敗事とある、十箇國は、その次に、奥州式評定衆引付諸奉行關東兩番次第等に參考せば、坂東八國並に奥羽二國を加へたるものにして、政治要略に見えたる坂東十國を關東十國と稱したるものなるべし、是等は共に坂東と混同して、關東と稱したる初めに於て、狹義に用ひられたる初見なるべし、(玉葉には、關東武士とも坂東武士とも云へば、早く鎌倉時代以前に混同せしものか)室町幕府の時關東管領あり、其管する所、義演准后日記によれば、坂東八國及び甲斐伊豆等を管せり、然れども足利管領衰へし後は、多くは箱根以東を指したるもの、如し、梅花無盡藏六靜軒軒銘詩并序に、公汗馬之勞、百戰積、獲萬全者、爲天下國家、而不爲私、江戶城爲是起本也、凡關以西之諸侯、望風而靡者、往々有之、朔關以東之八州、大半屬指呼、矣と見え、相州兵亂記、河越夜戰の條に、兩上杉關東八ヶ國の勢を拂て八萬餘騎にて同年九月二十六日發向し(中略)河越の城には北條左衛門大夫籠りける、本より無双の猛將にて、關東、伊豆、駿河、甲州境の戰に毎度魁魁の勳云々、同書上杉敗北並罷者最期之事條に、今年氏康三十八、上杉を追捕玉ひしより、關東

クワン

(高野) 宜、仰、國宰、令、勅、進之、若無國底、探、求、部内、等の廳底局底國底も皆同じく官司の事なり(標註職原抄別記)尙ほ年山紀聞にも見えたり、就て見るべし、クワンテン 官田 供御に充つる田地をいふ、御稻田にて、昔の屯田に同じ、後世の禁裏御料の類なり、不輸租田とす、之を宮内省或は國司に於て營種すれども、皆人に付して仰らしめ、地子地價等を納めしめて公用に充つるなり、大寶令制定の時、大和攝津に各官田三十町、河内、山背に各二十町を置き、每二町に牛一頭を配し、其牛は中々以上の一月に一頭を養はしめ、爲に雜畜を免す、官田ありて丁を役すべき地は、毎年宮内省より來年種うべき所の稻の色目と町段の多少とに准じ、功を料り官に申して之を支配し、その上役すべき日は役月の閑要に准じて國司より差配す、而して宮内省より雜任を差してその事を掌らしむ、之を田司といふ、田司は毎年その人を替ふ、年終に宮内省收獲の多少を校量し考に附けて褒貶す、稱徳天皇神護景雲二年二月、官田の營造は當時の長官一人をして主當して仰ることを爲さしむ、町別に稻五百束と定む、陽成天皇元慶三年十二月、藤原冬緒の奏請に從ひ、山城國に八百町、大和國に一千二百町、河内國に八百町、和泉國に四百町、攝津國に八百町、合せて四千町を割きて官田を置く、延喜の時、官田山城國二百町(宮内省營八町、國營十二町)、大和國十六町(省營九町、國營七町)、河内國十八町(省營八町、國營十町)、和泉國二町(國營)、攝津國三十町(省營十五町、國營十五町)とし、其營種料の稻は、町別に百五十束(和泉國百二十束)、獲る所の苗子五百束(和泉國四百束)と爲す、宮内省にて營すと國司にて營すとあり、官田の地子は耕種人をして數に依りて種として納めしむ、ま

クワン

大官田を割きて諸司の要劇料、番上の糧料に充て三宮の宮主戸座等の月料に給せし、ことあり、其後變遷詳かならず、鎌倉の時、御料所なるもの出て來れるは、これが變遷せるものなるべし、屯田(トントン)皇室御領(クワンシヨウヤウ)を見よ(令集解、三代格、延喜式、田制篇、大日本租稅志) クワンテン 願轉 私人號、推古天皇九年に相當し、凡四年間繼續す(逸年號考) クワント 官途 室町時代の詞、官を云ふ、但し諸國受領は官途受領と云ふ、此官途の事を司るを官途奉行と云ふ、クワントアキヤウ(參看(貞丈雜記)) クワントウ 關東 三關以東の諸國を指して云ふ、後世には三關以東を指す場合と、坂東を混同して關東と稱する場合との廣狹の二義に用ひらる、又鎌倉時代には鎌倉幕府又は將軍を指して關東と云ひ、室町時代には關東管領を指し、江戶時代には江戶幕府又は將軍を指して關東と云へり(關原) 始め詳かならず天武紀及び萬葉集を案するに、天武天皇の時には、多く東國と稱して、關東の名目なきを見れば、恐くは、この後起りしものならん、續紀天平十二年十月己卯の條に、朕緣有所意、今月之末暫往關東云々、壬午行幸伊勢國ことあるは關東の名の見えし初めに於て、關東の名が三關以東を指すことを知るべし、蓋し此の時都は東山道へは美濃不破關、北陸道へは愛發關を越えて入りしなり、(後世愛發關を廢して近江逢坂を加ふ、猶三關を見よ)吾妻鏡建仁三年八月二十七日の條に、將軍家御不例猝危急之間、有御讓補沙汰、以關西三十八箇國地頭職、被、讓、舍弟千幡君、以關東二十八箇國地頭並守護職、被、充、御長子一幡君ことあるも三

クワン

關以東なり、安養隆筆に五畿内に東海東山道を加へて二十八州とし、北陸山陽山陰南海西海道を合せて三十八州と云ひたるなりと云へるが、喜田貞吉氏は、歴史地理に其國名を擧げて東海道十五箇國、東山道の七國(近江を除く)、北陸道の六國(若狹を除く)にして其餘は關西三十八箇國(壹岐對馬は二島として除く)と云へり、後説稍々從うべきに似たり、保曆間記に、建武元年十二月成良親王と申に、足利直義副て關東八箇國の守護として鎌倉へ下向云々と見えたるは、坂東八國を指したるものなるべく、建武記の決斷所沙汰條々の中に、關東十箇國成敗事とある、十箇國は、その次に、奥州式評定衆引付諸奉行關東兩番次第等に參考せば、坂東八國並に奥羽二國を加へたるものにして、政治要略に見えたる坂東十國を關東十國と稱したるものなるべし、是等は共に坂東と混同して、關東と稱したる初めに於て、狹義に用ひられたる初見なるべし、(玉葉には、關東武士とも坂東武士とも云へば、早く鎌倉時代以前に混同せしものか)室町幕府の時關東管領あり、其管する所、義演准后日記によれば、坂東八國及び甲斐伊豆等を管せり、然れども足利管領衰へし後は、多くは箱根以東を指したるもの、如し、梅花無盡藏六靜軒軒銘詩并序に、公汗馬之勞、百戰積、獲萬全者、爲天下國家、而不爲私、江戶城爲是起本也、凡關以西之諸侯、望風而靡者、往々有之、朔關以東之八州、大半屬指呼、矣と見え、相州兵亂記、河越夜戰の條に、兩上杉關東八ヶ國の勢を拂て八萬餘騎にて同年九月二十六日發向し(中略)河越の城には北條左衛門大夫籠りける、本より無双の猛將にて、關東、伊豆、駿河、甲州境の戰に毎度魁魁の勳云々、同書上杉敗北並罷者最期之事條に、今年氏康三十八、上杉を追捕玉ひしより、關東

クワン

八ヶ國の大名、不、殘、出、仕、を、遂、げ、し、か、云、々、と、あり、て、伊豆、甲斐、駿河等を別にすれば、關東は箱根關以東を云へること明なり、此の外鎌倉大草紙、豆相記等にも關八州、關東八國等の名見えたるも、蓋し同じ意なるべし、然れども深く之を考ふれば、無盡藏以下の諸書は、固より文の勢を以てしたるに於て、必ず正確に云へるにあらず、此の時常陸國に佐竹氏ありて、北條氏に屬せず、伊豆を知行せしを以て、常陸を除き、假に伊豆を加へて稱せしものか、天正十八年徳川家康江戶に入府の後、舊稱に從て、常陸を除き、伊豆を以つて關東八州と定めたり、續本朝通鑑天正十八年七月の條に、壬子秀吉入小田原城、以北條所領伊豆相模武藏安房上野下野上總下總八州、悉授附大神君、神君返、甲信駿遠參五州於秀吉、(舊俗稱關東八州者、除伊豆、加常陸、蓋箱根以東也、但北條領伊豆、而佐竹領常陸一國、不屬北條、故以伊豆換常陸、稱八州、神君亦依其舊制)とあるは據あるに似たり、慶長五年關ヶ原戰役後伊奈氏は關東郡代として甲斐駿河遠江信濃等を管領して、伊豆以西に及べり、科條類典所收の元文二年二月の法令に、右之通關東八州並に伊豆國村々へ可被相觸候とあるを見れば、後には伊豆を除き箱根以東を指したること明なり、蓋し保曆間記以後のものには、時に伊豆以西に及ぶものもある、附屬の意にて、何れも狹義に用ひられ、坂東を誤りて關東と稱したるものなるべし、江戶時代俗に近江の井伊氏を關西の旗頭、伊勢の藤堂を關東旗頭と稱するは、三關を限りたる舊稱に從ひしものにて廣義に用ひたるものなるべし、守隨評座記寛文八年關老覺書には、東海道十五、東山道八、北陸道七、山陰道の内、丹波、丹後、但馬の三國を加へて、右三十三箇國、可、用、守、護、產、太、郎、稱、之、旨、明

クワン

暦元年被三仰付之訖云々と見えたり、山陰道三ヶ國を加へし理由詳かならざれども、單に日本全國を兩分して、東西の名稱を用ひしものか、地方凡例録内藤野氏の徳川施政大意、安政紀事等によれば、参河以西を上方とし、遠江駿河以東を關東と稱したり、之を要するに、關東は法令によりて、定めたるものにあらずるを以て、初めは専ら三關以東を限りて稱せしが、後には關東二十八國內の一部分、即ち坂東八國、或は十國を稱し、或は遠江以東を稱し、或は箱根以東を稱して云へるに、必ずしも一定したるものにあらずるべし、猶「アヅマ」に「メントウ」を參看すべし。

クワントウケンタイ

江戸幕府の職名、關東に於ける徳川領地の事を管す、勘定奉行の下、吟味役の上に在り、伊奈氏の世職にして家臣の中に奉行、手代、下手代等の役員あり

クワントウクワンリヤウ

關東管領 關東の事を總轄す、評定衆、引付頭人、引付衆、政所、執事、問注所、執事、侍所、所司、越前奉行、評定奉行、御所奉行、陣奉行、社奉行、鶴岡總奉行、津奉行、箱根奉行、撫物使、造營奉行、御の奉行、堀奉行等の稱、舊記に顯る、其設置の年紀、著名なるは各條に掲ぐ、建武二年、北條時行亂を鎌倉に起す、足利尊氏に詔してこれを討たしむ、尊氏征夷將軍となりて、關東八箇國の將士を管領せんと請ふ、管領は許され、將軍の任は勳功に沿革略史)

クワン

依るべしと命ぜらる、時行敗するに及び、自ら征夷將軍東國の管領と署し、有功を擯賞す、頼朝の舊に依り、府治を關置す、是關東管領の始めなり、尋て弟直義をして管領せしむ、尊氏叛するに及び、新田義貞の奏により、尊氏親王を東國の管領とし下向せしむ、軍敗れて京に還る、直義亦上京するに及び、尊氏の長子義隆を以て東國を鎮せしむ、又管領と稱す、義隆、上杉民部大輔憲顯を以て鎌倉の執事とす、貞和五年、義隆歸京す、尊氏太子基氏を以て、これに代ふ、上杉憲顯、高師冬を執事とす、基氏より氏滿滿兼、持氏の三代を経て、世々鎌倉の主帥たり、威權將軍に亞ぎ、幕府に擬して諸職を置く、此時に至り、執事上杉氏、常に管領の稱を用ふ、爰に於て主帥を御所と稱し、又は公方と云ふ、持氏亡びて後、子成氏以來、只公方の名稱を存して、下總の古河に在り、管領は、貞治中より、上杉氏世襲す、憲顯の家を山内氏と云ひ、憲顯の兄の子憲謙の家を、大懸氏と云ふ、應永中、大懸氏亡び、山内氏獨職を襲ふ、傳へて憲政に至り、北條氏の爲めに逼られ、越後に出奔し、長尾景虎に依る、景虎請うて義子と爲り、關東管領職を襲ひ、諸將を號令す、輝成卒するに及びて、復其職を繼ぐ者なし(武家名目抄、官制沿革略史)

クワントウサイカタガカリ

關東在方掛 江戸幕府の職名、安房、上總、下總、常陸、所在の地方開墾、牧場、其他一切の事を管掌せしむ、高二千石の職にして、組頭、留役等、これに屬す

クワントウシフハチダンリン

關東十八檀林 江戸時代、關東に於ける淨土宗十八箇寺の檀林をいふ、江戸名所圖會に、十八檀林は、武藏

クワン

常野等に存在し、阿彌陀佛六八本願の中第十八を以て最勝とするに因み、徳川氏の稱號松平氏の松の字、木公に從ひ尙細に別つときは十八公なり、依て是を彌陀の十八願にかたどり、精舎十八區を建て、永く梅檀林として多く英才を育し、法運無窮の謀を設け、子孫の永く安からんことを祈り、守護し奉る旨を表する爲に作るといふといへり、其寺院の名左の如し(和漢三才圖會)

Table with 4 columns: 寺名, 所在地, 寺名, 所在地. Lists various temples and their locations in the Kantō region.

クワン

縮出役

郡代(アングタイ)の職員の様を見よ、クワントウハツシヤウ 關東八將 室町幕府の時、關東の豪族小山、里見、佐竹、小田、結城、宇都宮、那須の八家を云ふ、小山は上野に、里見は安房に、佐竹、小田は常陸に、結城は下總に、宇都宮、那須は下野に在りて、古河の足利成氏を襲撃せり、クワントウバンヤク 關東番役 鎌倉大番役(カマクラオホバンヤク)を見よ、クワントウヒヤウチヤウテン 關東評定傳 一巻、詳書類從四十九、補任部、經濟雜社本第三輯に收む、嘉祿元年北條泰時以來、弘安七年北條時宗に至る迄、毎年の條下に鎌倉幕府の執權評定衆及び引付衆等の補任を記したるもの(未詳、關東評定傳)

クワントウヘイランキ

關東兵亂記 四卷、詳書類從三百八十四、合戦部、經濟雜社本第三輯に收む、又相州兵亂記ともいふ、上巻は關東公方の由来、持氏憲實不和の事より、後北條氏勃興の事跡を説き、太田道灌後の事を記したるものなり、一は關東公方の由来、持氏憲實不和の事、二は兩上杉氏の不和及び後北條氏早雲の勃興の事、三は後北條氏綱三浦氏を亡ぼし、小弓御所義明と合戦する事、四は兵庫の永祿四年に至る迄關東の戦亂を記したり(未詳、關東兵亂記)

クワントク

寛徳 後朱雀天皇御宇の年號、長久五年十一月二十四日改元、炎旱疾疫に依りてなり、二年を経て後冷泉天皇承と改む、後漢書に、上下歡欣、人懷寛徳とあるに據る、文章博士平定親朝臣之を勘申す(元祿別錄)

クワントクタク

觀徳堂 大内親豐樂院九堂の一、次の南堂ともいふ、豐樂院の東方、顯陽堂の

クワン

クワントフキヤウ

官途奉行 幕府の將士の任官叙爵の事を掌る、幕府の將士の任官は總務にて其職に備はらず、幕府より執奏し、成功錢を收めて拜任す、拜位も又執奏に依る、源賴朝の初政には、定れる吏を置かず、建長の頃に至りては、既に其所職を定めしと見えて、多くは清原満定此事を奉行せり、爾後弘安の頃より評定衆を以て此の奉行となす、蓋し稍其所職を重くし、不平人の異論を壓せられしならん、室町幕府に至り、應安中攝津掃部頭滿親を以て之に補せしを始めとす、爾來攝津家の世職となる(武家名目抄、官制沿革略史)

クワントス井キヨシヤウ

官途推舉狀 武家の任官申狀を云ふ、今左に後醍醐天皇正平十一年北畠顯信官途推舉狀(陸中南部行義所藏)を示せば、其一斑を知るべし、(花押)(願信) 申 薩摩守 大炊助源信光 正平十一年十一月十九日

クワンニ

寛仁 後一條天皇御宇の年號、長和六年四月二十三日改元、代始に依りてなり、四年を経て治安と改む、會稽記に、寛仁祐云々とあるに據る、式部大輔廣業之を勘申す(元祿別錄)

クワンニ

寛仁 後一條天皇御宇の年號、長和六年四月二十三日改元、代始に依りてなり、四年を経て治安と改む、會稽記に、寛仁祐云々とあるに據る、式部大輔廣業之を勘申す(元祿別錄)

クワン

クワンニ

官人 院廳官を云ふ、クワンニチヤククワンニを見よ、また坊官をいふ、バウクワンニを見よ、クワンニ 願人 「クワンニンバウ」を見

クワンニ

願人座 大内裏左青理門の北殿即ち敷政門北廊の西四間、綾綺殿の南面土庇中三間の所に在り、西面及び北面壁にて、東面に床子の座あり、長秋記に、大治五年十一月十一日(任中納言始着陣)入自敷政門、暫立官人座前、召官人、問時、官人入自宣仁門、見時、時而出云、時西二云云」と見えたり(大内裡圖考證)

クワンニ

願人坊 江戸時代乞丐の一種、僧侶の姿を爲したる乞食にして、他人の代待、代垢離などせしより此名あり、一説に、訴訟の爲江戸に來り滞在中貯盡きて乞食となりし故、願人坊主と云ふと云へるは非なり、起原詳かならず、或は云、徳川開府以前鞍馬山に本願人と稱する者あり、また大阪陣の時願人妙教坊なる者多門天の札守を獻ることあり、慶長中より江戸に來り内秘に僧侶の探偵を爲したる者ありて目付の名目ありと、是によればもと僧より出でしが、慶安五年二月三日の町觸書に、願人十三人、道心者十四人云々と見え、又寛治元年八月十五日の令に、町宅の出家、山伏、願人坊主、名前帳面に仕立、町年寄へ可差出之云云とあり、當時只米錢を乞ふのみならず、後には生活の滞きより、やゝ小細工ある者は種々の物品を作りて持歩き、聲音よき者は、歌、淨瑠璃をうたひ歩き、辯舌ある者は、戲開帳阿保陀羅經などを誦じ、能藝ある者は舞踊、鼓などして米錢を乞ふに至り、遂に釋迦願人、施銀鬼願人、裸願人、ヤントコセ(住吉踊

クワン

クワン

松尾神社	大山咩命	山城葛野郡松尾村上山田
平野神社	今木、久度、古開、比咩の四神、古開	同 同 衣笠村小
稻荷神社	倉稻魂神、猿田彦命、大宮女命	同 同 伊那郡深草村
賀茂別雷神社	別雷神	同 同 愛宕郡上賀茂村
賀茂御祖神社	玉依姫命	同 同 京都市下鴨町
平安神社	賀茂健角身命	同 同 京都市下鴨町
八坂神社	桓武天皇	同 同 京都市下鴨町
大神神社	素盞鳴命、稻田比賣命、八柱御子神	同 同 京都市清井町
大和神社	倭大物主權瓊玉命、倭大國魂、八千戈、御年の三神	同 同 大和郡三輪町
石上神社	布都御魂命、天兒、比賣の四神	同 同 同 奈良市春日野町
春日神社	健甕御魂命、天兒、比賣の四神	同 同 同 奈良市春日野町
廣瀬神社	若字迦賣命	同 同 同 奈良市春日野町
龍田神社	天御柱命	同 同 同 奈良市春日野町
丹生川上神社	高麗神、阿象女神	同 同 同 奈良市春日野町
攝原神社	神武天皇	同 同 同 奈良市春日野町
吉野神社	五十鈴媛皇后	同 同 同 奈良市春日野町
牧岡神社	天兒屋敷命、比賣	同 同 同 奈良市春日野町
大島神社	神武天皇、齋主神	同 同 同 奈良市春日野町
住吉神社	表、中、底筒男命	同 同 同 奈良市春日野町
生國魂神社	長帶姫命	同 同 同 奈良市春日野町
廣田神社	生島神、足島神	同 同 同 奈良市春日野町
熱田神社	廣野木殿之御魂天	同 同 同 奈良市春日野町
淺間神社	藤原朝臣	同 同 同 奈良市春日野町

クワン

三島神社	玉藏入彦殿之事代	伊豆田方郡三島町
水川神社	素盞鳴、大己貴、稻	同 同 武蔵北足郡大宮町
日枝神社	大山咩命	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
明治神社	明治天皇	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
安房神社	照憲皇太后	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
香取神社	天太玉命	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
鹿島神社	齋主命	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
日吉神社	健甕神	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
多賀神社	伊弉那岐、伊弉那	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
建部神社	日本武命	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
諏訪神社	健甕名方富命	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
月山神社	八坂刀賣命	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
氣比神社	神功皇后外六神	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
出雲大社	大國主命	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
日前神社	日前大神	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
國懸神社	國懸大神	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
熊野坐神社	家都御子神	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
熊野速玉神社	熊野速玉神	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
丹生都比賣	丹生都比賣神	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
伊弉諾神社	伊弉諾岐命	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
香椎宮	仲良天皇	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
宮崎宮	神功皇后	同 同 同 武蔵北足郡大宮町
宗像神社	多紀理姫、市杵島	同 同 同 武蔵北足郡大宮町

クワン

宇佐神社	譽田別尊、比賣神、大帶姫命	豊前宇佐郡宇佐町
阿蘇神社	健甕龍命	肥後阿蘇郡宮地町
宮崎神社	神日本磐余彦尊	日向宮崎郡大宮町
鶴戸神社	鶴戸草葺不合尊	日向宮崎郡大宮町
鹿兒島神社	彦理々出見命	日向宮崎郡大宮町
霧島神社	彦理々出見命	日向宮崎郡大宮町
札幌神社	大國魂神、大己貴	日向宮崎郡大宮町
樺太神社	少彦名神	日向宮崎郡大宮町
臺灣神社	大國魂命、大己貴命	日向宮崎郡大宮町
白峰宮	崇徳、淳仁兩天皇	山城京都市飛鳥井町
梅宮神社	酒解、大若子、小若子、酒解子神	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
貴船神社	開羅神	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
大原野神社	健甕神、齋主、天	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
吉田神社	兒屋根、比賣神	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
北野神社	菅原道真朝臣	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
水無瀬宮	後鳥羽、土御門、順徳三天皇	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
生田神社	稚日女尊	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
長田神社	事代主神	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
井伊宮	宗良親王	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
鎌倉宮	護良親王	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
金鑽神社	天照大神	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
御上神社	天之御影命	同 同 同 山城京都市飛鳥井町
金崎宮	尊良親王、恒良親	同 同 同 山城京都市飛鳥井町

クワン

海神社	底、中、上津綿津	播磨明石郡垂水村西垂水
赤間宮	安徳天皇	長門下関市阿彌陀寺町
殿島神社	市杵島姫命	安藝佐伯郡殿島町
住吉神社	表、中、底筒男命	長門下関市阿彌陀寺町
伊太祁曾神社	大屋毘古命	同 同 同 長門下関市阿彌陀寺町
熊野那智神社	家津御子神、熊野速玉神、夫須美神	同 同 同 長門下関市阿彌陀寺町
吉備津神社	大吉備津彦命	同 同 同 長門下関市阿彌陀寺町
太宰府神社	菅原道真朝臣	同 同 同 長門下関市阿彌陀寺町
英彦山神社	忍骨命	同 同 同 長門下関市阿彌陀寺町
八代宮	懷良親王	同 同 同 長門下関市阿彌陀寺町
大國魂神社	武藏大國魂神	武蔵北多摩郡府中町
鹽門神社	玉依姫命	同 同 同 武蔵北多摩郡府中町
住吉神社	底、中、表筒男命	同 同 同 武蔵北多摩郡府中町
波上宮	速玉男尊、伊弉册尊、事解男尊	同 同 同 武蔵北多摩郡府中町
別格官幣社		
豊國神社	豊臣秀吉	山城京都市下京區茶屋町
護王神社	和氣清廣、廣虫	同 同 同 山城京都市下京區茶屋町
建助神社	織田信長	同 同 同 山城京都市下京區茶屋町
梨木神社	三條實萬、實美	同 同 同 山城京都市下京區茶屋町
談山神社	藤原鎌足	同 同 同 山城京都市下京區茶屋町
四條原神社	楠木正行	同 同 同 山城京都市下京區茶屋町
淡川神社	楠木正成	同 同 同 山城京都市下京區茶屋町

クワン

阿部野神社	北島親房、顯家	攝津東成郡住吉村
結城神社	結城宗廣	伊勢津市藤方村
東照宮	徳川家康	駿河安倍郡久能村根古屋
靖國神社	明治維新前後殉國者	武蔵東京市麹町區富士見町
小御門神社	藤原師賢	下野上野郡日野町
常磐神社	徳川光圀、齊昭	常陸水戸市常磐町
東照宮	徳川家康	下野上野郡日野町
唐澤山神社	藤原秀郷	同 同 同 下野上野郡日野町
雲山神社	北島親房、顯家、顯信、守親	同 同 同 下野上野郡日野町
上杉神社	上杉謙信	同 同 同 下野上野郡日野町
藤島神社	新田義貞	同 同 同 下野上野郡日野町
尾山神社	前田利家	同 同 同 下野上野郡日野町
名和神社	名和長年	同 同 同 下野上野郡日野町
豊榮神社	毛利元就	同 同 同 下野上野郡日野町
野田神社	毛利敬親	同 同 同 下野上野郡日野町
菊池神社	菊池武時、武重、武光	同 同 同 下野上野郡日野町
照國神社	鳥津齊彬	同 同 同 下野上野郡日野町

クワン

クワンベイヤイシシグウ 官幣大神宮

宇佐神社へ調進の官幣を暫く納め置く所をいふ、豊前國京都郡草場に在り、官幣を此の宮に納め置くは、田河郡探銅所村なる長光家に鑄造する鏡の成るを待つ間とす、斯くて鏡を官幣大神と稱して、勅使の持ち來れる幣帛を添へ、宇佐神社へ調進し給ふといふ

クワンムヘイシ 桓武天皇 皇別、所系一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬多親王、賀陽親王、仲野親王等より出づ(一)葛原親王の裔最も盛なり、葛原親王二子高棟王、高見王を生む、淳和天皇天

クワンムテンワウ 桓武天皇 皇別、所系一ならず、桓武天皇の皇子葛原親王、萬多親王、賀陽親王、仲野親王等より出づ(一)葛原親王の裔最も盛なり、葛原親王二子高棟王、高見王を生む、淳和天皇天

クワンホ 寛保 櫻町天皇御宇の年號、元文六年二月二十七日改元、三年を経て延享と改む

クワンム 官務 在大史を云ふ、サダイシを

クワンレキノガ

たるが故に、六角定頼、朝倉義景の輩も、此稱を襲へり(官制沿革略史)
クワンレキノガ 還曆賀 名義年六十一歳の祝賀をいふ、一に本卦還の祝とも云ふ、生年の干支に還歸するを以て、生誕の日を祝ふ故に名づく、支那にて華甲、或は重逢と稱す(起原沿革)爲家集に、久しかれつもの六十の一とせに今ゆくすゑの千代をかぞへてとあるを初見とす、其儀尊卑によりて異なれりと雖も、概して當日は、親戚知友を會して詩歌を吟詠して之を祝し、後ち酒宴にうつる、後世は主人自ら赤頭巾、赤き衣服をつけて諸客に會するを例とせり、これ元の小兒に若かへりたるの儀なりと云ふ、江戸時代水戸西山公、儒臣人見卜幽の七十歳を賀し、壽酒及び杖、酒肴を賜ひてより、其他の諸侯これにならひ還曆の祝盛に行はれ、賀筵を張るに至り(閑田耕筆、西山隨筆、世事百談、貞丈雜記)

クワンロク

官祿 「ロク」を見よ、
クワンロク 觀勅 名義百濟の人 事蹟 推古天皇十年十月貢し來る、學術あり、曆本及び天文地理方術の書を獻す、三十二年四月、沙門祖父を殺すものあり、朝廷初めて僧正を置き、僧尼を檢校す、勅選ばれて此任に當る(元亨釋書)

クワヤク

課役 名義人民より出さしむる調と役をいふ、後世單に人民を徵發して、公家の工事に使役せしむるをいふ、課、邦言オホス、人民をして貢賦の類を負はしむる義、役、邦言エダナ、役發の義、凡そ道橋を修築し、池溝を開通し、宮殿を構造する等、皆丁夫を役使す、正丁は歳役十日、其役に服せざる者は、庸物を出して以て之に代ふ、十日以外留役するを雜徭と爲す(起原沿革)上古未だ斯制あり

クワヤ

らす、意ふに、事に當て民人を役使したるなるべし、崇神天皇十二年に至りて、始めて人民を校し、長幼の次第、課役の先後を知らしむ、爾來史筆に載る者愈々多し、然れども、未だ以て明徴すべからず、推古天皇十二年、制定の憲法十七條の内に、民を使ふに時を以てするは、古の良典なり、故に冬月は開あり、以て民を使ふべし、春より秋に至るまでは農桑の節なり、民を使ふべからず云々と見えたり、文武天皇大寶令制定の時に及て其制備はる、賦役令に、凡正丁歳役十日、若須收庸者、布二丈六尺、一日、二尺六寸、須留役者、滿三十日、租調俱免、少者、計見役日折免、通正役、並不得過四十日、次丁二人、同正丁、中男、及京畿内、不在收庸之例、其丁赴役之日、長官親自點檢、並開衣糧一周備、然後發遣、云々又、凡春季附者、課役並免、夏季附者、免課役、秋季以後附者、課役俱免、其詳冒隱避、以免課役、不限附之早晚、皆徵發當年課役、逃亡者附亦同、とあり、爾後延喜式に至るまで大略之に據る、是より降りて其制漸く變じ、人夫物件に論なく、便宜之を課徴す、鎌倉以降課役と稱するもの、上世と趣を異にし、即ち内裏社殿の造營、及び城池道橋堤防の構築、驛傳の運輸等、其事あるに臨み、費用を課して米錢を徵收し、又民人を役使するものを總稱す、初め段別に課して段錢といひ、後ち石高に賦して高掛米と稱す、吾妻鏡地方凡例錄等諸書を考ふるに、鎌倉幕府の時課役類案にして、諸國段錢を對俾する者少からず、室町時代に至り、天下騷擾し、民或は未相田宅を賣て段錢の未進を償ふに至る、江戸時代課役多からざるにあらずと雖も、村役を課すれば則ち三役(サンヤク)を免じ、田島五分以上を損すれば則ち諸役を除く等の定法を設け、以て慶應に至る意なり、

クワヨ

クワヨボロ 鐙丁 田丁をいふ、書紀安閑天皇元年十月の條に、請爲皇后次妃、建立屯倉之地、使留後代、令顯前迹(中略)以難波屯倉與每郡鐙丁、給脱宅媛、以示於後、式觀平昔こと見えたり、ヨボロ參看、

クワヨ

火輿 送葬の時香輿と共に棺の前後に附して中に燈明を點火するもの(喪儀類證)左經記に、次火輿(輿内立)小靈居油坏於其上明火、駕丁二人布衣烏帽子、著當色(荷之)云々と見えたり、

クワヨ

掛絡 禪僧の用ふる袈裟の名、又掛子或は結子とも云ふ、釋氏要覽に、結子或呼掛子蓋此先聖僧創之、後僧效之、又云衣名、見掛絡在身、故因之稱也と見えたり、ケサ參看、

クワリン

果隣 弘法大師十哲の一、初め東大寺に居りて、賢首、慈恩の二教を學び、名聲あり、後ち弘法大師の道聲を聞き、往きて參謁す、大師兩部密法並に諸儀規を授け、高雄を主らしむ、天長の間、又同じく金剛峰寺に入りて、秘法を精修す、大師の滅後、修禪寺に住す、後ち其終る所を知らず(東國高僧傳)

クワレウ

過料 江戸時代における庶人の罰金、錢貨を收めて罪を償はしむるをいふ(起原沿革)過料の名は早く鎌倉時代より散見せり、即ち過意料の義にて、過意として收むる料錢の意なりしが、江戸時代八代將軍吉宗の享保三年此刑を設く(種類及處分法)(一)輕過料、單に過料とも稱す、三貫文又は五貫文を徵收す、(二)重過料、十貫文乃至二十貫を徵收す、(三)身上に應じての過料、其分

け

限に應じ、三分一、三分二、或は四分一等を徵收す、(四)小間に應じての過料、家屋の開口の間に應じ、過料高を割り付けて徵收す、(五)村高に應じての過料、村高百石に付き、二貫文の割り合を内て徵收す、(六)連帶の過料、多人數連帶して責任を有する時、全體の人數に對して科するをいふ、○王朝時代には贖銅、鎌倉室町兩時代には過意あり、就きて見るべし(古事類苑法律部)、なほ御定書百ヶ條を按ずるに此刑に處せらるべき罪の種類を載せれば參考として左に掲ぐ、過料即ち輕過料に相當するものは欠落奉公人を尋出さる請人、素人宿にて十人餘請列致す者、請合人なき欠落者を圖置く者、離別狀を取らざる女を取持つ者、及び縁付し女の親元、引取し男、三笠附致す者、博奕打者、取退無盡致す者、盜物買に取り或は買取者、物を拾ひ訴出さる者、預け人を取り逃者、知らずして追放者の請人或は店に置く者、新田地へ無斷家作せし者、盜人の宿せしを知らざる、名主組頭五人組の者、隱鐵砲玉藥賣る者、隱鐵砲打者と親み鳥獸を商賣致す者、倒者並に捨物等あるを押隠す者等にして、重過料に相當するものは、欠落人を隱置く家守、隱鐵砲所持の村方、他所より來り打ちし村方の名主組頭、廻船荷物出賣出買せし者及賣買主、隱賣女の名主及び地主、三鳥派不受不施派に村方の歸依せるを知らざる名主、口論の上人殺に荷擔せし者、車にて人を殺せし者の車持主等なりとす、

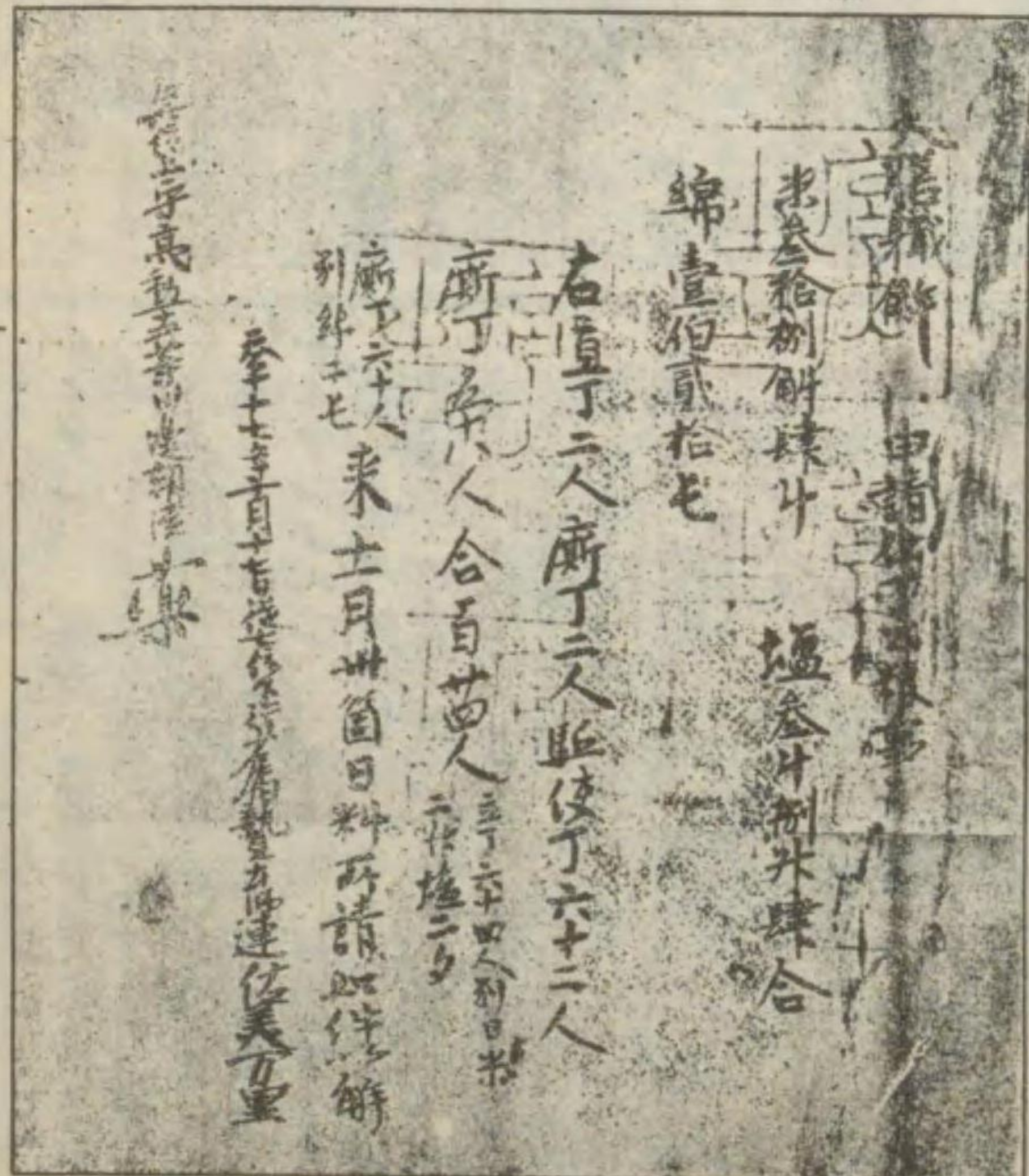
ケ

褻 なれて常とするを云ふ、晴又は公に對する詞、ナレとも云ふ、假令ば褻衣と云へば平常の衣服を云ひ、褻御所と云へば、上皇平常御住居の御所を云ふが如し、古今集に、朝にけに見べき君としたのまればおもひたちぬる草枕なり萬葉集に、おほよそにわれしおもはば下下にてきて、なれにし衣をとりにきめやも、枕草子に、むれつふる、物、けどころなるにて、ことに又いちじろしからぬ人の聲聞つけたるは、後賴法師が秋風を吹白川の關とよみたらん關をば、けなりにて、ひんふくためてはすきたまはんそ、吉大記文治四年十二月十九日後白河法皇六條殿御移徙の條に、褻御所と見えたるは皆なれて常とする意なり、

ケ

偈 佛教の歌頌を云ふ、贊嘆の詞、古くは四句續なりしを以て四句と云ふ、梵語、伽陀(伽他)偈夜と云ふ、古譯偈作とす、伽陀の訛なり、又陀を略して單に偈と云ふ、支那に、頌又は韻頌と譯す、頌は美なり、歌なるを以て之を歌頌する故に云ふ、即ち言語を美麗にし、音調を整へて諷歌するなり、或は偈頌とも云ふ、俱舍寶記に、伽陀舊名爲偈、此詠略也、訛伽爲偈、又略三其陀、法華支論に、伽陀此云三重頌、亦略云偈耳、四句爲頌如三此間詩頌、也とあり(根橋居士集、佛教

(載所書文古本日本)藏所氏郎太子名日後甞



す(合義解、黒板博士説)

ケイ

式部省解申其事、其事云々、謹解、

年月日	大録位姓名
卿位姓名	大丞位姓名
大輔位姓名	少丞位姓名
少輔位姓名	少録位姓名

(公式令)

ケイ 啓 皇太子及び三后に進言するを云ひ、進言に用ふる文書をもいふ、又上啓とも云ふ(令義解) 天皇に進言する奏と對す、文書としての啓の様式を示せば左の如し、

春宮坊啓
其事云々謹啓

年月日
大夫位姓名
亮位姓名
亮位姓名

奉、令依、啓、若不依、啓者、即云、令處分、云々 (公式令)

此外簡人より皇太子三后に上申する場合にも用ひられ、上長官に上申する時には、解の代りとして用ひられたり、又簡人書簡の消息にも用ひらる、後世消息に一筆啓上とあるも、これより出でしなり(黒板博士説)

主奴左京下生和雄弓誠恐誠謹啓
願供奉經所事

百進弓、頃者聊有私願、數旬之間、可爲齋食、伏願、幸垂殊恩、預書者例、則生活得便、私願亦果、但恐、曾無犬馬之仕、類蒙庇隆、不勝仰望之至、輕驚龍門、死罪死罪、頓首頓首、謹啓、

天平寶字六年閏十二月九日 (正倉院文書)
啓 樂器の一種、うちならしといふ、方

ケイ

啓(ハウケイ)の條を見よ、

ケイ 刑 刑對(ケイバツ)を見よ、

ケイ 外位 名義外官の人に賜ふ位をいふ、郡司、軍毅、國博士、醫師、帳内、資人等に賜ふ(諸國の主典以上は外官なれど、任期満ち歸京して加階する故に外位を賜はらず) 正五位下より少初位下まで二十階あり、内位よりは稍輕し、民部式には位田は内位の半を減する事見えたるにて知るべし(起原詳見)

天武天皇の御代、外小錦上の名見えたらば、大寶以前既に其制ありしなり、文武天皇大寶元年正五位下より少初位まで二十階を制定す、神龜の頃より、内官をも外位に叙する事始まる、三代格神龜五年二月二十八日太政官奏に、内外五位不合同等事、據撰叙令云、凡内外五位以上勅授者、准錄令云、五位以上不在食封之例、直稱正屯之數、則知内外之目、舊來殊號、殊料之色、未有一處分、禮敬等級、登合同科、自今以後、隨名異秩、以外別別姓高下、以内則擇家門地、其五位以上子孫、歷代相襲、冠蓋相望、並明經秀才、堪國家大儒後生領袖者、即選内位、餘選外位、但得外位後、積其功効、應入内位者、便叙當位當階、不須連延日時、其別勅特授、不拘此式ことあり、其後には内外官の論なく、姓氏の凡卑なるを外位に叙する事となりたり、故に若し高貴の姓氏の人の外位に叙せらるゝ事あれば、愁訴して内階を賜り、又功勢に隨ひて内階に轉する事ありき、是を入内と云ふ、延喜以後は漸く外位に叙する事廢れたれども、叙位を行ふ時、猶内外階の區別ありし事江次第に見えたり、位階(ケイカイ)參看(令義解、三代格、冠位通考)

ケイアイジ 景愛寺 山城國京都五辻
○京都尼寺五山の一起原始也 足利貞氏の子代野

ケイ

(如大禪尼)の創建する所、室町幕府之を尼寺五山の甲位に昇す、ゴザン參看(山城名勝志)

ケイアン 慶安 後光明天皇御宇の年號、正保五年二月十五日改元、四年にして承應と改む(開國周易に、乃終有慶、安貞之吉、應地無疆とあるに據る、菅原公適之を勸申す(國朝年號譜))

ケイアンノヘン 慶安變 徳川三代將軍家光の時、江戸に由比正雪といふものあり、軍學を講じて門人頗る多く、名聲また藉甚たり、性英邁にして亂を好む、本郷弓町に在りて槍術を師範とせる丸橋忠彌と交を結び、密に機を見て共に事を擧げんとせしが、會々慶安四年に至り、家光薨じ、子家繼立つ、年なほ幼弱なり、正雪思へらく、將軍既に薨じて嗣子幼きが上に、戰亂の創痍いまだ全く愈えず、此時に及んで事を爲せば必ず成就すべきなりと、即ち忠彌と共に其策を講ず、正雪はまづ紀伊大納言の家臣と稱して、陰に陽に同志を募り、其目的やい達したれば、愈々擧兵の手段を定め、一方にては小石川御所藏奉奉行河原十郎兵衛を誣らひ、烈風に乗じて火を藏に放たしめ、徒黨のものまた之に乗じて、火を市内の各所に放ち、老臣等の急ぎ登城するを要撃して之を倒し、かたて製したる葵の紋の高提灯をもとじ、紀州殿登城と大呼して城内に亂入せしめ、一方にては正雪自ら駿河に走り、同志を集めて之と同時に市中に放火し、其騒動に乗じて久能を奪ひ、機を見て駿府城をも取らんとして、而していまだ決行せざるに先だち、七月二十三日、御弓師栗林慶四郎は、密に正雪等の徒の弓矢を調進せる趣を町奉行所に告げ、老中松平伊豆守信綱の家人奥村權之丞も、また密謀を信綱に告ぐ、茲に於て幕府急に町奉行に令して、即夜忠彌の宅を襲はしめ、忠

ケイウ

彌並に妻子徒黨を捕へ獄に下す、又駿府へは、新番駒井右京を遣はし、駿府城代大久保忠成と共に、正雪逮捕の事を計らしむ、時に宮ノ町梅屋九郎左衛門の家に、正雪の宿泊せるを訴ふる者あり、加番秋田盛季等乃ち與方同心を以て旅宿を圍む、正雪事の露顯せるを知り、遂に遺書を留めて自刃す、時に七月二十六日、翌日、正雪の父彌右衛門及び兄五郎半左衛門、第三左衛門等を駿河足洗村に於て捕ふ、八月十日、各其罪科を亂し、品川に於て忠彌以下二十八人を磔し、七人を斬に處す、同十三日、また二十三人を磔或は梟首に處し、正雪以下駿河に於て自殺せし者は、同國安倍川の邊に梟首す、十四日、訴告せし浪士林理左衛門に五百石、奥村權之丞の弟八左衛門、從弟七郎右衛門等に、三百石を賜ひて家人となし、弓師藤四郎に百五十俵を加へて二百俵と爲し、奥村權之丞に五百石を加賜す、其他追捕せし下吏等に恩賞ありて事著す、是を慶安の變、又は由比正雪の變とも云ふ(油比正雪一件、古今史蹟)

ケイウン 慶雲 文武天皇御宇の年號、大寶四年五月十日改元、西樓の上に慶雲現はるゝを以てなり、四年を経て元明天皇和銅と改む(續紀)

ケイウン井 慶雲院 足利義勝(アシカガヨシカツ)を見よ、

ケイウン井ンナイダイジン 溪雲院内大臣 中院通茂(ナカノケンミチシゲ)をいふ、

ケイオウ 慶應 第義孝明天皇御宇の年號、元治二年四月七日改元、三年にして明治と改む

出典文選に、慶雨應輝皇階授木とあるに據る、

ケイカ 慶賀 任官叙位の後、御禮を申上るゝと云ふ、ヨロコビマツシと云ふ、拜賀慶慶とも云ふ、葵慶賀の略、江次第任大臣の條に、新任大臣參

ケイカ

弓場殿(今葵慶賀)とあり、

ケイカウ井ンクワンバク 景皓院關白 鷹司信尙(タカツカサノアヒサ)を見よ、

ケイカウテンワウ 景行天皇 名は大足彥彥、大足彥彥代別天皇と稱す(皇極經世) 垂仁天皇十七年戊申御降誕、纏向の日代宮に即位し給ふ、十二年熊襲叛せしかば、八月親征の途に上り、九月周防國要津に至り、先づ多臣の祖武諸木、國前臣の祖見名手をして豐筑の二國を討たしめ、尋で豐國長峽縣に行幸し、行宮を造りて京といふ、十月頃田國を巡幸し、十一月日向國に入り、高屋行在に在す、十二月熊襲討伐の軍議ありて、遂に熊襲梟帥の女市乾鹿交を召して賜寵し、其手を借りて梟帥を誅し、餘黨亦尋で平ぐ、然れどもなほ行在に駐り給ふ事六年に及び、十七年更に肥後地方を巡視し、十九年はじめに歸京し給へり、二十七年熊襲また叛せしかば、皇子日本武尊を遣はしてこれを征せしめ、幾干もなくして梟帥誅に伏す、此時にあたり東國の蝦夷また屢々不穩なりしを以て、是より先二十七年式内宿禰を北陸及び東北諸國の地形百姓の消息を視察せしめしが、四十年に至り再び日本武尊を遣して鎮撫の任に當たらしむ、尊即ち伊勢、尾張等を經て行く、土賊を誅し、上總より海に航し、玉浦(下總國匝路郡珠浦)を渡りて蝦夷に入り、悉く之を平けて、歸路甲斐信濃の諸國を過ぎ伊勢に至りて薨す、五十二年日本武尊の平げし國々を巡幸あり、五十五年彦狹島王をして東方十二國を鎮せしめしが、王途に於て薨じたるを以て、更に其子御諸別王に命じて之に代らしむ、子孫關東に蕃延し就中上毛野君下毛野君等最も著はる、茲に於て王化能く東國に及

ケイカ

ぶことを得たり、尋で又甲斐、上毛野、那須吉備、穴門、阿武、葦分等の七國造を封す、晚年近江國高穴穗宮に移り、六十年十一月十四日薨す、壽百六、大和國磯城郡柳本村大字流谷山邊道上陵に葬る(皇胤紹運錄、皇代記、大日本史、陵墓一覽)

ケイカク 經學 經書を講究するの學を云ふ、大寶令の制、此學を明經道と云ふ、大學寮には博士以下の職員を置きて之を教授せしむ、當時は主に漢唐の註疏を元として講讀したりしが、降て鎌倉の中葉以來、朱子の新註始めて傳來し、各寺の禪僧等専ら此註を用ふるに至り、次で室町時代南禪寺の僧桂庵渡明して宋學を修め、歸朝の後朱子の註によりはじめて四書に訓點を施したり、其後藤原惺高出で此學を主張し、世に稱して我國朱學の祖とす、林道春惺高の門より出で、徳川家康に信用せらるゝ、又後光明天皇英邁の資を以て、朱氏の新説を喜び給ひしより朱學大に行はる、當時谷時中は士佐に在りて朱學を唱ふ、是を南學と云ふ、其門より山崎闇齋出で其説を京都に唱ふ、世に闇齋學と云ふ、一時我邦の經學は朱子派ならざるはなかりしが、寛文延寶の頃伊藤仁齋古學を唱へ出し、同時に江戸にて秋生徂徠古文辭學を起し、古文辭を解するものに非れば經書の眞旨を得る能はずと稱して大に程朱の學を斥け、各派各々自説を主張したりき、寛政中幕府の儒員柴野原齋等朱子學以外を異學と稱し、幕府に建言して禁を海内に布きたり、爾來學派の争ひ漸く長するに及び、又折衷學を唱ふるものあり、井上金峨太田錦城等最も力あり、その後又考證學派起りて、江戸時代の經學は全く各派分立にて終りたりき、詳しくは各派の條を參看すべし(古事類苑文學部)

ケイカククワン 敬學館 舊岡田藩の學校

ケイガ

備前備中國下道郡岡田字池田 起原治生 初め師範家の家塾に就き、文武の修業を爲し來りしに、藩主伊東長寛の時、重臣浦池左五郎に命じ、文武教場の創立を計り、遂に寛政六年七月、弓槍劍柔の演武場を落成し、尋て翌年十月敬學館亦成る、依て學士佐野大介を教授とし、一藩の子弟を教導せしむ、明治維新に至りて廢す(日本教育史資料)

ケイガククワン

敬學館 舊二本松藩の學校 岩代國安達郡二本松町字 起原治生 元祿中丹羽長次文武を尊崇し、始めて儒者古宮山休菴を聘し、士族一同に講釋を聽聞せしむるを始めて、寛延中高寛の代岩井田舎人(昨非と號す)を聘し、専ら藩士に學事を奨勵せしむ、茲に至りて士族一同始めて學事の何物たるを知得すと云ふ、其子高庸父の遺志を繼ぎ、益々文武を勵まさんと、城内に於て講釋を開會する事を命じ、又文化十四年長富祖先の遺志を繼ぎ、大に奮ひて敬學館武藝射的場手習所の四校を城下に設置す、爾後明治戊辰戰爭以前、藩主長國まで連絡盛に行はる(日本教育史資料)

ケイガククワン

敬樂館 舊龍野藩の學校 播磨國揖保郡龍野町舊大手門内 起原治生 天保二年藩主脇坂安童、風俗頹敗士氣不振を患へ、始めて學校を設立す、五年七月落成、文武稽古所と稱し、九月開校の式を行ふ、十月始めて業に就く、後ち學館を改め、また今の名に改む、安政三年安宅大に學事を振振し、書生寮を設け、青年生徒を撰び、入塾せしむ、卓絶の者を撰て三部、及び諸藩に遊學せしむるに公費を以てす、年々二十名を限となす、明治三年尙ほ又學政を改正すと雖も、大同小異別に記すべきなし、學派は朱學を宗とす(日本教育史資料)

ケイガクククウシヨ

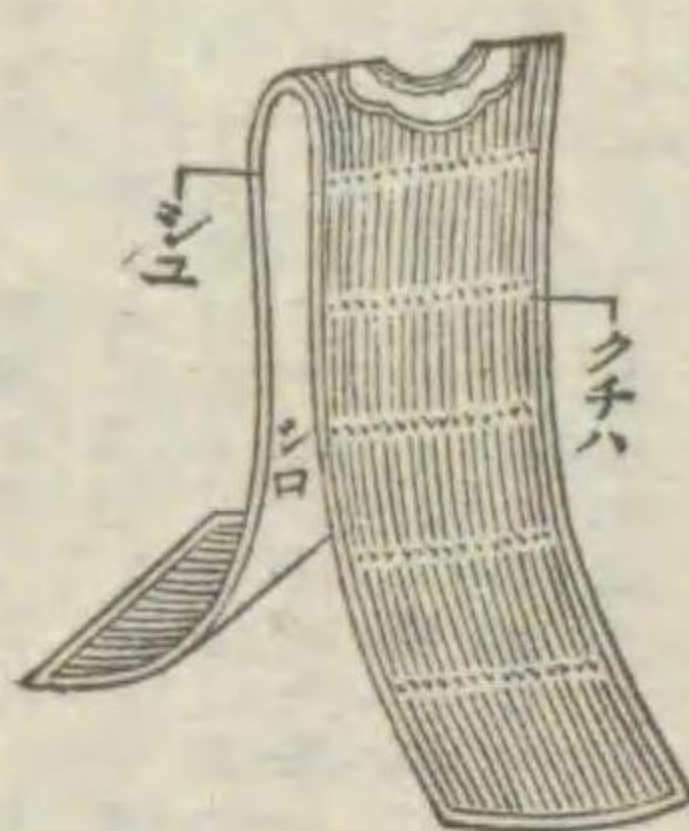
經學教授所

ケイガ

舊黒石藩の學校 陸奥國南津輕郡黒石市ノ町 起原治生 藩祖津輕十郎左衛門深く儒學を尊崇せしむ、舊記の據るなきを以て詳かならず、文政中七世親足の時、學事稍々擴張に赴き、尋て近世承叙の時漸次盛隆を來す、蓋し其藩立學校の名稱ありしは天保中にあらんか、詳かならず(日本教育史資料)

ケイカフ

掛甲 大禮の時、近衛次將以下開版の上に著する甲を云ふ、カケコロヒともいふ、もとは兵仗にも用ひたりといふ、三代實錄に、元慶八年二月二十一日、掛甲四百領額ニ給左右近衛府各二百領とあり、衣服令に、兵衛者云々、會集日加掛甲帶槍、又衛士者云々、會集日加朱末額挂



ケイガクハ 敬義學派 山崎開齋の主張する學派、開齋派ともいふ、敬義は開齋の一名なり、程朱の學を主とすれども、多く取捨して自説を専ら唱へり、即ち文字章句の間に區々せず、浮文を削り實學を主とす、萬治寛文の頃開齋之を唱導し一時盛なりしも、古義復古の學行はるに及びて、復た振はざるに至れり、今其略を示せば左の如し(儒學源流)

○谷時中 山崎開齋

ケイギ

- 三宅尙齋 菅野兼山 新井白蛾
- 山宮雪樓 村士玉水
- 淺見綱齋 若林寛齋 西伏成齋
- 佐藤直方 稻葉迂齋
- 三輪執齋
- 遊佐木齋 佐久間洞齋

ケイギクワン

敬義館 舊黒石藩の學校 又立教局とも稱す 安房國安房郡館山 起原治生 明治二年、稻葉正巳、之を創設す、舊幕府儒官佐野義耶を聘して校長となし、學事の擴張を計る、明治三年廢藩の爲め業半途にして止む(日本教育史資料)

ケイギクワン

敬義館 舊山形藩の學校 立誠堂とも稱す 前山形城內 起原治生 享和元年正月、水野忠鼎肥前國唐津領地の時、儒學を尊崇し治城に學を建て、文廟講堂等を結構し命じて經館と云ふ、水野元彰を以て學制部司と爲し學事を綜理せしめ、司馬弼を以て教授となし、司馬成章、吉松新を以て助教となし、其他授讀六人、副授讀十三人を置き、藩士卒の壯少者をして、悉く學に就かしむ、文化十四年忠邦の時、封を遠江國濱松に移せしより、益々一藩の士族卒をして文武の道を修めんことを奨勵す、天保年間に至りて、更に城内の地を擴め、文武研究の場となし、文を講じ武を研ぐの館を新築し、又他より學士を聘し、益々藩士卒子弟たるもの、敬

ケイギクワン

神宮廟を建立して、神佛混淆の所爲を爲し、朝野の尊敬を受け、朝廷よりは國家安全實証長祈を命じ、後陽成天皇慶光院の扁額に宸筆を染め給ふに至れり、慶光院は淺井氏に關係あるを以て、淀君を経て、秀吉に親近し、淀君の妹は徳川秀忠の夫人たるを以て徳川氏の信仰をも得たり、故に豊臣徳川兩氏の祈禱師たりしのみならず、加藤清正、福島正則の如きも之に歸依したり、慶長六年淀君、慶光院内に辨財天堂を造營せり、關ヶ原の戦後は徳川氏造營料を充分に供せしを以て、動化を要せざりき、慶長十四年九月周養再び兩宮遷宮を執行し、爾來代々遷宮を行ひたり、寛永中に至り、周養、徳川家光の歸依を受け、參府の時、城中に上人部屋と稱する一室を給ひ、又丸の内に邸宅を賜はり、公武の間に隱然勢力を有したり、然るに正保慶安の頃山口延住出で、異故の學を唱へしより、神宮等皆復興に傾き、神宮に慶光院ありて遷宮の大權を委するは、舊儀に合はずと、寛文九年兩宮正遷宮の舉あんとするや、兩宮の神官幕府に訴陳せしを以て、是より慶光院は遷宮を執行せざるに至れり、且つ幕府の御師をも解除せられたり、然れども上人宣下及び天願を拜し、將軍に謁するは舊の如く、且つ内宮正遷宮には、必ず内院拜禮を行ひたりき、明和六年正遷宮の時、神官等、慶光院の内院參拜の非議を唱へて之を停めんとし、朝廷に請ひしを以て、明年五月拜禮を停められたり、慶光院幕府に訴へ、再び内院拜禮を聽されしも、文化六年以來障を稱し、拜禮することなかりき、後ち國學の興隆と共に神宮に尼姑あるを非議するもの多きを以て、元治元年朝廷周昌に諭して遷俗せしめんとせしが、歎願により遷俗を停めたり、慶應二年周昌寂し、嗣子幼なり、會々勤王の徒慶光院を廢して

ケイキ

育の道を擴張す、弘化二年、忠精襲封の時、當り封を羽前國山形に移されしより、城内假に文武研究の場を設け、藩士族卒教導の方法都て舊儀の如し、明治初年近江國朝日山に封を移し、舊名により之を稱す(日本教育史資料)

ケイキン

奚琴 樂器の一種、二絃あり、竹片を以て之を軋る、晋の嵇康の作る所と傳ふ、體源抄に圓融院の御宇、天元四年六月二十九日御前に侍りて彈正大弼守清彈、琴ことあり、嵇琴は、奚琴なるべし、其器傳はらざれば形狀詳かならず(拾芥抄、樂器考)

ケイクツ

磬屈 磬折(ケイセツ)を見よ、計會 一度に事のおちあひたるを云ふ、日記等に屢々見えたり、和漢朗詠集に、今日不知誰計會、春風春水一時來と見え、また續紀養老五年十月戊戌の條に、詔曰、汝卿房前、當作内臣、計會内外、准勅施行、輔翼帝業、永寧國家と見えたるは、災理の義なり、

ケイクワウヰン

慶光院 伊勢國度會郡宇治町 神宗 隆濟宗の尼寺、本寺なし 起原治生 神宮造營を以て最も著る、祖を守悦と云ふ、其系統詳かならず、十八歳の時剃髮して尼となり、紀伊熊野に居す、屢々神宮の地に往來して、宇治畑町の辨天堂の穀屋に勤行せりと云ふ、此の時に當りて、神宮の神領は武士に押領せられ、且つ内外宮相争ひ、干戈を動かすこと再三、爲めに神殿兵火に罹るに至る、是を以て神都日を追うて衰へ、式年の遷宮、資なくして行はれず、内宮は寛正三年外宮は永享六年に正遷宮ありしに、殿舎朽損せり、明應四年洪水の爲め宇治橋を流す、神宮資なく架するを得ず、守悦之を見て慨歎し、諸國に勸進して造

ケイク

遷す、二世智理の弟子を清順と云ふ、清和源氏山本義定の裔義里の女なり、守悦の遺志を繼ぎ、辨天堂穀屋に宿し、神宮復興を企つ、天文十八年諸國に勸進して宇治橋を造營す、二十年後奈良天皇其功を賞して倫旨を下し、居室に慶光院の號を聽され上人號を賜はれり、是より歴代の僧侶は上人號を勸許せられ紫衣を聽さる、尋て外宮の長官松木備彦に説き、諸國を動化して、淺井、朝倉、武田、北條、齋藤、尼子等諸豪族より資を得、永祿六年九月外宮正遷宮を行ひたり、尋て内宮正遷宮をも行はんと企てしも、永祿九年四月病を以て宇治に寂せり、弟子周養其後を繼ぎ、神宮造營に力を盡す、元龜三年倫旨を下し假殿遷宮に力を致さしむ、故を以て周養諸國に勸進して、天正三年三月内宮假殿遷宮を行ふ、此の時に當りて、織田信長出で、近畿を平定し、尊王敬神の志厚く、皇室を復興すると共に、神宮をも復興したり、天正九年九月外宮假殿遷宮を行ひ、尋て三千貫を以て兩宮の正遷宮を行はしむ、而るに信長光秀の弑に違ひしを以て果さず、豊臣秀吉其遺業を繼ぎ、十二年三月兩宮正遷宮料として、金子五百枚、米千石を寄せ、外宮の権福宣上部貞永周養をして之を受けしめ、周養又諸國に動化して造營を助く、十三年十月終に周養の執行により兩宮正遷宮を見るに至れり、故を以て明年十二月倫旨を下して、周養の功を賞し給へり、明治十八年十一月天皇陛下神宮に參拜あらせらる、や、十八日特旨を以て、清順に從三位、守悦、周養に正四位を贈らせ給へり、かく兩宮遷宮を執行せしを以て、慶光院の神宮に於ける勢力は、宛然社僧の如くして、地位殆ど神官の上に出で、豊臣徳川兩氏の朱印狀にも、祭主兩宮長官、上人(即ち慶光院)神主中と列ぬるに至れり、又慶光院内には清順以來、大

ケイク

神宮廟を建立して、神佛混淆の所爲を爲し、朝野の尊敬を受け、朝廷よりは國家安全實証長祈を命じ、後陽成天皇慶光院の扁額に宸筆を染め給ふに至れり、慶光院は淺井氏に關係あるを以て、淀君を経て、秀吉に親近し、淀君の妹は徳川秀忠の夫人たるを以て徳川氏の信仰をも得たり、故に豊臣徳川兩氏の祈禱師たりしのみならず、加藤清正、福島正則の如きも之に歸依したり、慶長六年淀君、慶光院内に辨財天堂を造營せり、關ヶ原の戦後は徳川氏造營料を充分に供せしを以て、動化を要せざりき、慶長十四年九月周養再び兩宮遷宮を執行し、爾來代々遷宮を行ひたり、寛永中に至り、周養、徳川家光の歸依を受け、參府の時、城中に上人部屋と稱する一室を給ひ、又丸の内に邸宅を賜はり、公武の間に隱然勢力を有したり、然るに正保慶安の頃山口延住出で、異故の學を唱へしより、神宮等皆復興に傾き、神宮に慶光院ありて遷宮の大權を委するは、舊儀に合はずと、寛文九年兩宮正遷宮の舉あんとするや、兩宮の神官幕府に訴陳せしを以て、是より慶光院は遷宮を執行せざるに至れり、且つ幕府の御師をも解除せられたり、然れども上人宣下及び天願を拜し、將軍に謁するは舊の如く、且つ内宮正遷宮には、必ず内院拜禮を行ひたりき、明和六年正遷宮の時、神官等、慶光院の内院參拜の非議を唱へて之を停めんとし、朝廷に請ひしを以て、明年五月拜禮を停められたり、慶光院幕府に訴へ、再び内院拜禮を聽されしも、文化六年以來障を稱し、拜禮することなかりき、後ち國學の興隆と共に神宮に尼姑あるを非議するもの多きを以て、元治元年朝廷周昌に諭して遷俗せしめんとせしが、歎願により遷俗を停めたり、慶應二年周昌寂し、嗣子幼なり、會々勤王の徒慶光院を廢して

ケイケ

齋王を再興せんと建議す、慶光院の後見泉主水上京... 神宮に奉仕せんことを請ひ、僅に慶寺の厄を免れた...

○守悦 智桂 清順 周養 周清 周寶 周長 周貞 周榮 周香 周典 周億

ケイケウウ井ノサキノウタイジン

光院前右大臣 今出川晴季を云ふ、

ケイケウウテンワウ

慶光天皇 典仁親王(スケヒトシノウ)を云ふ、キヤウクラウテンワウと訓むを正す、

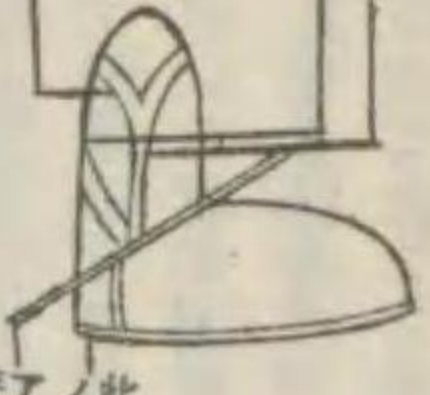


(圖) 冠の縫目の方を前と後の方へなして著るを後世立烏帽子と云ふ、又其縫目の方を左右へなして著る、手を以て額よりうしろへなでやり、髻の前にて絞りよせて小紐にて括れば、髻の入りたる

なり、此冠は、紗に漆ぬりて、主冠 古代に行はれたる冠の一、種、まは上圓にして下方なる形、即ち後代の烏帽子

ケイケ

所今の内子の如くなるなり(第一圖參看)燕尾其小紐に付て有べし、後世の纏の垂柳の如くなる勢はなく



(圖二第)

ケイケウワン

掛冠 官職を辭することない、後漢書に、蓬頭、字子慶、北海郡昌人、之長安、學

ケイケウタウ

敬教堂 舊大垣藩の學校、附在 美濃國安八郡大垣、天保八年藩主戸

に任ず、文化十三年十一月聖廟を館内に設け、翌年より釋奠を行ふ、天保五年四月忠侯再建し堂舎を擴む、明治三年一月忠和更築して學校と稱す、同四年終に廢す、地坪五百六十坪、建坪四百七十七坪、學校となり地坪二千四百四坪、建坪三百八十三坪(日本教育史資料)

ケイケ

半(日本教育史資料) 敬業館 舊林田藩の學校、附在 播磨國揖保郡林田、寛政年間藩主七

ケイケフクワン

敬業館 舊豊浦藩(もと府中)の學校、附在 長門國豊浦郡府中、内裏侍町

ケイケフクワン

敬業館 舊豊浦藩(もと府中)の學校、附在 長門國豊浦郡府中、内裏侍町

より、文武の教員大抵其業を世々に、但文事は初め僧侶に委託す、後又醫家を以て之を兼ねしむ、各自教場を其私第に設け、藩士子弟を教育す、寛政三年六月匡芳肇て學校を創建し、准士以上皆入學を許す、其子元義に至り大に儒學を尊崇し、天保三年十一月遂に聖廟を建築す、文化初年藩士子弟特出の者を擧げ、悉皆藩費を以て入校せしむる等漸次興興せしなり(日本教育史資料)

ケイケ

ケイコクワン

稽古館 舊島原藩の學校、附在 肥前國南高來郡島原内字先魁、後に西島原

の志を繼ぎ學舎を島原に設け、國老羽太伊張を總裁

ケイゲフタウ

敬業堂 舊峰山藩の學校、附在 丹後國中郡峰山吉原町、文化以前、

ケイコウ

敬公 尾張家の始祖、徳川義直の私塾、トクガハヨシナホを見よ、

ケイコクワン

稽古館 舊秋月藩の學校、附在 筑前國夜須郡秋月野島村ノ内往昔字新小路、

ケイコクワン

稽古館 舊島原藩の學校、附在 肥前國南高來郡島原内字先魁、後に西島原

の志を繼ぎ學舎を島原に設け、國老羽太伊張を總裁

ケイコクワン

稽古館 舊弘前藩の學校、附在 陸奥國津輕郡弘前城大手前(今の白銀町)城内

ケイコクワン

稽古館 舊彦根藩の學校、附在 近江國犬上郡彦根城西内曲輪、現今金龜町

に任ず、文化十三年十一月聖廟を館内に設け、翌年より釋奠を行ふ、天保五年四月忠侯再建し堂舎を擴む、明治三年一月忠和更築して學校と稱す、同四年終に廢す、地坪五百六十坪、建坪四百七十七坪、學校となり地坪二千四百四坪、建坪三百八十三坪(日本教育史資料)

ケイコ

て一同通學を命ず、尋で従来の小學及び會館生、並に弘前青森兩學寮を廢す、舊藩學校此に至りて全く絶つ、學校は總體内儀外儀あり、正面に階あり、内の座鋪は五間四面、格物堂と云ふ、此兩間は講堂なり、其より奥は上段にて、徳元堂と云ふ、其左右に東房西房あり、右堂の左右東西に長き棟あり、西は四間に八間半、養生堂と云ふ、十四歳以下の生徒素讀習字の所なり、東は志學堂と云ふ、同四間に八間半にして、十五歳以下素讀習字の場なり、兩堂共に二間に四間の典句典筆教授の間あり、其背一間に四間の押入あり、素讀卒業にして會讀に進めば、博習堂審問堂廣業堂成器堂あり、其學業に隨て段々に操るるなり、生徒各其堂に就き學ぶ者とす(日本教育史資料)

ケイバ

載す、次に本香十二包を打ち交ぜ、内二包を除きて十柱となす、次に試香三包を焼き試みる、次に香元より本香を焼き出だすれば、上客より順次に聞き、前の試香に比して其何れなるかを判別し、定の番札に串を刺して香爐と共に次第に廻す、次に香爐と共に番札の香元に返り来れば、執筆は香包を開きて記録す、次に判別の當れる方は盤者、其數に應じて馬を進む、以上を一柱開と云ふ、十柱とも皆同様なり、其中に一人開にて一二三の番を開き當てたる時は、一回に二間を進め、一人開にて「ハ」を開き當てたる時は、三間を進むるなり、又何れの方にも、四間後れたる時には、落馬と稱し、人形を馬より下して歩かせしめ、進みて追ひ付きたる時には、再乗馬せしむるなどの式法あり、カウシ參看(舊儀裝飾十六式圖譜解説書)

ケイバツ

刑罰 【上代】太古の時犯罪あるものを罰するに、收贖解除の法あり、素盞鳴尊罪を天照大神に得し時、千座置戸を科せ、其爪髪を抜きて罪を贖はしめ、天兒屋根命をして解除の祝詞を宣して、根國に逐はしめらる、皇祖統一の後、天兒屋根命の裔々國民の犯せる罪を解除することを掌る、其罪名に天ツ罪、國ツ罪の稱あり、當時の俗、大抵恬靜質直にして盜竊せず、争訟少く、婦女は淫せず姑せず、罪の輕きは其妻子を没收し、重きは門戸を減すのみ、然れども其許すべからざるものあるときは、間々苛刑を用ふることあり、履中天皇の朝に墨刑あり、顯宗天皇の朝に懲役あり、雄略天皇の朝に左降、除名、没收、焚殺等の刑あり、允恭天皇の朝に流刑あり、崇峻天皇の朝に梟刑あり、其争訟を断ずるには、關神探湯あり、壺を釜中に沸騰せしめ手して探らしめて其曲直を決す、これ古來の慣法なり、然れども

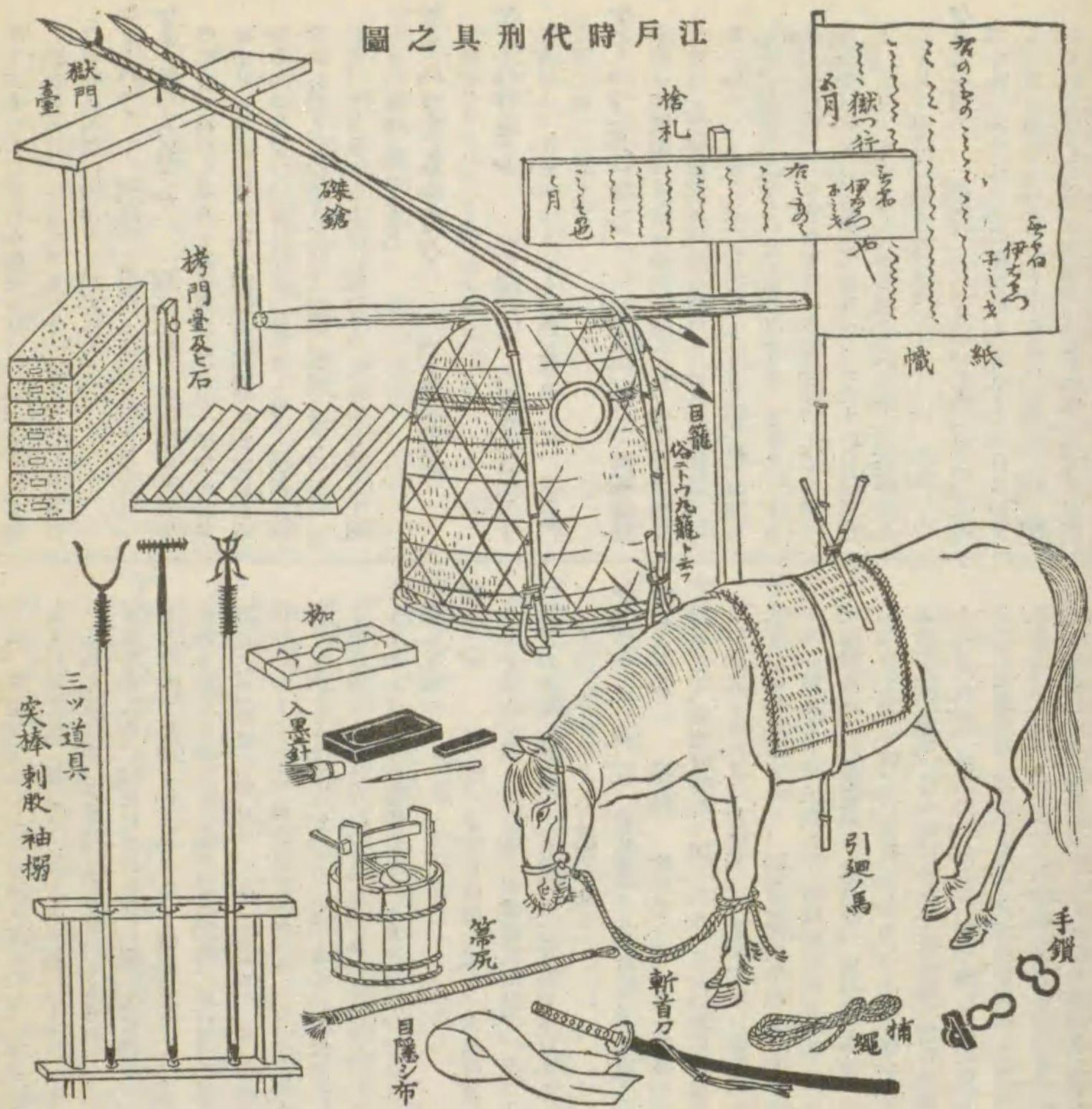
ケイバ

疑獄の時にあらざれば用ふることなし、當時法律簡易、大抵殺人強盜盜淫すれば死罪、竊盜は贖物を計りて贖はしめ、財なければ身を没して奴となし、其他は輕重に従ひて、流罪杖罪の類に處するに過ぎず、推古天皇十二年、始めて憲法十七條を定め、二十八年制して曰く、君后に不忠に、考妣に不孝なるものあらば必告げよ、若隱さば同じく其罪に處し重く刑法を科せむと、成文の法を立つること此に始まる、天智天武の兩朝を経て、文武天皇の朝大寶律を刊修するに至りて刑法備はる、其刑五あり、五刑といふ、凡二十等となす、(一)笞刑、十より五十まで五等あり、(二)杖刑、六十より百まで五等あり、(三)徒刑、一年より三年まで五等あり、(四)流刑、近中遠の三等あり、(五)死刑、絞斬の二等あり、又八虐あり、犯す者は常赦にも原さず、應議にも減せず、以て君臣父子の分を嚴にす、即ち(一)謀反、(二)謀大逆、(三)謀叛、(四)惡逆、(五)不道、(六)大不敬、(七)不孝、(八)不義、これなり、又議請減贖の典あり、親故を親しみ老少を恤むの誼を著す、議とは(一)議親、(二)議故、(三)議賢、(四)議能、(五)議功、(六)議貴の六議をいふ、六議の人死罪を犯す時は、其罪狀及び應議の由を條録して奏聞し、議定奏裁を待つことを得、應議者の祖父父母等、若くは五位及び、勳四等以上の死罪を犯す者は、此の如く決断すべき由を上請す、是を請といふ、並に流罪以下一等を減することを得、七位勳六等以上及び官位勳位得請者の祖父父母妻子孫の流罪以下を犯す者は、各一等を減することを得、これを減といふ、應議請減者、及び八位勳十二等の流罪以下を犯す者、又年七十以上十六以下、及び廢疾の者流罪以下を犯す者等は並に贖を聽さる、此を議請減贖の法といふ、又官當、免所居官、免官、除名の法あり、

ケイバ

官人を優辱し過失を原諒する所以なり、(一)官當、官人私罪を犯し、官を以て徒に當つる時は、一品以下三位以上は一官徒三年に當つ、五位以上は徒二年、六位以下は徒一年に當る、若公罪ならば各一年を加ふ、(二)免所居官、先居る所の一官を解くなり、官當免所居官とも一年の後、先位に一等降して叙せらる、(三)免官、先居る所の官位勳位を解くなり、三年の後、先位に二等降して叙せらる、(四)除名、官位勳位悉く除き、課役本色に従ふ、六年の後に、先位に二等降して叙せらる、降して「奈良朝時代」聖武天皇の時に至り、神龜二年、詔して死者復生くべからざるを恤ませたまひ、死罪をば流に、流罪をば徒罪に爲しければ、此後大辟の罪も大抵流罪に處せられ、且つ大赦常赦曲赦等の詔屢々下りしかば、寛典の流弊益々甚しくなりぬ、光仁天皇の寶龜以後は、刑法稍々峻嚴にして放火盜賊をば衆中に格殺するに至り、死罪の中更に格殺の刑を増せり「平安朝時代」華山天皇の寛和中に至りて、又梟首の刑を増す、此時朝政漸く弛び、刑法嚴を加ふといへども亦行はれざる所あり、藤原伊周其弟隆家が華山上皇を射奉りしにも、其罪僅に流に止まり、幾もなく本位に復したるなどの事さへありしかば、叛亂の徒を制すべからざるも、武人は地方を横領し、盜賊は京師に横行し、朝議遂に武門に歸するに至れり「鎌倉時代」以後、武人権を執るに及びては、古律に出入して、一時宜の斟酌あり、其刑を立つるに四種あり、(一)禁獄、獄に繋ぎ限満ちて、放逐するもの、(二)追放、本籍を削りて、他方に放逐するもの、(三)流罪、近中遠の三等あること古に同じ、(四)死罪、斬梟首、及び三族の差等あり、文臣には次の五罪あり、(一)召罷、官衙に拘留す、日限に差等あり、(二)召怠状、待罪書を徴し、家に屏居せしむ、(三)勅勤、門扉を鎖して、出入を許さず、(四)解官、本官或は兼官を免するものなり、(五)除籍、官位を褫奪して、庶人となすもの、武臣には次の五罪あり、(一)召禁、文官の召罷の如し、(二)過怠、祠寺橋梁等の修理料を出さしむるもの、(三)改易所職、解官の如し、(四)永不召仕、除籍の如し、(五)召放所領、所領の一所或は其幾分を奪ふ、庶人には別に罰あり、(一)剃半髮、鬢髮の一半を剃除するもの、(二)燒印、火印を面部に烙印するもの、(三)關所、田宅財産を官に没入するもの「江戸時代」に及びては、又沿革あり、(一)敲、輕敲(其數五十)重敲(其數一百)の二等あり、(二)追放、所拂、江戸拂、江戸十里四方拂、輕追放、中追放、重追放等あり、(三)遠島、伊豆七島、薩摩、五島、肥前、天草、隱岐、豊後等便宜放流す、其無籍の犯徒の尙再犯の嫌あるものは、佐渡及び伯耆に發遣して苦使せしむ、(四)死罪、斬、火、獄門、磔、鋸挽の五等あり、其屬罪には晒、入壘、關所、非人手下の四種あり、士人の罰刑には、五種あり、(一)逼逐、遠慮、愼、等の別あり、(二)閉門、五十日二百日等の別あり、(三)監居、隱居、永隱居等の別あり、(四)改易、永く土籍を削るをいふ、(五)切腹、僧徒には次の罰刑あり、(一)晒、(二)追院、(三)構、一派構、一宗構の二等あり、婦女には次の罰刑あり、(一)剃髮、(二)奴、庶人には次の罰刑あり、(一)叱、(二)過料、(三)月閉、(四)手鎖

江戸時代刑具之圖



ケイバ

ケイバ

(後新編) (代時戸江) (朝安平) (朝貞奈) 官人を優辱し過失を原諒する所以なり、(一)官當、官人私罪を犯し、官を以て徒に當つる時は、一品以下三位以上は一官徒三年に當つ、五位以上は徒二年、六位以下は徒一年に當る、若公罪ならば各一年を加ふ、(二)免所居官、先居る所の一官を解くなり、官當免所居官とも一年の後、先位に一等降して叙せらる、(三)免官、先居る所の官位勳位を解くなり、三年の後、先位に二等降して叙せらる、(四)除名、官位勳位悉く除き、課役本色に従ふ、六年の後に、先位に二等降して叙せらる、降して「奈良朝時代」聖武天皇の時に至り、神龜二年、詔して死者復生くべからざるを恤ませたまひ、死罪をば流に、流罪をば徒罪に爲しければ、此後大辟の罪も大抵流罪に處せられ、且つ大赦常赦曲赦等の詔屢々下りしかば、寛典の流弊益々甚しくなりぬ、光仁天皇の寶龜以後は、刑法稍々峻嚴にして放火盜賊をば衆中に格殺するに至り、死罪の中更に格殺の刑を増せり「平安朝時代」華山天皇の寛和中に至りて、又梟首の刑を増す、此時朝政漸く弛び、刑法嚴を加ふといへども亦行はれざる所あり、藤原伊周其弟隆家が華山上皇を射奉りしにも、其罪僅に流に止まり、幾もなく本位に復したるなどの事さへありしかば、叛亂の徒を制すべからざるも、武人は地方を横領し、盜賊は京師に横行し、朝議遂に武門に歸するに至れり「鎌倉時代」以後、武人権を執るに及びては、古律に出入して、一時宜の斟酌あり、其刑を立つるに四種あり、(一)禁獄、獄に繋ぎ限満ちて、放逐するもの、(二)追放、本籍を削りて、他方に放逐するもの、(三)流罪、近中遠の三等あること古に同じ、(四)死罪、斬梟首、及び三族の差等あり、文臣には次の五罪あり、(一)召罷、官衙に拘留す、日限に差等あり、(二)召怠状、待罪書を徴し、家に屏居せしむ、(三)勅勤、門扉を鎖して、出入を許さず、(四)解官、本官或は兼官を免するものなり、(五)除籍、官位を褫奪して、庶人となすもの、武臣には次の五罪あり、(一)召禁、文官の召罷の如し、(二)過怠、祠寺橋梁等の修理料を出さしむるもの、(三)改易所職、解官の如し、(四)永不召仕、除籍の如し、(五)召放所領、所領の一所或は其幾分を奪ふ、庶人には別に罰あり、(一)剃半髮、鬢髮の一半を剃除するもの、(二)燒印、火印を面部に烙印するもの、(三)關所、田宅財産を官に没入するもの「江戸時代」に及びては、又沿革あり、(一)敲、輕敲(其數五十)重敲(其數一百)の二等あり、(二)追放、所拂、江戸拂、江戸十里四方拂、輕追放、中追放、重追放等あり、(三)遠島、伊豆七島、薩摩、五島、肥前、天草、隱岐、豊後等便宜放流す、其無籍の犯徒の尙再犯の嫌あるものは、佐渡及び伯耆に發遣して苦使せしむ、(四)死罪、斬、火、獄門、磔、鋸挽の五等あり、其屬罪には晒、入壘、關所、非人手下の四種あり、士人の罰刑には、五種あり、(一)逼逐、遠慮、愼、等の別あり、(二)閉門、五十日二百日等の別あり、(三)監居、隱居、永隱居等の別あり、(四)改易、永く土籍を削るをいふ、(五)切腹、僧徒には次の罰刑あり、(一)晒、(二)追院、(三)構、一派構、一宗構の二等あり、婦女には次の罰刑あり、(一)剃髮、(二)奴、庶人には次の罰刑あり、(一)叱、(二)過料、(三)月閉、(四)手鎖

ケイハ—ケイヒ

前律に因りて増減する所あり、後ち刑法を布くに及
びてはまた大に面目を改めたり、なほ詳しくは各條
に説きたれば、就きて見るべし(日本制度通)前頁に
江戸時代刑罰に使用せし刑具を示す、

ケイハフクワン

刑罰(ケイハツ)を見よ、

ケイハフジムキヨク

刑法事務局

ケイハフモン

敬法門 大内裡八省院二十
五門の一、左廂門ともいふ、西面の門にて、章善門
の南に在り(拾芥抄)

ケイハフモン

敬法門院 名義藤
原宗子(藤原内大臣御門宗條の女、母は河陸三位
基秀の女)藤原元天皇の妃、東山天皇の御母、明
曆三年十二月生る、天和三年二月九日從三位、尚侍と
なり、上藤局と稱す、(元大典侍)元祿二年正月二十九
日三宮に准じ、年官年爵封于戸を給ふ、正徳元年十
月十七日出家、法名秀宗、同年十二月二十三日院號宣
下、享保十七年八月三十日崩す、年六十七、同年九月
二十日淨華院に葬る(門院傳)

ケイヒツ

警蹕 天皇御膳を供ふる時、又出
御の時、御先はらひの聲を云ふ、枕草子に、日のおま
しの方に御膳まるる、足音高く、けいひつなどおしお
しと云ふ聲き、ゆし待申群要に、供御膳人云々、稱
警蹕、其詞於之と見えたり、又貞丈雜記に、御殿の

ケイン—ケイリ

内にも、外へ御出の時も警蹕あり、其聲はなうと云
ふ由、後醍醐天皇の日中行事に見えたり、又古は聲
高きひし也、聲ひきく聞えざる様にいふは、古風
にはあらざる由、定家卿の明月記に「しるされたり、天
子ならぬ人も、道路にては公儀に隠して警蹕をい
しむる由、江談と云ふ書にあり、警蹕の聲には、變化
の物もおそれ退くよし源氏の河海抄、又は台記等に
みえたり、後世に至りては、なうと高きいはず聲に
けいひつと云ふ也、是れ故實を取りうしなひし也、聲
高ききびしくなうといひてこそ、其のいきほひに人
も鬼もおそるべきなれ、今武家の先供の者聲高に、ほ
うと云ふは、昔の警蹕のなうと云ひしにかなひたる
也」と云へり、

ケイン

外印 太政官の印を云ふ、天皇御璽を
内印と云ふに對しての名、六位以上の位記、及び太
政官の文案に捺印す、其形、方二寸五分を以て定と
なり、インシヤウの挿圖を見よ、

ゲイリン

外院 睿宮寮(サイケウラツ)を見よ、
ケイリン 雞林 朝鮮の一名、元と新羅の名
なりしが、此國朝鮮を一統したりしかば、遂に朝鮮全
土の總名となれり、舊唐書に、龍朔三年に新羅の文
武王を雞林都督となし、新羅を雞林都督府となすと
あるを初見とす、三國史記新羅解脫王九年の條に、
王夜聞金城西始林樹間有雞鳴聲、運明道(孤公)視
之、有金色小積、樹樹枝、白雞鳴於其下、孤公還告
王使入取、積樹、之、有、小男子在其中、姿容奇偉、
上喜、左右曰、此豈非天遣、我以令胤乎、乃快養
之、及長聰明多智略、乃名(智)以其出於金積、
姓金氏、改始林、名雞林、因以爲國號と見え、三
國遺事新羅の始祖赫居世干の后妃誕生を叙する條に、
是日沙梁里爾英井邊有雞龍現、而左脚蹠生童女、

テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ、是ノ如キハ獨リ
朕力忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ
遺風ヲ顯彰スルニ足ラン、斯道ハ實ニ我カ皇祖皇
宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所、之
ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、
朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ、咸其德ヲ一ニセン
コトヲ庶幾フ、
明治二十三年十月三十日
御名 御璽
ゲウキシヤウケン 驍騎將軍 淳仁天皇
ケウサイ 絞罪 死刑の一、喉を絞めて殺す
ケウサンヤキ 樂山燒 出雲國にて製出す
一種の陶器をいふ、イヅモヤキを見よ、
ゲウシンサキノサダイジン 曉心
院前左大臣 三條實治(サンテリサキハル)をい
ふ、

ケイリ—ケイロ

姿容殊麗、然而唇似(中略)仍以女爲(后)國號
徐羅伐又徐伐、或云斯羅又斯羅、初王生於鷄井、故
或云鷄林國、以其鷄龍現瑞也、一說解脫王得金闕
智、而鷄鳴於林中、乃改國號とあり、赫居世干解
脫尼師今共に上代の君主なれば、漢字の傳はる筈な
ければ、韓史の説信じがたし、鷄の漢音ケイの外チ、
ジ、ギ等の別あり、始林を雞林とするは音通によるな
らん、而して雞林の義詳かならざるも、新羅の古俗鷄
を貴びしによるものか(朝鮮古代諸國名稱考)

ケイリン井ハウセウ

桂林遺芳抄

卷一 詳書類從雜部第四百九十六卷、經濟雜
誌社本十八輯に收む、儒門繼塵目録とし、學問料事、入學古
書事、文章得業生事、寮省試事、進士給官事等を初め
凡十六箇を掲げ、其典書に、儒門繼塵事、昔日文明
年中、子途(大業)之時、纒撫(得家珍)之文籍、成(立)門
業之再興、以來、當氏儒流于今存在者二三家也、偏似
有名而無實、頃既及暮齒、愈抱(愁嘆)於此道之謂
最在(子)兒孫之后世陵遲也、仍自(茲)歲三春之正月、
至(九)夏之五月、所(成)抽出(及)多帖(矣)策文古今
章(二)冊、同(文)作法上下(二)冊、爰復(探)看少年揚歷之一
鈔(二)號(桂)案記(一)卷(九)牛(一)毛(耳)、既(一)卷裡(以)用
捨(增)刊、重編(此)一冊、已(一)百餘(丁)也、總(并)爲(五)冊
也、吁(吾)命(雖)不在(于)茲、者何(有)成(此)道(之)感(哉)、
且(可)爲(養)底(之)千金(曾)莫(出)書(厨)之一(箭)幸(名)此
曰(桂)林(遺)芳(鈔)乎(矣)、于(時)永(正)第(十)二(載)中(夏)十(二)
日(筆)了、と見えたり(書)菅原和長、

ケイロウコ

鷄婁鼓

名義樂器の鼓の一
種、構造平にて作る、形狀竈の如し、胴長さ六寸、面
徑六寸、銀地にて黒く彩色す、筒に施すに、鐵釘を
以て堅む、中腰の徑七寸、金地にて彩を施す、左右



(列傳) 御物室帝京東

に銀を設けて黄條を施し、頭に懸けて之を撃つ、一
桴を用ひる、其打方は、鷄婁を頭にかき、左に鼓を持
ち右に桴を持ちて打つなり(塵袋に、鷄婁とは、舞
人のくびにかけてうつ鼓名歟、常にはさ思へり、律
書樂圖第八につきて、聊不審あり、繪圖の所には、常
の鷄婁也、尺の詞には、鷄婁は左
の手に所持、以應節、無持用之
理」といへり、つらつ、これを案
ずるに昔は必ず鷄婁をも、くびに
かくることはなくて、左の手にふ
りつ、みもちながら、同じき手
に鷄婁の緒をひきぎて、右手にて
拍子をうちけるにや、と覺ゆるなり、それを今は右に
ふりつ、みもちては、手のふたかりて、便宜あしき
故に、くびにかけならはしたるなるべし、大法會の
行道には、左には鷄婁、右には一鼓をかく、されども
一鼓必ず右にありと云ふことはなし、樂所始めの時、
御前にまいる時などは、左右の舞人が、ともに一鼓を
かくるなり、尙ほ鼓(ツツミ)の條參看(禮樂志)

ケウイクチヨクコ

教育勅語 明治二十
三年十月、今上天皇臣民の教育に軫念し給ひて下た
し給へる勅語をいふ、今之を示せば左の如し、
朕惟フニ、我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳
ヲ樹ツルコト深厚ナリ、我カ臣民克ク忠ニ、克ク
孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、
此レ我カ國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦實ニ此
ニ存ス、爾臣民父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相
和シ、朋友相信シ、恭儉己ヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、
學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ、徳器ヲ成就
シ、進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ、當ニ國憲ヲ重ン
シ國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以

ケウキ

ケウキ—ケウジ

ケウシユ 梟首 獄門(ゴクモン)を見よ、
ケウジュ 教授 傳法灌頂の時、受者に行法
作法を教授する事を掌る役僧を云ふ、範賢灌頂資記
金剛界行法の三月五日の條に、次教授引(入)受者(ハ)可
屏風西端、以(右)足(令)超(之)、次(花)於佛上(六)(打光
井(チ)自餘行法如(次)第(文)云々)とあり、猶詳しき事
は同書に就て見るべし、
ケウジユクワン 教授館 舊高知藩の學校
所(在)土佐國土佐郡高知追手筋(原)源治(實)曆十年
藩主山内豐數之を創建して學事を奨励す、文政八年
藩主豐實(豐)道を以て館の總宰と爲し、日根野弘亨
を學頭と爲し、學制稍々革まる、天保の末年豐道弘亨

ケウシ

ケウシ

前後相繼で職を解き、更に文武頭取を置き館事を總
監せしむ、幾干ならずして藩主豐實(實)代り立て叔父山
内豐榮を以て館の總宰と爲す、嘉永三年豐榮疾を以
て職を辭す、其他時に弛張有りとも雖も、著しき沿革
無く、文久二年致道館創立に至りて廢す(日本教育史
資料)
ケウシヨ 校書 類本を見比べて誤を正すを
云ふ、校合、校讐、校正とも云ふ、貞丈雜記に、書物の
行のかたはらに、イに又はイ本と書きてあるは(イ)は
異本と云ふ事なり、異本とは別の本と云ふ事なり、別
の本には如此あると云ふしるしなり)、又一本とあ
るは(今)一ツの本には、如此あると云ふ事なり)、又
開文とあるは(開)はカクルとよみて、古き書に文言か
けてなくなりたるなり)、又脱文又脱簡と云ふは(古
き書に文言のめけたる所あるを云ふ、開文と同じ事
なり)また衍字と云ふは(衍)はあまるとよみて、入ら
ざる文字の多くあまると云ふ、書きあやまりな
り)、又衍文と云ふは(入)らざる文言のあまるとある
をいふなり)、又誤字と云ふは(字)の書きそ、なひて
有るなり)、又何當作(何)とあるは(た)とへば官當
作管とあるは、官の字書きであるは官の字にてはな
く、管の字にてあるべきはすの事と考へたる時は、右
のごとく書くなり、官の字に限らず何の字にてもお
なじ)、又疑何と云ふは(此)の字は何と云ふ字にて有
るべきかと疑ふなり、たとへば本疑本とあるは本の
字かと疑ふなり)と云へり、古より行はれしと見え、
三代實録に、貞觀十八年七月十四日、先是去年十月勅
喚(散)位大藏朝臣善行(侍)藏人所(校)定御書云々
と見えたり、
ケウシヨテン 校書殿 舊朝廷に於て
累代の書籍を納め置く所なる故に納殿とも文殿とも

ケウシ ケウセ

いふ、東に在る宜陽殿春興殿に對して西に在る故に安福殿と合せ稱して西殿とも稱す、左經記に教書殿に作る所在、大内裡紫宸殿の西、清涼殿の南、安福殿の北、開造廣き九間三面(拾芥抄七間二面)中央東西二間、南北六間を身舎とし、其南北各二間に塗籠あり、四方に廂あり、西廂を藏人所(北塗籠の西)及び出納小舎人の候所(身舎の西)とし、西廂の南を校書所(南塗籠の西)とし、東廂を右近衛陣とし、其北の土廂を孔雀間と爲し、其東北に弓場あり、東廂北第一間に御座を備へ、賭射を見給ふ所と爲す、御藏は即ち身舎母屋にて、納殿とも稱し、累代の御物を之に納む、別當、預、執事を以て事を掌らしむ、西宮記に納所、累代御物納之、在、宜陽殿、恒例御物納(中略)以、藏人雜色(爲)預、以、藏人雜色出納小舎人(爲)預人、進、月雜色ことあり、校書所は、廣き三間、校書殿の別當、預、執事の居所なり、西宮記に校書所、在、校書殿未申、有、別當預執事官熟食、外侍在、永安門外、と見えたり、藏人所は別條にあり就て見るべし(西宮記、拾芥抄、大内裡圖考證)○延喜圖書寮式に、凡、校、流書、長功日六十紙、中功五十紙、短功四十紙、再校合各加三十二紙、再功各加三初校五紙こと見えたり、

ケウス井リウ

去水流 都築安右衛門が創めたる劍術の流派○安右衛門は、淺田九郎兵衛の門人にて、新影、寶山の二流を合せて創めたるものなり、去水とは法の字をくづしたるものといふ(擊劍叢談)

ケウセンクワン

教先館 舊關宿藩の學校
所在 丹波國船井郡團部殿 起原 起原 其創設の時

ケウシヨドコロ

校書所 「ケウシヨテン」を見よ、

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウネンホフシンワウ

堯然法親王 名は常嘉、慈恩院と號す、後陽成天皇第六の皇子、母は勾當内侍藤孝子(基禰の女)、顯慶長七年に生る、十年親王二品に叙し、寛永十七年天台座主となる、寛文元年閏八月二十三日薨す、年六十、親王書畫を善くし亦石州流の茶法を嗜めり(皇胤紹運錄、茶人系統錄、門跡傳)

ケウバン

輻番 禪宗にて輿を荷ふ僕人を云ふ、輻は肩輿也、又輻從と云ふ(禪林象器箋)

ケウアシアウ

教部省 關學 明治政府の職名、宣教事務を掌る所と爲す、起原 起原 明治五年

ケウウココクジ

教王護國寺 東寺(トウジ)を見よ、

ケガキ

夏書 夏行九十日の間安居して經文を寫するを云ふ、アングの條參看、

ケガキヲサメ

夏書納 四月十六日より七月十六日に至る一夏九十日の間、安居して聖經及び名號題目を寫し、七月十六日夏解の日、堂塔伽藍に納め三界萬靈に廻向するを云ふ、「アング」の條參看、

ケガヘ

毛替 江戸時代、田にうゑべきものを畑に、畑にうゑべきものを田に替へて植るをいふ、光格天皇天明四年八月、向後毛替を爲す分は、小前帳を檢し、享保二十年審査に准じ取箇を付すべき旨を達せり(大日本租稅志)

ケガレ

穢 穢穢(ソクエ)を見よ、

ケキ

外記 名は「トノミルスカサ」と訓む、唐名外史○外記出仕して、大臣以下尋常の政務をとり所を外記廳とも外記局とも云ふ、外記曹司廳(續後紀)、太政官候廳(三代實錄)、外記候廳(延喜式)、外記局(本朝世紀)とも云ふ、大内裏建春門の東、職曹司の南、左兵衛府の西、西雅院の北に在り、本廳七間二面、東及び北に廂なし、母屋は七間に東西各二間、皆壁なり、北面の正中及び東西第二間に戸ありて、其餘の間は壁を以てす、西南廊六間(但南北兩端造り合せり)にて方檼、東面の檼外壇上、廳の南面壇に接す、壇下に溝あり、西面の南第三間に妻戸あり、軒廊北に行合て南廂の西第一間に接し、また南に行合て結政所の西第三間に接す、南には別に一室あり、結政所と云ふ、外記の政務に關する書類を「カケネナ

ケウリ

間藩主本庄道實、其子道美と共に、藩士を就學せしめんが爲め、江戸西丸下藩邸内に創立す、然れど一小藩にして人員僅少なるに因り、藩政事務の餘暇を以て修學するに過ぎず、其子弟たる幼穉者と雖も、武技を兼修するが故に、専ら文學にのみ從事する能はず、從て本校關係ある著名の者あらず、嘉永の末年江戸麻布市兵衛町邸内に移し、後美濃國に轉す、凡そ長き五間梁三間許の建物(日本教育史資料)

ケウリンクワン

教倫館 舊關宿藩の學校
所在 下總國葛飾郡岡宿字櫻町 起原 起原 文政年間、久世廣運の時、之を創立す、天保中廣運業を繼ぎて學範を施す、明治五年遂に廢す、起原 起原 地坪三百四十五坪、建坪七十一坪半(日本教育史資料)

ケウリンクワン

教倫館 舊名古屋藩の學校
所在 美濃國厚見郡岐阜町 起原 起原 起原 とも名古屋藩の所轄なりしが、定りたる學制なく、慶應の末、該藩より此地に學舎を設け、教倫館と稱す、而して教育の方法等定りたる規則なく、和漢學科を生徒の求に應じて教授す(日本教育史資料)

ケウリンシヤ

教倫舎 舊須坂藩の學校、後に立成館と改稱す、リッセイクワンを見よ、

ケウリシヤウ

教倫堂 舊神戸藩の學校
所在 伊勢國河曲郡神戸城内二ノ丸門前 起原 起原 學校の創立詳かならず、寛政中本多忠實の世、既に神戸城の南大手内字丸ノ内に學校と稱するものあり、儒者一人、學校世話役二人を置き教授を掌らしむ、文化九年十二月、忠升の世、學校を二ノ丸門前に移し、名づけて教倫堂と稱し、學制を改革し、教育を擴張す、明治初年忠實學制の改革を行ひ、諸則の改正を加へたり、四年十一月に至りて廢す○出版に、猪蘭

ケウタ ケウフ

代詳かならず、從來舊用屋舖と云ふ所に、凡四十疊の學校あり、之を講堂と稱し、藩士の子弟に、四書五經の素讀、左國史漢等の講義を授け、降て文化年間始めて京師の儒者馬杉圭一郎を儒臣とし、此校に教師とす、明治三年此學校を廢段と云ふ所に移し、武術演習場と合併し、更に教先館と稱す、四年十一月關部縣廢止の時共に廢絶す(日本教育史資料)

ケウタウ

教到 私年號、繼體天皇二十五年に相當し、凡五年間繼續す、續教訓抄に、安閑天皇御宇教到六年の文見ゆ、海東諸國に發遣に作る(古代年號、逐年號考)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウニヨ

教如 名は光壽、信淨院と號す、本願寺第十一世顯如の嫡子、元龜元年二月十六日得度し、直に法眼に叙せらる、故ありて父の後を受けず、紀伊大和近江安藝等を歴遊し、後ち還りて本願寺北殿に住す、慶長七年幕府議して寺を烏丸七條に造營す、東本願寺是なり、茲に於て本願寺始めて東西の別あり、九年大僧正に任ぜらる、十九年十月五日遷化す、壽五十七(本願寺門跡傳、本山寺誌)

ケウボ ケウリ

三月、神祇省を廢するに際し、本省を建て、其一部の宣教事務を掌る、八年二月、章程を改正し、神佛各宗の教義、教則及び社寺陵墓に關する一切の事務を管理し、神官教導職を統轄す、十年一月之を廢す、事務は内務省に屬す(明治政覽、法令全書)

ケウボク

梟木 獄門臺をいふ、梟首を懸くる木なるが故に名づく、刑野(クイマツ)の挿圖、トモクモン參看、

ケウミヤウ

交名(夾名) 數多の人の名を連ね書きしたるものをいふ、西宮記裏書に、諸司官人所執の未達は、其交名を言上し、暫く警務を停むべき由見たり、類聚名義考に、交は交互の意にや、後漢書七十五東夷傳の論に、若、箕子之省、簡交條、而用、信義、云々とあり、交條は初箕子の朝鮮に封ぜられし時に作りし八條の教令を云ふなり」と見えたり、

ケウヤウクワン

教養館 舊掛川藩の學校、然れど、之れ文武場中の總稱にして學校の稱を、徳造書院といふ、起原 起原 遠江國佐野郡掛川城内字北門、起原 起原 舊藩主太田道隆の時、享和二年肥後の儒者松崎謙堂を聘し教授とせしより、學事擴張す、學派は初め朱學、後ち漢唐注疏を參へ、折衷學と爲す、明治初年上總松尾へ移封の後も、同國武射郡松尾字末廣に築き、舊稱を用ひ、明治五年八月之を廢す、掛川は、地坪千五百十坪二分五厘、建物四百七十二坪、松尾は、地坪千二百七十一坪、建物四百六十四坪、餘○出版翻刻せし書籍は開成石本十三經、孟子大戴記此は舊佐倉藩と割合にて上梓す、其外海雄碎事、影宗本附雅、五倫口解等あり(日本教育史資料)

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の學校、起原 起原 美濃國山縣郡高富村、起原 起原 弘化年

ケウリンカクカウ

教倫學校 舊高富藩の

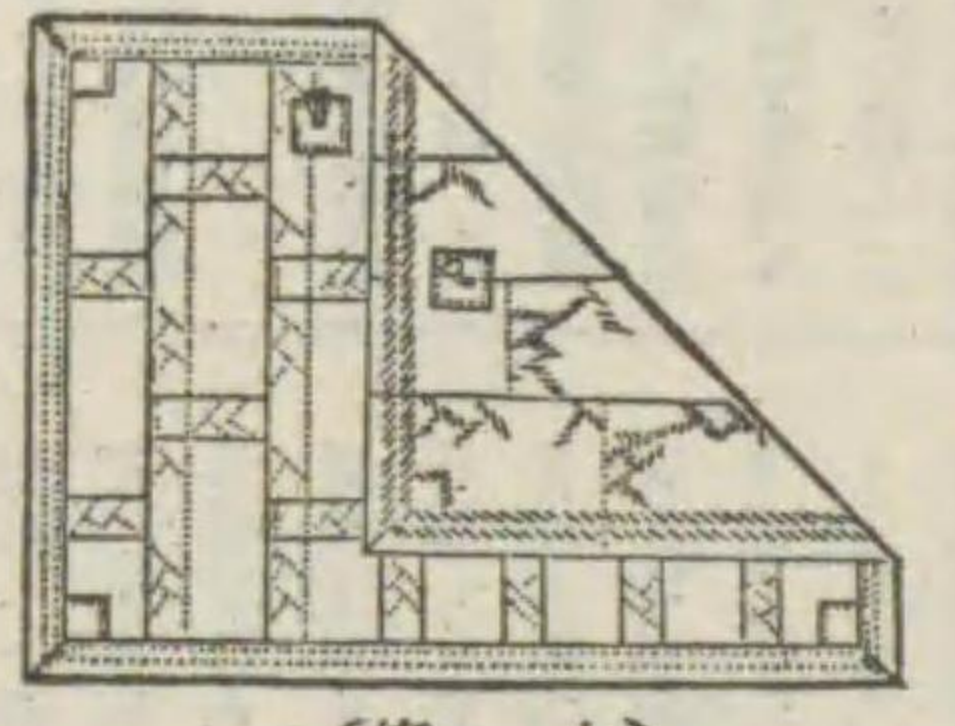
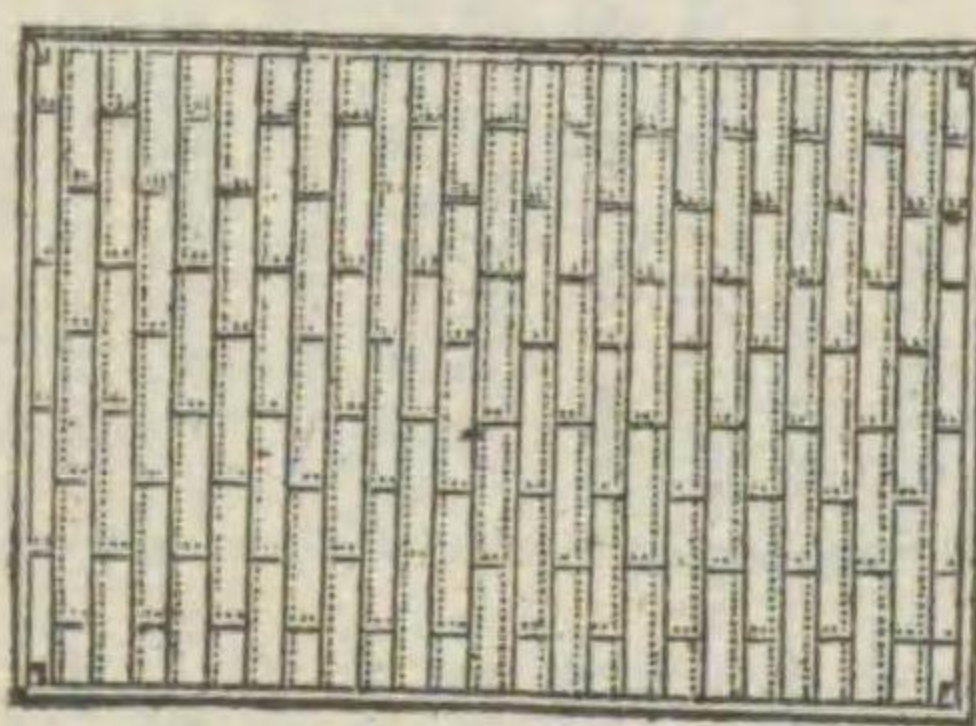
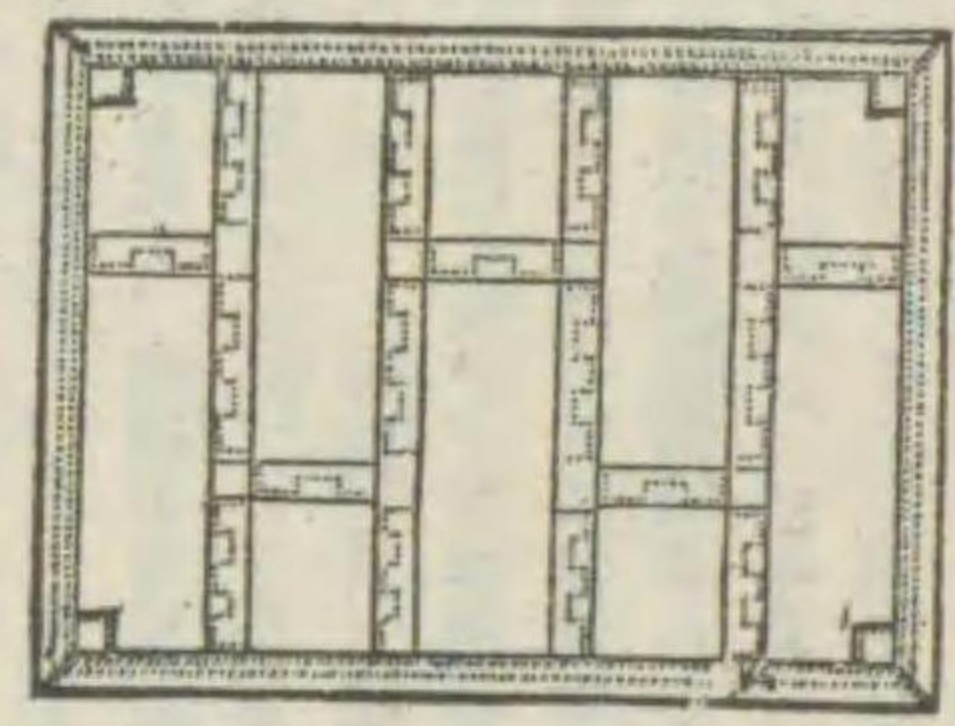
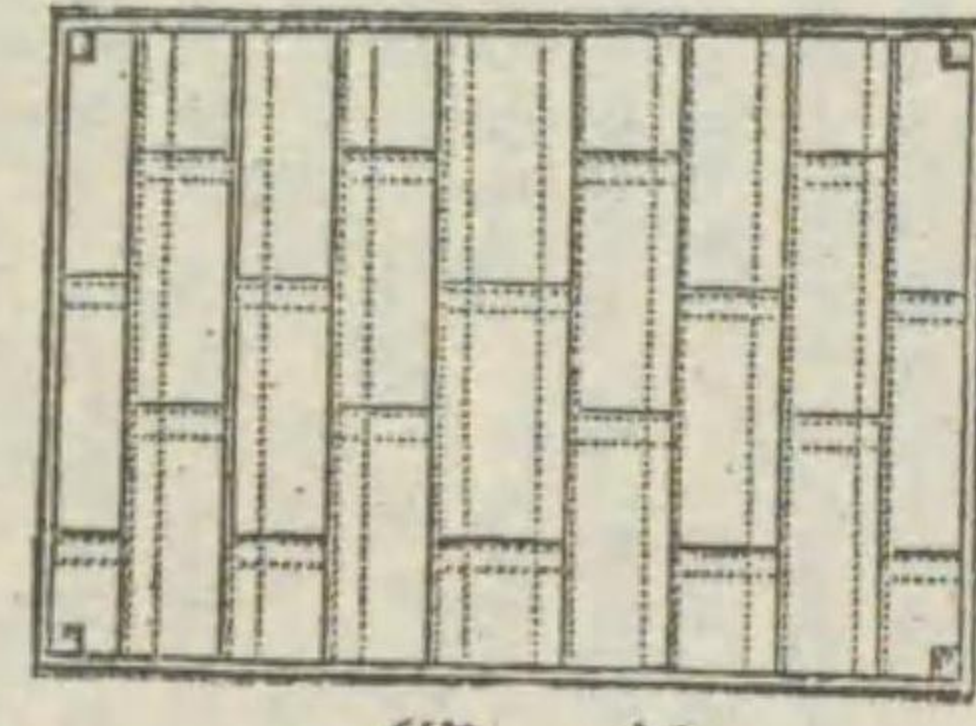
ゲコモ ケサ

寺に正義、長明、明哲、義正、嚴智等、東大寺に其辨の弟子實忠、安寛等各相承弘通す、實忠の高足等定河内四林寺に住して宗を弘む、桓武天皇西林寺を修造し、東大寺を興隆し、華嚴を顯揚し、等定を東大寺別當となす、是に於て本宗大に興り、眞俗二門併立す、**法苑珠林**等定の弟子正進、長歳、道雄、基海、長緒等相繼ぎて弘傳す、緒の弟子光智、村上天皇天曆元年に始めて尊勝院を建て、永代華嚴弘通の本處とす、智の五世に良覺あり、覺の門人に如幻景雅の兩哲あり、如幻は播磨に性海寺を建つ、景雅の門人高辨あり、一乘を顯要して、高山寺を開き、本宗を弘む、辨の弟子喜海あり、海の次に照辨、辨清、經辨等相次ぎ弘傳す、後白河天皇の代辨曉あり、中古の英匠とし、宗風を紹隆す、後嵯峨天皇の朝に宗性あり、本宗を興隆す、其弟子嵯峨奥義を極め、三論法相の玄致を研究し、傍ら孔老百家の學に通ず、弘安の始め講を大佛殿に開く、正應四年華嚴大經を金剛山寺に講敷す、四衆雲の如く集る、後大覺寺宮に召されて五教章を講じ、國師の號を賜はる、本宗は東大寺を本山とせしが、明治五年九月の布告にて、淨土宗の所轄となる、十九年六月獨立の許可を得て、東大寺を管長所在地とす(佛敎各宗綱要)

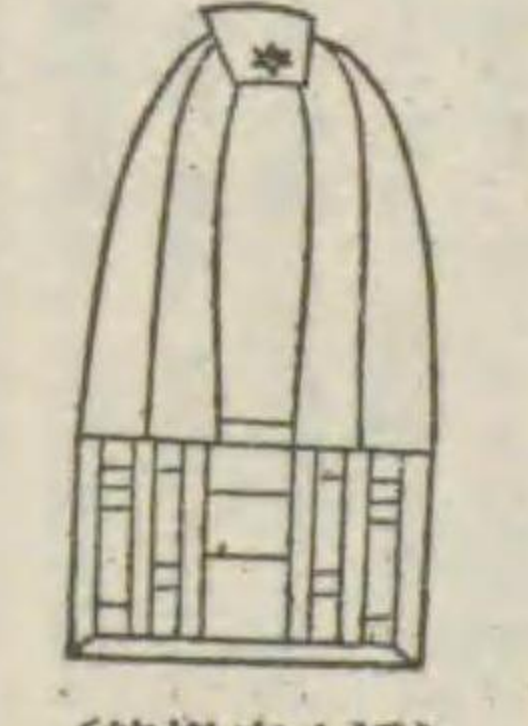
ゲコモリ

夏籠 安居(アノゴ)を見よ、
袈裟 僧侶の服の名、梵語、加羅沙曳の略、緇衣(初譯の時、其色濁れるを以て名づく)染色衣(俗人白色の衣に異なる故に名づく)、方袍、方服ともいふ、原語は不正色、又は雑色の意にして、即ち色によりて名とす、又離塵服、消復服、蓮華服、同色服、無垢衣、功德衣、忍辱鏡等と譯す、猶委くは翻譯名義集を參看すべし、**大衣**(梵語僧伽梨の義譯、僧伽梨は合とも重とも云ふ、割て合せ成すを云

ふ、又雜碎衣、衆集衣とも名づく、條數多ある故也)、七條衣(梵語多羅僧、上著衣、中價衣、覆左肩衣とも名づく)、五條衣(梵語安陀會、中著衣、中宿衣、下衣、裏衣とも云ふ、身に近く著住する故也)等あり、大衣(九品あり、廿五條、廿三條、廿一條、並に四長一短、是



天台宗眞宗等にて着用す、而して染色は、赤濁色を本義とし、木蘭樹、乾陀樹、菩提樹皮等を以て染めしが、是等の樹皮得難を以て諸果汁を以て染め、赤多黒少の色と爲す、或は黃赤、緋赤等となす、**結掛宗土淨**陀は、出家の形相を表示せんとし、殊に壞色の布片を縫り合せて之を製し、諸弟子をして着用せしめたり、然るに後世僧尼の風儀漸く變ずるに隨ひ、袈裟は却て彼等の美麗なる服章となるに至り、唐開元二十年波斯王僧及烈を唐に遣はす、勅して袈裟を賜ふ、僧に袈裟を賜ふ始めなり、本邦にては聖武天皇の心にまかす、扱其祝言は、買ける人の、或は夫婦の語らひの事、或は商賈の事、又は物かく事、其外何にても望む事を、様々に目出度云ひつうけて打とほる、いと面白く、賣りける詞やさしうきこえしを、時世のありさまおしうつされ、今は絶えけるにや、此頃の若き人は知りたるものなし、是は祇園の大神人なりや、又は桂の里より出る男にや、其出る所を知らず云々といふ、また雍州府志に、其爲體半羅髮、不僧不俗、横太刀、常出入武間、寶弓矢、毎年正月上旬、身著赤布衣、頭戴白布巾、覆頭面、纒露二兩眼、酒費紙符於市中、是謂懸想文、想文新所懸念之事、或祈其符、或索其符、十四日夜與藤竹同焚之、然則化令如願云々とあり、以て其紐と懸想文との大要を知るべし、蓋し懸想文とは、懸文の意にばあらずして、岩瀨京傳が「懸想文」といへど、女文の紐にかけるものにあらず、紙符を懸想文と名づけて、いまだ嫁せざる女の良縁を祈りしものならめ」といへるがごとくなるべし、而してなほ上に擧げたる、曾呂利狂歌咄によれば、寛文の際既に其類れたること明なり、然るに文化十五年の正月に至りて再興し、此時に及びては、文人等古への歌書を學び、風流を主として文を認めるの風を生じたり、いま屋代弘賢の作りたる懸想文を左に掲げて其一斑を示す、



ゲサイ

ゲサイノオカユ

解齋御粥 六月十二日、即ち神今食の翌日神事の齋をとかれし時に開召す粥をいふ、江次第に、主水司自御膳宿方供御膳、

皇靈龜二年僧支訪入唐して學ぶ、唐帝訪を尊び三位に准じて紫袈裟を著せしむ、是より後、我國紫袈裟を著けしむ、後には僧官僧位、又は法會等によりて衲衣(トツイ)、横皮、甲袈裟(カフゲサ)を見よ、又は平袈裟等を著す、海人漢芥に、紫袈裟は、醍醐方の若附網用之、仁和寺には坊官、僧網用之、園城寺(一本三井寺に作る)同前、無紋紫をば叙三綱法橋等一後用之、近比用二有紋一覆有之、過分之至不可然也、と見えたり、法衣(ハフエ)參看、(釋氏要覽、翻譯名義集、古服圖儀、法中裝束抄、法體裝束抄)

ゲサイ

其儀采女二人昇御臺盤、立於畫御座、大床子之前如常、次藏人供御粥(堅粥也高々盛之)次又供和布汁物(白湯玉子次藏人付女房奏供畢出、次主上經朝餉善御畫御座大床子上、次三箸骨之、次入御手袖(祈念給、立御箸粥上、入御云々)と見えたり、(ジンコンシキ)參看、

ゲサイ

人の心にまかす、扱其祝言は、買ける人の、或は夫婦の語らひの事、或は商賈の事、又は物かく事、其外何にても望む事を、様々に目出度云ひつうけて打とほる、いと面白く、賣りける詞やさしうきこえしを、時世のありさまおしうつされ、今は絶えけるにや、此頃の若き人は知りたるものなし、是は祇園の大神人なりや、又は桂の里より出る男にや、其出る所を知らず云々といふ、また雍州府志に、其爲體半羅髮、不僧不俗、横太刀、常出入武間、寶弓矢、毎年正月上旬、身著赤布衣、頭戴白布巾、覆頭面、纒露二兩眼、酒費紙符於市中、是謂懸想文、想文新所懸念之事、或祈其符、或索其符、十四日夜與藤竹同焚之、然則化令如願云々とあり、以て其紐と懸想文との大要を知るべし、蓋し懸想文とは、懸文の意にばあらずして、岩瀨京傳が「懸想文」といへど、女文の紐にかけるものにあらず、紙符を懸想文と名づけて、いまだ嫁せざる女の良縁を祈りしものならめ」といへるがごとくなるべし、而してなほ上に擧げたる、曾呂利狂歌咄によれば、寛文の際既に其類れたること明なり、然るに文化十五年の正月に至りて再興し、此時に及びては、文人等古への歌書を學び、風流を主として文を認めるの風を生じたり、いま屋代弘賢の作りたる懸想文を左に掲げて其一斑を示す、

ゲサイ

かかげの水のとくるをたより山端のわらひ顔もやと、なにはあしのみしかき筆をそめまゐらす、御くしは柳のいとゆら／＼とめてたく、雪のむらこの御もとゆひに、梅が香のうちかほり、もちろみとりに紅の霞の衣のひきあはせを、春風のふきなひかし、しとけなき御物こしこそ、常よりも忍

ゲザミ

ひかたて、下もえ初る若草の、れいげにみくの葉のあしまても見まほしけれ、梓弓ひかはよらん

春たつ日こそその層とふるされし身のうし松をけさあら玉るおとらさまあまる

されどこは文人間一時の戯たるに過ぎずして、維新前まで一般に行はれたるは、文には定まりたる辭あるにあらず、また年々によりて異りたるものにて、多くは新玉の壽など目出度事のみかき連れたり、而して其装は宮川金漫筆に、赤き布衣に烏帽子を冠り、文は梅の枝に結びわけて、肩に擔ひ、大晦日の夜より元日の朝まで、懸想文召せしと呼びあるき、人の求むるまゝに與ふと見ゆ、これを買ふものも賣る者も、何の爲といふこともなけれど、恰も江戸の寶船に於けるが如く、富家の若き子弟の戯なれば、其歸るに、祇園等の狭斜の地を示すを樂しみと爲す、故に懸想文賣は、鴨河の東に多くして其他は少なかりき、維新の際に至りて全く絶えたり(懸想文賣考、風俗叢書)

ゲザミ

下座見 江戸の城郭門、其他番所の下座に在りて、三家及び老中若年寄兩目付等の出入を報告する者いふ、ゲザミと云ふ

ケサン

計算 紙を鎮する具の名、又歴尺、書尺、卦算とも書く、文鎮と同じく銅、鐵、鉛石を以て作ることも常なり、其形状長短一ならず、或は二尺或は三尺等のものあり、又玉を以て作るものありと云ふ(運歩色葉集、簡用集大全、和漢三才圖會、雅遊漫錄)

ゲザン

見參 「ゲザン」を見よ、

ゲシニ

ケシヤ

り、桃元問答に、下司といふは、郷司庄司などの中に、上司中司(中司の名阿蘇文書に見えたり)下司と各等を立ていひたる下司にて、一職を限りていひたる職掌にはあらず、郷司庄司の中には、政所年預田所園師公文御藏などいふ色々の諸職もありて、其中にては政所といふは、一所の管領にて上司ともいふべき物なれども、其餘の諸職はいづれを中司いづれを下司と定めたるにや、其各等をつばらにしろしたるものなれば、詳しき事はわかまへがたし云々と見ゆ、また庄園の役人をいへるに、庄園によりて一職を限りて名付しむ往々ありて、朝野群載に補御庄司、右大臣家符、尾張國富田庄大膳少進平季政、右人補(在下司職)可(令)執行庄務之狀、所(仰)如(件)康和五年二月と見えたり、多くは庄園の雜務を執行す、庄司(シヤウシ)と云ふ

ゲシニ

解死人 江戸時代に、下手人(ゲシニ)を誂りていへる詞、同條を見よ、

ケシノカ

芥子香 護摩供に芥子を焼く其香をいふ、冤怒などを降伏するには白芥子など用ふといへり、源氏物語に、御衣なども、たゞ芥子の香に染みかへりたまへりと見え、蜻蛉日記に「けしやき」とも見ゆ(後訓)

ゲシヤウ

解狀 解を云ふ、ゲシヤウと云ふ、又鎌倉室町の兩時代に、訴訟の時、原告と被告とより幕府に差出す訴陳兩狀をいふ、尙ほ目安(メヤス)を見よ(古事類苑法律部)

ケシヤウノイタ

化粧板 鐵(ヨロヒ)の名所を見よ、

ケシヤウノマ

假粧間 大内裡外記應結政所の西北に在り、東西一丈、南北二丈、屋制片廂、西は東面の片廂に注ぎて北屏に連なり、北屏二間なり、又

假粧間の西北に屏あり、東西一丈餘に及ぶ(年中行事書)

ケシヤウバカマ 化粧袴 四幅袴を云ふ、江戸時代化粧袴の一名、「スソホツ」又は「フゾギ」など云ふは四幅とは別なり、「ヨノバカマ」參看(貞丈雜記)

ゲシヤクバラ

外借腹(外戚腹) 妾腹の子をいふ、語林類聚に、今俗妾腹の子をけしやくばらといふ、即外戚腹の子也、但内外戚といへるは、内戚は父方、外戚は母方なればこそ歌にもおやのをやどちとよみて、嫡妻の子をいふなれ、外戚は妾腹の意ならぬを、いかゞ心得て外戚腹といひて妾腹の事とはなしけん、おぼつかなし、恐くは正字をたどらぬもの、下借腹などいふて字せしよりのひが、うつろえにや、源氏物語孟津抄外戚腹なればと也、うつろほ物語に、ないしやくにも、げしやくにも、女といふものなんど、もしく侍る、増鏡に、御このかみにて、ものし給へと、御げさくのよわきは、今も昔もかゝるこそ云々と見えたり、

ゲシユ

化主 禪宗の僧にて、市麩街坊を動化し、檀越の施與を得るもの、又街坊化主とも、街坊とも云ふ、又供養主とも云ふ(禪林象器箋)

ゲシユニ

下手人(解死人) 名義江戸時代に於て、(一)手を下して人を殺したる者の稱、(二)庶民を斬首する刑を云ふ、喧嘩、口論其他不慮に人を殺したるものに適用す、又別に死罪あり、盜賊、追落、巧事等、罪の性質惡むべきものを處したり、されば死罪も下手人も等しく庶民を斬首する刑なれど、犯罪の性質により、其名を異にせるものと知るべし(方)刑は牢屋敷内の切場に行ふ、其法まづ四人を牢屋より呼びだし、牢屋改番所に掛りの諸役人一

ゲシヨ

同並立し、其本人に相違なきや否やを確めたる上、檢使宣告文を讀み聞かせ畢りて斬首場に誘引し、入り口にて目隠しを爲す、牛紙二つ折、細き藁繩もて頭の後にて結ぶ、かくて打役四人先行し、非人三人に引かれて出づ、論役四人の名を問ひ答を得て、直に斬首場に居へ、繩の上に座せしめ、手傳人足所持の小刀にて、切繩の首結目より繩の下へ上げ、咽喉切捨て、著服を引き下げ、兩肩を組にし、手を添へ首を延させ、首討役たる町同心これを打つ、又討役同心と相對にて、平川町の山田淺右衛門が執刀することありき、斬首場は地面を凹め、上に繩を敷く、此内へ首を斬りて、死骸は手傳人足兩足を引き、血を凹内へ落すなり、而して死罪には、その死骸をば機斬りに用ひ、かつ本人の田畑、家屋敷、家財等を欠所に處せども、下手人には一切其事なし、要するに、死罪に比し一段輕きものといふべし、死刑(シケイ)死罪(シザイ)參看(御定書百々條、刑罪大略録、徳川時代御仕置、徳川政刑史料)

ゲシヨウ

下乗 俗馬及び駕籠、輿車等の乗物より下ることいふ、貴人に對して行ふの禮、また神社佛閣、其他の境内へ乗車馬にて入ることを禁する所に、下乗或は下馬との文字を記したる制札を建てるあり(起原)起り詳かならず、續紀文武天皇大寶二年七月の條に、有(勅)斷(親)王(乘)馬(入)宮(門)こと見えたるは、下馬の制、史に見えたる始めなるべし、儀制令に、下馬拜禮の制を定め、違ふ者は笞四十罪に處すべきと見えたるが、是長者に對する禮なり、制札を建てること鎌倉時代より始まりたるが如し、吾妻鏡仁治二年十一月二十九日の條に、未(廻)若(宮)大(路)下(馬)橋(邊)騷(動)、是(三)浦(一)族(與)小(山)之(輩)有(三)喧嘩、した寛元四年五月二十四日の條に、鎌倉中

民不(靜)、資財(難)具(運)陸(東)西(云々)、已(被)固(三)辻(々)、流(谷)一(族)等(左)親(衛)、令(警)司(下)馬(橋)とあり、其所に下馬するが故に下馬橋とつけたるなるべし、或はいふ、下馬札に菅家の筆、或は小野道風の筆、或は大師の筆などありといふ者あり、或は高雄の下乗碑に、正安三年十月日造立之、權大僧都實瑜敬白と題せしものあれば、石榜のものもありなり、真丈雜記に、下馬札立つる事は、退凡下乗の卒都婆にならひて立始めける事歟、是れもたしかに定めがたし、古事談に云く、昔爲(公)家(御)祈(被)行(三)八(講)けるに、退凡下乗の卒都婆の銘、か(書)きたる(と)問(ひ)たりければ、金輪聖王(天)長(地)久(御)願(圓)滿(と)こ(書)きた(れ)と(答)へ(け)れ(云)々(横)川(後)法(橋)願(意)阿(闍)梨(之)答(也)、後鳥羽法皇御登山の時事なり、つれづれ草に云く、退凡下乗の卒都婆、外なるは下乗、内なるは退凡なり云々(山の内に立るは、退凡の目じるし卒都婆なり、退凡とは、是より内へ凡人を退けて入れぬなり、山の内外に立るは、乘りたる輿車より下る目じるし卒都婆なり、つれづれ草の、壽命院抄に西城記を引きて、天竺國靈鷲山にて釋迦如來說法の時、卒都婆を立てし由見えたり、下馬札は、もし此の退凡下乗の卒都婆を學びて立始めたる歟、いつ頃より始りたるか詳ならず、古より禁裏の御門外に、下馬札立つる事無ければ、國史舊記に下馬札の事みえず、青蓮院殿に、世々下馬札の筆法を傳へられしとかや、みだりに書けば、其の所にわざはひありと云ひ傳へたる事も有るにや、かの筆法はいつ頃より何方に立てし古法を傳へられしやと見ゆ、江戸幕府に至りて其制未だ定る、江戸城門外の橋々、即ち大手門外堀端の左右、内櫻田門外左右、西丸大手門外平川口外、坂下門外、矢來門外等に下馬の制札

を建つ、而して下乗の場所は、武家要所に、攝家親王方は玄關横附、但打物御白洲まで、芝方丈は玄關前、御三家、公家衆中尺、加州百人外番所上の方まで、諸大名、大手の百人番所捨柱限り、桔梗の方、武者走り石角限り、但乗物棹先西丸は、御三家方公家衆中御門、加州大手橋際まで、諸大名同所懸掛、此方より七本目柱限り棹先、但平常は腰掛三間より上は内下乗の分、右間合にて外殘殘す、御三卿方は平川登城御風呂屋口まで御乘輿、同所まで御道具一本持込む、下馬下乗腰掛駕籠に乗物置く分は、溜語老中、京都所司代、大阪城代、御側用人、若年寄、御側衆、と見えたり、

ケセノコホリ

氣仙郡 陸前國陸奥、嵯峨天皇の弘仁元年十月に始めて見えたり(沿革)延喜式「ケセン」と訓す、和名抄に、氣仙(ケセ)大島(オホシ)氣前等の郷あり、後世南境を制て本吉郡に屬す、郡名考以後又「ケセン」と稱し、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ケソウ

下僧 下法師を云ふ、

ケソク

華足 箱、机、臺等の足を花形に彫りたるを云ふ、源氏物語、紫式部日記等に見えたり(儀訓)○禁裏抄に、大臣辭表有(勅)答、第一表以(近)衛將(返)給、二度以(不)加(花)足(と)見えたり、

ケソロ

毛揃 檢見(ケミ)を見よ、

ケタイ

外題 書物の名を表紙の上に記せるもの、題簽とも云ふ、後ち轉じて標題に云ふ、又題簽とも云ふ、歌草子類に端に書き、物語類は凡て中に書くを故實なりと云ふ、佛書は天台宗延曆寺中に、三井寺に端に書くと云ふ(塵源地抄、夜鷲庭訓抄、東野州問書、入木道書式、安齋隨筆)

ケタイ

外題 下より解狀を奉りて、裁許を

ケセノ

ケタイ

ケツコ

釋す、明曆元年喜連川頼純の嫡女月桂院を葬りてよ
り寺號を改む、是より柳澤氏の菩提寺たり(江戸名
所圖會)

ケツコク

闕國 國司の闕けたる國をいふ
(羽倉考)

ケツコン

結婚 婚禮(コンレイ)を見よ、

ケツジ

闕字 文章の中に、帝王高貴の人に
係る稱號の出でたるを、敬ひて其上に一字或は二
字記すべき程の間を明けおくことを云ふ、此事支那
中古の制にて、我國にては文武天皇大寶令制定の時
これに倣ひて制定したり、公式令によれば、大社陵
號、樂輿、車駕、勅旨、明詔、聖化、天恩、慈旨、中
宮、御(謂斥)至尊、闕廷、朝廷、東宮、皇太子、殿下の
類皆闕字なり、但し是等は上書奏事等の表したる文
書のみにて、御記録以下私家の日記等には必しも拘
はらざりしなるべし、そは書紀古事記等の正史に闕
字を用ひざるにて知るべし、文德實錄以下始めて闕
字を用ひたり、明治五年八月七日式部寮にて記録等
に闕字の書式を用ひざることを定む、今沿革を知る
に便なるを以て、左院の答議を左に示す(令義解、明
治史要)

別紙明法寮ヨリ伺出候稱頭平出闕字等ノ儀然
議勘辨仕候處闕字平出ノ例ハ、支那六朝以前ニハ
見及バズ、隋唐代ヨリ初テ著令トナリシ本邦之
ニ倣シテ、大寶令ニモ著ハサレシ也、サレド令
人親王ノ日本書紀太安曆ノ古事記共ニ此例ヲ用ヒ
ス、(六國史中文德實錄以下始メテ平闕アリ)二書
ハ大寶後ノ著ナレド猶カクノ如シ、然ラバ令文
ハ虚設ニテ世間通用ニ非ザリシヲ知ルベシ、水戸
藩大日本史ヲ編ムニ及テ、平闕ノ例ヲ除キシハ紀
記ノ體ニ基キシト云フ、夫レ平闕ハ臣子上テ敬ス

ケツシ

ルノ意ヨリ出ツレバ、必シモ禁ズルニハ及バズ、但
コレヲ定令トスルトキハ、誤テ犯スモノハ不敬ニ
陷ル、若シ一々其誤犯ヲ正サバ事務ノ障害ヲ生ズ
ベシ、古語ニモ臨文不諱ト云ヘリ、且ツ文字ハ言
語ヲ寫スモノナラズヤ、言語ニ平闕ナクシテ、文
字ニ限リ平闕スルノ理ナシ、況ヤ和漢共ニ中古以
前ニコレ無ク、全ク後世ノ繁文縟禮ヨリ起リシ事
ナレバ、自今此例ヲ除テ、古體ノ簡易ニ復シ候方、
可レ然ト存候事、

ケツシウ

月舟 宗朝(ツカコ)を見よ、

ケツシヨ

闕所 領主の闕けたる土地、室
町時代より桃山時代にかけての用語、罪科及び其他
の事情により幕府に没收せられたる土地等皆闕所な
リ、鎌倉時代に没官領と云ふには同、建武以來
追加に、諸國闕所事(應永十五、十一、三)諸人敢
望申ニ雖レ被レ不行一或稱ニ本主、或說ニ新給、帶ニ證文ニ申
之置多也、因レ紛差之沙汰出來之條、不可レ然、
所詮於二向後二者、闕所之段、主買之員數、相尋守護、
就ニ左右可有ニ其沙汰云々、闕所證人事(長祿四、九、
五)右闕所出來之時就ニ證人注進ニ被レ應補二者、古今
之例也云々と見えたり、江戸時代には轉じて、領地
を沒收する刑名となれり、次項參看、

ケツシヨ

闕所 江戸時代に於ける、士
庶を通じての附加刑、動産及び不動産を沒收するを
いふ、死刑、遠島、追放等に屬ス(追原治生) 闕所の
名は早く室町時代より散見し、もとは主なき地の義
なりしを、後に轉じて所領を沒收するの意に用ひ
たり、江戸時代に至り、はじめて刑名となる(方法
輕重によりて差あり、最重きは田畑、家屋敷、家財を
次は田畑、家屋敷を、輕きは田畑のみを沒收す、又身
代半減の闕所あり、財産の一半を闕所するをいへり、

ケツシ

○王朝時代には没官、鎌倉室町の兩時代には沒收あ
り、就きて見るべし(建武以來追加、舊記拾葉集、近
世物之本、古事類苑法律部)

ケツシヨキン

闕所金 江戸時代、闕所(ケ
ツシヨ)參看)に處したるもの、貨財、及び田地を賣
りたる價金をいふ(大日本租稅志)

ケツシヨモノフキヤウ

闕所物奉行 江戸幕府の職名、没官の物を收めて之を賣却するを
掌る、凡そ大名、旗本、罪有りて其家産を沒收すれば、地
は普請奉行に收め、家作は作事奉行に附し、諸調度
は、目附監督して、闕所物奉行に附するを例とす二
人あり、百俵高にて御禮代席に列し、大目附の所管
たり、各手代八人之に隸屬す(官中祕策、官制沿革略
史)

ケツズン

闕巡 朝廷にて酒宴を群臣に賜は
り、盃巡流のをり、闕座の人ある時、其來るをま
ちて、連飲して闕を補はしむるをいふ、江次第に、三
獻、上御仰三讀令召侍從、三讀御最末少納言、出
レ自百花門召之、侍從參入分著、四獻、最末參議降
レ庭、彈三於侍從座、計三度數飲闕巡と見え、同
彈四抄に、飲闕巡、今案、四獻、召侍從賜酒之時、
以前三獻分令飲也、故號闕巡也、一巡之時不飲
之闕也と見えたり、また建武年中行事にも、四獻
のたびさかづきくだりて、けつずんをのましむ」と
あり、後世俗に、今入り三獻といふは、即ち此儀よ
り轉化したるものなりといへど、俄に信じがたし、

ケツセイ

血稅 徵兵の異稱、明治五年十一
月、徵兵令を制定せらるる時、太政官告諭中に其文
あり、因て名づく、其文左の如し、
凡天地の間、一事一物として稅あらざるはなし、以
て國用に充つ、然らば人たるもの固より心力を盡

ケツセ

ケツリ

し、國に報せざるべからず、西人之を稱して血稅
といふ、其生血を以て國に報するの謂なり、且國
家に災害あれば、人々其災害の一分を受ざるを得
ず、是故に人々心力を盡し國家の災害を防ぐは、則
ち自己の災害を防ぐの基たるを知るべし、云々、
かくて血稅の文字に迷はされ、白川の天草、秋田の
平鹿郡民等暴動を起すに至れり(明治政覽、法令全
書)

ケツセイシヨ

結政所 「カダナンドコロ」
を見よ、

ゲツリウ

月奏 上日を調査し、毎月一日に
奏問するをいふ、公卿、少納言、外記等は外記よ
り奏し、辨官は史よりこれを奏す、なほ上日の條を
見るべし(官職雜儀)

ケツタンシヨ

闕斷所 雜訴決斷所(ザツソ
ケツタンシヨ)を見よ、

ケツテキノハウ

闕腋袍 襖(アヲ)を見
よ、

ケツパン

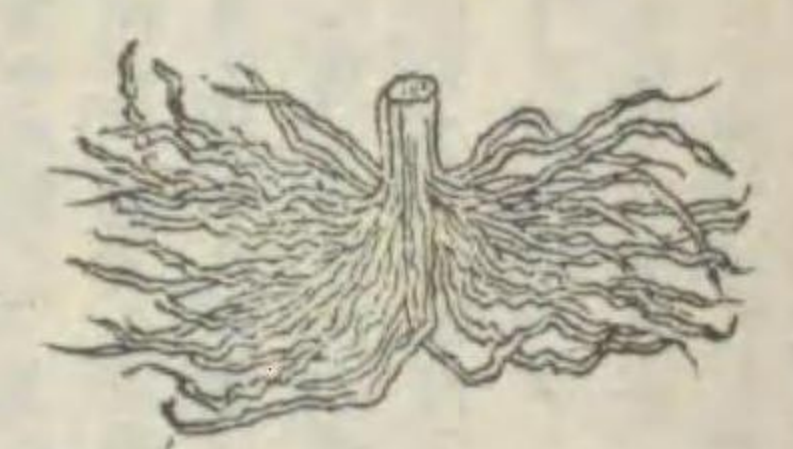
結番 順序を定めて事務を執るを
いふ、武家時代には何番などいへる番の字の付きた
る職名は、みな結番するより起りたる名稱にして、鎌
倉時代には間見參結番などいへるもありき、モンゲ
ンザンケツパンの條參看、

ケツリカケ

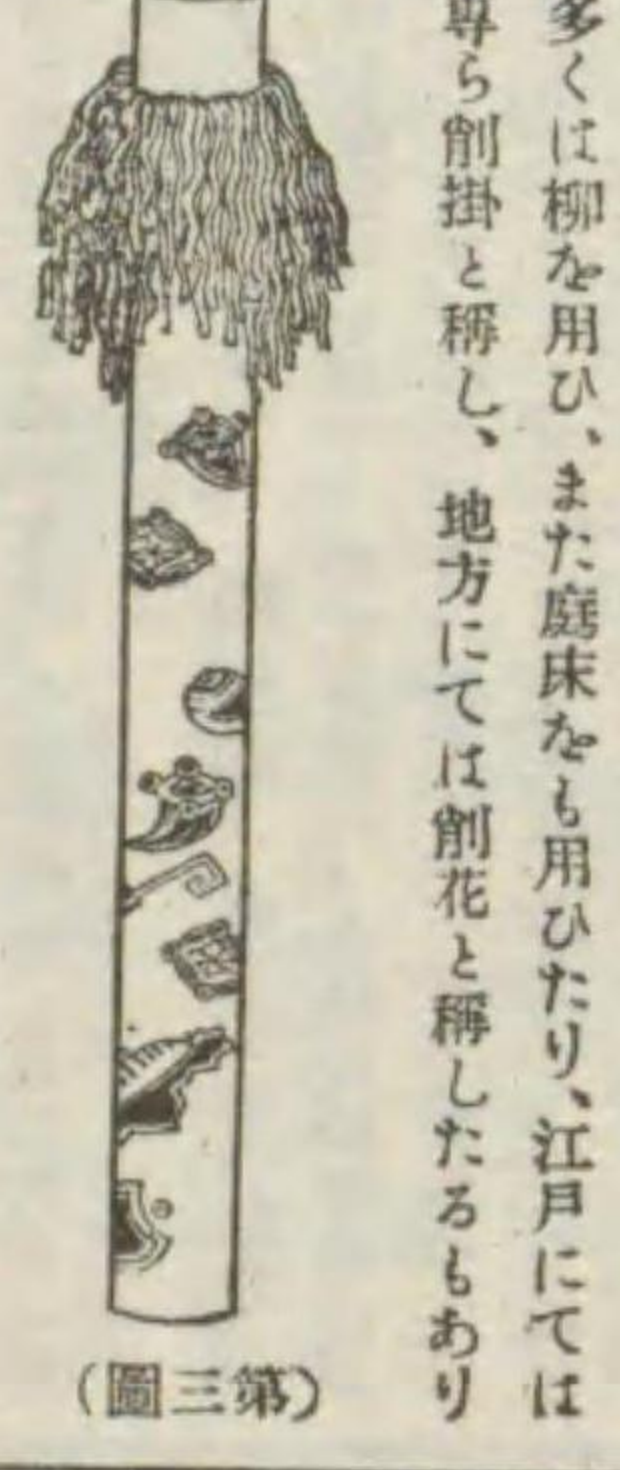
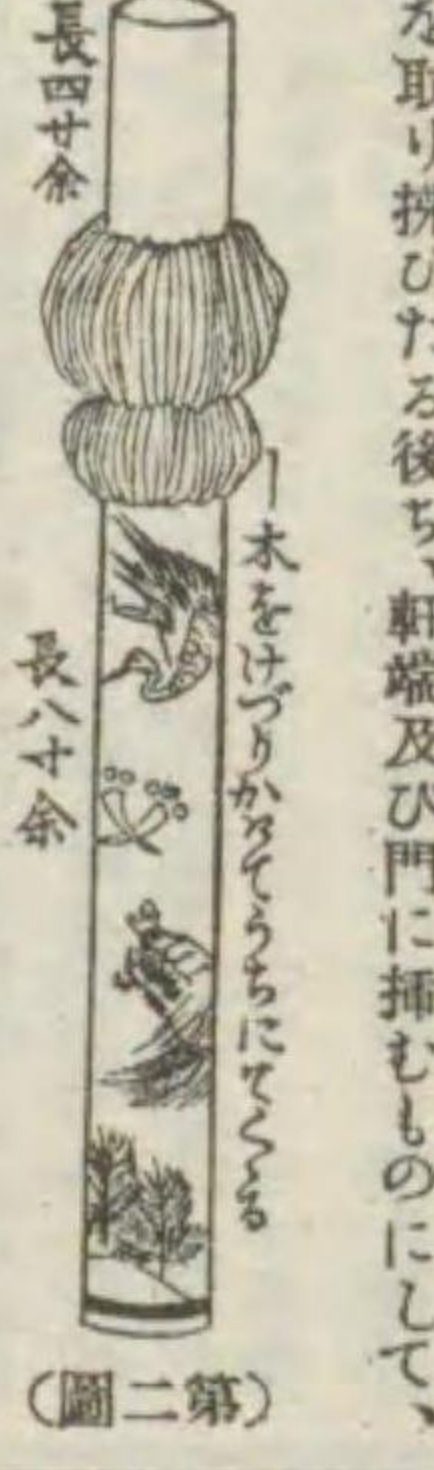
削掛 削花(ケツリバナ)を見
よ、

ケツリバナ

削花 (一)作り花をいふ、木を
削りて作りたるが故に名付く、(二)門戸に挿みて咒
になすべく木の棒を削り掛けて其まゝになしたるも
のをいふ、また削掛、祝木等の名あり、(一)は、延喜
式御佛名の條に、「菊ノ削花二枚」と見え、古今集に
「めでにけづりばなきせりけるを、康秀、花の木にあ



らざらめども咲にけり、ふり
にしこのみなるときもがな、
また新續古今集に、「ひえの山
に、かたわきて、けづりばなし
ける事侍るに、かたきうた
にをみなべしを作りたりけ
る」といふ端書あり、(二)は
江戸時代正月十四日に飾り繩
を取り拂ひたる後ち、軒端及び門に挿むものにして、
長四十余
木をけづりかきくちにてくち
長八十余



き、其様圖に就きて知るべし(後訓業、俚言集覽、嬉
遊笑覽、風俗畫報)

ケツリヒ

削氷 氷の削りたるものをいふ、王
朝時代夏時の饗宴に用ひ、又は高貴の人之を食す、江
次第新任大任大饗の條に、「蓋ニ肴物、暑月削氷甘瓜
等」と見え、同首書に、粉熟又加削氷、列見延引、及
暑月「時用之」とあり、なほ又茶花物語にも、「はか
なきくたものもきこしめさで、きえりりくせさせ
給へば、けづりひばかりをこんにおきて、たえず
すゝめ參らせける」と見えたり、

ケツリ

ゲナン

ケニン

下男頭 江戸幕府にて、下
男を指揮する役、十五俵三人扶持を給す、女中部屋

並に諸部屋毎に下男一人宛ありて、賤役に從ふ(明眞
帶錄)

ケニン

家人 令制の賤民、主家に臣
從し、勞役に服する人を云ふ、即ち上古の部曲民な
り、唐令に我家人とある處を部曲とし、天武紀にも民
部家部を部曲と記せるを見て、知るべし(追原治生)
上代にはゆる諸氏に隸屬したる部曲民部にして、
大化改新の時、收めて公民となさんとし、皇太子中大
兄率先して、其入部五百餘口を獻せられしと見え、
第一朝にして改まらず、天智天皇三年二月民部家部
を定めて諸氏に給へり、天武天皇三年二月詔して後
これを廢せられしも行はれず、文武天皇律令制定の時、
是等私家の賤民を認めて家人とせり、雄略天皇紀
九年五月、采女大海其韓奴室兄麻呂弟麻呂御倉小倉
針六口を大伴室屋大連に贈りて恩を謝せし條に、吉
備上道奴島田邑家人部是也とあるは、家人の名の國
史に見えし初めなり(史學雜誌、古代賤民制)

ケニン

家人 武家の臣下を云ふ、(ケニン)
を見よ、

ゲニン

外任 王朝時代地方官を云ふ、外官
に同じ、「ゲクワン」參看、

ゲニンソウウ

外任奏 元日及び
白馬節會等の節會に諸國司の、いまだ任符を賜はら
ざる者、又は任符を賜はりしも、いまだ任國に赴か
ざる者、もしくは權政を濟さんが爲めに、當時入京
したる者の姓名を録して奏上するをいふ(追原治生)
建武
年中行事元日節會の條に、其儀小朝拜はてれば、内
辨の大陣の座につきて事を行ふ(中略)陣の座をは
かりて、藏人を招きて外記の奏を奏す、藏人内侍に
つけて奏聞す、これを御覽じて返し給ふ云々と見え
たるにて一斑を知るべし、また其奏の書き様は左の

ケニヨウ

外任奏

其國守	姓尸名	
其國守	姓尸名	
右任符未給		
其國守	姓尸名	
右雖給	符未向在國	
其國守	姓尸名	
其國守	姓尸名	
右爲濟	權政入京	
年	月	日

ケニヨウ

假寧 官人に賜はる休暇をいふ、假は暇の字に通ず、大寶令に假寧令一篇あり、同令に謂假者休暇、即每三日並給、休暇一日之類是也、寧者歸寧、即三年一給、定省假是也、と見え、假は今日の日曜日の如く、寧は歸省の如し、また同令に、假を給するの制を云、凡在京諸司、每六日、並給、休暇一日、(謂、大學典藥諸博士等類亦准此、其休假田假等若欲上者聽也)、中務宮内供奉諸司、及五衛府、別給、假五日、(謂、兵庫馬寮亦同、五衛例也、凡諸司休假六日一給、至於五衛、不依此法、一度總給五日、故云、別給也)、不依、百官之例、五月八日給、田假、分爲、兩番、各十五日、其風土異宜、種收不齊、通國、假給(謂、養、物成、功、日、風、坐生、萬物、曰、土、其土宜不同、各有早晚、若依一法、恐有、廢、功、故量、事、通給、假、有、都土、四月、播種、七月、收、秋、者、通給、四月、七月、之類)、外官不在此限、(謂、此條皆攝、在京、故云、不在此限)と見え、又凡文武官長上者、父母在、歳外、三年一給、定省假(謂、定省者、孝子事親、皆定長省、是既云文武官長上者、即番上不在此給例、其

ケヌキ

ケヌキ 官人田衣假内、可、得、還、親、者、更、不、給、定、省、假、故下文云、若已經還、家者、計、還、後、年、給、也、三十日除、程、若已經還、家者、計、還、後、年、給、(謂、假、有、官、人、因、緣、公、使、便、得、經、過、者、還、家、之後、更、待、三、年、而、始、給、假、之、類)とあるにて其大要を知るべし、

ケヌキガタノタチ 毛拔形太刀 衛府太刀(エフノタチ)或はまた時繪野鍛(マキエノタチ)をいふ、各條參看、

ケノアラモノ 毛鹿物 神饌に供ふる歌を美稱する古語、毛鹿物に對しての稱、又毛鹿物支物とも書けり、一説に毛鹿物毛鹿物と共に諸歌を云へるにて大小よりての區別なりともいへり、○廣瀬大忌祭の祝詞に、毛鹿和支物、毛鹿荒伎物と見えたり(延喜式、祝詞考、古事記傳)

ケノサウワク 裝束 女官平生の裝束、一に小袿袴とも稱す、女官飾抄に、女房は裝束の時はいへば、紅の打衣、唐衣等著して、裳をつけぬ例なり、尙内々は單、表著、張袴を著せず、只きぬの上、唐衣を著する例もあり、と見ゆ、其著用次第は次の如し、(一)內衣、(二)打袴、(三)單、(四)打衣、(五)衣を著する事もあり(五)表著、(六)小袿、(七)袴、(八)の條を見るべし、

ケノシヤク 牙笏 象牙にて作りたる笏大寶令の制に、上は天皇皇太子親王諸王より、下は文武官に至るまで禮服の時に用ふ、筋抄に、天皇の御笏は上下共に方、朝拜に用ふ、神事には多く上圓きを用ふ、敬神の意なりと云ふ、禮樂考に、後世笏に作る牙なきを以て木笏を牙笏に代用せりと云ふ、

ケノニコモノ 毛鹿物 神饌に供ふる鳥を美稱したる古語、毛鹿物に對しての稱、毛鹿和支物とも書く、蓋し神鹿を喜ばせ給はん義なるべし、一

ケバシ

ケバシ 説に毛鹿和支物毛鹿荒伎物とは、共に諸歌を云へるにて大小の區別なりとも云へり、○延喜式廣瀬大忌祭祝詞に、廣瀬の川合に稱、辭竟へ奉る、宇豆の幣帛は山の物には毛の和支物、毛の荒伎物云々と見えたり(祝詞考、古事記傳)

ケバシヤウケン 下馬將軍 徳川家綱の時大老酒井雅樂頭忠清をさしていふ、江戸城の大手門なる下馬札の附近に其邸宅ありしを以てなり、江戸聞見錄に、大君仁厚和平、政を大臣に任ず、前橋少將酒井雅樂頭、天下の權を握り、政事巨細となく皆其手より出、車馬門に滿ち、公卿大夫伏謁して仰見するものなし、名けて下馬將軍といふ、其心は城門下馬の榜以外の將軍といふが如し、又高砂將軍といふ諸本に皆もる、ことなしといへる文句あるによりて、天下の事皆雅樂頭の指南に滿る、ものなしと云心なり、四海の貢賦其門にちろちろぬれば其富いふばかりなし、雅樂頭を變應すといへば行幸の紐ひよりおびたしく、新に殿を造り接待の人に厚く物をおくり取なしき様にと思ひ、四海の珍なつめ、庖丁人羅梅人なども皆其人の從者を招き美盡したる、とあり云々と見えたり、詳しくは江戸聞見錄に就て見よ、猶、サカキタキヨシ參看、

ケバシユウ 下馬衆 室町時代、吉良、渡河、石橋の三家を稱していふ(見聞諸家紋)

ケハヒテン 粧田 湯沐の色をいふ、俗にけはひ化粧といふりの名目なり、龜田とも見えたり、マウモクテンを見よ(倭詞彙)

ケハフ 外法 幻術に同じ、ケンジュツを見よ、

ケバフタ 下馬札 乘馬禁止の札、李璋日記に、寛正二年六月二十二日門前馬、遂前下馬板、自與

下馬

苑院鹿園和尙使集儀首坐書、下馬大字、重揚、示之、可謂、萬代模範、也、とあり、又下馬を書札にては二字札と云ふ、書札袖珍寶に、下馬を書札にては、下馬札とは不申也、二字札と申なりとあり、下乘(ゲシヨウ)の條參看、下馬札の寸法は、萩原隨筆に、下馬札寸法將藥駒より出ると云、上横サシヨウシ一尺一寸五分、同下一尺九寸七分、高一尺三寸五分、中スシの高一尺六寸、板厚七分半、高札頭迄一丈七寸五分、板際迄五尺五寸七分、上の幅一尺一寸九分、下幅一尺二寸五分、端ノ立高一尺三寸九分、中高サ一尺四寸七分、將軍家御事ありて伊勢守下馬次第書札方掌る、吉真小笠原兩家書法等違あるべしと見えたり、殿居儀に見えたる下馬札を別圖に示せり、

下馬

ケヒシ

檢非違使 職掌 姦民盜賊の患ある時、檢非違使、兼れて非法を檢彈する事を掌る、令外の官、非違を檢するを以て官名と爲す、唐名大理(一)京都と(二)諸國とに置く、(一)は其官衙を檢非違使廳と稱し、初めは左右衛門府内の兩所に在りしが、後には左衛門府内のみに在り、單に使廳とも、廳ともいふ、また衛門兵衛の督より別當を、衛門府の官人より佐以下を兼帶するによりて、初賀廳の名あり、なほ檢非違使をも略して非違といへり、(二)は諸國守に屬せるものにして、其官衙を檢非違所と稱す、また其檢非違使は、檢非違と稱したる事もあり、○三好清行の意見封事に、諸國檢非違使掌、糺、境内之奸盜、禁、民間之凶邪、然則

ケヒ井

ケヒ井

ケヒ井

圓宰之爪牙、逃匿之術策也、必須、明、習、法律、兼、詳、決、斷、と見えたり、(一)は別當以下の職員ありて、之を總括したる場合、もしくは各職員を指したる場合にも、通稱檢非違使の稱を用ひたり、(二)は檢非違使其ものが職名にして、其支配に屬する吏員に小目代、書生等ありし事史に見えたり、其他は詳かならず、故に今は(一)即ち地方におけるものは省略に従ひ、京都におけるものにつきて説明すべし、別當一人、長官、唐名大理卿と云ふ、略して單に大理と云ふ、參議已上、衛門府兵衛府督を帶する者を撰補す、但し多くは中納言の兼職にして、大納言に任ずる日其職を去る流例なり、參議にては承和元年正月參議左中將文屋秋津之に補し、近衛大將にては源能有之に補せし外其例少し、五位にて別當となりしは久安二年十二月藤原光賴を補せしを始めとす、最も重職なるを以て其人を撰びしなり、百寮訓要抄に、容儀才學富貴諸代近習の五徳を備へ、古事談には成敗を加へて六徳、職原抄には器量有職を加へて七徳を備へて居る人を補すべき事を云へり、別當を補するには別に官旨を下し、佐以下は官符を下す、之を使官旨を掌ると云ふ、又中納言に關ある時は、上首の參議を措て、大理を參議に任ずる定めとす、○佐二人、次官、唐名廷尉、左右衛門權佐たる人を兼補す、正佐の補せらるゝは至て少く、稀には中少將を以て補する事あり、名家譜第の中を清撰す、中古以來は使廳の政は佐以下にて行へり、○尉判官、左右大尉各二人、左右少尉(人數未定)あり、左右衛門尉明法道の人必ず之に撰補す、大尉は中古以來坂上中原兩家の人を以て補し、少尉は追補(ツキホ)を見よ)の人を以て補す、即ち源平以下の武士之に補し、犯人を追捕する事を専らとす、又大尉尉判官なるを以て

(官制) 單に判官と云ふ、六條判官爲義、九郎判官義經、佐々木判官時信の如し、勘解由判官、宮城使判官の類は必ず、上に官名を付する例なり、又六位尉五位に叙する時には多く此職を去れども、坂上中原兩家は法律家にして、事務に熟達し居るを以て叙留して此職に居る、其外殊恩にて叙留する時あり、後世其制亂る、五位の尉を大夫尉、大夫判官とも云ふ、○志、左右大少志あり、使廳の諸公事を奉行す、明法道の輩六位の時衛門志に任じて此職を兼帶せしむ、之を道志と云ふ、明法道の志の略なり、明法家ならぬ者は、主典代、廳官、史生藏人所出納及び諸家下家司中の諸器用の者を府生に任じ、後此職に補する也、○府生、左右府生あり、文筆を主る、衛門督の判授の官、○看督長、獄直を爲し、追捕の事を掌る、カドノナサシを見よ、○案主長、文案を掌る、看督長と文案長を總稱して、火長と云ふ、○放免、看督長に屬す、廳の下部なり、犯人の放免せられたるを役して、追捕因禁の事に從はしめ或は流人を護送せしむ、

(起原) (一)京都檢非違使の始め詳かならず、嵯峨天皇弘仁七年二月衛門府大尉與世書主を以て檢非違使の事を兼行せしめ、弘仁八年九月看督長をして、私に鷹を飼ふものを禁せしめし事あれば、當時既にありしなり、仁明天皇承和元年始めて檢非違使別當を補す、職原抄は、淳和天皇長中、拾芥抄は、同七年、吾妻鏡文永三年三月二十九日の條には、天長元年右廳に在りしが、寛平七年左右の廳を置き、天曆元年右廳を廢す、承和六年彈正重遠捕に堪へざるを以て之を使廳に委め、爾後畿内諸國に奸亂盜賊ある毎に分出して追捕し、文德天皇以後は又諸國に檢非違使を置く、(後條參看)かくの如く檢非違使は司法警察の事

ケヒ井

を行ひし故に、後には其權威強く、朝廷にても其任を重じ、別當の下符を別當宣とも懸宣とも稱して、勅宣に准ぜられ、違ふ者は違勅罪を以て處刑するに至る、其様式左のごとし、

檢非使廳下 泉涌寺別院二階方丈 七條町以下四箇處田地事 右別當宣、如斯可令存知之狀、下知如件 曆應二年四月十二日 大判事兼明法博士左衛門大尉坂上宿禰(花押)

(京都泉涌寺所藏)

故を以て衛門府の追捕、理正臺の糾彈、刑部の裁斷、京職の訴訟等皆使廳に歸し、其勢天下に振ふ、後世武士等使の宣旨を蒙むるを以て最も面目としたりき、源頼朝兵權を握るに及びて、京都に守護をおき、北條氏の時阿波羅の設置あるに際しては、權力自ら、これに移り、使廳は只僅に空名を存するに過ぎざるに至れり、(二)地方檢非使は、文徳天皇の齊衡二年大和の檢非使伊勢諸縣見えれば、是より先既にありしなるべし、是の後漸次各地方に及ぼして、毎國一員を補す、下りて清和天皇貞觀三年に至り、武藏國盜賊多きを以て每郡に檢非使を置て緝捕せしめしことあり、宇多天皇寛平六年九月勅して、自今以後元位の人を補するを停め、並に六年を以て一秩となす、後世武士専ら之に補せらる、鳥羽天皇元永中以後、千葉氏は世々下總の檢非使に補し、又大藏藤原爲房加賀守たりし時、平正盛を檢非使所に補し、文治二年四月、源頼朝長谷部信連を安藝國檢非使使所に、文治五年葛西清重を平泉郡内檢非使使所に補せし事、吾妻鏡源平盛衰記等に見えたり、また使の下に書生を置き、實檢使に遣したる事古事談、十訓抄に、又小目代のありし事吾妻鏡に見えたり、後ち鎌倉幕府の

ケヒジ

開設を見るに及びては、なほ盜賊等を追捕せしことなきにあらざれども、大事は守護地頭の手に歸し、其權遂に衰ふ、又伊勢鹿島等の大社にもあり(古事類苑官位部)

ケヒジシグウ

氣比神宮

賀郡敦賀町字曙(本國一ノ宮、現今官幣大社) 伊香沙別命、日本武命、帶中津彦命、息長帯姫命、譽田別命、豐玉姫命、武内宿禰の七座(起原治生) 息長帯姫命、韓國を平服し給ひて後、太子譽田別命をして伊香沙別の大社を拜し奉らしむ、武内宿禰因て太子を率ゐて角鹿に假宮を造て鎮坐せしむ、持統天皇六年九月白蛾を郡中浦上の濱に獲たるを以て、神封を増て二十戸を奉り、文武天皇大寶二年今の所に遷座して本宮とし、其後又別に四社を建て東殿に日本武尊、西殿に武内宿禰、總社に息長帯姫命、譽田別命、平殿に豐玉姫命を祭る、聖武天皇天平三年二百戸を充て、稱徳天皇天智神護元年九月四十四戸を奉り、光仁天皇寶龜七年九月始めて神宮司を置き、仁明天皇承和六年八月神祇副大臣磯守中朝臣神守をして幣帛を奉て、遣唐使の船悉なからん事を祈らしむ、十二月從二位を授け、清和天皇貞觀元年正月從一位に進め、七月神祇大社大朝臣朝臣豐雄を遣して神寶幣帛を奉り、陽成天皇八九月神宮の封租穀を神庫に納めて祭祀の費に充て、國宰司共に出納を掌り、又神戶百姓を國役に充る事を停めしむ、其後大神に正一位勳一等を加へ、醍醐天皇延喜の制七座並に各神大社に列らしめ、後一條天皇寛仁元年十月一代一度大幣使を遣して、紫綾の蓋、野鉾弓箭鏡鏡麻桶線柱等の神寶を奉り、白河天皇承暦四年六月御體御卜に、社司神事を檢す崇あるを以て、中祓を仰せ給ひき、凡其祠官に神宮司祝禰宣あり、其神宮司は世々中

ケフカ ケフジ

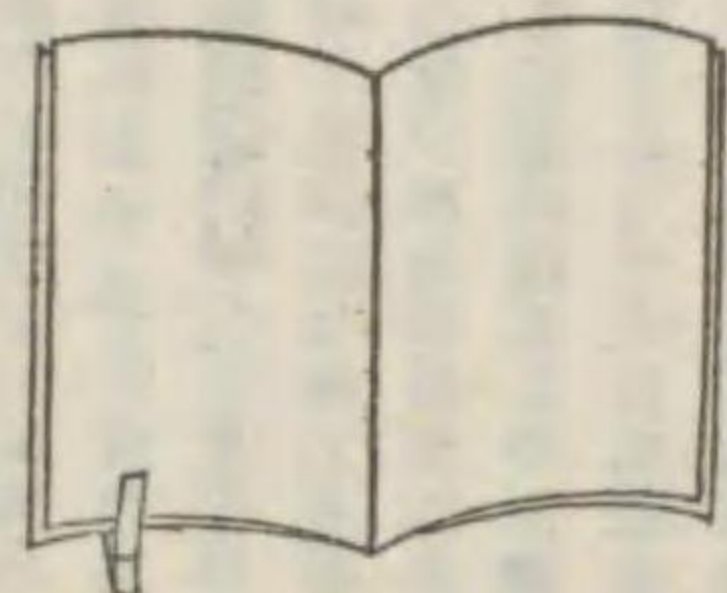
臣氏を以て之に補さる、明治四年國幣中社、同廿八年官社に進列し、葦で神社を宮號に改稱す(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

ケフカク

俠客 江戸時代男達をいふ、マナトコダテを見よ、

ケフサン

夾竿(夾算) 竹或は木の長さ三寸、幅五分許なるを薄く削り、凡三分の二迄削り、



其處に絲又は紙捻を纏ひて裂けざる様になし、卷本或は冊子の紙に挟み以て檢出の用に供し、及び讀過(讀みかけの所)の記となす具をいふ、枕の草子に「御さうしにけうさんして」と云ふこと見え、

ケフジノボサツ

脇土菩薩

江次第直物の條に夾竿以絲結之と見えたり、猶江次第、松葉、牙籤考、安齋隨筆を見よ、右に侍る菩薩を云ふ、俗に脇立の菩薩なり、「ワキシ」とも云ふ、日本紀に、挾持菩薩、萬葉集に脇持持、庭訓往來に脇仕に作れり、源氏物語に、阿彌陀佛、けふちの菩薩、おのびやくだんしてつくり奉りたる、こまかにうつくしげなり」と見えたり、小乗の釋迦は阿彌迦葉、大乘の釋迦は文殊普賢、彌陀は觀音勢至、不動は制吒迦毘羅、傳大士は普成普建等を脇土と爲せるが如し(後訓業)

ケフソク

脇息(脇足)

座側に置きて臂をかけ、身を寄せて休むる器具をいふ、和名オシマヅキと訓み、本居宣長は、押座凡の義なるべしといへ



りて垂る、もと西域の風俗なり、眞俗佛事編に、西域の風俗貴賤男女ともに蘇摩羅華を多く聯結び、貫之、或は首、或は身を飾る、此を華鬘と云ふ、これによつて、種々の鮮妙華を集め結んで鬘となし、佛前を莊嚴し供養す云々、と見えたり、猶委しくは西域記、翻譯名義集、塵塗塗華抄等に就て見るべし、

ケマリ

蹴鞠

蹴鞠の場所を絶て鞠懸と云ふ、四方を鞠垣にて圍める中にて、懸の木を四本植う、鞠垣は本式七間半四方なれども、場所の廣狭によりて三間四方まであり、入口は東に堂上の入口あれば、南は地下の入口にて西は掃除口なるが大凡の定なり、懸の木と鞠垣との間を野と稱す、懸の木は、松柳櫻楓の四本なれど、時には雜木とて梅椿など時候のものをおふる事あり、禁裏、仙洞、皇族、將軍家、並に家元は松のみ四本なり、臨時に設くる時は、枝又は竹を用ふ、是を切本なり、懸の木は、古は八本にて一本の木毎に八人の者立ちたりしが、近代は四本となれり、鞠は革にて徑七八寸に作る、蹴鞠を始むるには、先づ下薦の者、第四の木の下より斜に進み、中央より三步許の所に跪き、爪先にて進みて、鞠を中央に置く、而して一座中家元あらば、第一は家元に譲り、第二又は第三と上座の人より順次に起座して懸に入り木の下に立つ、(若し高貴の人あらば第一に立ち、家元第二とす)禁裏、仙洞などにて、御前なれば、悉く蹲居し、他の家元なれば、堂上は立ち、地下は蹲居す、人皆揃へば、第一より立ち始め、皆立ち終れば、第八中央に進み、次に第七其へ向へば第八鞠を蹴渡す、さて第七より第一、

ケマリ

第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八まで一順蹴渡し畢れば、更に第八より第一に渡す、第一上鞠す、これは高く蹴るなり、これより隨意に蹴るなり、一人三足が普通にて(一は受け鞠、二は自分の鞠、三は渡す鞠)凡二十分許にて止む、次に上鞠をせし者、鞠を取り、右手にて中央に轉がし、其止まるを見て目視して退けば、順次に懸を退きて復座す(原注)支那より渡來せしかど、其年代詳かならず、皇極天皇の時、中大兄皇子(天智天皇)の法興寺の西なる楓の樹の下にて蹴鞠せられしは、史に見えたる始めなり、仁明天皇の時、忠長親王朝諱して共に蹴鞠せられし事あり、されば奈良朝より平安朝にかけて、此の技の玩ばれし事明なり、延喜天曆の頃に至り、漸く盛となり、蹴鞠に狩袴を穿しし事は、延喜二年五月八日仁壽殿にての御會を始めならん、當時温明殿綾綺殿などの前庭にて御會を時々行はれたりき、されば承元二年の上表文に、起於延喜二盛于天曆二と記されたるならん、爾後青年の人々の蹴たりし事は、源氏、狭衣などの物語に見えたり、延久承保の頃、既に懸木の沙汰ありて、藤原師通、藤原忠實など此道に優れたる人々もありしが、鳥羽崇徳兩天皇の時に、藤原成通出づるに及び、益々盛になりぬ、成通は其奥妙を極め、斯道の鼻祖たり、後白河天皇深く斯道を好ませ、親しく鞠庭に立たせ給へり、保元三年正月、加茂景忠に仰せて、切立を召されければ、柳櫻松楓を奉り、正嗣宣家平、これを弘徽殿の東庭に立てたり、これ切立の事、並に四季木の事の見えたる始めなり、後鳥羽、順徳天皇亦其道に達せらる、成通の門より出て、堪能の聞えありし、頼朝の孫に、宗長雅經の二人出て、共に精妙を極めたり、宗長の統は難波家に、雅經の統は飛鳥井家なり、兩家の蹴鞠を家職と

ケフダ ケマン

り、また曲象ともいふ、曲象とは、其形に因りて名づけたるものなり、説文に、刻木象也とありて、曲凡の狀形奇邪にして、然然ならず、出入ある形狀なるを以ていふ、源氏物語に、いとしのびたれど、すいのけふそくにひきならさるしおと、ほのきこえなつかしう」とあり、類聚雜抄には、扇具用として見えたり(後訓業、難波江)

ケフダウ

脇堂

鶴岡八幡宮寺の社僧の名、雜務を取扱ふ、脇堂に居する故に名づく、建保四年八月定曉の時脇堂を立つ(鶴岡八幡宮社務職次第)

ケフノホリヌ

希婦細布

陸奥國希婦といふ所より織出す布、希婦細布ともいふ、推書漫筆に、「散木集の歌に、山かつのはつきにさらすけふとよみしは、希婦の細布といふより事おこりて、必ず希婦の里よりお出せし布ならずとも、白布の事にいへるなり、後頼朝傳上巻には、鳥毛にてお出たる布也とあり、希婦は陸奥國の名所にて、狭布を出せり云々、倭訓栞にいへる説は「うけられず」といへり、此布何年頃より作り始めしものなるか明ならざれども、大同五年の官符に、應平陸奥國浮浪人准「士人」輪「狭布」事」と見え、延喜式にも此事見ゆ、なほ吾妻鏡陸奥秀衡が佛師運慶に物を贈りたる品目に、希婦細布二千端云々、袖中抄に、みちのくの、けふのほそぬの、ほとせげみ、むれあひがたきこひもするかな」とあり、

ゲフン

外文

外印を捺したる公文書を云ふ、印章(インシヤウ)を見よ、

ゲホクメン

下北面

六位の北面をいふ、院北面(キンノホクメン)を見よ、

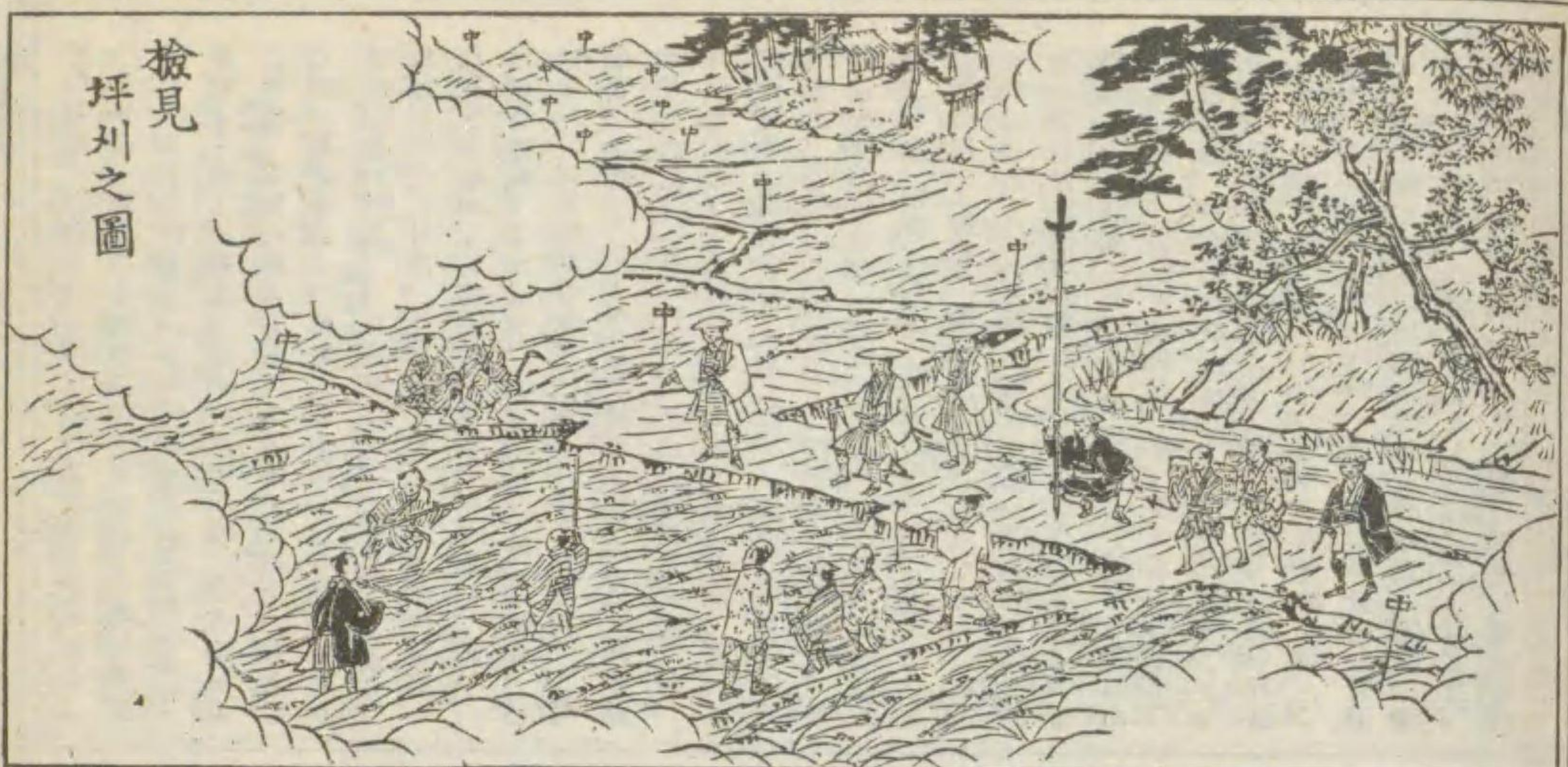
ケマン

華鬘

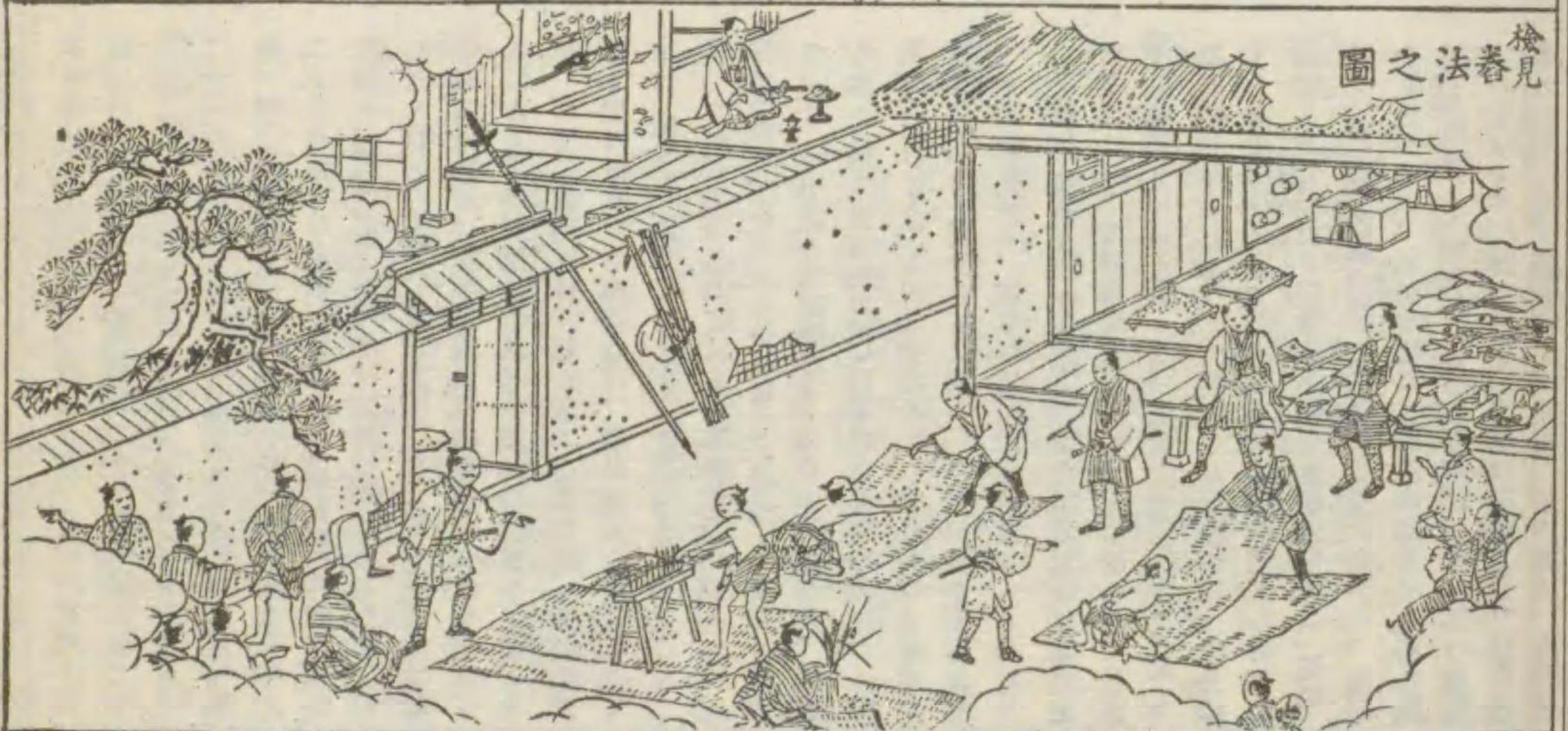
佛前の飾具、和名「ハナカツラ」と云ふ、生花を用ふれども、多くは金銀の花勝を綴

ケミ

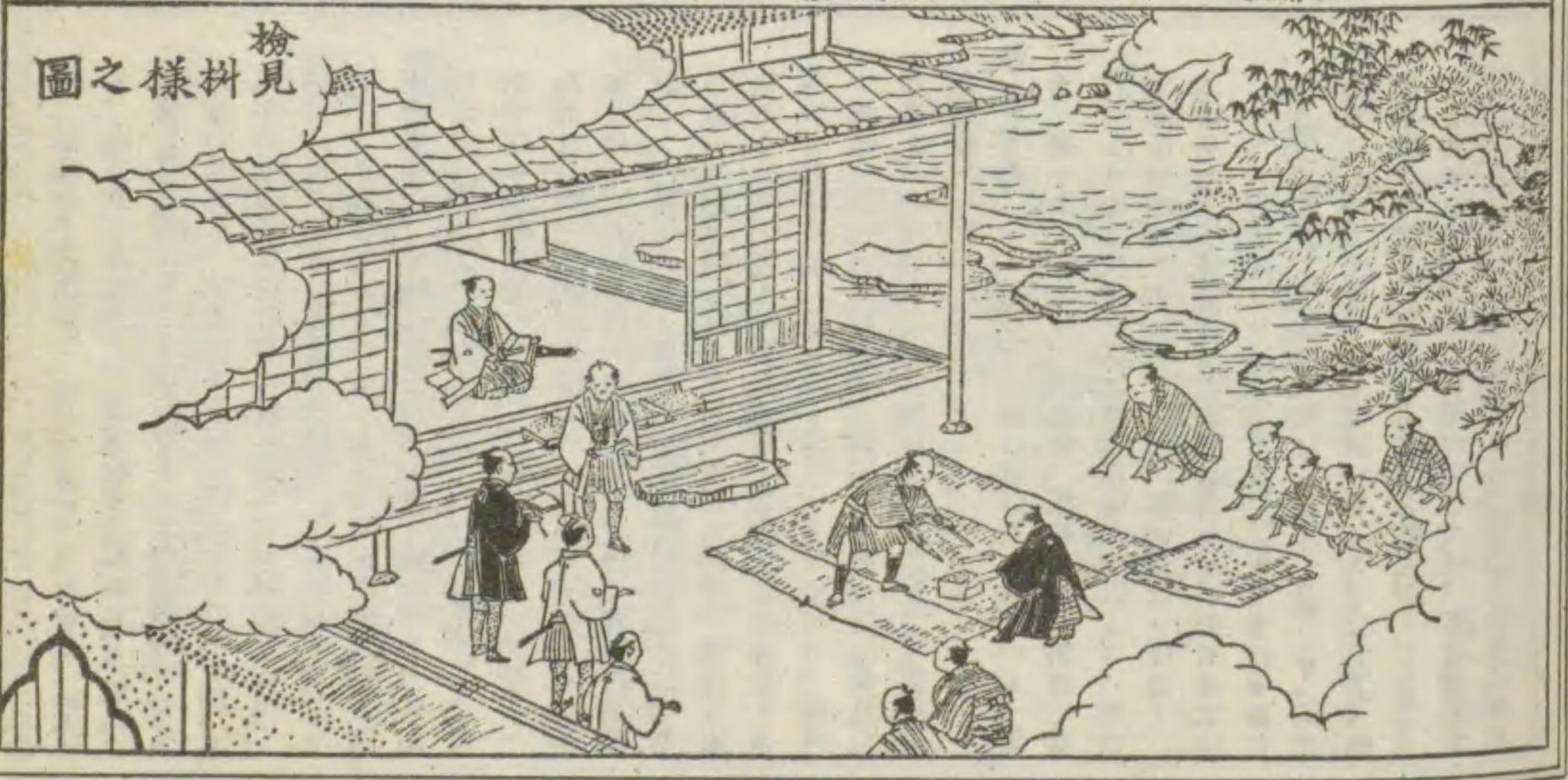
檢見
坪川之圖



檢見
之法之圖



檢見
之樣之圖



ケマリ

せるは此兩脚に始まり、此外藤原爲家も亦堪能にして、御子左流の蹴鞠の祖なり、鎌倉にても、源頼家これを好みて、雅經を幕府に迎へて教を受けたり、當時極盛の時期に達し、斯道の法式も大方は、此頃に定まり、承元二年四月十三日、後鳥羽上皇、大炊御門頼實の第に幸し、御會を行はせ給ひ、八人づゝ上中下の三品に分ちて蹴鞠ありき、後世禁裏、仙洞などにて行はれるの御會は、當時の式を模範とせられしなるべし、後醍醐天皇より後伏見天皇まで、應永朝に優れさせ給ひ、此道衰へず、南北朝以後も足利將軍家代々斯道を好みければ、室町第に行幸ありての御會も、朝廷にての頃の御會も、慶々ありしが、享徳二年三月の頃の御會より後は、應仁の戦亂始まりしかば、之を玩ぶもの少かりし、天正十七年五月十六日豊臣秀吉より飛鳥井家に送りし文書に絹上、指袴、色々葛袴、無文紫革、無文煙革にて袴を閉づる事などの名目見え、慶長十三年八月六日徳川家康よりの文書に、紅上、香上、紫上、金紗、色葛袴などの名目見えたり、元來蹴鞠に著用する裝束は、享徳の御會までは衣冠直衣などを著用したりしを、天正までの間に、後世に鞠裝束と云ふものを用ひ始めたり、斯くて世の泰平に従ひ、再斯道も盛に行はれたれば、飛鳥井離波の兩家、蹴鞠道の家元を掌り來けるが明治維新後は衰へて今日の姿となれり○蹴鞠に、堂上鞠、地下鞠と稱する事あり、實躬記正安四年二月十一日御鞠の條に、地下蹴として經久忠久等の名見えたり、是等の人は加茂神社の神主にして、昇殿を許されざる者なるを以て地下と稱せしなり、初めは別に何等の區別なかりしが、應永より享徳の頃には、御子左家、離波家の流中絶せしかば、飛鳥井家のみ掌りて、其門に入らざれば蹴鞠せしめざりき、然

るを賀茂の氏人中、松下氏等私に教へし事ありければ、飛鳥井家より將軍家に訴へて松下氏の教授する事を禁制する令を出さしめし事數度に及びしも、慶長の頃まで此争絶えざりき、されば飛鳥井家にて、鞠裝束の制を作りて、堂上地下の差別を立てたるならんか、尙、別に一種の地下鞠起れり、外長右近といふ者蹴鞠に巧妙なりしかば、美濃守成高が文治五年の初、少納言入道卜信法印に受けし法式にて、離波飛鳥井御子左三家のとは異なりしものなるを、門人に傳へたりしが、正保四年六月鞠道法令違背者として流罪に處せられたり(舊儀裝飾十六式圖譜解説書)

ケミ 檢見 室町時代以來徵稅法の一、穀物の作柄を檢視し、豊凶を見て其年の年貢を定むるを云ふ、即ち田地一坪宛の稻、數箇所の稻を刈採り、登量を檢し、之を標準として、全部の租額を定めて徴收するなり、之を檢見取と云ふ、又毛見とも云ふ、田畑に栽培する植物を毛と稱す、穀類傳に、凡地所生謂之毛ことあり、物を見分るを見と云ふ、毛見とは其年の立毛を見て豊凶を定むるを謂ふ、公文には渾て檢見の字を用ふるを例とす、蓋し檢見は只に登量を檢するのみにあらず、本年の豊凶、村民の貧富、田畑自由の有無、耕耘の勉否、餘業の種類、特産物の有無、肥料の難易、運輸の便否、用水の潤缺、水害旱損の有無、納稅費の多寡等、百般の村況を視察し、尙前年来の租額をも参照し、偏頗に流れず、無私公平に檢定するを主眼とす(方室町時代の方法は詳かならず、今江戸時代のを示せば、檢見の法は大抵村吏田主相會して内見を爲し、内見張を作り、又田毎に標準を建てしめ、先づ小檢見を差して右の標準と相対し、差違なきときは一村内三四箇所許り坪刈査法を爲し、次第を以て實檢し、復

ケミ

ケミ

大檢見にて之を定むるなり、圖を見て其一般を知るべし、其法に、内見、坪刈、査法、割取歩、假仕出、付出、刈出、種刈等あり、是等檢見の方法稱呼、要具等、萬壽縣治要略に見えれば次に示す○坪刈、方六尺一分とす、古檢地の國郡は舊慣に依り、六尺五寸若くは六尺三寸、六尺六寸等を用ふる所あり○辛入、稲草の種並に隨ひ根株に密接し、先づ二方に棒を据へ、辛を入るゝを例とす、然れども種並の都合に依り、三方付けと爲すことあり○早稲刈、晚稲多く、早稲少く、再度の檢見を要せざるもの、如きは、總段別の十分一を極度とし、請願に依り之を許可す、又之を十分一刈、或は半刈とも云ふ、但畦畔に添ふ三尺を存置せしめ、又は畦畔側のみを刈採らせ、全部の刈採を許さず○刈採、苗代跡田及び餅米を作付けたる田地を避くるものとす○干減、田面に生熟する稻禾を刈來り、直に種を採りて種となす、故に乾燥の後減縮するものを圖り、概れ二割を減するを例とす○糶摺、糶一升を摺立て、分得する米の歩を五合とし、即ち五合摺を法とす○五公五民、收穫の内十分の五を公納し、殘る五を民收とするを云ひ、定法とす、甲斐國に限り、従前の慣行に依り、十分の五五、又六、又は四五を公納する村落あり○鎌止、檢見以前農に稻禾の刈採を禁するを云ふ○勝手作、人民の自由により、田地に畑作物を栽植するを云ふ、勝手作は、内見合毛付には、必上位の等級に編入せしむ(以上定法)○毛付段別、田段別の内免租地を控除せし殘段別、即ち檢見の上、全く納租すべきものを云ふ○立毛、稻禾等栽培せし作物を云ふ○内見、村民に於て然稻の優劣を檢し、田面毎筆の等級を定むるを云ふ○合毛附、内見のとき、合毛の數量を以て、毎筆の等級を定むるを云ふ○毛揃、内見合毛附

ケン

千歳	千石	天	北	日	高	見	北	天	石	狩					
札幌支廳	札幌、石狩、厚田、滝川	上川支廳	上川、空知の一部	網走支廳	網走、斜里、常呂	浦河支廳	浦河、沙流、新冠	河内支廳	河内、河東、川、中	釧路支廳	釧路、白糠、足寄、阿寒、上川、厚岸	根室支廳	根室、花咲、野付	紗那支廳	紗那、根別、擇捉

以上北海道、一道廳三區十八支廳八十八郡

以上日本全國合計一總督府一道廳三府四十三縣

ケン

ケン 減 王朝時代に於ける刑法上の特典、六位七位、勳五六等の人、もしくは官位勳等請を得るもの(四位五位、并に勳一等以下四等以上の人をいふ)の祖父母、父母、妻子、孫が流刑以下の罪を犯す時は、特に一等を減じて處刑するをいふ、即ち三流は共に杖一百、杖九十は八十とするが如し、この特典を得るものを稱して、**減**者といふ、但し應請者も應請者も、流以下は一等を減ずるが故に、**減**請者の減罪を請減、**減**請者の減罪を請減といひ、**減**請者の減罪を例減と名づく、**請**(ギ)請(セ)イ(贖)参看(律疏、古事類苑法律部)

ケンイウ井 嚴有院 徳川家綱(トクガハ)イ(ツナ)を見よ、

ケンエ 玄慧 名僧、獨清軒、又健叟と號す、權大僧都に任じ、粗々書史に涉り、最も程朱の學を尊信す、また詞藻あり、後醍醐天皇召して侍讀と爲す、天皇の北條氏を圍るや、藤原資朝等と共に、無禮講を設けて、將士の心を結ぶ、而して人の怪しむ所とならんを恐れ、陽に玄慧をして書を講せしむ、玄慧法律に明にして、典故に通ず、故を以て足利尊氏同直義兄弟の崇敬を受く、後尊氏の叛して、屢々闕を犯すや、車駕常に避けて叡山に幸す、尊氏深く之を憤り、延元中入京して、寺を廢し、僧徒を逐はん事を圖りしも、歷朝の尊崇する處たるを以て未だ決する能はず、適々玄慧至る、即ち召して之を語る、玄慧固く其不可論じ、議論に止む、既にして直義の職を讓れて歸小路に屏居するや、恩舊將佐と雖も高師直を憚りて敢て語るものなし、獨り玄慧、師直に乞うて數々往いて之に侍し、至る毎に古今を談じて慰解す、會々病あり、直義爲めに藥を贈り、且附するに和歌を以てす、玄慧起つ、と能は

ケン

す、詩を以て之に答ふ、未だ幾干もなくして歿す、時に正平五年なり、是より先建武年中、玄慧、僧是圓等と共に、古今條件、其最も事務に切なるもの十七事を參酌して尊氏に呈す、名付けて建武式目といふ、尋でまた新加制式二十一條を作る、尊氏大に之を可とし、皆世に施行す、なほ庭訓往來、太平記等も其著作に係ると傳ふれども確かならず、詳しくは其條を見よ(大日本史)

ケンエ 卷纒 「エ」を見よ、

ケンエ 建永 名義、土御門天皇御宇の年、元久三年四月二十七日改元、翌年承元と改む、**出典**文選に、流、惠下民、建永世之業とあるに據る、民部卿春宮權大夫前中納言範光之を勸申す(國朝年號譜)

ケンエ 元永 鳥羽天皇御宇の年、永久六年四月三日改元、二年を経て保安と改む、

ケンオウ 元應 名義、後醍醐天皇御宇の年、文保三年四月二十八日改元、代始に依てなり、二年を経て元亨と改む、**出典**唐書に、陛下富教安人、務農敦本、光復社稷、康濟黎元之應也とあるに據る、權大納言俊光之を勸申す(元祕別錄)

ケンカウ 元亨 名義、後醍醐天皇御宇の年、號、元應三年二月二十三日改元、辛酉に依てなり、三年を経て正中と改む、**出典**周易に、其德剛健、而文明、應乎天時、而行之、是以元亨とあるに據る、文章博士資朝朝臣之を勸申す(元祕別錄)

ケンカウ 遣迎寺 所在山城國上京區北之邊町、宗淨土宗、西山派四箇本山の一、**出典**源朝、初め藤原道家僧善惠證空に歸依し、伏見大路の東三橋の南に於て、正治三年佛殿を建立し、釋迦彌陀の二像を安じ、淨土天台真言律四宗兼學の道

ケン

場となし、遣迎院と稱す、天正十三年今の地に遷して重修し、僧弘空を住持として之を中興す、豊臣徳川兩幕府寺領五十三石を付す、天明八年殿舎焼亡、其後未だ舊觀に復せず(山城名勝志、山州名跡志、平安通志)

ケンカウシヤクシヨ 元亨釋書 三十卷、國史大系第十四卷に收む、内推古天皇以來元亨に至る七百餘年間、釋教に係りたることを悉く記せり、即ち僧侶の實傳及び概評より、外教傳來の有様等も記す、一書の體、其意春秋史記に擬すといへり、初め著者師鍊三十歳の時、鎌倉建長寺に往き、唐僧一山に會し、談たま、日本名僧の事に及ぶ、師鍊僧傳に暗くして能く答ふる、と能はず、茲に於て此の書の編纂に志を起し、十四五年を経て成る、元亨二年上表して後醍醐天皇の御覽に供ふ、至徳元年義堂和尚刊行し、寛永元年小島家富和訓を加へて板行す、**出典**僧師鍊(元亨釋書、群書一覽)

ケンカウリウ 建孝流 槍術の流派、伊東紀伊守佐忠のはじめたる槍術の流派、佐忠は陸奥の人、槍法を好み、管槍の術に達し、一流を建て、落合長門守康正之を繼ぎ、小笠原内左衛門貞春の時に至て大に其術を興し、前田利常に仕ふ、**出典**流祖録

○伊東佐忠 落合康正 高木昌秀

茶谷治兵衛言真 虎尾紋右衛門三嶋(金尾流祖) 田邊八郎右衛門(前流祖)

ケンガシラ 間頭 江戸時代按地に用ひし器具、田地をはかるに、四隅に標竿を立て、縦横間敷の出入を視るものないふ、長さ一丈三四尺許、其末に長さ一尺四五寸、幅一寸許の紅布、或は白布を束

ケン

れ以て識別に便にす、其形左圖の如し、**ケン**と參看(大日本租稅志)

ケンガタ 驗方 加持祈禱する人をいふ、**ケン**ガシラを見よ、

ケンカタバミ 劍酸漿 酸漿(カタバミ)を見よ、

ケンカン 阮咸 名義、樂器の一種、秦の琵琶なりといふ、晋阮咸の造る所故に此名ありといへり、**出典**其形詳なられど、琵琶に似て圓く、頂長く曲りなきものなるべし、延喜式に長さ一尺九寸、料糸三分とあれど、今傳はらず、其形琵琶の一種なるは、杜氏通典に、阮咸は秦の琵琶なり、頂長くして今の制に過ぐ、十有三絃を列す云々、とあるにて明なり、**出典**通考に絃名、金木水火土とあり、今正倉院御物として現存するものは別圖の如し(和名抄、歌器品目、樂器考)

ケンカレキ 元嘉曆 曆の一種、宋文帝元嘉二十年何承天作りし故に名づく、我邦最古に傳はり行はれたる曆、推古天皇十年、百濟の僧觀勒之を獻す、持統天皇四年十一月、儀鳳曆と共に施行し、淳仁天皇天平寶字七年、大衍曆を用ふるに至りて罷む、(ヨミ)參看(文藝類纂)

ケンキ 元龜 名義、正親町天皇御宇の年號、

ケン

永祿十三年四月二十三日改元、三年を経て、天正と改む、**出典**毛詩に、懷彼淮夷、來獻其理、元龜象衡、大路萬金とあり、又文選に、元龜水處、潛龍蟠於沮澤、應鳴鼓而興雨とあるに據る、菅原長雅之を勸申す(元祕別錄)

ケンキウ 建久 名義、後鳥羽天皇御宇の年、號、文治六年四月十一日改元、地震に依てなり、九年を経て土御門天皇正治と改む、**出典**普書に、建久安於萬載、垂長世於無窮とあり、又吳志に、和、民建久長之計とあるに據る、文章博士藤原光輔之を勸申す(元祕別錄)

ケンキウ 元久 名義、土御門天皇御宇の年、號、建仁四年二月二十日改元、革命に依てなり、二年を経て建永と改む、**出典**毛詩正義に、文王、建元久矣とあるに據る、**出典**毛詩正義に(元祕別錄)

ケンキコタツ 劍氣揮脱 名義、唐樂曲の名、般涉調二十二曲中の一、一名散樂と稱す、新樂にて中曲、破二帖各二十拍(後絶つ)、禪脫十六拍、先づ亂聲を吹き舞者數十人疾走して出て、同時に雜技を奏す、**出典**唐の開元中、公孫大娘あり、喜く劍器を舞ふ由、雜録に見えたり、されど其作者並に傳來に至りては共に詳かならず、相撲の節、之を以て散樂雜藝の曲となすを例とす(禮樂志)

ケンキモン 玄輝門 名義、大内理内郭門の一、日本紀略及び新儀式、古本拾芥抄、南都所傳の圖、神泉苑所傳圖、大内大圖等には、玄輝門に、貞觀儀式、及び侍中群要、山桃記等には、玄輝門に、扶桑略記及び左紀記には玄龜門に作る、宮北面の御仗内門ともいふ、所在内裡北面の正中門にて、外朔平門と相等す、**出典**大さ三間、一月にて、椀皮屋根に圓櫓、階段なし、門外左右に、伏舎あり、門内には、左右

ケンキーケンク

兵衛佐の宿所、並に左右將曹佐の宿所、左(東方)右(西方)に在り、又安喜、寂安の二廂門あり○上古は宮女日中此門を出入し、男子は勅許ある者にあらざれば通ずるを許さずと、然れど後には然らざるに至れり(大内親圖考證)

ケンキモト井

玄輝門院 藤原信子、法名自性智、左大臣實雄の二女、母は大納言隆房の女藤原藏子、後深草天皇の妃、伏見天皇の御母、弘安三年正月八日從三位に叙せられ、正應十年二月十六日准三宮、同日院號、同四年八月二十五日尼と爲り、元徳元年八月三十日薨す(女院小傳)

ケンギョ

縣魚 「ケンギョ」を見よ、

ケンクウ

源空 名法然房と號す、元祿十年正月に圓光大師、寶永八年に東漸大師、桃園天皇は慧成大師、光格天皇は弘覺大師、孝明天皇は慈教大師の謚號を賜ふ、源空父は美作國久米押領使漆間時國、母は泰氏、浄土宗の開祖、長承二年四月七日生る、十五歳にして、功德院の皇園に從つて、密乘及び大乘を學び、三藏の聖教を繙譯す、晚年源信法師の往生要集を見て大に喜び、遂に所習を棄て、専ら淨業を修す、洛東の吉木に遷りて、盛に圓修及び大乘の戒法を説く、高倉天皇詔して大内に入り戒を説かしむ、後白河、後鳥羽、土御門の諸帝崇信淺からず、關白藤原兼實淨業を請問するによりて、選擇本願念佛集を著して之を授く、專修の徒以て禱要となす、建永二年二月、讚岐に寓せられ、居ること五歳、歸するもの益々多し、空曰く、我運道に因らずんば、安んぞ能く化海濱に及ばんやと、建暦元年京都に還る、二年正月二十五日入滅す、世壽八十、法臘

ケンク

六十六(元亨釋書、東國高僧傳、佛敎各宗綱要) 元光 名寂室と號す、勅して圓應禪師と諡す、後醍醐天皇の御母、姓は藤原、永源寺開山、幼にして京師に入り、東福寺無爲元に従ひて出世の法を學ぶ、十五にして薩染受戒し、辭し去りて遊方し、約齋に參し、一日豁然として大悟す、又東里、一山、東明の三大老に參詣す、元應二年、可禪、鈍菴等と海に航して元に入り、天目山中峯等諸尊宿に歷參す、嘉暦元年歸來す、備後水福寺を創して之に居る、紹暉すること二十五年、攝津の福嚴、近江の往生、美濃の東禪、甲斐の棲雲に居る、延文五年、七十一歳、佐々木氏頼、雷鋒に瑞石山水源寺を創建して光を請す、納子福禪す、康安貞治の間、東勝、建長、萬壽、天龍等の招請あれども、皆辭して就かず、貞治六年九月朔化す、壽七十八、法臘六十三、語錄兩帙あり(本朝高僧傳、扶桑禪林僧傳、佛敎各宗綱要)

ケンクワウ

兼官 本官の外に兼たる官をいふ、又兼任とも兼帯とも云ふ、例へば、大臣にて大將を兼ね、大納言にて大將を兼ね、參議にて國守を兼ねる類なり、吏部指南に、併管別職、曰兼、選叙令に、凡任二官以上者、一爲正、餘皆爲兼、官職秘抄に、中將至子中納言、兼任之例始、自眞相公、參議兼能授人」とあり、

ケンクワン

顯官 外記、史、式部、民部、兵部、右衛門尉等の才器を用ふべき重要な官を云ふ、顯要の官の義、是を任すべき者を公卿より推擧するを顯官の擧と云ふ、江次第に、次令、公卿擧顯官、外記、史、式部丞、民部丞、左右衛門尉、以上申文等、乍付、短冊下給、執筆見之、畢如元結之、目第一大納言

ケンク

言、納言進取之、次第見下至參議座、選定一閣三四人申文近上、至大納言座、更返下、令參議書二紙、副選定申文(返上)と見え、建武年中行事に、「こよひ顯官の擧により、左右衛門尉を申し、外記史を申す文なとのへて、上首の公卿を召して、大臣これを給ふ、參議迄見下して、各々難なきを擧し申す、なさるべき文か奏聞す云々」と見えたり、

ケンクワン

支關 禪寺にて客殿に入る門、後ち轉じて當の人家にも正面の入口を云ふ、玄妙法門の義、俱舍論に四舍關、六足支關とあるより出づ、家屋雜考に、支關は、書院につきたる名にて、是れをば僧家にて云ひ初めしなるべし、其の故は、傳燈錄に、法師者歸三獅子之坐、瀉三懸河之精、對禪人廣衆、啓三鑿支關、開三般若妙門、等三輪空絕(慧海和尚之語)、と見えれば、もと僧家にて、學問所の入口を名づけて、支關とよびしが、是れもまた漸々に轉じて、學問所にあらぬ家屋の入口をも、かく呼ぶことにはなれるなべし、といへり○何時頃より起りしや詳かならず、古へ武家屋敷には支關なく中門なりしなり、其始めて見えたるは室町時代東山御所に於てす、其後漸々に行はれ、江戸時代に至りては、二三百石の者はいふに及ばず、與力家中の士、町にて醫者浪人御用町人等に至るまで皆之を造り、遂に今日に至れり(貞丈雜記、柳菴雜筆、嬉遊笑覽)

ケンクワンノキヨ

顯官擧 「ケンクワン」を見よ、

ケンクワンノチモク

兼官除目 任大臣節會の時、大臣大納言參議以外の官を任する除目をいふ、官職雜儀に、任大臣節會の時、大臣は節會に宣命にて成るなり、其次に大納言參議を任すれば、同く節會の宣命にのる、たゞは大納言參議は除目

ケンク

ケンゲ

ケンゲ

ケンクワリヤウセイバイ

喧嘩兩成敗 關靜する者は、其理非の如何を問はず兩方ともに罪科に處するをいふ、成敗とは所刑の意なり、甲陽軍鑑に、喧嘩は兩方共に成敗、但し穿鑿のきたる道、理非を分け坂をこさすべき事と見えたるが、戰國時代より起りたるものなるべし、倭訓栞に、時宗の時より起れりといへどもいかりあらん、

ケンケイ

券契 地券或は手形、制符などないふ、十訓抄に、富家の領を券契をかきて九條殿に奉りにけり」と見えたり、

ケンケイコウ

源敬公 徳川義直(トクガハ)ヨシナホ)を見よ、

ケンケウ

檢校 關備官、寺社に在りて一山の事を監督する職、寺官抄に、事務を檢校量する義、編流に在ては事務に異ならず、皇華兩族共に交任す」と見え、僧侶官位志に、檢校の字據の所を考へず、字義を按ずるに、檢とは物を一ツツに手に取て吟味する事、校とは物を見競亂す事なり、此職は一山の首にして兼備を檢校すると云ふ意なり、金石華編に、按檢校二字、其初不、過點檢典校之意、隨巡省風俗、詔、明檢校得、孝養、此檢校之緣起也、其用以入衡、則始於唐初」とあり、拾芥子訓に、高野山又熊野山之頭是云、檢校、熊野山檢校職者、聖護院殿也」と見えたり、又總檢校、修理檢校とも云ふ、聖護院殿初例抄に、八幡檢校寛平八年東寺長者益信を補せしを始めとす、二中歴に、楞嚴院檢校慈惠大僧正以下、常

ケンゲウ

檢校 盲人の官名、また建業とかく、二水記に福一建業と見え、鹽尻に、建業とは師匠或は先生といふが如く、その業の成就したるをいふ家言なりといひ、藝苑日涉に、建業(即建康)古揚州之地、東隣汗梁、其風俗或相似、疑は建業人所來傳故呼爲建業、耶」といへり、されど看聞御記既に檢校の名見ゆれば、建業は普通にてかきしものなるべし、も

住兼學の人次第補任の由見え、僧官補任に、熊野三山檢校は寛治四年増譽を始めて補せし由見え、高野山金剛峰寺にては村上天皇の世雅檢校に補せしを始めとす、爾來今日に至るまで補せらる、其他親王家系門跡傳に、無動寺御影堂平等院新熊野金峰山等檢校の事見えたり、又釋家官班記に、八幡、春日、大原野、日吉、祇園、北野、熊野、粟田宮等の神社の檢校をも記せり(石清水八幡宮略補任、僧綱補任、熊野別當記、高野山檢校補任、僧官位考)

ケンゲ

ケンゲ

檢校 盲人の官名、また建業とかく、二水記に福一建業と見え、鹽尻に、建業とは師匠或は先生といふが如く、その業の成就したるをいふ家言なりといひ、藝苑日涉に、建業(即建康)古揚州之地、東隣汗梁、其風俗或相似、疑は建業人所來傳故呼爲建業、耶」といへり、されど看聞御記既に檢校の名見ゆれば、建業は普通にてかきしものなるべし、もと僧侶の職名なりしが、室町時代より僧官に擬して檢校と稱し、盲人の極官となすに至れるなり、傳に、光孝天皇仁和二年賢者に檢校勾當の二官を宣下せらるといへど、如何あるべきか、室町時代明石覺一と云者、平家琵琶の妙に達し、光嚴崇光兩帝の氣韻に預り、檢校別當勾當座頭の四官を十六階に別ち、之をまた七十三刻と爲し、覺一を總檢校と爲して總職せしむ、是れ總檢校の始めなりといふ、後小松天皇の御字竹永檢校總一始めて紫衣著用の永宣旨を受け、爾後總檢校たる者之を著す、檢校系圖に據れば、井口檢校正一總檢校となりてより、奥田檢校、久一に至るまで二百七年の間二十一人の總檢校あり、奥田檢校寛永十一年二月職を奪はれて不座となり、小池檢校凡一に代はる、同年三月從來徳川家康の定めたる法令六條を改めて式目百六條を制定す、元祿の年杉

ケンゲ

の晴、同五箇(三三)召物の三老引(五度)、同一分(三四)召物の五老引、同一分(三五)召物の十老引、同一分(三六)召物の上老引、同四箇(三七)召物の中老引、同五箇(三八)召物の晴、同二十五箇(三九)初大座の三老引(六度)、同一分(四〇)初大座の五老引、同一分(四一)初大座の十老引、同一分(四二)初大座の上老引、同八箇(四三)初大座の中老引、同十箇(四四)同晴、同四十箇(四五)後大座の三老引(七度)、同一分(四六)同五老引、同一分(四七)同十老引、同一分(四八)同上老引、同八箇(四九)同中老引、同十箇(五〇)同晴、同四十箇(五一)權勾當上老引(八度)、同十箇(五二)同中老引、同十箇(五三)同晴、同三十箇(五四)權別當上老引、同十箇(五五)同中老引、同十箇(五六)同晴、同三十箇(五七)正別當上老引、同十箇(五八)同中老引、同十箇(五九)同晴、同三十箇(六〇)總別當(燕尾紫衣を著、猶紫色)、同二十箇(六一)同上老引、同十箇(六二)同中老引、同十箇(六三)同晴、同三十箇(六四)權檢校(紫素絹白長袴、淺黄小柳奴袴)同四十五箇(六五)同上老引、同十箇(六六)同中老引、同十箇(六七)同晴、同三十箇(六八)半打掛前より是に至るまで金七百十九箇(六九)以上六十七刻なり、此後正檢校を、六老、五老、四老、三老、二老の五に刻み、一老職を總檢校といふ、總計七十三刻なり(當道要集、當道新式目)

ケンゲウシ

檢校司 臨時の官、元正天皇養老二年造器司と共に設置して釋典の器具を造らしめ、大膳職大炊寮に充てしむ(續紀)

ケンゲウヒヤウコシヤウケン

檢校兵 庫將軍 朝廷の職員、兵庫を檢校し、不虞を守る、臨時の職なり、和銅四年九月勅して諸國役民造部に勞れ、宮垣成らず、防守備らず、權に軍營を立て、兵庫を禁守せしめ、因て石上豐庭紀男入粟田必登等を將

ケンゲ

軍となす、是れ濫賜なり、神護景雲二年十一月弓削御淨清人を檢校兵庫將軍、藤原雄田麻呂を副將軍、紀船守池田眞枝を軍監と爲し、六位軍監二人、軍曹四人を置く(續紀)

ケンケン

乾元 名義後二條天皇御宇の年號、正安四年十一月二十一日改元、代始に依てなり、一年を経て嘉元と改む(出典、周易に、大哉乾元、萬物資始、乃統天)とあるに據る(國朝年號譜)

ケンケンクワン

乾元館 舊福本藩の學校、開校播磨國神崎郡福本(起原沿革) 創建年代詳ならず、初め學問所と稱し、大名町に在り、安政二年中ノ町に移し、乾元館と改稱す、明治二年、また大名町に轉じ、時習館と改め、總學執事を置き、文武の藝術合一の學校とし、韓非を初め百家及び兵書にて、七書國史類部で百餘の書籍を汎覽し、涉獵する事を許す、珠算學の科を置き、翻譯書なる西洋事情、泰西史略等の類、逐次に屬せらる、漢學は勿論、英佛學同暨學練兵學領地學等の學生を校中より撰拔する事を規定す(日本教育史資料)

ケンケンツウハク

乾元通寶 名義後二條天皇御宇の年號、元德三年八月九日改元、一年を経て光嚴天皇正慶と改む(出典、藝文類聚に、老人星體色光明、嘉吉、元吉、弘、無量之祐)とあるに據る、文章博士在淳、在成の兩人、舊勳文中より勅申す(國朝年號譜)

ケンサ

かたのおこなひもすてわすれて侍るを、いかでかかうおほしませしつらん」と見えたり、委しくは修驗道(シユケンダウ)を見よ、

ケンコウジ

建興寺 豐浦寺(トヨラテラ)を

ケンコウノヘン

元弘變 起原大覺寺統は龜山天皇以來英主相繼ぎ、歷代學問の衰へたるを興し、文武英才の臣を擧用し、諸道の學起る、持明院統は伏見後伏見花園の天皇共に文學才藝ありと雖も兩統の趨向毎に相反し、大覺寺は改革を主とし、持明院は舊章を守る、後醍醐天皇元應元年位に即き給ふや政を親らし、銳意治を圖り、後鳥羽天皇以來の遺志を承け、豐を見て幕府を斃さんとす、此時に當て北條高時執權となり、昏愚奢侈を好み、長崎高資權を専らし、怨讒大に起る、既にして太子邦仁親王薨じ、兩統儲位を争ふ、北條高時後伏見上皇の皇子量仁親王を立つ、時に後醍醐天皇は皇子尊良世良二親王の中を立てんとし、敢て禪位を行はず、後伏見上皇憤懣して石清水に禱る、兩宮の間水火の如し、是を以て臣下また二ツに分る、大覺寺統には二條道平、近衛經忠、花山院師賢、萬里小路定房、吉田宣房、北畠親房等天皇に信任せられ、定房は尊良親王を、親房は世良親王を教養す、持明院統には鷹司冬教、今出川兼季、西園寺實衡、日野資名、勸修寺經顯等上皇に信用せらる、是に於て天皇遂に幕府を倒さんと欲し、皇子尊雲(大塔宮)尊澄(妙法院宮)兩法親王を天台座主とし、延暦寺宗長及び禪僧を延ぎ、無禮講に託して陰謀を爲す、日野俊基高丸成輔等其密旨を承く、尋て又世良親王の謀により、宗長親山に行幸して僧徒の心を攪す、既にして幕府朝廷の志を疑ひ、元弘元年五月高時廢立を謀り、先づ備前親、日野俊基等を捕へて鎌倉に致す、天皇大に怒り兵を徵す、延暦寺の僧徒等之に應ず、八月に至り幕府の兵西上の舉あり、天皇之を厭知して叡山に幸し、尋て笠置に移り給ひ、尊雲

ケンコ

ケンサ

尊澄兩法親王は南に逃れ、尋て楠木正成の赤坂城に據る、既にして六波羅の兵笠置を圍み、高時また變を聞き、使を遣して持明院に奏し、壽永の例により太子の踐祚を行ひ、且つ大佛貞直足利尊氏金澤貞冬を遣して京都を護衛し近畿を攻めしむ、未だ至らずして笠置既に陥る(續紀)天皇即ち尊澄親王と共に遁れ、有王山に至りて東兵追及し、侍臣花山院師賢北畠具行萬里小路藤房等皆捕へられ、尊良親王また赤坂城下に執れる、高時因りて天皇を六波羅に幽し、新主劍聖を得て位に即く、是を光嚴天皇とす、花園上皇院政を聽き、元を正慶と改む、貞直貞冬近畿の餘黨を撃つ、既にして赤坂城陥り、尊雲法親王、四條隆實、楠木正成皆逃る、二年三月後醍醐天皇を隱岐に、尊良親王を土佐に、尊澄親王を讃岐に遷し、資朝、俊基、成輔、具行を殺し、師賢、藤房等を配す、之を元弘の變と云ふ(梅松論、太平記、國史眼)

ケンコンツウハク

乾坤通寶 名義後二條天皇建武元年二月鑄造す、詔に曰く、國家の錢ある向し、天平寶字より天德に至るまで改鑄十次、然るに近古外境の貨、民間に濫布せしより、國錢行はれず、甚だ弊典に違ふ、因て今新に官鑄を命じ、以て用を濟ひ、民に便にせんとす、其文を乾坤通寶といふと、貨幣史に、蓋し建武中興泰平の日、甚だ少なれば、錢を鑄るの暇亦少なく、隨て其鑄造の錢數も多からずして止みしゆふ、今其形を見る能はざるならんといへり、

ケンサ

險者 加持祈禱をする人を云ふ、又險方とも修驗者ともいふ、枕草子に、こはきものいけあづかりたるけんざげだんに早くばよかるべきなまさがにわらはれにあらじと念する」と見えたり、源氏物語に、今は、この世の事を、おもひたまへれば、けん

ケンザ

間棹 江戸時代田地を檢査するに、間敷を計るに用ふる竿の名、即ち檢地竿なり(起原沿革) 鎌倉時代、檢地には、繩を以て之を計る、豊臣時代に至り、初めて六尺三寸(或は、六尺、或は六尺五寸を用ふる)の竿を用ひて一步と定め、三十歩を一畝と爲す、而して當時豊後國に芝蕃竿、法印竿あり、肥後國に井駒竿あり、土佐國に長曾我部の尺杖あり、徳川氏に至り、六尺一分を以て間竿と定め、

ケンサキブネ

劍鋒舟 舟の一種、長さ四丈餘にして平田舟に似て薄く、其艦尖、劍の鋒の如くなるを以て名づく、凡そ五六寸の淺き川をも能く通行し得べきなり、大阪より大和川に至るに之を用ふといふ(和漢三才圖會)

ケンザン

見參 人の前へ参りて對面する、こをいふ、ザンともいふ、また物を人に見する、こをいふ見參に入るといふ(貞丈雜記)安齋隨筆に、榮花物語に、寛弘五年五月十一日中宮(後に上東門院と號す)御産の事十五日御うぶやしなひの事書きたる條に、勸學院の衆どもあゆみて参れり、けさんの文ともけいす、又十六日内の御うぶやしなひの條にも同

ケンサ

ケンシ

文あり、けさんの文とは見參文なり、勸學院の衆あまたつれ立ちて、御よるこびに參る故、各の名を一紙にかきつらねたる文なり、見參は、あらはれまゐるといふなり、彼の人々の中、今日参らぬ人もある故、今日あらはれて参る人の名のみ書きたる故、見參の文と云ふ也、此條に限らず、見參の人々などいふも、當日其席へまゐる人の事なり」と見えたり、

ケンザンノイタ

見參板 清涼殿の鳴板をいふ、建曆御記に、清涼殿弘南切妻板不釘釘釘、是號「鳴板」、又號「見參板」とあり、ナライタの條參看、

ケンザンミ

源三位 源賴政(ミナモト)ノリマサ)を見よ、

ケンザンヤキ

乾山燒 名義京都愛宕山下鳴瀬にて製する京燒の一種なる陶器也(起原沿革) 元祿年間尾形光琳の弟深省なる者、本阿彌光悅の法に倣ひ一種の陶器を製出す、之を乾山燒といふ、乾山は號より取れる名なり、其造る所器械を以てするものあり、又手頭を以て捏造するものあり、共に樂燒に類す、紫翠乾山、紫翠深省の落款あり、深省の歿後此法傳ふる者なし、燒物(ヤキモノ)、チカダケンザン(參看(工藝志料))

ケンシ

檢使 事實を見届くる爲めに使用する者、士以上切腹の時に遣はさるあり、又檢地の時などに派出するあり、詳しくは「セツブツク」、「ケンナシ」等の條參看、

ケンシ

檢屍 江戸時代、殺傷ある毎に、其死屍及び負傷者の狀を按檢する者、或は自殺、行倒等凡て變死に關して之を檢使す、享保集成絲綸錄(享保四年)に云、檢使指遣候事、首檢、自害人、行倒もの相果候分、夜に入候は、翌朝訴出可申候、自害人口論

ケンサ

ケンシ

ケンシ

手負相手相知れ不申候共、未相果候は、夜中に而も早速可三訴出候事、檢使の心得方に就きては、地方落穂集に檢使心得帳を載せられたれば就て見るべし(檢使辨疑、民事秘書)

健士「コシ」を見よ、

源氏 源の姓を帯びたる氏族、源姓は嵯峨天皇の皇子に始まる、弘仁五年天皇詔して、朕男女漸く衆し、未だ子の道を識らず、已に人の父となる、封邑を累し空しく府庫を費す、宜しく親王の號を停め、朝臣の姓を賜ひ、編して同籍と爲し、服官在公出身の始め、一に六位に叙せんと、乃ち諸皇子未だ親王たらざる者、信、弘、常、寛、明、定に姓源朝臣を賜ひ、右京に貫す、信を以て戸主となす、明年改めて左京に貫す、其餘の皇子亦皆相次で源姓を賜ふ、是を嵯峨源氏となす、その名一字を用ふ、是より後、仁明、文徳、清和、陽成、光孝、宇多、醍醐、村上、冷泉、花山、三條、後三條、順徳、後嵯峨の御宇諸皇族に源朝臣を賜ふ、通常稱するに仁明源氏、文徳源氏と呼ぶ、系各條に出せり就て見るべし(姓氏録、尊卑分脈、氏族志)

ケンシイチアキン 乾字一分金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、背に乾の極印あるを以て名づく、又單に乾字金、又乾金ともいふ、長方形、縦五分、横三分弱、重さ六分二厘五毛、價格は一分金十兩と乾字小判十兩と同じ(金銀圖録に、重さ同じくして、元の字の添極印を打ちたる異品あり) 寶永七年四月鑄造す、凡て乾字小判と同じ、ケンシコバンを見よ(大日本貨幣史)

ケンシカウ 源氏香 合香の一種、一より五までの五種ありて、各五包づ、二十五包を組み合せ、これを志野折の中に収む、先づ香元定の席に座し、懐中より地敷紙を取り出して、裏を返し、其まゝ開き

ケンシ

て下に敷く、次に亂篋より一の香爐を取り出して地敷紙の上に置く、次に銀盤の蓋を取り出し香爐の向に置く、次に志野折より香包を悉く取り出し、志野折を亂篋に返し入れ、香包を悉く打ち交せて五包を地敷紙の左方に置き、外は亂篋の中に返し入れ、次に火道具建を取り出し、火箸、匙、うぐひすを地敷紙の上に並べ、うぐひすは火箸の右に置き、火道具建は返し入れ、次に銀葉入を取り出し、銀葉を採り、銀盤の上に載せ、銀葉入を返し入れ、其まゝ亂篋を後方に引き入れ、さて一禮す、次に鉄にて銀葉を一の香爐に載せ、藥指にて火加減を見て右の手にて香匙を取り香包一包を取り、左手に載せて抜き香を香匙にて抄ひ焚き出だして、上客に送り、香包は、うぐひすに挿す、二の香爐も一の香爐の如くに焚き、かくなして順次に五包を焚き終るなり、次に聞き終れば香爐を亂篋に容る、次に炷燵入、銀盤を亂篋に容れ、火道具建に挿す、次に地敷紙を疊み、一禮して地敷紙を懐中す、これにて香手前は終るなり、香客は、五姓を開き終りて各自の思考を記紙に記す、記方は、例へば第一の香と第三の香とを同く、他は別別の香なりと思へば、(花の宴)の圖を記紙に記し、或は第一と第三と第四とを同く、第二と第五とを同く香なりと思へば、(胡蝶)の圖を記すなり、かく記して順次に執筆に送れば、執筆は、これを請け取り、うぐひすに刺したる香包の香と合せて記録を作り、優劣を判するなり、香道(カウダウ)参看(舊儀装飾十六式圖解説書)

ケンシコバン 乾字小判 江戸時代に行はれたる金貨の一種、背に乾の字の極印あるを以て名づく、又單に乾字金、乾金ともいふ

ケンシフキヤウ 檢使奉行 室町幕府の職名、訴訟の判決を實檢する事を掌る、寛正六年、大乗院主、大館教氏と越前坪江郷の地を争ふ、幕府飯尾之雅、清貞秀をして裁判せしめ、齋藤豐基、諏訪忠郷をして檢使奉行となす(官制沿革略史)

ケンシフサイカイダウヘイシ 檢習西海道兵使 王朝時代に於ける臨時の官、稱徳天皇天平勝寶四年百濟王敬福をして之に任じ、判官、録事各二人を置き、西海道の兵事を檢習せしめしこと、續紀に見えたり、

ケンシホフイン 玄旨法印 細川幽齋(ホソカハイウサイ)を見よ、

ケンジン 健人 兵士の類、皇極天皇三年蘇我入鹿護衛兵として之を置く、コシ(書紀)

ケンシン 源信 源氏姓は卜部氏、父は正親、母は清氏、大和葛木郡の人、假山上り、慈慧大師に事へ、顯密の教を究め、五性法師四種三昧蕭練せざるなし、壯歳を過ぎ榮名を思ひ横川に屏居し、専ら著述に従事す、一乘要訣、往生要集、阿彌陀經疏、大乘對、俱舍抄、因明相違註釋等あり、世に行はる、天台の教法此時を盛とす、時人慧心院僧都と號す、信台宗二十七疑を作り、宋國南湖知禮法師に問ふ、禮嘆嘆して曰く、東域深解の人あるかと、乃ち答釋を造りて之を返す、風舶來往音問相繼ぐ、毎に彌陀來迎の圖を作り、又彌陀の像を彫刻す、其遺跡諸國に散在し、衆庶之を尊信す、又始めて地獄變相の圖を畫くといふ、寛仁元年六月十日遷化、壽七十六(元亨釋書、東國高僧傳)

ケンシンサントクリウ 謙信三徳流 粟田因幡守寛政の創めたる兵學の流派(寛政の祖父

ケンシ

ケンシ

圓形、縦一寸九分強、横一寸零五厘弱、舊金銀貨幣價格表に據れば、乾字小判十兩は重さ二十四分八厘五厘、内金二十分七分二厘強、銀四分一分一厘強、雜一分列の形を小にし金貨の額を増す、其鑄造の總額千五百一十一萬五千五百兩、後改鑄したる額千二百二十萬二千七百三兩一分、寶永七年より正徳四年までを、鑄造の年限と定め、享保五年に至て通用を停む(貨幣通考、金銀圖録、大日本貨幣史)

ケンシサイ 元始祭 明治時代、毎年一月三日、天皇陛下賢所、皇靈殿、神殿の三所に於て行はせ給ふ御親祭をいふ、此三所は皇位の元始、若くは元始に關係ある者なるを以て、報本反始の義に基き、此祭典を設けらる、元始の字は古事記の序文中に、元始締造、賴三先聖、而察三生、神立、人之世、とあるに據る、當日午前九時御殿の御裝束あり、大眞賢木を御門の左右に建ること當の如し、次に宮内省の官員著床、次に三殿の閉扉を爲し奉る、其間音楽を奏す、次に神饌及び御幣物を供へ奉る、此間も音楽を奏す、畢りて御内陣に御座を設け奉る、十時天皇出御、親王内大臣宮内大臣各大臣以下近衛士官等供奉す、侍従は齊服、武官は正裝、自餘の官員は皆大禮服を著す、天皇陛下には先づ賢所の便殿に臨御、御束帶を著せられ、御手水畢りて賢所に進ませ給ふ、掌典長は御先導を爲し、侍従は御裾又は御鞆、御笏を捧げて隨從し奉る、此より御帳の中に入らせ給ひて御玉串を奉り、御拜ありて御告文を奏させ給ふ、又御鈴の儀あり、儀畢りて皇靈殿に進ませ給ひ、其儀(御鈴の儀なし)賢所に於けるが如し、又神殿に進ませ給ふ、其儀皇靈殿に於けるが如し、畢りて入御、茲に於て親王大臣其他親任、勅任の官員並に宮内省の

を寛安といふ、宇佐美民部少輔に就きて越後流の兵法を學びて其妙を研め、子大膳某其傳を繼ぎ、其子寛政に至り父祖の傳脈を繼ぎて奥旨を悟り、遂に一派を開く、寛永中水戸威公に仕へ、其名高し、正保四年八月二十日死す、年七十一(武術流祖錄)

ケンシンタイシ 見眞大師 親鸞(シンラ)を見よ、

ケンシンモン 顯親門 大内裡八省院二十五門の一、右廂門ともいふ、北山抄に、西廊北院門に作る、西面の門にて章善門の北、十間を隔て、位す(拾芥抄、大内裡圖考證)

ケンシンモン井 顯親門院 原季子、法名圓常覺、左大臣實雄の三女、花園天皇の御母、永仁五年正月二十九日從三位に叙せられ、同七年花園天皇を誕み給ふ、文保元年九月九日尼と爲り、正中三年二月七日准三宮、同日院號、建武三年二月十三日薨す、年七十二(女院小傳)

ケンシモノガタリ 源氏物語 十四帖、容貌極めて優雅にして情に富み、諸藝に通じたる源氏の君といふ皇子を主人とし、配するに紫の上といへる絶世の佳人を以てして、其履歴を骨子とし、無数の人物、複雑なる事件を之に纏ひたる物語なり、敘事の時代は、醍醐、朱雀、村上の三朝に亘ると唱へ、且物語中主要なる人物は多少準據する處ありと稱せらる、紫女七論に、其の文體を評して、日本文の上なき者なり、漢文法の波瀾頓挫、照應伏案と稱すべきものを具へ、其の氣脈悠暢にして寛裕、その文勢圓活にして婉曲、之を漢文にて見ば、史記莊子韓柳歐蘇に等し、といへり、五十四帖の名は、一卷桐壺、二卷落木(空蟬)三卷若葉、末摘花、四卷紅葉賀、五卷花宴、六卷葵、七卷椿、八卷花散

ケンシ

ケンシ

ケンシハチリヤウノヨロヒ 源氏八領 源氏重代相傳せる八領の鏡、保元物語新院召爲義條に、又過る夜の夢に重代相傳仕候、月數、日數、源太、産衣、八龍、澤瀉、薄金、楯無、膝丸と申て、八龍の鏡候が、辻風に吹れて四方へ散と見て侍る間云云と見えたり、或は源太産衣を除きて七龍を入れた

官員拜禮す、畢りて神饌等を撤す、此間音楽を奏す、次に三殿共に閉扉し奉る、此間も亦音楽を奏す、祭典は是にて畢り、十一時に至り更に三殿を開扉し、皇太后宮皇后宮東宮等の御拜在り、正午より午後二時まで有爵者以下列任准判任に至るまでの人々の参拜ありて其儀全く終る、明治五年正月三日、始めて祭典の名を定め式を行はる、是より先明治三年神祇官再興ありて、八神天神地祇及び歴朝の皇靈を鎮祭あり、歳首に皇位の元始を祝ひ奉る祭典を行ひ、其例に依り四年正月三日神祇省に行幸ありて御親祭あらせられたり、五年正月より名稱定り、年々の恒例となり、且其式を頒布して、全國の官幣社國幣社より府縣郷村社に至るまで皆此祭を行はしむ、六年正月三日宮中に於て賢所皇靈殿神殿の三所を祭る、此を現行御儀式の由て始まる所とす、爾後變る所なし(法令全書、官報、朝野年中行事、祝祭日語誌)

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

ケンシ

も精妙を加ふるに至れり(室町時代の末より某流と稱して之を教授すること始まれり、下總の人飯篠山城守家直入道長威は擊劔を善くし、頗る精妙に誇り、其流を天真正傳神道流と號す、其術は鹿島香取の兩神より受くる所なりと傳稱せり、長威より後關東には擊劔家常に多し、塚原土佐守は常陸の人にして長威の門人なり、土佐守の子をト傳といふ、始め長威の傳を得しが、後に上野の人上泉伊勢守信綱に従ひ、新陰流を得て別にト傳流を開く、是より先、愛洲惟季といふものあり、擊劔の名手にして愛洲陰流を起し、其手法支那に傳はれり、而して新陰流は、信綱が愛洲陰流に工風を加へ、頗る潤色して立つる所なりといふ、ト傳の劔術を以て諸國に遊歴するや、從者をして三箇の大鷹を臂にし、副馬二頭を牽かしめ、從ふもの八十人の多きに達し、到る處の諸侯伯より士人に至るまで、皆之を崇敬し、業を受くるもの甚だ多し(江戸時代)には富田流、中條流等種々生じたれども、就中柳生但馬守宗嚴の開きたる柳生流、室本武藏正名の開きたる二刀正名流を以て、最盛なるものとす、宗嚴は、上泉伊勢守の門人にして、織田信長に仕へ、其子宗矩は徳川家康、秀忠、家光の三代に仕へ、子孫世々將軍家の師範役なり、また田宮對馬守長勝は居合の妙を得て、紀伊頼宣に仕へたり、其法は林崎甚助重信より出づ、重信はじめて長柄刀の利を知り之を佩びしが、當時の人争ひて傲習したり、即ち居合の祖とす、長勝の父平兵衛重正は重信の門人なりき(左の如し、

- 一放流 長谷川流 新陰流 正田陰流
心貫流 柳生流 庄田流 小田流
神明無想東流 無明流 鐘捲流
一刀流 忠也流 小野派 楓派
天心獨名流 涼天覺清流 念流 東軍流
丹石流 自源流 貫心流 二刀流
二天流 二刀鐵人流 將監鞍馬流 吉岡流
愛洲陰流 願流 諏訪流 京流
源流 田宮流 淺山一傳流 一宮流
伯耆流 克己流 直心陰流 三和流
心形刀流 無海流 無眼流 大東流
小田應變流 真陰流 神道無念流 無形流
弘流 甲源一刀流 無帶體心流 鈴木流
大平真鏡流 天然理心流 神道一心流 無念流
鏡新明知流 玉影流 柳剛流
なほ詳しくは各流派の條を見るべし(書紀、武術流祖録、日本教育史)

ケンシユツ

幻術 邪術を用ひて人目をかすめ惑はす術一に妖術と云ひ、俗に之を遺ふ者を、魔法道、外法道、イヅナツカヒ、など云ふ、唐にては仙術と號し、道士と云ふもの之を行ふ、真丈雜記に、妖術者と云ふは、魔方道ひの事也、此の術も、天竺國より傳はり來りたる也、今時外法つかひといふ也(けはうつかひと云ふは、正法にあらざる外法を行ふ故、外法つかひといふなり、外道と云ふも同じ事なり、一説に、けはう、あたまのかしらを切りて土にうづめ置きて、そのしやれかうべを懐中して法をおこなふ故、けはうつかひといふといへり、此の説非なり、幻術をまぼろしと云ふ也、まぼろし、ほろしはほろしなり、人のめをほろぼす也、人の目をまぼろかして、色々さまんのあやしき事を見するゆゑ、

ケンシユンモン

建春門 大内親外郭門の一、外記門ともいふ、又左衛門陣といふ、拾芥抄に、建春門、號し左衛門陣、一云外記門、謂之宮東御仗門と見えたり、所在内親の東、正面に位し、内郭の宣陽門に相對す、恒武天皇宮城經營の時、遠江國之を作る、大さ三間にて、戸一間、瓦屋兩下圓機、壇は條石の石板を以て之を圍む、東面石階二級、東面に三間の土庇あり、方檜に檜皮屋なり、築壇、南四十二間五尺、北五十四間五尺、門外に、南舎、北舎、後廳、左宿等の舎あり、北山抄(大嘗會御禮)に、節下大臣先出、自春華門、就櫻、少納言外記、相從(中略)承平出御、自建春門、侍從所北殿、去三許丈、立床子とあり(大内親圖考證)

ケンシユンモン

建春門院 名 平滋子 兵部少輔平時信の女、母は民部卿顯頼

ケンシ

の女 後白河天皇の女御、高倉天皇の御母、仁安元年十月廿一日從三位に叙せられ、二年正月二日女御と爲り、三年三月廿日皇太后と爲り、嘉應元年四月十二日院號、安元二年七月八日崩す(女院小傳)
ケンシヨ 還昇 「ケンシヨ」とも訓す、藏人所(クラウドコロ)の條六位藏人を見よ、
ケンジリ 劔尻 劔の名、ヤツリシの條を見よ
ケンズ井 硯水 諸職人に、三時の食物の外に勞を慰むる爲め、酒餅の類を與ふるをいふ、其字義詳かならず、梅園日記に、硯水は玄水の假字にて、酒をいへるならん、玄水を酒といへば、もと工匠等に酒を飲ませて慰めたるを、後に他の食物をも工匠に與ふるを硯水とよべるならんといへり、證類本草に、夏禹神仙經、苜蓿薄切、令日乾、者三斤、以絹囊盛之、玄水一斛清者、玄水者、酒也云々と見えたり、開田耕筆に、或は硯の乾きたるに水をうつすが如く、疲れたるものに酒菓を與へて是を慰め用を爲す義にやといへるは如何ならん、

ケンセウ 玄詔 名 義天と號す、系 姓は蘇我氏、土佐の人、日峰禪師に尾張瑞泉に參して窮明すること五年、一日境に觸れて大悟す、會々故郷に歸る、郷人龍門山瑞慶寺を創して住持せしむ、又美濃に往きて愚溪菴を開く、尋て瑞泉に移る、後ち妙心寺に住す、寶徳二年、細川勝元、大雲山龍安寺を創め、又丹波に龍興寺を建て住持せしむ、四來の雲納會談し、道風聲下に振ふ、享徳二年冬勅を奉じて大徳寺に住す、住職すること八日にして龍安に回る、寛正三年三月十八日化す、壽七十、臘五十三(本朝高僧傳、扶桑神林僧傳)
ケンセウハ 源照派 程慈法師當道六派の一、竹水檢校總一の創めたる流派にて、竹水の法名源照と號するを以て名づく、竹水は室町時代の人、正田檢校仙一の弟子にして琵琶を彈すること、元祖性佛及び開山覺一總檢校にも劣らず、呂の調律の吟、

まぼろしと云ふなり」といへり(思原道潜)起原詳かならず、敏達天皇紀に、渡來僧司馬達等佛舍利を齋食中に得、蘇我馬子に獻す、馬子試に鐵鎚にて打てども碎けず、水に投するに浮沈心のまぼろしなり、茲に於ていよく佛法を確信すとあるぞ、幻術に類したるもの初めなるべきか、降て平安朝安倍晴明が式神を遣ひたる事大鏡に見え、今昔物語、宇治拾遺物語等にも往往見えたり、此時代如何なる者を使役したりしか知る能はざるも、近世に至りては主に狐を遣ひたる由云ひ傳へたり、司馬江漢の「に云、魔法は女狐を闇房に養ひ、之と通じて生みたる子皆狐なり、然りと雖心は人なり、此事或人の話にきけり、故に人の言を能く辨するものなり、古の傳教、慈覺、弘法の如き、此術をなしたるか云々、今も民間にては、日蓮宗僧、山伏、口寄、など此法を傳へたり(安齋隱筆、春波樓日記、醍醐隨筆、鹽尻)

ケンセ

ケンセ

ケンソウテンノウ 顯宗天皇 名 顯 御名は弘計王、又は來目稚子、雲石某別天皇とも稱す、(系) 履中天皇の孫、市邊押羽皇子の皇子、御母は磯略天皇の爲に殺さるゝ弘計王、兄億計王(仁賢天皇)と共に逃がれ、播磨明石郡縮見屯倉首の許に隠る、清寧天皇二年國司伊與來目部小楯此地に至る、弘計王酒宴ある時に起て舞ひ、市邊皇子の子なる由を唱ふ、小楯驚き清寧天皇に報す、天皇に子なし遂に宮に

ケンリ

ケンリ 入れて太子とす、清寧天皇の崩御に及び、兄弟相讓つて位に即かず、此に於て皇姉飯豐姫暫く政を攝す、而して億計王固く辭して從はざるを以て、天皇遂に位に即き、大和近津明日香八釣宮に宮居す、在位三年にして四月崩す、壽三十八、大和國北葛城郡下田村大字北今市傍岳盤坏丘南陵に葬る、天皇久く民間に在りて百姓の疾苦を知られ、専ら心を政事に留め、孤寡を賑給し、後役を省き給ふ、數年ならずして百姓殷富、穀斛銀錢一文に當るといふ(大日本史、陸奥一覽)
ケンリウノクギヤウ 見證公卿 晴之殿 輔の時、善惡を見る證據の人、吏學指南見證の注に、謂知見事端之人也、陳遵に左旁知狀謂之見證とあり、又顯證とも書き、著き事顯はる事に用ひたり、

ケンリンデンシ

ケンリンデンシ 檢損田使 王朝時代における臨時の官、風水或は地震などの災害にて田地を損せし時、出張して之を調査す、文徳天皇の朝、此職を置かる、判官主典各々一人隷屬す(扶桑略記、日本紀略、三代實錄)
ケンタイ 兼帯 兼官(ケンクワン)を見よ、
ケンタイ 兼題 和歌俳句等の會を催す時、其以前に豫め示しておく題、即ち之によりて吟詠して當日持參する爲なり、兼日の題の略、當座の題に對しての稱、後瑞雲院内相府記に、應永十九年三月二十日和歌會也、頭右大辨清長朝臣奉行之、題禁庭花芳(民部卿爲尹爲題者)風情可令豫參之由、兼日被三相催事とあり、猶歌(ウタ)の條參看、

ケンダイ

ケンダイ 見臺 書見に便せんが爲め、書籍を載せおく臺、書見臺の義、また書架ともいふ、書言字考節用集に、見臺、本名鐵架、起自魏武帝と見ゆ、本朝にては、古きものに、此名見えざれば、室町時代

ケンタガウフギヌ

ケンタガウフギヌ 源太産衣 源氏重代相傳の録の名、京師本平治物語内裏勢揃條に、兵衛佐頼朝生年十三歳、ちやうけんの直垂に、源太がうぶぎぬと云ふ織を着る、八幡殿の幼名をげむ太とぞ云ひける、二歳のとき院よりまゐらせよ、御覽せらるべしと仰をかうぶつていそぎ織を感させ、そてにげんだをすゑてげんざんに入れれば、源太がうぶぎぬとは名けたり、胸板に天照大神正八幡宮を顯はしまゐらせ、左右の袖には藤の花のまつとかりたるやうなをどされけりしと見えたり、

ケンダンサタ

ケンダンサタ 檢斷沙汰 鎌倉時代における刑事上の裁判をいふ、謀叛、夜討、強盜、竊盜、山賊、海賊、殺害、刃傷、放火、打擲、蹂躪、大袋、晝強盜、路次、狼藉、追落、女捕、刈田、刈高等の事を裁判するなり、鎌倉にては侍所、京都にては檢斷頭人之を沙汰す(沙汰未練書)

ケンダンシヨク

ケンダンシヨク 檢斷職 勘當室町幕府の職名、山海二賊、田圃長塚、闘争對殺の類を禁斷し、及び關津、舟船、估價、借貸の事を掌る、起、檢斷は原來侍所の所司代、小所司代の職掌なりしを、文明以後、争亂相踵ぎ、侍所の所司、皆分散して國に就き、其職を闕く、因て侍所の開闢、所司代の事を兼ね行ふ、然れども盜犯庶務は、一人の能く堪ふる所にあらずるにより、義晴將軍の時、兩檢斷職を置き、都下近畿の雜事を奉行せしむ(諸書)天文九年、工商業を失ひ、資財蕩盡し、貧民流離し、公役に供すること能はず、之を檢斷所に訴ふ、檢斷上聞に達し、將軍の命を以て徳政を行ひ、借錢、借米、買物、家賃等、本券に據り、本限の十分一を取て、白晝典主に還すべき旨を令

ケンタシヨク

ケンタシヨク 檢斷職 勘當室町幕府の職名、山海二賊、田圃長塚、闘争對殺の類を禁斷し、及び關津、舟船、估價、借貸の事を掌る、起、檢斷は原來侍所の所司代、小所司代の職掌なりしを、文明以後、争亂相踵ぎ、侍所の所司、皆分散して國に就き、其職を闕く、因て侍所の開闢、所司代の事を兼ね行ふ、然れども盜犯庶務は、一人の能く堪ふる所にあらずるにより、義晴將軍の時、兩檢斷職を置き、都下近畿の雜事を奉行せしむ(諸書)天文九年、工商業を失ひ、資財蕩盡し、貧民流離し、公役に供すること能はず、之を檢斷所に訴ふ、檢斷上聞に達し、將軍の命を以て徳政を行ひ、借錢、借米、買物、家賃等、本券に據り、本限の十分一を取て、白晝典主に還すべき旨を令

ケンタ

ケンタ

の中頃より行はれしものなるべし、安居院聖覺法印源氏供養誦文之記に、「僧都せもんを召て經机けんだい取よせ、此女房御經色紙なるおかむすらむと見るに、一の巻より次第に取出して併べ置たり」とあり、室町殿日記に唐木にて見臺を作りし事見え、又茶式湖月抄に桑見臺の製、委しく見えたり、
ケンダイシヨウ 減大升 令の大升をいふ、令以前に用ふる大升より小なり、其積二十七寸一分二厘強、其一斛を二千七百十二寸有奇とす、和銅以來用ふる大升は、積三十九寸零六厘強、其一斛を三千九百零六寸有奇とす(大日本租稅志)

ケンダウクワン

ケンダウクワン 顯道館 舊三草藩の學校屋内に移す、原藩藩内學校天正年間創立する所なり、其後享保年間、藩主丹羽氏福、文武を好む、學事を興隆す、已降代々の藩主其遺志を繼ぐ、明治維新後江戸より藩地に移し、五年に至て之を毀つ(日本教育史資料)

ケンタウシ

ケンタウシ 遣唐使 支那唐朝の時、我邦より其朝へ遣はしたる公使を云ふ、其目的は佛教の傳授、内政の改革、社會の改良等に資すべき必要なる制度文物の輸入に在りしが如し、航路は難波三津崎より乘船して、博多に寄港し、風信を待て支那に赴く、其道二あり、一は三韓を通過して北路を迂廻し、渤海灣に入り、山東角に上陸して、唐都長安に至る、一は直ちに楊子江に至り長安に至る、前者は初期遣唐使、後者は文武天皇以後の遣唐使の通路なるが如し、開羅臨時の官なるを以て一定せず、初は大使副使各一人又は二人あり、押使其上に在り、譯語之に隨行せり、文武天皇の時に執節大使副使各一人、判官録事あり、聖武天皇に及びて判官録事各四人

ケンチ

ケンチ 檢地 名園土地の境界を釐正し、其廣狹を測量し、段別を定め、品位を正すを云ふ、即ち耕地の肥瘠、屋敷の階級に應じて石高を査定し、一町村の總地籍及び總石高等を檢定するなり、江戸時代は俗に竿入と云ふ、檢地の方法は昔時のこと詳かならず、今専ら江戸時代に就きて述ぶべし、先づ檢地せんとするには勘定所より檢地奉行を任じ、手代一人(或二人)下役一人、竿取二人、問數呼次二人(百姓より取る)地引案内者一人(或二人交代す)合帳を付くるもの一人(或二人、一人之を監することあり)を定め、各村へ割引地引案内帳を出させ、一筆限に番付を肩書にし、一枚毎に札を建て、番付の順に従ひて檢するものにて、竿を入る、奉行其地形を考へ、出入を察し、竿の入様を見計ひて堅竿を打たしめ、次に横竿を打たしむるなり、堅竿横竿兩人に、竿取百姓各一人を之に付けて數を讀み合さしむ、猶檢地に關する慣例、方法、要具、帳簿等のこと、委しく舊幕府治要略に見えたり左に示す、

ケンチ

【方法】周圍量地、檢地着手の初、一村周圍の廻り檢地を爲して、各筆の田畝に及ぶ、之を廻り檢地と云ふ、廻り檢地は土地の形狀を知るに要するものなれば、繩たるみ端尺切捨等の取捨を用ひず、寺社領地、御朱印地除地無年貢等の寺社並領地は、檢地せざるを法とすと雖も、寺社領の争には檢す、再檢の無地高、從前の無地高は再檢地に於ては之を除く、起返り難き荒地、將來起返の見込なき荒地は、從前高内に在るも、再檢地の際之を除く、田畑反對の檢定、現在畑なるも水田の地況を存するものは、直に水田に檢定せしむ、村中同名者、一村内に同名者あるときは、上の誰、下の誰と區分を付せしむ、他村の入作者、他村の者にして、本村に名受地を有するときは、何村より入作者と肩書を冠せしむ、檢多非人持地、檢多非人に土地の所有を許さずと雖も、舊來所有し來りたる分は、普通の例に依て檢地す、檢地の期節、春秋兩季麥稻の刈入後たるべし、春檢地は其年より、秋檢地は翌年より高入とし租稅を徴す、檢地要具、小方儀、耕地全部の周圍を測量するに用ゆ、分度、針(數本を要す、每針柄を附く)、規(圓形を圖する器)、矩(曲尺)定木(針線を畫くもの)以上測量製圖に用ゆ、細見竹、四本を要す、竿頭に束葉を付し、每一筆の耕地を丈量するときまで、四隅に建て目標とし、風曲の内外坪數を取捨し、平均を取るに用ゆ、此平均を折を見ると云ふ、梵天竹、亦四本を要す、竿頭に剪紙を付し、細見竹の中央に建て、前後三竿を見通し、内外坪數の取捨、及び縱横十字に繩を張るの目標に用ゆ、十字、檜等木理堅密にして、反覆を生ぜざるものを擔み、縱横共に長一尺二寸、乃至五寸を十字形に切組、中心に水繩を容る、凹條を刻み、田面中央十字に緊張せる水繩に當て、角度を量定するに用ゆ、水繩は量繩なり、同竿、一間を六尺一分とし、長二間のもの一本、一間のもの二本を要す、但每一尺並六尺の間に墨線を施し、尺目を標識す、〇尺杖、六々の數に合

ケンチ

ケンタ

と定めたり、其後副使は二人三人の時ありしが、大使は常に一人なり、即ち文武天皇以後は大使、副使、判官、録事、譯語はほゞ一定せるもの、如し、此外留學生、學問僧以下水手火夫等ありて、少きも二百人、多きは六百人を超過せしことあり、而して元正天皇以來は大使は四位、副使は五位より多く任命したり、(起原)孝德天皇白雉四年小山上吉士長丹を遣唐大使とし、小乙上吉士駒を副使となし、唐に遣はす、是遣唐使の始めなり、爾來天皇の御代一回、齊明天皇の御代一回、天智天皇の御代三回發遣したり、天武持統兩朝派遣なし、文武天皇大寶元年再興して、遣唐使を發遣し、爾後桓武天皇に至るまで元明稱徳の二代を除きて、毎朝發遣せり、淳和天皇の御代疫病流行し、五穀餘らず、國用足らざるを以て派遣を停めたり、仁明天皇承和元年正月參議藤原常嗣を大使に、小野篁を副使として派遣せしむ、その後唐の内亂により、國勢益々衰へしを以て、文徳、清和、陽成、光孝の四代派遣のことなし、宇多天皇寛平六年七月再び遣唐使を派せん、議ありて、參議菅原道真を大使に、右少辨紀長谷雄を副使に任じたり、是より先在唐の僧中瓊書を寄せて擾亂の由を報じて遣唐使を停めんを請へり、朝議許さず、終に是の任命ありしなり、時に道真任命の翌月を以て上表して行路難を陳べ、公卿群臣をして之を停止せんと請ふ、其表に曰く、臣等伏檢、舊記、度々使等、或有渡海不堪命者、或有遭賊逃亡身者、唯未見至唐、有難阻飢寒之悲、如中瓊所云、未然之事推而可知、臣等伏願以中瓊錄記之狀、通下公卿博士、詳被定其可否、國之大事不獨爲身、且陳、款試、朝延議して其行を止む、是より永く遣唐使なし(書紀、續紀、續後紀、扶桑略記、實業文章、實業傳記、遣唐使考)

ケンタ

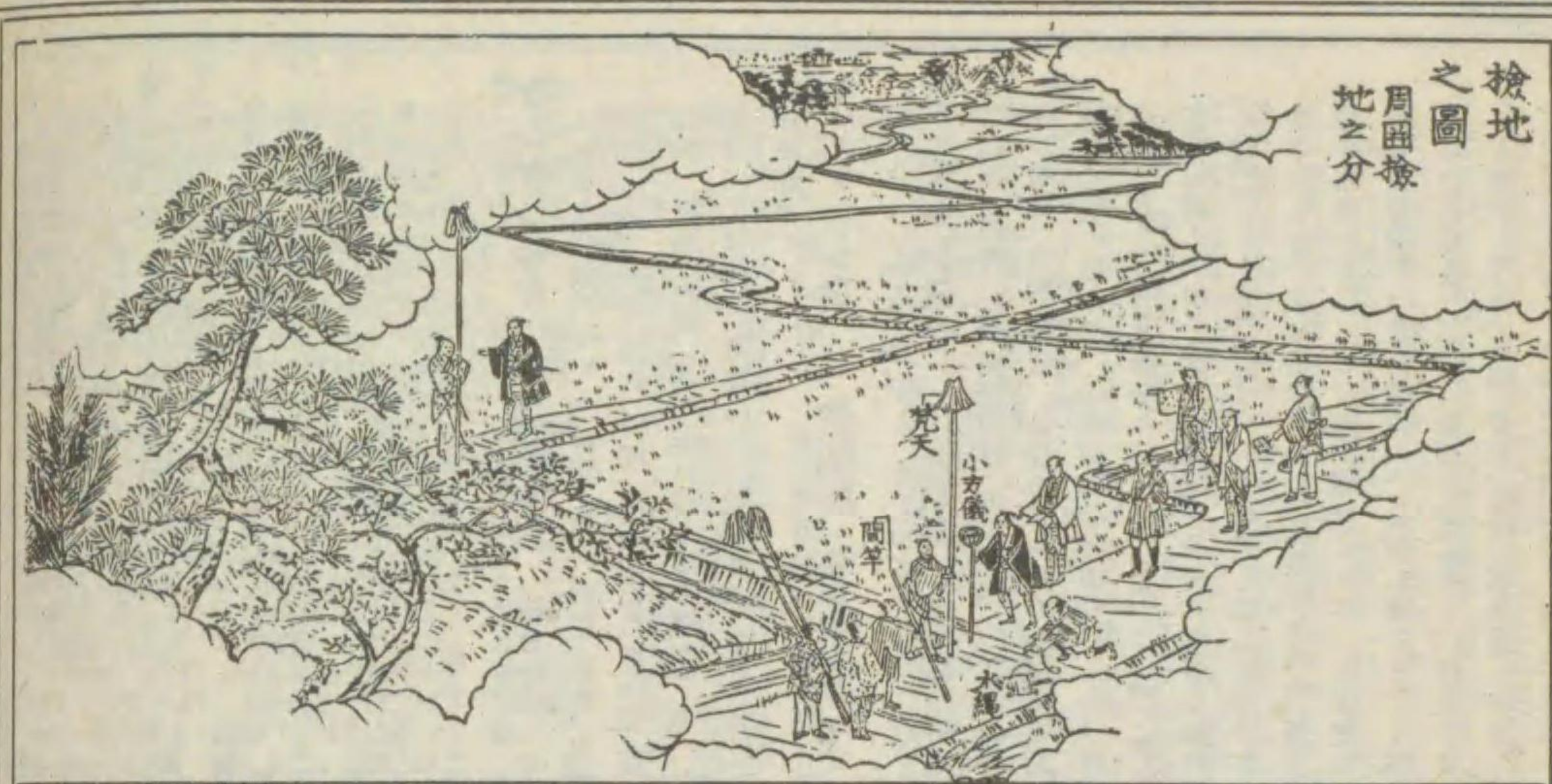
と定めたり、其後副使は二人三人の時ありしが、大使は常に一人なり、即ち文武天皇以後は大使、副使、判官、録事、譯語はほゞ一定せるもの、如し、此外留學生、學問僧以下水手火夫等ありて、少きも二百人、多きは六百人を超過せしことあり、而して元正天皇以來は大使は四位、副使は五位より多く任命したり、(起原)孝德天皇白雉四年小山上吉士長丹を遣唐大使とし、小乙上吉士駒を副使となし、唐に遣はす、是遣唐使の始めなり、爾來天皇の御代一回、齊明天皇の御代一回、天智天皇の御代三回發遣したり、天武持統兩朝派遣なし、文武天皇大寶元年再興して、遣唐使を發遣し、爾後桓武天皇に至るまで元明稱徳の二代を除きて、毎朝發遣せり、淳和天皇の御代疫病流行し、五穀餘らず、國用足らざるを以て派遣を停めたり、仁明天皇承和元年正月參議藤原常嗣を大使に、小野篁を副使として派遣せしむ、その後唐の内亂により、國勢益々衰へしを以て、文徳、清和、陽成、光孝の四代派遣のことなし、宇多天皇寛平六年七月再び遣唐使を派せん、議ありて、參議菅原道真を大使に、右少辨紀長谷雄を副使に任じたり、是より先在唐の僧中瓊書を寄せて擾亂の由を報じて遣唐使を停めんを請へり、朝議許さず、終に是の任命ありしなり、時に道真任命の翌月を以て上表して行路難を陳べ、公卿群臣をして之を停止せんと請ふ、其表に曰く、臣等伏檢、舊記、度々使等、或有渡海不堪命者、或有遭賊逃亡身者、唯未見至唐、有難阻飢寒之悲、如中瓊所云、未然之事推而可知、臣等伏願以中瓊錄記之狀、通下公卿博士、詳被定其可否、國之大事不獨爲身、且陳、款試、朝延議して其行を止む、是より永く遣唐使なし(書紀、續紀、續後紀、扶桑略記、實業文章、實業傳記、遣唐使考)

は、繩たるみ端尺切捨等の取捨を用ひず、寺社領地、御朱印地除地無年貢等の寺社並領地は、檢地せざるを法とすと雖も、寺社領の争には檢す、再檢の無地高、從前の無地高は再檢地に於ては之を除く、起返り難き荒地、將來起返の見込なき荒地は、從前高内に在るも、再檢地の際之を除く、田畑反對の檢定、現在畑なるも水田の地況を存するものは、直に水田に檢定せしむ、村中同名者、一村内に同名者あるときは、上の誰、下の誰と區分を付せしむ、他村の入作者、他村の者にして、本村に名受地を有するときは、何村より入作者と肩書を冠せしむ、檢多非人持地、檢多非人に土地の所有を許さずと雖も、舊來所有し來りたる分は、普通の例に依て檢地す、檢地の期節、春秋兩季麥稻の刈入後たるべし、春檢地は其年より、秋檢地は翌年より高入とし租稅を徴す、檢地要具、小方儀、耕地全部の周圍を測量するに用ゆ、分度、針(數本を要す、每針柄を附く)、規(圓形を圖する器)、矩(曲尺)定木(針線を畫くもの)以上測量製圖に用ゆ、細見竹、四本を要す、竿頭に束葉を付し、每一筆の耕地を丈量するときまで、四隅に建て目標とし、風曲の内外坪數を取捨し、平均を取るに用ゆ、此平均を折を見ると云ふ、梵天竹、亦四本を要す、竿頭に剪紙を付し、細見竹の中央に建て、前後三竿を見通し、内外坪數の取捨、及び縱横十字に繩を張るの目標に用ゆ、十字、檜等木理堅密にして、反覆を生ぜざるものを擔み、縱横共に長一尺二寸、乃至五寸を十字形に切組、中心に水繩を容る、凹條を刻み、田面中央十字に緊張せる水繩に當て、角度を量定するに用ゆ、水繩は量繩なり、同竿、一間を六尺一分とし、長二間のもの一本、一間のもの二本を要す、但每一尺並六尺の間に墨線を施し、尺目を標識す、〇尺杖、六々の數に合

ケンチ

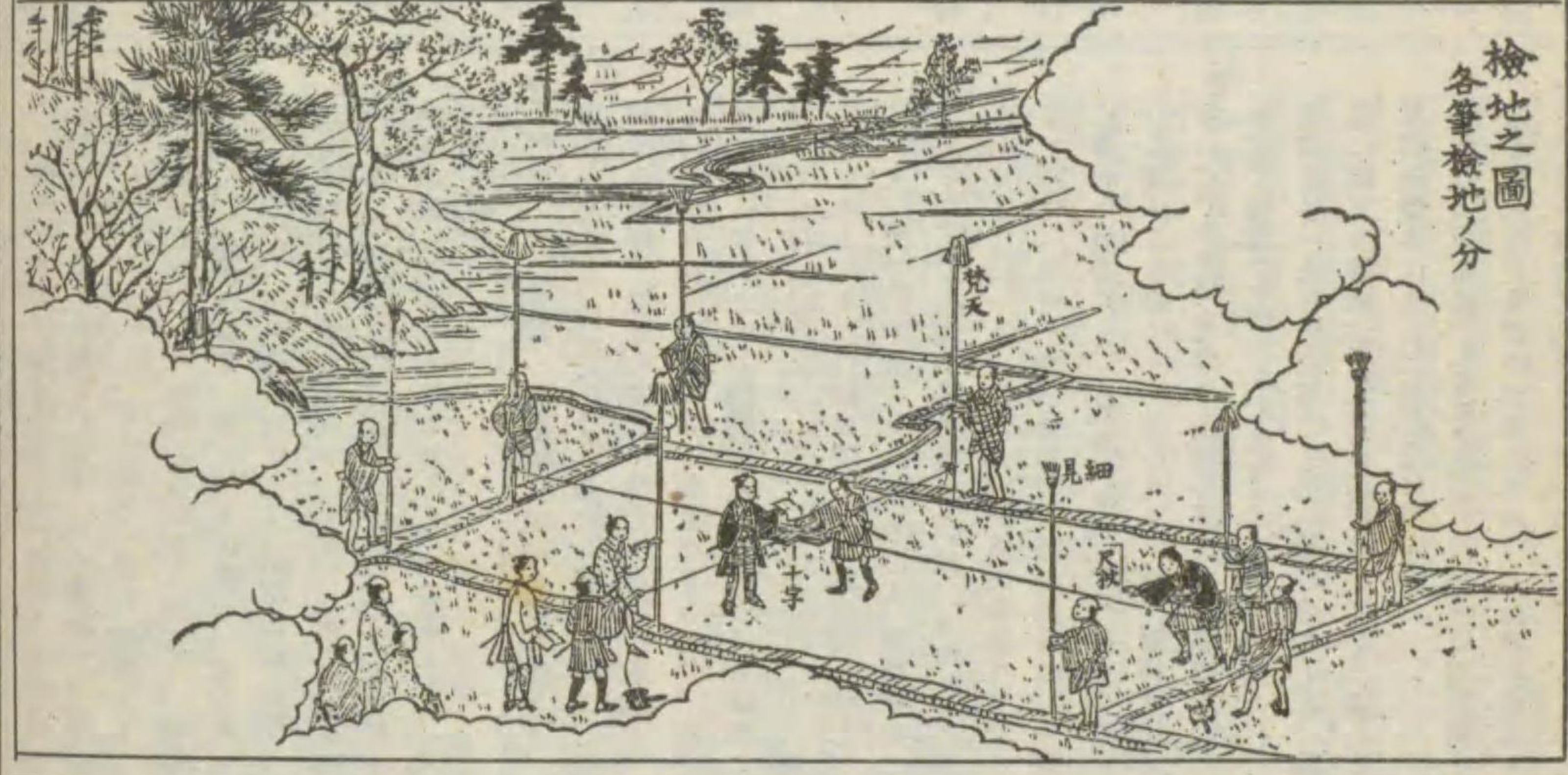
ケンチ

檢地之圖
周圍檢地之分



ケンチ

檢地之圖
各筆檢地之分



ケンチ

せ、長三尺若くは三尺六寸とし、每六寸に墨線を付す、乃ち端尺を切るに要し、地位を定むる爲、土質及び土地の厚薄を檢する等に併用す、檢地下役帳附各携帶す○水繩、麻繩に漆汁を塗り、緊張以て伸縮を防ぐ、繩首五六尺を方繩と唱へ、挽代として之を除き、最初の革索を付し、以下一間二間と順次間札を付す、水繩は檢地に際し、一日三回づつ、檢査するを法とす、其檢査は、間竿を以てし、伸縮あれば之を更正す、之が更正を爲すには竹串を以てするを便なりとす(丈量に關する例規)端尺切捨、每筆丈量の際、間數の端尺は、一間六尺の歩合を以て、總て六々の數に合せ、之に及ばざる端數は切捨るものとす、假令ば一分を六寸、二分を一尺二寸、三分を一尺八寸とするが如し○繩たるみ、每筆丈量の際、水繩を強く張らしむるも、尙ほ多少の垂下を免れざるを以て、之を預定し、總間數の幾分を除く、繩たるみの寸尺は檢地奉行の意見に任すと雖も、前例等に依り、概れ五間迄、繩たるみを算せず、六間より十間迄五寸引、十一間より廿間迄二尺引、二十一間より三十間迄五尺引、三十一間より四十間迄九尺引、四十一間より五十間迄一丈二尺引とするを普通とす○繩心、丈量するに石高を多くし租税を賦課するには收納を増すを功とするは、當該官吏の常情なるを以て、勢嚴密に流るるを以て、民の苦を増す憂あり、故にこれ等の苦痛を償ふ爲めに實測間數の内より幾分かを割引して除くを例とす、是を繩心と云ひ、又餘歩とも云ふ、繩心は檢地奉行の意見に任すとす、新檢地は長九、横八、即ち長間は一割引、横間は一割引を通例とす○朱間、田畝毎筆實測せし、長横の間數を手帳より野帳に移記し、繩心を以て計算せし間數を朱書副記す、之を朱間を切るると云ふ○機し歩、檢地を施行すべし村落の隣村にして、

ケンチ

檢地以降依然地形を變ぜず、四方他人所有の土地を撰み、上中下三段の内、二三箇所を丈量し、舊來の繩心を算出し、参照に供する者○時際引、時幅一尺、時際左右一尺づつを除去するを法とす○陸引、耕地に陸を爲す樹立ありて、作物に害あるもの、一村内なれば一間通伐拂ふものとす、故に陸引に及ばざるもの多しと雖も、往還並木の類にして止むなきものに對し、陸引を與ふるを法とす○四壁引、屋敷の四圍に餘地を與ふるを云ふ、又四方引とも云ふ、三畝歩以下の屋敷は、四面各一尺より二尺迄、三畝歩以上は一間通を除去す○竿除き、間數のみを丈量し、檢地帳の外書に掲記すべき地所、即ち小社寺地、高札場、溜池、墓地、鬻馬捨場の類を云ふ○類地、一人持一枚の田畑を、二筆三筆にも分裂檢地するを云ふ、近世一段歩以内を一筆とす、以上大畝歩なるときは、向後切畝歩と爲すの恐あるを以てなり○切畝歩、一筆の田畑等を分割し、切畝歩となすは制禁たりと雖も、檢地の際年古く切畝歩とし、二人三人にて所有するを發見するものは、其儘各自に分割丈量す○雜事畑、屋敷内の畑を云ふ、屋敷は總て上畑の地位とすべきものなるが故に、大畝歩の畑を含有するときは、一般に納税を重くするを以て、地位を低下せしむる爲め、屋敷四壁引等を檢了の上、更に雜事畑を再測し一筆中の内書とす○うたひもの、傍地稱呼なり、土地の實況を見易くし、且將來紛擾なからしめん爲め、一筆限に目標と成るべき接續の道堀、其他を副書するを云ふ、又脇書とも云ふ、檢地は概れ當村の東南より打始め、西北に終るを以て、うたひものに便利とす○折、田畑畦畔の屈曲なるを一直線に見通し、内外出入の坪數を平均し、丈量するを折を見るを云ふ、折半するの意なり○小地竿打、少畝歩の耕地は、間竿のみを以て丈量す、

ケンチ

然れども長の一方向は、概れ繩を入るを得べし、若横の間數無少時際引の餘地なきものは、長間の方に於て差略し除去することあり○拔歩、一枚の田畑中大石などの類見在せる部分を除去し、檢地するを云ふ○入歩、野道などを隔て、同人持同等の小地にして、別一筆と爲す程にも非ざるものを、一筆中へ併入するを云ふ○拾歩、山間などの棚田敷を一筆に綜合するを云ふ○石盛、耕地及び屋敷敷の地位を撰み、之に對應する石高を定むるを云ふ、即ち土地に石高を盛り付けるの謂なり、又斗代とも云ふ(檢地に關する書類)地引帳、檢地すべき田畑、其他の土地を一筆限り、字番號地目地種持主等詳細列記し、檢地奉行へ提出せしむる帳簿○地引繪圖、地引帳に添付する圖面、田畑其他一筆限並山川道路隣地村界の實形を擧げ、尙地引帳と同く畝歩其他詳細を記入す○耕地繪圖、全地の概況を通覽するに要す○手帳、現場に臨み、之を實測するに従ひ、錄載するに要す、本帳は半紙四つ折、表紙を除き、三十枚を一冊とす、數冊に渉るものは表紙に番號を付す○野帳、手帳の淨書、朱間を切りて畝歩を確定するに要す、別に合野帳即ち控帳を製し、朱間を記入せず、豫備とし、若調査の都合に依り朱間の割引を増減する場合を生じたる時の用に供す○清野帳、野帳確定したるとき、長横間數畝歩共朱間の方を探り、本帳を調製し、檢地帳の基礎とす、但石高は石盛經何の末裁可を得て之を記入す○本帳は用紙八寸紙横折袋綴とし、半面三筆づつを記入す、綴目及び長横間數畝歩の數字へは、檢地奉行悉接印す、本帳は村方へ貸與し、熟覽せしめ、相違有無を諮問す、村方は本帳を寫取、相違なきときは證書を徴す、之を野帳並見證文と云ふ、此の外檢地帳あり、これ全村地籍の基礎にして檢地に於て最貴重なもの

ケンチ

とす、別項に詳しく述べたり(古檢、新檢、居檢地、廻檢地、地押檢地、春檢地、秋檢地、石見檢地、備前檢地等) (源朝) 孝徳天皇大化元年の詔に、校田畝、其園池水陸之利與百姓俱と見え、又於(倭國)六縣被遣使者、宣造戸籍並校田畝とあり、註に、謂檢(粟田)頃畝及民戸口年紀と見えれば、此時より檢地ありしものなるべし、其後朝廷より檢地せしこと正史に見えざれども、私領の庄園に在りては檢地の行はれしこと各檢注帳の存するにて明なり、鎌倉幕府の初め、武藏國の田文を召して其地を檢し、貞應二年に至り、北條泰時諸國に命じて土地を檢して、太田文を出さしめたり、文中に至り、諸國太田文の損亡焼失せしものあるを以て、再び命じて、地を檢して太田文を出さしめたり、然れども其方法詳かならざれども、曲尺を用ひ、方六尺を一步とせしが如し、室町時代に至り、一部庄園の檢地は依然行はれしも、全體に渡りて行はれしこと明ならず、江源武鑑に足利義輝天文二十二年諸國に命じて檢地せしめ、之を世に天文繩と稱する、と見えたりとも採るに足らず、豐臣氏に至りて檢地を行ふ、天正十七年檢田に著手し、文祿四年に至りて、殆ど其功を竣へたり、此時六尺三寸の竿を用ひ、時には六尺或は六尺五寸竿を用ひ、五六の數を以て土地を改め、三百歩を以て一段とす、世に太閤檢地と云ひ、又天正の石直、文祿の檢地とも云へり、慶長元和の頃よりは、方六尺を以て一步とし、六尺一分の檢地竿を用ひ、其三百歩を以て一段とす、文祿の制に比すれば、一段の實積約々減少せり、慶長以後の檢地竿は、曲尺にて一丈二尺二分あり、即ち二間竿にて一間に一分の有餘を加へたるなり、この一分を加へたるは六尺一步の法を以て檢地すといふことを寸尺の一分と誤りたるなり、

ケンチ

の風風堂、日野の薬師堂、大原の極樂院、京都市の愛宕念佛寺等に屬す、此の種の建築は規模常に中庸を得て、骨格大雄偉の觀を呈せざるを常とせり、また佛寺内部の裝飾は當代に於て最も華美を極めたるも、建築の外部は甚だ簡素にして、多くは丹を以て塗抹せるに過す、而して其形式は全體の「プロポーション」寧ろ甚だ低く、屋蓋若し入母屋なれば其妻甚だ深く、屋蓋の傾斜は寧ろ緩にして、曲線亦峻峭の意なく、全體に就て優美の趣味を發揮せるもの多し、椽桷棟梁等は要するに過大ならず、繪様及び彫刻の類は全然之を欠けり、宮殿建築は大内裏屢々火災に罹りて屢々改築せられ、改築せらるる毎に規模に異同を生じたるが如し、大内裏と並びて又里内程の建築起り、其中規模の最も整備せしは、閑院、富小路、土御門等にして、大内裏と殿殿作りとの混合物なり、殿殿作りは、當時に於ける精神の邸宅として用ひられたる建築形式とす、詳しくは其條に就きて見るべし、要するに當代建築界の創意に屬するは(一)殿殿作りを大成せし事(二)宮城建築と殿殿作りとの混合建築を生ぜし事(三)寢殿的佛寺を生ぜし事(四)建築裝飾に螺鈿及び蒔繪等を用ひし事は是れなり(鎌倉時代)當代に於ける佛寺建築は二様あり、一は前代の後を承けて其様式を保ち、當代の中期に及ぶ、山城知恩院の勢至堂、蓮華王院の本堂(三十三間堂)、海住山寺の五重塔の如きは是れなり、二は新に宋朝の影響を蒙りて勃興せる禪刹伽藍の建築なり、其遺物は鎌倉圓覺寺の舍利殿に於て見ることを得、これは室町時代に大成せる禪刹建築の根源をなすものにして、當代の初年より起り、全期を通じて漸次に進歩したるものなるが如し、また藤原氏攝關時代の系統を承けたる一派は、眞言天台の諸派に行はれ、當期中葉以

(代時合條)

降に至りて漸く變化の徴候を萌し、末年に及びては著く禪刹一派の趣味を混じ、溫和優美を以て勝りし前代の特色は變じて、雄健奇抜の性質を帯び、手法縦横時に或は常規の外に逸するものあり、河内の觀心寺金堂、近江の西明寺及び金剛輪寺(俗に松尾寺といふ)本堂、奈良の東大寺鐘樓、山城の上醍醐の經藏等の類なり、而してまた別に幕府の所在地なる鎌倉に於て、武家造りなる一様式を生じたり、規模居室等は略々殿殿作りに類似すと雖も、當時封建の制度によりて武士を善ふべき必要と、自ら一城廓を形するべき當時の制度とに由りて「プラン」の形亦自ら一定の式をなし、其形式は最も簡粗を極む、即ち外廓は踏板を以て圍み、門は上土門あり、櫓門あり、門を入れば傍に遠待あり、又式臺あり、屋蓋は悉く板を以て葺き、曾て瓦を用ひず、鎌倉五山と唱へらるる、禪宗の五大伽藍すらも、亦板或は茅葺を以て蓋はれたるなり、以て鎌倉に於ては粗野素朴の武家造り行はれ、京都に於ては猶秀麗優美なる殿殿作り盛に行はれたることとを察知すべし、之を要するに當代の建築は甚だ多面に於て、之を概括するに苦しむと雖も、大概分て二となす、甲は藤原氏攝關時代の優美より、室町時代の簡雅に至るの變遷を示すものなり、乙は全然新様の様式を宋より輸入したるものなり、甲者は大體の形狀に論なく、内外の裝飾は前代の餘風を存するもの多しと雖も、細部に於ては漸くに變動を生じて乙者と相融和せり、乙者其組物に所謂唐様の者を用ひたり、唐様とは前時代の所謂和様と相對して之を名づく、又季鼻虹梁以下各所に單純なる繪様と彫刻とを適用するに至りたるは、我が建築界に最も重大なる變化を興へたる所以なり、故に當代の建築界に著名なる事項は(一)禪刹伽藍を創めたる事(二)武

(代時町部)

家造りを創めたる事(三)佛寺建築の形式は古來の法規を脱して、自在に經營せられし事(四)繪様彫刻の適用の端緒を開きし事なりと云ふべし(室町時代)當代は禪宗全盛の時代なりしを以て亦禪宗伽藍の建築盛なりき、之が規模は通例南面し、三門佛殿法堂方丈順次に並び、別に經樓經藏開山堂浴室等數多の堂宇之に附屬して、おのづから一種の形式を大成せり、其三門は彼所謂奈良朝及び平安朝時代の形狀異同なきが如きにあらずして、茲に一定の規矩を確定し、以て後代の模範をなせり、佛殿及び法堂は共に同一の形狀を有し、全く當代の創作にかゝる、其二重雨打屋根なる、床の版を布ける、天井の鏡板を張りて多くは之に龍を畫ける、組物の一種の唐様と稱するものなる、上層の軒の扇垂木を用ひたる、其他微細の點に亘りても、幾多の禪刹皆同一の手法を守りたり、内外の裝飾亦其教義に準じ、極めて簡潔にして、外部は皆て色彩を施すことなく、内外の莊嚴も全く金碧の燦爛たるものあざざるなり、禪刹規模の完備して今日に存するもの、京都に大徳寺及び妙心寺あり、鎌倉には建長寺最も整備せり、宮城建築は屢々火災に罹り屢々改築せられしが、別に形式上著しき變化なし、邸宅は殿殿作り復興せられたれども、純然たる古制にはあらずして、武家作り體裁を備へたる者なるが如し、彼の有名なる足利義滿の作りたる室町の第の如きは、殿殿作りと鎌倉以來の武家作りとの混合せるなり、應仁亂以降書院造といふ一種の様式を生じ、縮紳多くは之れを作れり、蓋し書院の名は已に前期に於て存在せし書院造りと云ふ一種の作法の完成せしは當期の末に屬せり、其規模の主要なる特色は支開床棚及び書院の存在、張臺の附加、天井の制度、建具類の整備等に在り、又茶室建築も當代の末期より、終に江戸時代に至りて、四方唐破風に加ふるに、千鳥破風の附加を以てするが如きに至りたり、蓋し本邦の門制は古來甚だ發達せり、思ふにこれ原と印度、支那及び東洋一般の風にして、泰西に於ては嘗て其例を見ざる所なり、なほ當時に於て特筆すべき一事は耶蘇教會堂の建築とす、この建築は織田氏の時各所に起り、其様式は純然たる歐式なりしが如し、然れども幾干もなくして悉く破毀せられ、全く其痕跡を今日に残さず、之を要するに當期の建築は前期と、全然其方針を異にし、彼れは簡潔を主とし、之は奢美を主としたればなり、當代に於ける建築界の新事項として見るべきものは、(一)宮殿建築の規模を大にし、兼れて彫刻繪畫の適用をなせり、(二)宮殿的茶室の建築法を起せり、(三)城壁建築を創建せり、(四)各種の建築の外形に就きて多くの變態を創建せり(江戸時代)當代の建築は前代の様式を承けて、之に精緻纖巧の技を加へたるものといふべく、其大體の「プロポーション」は寧ろ等閑にし、却つて其細部に於て頗る經營の周到緻密なるものを見る、然れども手法は不幸にして概ね皆察に中らず、彫刻は往々建築的性質を失ひ、繪畫は間々裝飾的の意味を失ひ、各所に於ける曲線の多くは柔弱にして、毫も奇抜の觀を具へず、洵に是れ本邦の「ロココ」派なりと云ふも過言にあらずなり、佛寺建築は徳川家光及び桂昌院等によりて多く再建せられたり、然れども其創建として當代の意匠を表示するが如き大作に至りては極めて稀なり、神社の形式は多く權現造と云ふものにして、往々濃雅なる彫刻と繪畫とを施し、建築の輪廓及び細部の各所に張ふべき曲線を濫用せり、また別に廟所の建築あり、全體の規模は佛寺の如く、建造物の個々に就きては神社の如

ケンチ

ケンチ

ケンチ

り起れり、其主要とする所は幽靜閑雅に在りて、兼れて禪味を加へたり、禪刹と邸宅との融和より別一種の建築を生ぜり、鹿苑寺の金剛、慈照寺の銀閣及び東求堂の如きは其一例なり、之を要するに當代の建築は其如何なる種類を問はず、凡て簡雅淡泊の要素を含有せざる事なし、一言をいへば、禪刹的性質を有すといふべし、當代に於ける建築學上の新事實と見るべきは、(一)禪刹伽藍の形式を大成せし事、(二)書院造りを創成し、兼れて茶室建築の起源を作りし事、(三)宮殿と禪刹の折衷建築を創成せし事、(四)古代建築を再建又は大に修繕し、間々古式を變換せし事はなり(桃山時代)當代に於ける建築は主として宮殿に於て發達し、伽藍寺院は寧ろ破毀時代なりしが如し、この時代の建築は京都西本願寺を以て好標品とすべし、方廣寺大佛殿は最も有名なる大作なりき、而して一般當代の建築形式は前期の漸く進化したるものなりと雖も、裝飾等は明國の影響を蒙りしこと大なり、其繪様の漸く發達し來りたる、其種々なる彫刻物を以て裝飾する方法を取りたる、隨處に極彩色を用ひ、或は障壁に繪畫を加ふる等、裝飾的方面に於て急激なる變動を致したり、宮殿建築は當時代に於て最も大なる發達を致せり、前期に於て發明せられたる書院造りは、當期に於て完全なる發達を遂げ、殊に彫刻繪畫を適用せる裝飾の方法を見るに足る、本邦の彫刻繪畫が建築と相提携し、相共に進退するの現象は、實に當期に於て初めて之れを見る、其書院作りは、幾宇の建築駢列して、規模雄大豪壯、其棟杉戸等に於ける繪畫や、雄健絶倫、其天井等に於ける彩色や、金碧燦爛、其欄間等に於ける彫刻や、強勁巧妙を極め、内外の設備悉く之れに協ひ、豪奢の氣韻は洋溢として、到る處に充滿せり、

(代時山部)

又この時代特に勃興せるものは城壁建築とす、前期に於ける城壁は單に土壘と木櫓とよりなり、目的は主に矢を防ぐにありしが、銃砲の應用起るに及びて、構造一變し、城の周圍に深き渠を圍らし、渠は時として數重なることあり、渠の内部には高く石垣を積み、其上に多門を建てたり、隅角には數層の櫓を築き、門には釘貫門、渡櫓を備へ、城内には宏壯偉大なる書院造りの宮殿あり、又偉觀を添へ且つ遠く四邊を望見する目的により、天主閣を作れり、其規模の雄偉實に空前と稱すべし、我が建築界に於てか一種の新光彩を添ふるに至る、大阪城、伏見城の如き、聚樂邸の如きは其適例なり、かくのごとく一方に於て豪壯なる建築の起りしにも拘らず、他の一方に於ては彼の茶室建築益々發達して幽雅の極を致し、終に之れに宮殿的趣味を加へ、之れに林泉を配合して、一種の様式を大成せり、桂離宮、修學院、本願寺の飛雲閣の如きは其例なり、神社の建築は豐國神社を以て標品と爲すべく、其の規模亦頗る宏大なるものなりき、凡て當期神社の形式は神佛混淆にして、規模は略々伽藍の制に類し、盛に彫刻と繪畫とを以て之れを飾り、北野神社の如きは其一例なり、本殿と拜殿とを連絡するに石の間を以てし、拜殿の左右に奏樂所、神饌所を附加し、所謂八ツ棟造りといふ形式を得たり、且其樓門、中門(三光門と稱す)廻廊の制の如き、大に伽藍に類似せり、而して西本願寺唐門、其他大徳寺の唐門、豐國神社の唐門、醍醐三寶院の唐門等は、皆當代の遺物にして、其形式互に少差ありと雖も、要するに皆彫刻、繪畫の豪華なる裝飾を備へたり、蓋し唐門の制は早く鎌倉時代に於て生ぜしものなるが如しと雖も、其形式甚だ簡單なるものなりしが如し、當期に至りては其形式漸く複雑に入

(代時戸部)

り、終に江戸時代に至りて、四方唐破風に加ふるに、千鳥破風の附加を以てするが如きに至りたり、蓋し本邦の門制は古來甚だ發達せり、思ふにこれ原と印度、支那及び東洋一般の風にして、泰西に於ては嘗て其例を見ざる所なり、なほ當時に於て特筆すべき一事は耶蘇教會堂の建築とす、この建築は織田氏の時各所に起り、其様式は純然たる歐式なりしが如し、然れども幾干もなくして悉く破毀せられ、全く其痕跡を今日に残さず、之を要するに當期の建築は前期と、全然其方針を異にし、彼れは簡潔を主とし、之は奢美を主としたればなり、當代に於ける建築界の新事項として見るべきものは、(一)宮殿建築の規模を大にし、兼れて彫刻繪畫の適用をなせり、(二)宮殿的茶室の建築法を起せり、(三)城壁建築を創建せり、(四)各種の建築の外形に就きて多くの變態を創建せり(江戸時代)當代の建築は前代の様式を承けて、之に精緻纖巧の技を加へたるものといふべく、其大體の「プロポーション」は寧ろ等閑にし、却つて其細部に於て頗る經營の周到緻密なるものを見る、然れども手法は不幸にして概ね皆察に中らず、彫刻は往々建築的性質を失ひ、繪畫は間々裝飾的の意味を失ひ、各所に於ける曲線の多くは柔弱にして、毫も奇抜の觀を具へず、洵に是れ本邦の「ロココ」派なりと云ふも過言にあらずなり、佛寺建築は徳川家光及び桂昌院等によりて多く再建せられたり、然れども其創建として當代の意匠を表示するが如き大作に至りては極めて稀なり、神社の形式は多く權現造と云ふものにして、往々濃雅なる彫刻と繪畫とを施し、建築の輪廓及び細部の各所に張ふべき曲線を濫用せり、また別に廟所の建築あり、全體の規模は佛寺の如く、建造物の個々に就きては神社の如

ケンチ

ケンチ

ケンチ

く、神佛兩部最も完全なる混濁を大成したるものなりとす、此の種の建築は殊に裝飾の華美を極め、曲線の濫用最も甚だしきものあり、宮殿建築も一般に文飾を事とし、江戸城下の諸侯伯争うて其第を治め、形大なる棟門に外觀を装ひ、内部の結構善美を盡し、往々其分に過ぐるものもありき、城堡の建築も亦甚だ盛にして、其技益々巧を加へ、茶室建築は漸く發達して、各種の様式を出すに至り、普通住屋亦長足の進歩を致し、終に今日に至りたり、之れを要するに本邦建築術は、徳川氏三百年の太平に由りて空前の發達を致し、其工匠の巧技は實に其極に達せり、然れども亦其技常に些末に走り、纖巧に失し、却つて崇高秀美の觀を失ふるものあるは、頗る遺憾とする所なり、殊に木割法行はれて、工匠は此の死法を頑守し、終に自ら手胸を緊扼して悟らざるの愚を學ぶに至りたるは、吾人の痛恨する所なり、之れを要するに當代に於ける建築術上の事變は(一)廟所建築の創意(二)邸宅の發達(三)木割法の束縛(四)曲線及び色彩彫刻の濫用(五)假偽的構造の發明とす、左に各時代の建築に係る著名なる遺物を示す(日本美術史稿、國寶目録)

名 稱 所在地

北野神社本社、中門(三光門) 京都市北野神社境内
同慶透御後門
大報恩寺本堂(千本釋迦堂) 同大報恩寺境内
南禪寺三門、同方丈(清涼殿並虎之間) 同南禪寺境内
慈照寺樓閣(銀閣)、同東求堂 同慈照寺境内
吉田神社齋場所太元宮 同吉田神社境内
金地院方丈 同金地院境内
六波羅密寺本堂 同六波羅密寺境内
念佛寺本堂(覺空念佛寺本堂) 同念佛寺境内

豐國神社唐門 同豐國神社境内
蓮華王院本堂(大佛三十三間堂) 同蓮華王院境内
東福寺山門、同禪堂(選佛場) 同東福寺境内
同月下門、同東司
萬壽寺愛染堂、同鐘樓 同萬壽寺境内
法親寺五重塔(八阪塔) 同法親寺境内
清水寺本堂 同清水寺境内
教王護國寺金堂、同五重塔、同大師堂(西院御影堂)、同八脚門(蓮花門) 同教王護國寺境内
本願寺飛雲閣、同四脚門(日暮門)、同書院(對面所及白書院) 同本願寺境内
建仁寺方丈、勅使門(矢ノ根門) 同建仁寺境内
知恩院勢至堂、同經藏、同三門 同知恩院境内
高臺寺開山堂、同靈屋 同高臺寺境内
三千院本堂(往生極樂院本堂) 同三千院境内
大德寺唐門、同勅使門 同大德寺境内
眞珠庵通徳院、同方丈 同眞珠庵境内
孤蓬庵本堂(方丈)書院及忘室 同孤蓬庵境内
賀茂御祖神社社殿、同神服殿、供御所、大炊所 同賀茂御祖神社境内
賀茂別當神社社殿、同北神服所(總屋)舞殿(橋殿)土屋(到著殿)樂屋拜殿(總殿)外幣殿 同賀茂御祖神社境内
鹿苑寺金閣 同鹿苑寺境内
高山寺五所堂(石水院) 同高山寺境内
神護寺大師堂 同神護寺境内
廣隆寺桂宮院本堂、同講堂 同廣隆寺境内
仁和寺本堂、同塔婆(五重塔) 同仁和寺境内
三寶院殿堂、同唐門 同宇治郡醍醐寺境内
醍醐寺五重塔、同經藏(上醍醐經藏)同五重塔、同清涼堂拜殿(山上伽藍清涼堂拜殿)同藥師堂(山上伽藍藥師堂) 同醍醐寺境内

法界寺本堂(日野藥師堂) 同法界寺境内
平等院鳳凰堂、同觀音堂 同平等院鳳凰堂境内
宇治上神社社殿、同拜殿 同宇治上神社境内
宇治神社本殿 同宇治神社境内
石清水八幡宮本社 同石清水八幡宮境内
淨瑠璃寺本堂(九體寺本堂) 同淨瑠璃寺境内
同三重塔(九體寺三重塔)
岩船寺三重塔 同岩船寺境内
海住山寺五重塔、同文殊堂 同海住山寺境内
金胎寺多寶塔 同金胎寺境内
向神社本殿 同向神社境内
妙喜庵書院及數寄屋 同妙喜庵境内
觀心寺本堂 同觀心寺境内
建水分神社社殿 同建水分神社境内
金剛寺本堂 同金剛寺境内
四天王寺東大門 同四天王寺境内
大鳥神社本殿 同大鳥神社境内
法道寺塔婆(多寶塔) 同法道寺境内
住吉神社本殿 同住吉神社境内
觀音堂(木積釘無堂) 同觀音堂境内
慈眼院金堂(藥師堂昆沙門堂) 同慈眼院境内
同塔婆(多寶塔)
與福寺北園堂、同三重塔、同五重塔、同東金堂 同與福寺境内
新藥師寺本堂、同鐘樓、同四脚門(南門) 同新藥師寺境内
東大寺南大門、同法華堂(三月堂)同鐘樓、同金堂(大佛殿)同開山堂(真辨堂)同轉害門(景清門)同中門、同廊、同東西樂門、同勸學院經庫、同法華堂經庫、同法華堂北門、同二月堂 同東大寺境内

ケンチ

ケンチ

ケンチ

關伽井屋(若狹井屋)同二月堂佛龕屋(御供所)同三味堂(四月堂)同念佛堂 同關伽井屋境内
極樂院本堂 同極樂院境内
春日神社社殿、同社(車舎、著到殿、祭器藏、板藏) 同春日神社境内
同攝社若宮神社社殿、同手水殿若寺塔婆(十三重石塔)同樓十輪院本堂 同春日神社境内
唐招提寺金堂、同講堂、同鼓樓 同唐招提寺境内
藥師寺三重塔 同藥師寺境内
法隆寺金堂、同中門、同五重塔、同夢殿、同上御堂(上堂)同大講堂、同鐘樓(西院伽藍鐘樓)同經藏(西院伽藍經藏)同回廊、同東院南門(不明門)同東院四脚門、同院禮堂、同院法堂、同院舍利殿及繪殿、同南大門、同西園堂(西北園堂)同聖靈院(豐聰院)同食堂及細殿 同法隆寺境内
法輪寺三重塔 同法輪寺境内
法起寺三重塔 同法起寺境内
秋篠寺本堂 同秋篠寺境内
長弓寺本堂 同長弓寺境内
長福寺本堂 同長福寺境内
喜光寺本堂(金堂) 同喜光寺境内
松尾寺本堂 同松尾寺境内
吉田寺塔婆(多寶塔) 同吉田寺境内
室生寺五重塔、同金堂、同本堂(灌頂堂) 同室生寺境内
當麻寺東塔、同西塔、同本堂(曼荼羅堂)同金堂、同講堂 同北葛城郡當麻寺境内
談山神社塔婆(十三重塔) 同磯城郡談山神社境内

大神神社攝社大直彌子神社社殿 同大神神社境内
榮山寺八角圓堂(八角堂) 同榮山寺境内
吉野水分神社社殿 同吉野郡吉野水分社境内
金峰山寺本堂(藏王堂) 同金峰山寺境内
權原神社本殿 同高市郡權原神社境内
高鳴神社本殿 同南葛城郡高鳴神社境内
海龍王寺西金堂 同添上郡海龍王寺境内
西明寺本堂、同堂塔(三重寶塔) 同滋賀縣犬上郡西明寺境内
延曆寺大講堂、同根本中堂(附回廊)同轉法輪堂(釋迦堂)同橫川中堂、同大乘戒壇院堂(戒壇院堂)同大講堂鐘臺(鐘樓) 同延曆寺境内
日吉神社本殿 同日吉神社境内
同攝社大神神社本殿 同日吉神社境内
同攝社樹下神社本殿 同日吉神社境内
西教寺客殿(方丈) 同西教寺境内
石山寺本堂(觀音堂)同多寶塔 同石山寺境内
和田神社本殿 同和田神社境内
地主神社本殿、同幣殿 同地主神社境内
長壽寺本堂(地藏堂) 同甲賀郡長壽寺境内
常樂寺本堂(觀音堂)同塔婆(三重堂) 同常樂寺境内
善水寺本堂(藥師堂) 同善水寺境内
川枯神社本殿 同川枯神社境内
金剛輪寺本堂(天平大慈闍) 同愛知郡金剛輪寺境内
押立神社本殿 同押立神社境内
豐滿神社四脚門 同豐滿神社境内

御上神社本殿、同拜殿、同樓門 同野州郡御上神社境内
大笹原神社本殿 同大笹原神社境内
生和神社本殿 同生和神社境内
都久夫須麻神社本殿(日暮御殿) 同都久夫須麻神社境内
寶嚴寺觀音堂(附向唐門渡處) 同寶嚴寺境内
新羅善神堂、光淨院客殿、勸學院客殿 同新羅善神堂境内
圓滿院殿 同圓滿院境内
大野神社樓門 同大野神社境内
觀音寺阿彌陀堂 同觀音寺境内
春日神社本殿 同春日神社境内
總見寺塔婆(三重塔)同樓門(仁王門) 同蒲生郡總見寺境内
淨嚴院本堂(阿彌陀堂) 同淨嚴院境内
鏡神社本殿 同鏡神社境内
鎌宮神社本殿 同鎌宮神社境内
苗村神社西本殿 同苗村神社境内
金色堂本堂 同金色堂境内
安樂寺塔(八角四重塔) 同安樂寺境内
大法寺三重塔(見返塔) 同大法寺境内
圓覺寺舍利殿 同圓覺寺境内
殿島神社本社、同大鳥居、塔婆(五重塔) 同殿島神社境内
同攝社客神社社殿 同攝社客神社境内
同大國神社本殿 同大國神社境内
同末社門客神社左殿、右殿 同末社門客神社境内
寶山神社本殿(二重塔) 同寶山神社境内
妙王院本堂(觀音堂) 同沼隈郡明王院境内

ケンチ

ケンチ

ケンチ

不動院金堂 同安藝郡不動院境内
 浄土寺塔婆(多寶塔) 同尾道市浄土寺境内
 大傳法院多寶塔(大塔) 和歌山縣那賀郡大傳法院境内
 金剛三昧院多寶塔(三重塔) 同伊都郡高野金剛峰寺境内
 動堂本堂 同海草郡長保寺境内
 長保寺大門(仁王門) 愛知縣海東郡其目寺境内
 甚目寺南大門(仁王門) 同中島郡萬徳寺境内
 萬徳寺塔婆(多寶塔) 同性海寺境内
 性海寺塔婆(愛染堂) 同額田郡瀧山寺境内
 瀧山寺三門(仁王門) 同碧海郡妙源寺境内
 妙源寺柳堂 宮城縣宮城郡瑞巖寺境内
 瑞巖寺本堂、同御成門、同中門、同庫裡及廻廊 同五大堂境内
 五大堂 同仙臺大崎八幡神社境内
 大崎八幡神社殿 同藥師堂境内
 藥師堂(國分寺藥師堂) 同島根縣八束郡神魂神社境内
 神魂神社本殿(大庭大宮又神納神社) 同鏡川郡出雲大社境内
 出雲大社本殿 兵庫縣加東郡浄土寺境内
 浄土寺本堂(藥師堂)同浄土寺(阿彌陀堂) 同八幡神社境内
 八幡神社拜殿 同同加古郡一乘寺境内
 一乘寺塔婆(三重塔) 同同加古郡一乘寺境内
 鶴林寺本堂、同太子堂 茨城縣鹿島郡鹿島神社境内
 鹿島神社本殿(古宮) 同宮内郡境内
 同宮内郡境内(古宮) 岐阜縣武儀郡日龍峰寺境内
 日龍峰寺塔婆(多寶塔) 同同可兒郡永保寺境内
 永保寺開山堂、同觀音堂

ケンチ

明通寺本堂(藥師堂) 福井縣遠敷郡明通寺境内
 妙樂寺本堂 同同妙樂寺境内
 氣比神社大鳥居(赤鳥居) 同同敦賀郡氣比神社境内
 吉備津神社本殿及拜殿 岡山縣吉備郡吉備津神社境内
 宮崎宮樓門 福岡縣糟屋郡宮崎宮境内
 阿彌陀堂(白水阿彌陀堂) 福島縣石城郡阿彌陀堂境内
 地藏堂(藤倉二階堂) 同河沼郡地藏堂境内
 藥師堂(會津中央藥師堂) 同藥師堂境内
 永福寺本堂(觀音寺) 山口縣赤間關永福寺境内
 瑠璃光寺塔婆(五重塔) 同同吉敷郡瑠璃光寺境内
 功山寺佛殿 同同豊浦郡功山寺境内
 住吉神社本殿 同同住吉神社境内

ケンチ

云「と見えたり、全村地籍の基礎にして、村民に在りては最重の帳簿とす。帳簿の付方、體裁等は、舊幕府縣治要略に見えたるに示す。清野帳に就き、半面三筆づきに並記す。用紙上四の内、灰打堅一尺八分、横七寸七分、綴外八分、紺青染繩を用ひ、本形綴とす。紙返り毎葉初筆には、証名等の文字を略せず。前面同一なるも、尙、何段何歩某と記し、同又同人などの字を用ひざるなり。初筆の字、人名、其他は前面と同一なるも、必全字を書し、字同、同人など略記せざるものとす。数字の一は壹、二は貳、十は拾、二十は廿と書し、歩は必歩字を用ひ、トの略字を用ひず。此帳の第一葉と、表紙裏の上部に、第一葉と二葉の下部に、以下之に準じ、檢地奉行割印を爲す。之を千鳥印と稱す。千鳥印は相互に押すを云ふ。今帳簿付方の實例を左に示す。

神明裏 長拾貳間壹尺貳寸 市右衛門
 一 下田四畝廿七歩 横拾貳間六寸
 高七斗三升五合 道中央某村境
 東方 溝 (中略)
 南方 溝 (中略)
 同所 長拾貳間四尺八寸 五 助
 一 上田三畝廿壹歩 横八間三尺六寸
 高七斗三合

上田壹町壹畝廿壹歩 壹石九斗代 (中略)
 高拾九石三斗貳升三合
 下ノ下田拾貳町壹畝歩 壹石四斗代
 高百六拾八石壹斗四升

ケンチ

見付田三町貳段六畝六歩 八斗代 (中略)
 高貳拾六石九升六合 壹石代
 中畑町六畝廿七歩 九斗代
 高貳拾石六斗九升 八斗代 (中略)
 中ノ下畑壹町七段三畝歩 貳斗代
 高拾五石五斗七升 八斗代 (中略)
 下畑三町九段三畝拾貳歩 貳斗代
 高三拾壹石四斗七升貳合 貳斗代
 見付畑壹町九段八畝廿四歩 壹斗代
 高三石九斗七升六合 壹斗代
 砂畑貳町貳段六畝拾貳歩 壹石貳斗代
 高貳石貳斗六升四合 壹石貳斗代
 屋敷壹町八段九畝廿四歩 壹石貳斗代
 高貳拾石七斗七升六合 壹石貳斗代
 合高七百貳拾七石九斗貳升八合
 此段別六拾町八段三畝九歩
 外 同郡高尾山入會
 一米壹石三斗八升貳合 山手小物成
 一芝地段別貳段七畝九歩 但小前別帳 壹ヶ所
 有之 (中略)
 此納米壹升三合七勺 (中略)
 除地之分 右法善寺坊中 善光院持
 字前田 一田貳畝壹歩 善光院持
 一畑壹畝六歩 (中略)
 無年實地之分 法善寺持
 字鎮守 一長五間三尺 明神社地
 一横四間壹尺貳寸 法善寺持
 字尻上 一長六拾間 神免芝地
 一横六間壹尺八寸 村持

ケンチ

字西小柳 (中略)
 一長六間 溜池
 一横四間 (中略)
 字町屋 見捨地之分 村持
 一長貳拾貳間 墓所壹ヶ所 (中略)
 一横拾四間三尺 右者甲斐國巨摩郡加々美村檢地依被三仰付、六尺壹歩之間竿を以壹段三百歩之積相極もの也、文化五年 月 日 奥村小太郎印 三浦平三郎印
 下役 辻 民右衛門印
 市川 丈助印
 青山 伴右衛門印
 後藤 英藏印
 案内 要右衛門印
 官 藏印
 半左衛門印
 彌市 右衛門印
 定右衛門印
 藤 藏印
 久 藏印

ケンチ

見丁 御修法の時に、花香乳木を取り出す僧侶の役名、金殿之を勤む、要法裏書に、見丁は大臣家はかなへの勤之、若無者あざり可沙汰云々とあり、

建長 名義後深草天皇御宇の年號、寶治三年三月十八日改元、七年を経て康元と改む。建長後漢書に、建長久之策とあるに據る、前權中納言藤原經光申す(元祕別錄)

ケンチャウシ 建長寺 所屬相模國鎌倉郡山内村○巨福山と號す。泉自 禪宗臨濟宗、鎌倉五山の第一起原也。開山は道隆、開基は北條相模守時頼、時頼深く禪宗を崇信し、僧辨圓を師とし、戒を受く、建長元年辨圓と謀りて當山に寺域を闢く、三年十一月造立事始、五年十一月竣りて、將軍家の祈願所として供養す、導師は道隆なり、丈六の地蔵を本尊とし、左右に同き小像千體を安す、此地は古昔刑罪場にして、地獄ヶ谷と字し、地蔵の小堂あり、故に舊に因て是を本尊とすと云ふ、又本尊の頂中に同像一軀を收む、濟田地蔵と稱す、巨福呂の地名によりて山號とし、年號を取て寺號とす、且つ若干の田地を附して資用に充つ、正嘉二年三月前武藏守泰時後室の三周忌に當るを以て當寺にて一切經を供養す、道隆亦導師たり、弘安元年七月隆の歿後、住持職を岡が故に、十二月時宗、入宋の僧徒に書を送りて後住選舉の事を任す、是に因り二年六月宋の祖元來朝し、八月鎌倉に入る、時宗師弟の禮を執り、延て當寺の住持たらしむ、延慶元年十二月貞時の申請に因り勅して定額寺となし、且つ勅額を賜ふ、應安の始、大覺佛光兩祖師の門徒確執し、爲めに廢絶に及ばんとせしかば、室町幕府より細川 藏守頼之を以て和平せしむ、然れども門徒等聞かす愈々烈しく、六年五月、大覺の門徒等

ケンチ

築を結び、放火を企てしが、事願はれ六月上杉能憲をして殿密に糾明せしむ、十月鎌倉五山住持職の補任は、舊に因て京都より沙汰し、其他は白今鎌倉管領の進退たらしめ、且つ住持兩班改替の年紀等を定む、至徳三年八月鎌倉五山の座位を定めし時に、當寺と、天龍寺とを第一位とす、應永二十一年十二月二十八日の夜、門前の民家より出火し、其餘燼飛で塔上に延焼し、遂に堂宇寮舎佛具等悉く灰燼となる、永正十二年二月北條氏綱諸公を免除す、天文四年九月、北條氏綱の祈願として、政上杉朝興追伐の祈禱を龜岡の社前にて圓覺寺の僧侶と共に大般若經を轉讀す、九年八月暴風大に起りて、總門轉倒し、塔頭正統庵、寶泉庵、向上庵等破壊す、十一年四月北條氏康先規の如く、諸公役を免除せしむ、天正十二年十月氏直又免除す、十八年四月、豐臣秀吉小田原發向の時、軍勢狼藉禁止の制札を立つ、八月秀吉寺領安塔塔並に諸役免除の朱印を授け、十九年十一月徳川家康寺領九十五貫九百文を寄附す、其後諸堂年々に荒廢するもの多し、然れども今猶山門佛殿以下の堂宇廣大なるもの十數あり、○外門、二あり、東門は海東法窟、西門は天下禪林の額を掲げ、共に朝鮮人竹西の筆なり、總門に巨福山の額あり、此門を入れば山門あり、山門は總門の内に入り、永應年間の建築と云ふ建長興國禪寺の額あり、宋の子雲の筆なりと云ふ○佛殿、祈禱の牌を掲ぐ、建長五年十一月造營す、木尊を濟田地蔵となす、北條時頼梁牌の銘を記す、今の佛殿は久能山御宮拜殿再建の時其舊殿を賜ふと云ふ、或は云ふ崇源院殿御靈屋の拜殿を賜はりしなりと、製草堂の寺院に異なり、唐戸彫物の彩色なり、今は多く剥落す、殿内地敷にて堂の中央に太常元、左に掌簿判官、右に感應使者を安ず、其餘草駄天聖徳太子の像あり、又時頼の木

ケンチ

像あり、國寶に屬す、祖師堂に逢磨百丈開山開基の像を置く○方丈、龍王殿と號す、書院を龍松軒と名づく、其庭の池を龍池と稱す、又庭中に銅碑あり、元祿五年五月一場武助忠重が建る所○塔頭重なるものは、西來庵、開山塔のある所、佛殿の東に在り、臨堂に開山自作の像を安ず、圓鑑の額あり、堂内に開山所持の鏡あり、圓鑑と號す、其形鼎の如し、表に觀音像あり、開山塔は臨堂の後蓋山の下に在り、傍に佛光の塔あり、弘安九年道隆寂後此所に葬り、待眞寮を改め正徳庵と號す、延慶以後幕府より屢々地を寄す、元弘三年後醍醐天皇院領を安塔す、建武二年塔を圓覺寺に建て、勅して舍利殿を開山塔とするに及びて、當院も彼山に移る○正宗庵、六世道隆の塔所○玉雲庵、一寧の塔所、寧始め壽塔を圓覺寺に建てしが、嘉元中北條貞時、こゝに移し庵を設く○天源庵、紹明の塔所、普光(後字多天皇の宸筆と云ふ)の額を掲ぐ○寶珠庵、素安の塔所、庵中に啓書記の舊跡あり、寶樂齋と號す○寶物に開山の墨跡、啓書記の觀音畫像、當寺指圖等あり最も優等の者なり、此の外歴史上の參考となるべき古文書、什器多し○左に歴代を示す(新編相模國風土記、國寶日録)

ケンチ

楚仙(竺仙) 妙環(樞翁) 禪鑑(象外) 永瑛(東陵) 士曇(乾峰) 正因(明岩) 素安(了堂) 聰秀(寶翁) 可什(物外) 印元(古先) 慈永(青山) 法忻(大喜) 宏潤(天澤) 圓月(中岩) 善政(石室) 友丘(東林) 士啓(東傳) 光一(歸山) 元圭(方屋) 普在(在菴) 祖能(大拙) 是英(傑翁) 林芳(草堂) 妙悅(可翁) 全快(鈍夫) 妙葩(春屋) 慶芳(少室) 法顯(中山) 周警(古天) 慶圓(月心) 周應(曇芳) 德俊(伯英) 妙快(古劍) 應世(宗遠) 存圓(天鑑) 興伊(大圓) 元勝(老仙) 僧海(東暉) 性珍(藏海) 等益(友峰) 法方(中圓) 希徹(心源) 文昱(東岳) 得哲(愚溪) 曾可(久菴) 保譽(德岩) 興忻(悅岩) 開光(象初) 圓方(無外) 禪能(南宗) 素大(大雲) 中泰(春江) 師整(大綱) 應嘉(瑞翁) 如春(少林) 妙年(鷲峰) 令聞(心閑) 淨林(大茂) 法慶(大安) 方聞(一溪) 法朝(日峰) 等海(東曙) 元禮(履仲) 資善(慶堂) 全用(大舟) 昌謹(無言) 國棟(範堂) 真弘(大道) 梵巨(萬古) 中亮(菊隱) 元陳(古岩) 長會(建宗) 等敏(照中) 孝貞(松嶽) 中甲(東郊) 有真(松崖) 曾顯(道菴) 曾尹(耕隱) 壽彭(澤隱) 督順(大順)

ケンチ

清睦(和菴) 中季(東英) 應符(契翁) 總暉(東海) 妙龍(劍江) 禪三(益仲) 元統(一源) 等睦(中和) 等擇(木禪) 真察(密中) 啓端(直菴) 周傳(別宗) 中訥(笑岩) 自嚴(竹隱) 巨幢(大建) 周壯(松堂) 心榮(華宗) 白欽(唱岩) 永旭(東生) 守哲(古仲) 曾妙(支海) 寶梁(楚材) 芳統(萬宗) 等梵(竺西) 開爾(汝仲) 中曇(一瑞) 本雄(仲英) 法永(明湖) 梵淳(朴中) 阿由(義海) 歸才(學海) 要賢(仁菴) 士呈(龍岩) 充察(智海) 心正(仲明) 統三(清河) 心林(一華) 得光(觀堂) 用尊(謙谷) 德瑛(伯溫) 德永(字江) 世澤(無適) 中勳(節翁) 妙喜(大見) 宗嚴(毅中) 統悟(星岩) 顯正中(叟) 蓋一(以清) 存松(大樹) 妙繁(大陸) 得么(子純) 顯朝(天初) 景祐(天助) 顯勝(竺雲) 徳聞(香林) 英瑛(玉隱) 梵壽(叔彭) 全了(性雲) 元徹(心江) 惠棟(有材) 乾幢(鳴谷) 昌忠(真芳) 支澤(龍江) 祖祥(麟仲) 顯材(用林) 祖台(雲英) 僧菊(九成) 禪又(後叟) 宗祐(天叟) 禪珠(龍派) 慶順(瑞岩) 元良(最岳) 碩寬(大年) 祖徳(明徹) 碩珉(高懸) 支廉(碩室) 惠祥(萬源) 碩東(天溪) 崇寬(剛堂) 徳湛(龍室) 道果(東陽) 支嚴(龍山) 禪玉(鳳) 僧安(長山)

ケンチ

支琢(玉岡) 慧通(應禪) 支彭(松堂) 碩信(義天) 元東(海門) 僧俊(秀岩) 慧然(天瑞) 正徹(大龜) 碩誼(萬拙) 禪無(大雲) 惠超(龍門) 徳祥(瑞應) 演跋(雪東) 惠亮(泉峯) 子滴(曹源) 一民(舜道) 徳均(平原) 元廉(碩石) 顯周(鼎山) 徳開(修山) 禪提(開宗) 碩才(真遂) 支實(拙秀) 宗和(實殿) 碩英(雄邦) 元苗(眞淨) 法演(象河) 春風(龍淵) 元勅(拙堂) 惠樞(即門) 子牧(箕山) 元志(碩翁) 石敬(碩敬) 元云(等隣) 惠鎮(定溪) 惠眼(觀海) 支易(復菴) 自開(香山) □□ 碩文(梅庵) 碩靜(壽應) 元柱(文國) 周一(貫道) 免宮(月鑑) 雪庭 讓山 維船 舜洲 源鶴 景猷 萬拙 宏山 璞洲 通翁 劍隱 藍田 壽山 城山 □□ 宋洲 修道 玉圓 峨山 碩應 彭澤 維明 龍淵 藏專 文教 仁宗 徳山 弘道 容道 虎岳 壽仙

ケンチ

ケンチヤウジハ 建長寺派 臨濟宗の一派、道隆開溪を祖とす、道隆(タウリウ)禪宗(センシユウ)臨濟宗(リンザイシユウ)を見よ、
ケンチユウ 元中 南朝後龜山天皇御宇の年、號、弘和四年(北朝の永徳四年)四月二十八日改元、九年を経て南北合一す、
ケンチウウシ 檢注使 鎌倉室町兩時代に田地を檢勘して、町段の數を改正する爲め、守護地頭より遣はす使、後世の繩打、竿入など云へる所役の類なり、注とは、町段の多少、又は利田の有無をも、注記する意なるべし、武家名目抄に、鎌倉殿室町殿の兩代、いづれも諸國一圓に檢田せし事なく、公家にて設置れし法制に準じて、兵糧米をなめされし故に、國毎に檢田を遣はされし事聞えず、大かたは守護地頭などより、檢田の爲に遣はすものを檢注使と呼びしと見えたり、(中略)足利殿の季世に至りて、大名諸家私に檢田する時に、檢地の奉行など云ひしもの、即ち、の流なりと云へり、吾妻鏡建保六年三月二十三日の條に、檢注使以新儀可入勸寺領之由張行云々とあるを初見とす、
ケンチヨ 玄猪 猪子祝(キノコノイハヒ)を見よ、
ケントク 建徳 南朝後龜山天皇御宇の年、號、正平二十五年(北朝の應安三年)七月二十四日改元す、二年を経て文中と改む、(中略)文選に、建至徳、以創洪業とあるに據る、文章博士大江有元勸申す(元祿別錄)
ケントク 元徳 南朝後龜山天皇御宇の年、號、嘉暦四年八月二十九日改元、二年を経て元弘と改む、(中略)周易に、乾元亨利貞、正義云、元者善之長、謂天之元徳、始生萬物とあるに據る、文章博士行氏朝臣勸申す(元祿別錄)
ケントク 謙徳公 藤原伊尹(フヂハラノコレタダ)を見よ、
ケンナ 元和 南朝後水尾天皇御宇の年、號、慶長二十年七月十三日改元、九年を経て寛永と改む

ケンニ

出典唐憲宗の年號に據る、菅原爲經勅申す(改元部類、元祕別錄)

ケンナシヨハツト 元和諸法度 後水尾天皇元和元年七月、徳川家康、僧崇傳及び林道春をして草せし法度書をいふ、武家法度(アケハツト)、公家法度(クゲハツト)、僧家法度(ソウケハツト)の三法度あり、詳しくは各條を見よ、

ケンニ 兼任 兼官(ケンクワン)を見よ、ケンニ 元仁 後醍醐天皇御宇の年號、貞應三年十一月二十日改元、天變に依て也、一年を経て嘉祿と改む、中興周易に元亨利貞、正義云、元仁也とあるに據る、式部大輔爲長勅申す(元祕別錄)

ケンナツウハウ 元和通寶 江戶時代に行はれたる錢貨の一種、元和の年作りたるを以て名づく、性質銀錢、銅錢の二種あり、銀錢は、未詳なれど、泉貨鑑に、徑八分、重一匁二分と見えたり、銅錢は、徑七分五厘強、重九分(泉貨鑑に、徑八分、重一匁一分、背穿の下に一の字ありと見ゆ)昔に文なし

ケンニ 還任 解官せる者再びもとの官に復するを云ふ、還叙令に、死侍還、喪患解者、侍終服滿及患損之日、還令上本司、また公卿補任治承二年の條に、前中納言正二位源實賢四月五日還任とあり、

ケンニチ

顯日 名高き日と號す、勅して佛國應供廣濟國師と號す、系統後醍醐天皇の皇子、母は藤原氏、仁治二年城西の離宮(龍翔寺)に生る、年十六にして聖二國師に從ひて落髮受戒し、參究證悟す、後下野那須山に入り茅を縛して隱棲す、檀越爲めに伽藍を創す、幾くならずして大寶坊となる、東山の雲巖寺是なり、時に佛光禪師巨福山に住す、日々參謁す、佛光衣法を付、久しく雲巖寺に住して、大に支化を開く、時に大應國師筑の崇福寺に住す、時人雲巖、崇福を指して二甘露門となす、正安二年、年六十、相の淨妙寺を董す、嘉元の初萬壽寺に住す、三年淨智寺に移り、後建長寺を主る、兩歲にして東山に歸る、正和五年十月二十日遷化す、壽七十六、僧臘六十一、語録あり(扶桑禪林僧寶傳、本朝高僧傳)

ケンニジ

建仁寺 所在山城國京都下京區小松町、建仁寺町、四條の南、臨濟宗建仁寺派の本山、京都五山の第一、本尊像二尺許の釋迦如來、起原崇傳、建仁二年、源賴家僧榮西に歸依し、奏して禪刹を京都に建つ、京都最初の禪刹なり、其規模宋國百丈山の寺規に倣ひて經營す、元久二年に至て成る、榮西を開基とす、大覺禪師に至り唯一の禪刹となせり、源氏北條氏相承領地を附し、至徳三年足利義滿京都五山を定むるに及び、第三位とし、其塔頭子院五十三寺の多きに至れり、其後幾回の回祿に罹り、屢々造營ありしが、天文二十一年十一月、細川薫火を五條に放つや、伽藍塔頭大抵焼亡し、全寺荒廢に歸す、天正年間に至り、安國寺惡現名刹の荒廢を傷み、其住持たる安藝國安國寺の方丈を移し、以て本寺の方丈とす、此より漸次建營稍々復すに復すと雖も、山門は未だ再興するに至らず、今の佛殿は東福寺より、方丈は安藝國安國寺より移せしものなり、舊寺地五萬四千七百七十九坪、今二萬三千四百七十七坪九合となり、寺領は足利氏以前は詳かならず、豐臣氏より八百二十餘石を領し、以て明治に及べり、堂宇の配置は宋國禪刹の規制に倣ひて定む、三堂中に相並び、廻廊之を繞り、僧堂西に、方丈北に在り、玄關は客殿の門戸にして兩扉門なり、瓦を以て葺き、門内は贊碑を敷き、以て殿に接す、佛殿は、南向にして、本尊釋迦像、脇士は迦葉阿難二像、方丈は佛殿の北に在り、東福門院寄附の觀音像あり、方丈は佛殿の北に在り、東福門院寄附の觀音像あり、佛殿の西に在り、鐘は嘉曆中鑄る所、其後破壊したるより永享中改鑄す、東鐘樓は佛殿の東に在り、無銘、獨鈷の形を離りたる大鐘を懸く、傳へ云ふ初め河原左大臣六條河原別業を捨て、寺としたりし時の鐘なりしが、後賀茂川に沈みしを榮西請ひて引上げ本寺に懸る所なり、昔時夜半に九十聲、晨に十八聲合せて百八聲を、陀羅尼經を誦しつゝ撞きしより、百八聲陀羅尼鐘と稱し、洛東の一名物なり、中門は南向に立つ、世に矢立門と云ふ、舊は門脇宰相平教盛の第門にして、扉に軍箭の痕跡あるより名付く、今特別保護建造物たり、古來より塔頭支院極めて多し、知足庵、也足軒、常樂庵、大龍庵、禪居庵等著名のものなり、末寺五十七寺あり、左に歴代を示す(建仁寺住持位階、扶桑五山記、平安通志、京華要誌)

ケンニ

○榮西(明菴)一行更退社(道聖三諸房)玄珍(禪興)嚴琳(蓮實房)圓琳(二葉房)證教(清翁)

ケンニ

建仁 名義 土御門天皇御宇の年號、正治三年二月十三日改元、革命に依てなり、三年を経て元久と改む、中興周易に、鳩智附賢者、必

ケンニ

建仁 兼任 兼官(ケンクワン)を見よ、ケンニ 元仁 後醍醐天皇御宇の年號、貞應三年十一月二十日改元、天變に依て也、一年を経て嘉祿と改む、中興周易に元亨利貞、正義云、元仁也とあるに據る、式部大輔爲長勅申す(元祕別錄)

ケンニ

建仁 兼任 兼官(ケンクワン)を見よ、ケンニ 元仁 後醍醐天皇御宇の年號、貞應三年十一月二十日改元、天變に依て也、一年を経て嘉祿と改む、中興周易に元亨利貞、正義云、元仁也とあるに據る、式部大輔爲長勅申す(元祕別錄)

ケンニ

了心(大猷) 辨圓(圓覺) 道隆(蘭溪) 紹仁(義翁) 祐圓(虛菴) 空性(痴鈍) 圓鏡(無際) 覺圓(鏡堂) 德儉(約翁) 宗鑑(明窓) 巧安(嶺崖) 道生(鐵菴) 祖輝(獨照) 仁恭(石梁) 正澄(清拙) 楚俊(明極) 居中(嵩山) 慈照(高山) 竺源(東海) 宗然(可翁) 智明(蒙山) 友梅(雪村) 妙胤(別傳) 元晦(無隱) 光林(放牛) 祖麟(足菴) 德見(龍山) 善育(大林) 義天(無雲) 妙在此山 仁浩(無涯) 元曉(月窓) 靈致(天境) 圓月中殿 慈永(青山) 圓旨(別源) 良聰(閑溪) 圓見(月篷) 周澤(龍湫) 普在(在菴) 清閑(中山) 仁球(石麟) 良通(道林) 曇生(頑石) 運芳(桂巖) 良芳(蘭州) 周信(義堂) 慶圓(月心) 宗任(大用) 妙快(古劍) 良永(相山) 祖裔(竺芳) 如金(玉圃) 周敦(大義) 宗古(靈岳) 周格(物先) 清瑜(溫中) 周已(心巖) 一麟(菴) 祥登(大年) 中巖(中山) 宗濟(龍潭) 善益(大中) 梵雲(祥菴) 德基(大慧) 梵亮(明寶) 宗新(秀峯) 清牧(東溪) 明麟(聖徒) 梵芳(玉腕) 妙夫(一關) 周曇(竺翁) 圓伊(仲方) 一光(日巖) 周初(極先) 一大(遠芳) 梵超(象先) 中令(行中) 良楷(南堂) 通恕(惟忠)

ケンニ

曇伊(耕雲) 良支(太白) 崇閑(巨圓) 祖運(大圓) 梵師(仲安) 光閑(明溪) 章珍(南洲) 建幢(南宗) 全喜(福菴) 周印(古菴) 宗琢(玉峯) 靈彦(竺卿) 梵苑(子春) 周仲(叔芳) 元瑾(子瑜) 妙澤(雲溪) 周蒙(文明) 良云(少雲) 清正(春澤) 叔茂(宗播) 仁遠(東叟) 梵樟(惟秀) 妙可(悅堂) 性同(大徹) 妙曇(秀芳) 全曉(了中) 能秀(古岩) 承廣(無外) 阿菊(古芳) 禮忍(梅嶺) 妙孫(季英) 梵巖(文成) 性智(大愚) 清勇(健中) 本矩(方中) 法閑(笑岩) 宗茂(材用) 中兌(虎溪) 正綸(希文) 有明(文翁) 大緣(竹菴) 梵梁(惟方) 西華(諸菴) 梵芳(梅嶺) 清消(釣文) 周藝(遊叟) 弘榮(大寧) 竺翁 壽郁(文林) 妙河(東漢) 聖最(勉之) 等慧(德中) 有語(大有) 宗桂(謙遠) 清禪(伯元) 崇瑛(藍田) 寶助(堯天) 乾景(德仲) 周慶(喜泉) 永嘉(笑雲) 如憲(周章) 彦洞(明叟) 建崇(惟岳) 祖稜(伯師) 祖淨(朴堂) 龍派(江西) 妙守(元節) 景繕(性天) 清播(心田) 周巖(東沼) 法瑛(文瑛) 友南(陽谷) 中嘉(瑞雲) 青岩 聖才(文溪) 伯文 松茂 良曇(元華) 性天 雪庭 永闡(泰和) 中怡(悅林) 仲建(瑞巖) 至廣(章航) 太初

ケンニ

希圓(古道) 德慶(雲莊) 正英(邵中) 契智(愚谷) 珠回(呂翁) 業白 泉田(大珠) 國庸 曇種(菊嶼) 源松(祝菴) 良存(默叟) 古心 宗价(大圭) 龍際(九淵) 宗憲(泰斗) 惟正 永嘉(雪巖) 清啓(天與) 宗永(宗江) 訓(月庭) 景菊(存中) 周歎(笑輝) 良伊(正仲) 瑞(希青) 宗珠(勝幢) 光昭(舜徒) 菊口(莊隱) 眞要(文叔) 集連(魯菴) 等章(文苑) 眞珠(溪) 正茂(秋柏) 秀瑛(自成) 心泉 宗泉(寶洲) 中隴(始彦) 以成(九峰) 梵同(太虛) 永豐(鐘阜) 曇都(文紀) 原韶(春江) 元暉(繼章) 口叟(東嶺) 龍統(正宗) 龍澤(天隱) 清鄴(子才) 清堅(密溪) 源梁(大梅) 祖光(延瑞) 宗頤(考叔) 喜足 永琮(合浦) 元鶴(登瀛) 龍植(叔幹) 孝壽(松年) 斯立 聖壽(仁甫) 德昌(桂林) 宗亨(乾仲) 知裔(竺源) 龍緣(未了) 宗寧(清源) 衛敏(秀峯) 集雅(陽叔) 春育 明闡(東牧) 祖廣(慈航) 集樹(茂叔) 宗純(溫仲) 弘積(古桂) 利珪(甄叔) 永瑾(雪嶺) 壽桂(月舟) 宗林 慶甫 宗幹(貞岳) 清光(月甫) 祝融(峯) 先岫(月谷)

ケンニ

永遠(東嶋) 梵伊(宇峰) 如泉(康甫) 克禮(芳岩)
龍崇(常菴) 清祐(自天) 慈光(月江) 光恩(仁岳)
東念(悅岩) 貞口(松懸) 眞慶(一麟) 瑞迦(竺英)
瑞承(有自) 宗稔(希三) 眞隆(汝興) 永果(東暉)
洞丹(功甫) 祖潤(河清) 賢昌(文仲) 瑞益(友雲)
宗賢(明甫) 鷹瀨(龍雲) 惠寶(玉之) 乘彭(長松)
周玉(潤甫) 洞仙(雲巢) 壽壽(繼天) 永淳(古岳)
光賢(延秀) 永恩(春澤) 景秀(鐵叟) 永忠(文溪)
聖慶(三餘) 東進(梅仙) 永雄(英甫) 宗吟(明寶)
慈積(古潤) 紹益(友竹) 正精(進月) 東銳(利峰)
支繼(筠溪) 元乘(一宗) 中達(九殿) 元寅(建中)
永洪(鈞天) 紹柏(茂源) 紹善(三峰) 祖昶(草天)
通憲(顯令) 正鐵(心傳) 支端(義天) 東規(以成)
東竺(雲外) 宗植(松堂) 慈峰(黃巖) 慈篤(實傳)
紹的(傳宗) 永集(雲巖) 紹護(洪基) 宗微(江峰)
碩祐(天柱) 彥勳(全寶) 東養(拙菴) 慈榮(大階)
紹育(香山) 正瑄(玉泉) 中筠(雪巖) 紹訊(振宗)
覺沅(東明) 道爾(北朝) 彥柱(鐵舟) 覺蓮(天岸)
碩孝(永明) 竺津(白堂) 慈穩(在溪) 紹實(梁山)
中實(鳳洲) 東峻(高峰) 覺運(海山) 支覺(仙巖)

ケンニ

慈侃(正巖) 彥端(友堂) 支寔(大有) 支語(環中)
中倫(幹溪) 紹辨(介菴) 東楫(嗣堂) 支珠(鶴岸)
支賦(文叟) 通銓(則堂) 慈保(全寶) 紹行(月潭)
支曉(雪窓) 中規(宏道) 東政(荆叟) 紹頌(萬拙)
慈穩(丁堂) 宗珩(清溪) 東璋(圭洲) 慈英(天章)
ケンニシハ 建仁寺派 臨濟宗の一派、
榮西師を祖とす、榮西(エイサイ)及び禪宗(センシュウ)
(臨濟宗)リンザイシユウ)を見よ、
ケンニヨ 顯如 名は光佐(系統)本願
寺第十世光教の男、母は庭田重親の女、建仁寺(建仁)
二年正月八日大阪石山に生る、同三十三年秋得度す、
弘治元年權大僧都に任ぜられ、本願寺第十一世を繼
ぐ、永祿元年僧正に任じ、翌
年十二月勅して世襲門跡とな
す、元龜元年屢々織田信長と
戦ひ、天正八年に至りて和議
始めて成る、同十一年七月和
泉貝塚に轉じ、同十三年八月攝津天滿に移り、十九
年正月復京師堀川に寺地を開き、文祿元年十一月祖
堂成る、是れ今の本願寺なり、此月示寂す、壽五十
歳(本願寺門跡傳、本山寺誌)



花如顯 (押)

ケンバ

ど見たり、委しき事は江次第釋奠の條、東宮御元服
部類等に就て見るべし、
ケンバウ 玄昉 俗姓阿刀氏、
出家の後、義淵に從うて唯識を學び、靈龜二年八月入
唐の命を拜し、養老元年遣唐使に附隨して西航し、模
陽の智周法師に謁して、法相の蘊奥を極む、留まる
事十有八年、玄宗皇帝召見して其學才を愛し、三品
に叙し、紫袈裟を賜ふ、天平七年遣唐使多治比廣成
と共に歸朝し、傳來する所の經論章疏五千餘卷、及
び佛像等を以て尙書省に獻す、八年、封百戶、田百畝、
及び扶翼童子八人を賜ひ、九年僧正に任じ、紫袈裟
を賜ふ、皇朝賜紫の恩典ある、實に玄昉にはじまる、
之より内道場に在りて寵眷を擅にす、加之其學藝才
能を恃みて政治に參與し、素行また修らずして世人
の憎惡する所となる、後ち藤原廣嗣と隙あり、故に
廣嗣の叛するや、玄昉と吉備眞備を除くを以て名と
なしたり、天平十七年十一月筑紫觀世音寺造營の監
督を名として太宰府に逐はれ、尋で悉く其封物を收
めらる、翌年六月太宰府に在りて寂す、世或は玄昉が
光明皇后と奸したりと説くものあり、大日本史の如
きこれなり、然れどもそれは續日本紀の文を誤解せ
る結果なること、田口博士、佐藤博士の明確なる史
論によりて分明となり、且僧善珠が同皇后の皇子に
して、實は玄昉の生ましむる所なりといへる説も、兩
博士の説によりて抹殺する事を得べし、要するに玄
昉は才學世に秀でたるには相違なしと雖も、性格下
等にして、屢々沙門の行に背ける事多く、遂に世の
同情を失ひて失敗したるなり(續紀、元享釋書、佛家
人名辭書、史海)

ケンバ

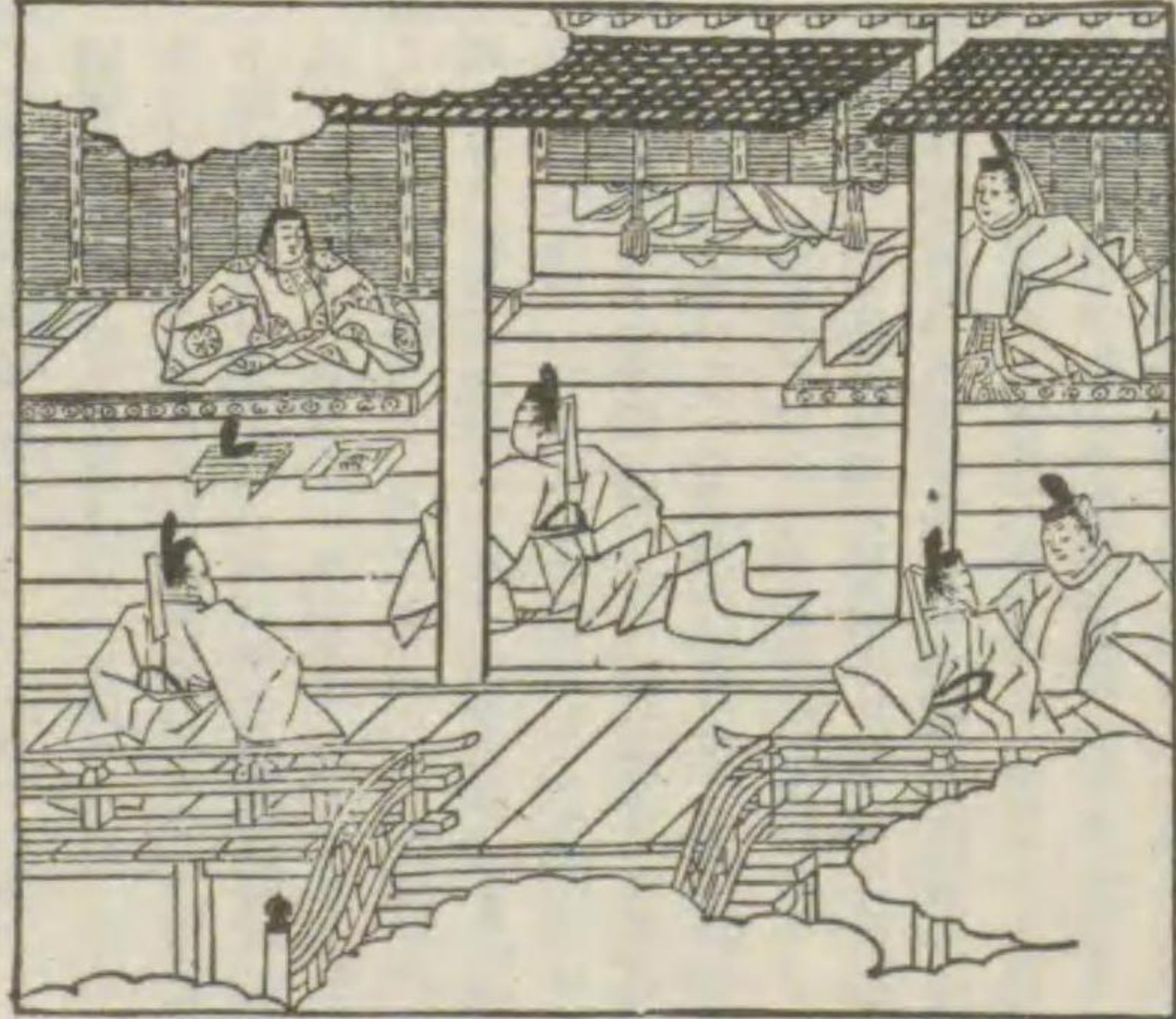
一シヨシといひ、周禮に、懸法示人曰憲法とい
へり(起原)推古天皇十二年始めて聖德太子憲法
十七箇條を作り、國家の制法を定めらる、然れどもこ
れ名は憲法なりと雖も、實は各人の則るべき道德律
を示したるに過ぎざりしが、明治二十二年二月十一
日紀元節の日、今上陛下、はじめて歐米の制を參取し
て嚴正なる意味に於ての憲法を發布せらる、憲法は
七章七十六條より成り、第一章には天皇の大權、第
二章に臣民の權利義務、第三章に帝國議會、第四章
に國務大臣及樞密顧問官、第五章に司法、第六章に
會計、第七章に補則を規定せられ、同時に皇室典範
(クワンシツパン)の條參看)、議院法、議員選舉
法、會計法、貴族院令を定めて公布せらる、是より先
明治十三年國會開設の聖勅を下され、其が準備と
して、同十八年伊藤博文等歐洲諸國に赴きて制度を
稽査し、我國情に適切なる憲法を制定し、終に其發布
を見るに至り、翌二十三年始て帝國議會を開設す、
ケンバフリウ 憲法流 吉岡流に同じ、ヨ
シチカリウ)を見よ、
ケンバレウ 玄書寮 名は、ホフシマラウ
ドノツカサ)といふ、玄は佛教、善は外蕃を云ふ、唐
名法藏寺(譯)治部省の被官、佛寺僧尼の名籍、供
齋、及び蕃客の辭見、講讀、送迎、及び在京の夷狄、館
舍を監督することを掌る(起原)頭一人從五位上、後
世地下の諸大夫諸道之聖之に任ず、助一人正六位下、
大允一人正七位下、少允一人從七位上、大屬一人從
八位上、少屬一人從八位下、史生四人、使部二十人、
直丁二人(起原)治部文武天皇大寶元年始めて設置す
貞觀中寮掌一人を置き、後世次官に權官を設く(令
義解、三代實錄、延喜式、職原抄)

ケンビ

村に於て、陳元寶の製出せる陶器を云ふ(起原)
萬治二年支那人陳元寶、朱舜水、李德漢、僧心越の數
人國亂を避けて、我が肥前國長崎に來りて歸化す、徳
川家綱將軍諸侯に命じて陳元寶等を其國に居住せし
む、陳元寶は尾張國名古屋に居り、好で自ら陶器を
製す、其質は瀬戸の法にして其形貌は舶來の安南と
稱する陶器を慕ひて製し、自ら書畫を描す、世人稱
して元寶焼と云ふ、又瀬戸戸とも云ふ、其地の工人
之に倣ひて製作し、其業を傳へて今に至る(古今陶
藝攷、工藝志料)

ケンフク

元服 名は男子始めて頭首に冠
を加へ、大人の服を着け、成人となる禮を云ふ、元
とは頭首を云ひ、服とは冠をさす、始冠(ウロカウア
リ)冠禮、「ナトコニナル」とも云ひ、又首服、首飾、初
冠とも書す、加冠せし人を冠者と云ふ、眞文雜記に、
「元はハジメ、服はキモノ」ともみ、幼き者成長して始
めておとなの衣服を着るを云ふ」と云へり(起原)貴
賤に依り時代によりて異なる、天皇(王朝時代の儀によ
れば)には加冠、理髮、能冠あり、加冠は冠を加ふ
る者、又引入と稱し、最も其人を重んず、太政大臣
之に當り、太政大臣なき時は特に其人を撰任する例
なり、加冠の時祝詞を陳べ、訖りて後、又祝詞を陳
べ、看と禮とを進む、看禮は天皇の親祭したまふも



(載所書繪事行中年)

ケンフ

吉日を擇び、宴を群臣に賜ひ、位階を進め、物を齎
ひ、教を行ふ等の事あり、是に於て攝政の任を解き
天皇始めて親政したまふ、皇太子には、能冠なく、禮
を祭ることなく、親王以下は黒幘、祝詞なし、加冠
理髮は皇太子以下之を具す、加冠には傳を用ひ、理
髮には大夫權大夫を用ひ、親王以下の加冠には德望
ある人を選ぶ、納言參議等の子、攝關等高貴の人の

ケンフ

加冠を求むる時、其第に往きて之を行ふ、攝關の子に殿上にて元服し、天皇親ら冠を授け給ひしことあり、又武士には神社に詣て、行ひし事あり、室町幕府の末、緞紳家貧苦禮を擧ぐる、こと能はざるものありて、或は家僕を加冠理髮と爲し、或は祖父と父にて之を行へり、鎌倉將軍の元服には、北條氏加冠、足利將軍には管領加冠と爲り、徳川將軍は井伊掃部頭加冠、松平肥後守理髮たり、又一般の冠禮には、冠者、加冠、理髮の間に三獻の式ありて後、加冠は冠を戴かしむる時に、微音にて之を祝し更に宴を張る也、○年齢は古來一定せず、梅根天皇は十一歳より十五歳まで、皇太子親王は、十一歳より十七歳まで、臣下は五六歳より二十歳まで、又父祖の例により年齢にて行ひたりき、邦康親王が四十歳、足利義政が三十六歳にて行ひしは、選俗の人なるに由りてなり、○月日は天皇は正月一日より五日、諸臣以下も亦正月に行ひし例多し、又天皇の外は初夜中にのみ行ひて、白晝に稀なりしが、徳川氏の時に至りては、多く白晝に多くして夜中には極めて稀になれり、而して日時を吉凶を卜ひ定むることは古今一様也、民間にては多く鬼宿日を用ひたり、○神代より見えたれば、後人の異説あり、推古天皇の朝に起れりといふは外國人の説、固より憑信するに足らず、冠禮の書冊に見えたるは、聖德太子傳曆に、太子が十九歳、崇峻天皇の朝に冠し給ひしを以て始めとすれども、後人の書なれば信難し、蓋し推古天皇の朝には冠を以て位次を定めしことあれば、必ず冠禮と云ふことありしならん、然れども國史に見えたるは、元明天皇和銅七年、聖武天皇皇太子にして元服を加へ給ひしを始めとす、○中世以來皇室喪礼古例に從ふ

ケンフ

こと能はず僅に其大體を存するのみなりしが、南北朝以後は四海大に亂れ朝儀廢絶し、皇太子を立つる禮も行ふことを得ざりしが、靈元天皇の朝に至り、初めて朝仁親王を立て、皇太子と爲し、冠禮稍舊典に復せり、其以後近代に至るまで、多少の沿革なきにあらずと雖も、粗此時の式を以て準的と爲せり、而して公卿殿上人の子の元服には、朝廷より御衣御冠を賜ふ習慣なりしが、後世に至りては、唯大臣の子のみ賜ふ事と爲れり、○又近世武士の元服と稱するは前髪を剃去するを謂ふ、蓋し前髪を剃去すること、足利氏の末、兵士其氣の逆上を防ぎしが途に、武家一般の風となりしと云ふ、故に當時は前髪を剃るを成人の禮として、元服と稱せしなり、然れども、前髪を剃るは専ら兵士のみにて、貴人は猶ほ總髮なりしが、徳川氏の中葉には將軍も亦前髪を剃り、且つ元服の日には烏帽子を用ふる人も平常露頂なるは、從前に異なり、七八歳にして元服するは額直、前髪を削るは其後にて行ひたり、額直は一に半元服とも稱し、額の角の髪を剃り去るを云ふ、市人も之を行へり、袖留は小袖の脇を塞ぐものにて、亦成人たるを表するなり(古事類苑禮式部)

ケンフ

なも奉行と云ふ、家を定むることなし(官制沿革略史)

ケンフ

元文 靈明天皇御宇の年號、享保二十一年四月廿八日改元、代始を以てなり、五年を経て寛保と改む、○文選に、武創三元基、文集二大命、皆體天作、順時立政、至于帝皇、遂重熙而累盛云々」とあるに據る(柳菴秘鑑)

ケンフ

元文一分金 江戸時代に行はれたる金貨の一種、元文の年作りたるを以て此名あり、○縦五分強横三分強、十兩の價格、元文小判十兩に同じ、○元文小判に同じ、○ゲンアンコパンを見よ(大日本貨幣史)

ケンフ

元文小判 江戸時代に行はれたる金貨の一種、又古文字、金眞文字金、眞字金ともいふ、元文の年作りたるを以て名づく、○縦二寸一分強、横一寸一分五厘強、及び縦二寸一分五厘、横一寸一分五厘の品あり、形狀常の小判に同じ、裏に文の字の極印を添ふ、品位劣等、小判を折て二分を造りたるに同じといふ、舊金銀貨幣價格表に據れば、十兩の重、三十四錢七分四厘四餘、内金二十二錢六分九厘四餘、銀十一錢九分九厘七一餘、雜五厘二餘とす、○元文元年五月、正徳の改造より世の金銀の數、半を減じ通用に不足なるより改鑄し、同年より文政元年まで、鑄造の年限とす、小判一分金の總鑄造額千七百四十三萬五千七百一兩一分、後年之を改鑄したる額千四百二十七萬八千二百五十一兩なりといふ、貨幣(クワヘイ)參看(貨幣通考、大日本貨幣史)

ケンフ

元文丁銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、元文の年作りたるを以て名づく、○縦二寸九分五厘、横一寸等五

ケンフ

風、重四十一匁、貨率は六凡百分中、銀四十六分、銅五十四分なり、○元文元年五月之を鑄造す、鑄造の總額五十二萬五千四百六十五貫九百目、後年之を改鑄したる額四十九萬千三百貫目なりといふ、同年より文政元年までを鑄造の年限とす、貨幣(クワヘイ)參看(大日本貨幣史)

ケンフ

かた／＼本書の晚出を證するに足れり云々、源平闘争記四冊被開に在り、蓋し源平盛衰記の異本にして頗る古體なり、又參源平盛衰記(四十八卷)あり、參考すべき書なり、近時、史籍集覽本に收む、○大納言時長とする説普通なれど確證なく、種々の説ありて一定せず(源平盛衰記、詳書一覽、源平盛衰記考、國史學)

ケンム

天智天皇の第四皇女、母は蘇我山田石川麻呂の女蘇我媛、草壁皇太子の妃にして、文武元正兩天皇の母后たり、第四十三代天皇、齊明天皇七年御降誕、慶雲四年六月文武天皇の崩するや、皇子(聖武天皇)なほ幼なるを以て、遺詔によりて即位す、はじめ藤原宮に在り、和銅元年に至り平城遷都の策を決し、九月造平城宮司をおき、三年經營や、其緒に付きしがゆゑに、三月遷幸あり、爾來光仁天皇に至るまで七代間の都たりし平城城即ちこれなり、是より先き元年、武藏國より和銅を獻じ、諸國往々にして銅を出す、天皇大に喜び、元を改めて和銅と稱し、命じて銅錢を鑄造せしめ、和銅開珍と名づく、四年太安廬に詔し、神田阿禮の記誦せる舊辭を撰録せしむ、五年に至りて成る、名付けて古事記といふ、六年また諸國をして風土記を獻せしむ、其今日に存するものは、播磨、出雲、豐後の三國に過ぎず、七年位を皇女元正天皇に譲り、養老五年十二月四日崩す、壽六十一、大和國奈良市大字奈具原奈保山東陵に葬る、皇胤紹運、大日本史、陵墓一覽、古事類苑帝王部)

ケンム

建武 後醍醐天皇御宇の年號、元弘四年(光嚴天皇正慶三年)正月廿九日改元、二年を経て延元と改む、○出典後漢光武皇帝の年號にて、王莽を誅し、漢室を再興せし年なるを以て年號と爲す、前左大辨在登之を勸申す(勸文部類)

ケンム

建武式目 建武三年に僧是圓等足利尊氏の諸問に答へたる意見書にして、篇目十七條あり、後世武家の法律として貞永式目と併稱せらる、群書類從武家部四百一巻、經濟雜語社本第十四輯に收む、又古代法典に收む、最も完全せり、建武式目考に、建武式目はもと貞永の撰の如き者にあらず、唯鎌倉評定衆の遺老二階堂道昭(法名是圓)

ケム

等が、尊氏の下間に對して、政要の一二を答へたる意見書に過ぎざるのみ、或は可被撰撰近習者事と云ひ、可被撰撰召賀弱輩訴訟事と云ふ如き、皆臣下啓沃の詞にして、曾て告諭執達の文にあらず、その自敗にも諍詞を蒙り、和漢古今の訓讀を據ひ、粗言上書とあるをや、さて愈々式目法律にあらざるを知る、要するに一篤の封事にして、式目法律の體にあらず、然るに京都將軍家譜に、延元元年十一月定建武式目十七ヶ條と記し、又大日本史にも尊氏傳に、命僧是圓支惠、定憲令十七條、謂之建武式目、など記したるより、近來の學者も、大抵建武式目を以て、尊氏が將士の爲めに下したる憲令とせるは、いかんぞや、又建武以來追加に、式目式目と云へる所あれど、皆貞永式目を指すものなり、建武式目の名稱に至りては、當時の書には嘗て見えたる事なし、よし其名はありともその式目を作りしは、建武三年十月後醍醐天皇親山より還幸ありしを尊氏の計らひにて花山院に押し籠め奉りし翌月の事にて、尊氏等の専ら武家の世に復すべき計畫中の所爲なりしなり、儉約強盜士會賄賂節守護等のことにて記せり、大内家壁書に、諸人耶從受領進諸司助事、築山殿御代已來、堅被二停止之處、近年假令、任條、太以不可、然也、耶從任官事、建武式目分明也、雖、然當時部部不、及其沙汰之間、不能御禁制也とありて、所謂式目の追加を直に何年式目とも云へる如く、建武年中の追加をへる者也、この十七條の建武式目は、曾て世に頒行せしものにあらず、されば法制にもあらず、刑典にもあらず、宜しく降して足利尊氏の傳記中の一史料となすべき性質のもの也と云へり、

の爲めに隠岐に遷され給ふと雖も、護良親王は吉野に起り、楠木正成赤坂城を復し、近畿義兵大に起る、冬畿内の義兵山崎に至る、三年二月鎌倉の大軍西上し、阿曾治時河内に、大佛高直は和名に、名越宗教は紀伊に向ふ、時に四條隆良及び正成等攝津渡邊に屯し、尋て赤松圓心は播磨に、河野の族能通綱、土居通増は伊興に起り、山陽南海風動す、而して尊良親王また土佐を逃る、閏二月下旬天皇侍臣六條忠顯と俱に隠岐を脱して、伯耆船上山に幸して名和長年による、諸國傳聞して勤王の軍並び起り、長門の警固北條時直伊豫より敗れ還る、鎮西には菊池武時阿蘇惟直探題館を襲ふて克たず、武時戦死す、肥前の人尊良親王を奉じて彼許に起り、松浦黨之に應じ、鎮西風動す、天皇軍制を授けて京師に入らしむ、五月忠顯男山に、圓心山崎に屯す、時に六波羅兵寡し、鎌倉名越高足利高氏二將を遣す、未だ至らざるに、陸奥結城宗廣勅を奉じて白河關に起る、既にして高家高氏攝津丹波の両路より進ましむ、高家鳥羽に敗死し、高氏俄に歸順し、八日總軍六波羅を陥る、北條時時益新上河上皇を奉じて近江に走り自殺す、高氏六波羅に入り、奉行所を設て諸國の兵を召す、官軍新上皇を擁して京に歸り、治時高直等降る、新田義貞上野國に起り、鎌倉を攻め、結城宗廣と合して、赤松守時を敗り、守時自殺す、二十二日高時自殺し北條氏滅ぶ、小貳貞經大友貞宗貞久兵を合せて探題館を攻む、赤松英時自殺し、北條時直降る、是に於て諸國悉く平ぐ、天皇二條道平近衛經忠を左右大臣とし京師の政を委任し、新主の官爵を削り、尊澄法親王藤房等を流所より召し還す、六月五日天皇京師に還御す、重祚の儀を用ひず、議奏傳奏書の如し、護良親王を征夷大將軍に任じ、護良親

ケム

ケム

王を陸奥に、成長親王を鎌倉に遣はし、東北を鎮撫せしむ、北條一族の邑を没收し、諸國の亂に乗じて土地を侵領する者を禁じ、記録所、雜訴決斷所を置き公卿を頭人とし、公武の人を寄人とし訴訟を裁決し、田邑の事を處分せしむ、大事には天皇親ら之に臨み給ふ、又六波羅奉行を停め、侍所所武所を置き、新田義貞を武者所頭人とし、分番宿衛し、二條師基を太宰權帥とし、公武の功臣を國守に任じ、以て守護の權を殺ぐ、朝廷復關白を置かず、吉田定房破格を以て内大臣となし、大納言萬里小路宣房と大政を佐け、八省卿の任を重くす、尋て建武と改元し、年中行事を撰し、武臣衣冠の制を定め、精幣を制して用度を贖し、鑄錢司を復して乾坤通寶を鑄る、將に大内を造營せんとし、諸國に課し、莊園郷保の地頭以下より、收入二十分一を出さしむ、天下の政盡く京師に聚る、是を建武中興とす、然れども其後の施政宜を得ず、僅に三年にして足利尊氏叛し、國內大に亂れ南北分立を見るに至れり(國史史略)

ケムネンチユウキヤウジ

建武年中行事 三卷、詳書類從卷八十五、經濟雜誌社本第五輯に收む、内自正月元日の四方拜を始め、十二月晦の追儺に至るまで、一年中朝廷にて行ふ恒例、公事を國文にて記したるものなり、もとは先皇御沙汰抄、後醍醐院御抄、或は御秘抄と稱し、一定の題號なかりしが、江戸時代以後建武年中行事と定まればり、蓋し建武帝年中行事の意ならん(建武中興)と見え、文明十七年の奥書にも、後醍醐天皇製也と見えたり、享祿五年の奥書には、此一帖北畠准后著作也と記し、壺井義知略解の序には、建武年中行事者、後醍醐前帝制作、而北畠一位源准后入道、奉、後

ケンモ

王輪命、令三條撰焉、而探官府之故事、蓋、諸曹之遺例、審察用捨、商、量古今、已書成畢、實可備予公事政要之龜鑑之書也とありて、或は親房卿の撰とし、或は其取捨校定をへたるものといへり、されど、他に確證もなく、本書の序にも、しきのうち、はたとせの春秋をおくりむかへてとあるは、臣下の筆にあらず、かつ白馬節會親族拜の註に、今のよは、みなたつなり云々、石清水臨時祭の條に、今の代にぞ行はれけるとあるは、臣下ならば、今の御代とかきぬべきを、今の代とかき給へるを併せ考ふれば、親房卿の撰とせるは、誤傳なるべし、其奉後王輪命、令三條撰焉、といへるは、蓋し正平七年の奥書に、親房卿勅命を奉じて、此の書を清書せられし事の見えたるに依りて、思ひ誤れるならん(建武年中行事詳解)

ケンヤ

もの著名なり、乾也之に倣ひ樂焼を以て動植物を細少に製造す、甚だ眞に逼る、一時世に行はる(古今陶藝改、工藝志料)

ケンユ

見輪 王朝時代見在に課役を輸するいふ、課月(クワコ)参看、

ケンヨ

源譽 名は存應、普光親和國師の號を賜ふ、俗姓は由木氏、武藏由木の

ケンラウ

元老院 明治政府の職制、議法官にして凡そ新法の制定、舊法の改正を議定することを掌る所、また立法に關する建白書を受理す、副議長、議長、幹事、正權大少書記官、大少書記官あり、明治八年四月、左右兩院を廢して本院を創置し、院廳を太政官代中、元左院跡に置く、七月開院式を行ふ、初め維新の際、左院を置き、議法官とし、右院を置きて法案の起草を爲さしむ、是に至て廢す、天皇臨御詔旨あるを例とす、爾後屢々職制及び官制等の改制あり、明治二十三年議會開設に付き廢院となる(法令全書、明治政史)

ケンリン

乾臨閣 大内裡神泉苑正殿の名、三代實錄に乾臨殿に作る、天皇臨御の正殿にして、所在構造等詳かならず、然れども、御座及び皇太子親王大臣以下參議以上の座を設くるが故に、宏

ケンリ

王を陸奥に、成長親王を鎌倉に遣はし、東北を鎮撫せしむ、北條一族の邑を沒收し、諸國の亂に乗じて土地を侵領する者を禁じ、記録所、雜訴決斷所を置き公卿を頭人とし、公武の人を寄人とし訴訟を裁決し、田邑の事を處分せしむ、大事には天皇親ら之に臨み給ふ、又六波羅奉行を停め、侍所所武所を置き、新田義貞を武者所頭人とし、分番宿衛し、二條師基を太宰權帥とし、公武の功臣を國守に任じ、以て守護の權を殺ぐ、朝廷復關白を置かず、吉田定房破格を以て内大臣となし、大納言萬里小路宣房と大政を佐け、八省卿の任を重くす、尋て建武と改元し、年中行事を撰し、武臣衣冠の制を定め、精幣を制して用度を贖し、鑄錢司を復して乾坤通寶を鑄る、將に大内を造營せんとし、諸國に課し、莊園郷保の地頭以下より、收入二十分一を出さしむ、天下の政盡く京師に聚る、是を建武中興とす、然れども其後の施政宜を得ず、僅に三年にして足利尊氏叛し、國內大に亂れ南北分立を見るに至れり(國史史略)

ケンリヤク

建曆 順德天皇御宇の年號、承元五年三月九日改元、代始に依てなり、二年を経て建保と改む、尚書宋書に、建曆之本、必先立元とあるに據る、文章博士李純之を勅申す(國朝年號譜)

ケンリヤク

元曆 後鳥羽天皇御宇の年號、壽永三年四月十六日改元、代始に依てなり、一年にして文治と改む、尚書宋書に、天地開闢、元曆記名、月首三甲子冬至、日如懸璧、五星若編珠とあるに據る、文章博士兼讚岐介藤原光範之を勅申す(元祕別錄)

ケンレイ

建禮門 大内裡外郭門の一、律令の所謂宮門の内にて、青馬陣ともいふ、青馬節會を此門前に行ひし故に名づく、又射禮、及び相撲も此門前に於て行はる、又奉幣も行はれしといふ、内裡の南に在る故に南端門と云ひ、外廓に在る故に外門とも云ふ、拾芥抄に、建禮門、云、青馬陣、謂之南面御仗中門と見えたり、所在内裡の南、正面に在り、内郭の承明門に相對し、相去ること十丈に在り、桓武天皇延暦十三年宮城經營の時、伯耆國之を作る、大さ五間、戸三間、瓦屋兩下、方檜粉壁、壇は圍むに條石の石板を以てし、石階三級、南面に五間の出廂あり、東西の築牆各三十九間、其兩端に、春華、修明の二門あり、門外の東西に伏舎を設け、舎前に炬火を燒き、左右の兵衛之を警護す、伏舎、年中行事書に、朝觀行幸、及射禮、建禮門外、西伏舎圖、東西二間、南北三間、子午建之、檜皮屋方檜、東面中間妻戸左右間、上堅檜子、下粉壁餘、三面並粉壁、東徹之とあり(大内裡圖考證)

ケンレイ

建禮門院 名、平德子、法名眞知覺、太政大臣平清盛の二女、母

ケンモ

大内裡豐樂院九堂の一、大嘗會、五節會、射禮、賜宴踏歌の儀此前に於て行はる、開門外東堂ともいふ、所在豐樂殿の東南、栖霞樓の南、長き十九間、横二間、東西に各五箇所の三級の石階あり、承觀堂と相對す、元日節會の時、昇殿者の席とし、若番客あらば其席をこの堂に設く、七日節會には、四位五位の席とし、射禮の時、諸大夫の座を之に設く(拾芥抄、大内裡圖考證)

ケンヤ

乾也燒 三浦乾也の創製したる陶器、樂燒の一種、建武元年三浦乾也始めて之を作る、乾也は京師の人、江戸に移住して樂燒を事とす、尾形乾山の陶法を摸して製す、初め元祿年間樂燒工破笠といふものあり、好て樂燒の草花小蟲等を手製し、之を漆器中に嵌して塗りたる

ゲンロ

は贈左大臣時信の女時子、後白河天皇の猶子... 高倉天皇の皇后、安徳天皇の御母、承安元年十二月二日從三位に叙せられ、同廿六日女御と爲り、同二年二月十日中宮と爲り、養和元年十一月廿五日院號、壽永二年七月四海に赴き、元暦三年五月一日尼と爲り、文治元年四月歸京吉田に著し、此夜直に出家す、建保元年十二月十三日薨す、年五十九、山城國愛宕郡大原村大原西陵に葬る(女院小傳、陸奥一覽)

銅一匁二分三釐七糸、位八十四匁餘、吹立高二萬二千三百枚と見え、金銀圖録に、重さ四十四匁二分と見ゆ、形状及び面は慶長大判に同じく、背に元の字の添極印あり、起原治平、元祿八年九月通貨の品格を改めて之を鑄造し、八年より十一年まで之を鑄る、其鑄造の總額三萬七千九百九十五枚、享保十年十二月に通用を停む、貨幣(クラヘイ)參看(大日本貨幣史)

元祿二朱金 江戶時代に行はれたる金貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく、性質、形状等一朱金に同じく、長方形なり、縦四分、横二分五厘、價は一分金の半に當つ、而して其價格は十兩と、元祿小判十兩と同じ、起原治平、元祿十年六月晦日之を新鑄す、鑄造の總額二十萬兩、元祿十年より寶永七年まで之を鑄造の年限となし、寶永七年四月通用を停む、舊記に據れば、是より以前甲斐に於て、既に二朱金を鑄造せりと、貨幣(クラヘイ)參看(大日本貨幣史)

元祿一分金 江戶時代に行はれたる金貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく、性質、形状等一分金に同じく、三分五厘、凡て慶長一分金に同じきと雖も、背に元の字の添極印あり、一分金十兩の價格は、元祿小判十兩に同じ、起原治平、凡て元祿小判に同じ、ゲンロクコパンを見よ(大日本貨幣史)

元祿小判 江戶時代に行はれたる金貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく、又元字金ともいふ、性質、形状等江戶座(江戶にて鑄造)、京都(京都にて鑄造)小判の二種あり、江戶座は、縦二寸三分五厘強、横一寸二分五厘、京都座は、縦二寸三分強、横一寸二分五厘、寶金銀貨幣價格表に據れば、小判十兩、重さ四十七匁二分九厘強、内金二十六匁六分八厘強、銀二十匁四分二厘強、雜一分八厘強とす、形状及び面は、慶長小判に同じ、只背に元の字の添極印あるの差のみ、起原治平、元祿八年九月之を鑄造す、同年より寶永七年まで、小判及び一分判鑄造の年限となす、小判一分金、二朱金の鑄造高總額千三百九十三萬六千二百二十兩一分、後ち之を改鑄したる額千三百二十一萬三千九百四十三兩三分二釐なりといふ、享保三年十月に至り、小判及び一分金の通用を停む、凡て二十四年間通用せり、貨幣(クラヘイ)參看(大日本貨幣史)

元祿豆板銀 江戶時代に行はれたる銀貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく、性質、慶長豆板銀に同じ、凡て縱八分、横八分、重六匁三分、起原治平、元祿八年に鑄造す、凡て元祿丁銀に同じ、ゲンロククチャウギンを見よ(大日本貨幣史)

元祿大判 江戶時代に行はれたる金貨の一種、慶長の年作りたるを以て名づく、又元祿金ともいふ、性質、形状等五寸強、横三寸一分五厘、貨幣通考に、金には銀を和し、銀には銅を和し、金銀の本質は、其半分に於て、色色粗惡なり、然れど其重は元の如しといへり、寶金銀貨幣價格表に據れば、一枚の重さ四十三匁九分五厘強、内金二十二匁九分強、銀十九匁七分強、雜一匁三分四厘強とす(貨幣通考に、重さ四十四匁一分、正金二十六匁六分一釐五毛四糸、銀十六匁二分五釐三毛九絲、

元祿丁銀 江戶時代に行はれたる銀貨の一種、元祿の年作りたるを以て名づく、性質、形状等凡て慶長丁銀に同じ、只元の字の添極印あるの差のみ、縦二寸五分五厘、

ゲユ 解由 解由狀(ゲユチャウ)を見よ、ゲユジヤウ 解由狀 名義、王朝時代内外官、任期充ちて其交替の際に、任官中公事の取扱上、毫末も懈怠なかりし由を詰して、新任の人より、前司に渡す書付の名、又略して單に解由とも云ひ、又「トクルヨシ」とも云ふ、史上に多く見ゆるは國司解なれば専ら之に就て述べし、解由狀交付の期限は新任官の裝束及び行程の日數を除き、官符下りてより二十日以内とし、之を更に六分して、四分を付領の期(事務引繼)を云ふ、一分を所執、一分を繕寫書印

ゲユジ

の期とす、此期限内に新司は、前司に付きて諸帳簿の檢査を爲し、任中の調庸雜米より其他の缺負未納を辨濟し、官舎の修理、公解の出舉等懈怠なきを見、且倉藏の丈尺と、容納の物質とを准量し、等法によりて一毫の相違なきを知り、然る後に前司に解由狀を與ふ、若し之に未納懈怠の事あれば、不與解由狀を與ふ、起原治平、國司の交替には事務引繼をなさざるべからざれば、大化に國司を制定せる頃より在りしならんも、明文の制詳かならず、書に見えたるは、延暦交替式の天平五年四月五日の官符に、交替官人付解由狀一事とあるを始めとす、和銅靈龜の頃より、漸く國司の制亂れ、天應延暦の頃に至りては、國司の地利を貪り、官物を掠むる事甚だしく、從て調庸雜物の缺負未納年々多きを加へ、交替の日に當りては、其期限内に缺負未納を辨濟する事能はざるもの、續々出で來り、新司より前司に對して、解由を與ふる事能はざるに至りしを以て、解由狀の替りに、缺負未納あるを以て解由狀を與ふる能はず云々の書付を作り、前後の兩國司とも之に連署し、右記載の件々相違なきを證明し、以て前司に渡す、前司之を携へて入京し官に收む、之を不與解由狀、若くは不與前司解由狀と云ふ、この狀なくば前司入京するを得ず、この事の書に見えたるは三代格大同二年四月の官符に、應、前後國司共、不與解由狀事とあるを始めとす、是より先き解由狀授受につきて不正あるを以て、延暦の頃より勸解由使(カゲユシ)を見よ、之を發して之を檢せしめられたれども、大同以後には交替の際、解由、不與解由狀につきて紛争を生じたり、故に大同二年弘仁二年四年天長元年寛平六年等に屢々之に關する制を出せり、寛平七年新司任に赴くも、直に解由狀を與へず、期限過るに及びて前司に示すを

以て、前司之を檢査するに日程なく、遂に其署を進めず、爲めに紛争を起すこと多きを以て、交替期を六分とし、四分を付領の期、一分を所執の期、一分を繕寫書印の限と定む、然るに猶前司若は新司疾病事故により、交替延期を願ふも再三に止らざりしを以て、延喜二年制して一度の外許さず、十六年國司解由狀を進めざるも、宣旨によりて任符に請印する事を許す、天曆三年には令して解由狀三通を納めしむ、然れども、國司等交替延期を請ふて解由狀を出さず、藤氏權を得てより、多くは族人を以て、諸國の國司に任せしより、種々の弊を生じ、解由の制も行はざるとに至りし(續紀、交替式、延喜式、三代格、大森金五郎氏「解由狀與不制」)

ゲラフ 下臈(下郎) 臈を積む事の短きも、即ち身分の卑き者ないふ、臈とは僧侶が安居を一臈として功を積みたる年を數ふる語なりしが、移りて一般に用ひらるゝに至れり(猶ホフラフ參看すべし)即ち其人の地位職掌等によりて下臈女房、下臈藏人、下臈御隨身、下臈法師等(其他類推せよ)の名あり、下臈女房は即ち身分の卑き女房にて、源氏物語に「こなたの對の北面にすゝみける下臈女房の、このさうじは、とみの事にて、あけなからおりにけるを」

ゲライ

ゲライ

コ

コ

コ

コ

コ

コ

コ

コ

コ

コ

コ

コ

コイテ

一字を賜ひて秀政と名づく、天正十三年和泉國岸和田城を賜ひ三萬石を領し、從五位下播磨守となる、秀政四子あり、長子大和守吉政、文祿四年但馬國出石城を賜ひて二萬石を領し、秀吉の薨後、關ヶ原の役二男遠江守秀家を遣して徳川家康の軍に従はしめ、吉政は父秀政と共に石田三成に與し、丹後の細川氏を攻む、蓋し豊臣氏に對する情誼上、坐視するに忍びざるによる也、戦後秀家の功により、父兄の本領を安堵す、吉政の嫡男吉英、秀政の歿後但馬出石城に在り、慶長十七年二月大和守に任じ、吉政の卒後繼で岸和田城に移る、十九年冬大阪の役に從ひ功あり、元和元年夏役に首を切る百十七級、五年十二月出石城に移封し五萬石を有す、其孫英増元祿九年十月二十三日病で卒す、嗣子なきを以て除封す、秀家の後は秀政の三男大隅守三尹嗣ぎ、家康に仕へ、和泉國一萬石を領す、有宗、有重、重繼を経て、重守に至り元祿六年六月卒し、嗣子なきを以て家絶ゆ(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録)

コイテヒテマサ

左衛門、法名を本光院陽雲日政といふ、通稱甚子、尾張國中村の人、豊臣秀吉と同郷たるの故を以て、深く親昵せられ、和泉國岸和田城を賜うて三萬石を食み、播磨守と稱す、秀吉秀頼を生むに及び、秀政並に片桐且元の二人を以て其傳たらしむ、既にして秀吉病革するに際し、秀政且元の二人を召し、遺囑するに、徳川氏に信頼して、豊家の無事を圖るべきを以てせりといへり、幾干もなくして庚子の亂起り、



(押花政秀)

人をして其傳たらしむ、既にして秀吉病革するに際し、秀政且元の二人を召し、遺囑するに、徳川氏に信頼して、豊家の無事を圖るべきを以てせりといへり、幾干もなくして庚子の亂起り、

コイト

徳川家康の東征の途に就くに際し、秀政會々老病に臥せるを以て、二男秀家に兵を附して之に従はしむ、尋て石田三成の細川幽齋を田邊城に攻むるや、秀政に促すに出兵の事を以てす、秀政、豊臣氏に對する名分の上に於て辭するを得ず、長子吉政を出して之に應ず、亂平のの後秀家の軍功によりて、其罪を宥免せられ、本領を安堵し、慶長九年三月卒す、年六十六(藩翰譜、野史)

コイトメ

小糸目 江戸時代金銭を量る名、糸目の半をいふ、イトメを見よ、

コイネズミ

濃鼠 染色の名、れずみ色の、こきものをいふ、ネズミを參看、

ゴ井ノクラウド

五位藏人 藏人所(クラウドコロ)の職員の名を見よ、

コイハナイロ

濃花色 染色の名、はないろの、こきものをいふ、ハナイロを參看、

コイハナダ

濃縹 染色の名、はなだ色の、こきものをいふ、ハナダを參看、

ゴ井ン

後院 天皇御在位中に、御讓位後の御坐所に宛んが爲め、豫め定め置き給へる御所をいふ、即ち天皇御代毎に離宮の内を撰びて、御讓位後の本所と定めたる處を、御在位中のみ稱するものなり、即ち御在位の間は後院、御讓位後は仙洞となるものなり、今左に後院の重なるものを示す、

Table with 2 columns: 院名, 所. Lists various court names and their locations.

ゴ井ン

堀河院 京都二條南、堀河東 圓融、一條大 京都一條南、大宮東 一條、後一條、鳥羽殿 山城國紀伊郡鳥羽 白河、鳥羽後白河、後嵯峨、五條後 京都五條坊門南、五 條北、大宮東、堀河東 石原院 不明 不明 仙洞下 京都標町(土御門殿 御所) 正親町より孝明迄の跡)

後院を置かれしは、嵯峨天皇を始めとす、拾芥抄に、冷泉院、大炊御門南、堀河西、嵯峨天皇御宇此院累代後院、弘仁亭、本名冷然院云々、而依火災改然字爲泉、天曆御記然者、改冷然爲冷泉也とあり、此の文は簡單に過ぎて、充分に意味通ぜぬが、嵯峨天皇の御宇に冷泉院を後院に定められ、一名を弘仁亭と云ひしとの義なるべし、又類聚國史に、弘仁八年四月冷然院に幸する、と見え、其後屢々行幸せられし等より考ふれば、弘仁中造營せられ、後院と定め給ひしものならん、蓋し嵯峨天皇は、桓武天皇の第二皇子なるが、皇兄平城天皇の勳により、天位に登り給ひしを以て、大同四年四月平城天皇の皇子高岳親王を立て、皇太子とし給ひしが、弘仁元年高岳親王の亂により、高岳親王は廢せられたり、然れども、皇兄の恩に對して憚りしと見え、皇子を立てさせられず、皇弟中務卿大伴親王を皇太子となされたり、故を以て天皇は夙に位を讓らせ給ふ御意志あらせしを以て、御在位中に離宮を造營せられ、後の隱居所を定めたまへるものなるべし、後院の名の正史に見えたるは、類聚國史に、仁明天皇承和二年三月癸丑、以備前國御野郡空閑地百町爲後院勅旨田ことあるを初めとす、朱雀院も同じく此の際に造營し給

コイテ

ひしものなるべし、爾來兩院は引續き累代の後院となりしが、藤原氏權を專にするに及び、自己を利せんが爲めに、自分の第宅を宏大壯麗に築きては獻上して後院とし、後院領等をも左右し、權力と實力とを併せ有するに至り、後院の數も自然に右表の如く多くなれり、白河天皇は後三條天皇の意志を繼ぎ、御讓位後院中に在りて政を行ひ、院宣院下文は宣旨官符よりも重ぜらるゝに及びて、後院の制一變して、上皇院中に在りて政務を御覽せらるゝ間は、後院を置き給はざるに至れり、即ち堀河、鳥羽、崇徳、近衛四天皇は、白河鳥羽兩上皇の院政中なりしを以て、後院を置かれず、後白河天皇は御親政なりしを以て、保元元年十月後院を置き別當を補し、二條、六條、高倉天皇は後白河上皇の院政なりしを以て、後院を置かず、治承三年十一月平清盛法皇を鳥羽離宮に幽するや、直に後院を置き、治承四年二月後白河法皇再び政務を執り給ふや、安徳天皇及び後鳥羽天皇の初年は置かれず、建久三年三月後白河法皇崩じ、政を親らし給ふや、後院を置かれたるが如し、以後皆此の例にて御親政の時にのみ置くこととなり、院院司ありて後院の事を掌る、後には上皇崩御の御送葬御佛事等のことを與るに至れり、別當二人若くは三人、公卿一人若くは二人、四位五位のうち一人を補す、預二人、三分以上の人を補す、應藏人三人、二分の人を補す、又寄人仕丁等あり、寄人は専ら公文を掌る、後世は別當六七人の多きに及び、預は三人又は一人、藏人は二人又は一人の場合あり、古くは後院司は御讓位後多く院司に補せられしが、後世は全く反對となりて、院司を以て後院司に補せらるるに至れり、何れも宣旨を以て補す、仁孝天皇以後は職制大に變じて後院北向來、後院藏人、後院侍等

を置きたり、人數は一定せざるが如し、御御在位中にも時に供御を奉り、行幸には饗饌を備へ、院廳始に饗を進め、御讓位には御服料所且つは、御費用等を助る爲め、所領を後院に寄せられたり、仁明天皇承和二年三月癸丑、備前國御野郡空閑地百町を後院勅旨田とし、これより漸次美濃、河内、大和、近江、攝津、尾張等の地を寄せられ、一條天皇の後院領處分狀には、朱雀院冷泉院石原院五條院堀河地御牧會賀御庄、神崎御庄、廣見御庄等を後朱雀天皇後院領としたること、平範國記に見えたり、後白河天皇保元二年三月には、宇治賴長以下の所領四十餘箇を後院領とし、建久三年九月には後白河法皇の御領城興寺を後院領としたり、今文書記録等に見えたるものを計るに、二郡十院、三箇寺、五十餘箇庄の外に二千町許の地あり、これ僅に余輩の見に觸れたるものに過ぎざれば、後院領は實に莫大なりしものなるべし、此等御領は昔時天皇皇上にのみ傳へられて、皇子皇女は御分典なかざしと見え、大鏡には代々の渡領とさへ記るされたり、御領の外に後院には錢貨圖籍文書御服等の財寶より、鷹御馬等頗る多くありしが如し(後院考)

コイン

胡飲酒 一に「コンジュ」とも訓す、唐樂、壹越調二十五曲中の一、名醉胡樂、又宴飲樂と稱す、古樂にて小曲なり、序拍子七、破拍子十七、一人舞、答舞林歌、此曲は班蓋の作る所に於て胡國王が酒飲みて醉舞するさまにて、其左手に持ちたる桴、長五寸頭大尾小、黒漆兩端金飾は酒杓といふ、胡人飲酒の時必ず之を奏するより名付しと云ふ、又一説に仁明天皇の承和勅を奉じて大月清上樂を作り、大月原繩舞を作るとも云へり、されど、は恐く木朝にて改作せしものなるべし、堀河

コウア

天皇の時、多資思最も此曲を能くせしが、事を以て山村正實の爲めに殺されしが、天皇其曲の絶えんことを恐れ資思の幼子忠方を召して、源雅實についで此曲を習はしむ、後雅實又之を忠方の子、忠時に傳ふと云へり(歌舞品目、禮樂志、歌舞音樂略史)
コウアン 弘安 名後後字多天皇御宇の年號、建治四年二月二十九日改元、疾疫に依てなり、十年を経て伏見天皇正應と改む、出典太皇實錄に、弘安、民之道ことあるに據る、從三位茂範之を勅申す(元祿別錄)
コウアンノエキ 弘安役 宋の末年蒙古北方に崛起し、四境を蠶食し、連りに版圖を拓く、兵威の加る所勢破竹の如く、高麗を降し、金を滅ぼし、益々勢を振ふ、龜山天皇文應元年四月忽必烈(元世祖)世を繼ぎ中統と改元す、父祖の餘威を以て、天下四方を併吞せんとす、終に文永三年黒的、股弘を以て國信使とし我國に遣す、高麗、宋君斐、金贊等を嚮導となす、黒的巨濟島より引還す、蒙古主大に怒り、更に黒的を遣して高麗王に諭し、官人をして我國に來らしむ、文永五年(宗度宗成淳四年)元世祖至元五年高麗元宗九年)正月高麗王禎蒙古に迫られて、其臣起居舍人潘阜等を遣はし、太宗府に來りて國書方物、並に蒙古の書を上る、少貳覺惡驛を馳て幕府に進む、執權北條時宗以聞す、朝廷公卿を召して評定し、反駁せざる事に決し、幕府西海沿岸の警備を嚴にせしむ、使者沿海要害の處を偵伺して去る、四月樞大納言藤原通雅を伊勢神宮に遣はし、宸筆宣命及び幣物を奉幣し、並に使を諸國諸社に派遣し、蒙古の難を告げ、且つ諸社寺をして祈禱せしむ、六年春蒙古兵部侍郎黒的、禮部侍郎股弘等對馬に來り、報書を求む、島司拒んで納れず、黒的等島長塔次郎彌次郎を虜して

コウア

還り、之を王に獻す、尋で俘虜を還す、九月高麗又蒙古の爲めに其臣金有成高榮等を遣はし、國書及び蒙古中書省の牒を奏す、七年正月朝廷返牒を草して、鎌倉に下す、幕府蒙古の傲慢無禮を憤り、返牒を仰へて之を遣はさず、伏敵編に此の返牒を以て文永三年の國牒に答ふるものとす、誤なり、八年九月幕府鎮西の將士に命じて海防を嚴にせしむ、十月蒙古船一百餘人を載せ、筑紫に來る、警吏之を報す、太宰小貳武藤資能、兵を聚て之を拒んとす、既にして其軍艦にあらざるを以て、兵を撤して之を待つ、蒙古使使密書監趙真弼、書狀官張錫等、高麗使康允紹を以て先導と爲し、今津に到り、直に京都に入りて國書を奉らんとす、太宰府之を聽さず、問難數日其弼竟に副本を進め、十一月を期して答書せんことを乞ふ、太宰府之を鎌倉に呈す、十月幕府朝廷に獻す、廷議答書せんことを、幕府又仰へて報せず、之を放逐す、十二月權中納言藤原公守をして、再び蒙古の難を伊勢神宮に告げしむ、九年五月蒙古張錫高麗の書を持し來る、又之を卻く、十年六月蒙古復た趙真弼を遣はす、太宰府又之を放逐す、十一月宣命を寫時八幡に獻して、海内の安寧を祈る、十一年十月蒙古都元帥忽都魯、元帥洪茶丘等、船艦九百餘艘、蒙漢軍二萬五千、高麗兵八千を帥る來て、對馬須浦に寇す、守護代右馬允宗助國其族を以て之を禦ぎ、射て賊の一將を斃す、然れども衆寡敵せず、助國以下悉く戰歿し、賊入て對馬に屯す、家士小太郎等逃れて博多に至り急を告ぐ、府之を六波羅に報す、尋で賊轉じて壹岐に寇す、守護代平景隆力戰して之に死す、賊二島に據て掠奪を縱にし、男子少長となく之を殺し、或は婦女の從はざる者を執へ、掌を穿ち之を舂に縛す、慘毒至らざる所なし、既にして肥前松浦を侵し、

コウア

十九日進で太宰府に逼り、宮崎祠を焼き、今津佐原を劫掠す、太宰少貳景資鎮西の兵を督して苦戦して其一將を獲し、我兵利あらず、二十日夜、大風雨、賊船漂没する者二百餘艘、溺死者一萬三千五百餘人、餘賊皆遁る、黎明鎮西の兵之を追撃し、賊艦一艘を奪ひ、二百二十餘人を生獲し、之を水城に斬る、十一月幣を諸大社に奉り、國安を禱らしむ、幕府令して中國要衝の地を防禦せしむ、後宇多天皇建治元年四月元主忽烈、其臣禮部侍郎杜世忠、兵部侍郎何文著、計議官撤都魯丁等、國書を齎し太宰府に來り重て修好を望む、高麗譯語郎將徐贊等之に従ふ、九月北條時宗召て之を鎌倉に極致し、其無禮を論め、世忠等五人を龍口に斬る、公私の費用を減省し、權りに京都の大番兵を停め、武勇の士を選り鎮西に分遣し、沿海諸州の防備を嚴にす、十一月北條實政を鎮西に遣はして、外寇に備ふると同時に、外征の事を掌らしむ、十二月太宰少貳に令して、明年三月を期して高麗を征するを以て戰艦及び遠征の士を調へしめ、又安藝守武田信時此旨を傳へて、部内の地頭家人及び一般の地より舟師舵手を備へて、幕府の徵發に應ぜしめたり、四年三月には鎮西奉行大友頼泰幕府の旨を奉じて、鎮西將士の所領の田數、領内の船舶船員の人名年輪を届出さしめ、船舶船員は來月中旬までに博多に廻送せしめ、出征に引奉の人員姓名年輪武器等を注進せしめたり、又諸豪族に課して、石壘を博多沿岸に築かしむ、然るに元再舉の企あるを察し、兵を分て遠征するの不利なるを知り、之を中止し、一意防禦に力を盡したり、且つ諸社寺をして祈禱せしめたり、即ち元年十二月には幣を柏原の山陵に奉じ、二年閏三月仁和寺に孔雀經法を修めて元寇を禱はしむ、三年正月又使を諸社に遣り、元寇を弭

コウア

入を祈る、八月幕府山陽南海の兵を徵して、長門の警固に充つ、弘安二年(宋帝萬禪興二年)六月元將夏貴范文虎等、其部將周福鑾忠諱語陳光及び僧靈果をして書を持し、太宰府に來り、通交の利害を説しむ、書辭無禮なり、時宗又府司に令して之を博多に斬る、十月時宗關東の將士を募り、又鎮西の成を増す、四年忽烈我其使を刺するを聞て怒に禁へず、兵力を以て壓せんことを欲し、五月其將范文虎折部洪茶丘を遣はし入寇す、兵凡十餘萬、高麗の將金芳慶等兵二萬五千糧十萬石、俱に船艦數千艘海を蔽て來る、太宰府之を壹岐對馬に防ぐ、利あらず、益々兵を諸道に徵し、鎮西に會せしむ、既にして敗開頼りに京師に到る、廷議二上皇(後深草龜山)を鎌倉に奉じ、東兵を以て京師を護らしめんとす、龜山上皇深く之を憂ひ、親ら石清水宮に祈り、尋で春日及び日吉社に幸し、又手書願文を伊勢神宮に呈し、身を以て國難に代らんと祈る、時に各道之神佛佛刹大小となく、戰勝を禱らざるなし、六月賊五龍山及び能古、志賀二島に據て平戸に薄る、鎮西の將少貳資賴兵を督して、塙を海岸に築き、延袤數百町、高さ丈餘、弓手を布置し、賊に臨て之を守る、賊敢て近く者なし、我勇士草野七郎夜襲て賊船一艘を燒きて、自ら二十餘人を殺す、賊鐵鎧を以て巨艦を聯り、弩を外面に設けて守備を戒む、我軍是を攻れども、船皆脆弱、礮石に摧破せられ、死傷甚多し、河野通有輕騎を以て挺前す、弓弩亂發部下多く死し、身も亦左肩に傷つくと雖も、益々勇を勵して進む、賊艦高きして攀べからず、便ち橋を倒して之に架し、一躍して登り、賊數十人を殺し、其一將を虜し去る、少貳覺恐、大友貞親、島津久經、秋月種宗、菊池武房、竹崎季長相繼て進み、海上及び沿岸に殊死血戰して各獲る所多し、元の都督阿刺罕、途

コウア

病にて斃る、左丞相阿塔海之に代る、而るに范文虎の軍期に後れ、且つ賊の軍中大に疫し、死者數千人あり、既にして文虎船艦三千五百艘、蠻軍十萬餘を以て至り、海上船艦相衝し、我軍防戦怠らず、招討使忽都哈思等を斬る、賊軍利を失ひ、又高麗に降へられて進む能はず、移て鷹島を保つ、閏七月一日颶風俄に西北より起り、海水簸揚し、虜艦皆破れ、左副都元帥阿刺帖木兒以下溺没する者算なく、積屍浦口に塞がり、海中歩いて行くべし、敗兵數千猶鷹島に在り、壞船を繕修し將に逃歸せんことを、少貳景資等鎮西の兵を指揮し、撃て之を殲くし、降虜數千餘人、或は之を博多に斬り、或は諸將士に預けて養はしむ、忻都茶丘等皆遁れ、范文虎は張福と共に平戸より逃る、是より先き、幕府は少貳氏の急報により安達盛宗、安藤重綱、合田五郎等をして中國の師を將る、來て軍事を監視せしめ、宇都宮貞綱幕府の命により兵六萬を率ゐて筑前に赴く、至れば賊既に去る、閏七月幕府中國の防備を申敷し、九月鎮西奉行大友氏鎮西諸士をして益々防備を嚴にせしむ、明年北條時宗を筑前に遣はし軍事を統轄せしむ、既にして捷開京師に至る、天皇二上皇大に喜び、詔して前大納言藤原爲氏大中臣清隆を伊勢神宮に遣はし、幣を獻じて報賽せしむ、伏見天皇正應四年、是歲元主高麗監祭御史金有成等を遣はし、我譯民を太宰府に護送し、又和陸の利を説く、其書中兵を用ふるの語あり、府史以て鎌倉に告ぐ、北條時宗令して之を拘ふ、永仁元年三月伊勢の風社を陸して風宮と爲し、外寇の平ぐを冀す、是年北條實政を鎮西探題として九州に遣はし益々兵備を嚴にす、正安元年三月元主我に通交せんことを、江浙譯書總統補陀僧一寧に命じて、釋子曇と偕に國書を齎らし、我商船に附して來る、十月博多より鎌倉に抵る、

コウア

執權北條時良、其僧たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反際せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征するを爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘薩摩の飯島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く深沈す、故を以て幕府之れが防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵艦を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れし、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延慶元年元の成祖殂し、子海山(武宗)位に即き、高麗王諱亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

執權北條時良、其僧たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反際せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征するを爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘薩摩の飯島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く深沈す、故を以て幕府之れが防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵艦を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れし、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延慶元年元の成祖殂し、子海山(武宗)位に即き、高麗王諱亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウア

執權北條時良、其僧たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反際せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征するを爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘薩摩の飯島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く深沈す、故を以て幕府之れが防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵艦を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れし、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延慶元年元の成祖殂し、子海山(武宗)位に即き、高麗王諱亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウア

執權北條時良、其僧たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反際せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征するを爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘薩摩の飯島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く深沈す、故を以て幕府之れが防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵艦を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れし、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延慶元年元の成祖殂し、子海山(武宗)位に即き、高麗王諱亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

執權北條時良、其僧たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反際せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征するを爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘薩摩の飯島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く深沈す、故を以て幕府之れが防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵艦を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れし、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延慶元年元の成祖殂し、子海山(武宗)位に即き、高麗王諱亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウア

執權北條時良、其僧たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反際せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征するを爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘薩摩の飯島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く深沈す、故を以て幕府之れが防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵艦を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れし、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延慶元年元の成祖殂し、子海山(武宗)位に即き、高麗王諱亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウア

執權北條時良、其僧たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反際せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征するを爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘薩摩の飯島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く深沈す、故を以て幕府之れが防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵艦を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れし、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延慶元年元の成祖殂し、子海山(武宗)位に即き、高麗王諱亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

執權北條時良、其僧たるを以て、特に之を釋るし、伊豆修善寺に拘して、反際せず、五月元復た征東行中書省を置き、我を征するを爲す、翌年幕府實政に令して海防を申敷す、三年十一月元船一艘薩摩の飯島に至り、二百餘艘は海上に在りしが、風濤に値て悉く深沈す、故を以て幕府之れが防備に怠らず、嘉元元年閏四月には鎮西の將士に令して、博多沿岸の石壘を修築し、兵艦を海岸に泊し、以て外寇に備ふ、明年亦令して博多を警備せしむ、三年六月亦島津氏に令して海防を嚴にせしむ、此の時に當りて我が商船等敵を恐れし、遠征して高麗蒙古の沿岸に至りて盛に貿易す、故を以て兩國却て我が攻撃を恐れて、沿岸を警備したりき、此の如き形勢なる上、延慶元年元の成祖殂し、子海山(武宗)位に即き、高麗王諱亦卒し、子璋(忠宣王)嗣きて立ち、我を征する能はざるを知りて、遂に入寇を止む(元寇始末、元寇紀事、伏敵編)

コウキ

の數三百七十六人、官吏には四等官以上の者一人宛出席せしめ、各府縣よりは之を徵收し、奥羽諸藩よりは執政參政の中より一人を選び出さしめ、また諸學校より一人宛出さしむ、同二年七月廢して其事務を集議院に併す、シフキヤン(法令全書)

コウギニン

公議人

明治政府、各藩より貢士を出ださしめ、朝命を奉じ藩情を達するこ

とを旨とする者、明治元年五月貢士を罷め、公務人を設け、同八月公議人と改む、同十二月従来の規則を改め、各藩の執政參政の内より一人宛差出す事となせり、同三年九月之を廢し、正權大參事一人を以て集議院議員と爲し、四年一月を以て上京せしむ(法令全書)

コウグマイキ

後愚昧記

嘉本五卷

應安四年より同七年に至る間の事蹟を記したるものなり、卷一、應安四年正月より九月に至る間の記録(八月缺)、此卷の奥書に云、後愚昧記九冊以正親町亞相實豐卿本令書寫、加校合畢、寛文第十一辛亥神無月下旬從二位權大納言右大將花押、卷二、應安四年除目、奥書に云、道七冊山家以本令書寫畢、時天文第二層春下御權大納言藤原經一廿七歳、卷三、應安五年正月より四月に至る、同年九月十月十一月、第四、應安六年九月より十二月に至る、卷五、應安七年正月より九月に至る、後光嚴院崩御葬御中陰御佛事等の記録あり、(後見職)

コウクワ

弘化

仁孝天皇御宇の年號、天保十五年二月二日改元、四年を経て孝明天皇嘉永と改む、(尚書)向書に、二公弘化實亮、天地彌予一人ことあるに據る、

コウクワワンノヘン

紅華灣變

肥原

コウケ

明治八年八月、我が海軍少佐井上良馨、軍艦雲揚號に乘じて朝鮮近海を測量し、清國牛莊に赴かんとす、途朝鮮京城の川口江華灣に寄り薪水を求め、忽ち砲臺より我が軍艦に向けて發砲す、我兵之に應戦して砲臺を破り、永宗城を焼き、韓兵三十餘人を殺して歸朝す、(明治九年一月參議黒田清隆を全權辦理大臣に、議官井上馨を副使となし、朝鮮に遣はして江華灣砲臺の事を議し、且つ修交和親の條約を求めしむ)

コウケウタイシ

興教大師

覺鑊(カクバシ)

コウケウタイ

江家次第

二十一

卷十九本、刊本第十六卷の脱漏せしを第十七卷を二卷に分ちて十六卷に充て、二十一卷と爲す、(年中恒例臨時の政事、大小の儀式等を詳かに記せる者なり、匡房後二條關白師通の命に依て作れるを以てかき名づくといふ、今刊本の目録をのせるせば、第一、二、三、四、正月次第、第五、二月、第六、三月、四月、第七、五月、第六、第八、七月、八月、第九、九月、十月、第十一、十一月、第十二、十二月、第十三、神事、第十四、佛事、第十五、禮法上下、第十六、行事、第十七、佛事、第十八、御書始、立后、立太子、東宮御着袴、同御元服、同御燈事、同御書始、當代親王宣旨、第十八、勅書、詔書覆奏、改元、陣申文、陣覽内文、同次位記請印、陣定、軒廊御下、外記政、官給政、慶覽内文、續結請印、第十九、弓場殿、殿上賭吉、臨時競馬、御覽陸奥交易御馬、院鎮魂祭、御幸、御賀、一院雜事、第二十、關白四方拜、賀茂詣、勸學院歩、太政官賀執柄算儀、任太政大臣、任大

コウケ

臣、新任大臣、大將、一人子元服、同書始、諸家子元服、執事、帥君大貳赴任、路頭禮節、第二十一、御齋會、御國忌、御錫紵、諫閣御幸、同政始、院宮等崩喪途令儀、皇后崩、女御贈位、復任、流人、(江家次第、詳書一覽)

コウケジヤク

紅牙尺

象牙尺(ザウガク)

コウケファンコ

江家文庫

大江匡房の書庫、京都二條高倉に在り、仁平の頃焼失す、(續古事談に、江家の書籍は、昔よりやけうせす、匡房慶二條高倉にけらを作りて、ふみともを置けるを、京中大災おそるべしと、人申ければ、江帥云ける、日本國うせすば、この文うすべし、大災をおそるべからずと、仁平のころかこのふみ皆やけにけり、おそらくは其後朝家なきがごとしと見えたり、)

コウケンシヨク

後見職

後見(ウシロミ)

コウコ

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウコ

策二條を書かしめ、讀書を誦讀せしむること、文選の上帙に七ヶ所、爾雅に三ヶ所なり、(四)明法(律七條、令三條を試問す)の四つにして何れも試験の當日は、卯時(今の午前七時)に紙筆を渡し、其日の中に終らしむ、當日式部の官人立ち合て之を監試す、而して十餘の内八以上に通する者及び第と定め、式部卿の前にて其等差を定め、位に叙する左の如し、

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位下

秀才

正八位下

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

秀才

正八位上

コウコ

の之に補する制とせしめ、徒に節目を増して、政途に益なきを以て、天長四年後士を廢して、天平の舊例に復す、延喜式の制、文章生は別に學生若し擬文章生を春秋二季大學寮にて試験して之を取る、之を寮試と云ふ、當時文章生を直に進士と呼ぶに至れり、故を以て對策及第に、進士の文章得業生即ち秀才となるものと、文章得業生の更に方略の宣旨を蒙りて後、對策するものと二に分れたり、方略は文章を試み、文章生は詩賦を試む、弓馬殿試、行幸試、放鳥試等の試あり、試験の場所によりて名づく(令義解、大日本通史、古事類苑文學部)

コウコク

興國

南朝後村上天皇御宇の年號、延元五年(北朝の暦應三年)四月廿八日改元す、六年を経て正平と改む、

コウコクジ

興國寺

紀伊國日高郡(舊海部郡)由良村大字門前(舊峰山)と號す、(舊海部郡)源實朝、近臣葛山景倫をして入宋せしめんとす、景倫博多に至る、時に實朝公曉に試せらる、景倫鎌倉に歸らず剃髮して願性と稱し、高野山に登り實朝の冥福を祈る、二位尼これを聞き、由良庄地頭職を與ふ、承久三年始めて來り、安貞元年一寺を建立し、西方寺と號し、地頭職を高野山金剛三昧院と西方寺とに分與す、願性兼て覺心(高野山に在る願性と師資の約を爲す)入宋の志あるを知り、實朝の分骨を雁蕩山に納めんことを許す、師之を請して寶治三年此地を發し、宋國に到り徑山に寓止し、堂を建て、將軍の遺骨を、等身觀音の胎内に安す、又無門に禪を學び六年を経て歸朝す、正嘉二年願性、覺心を招き開山住持となす、性、師と共に力を合せ大伽藍を建立し、鷲峰興國寺と號し、實朝の冥福を祈る、又由

コウコ

長庄は修明門院(後鳥羽)の御領なるを以て、所領を寄せ、御祈願寺となし、後鳥羽院の冥福を祈らしむ、天正十三年豊臣秀吉紀伊征服の時兵火に罹り灰燼となり、什寶悉く焼く、後寺城に行者虛無僧等輩を結ぶ、慶長中淺野氏若山龍源寺々主天叔に命じて當寺を再興し、寺領十三石を寄す、是より京都妙心寺末となる、紀伊國續風土記によれば、本堂(方五間)庫裏(十間、八間)方丈開山堂十餘字殿然として存し、末寺百餘寺ありて本國に於ける大伽藍なり、(普化谷、寺後に在り、風呂地と云ふ、覺心歸國の法普、國佐、理正、宗恕四居士を隨へ歸り此に住せしめ、浴室の事を掌らしむ、後の虛無僧の濫勝なり)〇什寶に古文書及び和漢古書畫數百幅あり、名品最も多しと云ふ(紀伊國續風土記稿、紀伊國名所圖會)

コウコンテン

公墾田

墾田の一、コンテンを見よ、

コウシ

貢士

明治政府の初年、諸藩主より撰出して、下ノ議事所へ差出すべき藩士を云ふ、則議事に與り、輿論公議を執るを旨となす、年限なし、其人の才能に因て微士に擢せらる、(起原)

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登用試験なり、其試験法は、(一)秀才(方略第二條を書き取らしむ)(二)明經(周禮、左傳、禮記、毛詩、各々四條、餘經は各三條、孝經論語共に三條、皆經文と註とを擧げて試問す)(三)進士時務

コウシヤウクワン

貢舉

大寶令の制にて、大學國學より試験を受けて出身する道なり、試験の選に當りて大學より出する人、國學より出たすを貢人といふ、大學國學に入らんとするものは、年十三以上にして、五位以上の人の子孫、八位以上の人の子、東西史部(古來文學世業の家)の子、郡司の子を以てす、此等の子孫、大學國學に入り、修業して二經以上に通する時は、式部省之を試験す、之を省試といふ、及第したるものは、其専門の業と學識とによりて、差等して位を授く、今の文官登

コウジ

校所 羽前國置賜郡米澤主水町 起原 安永五年二月、藩主上杉治憲創めて學舎を細工町に再興し、興讓館と稱す、初め前代の藩主學に從ふと雖も、只に世子を教導するに止り、學校の設なし、綱憲の時、矢尾板三印、聖堂を私第に設け、釋奠を行ひしが、元祿十年十月又一學舎を建て、是れ藩學校の始めなり、學校を創設すと雖も、學事振はず、重定の時に至て衰頽を極む、是に於て治憲先代の業を再興す、天明七年内に友干堂を建て、博物館を開き、通學生徒を教授す、享和三年五月、辨志、敬業、教授の三局を築く、寛政五年新に好生堂を屋代町に建て、平賀源内を聘し本草學を講せしむ、寛政十年幕府紅葉山靈屋修繕を命ぜられたるより、寄塾生、友干堂、好生堂を廢す、十三年又舊に復す、元治元年四月火災に罹る、是に於て主水町講武所の地に聖堂及び學校好生堂を新築す、創立より百六十八年にして移轉す、明治戊辰の日生徒を解散し、學校を兵隊の屯所とし、尋て病院となす、二年正月亂定後學校を補理し、文教を再興す、三年習字算術の科を加ふ、四年外國學校を城内に設く、七月制度を定め、專學、洋學、醫學、筆學、數學の五科となす、同五年十月之を廢す(日本教育史資料)

コウシヤウクワン 興讓館 舊山中藩の學校 所在 相模國愛甲郡下萩野村字山中、舊陣屋敷地内 起原 明治元年十一月舊藩主大久保教義初め土族に至るまで悉く山中に在りし學校を設立す、藩士岡本隆徳松下藏人石橋捨造等に在りし所あり、四年十月廢藩置縣の令に依り、閉校す、同六年小學令を遵奉し再び校舎を開き舊名稱を以て興讓館となす、後又改稱し今の山中學校となす(日本教育史資料)

コウシヤウクワン 興讓館 徳川幕府領内の學校、一般に之を谷村教諭所と稱す 起原 甲斐

コウジ

國郡留郡各村字中谷代官陣屋の傍 起原 天保十三年代官佐々木大道太郎手代平塚平八郎、地方の有志者と諮り、幕府に請ひ有志の義捐金を募り經營月日を積み、嘉永四年三月開館の典を行ふ、明治五年小學校となる(日本教育史資料)

コウシヤウクワン 興讓館 舊徳山藩の學校 所在 周防國都鄙郡徳山字樓馬場 起原 天明五年長沼文次郎と云者、教授所勤務中、藩主毛利就嗣に請ひ、徳山村字勢屯に學校を設立し、鳴鳳館と稱す、天保元年冬、同村字樓馬場に移轉し、嘉永五年十二月、興讓館と改稱す、爾來鎖國攘夷の説盛行はれ文學日に衰へ、武術月に盛に練兵等に從事せざるものなし、明治四年徳山郡小學校と改稱、學制を變革す(日本教育史資料)

コウシヤウクワン 興讓館 舊小城藩の學校 所在 肥前國小城郡小城 起原 天明七年藩主島直良、儒學を尊崇し、一校舎を創立し學寮と名く、寛政の初年に至て直愈其規模を擴張し、執政村川佐一郎等をして改築の工を督せしめ、土木成るに及びて命じて興讓館といふ、爾後漸次衰頽に赴きしに、天保の末年直良、更に文武興隆の議を起し、諸制度を改革し以て維新の際に至る(日本教育史資料)

コウシヤウクワン 興讓館 所在 山城國久世郡宇治町 佛徳山と號す 起原 曹洞宗、永平寺末の里尊釋迦如來 起原 天福元年、弘誓院正覺、宇治里朝日山の麓を據り堂坊を建立し、僧道元を請ふて開祖とし、寺を觀音寺利院興聖寶林禪定寺と稱す、本朝曹洞宗最初の禪院なり、四條天皇興聖寶林禪定寺の勅額を賜ふ、禪規に法を天童に取り、宗風大に振ふ、道元之を詮纂に付し去て永平寺を開創す、建長以後數回の兵燹に罹り寺門廢頽す、慶安二年淀城

コウジ

主水井尙政交直勝の志を繼ぎ、舊址に就き殿堂を再建し、僧萬安を請じて住持と爲し今に傳ふ○本堂、西向中央に在り、永井侯再興の時、桃山城の遺材を用ひしと云ふ、本尊釋迦佛脇士文殊普賢を安置す、開山堂は本堂の北に在り、道元禪師の畫像を安す、其他樓門鐘樓天竺殿等嚴然として存す、石門は當寺の總門にて宇治川に臨み設く(山城名勝志、平安通志、京都名勝記)

コウシヤウクワン 興聖寺 所在 山城國上京區上天神町 起原 臨濟宗相國寺派○本尊釋迦如來 起原 古田織部正の素願を以て、鷲尾某爲めに勅許を得て、慶長八年一字を建立す、台密兼修の道場となす、寛永六年今出川經季飛鳥井雅宣等奏して勅願所となし本寺となる、元祿十四年東山天皇當業衣地本寺に定めらる、本堂は元祿二年、方丈庫裡は天明中再建す、現在のもの即ち是なり(山城名勝志、山州名勝志、平安通志)

コウシヤウクワン 興正寺 所在 山城國京都下京區華園町堀川通西本願寺の南 起原 眞宗興正寺派の本山○本尊阿彌陀如來 起原 山科興正寺(即ち佛光寺)十四世經譽の兄なり、文明中寺を出で、山科本願寺蓮如に謀り、同志の徒四十二人門徒數萬人を分割し、山科に一字を新造し、佛光寺の舊號を用ひて興正寺と稱し、蓮如の庇護を受く、後ち門跡となる、天文元年同稱し、第十五世昭昭の時大阪天満街に移す、天明年間第十七世超天満を別院とし、更に現地に殿堂を經營す、結構一に兩本願寺に准じて頗る莊麗を極む、本願寺の所管たりしが、明治九年權大教正孫信始めて別派を特立して興正寺派と稱し、本寺を以て一派の本山となる、一説に天

コウシ

正十九年今の地に遷り、永祿十二年八月萬曆の時門跡號を正親町天皇より賜はりしと云ふも信じ難し、明治九年九月興正寺別立の儀を許さる、三十五年十一月同跡に罷り、本堂對面所庫裏等悉く灰燼となる、昔時は三千八百の末寺及び寺領百五十石ありしが、現今別院六、末寺二百五十ヶ寺ありと云へり、寺祖經豪華恩院と稱し、或は花園と云ふ、近年花園氏と稱し、華族に列せられ男爵を授けらる、今其歴代を示せば左のごとし(山城名勝志、平安通志、京華要誌、佛教各宗綱要、地名辭書、佛家人名辭書)

○親鸞(眞佛) 源海(光信) 了海(顯明) 誓海(顯念) 明光(了圓) 了源(空性) 源賢(道猷) 了明 唯了(源證) 覺經(性覺) 經賢(性善) 覺仁(光教) 經豪(蓮教) 一經照(唯空) 經堯 佐超(顯尊) 照玄(准尊) 昭超(准秀) 圓超(眞尊) 由常(寂現) 常勤(寂永) 常順(寂應) 圓揚(法高) 覺揚 攝生 攝信 澤稱

コウシヤウクワン 興正寺派 眞宗の一派、本山は興正寺、經豪を派祖とす、コウシヤウクワンを參看

コウシヤク 恒寂 恒貞親王(ツネサダシンヲウ)を見よ、

コウシユ 公主 皇女の尊稱、天皇の姉妹なるを長公主と爲す、事物紀原に、葵菑曰く、漢帝女を公主と爲し、姉妹を長公主と爲す、公羊傳に曰く、天子女を諸侯に嫁す時に、至尊自ら婚を主らず、必ず同姓なる者をして之を主らしむ、之を公主と謂ふ、史記に曰く、公叔魏に相として魏の公主を尙す、文侯の時也、蓋し天子の女を儲する也、春秋指掌

コウツ

玉に曰く、天子女を嫁するに、秦漢より以來は三公をして主らしむ、故に公主と呼ぶ也と見えたり、

コウツ 江帥 大江匡房を云ふ、又口き、の人を世にいふ、稱、野雄に、太宰帥大江匡房ものしりにて口き、なるゆゑに、世にかゝる人を江帥といひならはせりと見えたり、

コウツメ 紅染 染色の名、こぞめに同じ、同條を見よ、

コウツウ 勾當 専ら其事に當るもの、率分所、記録所、待所、長殿、裝院、及び僧侶、盲人等の役名に在り、大抵各條に説明したれば、今は僧侶の役名に係る者を舉ぐべし、僧侶の役名としての勾當は、其寺に在りては、専ら寺内の事を取行ふ者を云ふ、釋門事始考に、執行者探題注記等の職を專當するを云ふと云へり、いかゞあらん、多く眞言宗の寺に設く、社僧は宮寺に在りて佛事を修する僧にて、別當を扶け諸務を擔當するものいふ、其下に專當あり、筑前續風土記に、神前の宿直、上旬は檢校坊、下旬は勾當坊つかまつれり云々とあり、又勾當代あり、東寺執行日記永祿十三年正月一日の條に、勾當代淨順出仕と見えたり、

コウタウクワン 弘道館 舊水戸藩の學校 所在 常陸國水戸城西第三郭内 起原 天保九年國主徳川齊昭之を初す、十二年八月朔、假に館を開き諸士をして文武を講せしむ、安政四年五月更に衆士を會し開館式を行ひ、鹿島神社遷座の儀を修め、孔子の神位を廟中に安置す、初め延寶中義公、國學を設くる志あれど果さず、明の朱之瑜を師とし學制を考究し、士子をして釋奠の禮を習はしめ、又梓人に命じ之瑜の口授に因り、闕里の制を模し約して之を刻せしめ、後ち製作に志ある者をして法を取らしむ、此に至

コウタ

り烈公廣く儒臣と稱し更に制度の得失を考へ、古今の宜を酌み始めて此設あり 起原 館は方四町、西は城壁に倚り、南北並に塙を築き塙を穿ち、中間各一間を設く、東は府城に對し塙塙を設けず、中央に一門を設く是を正門とす、其北東に常用門あり、正門より入り玄關あり、弘道館の額を掲ぐ、玄關の左を正廳とす、其南庭に武藝對試場あり、北に諸有司の直所を設け、長廊を以て正廳に通ず、廊の西に至善堂あり、國主の講息、諸公子會讀の場に充つ、堂の東北に文武教職の直所を設け其東に監察局あり、局の西北に厨屋を設け、其西北に外舎あり、教場に用ふ、玄關の右一室を大番直所とす、其西に番頭物頭等の直所を設く、皆正廳と相連屬す、正門の南に看街亭、常用門、諸小吏の障舎等あり、教場は、文武二館にて、文館は正廳の北に在り、居學、講習、句讀、寄宿の四寮を置き、編修局、系纂局、講習別局、之に屬す、武館は正廳の南に在り、兵學、軍用、劍術、槍術、居合、薙刀、柄大刀、柔術、砲術等の諸場を分ち置く、其他歌學、醫學、天文、數學、音樂、諸禮、及び軍事等の局、操練場等皆館中に設く、たゞ火術、水術は館外に置く(日本教育史資料)

コウタウクワン 弘道館 舊彦根藩の學校、初め稽古館といふ、ケイコクワンを見よ、

コウタウクワン 弘道館 舊茂木藩の學校 所在 下野國芳賀郡茂木馬場通 起原 寛政六年正月、藩主細川興徳儒學を尊崇し、始めて學校を起し、藩中の子弟を教導せしむ、且演武場を開き士人の志氣を養成することを謀れり、是より先き藩中文武に志すものは、藩士中然達者に就き各自修業をなし、敢て藩主の干渉を受くる事なきを以て、文武共に隆興の勢を視るに至らざりしが、藩主開校の舉あ

コウダ

りしより藩中の士人皆藝文の崇むべきを惜り日を憂れ歳を趁て漸次抜群の徒を輩出するに至れり、明治初年廢藩置縣に際し校を鎮す(日本教育史資料)

後堂首座 禪宗の僧侶にして後板に居し宗風を輔翼し、軌則端嚴衆の模範となるものを云ふ、貞治三年東林和尚圓覺寺に在り、義堂を請じて後板に充てしむ、義堂時に四十歳、猶年少其器にあらずと爲し之を辭したり、以て其重任なるを知るべし(勅修清規、空華日工集)

コウダウノナイシ 勾當内侍 掌侍四人の中の上首を云ふ、ナイシノツカサを見よ

コウダウノナイシ 勾當内侍 名詮實

コウダウクワン 弘道館 舊出石藩の學校

コウダウクワン 弘道館 舊福山藩の學校

コウダウクワン 弘道館 舊佐賀藩の學校

コウダウクワン 弘道館 舊北相模藩の學校

コウダウクワン 弘道館 舊北相模藩の學校

コウダウクワン 弘道館 舊北相模藩の學校

コウダウクワン 弘道館 舊北相模藩の學校

コウダ

代持明院統帝位に登る、後宇多上皇後嵯峨院の遺詔に齟齬したるを以て、關東に逃を遣はし之を責め、後二條天皇を立て、政を行ふ、徳治二年上皇出家して、御領を尊治親王に譲り、延慶元年後二條位を花園天皇に譲り、尊治親王を皇太子に立て給ふ、文保元年十



(藏所御館物博室帝京東)

コウダテンノウ 後宇多天皇 名詮實 御母は京極院藤原信子、左大臣實雄の第一女、第九十一代の天皇、文永四年十二月朔御降誕、五年六月親王となり、同年八月皇太子に立つ、十一年正月御受禪、三月位に即き、龜山上皇院に政を行ひ給ふ、弘安四年蒙古入寇す、龜山上皇親ら石清水八幡宮に詣り、又勅使を伊勢大神宮に遣はし、身を以て國難に代らんことを祈る、七月大風起りて敵艦を漂潰破砕し、我將士之に乗じて大に破る(コウアンノエキ)参看) 天皇在位十三年、改元するもの建治弘安の二、弘安十年十月位を後深草の皇子、皇太子照仁に譲る、時に二十一年、政持明院統に移る、伏見、後伏見相繼ぎ二

月交代の議を定め、同二年後醍醐天皇位に即き、後二條の皇子邦良を皇太子となす、蓋し後二條は後深草の皇女遊義門院の出なるを以て、持明院統を和げしなり、法皇常磐井殿に徳り、院政を聽き洞院實泰を院の別當とし、事を行ふ、茲に於て皇位儲位並に大覺寺殿に移る、持明院統不平なり、法皇御子左爲世に勅して和歌を撰せしむ、後伏見上皇宮中の歌を閉ぢて出さず、法皇即位以來學問を専にし、宏覽博識にして政體に練達し、佛典の奥を極め、後三條天皇以後の賢君と稱す、外見花山院師僧、乳夫吉田定房、萬里小

コウチ

路宣房等を任用して、徳政を行ふ、又宣房の建議により、文殿の聽訟に親臨せらる、法皇定房を鎌倉に遣はし、太政十條を協議す、院政五十年にして政を天皇に還し、元亨四年六月二十五日崩す、聖壽五十八、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨の蓮華峰寺に葬る(大日本史、陵墓一覽)

子の子は分與すべからざるが故に、女子死する時は、其分は他の男子に傳與す、子なき者は傳ふることを得ず、大功は謀叛以上にあらざれば取めず、其他は八虐の除名にあらざれば取めず、若し、功田を給ふべくして、父祖或は請けず、或は足らずして身死すれば子孫に給はしむ、孝謙天皇天平寶字元年、乙巳以來の功勞を議定し、藤原鎌足以下の諸氏に給する功田の差等を定む、爾後屢々戰功又は律令撰修等の功、或は唐國に使せるにより、功田を給すること史に見えたり、且煩しければ省く、降りて文治建久の間、政權未だ全く鎌倉幕府に歸せず、王制尙存し、後鳥羽天皇建久元年、源賴朝を賞するに萬町の大功田を以てす、爾後武門有功を賞するに、所領恩地を以てして、復た功田あるを見ず、後醍醐天皇中興の時、不次の恩賞を以て忠勇を勸獎す、然れど遂に其志を果さず、功田の遺制竟に亡ぶ(食貨志、田制篇、大日本租稅志)

隔越すと雖も亦聽るせ、私田は三年にして主に還せ、公田は六年にして官に還せ、限滿るの日に、借る所の人口分未だ足らざる者は、公田は即ち口分に宛らんとを聽せ」と定めたるにて、公田の性質を知るべし、令制にて、公田を定めたるも、養老六年開墾田を獎勵せしより、天下の富豪酒々として、開墾を勤め私墾田を營むこと多く、其田を別業とせしを以て、漸次に庄園多くなり、加ふるに勅旨田、及び上古の臣連伴造國造等の遺領等皆庄園となりて、私田益々多くなり、公田減少するに至れり、歴代の聖帝庄園の弊多きを以て屢々勅を下して之を停止せしむ、却て庄園は増加するのみにして、後三條天皇の如き明主出て記録所を置きて、庄園の券契を糺したれども、僅に一時其弊を矯めしに過ぎざりき、白河鳥羽兩天皇佛法を尊信し、庄園を寄せしより、新立の庄園益々多く、公田日に減少したり、神皇正統記に、白河鳥羽の御時より、新立の地愈々多くなりて、國司の知る所は百分の一に至ると云へるを以て、其大概を知るべし、治承二年七月十八日の官符によれば、諸國の百姓等公田を以て神人僧侶に寄附せしこと見えたり、ここに於て公田は殆ど私領の如き有様となれり、故を以て武家起り、源賴朝幕府を鎌倉に開きし時、朝廷に請うて、公田庄園を論ぜず、地頭を置くに至れり、爾來公田は一日減少するのみなり、建久圖田帳(少し疑はしきものなれど)によれば、大隈國三千七百餘の田地中公田は百町餘、弘安八年の豊後國圖田帳には六千七百二十八町の内、公田は八百五十町餘に過ぎざりき、南北朝以後戰亂相繼ぎ、終に公田全く亡ぶに至れり(令義解、庄園考、記録所考)

コウチ

コウト 恒徳公 藤原爲光(フナハラノタメミツ)をいふ、

コウニ

弘仁 嵯峨天皇御宇の年號、大同五年九月十九日改元、代始を以てなり、十四年を経て淳和天皇と改む、

コウニ

候人 門跡に召使はる、妻帯の僧を云ふ、坊官故實記に、寛平法皇に御隨身、地下にて供奉僧形帯の輩の侍法師者候人と稱し始也」と見えたり、猶鹽麴餘にも見えたり、

コウニキヤク

弘仁格 卷數十卷、今は類聚三代格に收められたれど散佚して全ならず、ルキツフサンダイヤクに參看、

コウニシキ

弘仁式 高木四十卷、仁和寺書目録に三十卷に作る、今存する所十二卷、或は十卷のもの偽書なりといふ、文武天皇大寶元年より嵯峨天皇弘仁十年に至る間の朝廷官符の格式規定及び故事舊例等を集めたるものなり、嵯峨天皇の勅を奉じ、藤原冬嗣、秋篠安人、藤原葛野麻呂、藤原三守、橘常主、中原敏久等の修撰する所、弘仁十一年四月奉獻す(類聚三代格、群書一覽)

コウバ

貢馬 室町幕府の時、毎年正月五日諸國より獻する馬を云ふ、貢馬奉行(コウバギヤウ)の條參看、

コウバイ

紅梅 染色の名、古くは桃色の濃き色なりしが、後には赤と紫と混じたる色を云ふ、裝束色は、往時紅梅と云色は、今紅梅の如くにはあらすして薄紅なる色と見えたり、何となれば、紅衣紅梅よりは色濃也と云る書多く、云々といひ、伊勢貞丈は、今紅梅と云は、赤黒を兼たる色也、古代は直に紅梅の花の色にて薄紅を云なり云々、桃色よりも、少き色を云なるべし、今紅梅と云は、花の色にあらずして、紅梅の木の色なるべしといへり、直衣、狩衣、半臂、袖、單、服紗小袖、袴、袴袴、日陰緒等をば

コウバ

此色に染め用ふ、狩衣は、織物にて若年幼少の人、祝賀の時に用ひ、單は、崩黄の狩衣着用時に用ひ、服紗小袖は、諸家十六歳に至れば、三月着用し、袴は、五年より正月十五日に至る間通用者となし、弓袴は、壯年の人用ひ、直衣、半臂、相等は、正二月の時着用し、時に十一月、十二月に用ふることもあり(裝束色彙)

コウバ

○襲の色目の名、飾抄及び遣造院裝束抄には、面紅梅、裏蘇芳打也云々といひ、藤原草及び桃花葉葉には、表紅、裏紫云々といひ一定せず、裝束色彙は、表紅梅裏紅の衣を裏勝紅梅と云ふ類あれば、經紅、緯白と云ふ説合ふべきか、又裏を附る物は裏紫なるべきかといへり、春季着用す、襲色目(カサネノイロメ)の挿圖參看○織物の色名、經糸は紫、緯糸は紅にて織りたるもの、但し筋なし、メキシロと共に年少の人着用す、大抵二十八頃まで用ひたりと云ふ(慶中舊記、貞丈雜記)

コウバ

紅梅殿 菅原道真の書齋の名、左京五條の第に在り、寛平五年自作の書齋記に、東京宣風坊有二家、家之坤維有一廊、廊之南極有一局、局之開方一丈餘、投歩者進退傍行、容身者起居側席、先是秀才進士、出自此局者、首尾略計近百人、故事者目此局爲龍門、又號山陰亭、以在二小山之間也、目前近側有一株梅、東去數步有數竿竹、每至花時、每當風便、可以優暢性情、可長養精神、余爲秀才之始、家君下教曰、此局名處也、鑽仰之間爲汝宿願、余即便移藤席以整之、運書籍以安之云々(下略)と見えたり(文庫考)

コウバ

紅梅句 襲の色目の名、假字裝束抄に、上は薄くて下は濃く匂ひて云々、女官飾抄に、上紅梅に薄紅梅を重ね云々とありて、一

コウバ

説は上薄紅梅下常の紅梅、一説は上常の紅梅、下薄紅梅にて二説區々なるに似たれども、總て何色にても匂と云ふは、其色と其色の薄きを重なるを云ひ、必いづれを上いづれを下と定まれるにもあらざるなり、紅梅は下薄く、崩黄は上薄し、然れば紅梅など上薄きをも匂と云ふべく、下薄きをも匂と名づくべき歟、衣も此重の色に准じて表紅梅、裏薄紅梅にても、表薄紅梅裏紅梅にても然るべし、但假字裝束抄に、下へ濃匂ひてと云へるは、上の薄きに對しての濃きなり、常の紅梅より濃きを用ふべからず、然る時は裏勝に混すればなり、四時共に祝賀の時に着用し、又五節より春に至るまで之を着用す(裝束色彙)

コウバ

紅梅大將 藤原清時(フシハラノナリトキ)をいふ、

コウバ

貢馬奉行 備前守室町幕府の職名、毎年の秋幕府より朝廷へ進獻すべき料の馬を將軍内覽ありて後、京都へ引進する等の事を沙汰す、文治二年源頼朝藤原秀衡の貢馬買金を傳奏せしを始めて、貢馬を進むる事歴世絶ゆる事なかりしかど、其職掌あるのみにて、正しき名稱はなかりき、室町幕府の時に至り、始めて此職を置く、寛正六年十二月、將軍義政、貢馬を管領島山政長の第に觀る、治部國通奉行たり、鎌倉の時より、毎年十二月、朝廷へ貢する馬を、將軍内覽の儀あり、營中にて執行せるを、足利の世には、管領の第にての事とせり、豫め諸家より、其料の馬を催し、内覽の日より、進獻するに至りて、總て貢馬奉行の所掌たり(吾妻鏡、官制沿革略史)

コウバ

弘法大師 空海(クワカ)を見よ、

コウバ

與福寺 備前大和國海上郡

コウバ

奈良市の中央(平城京の左京、三條七坊)の山科寺とも、麻坂寺とも云ふ、法相宗大本山、源流治、齊明天皇三年藤原鎌足山城山科の陶原に造立し、丈六の釋迦像を造り安置せんとす、未だ成らずして薨す、天智天皇の時夫人鏡女王請うて伽藍を起し、佛像を安置す、名付て山科寺と云ふ、天武天皇元年大和國飛鳥の麻坂に移し、麻坂寺と號す、元明天皇都を平城に移すに及びて、不比等和尚三年更に勝地を卜して今の地に造營し、興福寺と改稱す、是より春日社を管掌し、藤原氏の氏寺として、累代の崇敬厚く、堂宇境内に滿ち壯麗他に比なかりしが、元慶二年以降火災に罹ること前後八回、藤原氏全く勢なきを以て享保二年の大火以後再び興らず、僅に寺縁二萬石を藤原より受けて、維持せしのみ、故を以て今殘留する所は、北圓堂、南圓堂、東金堂、大湯屋、五重塔、三重塔數字に過ぎず○金堂 興福寺の中央に在り、不比等の始むる所、屢々火災に罹り、今のは假堂にして文政二年の造營なり、釋迦如來を本尊とし、脇士日光月光菩薩四天王及び法相六祖坐像(國寶)等あり○講堂 金堂の北方に舊址あり、天平十八年藤原夫人、仲麻呂先妣(幸瀨子女王)の爲めに創立す、彌陀三尊文殊を本尊とす、維摩會を此處に行ふ、故に維摩堂とも稱す、南方に南大門あり○東金堂 金堂の東に在り、神龜三年聖武天皇太上天皇の病を祈る爲めに立給ふ所、元慶二年寛治元年並に焼失す、次で治承四年又災す、藤原兼實之を再興せしが後又災にかゝり今の堂は應永二十二年の再造にして、七間四角、特別保護建造物となる、本尊は藥師如來兩脇士銅像、梵天帝釋、十二神將、運慶の作と稱する四天王、文殊、定慶の作、維摩居士等を安す皆國寶に屬す○西金堂 東金堂に對して南圓堂の北に在りしが、藤原不比等光明皇后、橘

コウバ

三千代の爲めに建立する所、釋迦丈六を本尊とす、治承享保に災し、今は廢絶す○南圓堂 金堂の南西に在り、弘仁四年藤原冬嗣、先考内膳の遺願によりて創立す、治承四年重衡の兵火に燒かれ、兼實之を再興し、文治五年九月供養を行ふ、後ち又屢々災に罹り、今のは寛保元年の遺立にして八角寶珠形、一面三間二尺五寸あり、西國三十三札所の九番なり、安置する所の不空觀音像、文治五年藤原兼實佛師康慶をして作らしめし所、尊容優等今國寶たり○北圓堂 南圓堂の北に在り、養老五年元明天皇、右大臣長屋王に勅して、不比等追善の爲めに造る所、今のは寛治六年の再興にして、八角寶珠形、一面二間三尺、藤原時代建築中の優等なるもの、今特別保護建造物となる、本尊は彌勒菩薩、釋迦如來(共に定朝作)四天王なり共に國寶となる○東圓堂 待賢門院の本願にして不空觀音を本尊とす、今師範學校の構内に舊址あり○三重塔 南圓堂の南方一段低き地に在り、康治二年待賢門院(鳥羽の皇后)の御願にて造る所、現存のもの即是なり、特別保護建造物となる、内陣の佛龕堂内の綵繪の模様等猶昔時の壯麗を見るに足る○五重塔 天平二年光明皇后の創立、今のは應永二十二年の再建にて、特別保護建造物となる、高十五丈一尺、方四間五尺○東室 興福寺の事務所にして寶藏あり、佛像彫刻の優秀なるもの多し、世親無著の像(乾漆、文管師作)釋迦十大弟子六體、八部衆八體、金剛密迹二力士(傳定慶作)板彫十二神將(傳空海作)あり、皆國寶となる、又二條真基自筆の願文あり、絶品なり○大湯屋 東室の南方に在り、應永年間の假造なり、屋内大釜あり○大御堂 往來を隔て興福寺の南方に在り、菩提院と云ふ、天平中僧玄助の創立する所、應永中破壞し、天正八年修造す、俗に十三鐘とも

コウバ

云ふ、寺僧勤行の舍圖に、六ツ時と七ツ時とに打ちし故に名づく、今は南圓堂の前に移す○一乘院、門跡にて奈良縣所其舊址なり、大乗院と同じく門跡にて、大御堂の南に舊址あり、一乘院大乗院は委しく別項に在り、參看すべし、今其別當の系統を示せば左の如し(歷代編年集成、元亨釋書、興福寺緣起、平城坊目遺考、大和志料、大和巡、佛家人名辭書) ○慈訓 永殿 行賀 修圓 隆慧 壽顯 興昭 孝忠 房忠 仙忠 直覺 基繼 平源 空晴 助精 延空 安秀 定昭 眞喜 定澄 林懷 扶公 經教 眞範 圓緣 明懷 賴信 公範 賴尊 覺信 永緣 玄覺 經尋 玄覺 隆覺 覺譽 覺晴 隆覺 惠信 尋範 覺珍 教緣 玄緣 信圓 覺憲 範玄 雅緣 眞圓 雅緣 信憲 雅緣 眞圓 雅緣 範圓 實尊 實信 圓玄 實信 圓實 定玄 實信 覺遍 實信 圓玄 公緣 實信 實性 眞盛 圓實 尊信 賴圓 實性 信昭 性譽 尊信 信昭 惠信 玄雅 宗懷 慈信 尊清 實懷 慈信 性譽 慈信 顯覺 尊憲 實昭 範憲 慈信 經譽 覺昭 尋覺 宗親 範憲 眞信

コウフ

公壽 孝覺(再任) 真信(再任) 信顯(再任) 範憲(再任) 尊覺(再任)
 實聰 真信(再任) 真覺 隆通 真覺(再任) 覺圓
 真覺(再任) 顯親 覺尊 慧信 真信(再任) 顯昭
 範憲(再任) 真覺(再任) 覺尊(再任) 真覺(再任) 乘圓 覺實
 覺圓(再任) 覺實(再任) 孝覺(再任) 真曉(再任) 孝覺(再任)
 慎雅 孝覺(再任) 賴乘 盛深 顯通 盛深(再任)
 實通 印覺 隆圓 實通(再任) 圓守 實通(再任)
 圓守(再任) 孝憲 覺成 覺家 圓兼 真昭
 孝尊 長懷 孝尊(再任) 長雅 圓兼(再任) 真昭(再任)
 實憲 孝圓 圓尊 隆俊 真兼 實昭
 兼覺 光曉 孝俊 空昭 光雅 隆雅
 乘雅 經覺 昭圓 光曉(再任) 經覺(再任) 兼昭
 兼雅 隆秀 實意 俊圓 兼曉 貞兼
 重覺 真雅 空俊 教支 尊尊 光憲
 經覺(再任) 兼圓 兼雅 孝祐 經覺(再任) 光淳
 任圓 尊察 政覺 隆憲 空覺 光慶
 真譽 兼繼 經尊 圓深 孝緣 實憲
 晃圓 兼繼(再任) 覺察 尊圓 空實 光尊
 實曉 光實 兼深 尊勢 光助 信尊
 尊覺 尊覺(再任) 實雅 尊賞 隆通 尊快
 照尊 尊應 忠起

コウマ

コウマシヤウ

工部省 鑛山、製鐵、
 燈明臺、鐵道、傳信機等の工業に關する事を管する所
 にて明治政府の役所 起原 明治三年閏十月始め
 て之を置く、四年民政部所屬土木事務を管し、同年八
 月、工學、勸工、鑛山、鐵道、土木、燈臺、造船、電信、製
 鐵、製作の十寮及び測量司を置く、尋て十月、土木寮
 を大藏省に屬す、五年十月、造船、製鐵の二寮を廢し、
 六年勸工業寮を廢し、孰も製作寮に屬す、七年測量司を
 廢し、八年鑛務局を置き、同年十一月、鑛務寮を爲す、
 十年諸寮を廢し、鐵道、鑛山、電信、工作、燈臺、營繕、
 書記、會計、檢査、倉庫の十局を置く、十一年、工部大
 學校を設け、十四年檢査局を廢す、十六年局課の廢合
 等ありしが、十八年十二月、通信省を置き、驛遞、電
 信、燈臺、管船の事務を管理せしめ、鑛山工作の事務
 は農商務省に、工部大學校は文部省に屬せしめ、以て
 之を廢す(法令全書、明治政覽)

コウフン

和氣氏の學館 附在
 山城國京都 起原 和氣廣世、父清廣の志を繼ぎ、
 大學別當となるや、聖田二十町を寮に入れて勸學科
 に充て、また明經の四科を定め、諸儒を會し、陰陽
 書新撰經等を講論し文事に勤む、其宅大學の南に
 在り、更に學館を開き、弘文院と稱し、聖田四十町を
 附し、永く學科に充て、子弟の學習する所と爲す、
 是私學の嚆矢なり、然れども此院久しからずして衰
 微す、西宮記に、弘文院、和氣氏諸生別曹、今荒廢、
 在勸學院北とあり(日本後紀)

コウフン

弘文院 林氏の學館 附在
 武藏國江戸 起原 弘文院 寛永七年、徳川
 家光儒臣林信勝に上野忍岡の地を賜ひ興學の地と爲
 さしむ、九年冬、尾張侯徳川義直一堂を建て聖像及
 び四配像を安置し、先聖殿の三字を親書して匾額を

コウマ

掲ぐ、十年二月始めて釋菜を行ひ爾後絶えず、三十年
 を經て殿屋檜々破損す、萬治三年官金を賜ひ重修す、
 殊に兩廡を殿門の左右に建て、堂升を西門に移し南
 に向はしめ、下谷より新路を開き版道を鑿ち、石級を
 登り升門に入らしむ、寛永三年十二月弘文院の號を
 賜はる、十二年官材を賜はり學寮を増築し、之を東寮
 と稱し、舊舎を西寮と號す、元祿三年七月地狹少なる
 を以て湯島に改築す、昌平坂學問所と稱す(シヤウ
 ヘイザカガクモンシヨ 參看 附在 莊地五千三百五
 十三坪、正殿即ち先聖殿五間(深潤共に三丈)南向兩
 廡各二間(深潤共に一丈二尺)正殿と合せて一構とな
 す、兩廡東西各四間、北向に入る深さ各一丈五尺、杏
 壇門を挾みて立つ、殿を距る七歩許門内に石水盤一
 基を置く、杏壇門を距る六歩許に入徳門あり、門外に
 石階二層あり、上は七級、下は十四級とす、東南下谷
 街に面す、其西に弘文館あり、猶同條を參看せよ(靈
 峰文集、昌平志)

コウフンクワン

弘文館 林信勝書院の
 名 附在 江戸 起原 弘文院の西 起原 寛
 永十一年官材を信勝に賜はり、孔廟の側に書院を築
 く、寛文三年十二月に至り、始めて弘文館の名を附
 す、其構造は、前廳後堂等ありて接屬し、構の北を
 修史館(寛文四年創建、本朝通鑑を修むる所、後ち學
 舎となり南北塾と稱す)と爲す、十五間廡庫備はる、
 入徳門の西に塾舎(南塾、東西塾と稱す)あり、また書
 庫三所、史館の北に在り、西北の端を穿開して二門
 を設く、石階十餘級、東北は林木にて鬱蒼たり、壇
 を以て四面を繞らす(昌平志)

コウフンクワン

弘文館 舊鹿島藩の學校
 附在 肥前國津郡鹿島町常廣齋城内 起原 開創
 立許かならず、藩主鍋島直保の時、文武を好み大に擴

コウマ

張する所あり、文化二年高津原に地を相し學校を移
 し、直奉古賀精里をして校名を德讓館と名づく、安
 政六年直彬更に弘文館と改め、其附屬校を明倫堂と
 いひ、以て文武の道を勵ましむ、明治三年火災に罹
 り、同郭内柏岡に改築し、鑄造館といふ、廢藩後尙
 は義塾として開設し、九年四月變則中學に改め、十
 二年縣立中學校となる(日本教育史資料)

コウフンテンクワウ 弘文天皇 名 諸名
 は伊賀、字大友、世に大友天皇と稱す 起原 天智天皇
 の長子、御母は伊賀采女宅子媛、第三十九代の天皇
 天智天皇の十年太政大臣に拜す、天智天皇位
 を傳へんと欲す、然るに始め國家多難にして諸皇子
 猶幼なるを以て天智の同母弟大海人を太子とす、後
 ち天智天皇疾あるや、太弟大海人を召して後事を託
 す、太弟辭して備となり吉野に入る、此年皇子大友
 を立て、皇太子となす、十二月天智天皇滋賀宮に崩
 す、太子位に即く、或人奏して曰く、太弟吉野に在
 るは虎を野に放つが如しと、明年山陵を起すに託し
 濃尾の兵を召す、太弟、これを聞き、兵を起して不破
 に入る、兩年瀬田に戦つて天皇利あらず、山前に逃
 れ遂に自刃す、在位八箇月、御壽二十五、近江國滋賀
 郡大津市別所町長等山前陵に葬る、明治三年七月、弘
 文天皇と號せらる、天武天皇(テムムテンクワウ)參看
 (大日本史、陸臺一覽)

コウマ 小馬(駒) 四尺以下の馬を云ふ、馬
 は、四尺を定寸となす、小き馬の義、單に「コマ」とも
 いふ、コウマ 參看、源平盛衰記落行人歌の條に、落行
 平家人々、或は式津の浪枕、八重の磯路に日を経つ
 つ船に卒差す人もあり、或は遠を凌ぎ近を分つ、小
 馬に鞭打つ人もあり云々と見えたり、

コウマウ 紅毛 江戸時代、和蘭人を呼びし

コウマ

語、毛髪の色赤きを以てなり、オランダを見よ、
 コウマキ 紅卷 素襖の染色、後世のしほり
 染の類、又巻染とも云ふ、布を固く巻きて、其上を
 糸にて固く巻き、紅にて染め、後ち糸をとけば、糸
 の所は白く外は紅にそまるなり、一般晴の時武家者
 用し、平日は禁制なり、殿中日記寛正五年の條に、公
 方様、御小者、すあふ、こまき結構也云々、又同六
 年の條に、御所様上様各御供衆上下巻染也云々とな
 ど見えたり(貞丈雜記)

コウモン 孤雲 懷井(クワイシヤウ)を見よ、
 コウモン 五運 陰陽家にて、年々に據りて生ず
 る火水金土の運行をいふ、五運を起す法は、十干
 を五つに配して順に之を輪ぐり、甲巳の年は土運を
 起し、乙庚の年は金運、丙辛の年は水運、丁壬の年
 は木運、戊癸の年は火運と次第に相生する者を以て
 之を起す、毎年三月の幹、其年の運に旺す、甲巳の
 年の如き三月は則ち戊なり、戊の土土運に旺して、庚
 の年の三月は則ち庚にして金運に合す、餘皆此の如
 くす(和漢三才圖會)

コウモンハ 興門派 日蓮宗の一派、日蓮
 の弟子日興を祖とす、また勝劣派、富士派とも稱
 す、この派は法華本門中に於て、壽量の一品と、湧
 出品及び分別品の兩半品を以て、末法下種正依の
 經典と定め、其餘の諸品は皆小邪未覆の教と稱して
 之を用ひず、本山は駿河國富士郡大石寺等の八箇山
 あり、明治九年二月一派別立の儀を許さる、ニチレ
 シニユウ、參看(佛敎各宗綱要、法令全書)

コウヨウニン 公用人 明治元年八月、始
 めて之を設け、諸藩留守居役の職務を掌らしむ、二
 年八月大臣納言家に之を置かしめしが、翌九月公務
 人を置きて之を廢す、三年九月藩制の改革により、

コウマ

公用人の稱を廢し、其事務の大小により、參事或は
 屬等にて事を掌らしむ(法令全書)

コウライイモン 興禮門 大内裡八省院二十
 五門の一、年中行事後附に、「クキョウレイ」と訓め
 り、右廂門ともいふ、會昌門の西、十一間を隔て、
 位す、貞觀儀式元日朝賀の條に、門部三人、入自「章
 徳興禮兩門」居會昌門内、左右廂胡床とあり(大内
 裏圖考證)

コウラクテン 後涼殿 名 別殿ともい
 ふ、コウロ「コウロリ」とも訓す 附在 大内裡清涼
 殿の西に在り、陰明門と相對す 起原 廣さ九間四面
 (大内裏抄七間に作る)、中央馬道を以て南北に納殿
 を分ち、四方に廂(南北高遺戸)あり、西廂に、上(南
 方)下(北方)の御厨子所あり、其西土座にて中央に立
 蒞あり、陰明門に對す、南廂に御膳宿あり、其東方
 に戸ありて清涼殿の西南渡殿に接し、中央の切馬道
 より中の渡殿に續き、朝餉舎、養盤所等へ出づ、
 (大内裏圖考證)

コウラクケン 後樂園 附在 東京小石川、
 現今砲兵工廠の境内、水戸侯の邸園 起原 徳川
 頼房の創建する所、江戸名園記に、坂昌城の記文を
 記載せり、その文に、「こゝに小石川の御館は、そのか
 み威公の殿(頼房卿)の深く山水に御心とめ給ふあ
 まり、おのづからなる形勢の、かゝる勝地をも領し
 はじめ給ひしと、こゝなりければ、もとより山のた
 ずまひ、古き木立のまゝをあらため給はず、これに
 上水をさへせき入させ給ふことは、大猷院の御所す
 べて御手づから繪圖させ給ひ、山の掟ながれのまに
 まに御心をよせられしを、威公のとの、猶御好を
 加へ給ひ、徳大寺何がしこのことに精しければ、是
 れに仰せてつくらせ給ふ、義公の殿(光圀)また立た

コウラ

せ給ひ、ことに心を添へられ、このころ舞水、の殿
になつたひつかうまつりければ、しめし合されし事
ども多かるべし、後醍醐と名づけられしも、此御時
にて、これまかの翁文字をえらびたてまつりける、
又後醍醐に、先大泉水をひらき大泉水より東の方
は、御屋形に當たる香木繁茂してしゆる山に續きて
御屋形の見隠しとなれり、南にしゆる山、木曾谷、龍
田川、西行堂、櫻馬場、西に廻りて一つ松、硝子の茶
屋、大井河、西湖堤、渡月橋、丸屋、小嵐山、観音堂、音
羽瀧、琉球山、北に當たりて遠山有り、松原、福祿壽之
堂、不老水、八ッ橋、水田、その邊り稻荷の社、文昌堂、
小町塚、河原書院、御龍舞臺あり、北西の隅に草木御
園内に庚申堂、萱御門、その外に水車の樓あり、樓上
に小嵐山へか、れる水の寛あり、大泉水に長橋か、
れり、橋より西蓬萊の中に辨財天の祠あり、總べて
園中の山水喬木危石自然の形勢を備へて言語筆力の
盡すべき所にあらず、一度この御園に遊ぶ時東西南
北を分つものなし、實に千山競秀萬壑爭流と云ふ
べし、などあるを見れば、この園の莊嚴なること知
らるべし、始め頼房のこの園を作るや、徳大寺左兵
衛に命じて意匠を施さしめたるものにして、この邊
に吉祥寺本妙寺などありしを、他に移し、年経たる
樹木をそのまゝにして繕ひたるが故に、當時已に深
山幽谷のさま自づから備りて世に類ひなき名園とな
りたるや疑なし、されば東福門院もこの園のこと聞
召され園にうつして獻るべき命あり、やがて獻られ
しかば、後水尾天皇も親覽ありて御感賞おほしまし
けるとぞ、その後義公の時、明遣臣朱之瑜園の名を宋
の范文正公の士當、先天下之憂、而憂、後天下之樂、
而樂の語を取り後醍醐と名づけ、得仁堂、文昌堂、渡
月橋等を作りしかば、唐の風景をこの園中に添ふる

コウリ

こといなり、元祿中桂昌院夫人の此園へ遊覽の
時、大石奇巖は歩行の時危きとて大方取りかたづけ
園中の景を損す、後又享保中大森茂次郎、三木幾右
衛門等讃州侯の命にて見晴しの爲め喬木七百餘を伐
拂ひ大泉水の邊の石橋を崩し、大に園中の風致を損
するに至れり(園藝考)

コウリウ

弘流 井島巨雲爲信が創めたる劍
術の流派○爲信は伊達家の人、始め兵家八十郎と號
す、樋口七郎右衛門につきて神道流の刀術を學び、其
精妙に達し、遂に一流を始め、其子五郎右衛門爲長
其傳を繼ぐ(武術流祖録)

コウリヤウ

公領 江戸時代幕府の領地をい
ふ、また天領ともいふ、テンリヤウを見よ、

コウリヤウテン

後涼殿 「コウラウテン」
を見よ、

コウロクワン

鴻臚館 名 漢 王朝時代外
國人を接待する爲めに設けたる官舎、太宰府にては
博多、攝津にては難波、京都にては東西市に設置す、
鴻臚館とは唐人の館名、集會する所を謂ふ、漢書に、
鴻臚也、禮傳之也、傳聲通也、字書に禮以禮陳、
叙於賓客也、又官之名也」と注せり、又漢書に、掌
四方蠻夷、曰大鴻臚」とあり、蓋し我漢鴻臚館は是より
出でしなり、
鴻臚館 太宰府の鴻臚館は、始めは筑
紫館と云ふ、最も古く書に見えたるは持統天皇紀に、
二年二月己亥癸酉、霜林等筑紫館賜物各有差」と
あるを始めとす、これ外客を接待する所にして、即
ち後の鴻臚館なり、萬葉集にも至、筑紫館、造望本
郷、懐信作歌と見えたり、而して其鴻臚館と云ひし
は支番令に、監、其館舎」とあり、義解に、謂、鴻臚
館」とあるを嚆矢となす、然れども、是れは難波の
鴻臚館にて推古紀に見えたる新館と云ふものも是な

コウワ

り、又延暦遷都の時、支蕃寮を置き、鴻臚館を置き、
弘仁以來は東鴻臚館を東寺、西鴻臚館を西寺となし
しこと源氏物語河海抄に見えたり、太宰府に鴻臚館
の見えたるは、三代實錄清和天皇貞觀五年四月二十
一日の條に、太宰府言、新羅沙門光著、普嵩、清願等
三人、著博多津岸、至是勅安、置鴻臚館、資、給糧
食、待唐人船、令、得、放却」とあるものはなり、十
一年五月新羅賊船侵入し、數前貫絹綿を奪ひ去る、
十二月二十八日左近衛少將兼太宰權少貳藤原純守を
遣して警固せしむ、是日瀧守の奏請により鴻臚館に
統領一人選士四十人甲冑四十具を置き、防備に備ふ、
十二年正月甲冑四十具を備へ置く、天慶八年七月四
日大唐吳越船肥前國松浦郡に至るや、例により鴻
臚館に置く、外記日記に、大唐吳越船今月四日到岸
狀、靜准、例速差、入船、引路至、鴻臚館、應、應者益加
實驗、所、申有、實、仍、副、被、陳、狀、言、上、云、々」とあり、
村上天皇の頃は類廢せしと見え、天德元年菅原文時
意見封事三ヶ條を奉る其一に、鴻臚館修築の事を謂
ふ、一請、不、廢、失、鴻臚館、禮、道、人、勳、文、士、事、右
鴻臚館者爲、外、賓、所、置、也、星、律、多、積、雲、霧、類、類、頃
年以來、堂、宇、欲、盡、所、司、不、能、修、造、公、家、空、以、廢、亡
とあり、然れども此事終に採用せられず、廢滅に歸
せしと見え、爾後外國の使臣を取扱ふに別所或は便
所に置くとのみありて、鴻臚館の名は概見せざるに
至れり、其所在地は今の博多官内の地であり、筑前
續風土記に館址は必ず博多官内と云ふ所なるべし、
とあり、太宰管内志に「那珂郡警固村あり、是古鴻
臚館の警固所ありし所なるべし」と云へり、難波京都
の鴻臚館は前に述ぶる外所見なきを以て沿革詳考
ならず(太宰府考)

コウワ

弘和 南朝後龜山天皇御宇の年號、天

コエダ

コオン

授七年(北朝の康暦三年)二月十日改元、三年を経て
元中と改む、
コエタイ 肥代 江戸時代、賈附法の一、村
高に應じ、乾餅大豆精糖油粕等を各代金を以て賈附
くるをいふ、利息なく、概ね三箇年賦とす(大日本
租税志)
コエノハカセ 音博士 「オンハカセ」を見
よ、
コエシ 後宴 男踏歌の後に行ふ酒宴をいふ、
「タウカ」を見よ、
コエフ 五衛府 衛門、左右衛士、左右兵衛の
五府の總稱、詳しくは「エモンフ」、「エフ」を見よ、
コエムユウテンワウ 後醍醐天皇
名 御名は緒仁、法諱は光淨、
第二皇子、御母崇賢門院仲子、北朝第五代天皇
の文中三年(二月)即位、後光嚴院、院あり政務を
き、給ふ、在位十一年、改元する、と三、位を太子
幹仁に譲り、院にありて政を聞き給ふ、明徳四年四月
二十六日崩す、聖壽三十六、山城國紀伊郡深草法華堂
陵に葬る(建内記、皇胤紹運録、野史、陵墓一覽)
コオン 吳音 吳國傳來の發音を云ふ、欽明
天皇の朝、佛教の傳來と共に本邦に入る、一に對馬音
とも云ふ、其初め金禮信と云ふ者對馬に停りて此音
を傳へしに、一國皆是を學びしかば斯く稱したりと
云ふ、佛典には必ず此音を用ふ、醫門も多ク之を用
ふ、即ち行を「ギヤウ」、京を「ギヤウ」、平を「ヒヤウ」、
黄を「ワウ」、明を「ミヤウ」といふの類也(同文通考)
コオンリ 小御衣 小袷巻を云ふ、夜具の類
なり、貞丈雜記に、「おんぞとは、小袷巻の事也、常の
小袖の形にて、ゆき、たけを長くするなり、とのゐも

ココロ

ココカ

の一名をおんぞと云ふとの物より、ちいさき故
小おんぞと云ふ也」と見え、女房筆法に、「御しづまる
處にいろく置かれ候事、先との物二、御、おん
ぞ二、御枕二、御筵二つあるべし云々」とあり、
コオロシ 子墮 江戸時代、懐胎せる子を薬に
て下すことをいふ、古より既にありしと見え、源順
集に、男のひとの因にまかるほどに、子をおろしける
女のもとに、たらしなをのかるほどをいふ、江戶時代に
いかですて、しかりのかひ子ぞ」とあり、江戶時代に
至りては、一の職業として世の需めに應じしが如く、
是等の周旋を爲す家においては、子持結に錠を染め
出したる暖簾を下げて看板と爲せしといふ、正保三
年町綱を以て看板を掲げて子おろしの商賣をなすを
禁せしむ、真享元年板行の諸體大鑑に、ししがはの
生垣のうちに張紙萬葉書にして屬彌樓於呂志藥とあ
りとはおかしく云々」と見え、また好色五人女に見
えたり、當時墮胎を甚だしき不徳とは思はざりしも
の、如し、江戸幕府は是等を防がん爲めに雙兒以上
を生みたる者には、乳母料を給せり、明治政府に至
り刑法を定めて之を嚴禁す、
ココカ 估價 物品を賣買する價額をいふ、
武天皇以前は稻穀布帛等に資て之が有無を通ず、天
皇十二年四月詔して銅錢を用ひ、銀錢を用ふるな
らしむ、文武天皇大寶令制定の時、關市令に、凡そ
市肆毎に標を立て行名を懸せよ、市司貨物の時價
に准じて三等と爲し十日に一簿を爲れ、また、官と
私と交關せんに、物を以て價と爲すは中の估價に准
せよ、もし、贓物を懸評せば亦斯の如くせよと令せり、
爾來物價束帛を以てするものありと雖も多クは錢を
用ひたり、而して調庸雜物の交易、官私交關の物等

ココイ

に至ては各價法あり、其餘多くは時價に従ふ、但米
價の如きは官より之を管理し、や、常平の意を帯べ
り、元正天皇養老六年二月詔して云、市頭の交易に
元來定價あり、頃日多ク法の如くならず、百姓の利潤
を得んことを欲し、二百錢を用ひて一兩銀に當てさ
しむ、即ち買物の貴賤價錢の多少は時に隨て平章し
永く恒式と爲せ、もし違ふものあらば杖六十に決せ
よ、爾後估價に對する詔勅ありと雖も今之を略す、
醍醐天皇の時延喜式にて、其値を定むるあり、雜物
の價法として、畿内は絹一匹に直稻三十束、絲一絢
に六束、綿一屯に三束、調布一端に十五束、唐布一
段に九束、絹一口に三束、鐵一廷に五束と定め、諸國
によりて各異なり、また驛馬の直法は、畿内國は上馬
に二百五十束、中馬に二百束、下馬に一百五十束と
し、傳馬の直は各五十束を定む、諸國各異なり、花
村上天皇天曆元年に、雜物價直減定の事を定め、花
山天皇寛和二年に估價の法を定む、降りて鎌倉時代
以後、物價の賈納に關するもの米穀を除く外、酒油
等二三に過ぎず、後深草天皇建長元年估價法を定む、
是れ奸商等私利を專にして物價を騰踊せしむるに因
る、元徳元年勅して洛中の酒價を定む、而して鎌倉時
代より豐臣氏の時に至るまで、錢は概ね銅貨を用ひ、
量は宣旨辨を用ひたり、慶長以來金銀錢貨通く海内
に行はれ、斗量亦京辨を用ひしより沿革甚だ少し、元
祿十二年徳川綱吉令して、大倉の米百俵の價直を金
五十兩に定む、寶永三年近年穀價騰貴し、隨て他物亦
賤しからず、頃穀漸く低降すれど、諸品尙賤きものな
し、自今時價を以て廉直に販賣すべし、若し不買のこ
とあらば必ず査檢せんと令せり(大日本租税志)
ココイ 五戒 五の戒をいふ、「ココイ」の條を見
よ○又禪宗の備にて、行者の五戒を受けて、未だ剃染

ゴカイ

せざるもの(森林系器)
五街道 江戸時代、江戸日本橋を中心として京都、日光、白河、甲斐に至る五ツの街道をいふ、京都に至るものを東海道、中仙道、木曾街道の二道とし、日光に至るものを日光街道、白河に至るものを奥州街道、甲斐に至るものを甲州街道とす、今其間における驛名を擧ぐれば左のごとし(五海道中細見記、日本歴史及地理要覽、地名辭書)

Table with columns for station names and distances, including entries like 日本橋 二里、品川 二里半、川崎 二里半、加奈川 一里九丁、程ヶ谷 二里九丁、戸塚 一里半、藤澤 三里半、平塚 二里七丁、大磯 四里、小田原 四里八丁、箱根 三里半、沼津 一里半、吉原 三里六丁、蒲原 一里、由井 二里十二丁、興津 一里三丁、江尻 二里廿九丁、府中 一里半、丸子 一里廿九丁.

ゴカイ

Table with columns for station names and distances, including entries like 岡部 一里廿九丁、藤枝 二里八丁、島田 一里、金谷 一里廿四丁、日坂 一里廿九丁、掛川 二里十六丁、袋井 一里半、見付 四里七丁、濱松 二里半、舞坂 一里(海上)、新井 一里廿四丁、白須賀 二里十六丁、二川 一里廿二丁、吉田 二里廿二丁、御油 十六丁、赤坂 二里九丁、藤川 一里廿五丁、岡崎 三里半、池鯉鮒 二里半、鳴海 一里半、宮 二里(桑名)、(若塚) 大丁以下四里、(萬場) 一里廿七丁、(神守) 一里廿七丁、(佐屋) 三里(川舟)、桑名 三里八丁、四日市 二里廿七丁、石薬師 廿七丁、庄野 二里、龜山 一里半.

ゴカイ

Table with columns for station names and distances, including entries like 關 一里廿四丁、坂の下 二里半、土山 二里廿五丁、水口 三里十二丁、石部 二里廿五丁、草津 三里廿四丁、大津 三里、江戶、京間里程百廿四里八丁、(二)中仙道(木曾路)六十九次、日本橋 二里、板橋 二里八丁、旗 一里半、浦和 一里十二丁、大宮 二里八丁、上ヶ尾 三十丁、桶川 一里半、鴻巣 四里八丁、熊谷 二里半、深谷 二里廿九丁、本庄 二里、新町 一里半、倉ヶ野 一里十九丁、高崎 一里半、板鼻 三十丁、安中 一里半、松枝 一里半、坂本 二里廿六丁、輕井澤 一里五丁、沓掛 一里三丁.

ゴカイ

Table with columns for station names and distances, including entries like 追分 一里十丁、小田井 一里七丁、岩村田 一里半、磯奈田 廿七丁、八幡 廿二丁、望月 一里八丁、蘆田 十六丁、長窪 二里、和田 五里九丁、下諏訪 三里、鹽尻 一里半、洗馬 三十丁、本山 二里、費川 一里半、奈良井 一里半、敷原 二里、宮ノ越 一里半、福島 三里半、上ヶ松 三里九丁、次原 一里半、野尻 二里半、三野野 一里半、妻籠 二里、馬込 一里五丁、落合 一里五丁、中津 二里半、大井 三里半、大久手 一里半、細久手 三里、三嶽 一里五丁、伏見 二里.

ゴカイ

Table with columns for station names and distances, including entries like 太田 二里、鶴沼 四里八丁、加納 一里半、合渡 一里六丁、御影寺 二里八丁、赤坂 一里十二丁、垂井 一里半、関ヶ原 一里、今須 一里、柏原 一里半、醒ヶ井 三十丁、香場 一里六丁、鳥井本 一里半、高宮 二里八丁、愛知川 二里半、武佐 三里半、守山 一里半、草津 一里半、江戶、京間里程百廿七里十一丁、(二)奥州街道六十九次、日本橋 二里、千住 二里十五丁、草加 二里廿五丁、越ヶ谷 二里廿五丁、粕壁 一里半、杉戸 一里廿一丁、幸手 二里六丁、栗橋 半里、中田 一里半、古河 廿六丁.

ゴカイ

Table with columns for station names and distances, including entries like 野木 二里、飯田 一里半、小山 一里十二丁、芋から 一里、小金井 二里半、石橋 一里廿三丁、雀宮 一里半、字都宮 二里、白澤 一里半、氏家 二里四丁、喜連川 三里、作山 一里半、太田原 二里三十丁、鍋掛 三里、蘆野 三里十丁、白坂 一里廿三丁、白河 一里、根田 廿六丁、小田川 十三丁、大田川 廿丁、踏瀬 廿三丁、大和久 十三丁、新田 十一丁、矢吹 廿三丁、久米石 十三丁、笠石 一里半、須賀川 一里廿八丁、佐々川 十八丁、日出山 八丁、小原田 十五丁、郡山 十五丁.

Table with 3 columns: Location (e.g., 福原 廿三丁), Distance (e.g., 一里), and Notes (e.g., 同 安積郡富久山村大字福原).

Table with 3 columns: Location (e.g., 吉岡 三里十丁), Distance (e.g., 一里), and Notes (e.g., 同 黒川郡吉岡町).

Table with 3 columns: Location (e.g., 七戸 四里十五町), Distance (e.g., 一里), and Notes (e.g., 同 上北郡七戸町).

ゴカイ

ゴカイ

ゴカイ

Table with 3 columns: Location (e.g., 吉野 二十六町), Distance (e.g., 同), and Notes (e.g., 同 同郡吉野驛).

ゴカウ 御幸 上皇法皇女院のいでましをいふ、ミユキとも訓む、もと行幸と差別なかりしが、中古以来主上のみ行幸といひて區別す、上皇の御幸には、御直衣にて、金飾櫛櫛毛車に乗御あり、院司官人供奉し、近習殿上人御剣役を勤め、京外には、衛府官人、路次を警護するを例と爲す、弘仁十四年嵯峨上皇御輿及び仗衛を固辭し、騎馬にて山莊に御幸て中仙道に合す、

ゴカウシ 紅格子 地紅にかふしを織りたる著物を云ふ、高位の女房衆ならでは著ざるなり、御成次第古實に云、こがうしは御女房衆にも御中臈衆は免されず候、是もくわしく候、くわしく候とは花飾と書て一段結構なる物と云意、自然中臈衆の内、上意に相叶ひ候方御ゆるし候へばめし候云々 (貞丈雜記)

ゴカウ

ゴカウ

ゴカウ

一族分れて中院、愛宕、六條、千種、那河、久世、東久世、梅溪、植松、岩倉等となる(尊卑分脈、知識細記、華族譜)

○具平親王 師房 雅實 雅定 雅通

通親 通光 通忠 通基 通雄 長通

通相 具通 通宣 清通 通博 豐通

通言 晴通 通堅 敦通 通前 廣通

通誠 惟通 通兄 信通 通明 建通

通久

ゴカウチャウ 小定考 定考の翌日即ち八月十二日、大臣以下の入東廳に於て行ふ儀、ゴカウヤウと參看(公事根源)

ゴカウノツボネ 小督局 長門本平家物語に小河殿と號すあり、權中納言藤原成範の女(長門本平家物語に藤原通憲の季女に作る、)姿色ありて琴を善くす、後、宮中に入りて高倉天皇に侍し、特寵を蒙る、天皇の宮中に入りて高倉天皇に侍し、特寵を蒙る、天皇の宮中に入りてより滋子にして、清盛の女なり、小督宮中に入りてより天皇の寵衰ふ、是より先小督家に在るの時藤原隆房と私通せしが、其宮中に入るに及び、隆房眷戀の情に堪へず、隆房は清盛の女婦なり、是に於て清盛は中宮寵衰へ、隆房憂鬱するは皆小督の爲す處なりとて大に怒り、將に小督を殺さんとす、小督之を聞き、潜に宮中を脱して嵯峨野に匿る、天皇愛慕の念已まらず、北面の土源仲國をして之を索めしむ、仲國命を奉じて嵯峨に赴き、小督の琴を彈するの聲を尋ねて其所在を知り、伴ひて宮に歸る、寵衰舊に倍し、幾干もなきて坊門院を生む、清盛益々之を憎み遂に

コガキ—コカク

捕へて尼となす、時に年二十三、後大堰川に投じて死すといふ(大日本史)
コガキヨミチ 久我清通 名 後久世前太政大臣と稱す 嘉慶元年八月内大臣と爲り、四年七月に辭す 享徳元年十月太政大臣に任ぜられ、二年二月罷む、同年九月五日薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任)

コカク

火客 禪宗の僧にて飯を炊くもの、又火佃とも云ふ(釋林象器考)

コガク

古學 古義學派(コギガクハ)を見よ、

コガク

古樂 雅樂にて雅曲の古きものをいふ、新樂に對していふ稱、即ち泰漢六朝以前に出でたるものを古樂といひ、唐初に作りたるものを新樂といふ、然れど唐以上の樂にて新樂に入るものあり、其故を詳かにせず、印度樂は總て古樂とし、高麗渤海の諸曲皆新樂に屬す、古樂には樂器一鼓を用ひ、新樂には羯鼓を用ふ、道行の時新古の二樂を併用することあり、ガクヲ參看(歌舞品目、禮樂志)

コカク

御書 詔書覆奏、即ち詔書の案を、太政官より再び上奏せし時に、天皇御覽じて宸筆にて可字を書き給ふを云ふ、禁秘抄に、詔書覆奏、上卿奏之、天子覽之、書可字返給、年號典朝上書也、只可字一字也、年號有二所、端年號には不書、公卿連署年號左上也云々、天皇御幼少の時攝政之を書す、玉葉文治二年四月七日、詔書覆奏の條に、予朕纂染筆、書御書(公卿連署之年號之典、一字許を指上げ、書可字)と見えたり、猶詔書(セウシヨ)の條參看、

コカクシツ

御書日 詔書の末行に年月日を自書し給ふをいふ、内記詔書を書する時、終の別行に年月を書し、日を記さずして御前に奏進す、

コカク—コカシ

裁可ある後、其日付を宸書し給ふなり、公式令集解に、御書日謂御白書二十日廿日一耳と見え、禁秘抄に、日の書き様、其日を月の下に書く也、他の字より墨黒く聊か大きに書く也、又宸筆は二字也、二十日餘は廿日と書く也と見えたり、猶詔書(セウシヨ)の條參看、

コカクセシ

古學先生 伊藤仁齋(イトウジンサイ)を世に稱していふ、同條を見よ、

コカクハ

古學派 古義學派(コギガクハ)を見よ、

コカクバウ

古河公方 足利成氏(アシカガシゲウヂ)を見よ、

コカコレミチ

久我惟通 名 志禪院と號す 享保十五年七月内大臣に任じ、二十一年正月辭す、延享二年五月右大臣と爲る、尋でまた辭す、寛延元年九月二十九日薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任)

コガサタミチ

久我定通 名 世に後土御門内大臣と號す 通光の弟 嘉慶二年六月内大臣に任じ、三年十二月辭す、寶治元年九月二十八日薨す、年六十六(大臣補任)

コカシハバラテンワウ

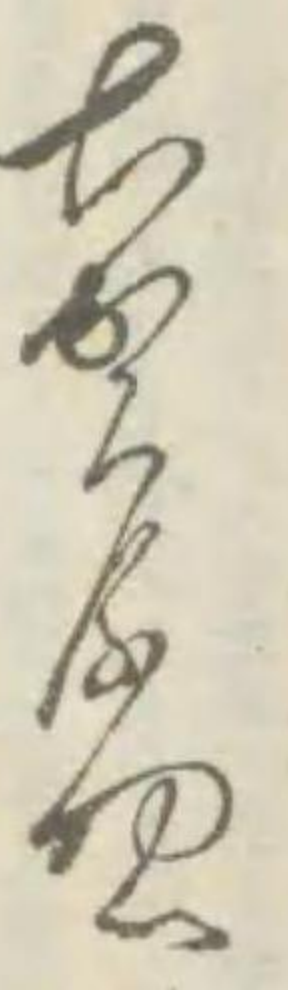
後柏原天皇 名 御名は勝仁 後土御門天皇第一皇子、御母昭皇太后源朝子、第百四代天皇 寛正五年十月二十日御降誕、文明十二年親王となり、將軍足利義政の邸に元服す、時に年十七、明應九年三十七にして踐祚し、永正十八年即位の禮を行ひ給ふ、時に應仁の亂後、朝廷衰微の極に達し、踐祚の大禮未だ行ふ能はず、大永元年三月大阪本願寺の僧光兼其費用を奉り、漸く大儀を行ふを得たり、因りて勅して准門跡となす、在位二十六年改元するもの三、大永六年

コガシ—コガセ

四月七日崩す、聖壽六十三、山城國紀伊郡深草村深草法華堂に葬る(皇胤紹運錄、野史、陵墓一覽)
コガシヤウ 古河城 所 下總葛飾郡古河町 鎌倉幕府の頃、下河邊庄司行平始めて城を築き、子孫代々居住す、應安の頃、上杉憲榮城主となり日代を置く、永徳二年小山義政攻陥し、壬生、鹿沼の兵をして守らしむ、尋で足利氏滿之を襲ふ、守將城を燒きて小山に走る、嘉慶元年野田右馬允安重之に據る、嘉吉元年足利氏の攻むる所となり城陥る、其間凡五十五年、康正元年足利成氏入りて居城とす、世に古河公方と稱す、文明三年成氏、上杉顯定の爲めに破られ、走りて千葉氏に據る、十年再び千葉氏の援によりて城を復す、天文二十三年、晴氏の時北條氏康の攻むる所となり、終に北條氏の有に歸す、永祿中義氏北條氏と和し古河に還る、然れど武威なきを以て、氏康二男氏輝をして守らしむ、天正十八年北條氏亡ぶるや、小笠原秀政封ぜられて此に治す、其後松平康長(慶長七年)、小笠原信之(慶長十七年)、奥平忠昌(元和五年)、永井直勝(元和八年)、土井利勝(寛永十年)、堀田正俊(天和元年)、松平信之(貞享二年)、松平信輝(元祿七年)、本多忠貞(正徳二年)、松平康福(寶曆九年)等相繼ぎて此に治し、安永六年土井利里七萬石に封ぜられてより、子孫代々城主となり、明治維新に至る(古河志、徳川加除封録)

コガセリ

古賀精里 名 名は様、字は淳風、通稱彌助、精里と號す 系 誠忠能の子、世世佐賀藩に仕ふ 徳川幕府の儒官、初め學を福井小車に、後西依成齋に學ぶ、尾藤二州頼春水等と交り厚し、終に陽明學を捨て、朱氏學に歸す、學成り國に歸りて國政に參與す、藩侯時に學校を創設し國用給せず、精里女中の元監を淘汰し、公室の美



久我清通の書

食を節減せしむ、後ち職を辭し専ら教に従ふ、寛政三年幕府命じて昌平學に講經せしむ、藩臣にして變に入り經を講ずる精里に始まる、七年幕府の儒員と爲り尋て慶舍の教官に陞る、文化八年林祭酒と共に對馬に往きて韓使に接す、精里深く理學を尊び、文は周秦を祖述し、材を兩漢六朝にとり、又書法を學ぶ、兼れて槍術射御に達す、文化十四年五月四日死す、江戸大塚麻島に葬る(四書集釋、大學纂釋、近思錄集說等(精里行實、日本教育史資料))

コガタイジャウタイジン

久我太政大臣 源雅實(ミナモトノマササネ)をいふ

コガタナ

小刀 腰刀にさし副(たる)小刀を云ふ、腰刀に副(たる)又副子と云ふ、又さし裏にさす故に裏指とも云ふ、軍用記に、小刀の柄に環を付ることは敵の首をとりたる時、小刀の環を首の切口より唇方へ緒を通し首を撃ぐ時の針にする爲也、武家名目抄に、今思ふは小刀の柄に環を設け或は猪の目を透す事は、もと腰刀より抜とる時の手がかりになさんか爲にぞ在るべき、時としては首に緒を通す針にもすべけれど、專其が爲也と一すちに云ひたるは、いかにぞあるべきと云へり、

コガツノセツク

五月節句 端午(タンゴ)を見よ、

コガトモミチ

久我具通 名 久世入道と號す 嘉慶二年五月右大臣と爲り、應永元年に辭し、二年六月太政大臣に任ず、三年二月罷め、出家す、四年三月十六日薨す、年五十六(公卿補任、大臣補任)

コカタ—コガト

食を節減せしむ、後ち職を辭し専ら教に従ふ、寛政三年幕府命じて昌平學に講經せしむ、藩臣にして變に入り經を講ずる精里に始まる、七年幕府の儒員と爲り尋て慶舍の教官に陞る、文化八年林祭酒と共に對馬に往きて韓使に接す、精里深く理學を尊び、文は周秦を祖述し、材を兩漢六朝にとり、又書法を學ぶ、兼れて槍術射御に達す、文化十四年五月四日死す、江戸大塚麻島に葬る(四書集釋、大學纂釋、近思錄集說等(精里行實、日本教育史資料))

コガトヨミチ

久我豊通 名 志禪院入道と稱す、道號玉峰、法名等蓮 明應六年六月内大臣と爲り、八年五月右大臣に轉じ、九年三月辭す、大永六年四月天皇の御事に依て出家、天文五年六月三日薨す、年七十八(公卿補任、大臣補任)

コガナイタイジン

久我内大臣 久我雅通(コガマサミチ)を見よ、

コガナガミチ

久我長通 名 後中院と號す 元徳二年二月内大臣と爲り、尋で辭す、元弘元年二月右大臣に任じ、正慶七年十月辭し、二年再任、建武元年二月再び辭す、曆應三年十二月太政大臣に任じ、康永元年二月罷む、文和二年八月二十七日薨す、年七十四(公卿補任、大臣補任)

コガネツクリノカタナ

金作刀 折金くり形柄口等を金にて作りたる刀、又略して金刀とも云ふ、御供故實に、金作の刀の事、總別御禁制にて候、乍去如何程を金刀と可申折かれ、くりかた、つか口など金にて候へば色給たるにて候、こじり、つかがしら、めき、かうかひ、小刀、つか金にて候はんずるが金刀たるべきなり、つかうちさめ、さやのしつけ又金具めきかうかひまで金成は中々不及沙汰、候古はさふなる刀をばさもしたる人はさ、れ候はず候、或は小者房などさ候云々と云へり、欽明天皇二十三年八月紀に、金筋刀二口とあるをマカネヅクリノカタナと訓めり、是れ金作刀の始めなり、此他金作腰刀、金作腰物、金作脇差、金作太刀等あり、其制皆同じ、但し金作太刀は公家にては細劔をいひ、武家にては野太刀を云ふ(武家名目抄)

コガネツクリノカタ

金作太刀 又金太刀とも金劔ともいふ、金作刀(コガネツクリノカタ)を見よ、

コガネツクリノカタ

金作太刀 又金太刀とも金劔ともいふ、金作刀(コガネツクリノカタ)を見よ、

コカト—コガネ

食を節減せしむ、後ち職を辭し専ら教に従ふ、寛政三年幕府命じて昌平學に講經せしむ、藩臣にして變に入り經を講ずる精里に始まる、七年幕府の儒員と爲り尋て慶舍の教官に陞る、文化八年林祭酒と共に對馬に往きて韓使に接す、精里深く理學を尊び、文は周秦を祖述し、材を兩漢六朝にとり、又書法を學ぶ、兼れて槍術射御に達す、文化十四年五月四日死す、江戸大塚麻島に葬る(四書集釋、大學纂釋、近思錄集說等(精里行實、日本教育史資料))

コガノフミチ

久我信通 名 惟克念院と號す 寛政三年十一月内大臣に任す、四年正月辭す、七年九月十三日薨す、年五十二(公卿補任、大臣補任)

コガハデラ

粉河寺 所 紀伊國那珂郡粉河村 風猛山麓に在り 〇風猛山と號す、又補陀洛山 施音教寺願成就院と云ふ 天台宗、延暦寺末、日光山門跡の支配に屬す 〇本尊千手觀世音、西國三十三札所の第三番たり 起原 寶龜元年大伴孔子古の草創する所といふ、孔子古は風猛山下に住す、常に山に入りて獵す、一夜樹根に居して猪鹿を窺ふに山中に光明あり、就て見れば物なし、頗る怪み、且つ怖る、後ち之を見る再三、孔子古發願して、靈地ならんと、終に草庵を結びて、佛場となす、朝夕佛像を得んことを思ふ、一日童子來りて宿泊を乞ふ、談偶々佛像の事に及ぶ、童子曰く我佛工なり、拙なるも求めに應ずべしと、但し七日間草庵に籠りて作る、其間我を見るなかれと、期に至りて成るを告ぐ、至れば金色千手觀世音儼然としありて童子なし、遠近傳へ聞きて、奇となす、時に河内國澁河郡に長者佐大夫と云ふものあり、其女病て死せんとす、童子來りて加持して病を治す、父母物を贈るも辭して受けず、宿所を問へば紀伊國那珂郡市村粉河寺と答ふ、依りて佐大夫一族を率ゐて那珂郡に至りて寺を尋ねるに、粉河寺なし、暫く山中に徘徊す、溪流の白くして粉を流すが如きを見て、これ粉河ならんと、山中に入りて見るに草堂あり、入て一宿すれば觀音の靈像を拜す、童取る所の簪筒觀音の臂にかゝる、即ち知る童子は此の像の化身なることを、歸りて四方に告ぐ、伊都郡澁田村の富家の寡婦之を聞きて、家に移して木堂となす、又那珂郡手村の婦人

コガノ—コガハ

食を節減せしむ、後ち職を辭し専ら教に従ふ、寛政三年幕府命じて昌平學に講經せしむ、藩臣にして變に入り經を講ずる精里に始まる、七年幕府の儒員と爲り尋て慶舍の教官に陞る、文化八年林祭酒と共に對馬に往きて韓使に接す、精里深く理學を尊び、文は周秦を祖述し、材を兩漢六朝にとり、又書法を學ぶ、兼れて槍術射御に達す、文化十四年五月四日死す、江戸大塚麻島に葬る(四書集釋、大學纂釋、近思錄集說等(精里行實、日本教育史資料))

コカハ

住宅を捨て、禮堂とす、是より伽藍漸く備はり、大伴氏親音を守護す、孔子古の子正六位上船主、延暦中丹生谷村の丹生明神を勧請して寺内の鎮守とす、其子益繼始めて俗別當となる、其子山雄の時貞觀中廣田庄を賜はる、延喜中寺料四百束と定め充つ、承平五年失火して本堂以下僧坊悉く焼失し、什寶灰燼となる、一條天皇正暦二年四至を定め、寺家の租稅雜役を免す、後白河法皇蓮華王院を作る時、當寺の三尺の尊像を移して、千手堂の中尊とし給ふ、攝政關白も亦信仰厚く、永承三年には宇治頼通、永保元年には師實、康治三年には忠實、元久元年には基房前後參詣せらる、平重盛及び維盛本寺に詣てしこと源平盛衰記に見えたり、應永元年又火災に逢ふ、足利氏大に本寺を崇敬し、二十八年四月には將軍義持、永享三年四月には義教參詣せり、天正十三年豐臣秀吉に抗せしを以て焼かれ、一山悉く燒土と化し、寺領を沒收せられ、繪旨院宣等の文書舊記皆散亂焼亡し、今纔に十分一を傳ふるのみ、慶長中淺野氏寺領四十六石餘を寄せ、寺院を興隆す、徳川頼宣若山に封ぜらる、後亦寺領を寄せ、新開田及び祠堂金等を合せて、寺産七百餘石に復すと云ふ、別當、仁和中俗別當和泉守大伴貞宗あり、孔子古の裔なり、其子孫相繼ぎて別當となり、戰國の時ありては、専ら兵事を掌りて一山を守護す、是を方衆といふ、應永二十一年方衆、衆徒と所領に就て争論す、管領畠山滿家裁して、先規に任せ、方衆は四分一、衆徒は四分三を知行せしむ、永祿七年忠貞將軍義輝より兒玉氏を授けらる、又別に別當職あり、法後を初めとす、法後も亦孔子古の裔なり、男恩賀貞親中納位に昇り法橋となる、子孫相繼ぎて別當となる、十六代別當實覺は安元の時代に當るも、舊記傳はらざるを以

コカバ

て、詳かならず、後世御池坊一山の主領として、官階高し、蓋し古の別當職の坊なるか、本堂十五間、十四間にして、無量光殿と云ふ、本尊千手觀世音、童男の作る所といふ、美術優等の鑑査狀を附せらる、六角堂、本堂の南に在り、三十三所觀音を安置し、西國順禮納札所とす、鐘樓、六角堂の北に在り、此外大門中門念佛堂等多し、御池坊、海岸門と號す、中門の南に在り、傳へ云ふ、華山法皇西國巡禮の時、仙躰を駐め給ひし處、勅して御池坊といふ、當山四所靈地の一なり、童男は觀音の生身にして、この池より出現せしと云ふ、童男堂外十餘字あり、當山の木坊なり、十禪律院、當山四靈地の一、寶鐸地即ち是なり、本堂は方五間、廊殿と云ふ、塗上門護摩堂等の坊舎十餘字あり、丹生大明神、當寺一山の鎮守にて、粉河村の産土神なり、祭禮六月十八日、白山権現社は地主神なり、抑木寺、古は五百餘字の坊舎ありしが、天正の兵火に殆ど焼亡す、慶長以後漸次遺立し、續風土記に記したる堂塔坊舎數十、地域二町四方、山林十町四方にて、當國に於ける大伽藍の一たり、寶物、粉河寺縁起一卷、草創り壽永まで靈驗三十三箇條を書す、普通縁起と異にして、古書に徴する、こと多し、珍貴のものなり、古寫本の奥書に、應永十九年十一月十三日依法水院僧部長算所望、於三條坊門室町屋屋、書寫本、勘解由小路入道義將御誂云々とあり、元亨釋書、堪藁抄、玉葉、風雅集等の書當寺の事を記せるは本傳に依りたるもの、如し(紀伊國續風土記、紀伊國名所圖會)

コカヒ

コガミ

三日より十八日迄は三番、十九日より二十四日迄は四番、二十五日より晦日迄は五番衆動被申也、又正月三日總番衆御禮出仕の條に、總番衆參次第事、一番より始て五番迄番次第御目にかゝる也、又就御祝儀、御太刀など參候時は、當時より始て御太刀進上之由也、假令は晦日などに御太刀參候は、先五番衆、次一番、次二番、次三番、次四番衆如此なるべし、自餘以之なるべし云々、萬葉書條々に、五ヶ番御通り之事、昔は其番にて盃替りたる事候、然ば番頭先祇候にて大方家々の次第にす、み被申也」と見えたり、なほ番衆(バンシユウカ)の條參看せよ、

コカヒロミチ

久我廣通 名號妙雲院と號す、寛文元年九月内大臣に任じ、三年二月辭す、五年正月右大臣と爲り、尋て罷む、延寶二年四月十三日薨す、年四十九(公卿補任、大臣補任)

コガマサミチ

久我雅通 名號久我内大臣と號す、仁安三年八月内大臣に任じ、安元元年二月二十七日薨す、年五十八(公卿補任、大臣補任)

コガミチエ

久我通兄 名號舍花光寺と號す、寛延三年八月内大臣に任じ、尋て辭す、寶曆四年二月右大臣と爲り、五年に辭す、十一年五月二十八日薨す、年五十三(公卿補任、大臣補任)

コガミチヲ

久我通雄 名號中院と稱す、永仁五年十月内大臣と爲り、六年六月止む、元應元年十月太政大臣に任じ、元亨三年五月辭す、元徳元年十二月十一日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コガミチスケ

久我通相 名號千種前太政大臣と號す、延文元年七月内大臣と爲り、五年九月辭す、貞治元年十二月右大臣に任じ、五年八月

コガミ

コカメ

月太政大臣に轉す、七年三月辭す、應安四年七月十四日薨す、年四十五(公卿補任、大臣補任)

コガミチチカ

久我通親 源通親(ミナモトノミナチカ)を見よ、

コガミチトモ

久我通誠 名號自得性寺と號す、寶永六年三月累進して内大臣に至り、八年二月辭す、享保四年七月七日薨す、年六十六(公卿補任、大臣補任)

コガミチノフ

久我通言 名號陽春院入道と號す、道號柏仲、法名大悅、關大永三年三月内大臣に任じ、享祿元年八月右大臣に轉す、天文五年閏十月出家、十二年二月薨す、年五十七(公卿補任、大臣補任)

コガミチヒロ

久我通博 名號東久世太政大臣と號す、寛正二年八月内大臣と爲り、五年に辭す、同年十一月右大臣に任す、文明元年正月に辭す、十三年七月太政大臣に任じ、十四年十月七日薨す、年五十七(公卿補任、大臣補任)

コガミチミツ

久我通光 名號後久我太政大臣と號す、承久元年三月内大臣に任じ、三年七月辭す、寛元四年十二月太政大臣と爲り、寶治二年正月十八日薨す、年六十二(公卿補任、大臣補任)

コガミチモト

久我通基 名號後久我と號す、正應元年七月内大臣に任じ、同年十月辭す、延慶元年十一月二十九日薨す、年六十九(公卿補任、大臣補任)

コカメ

御感 感書に同じ、御感狀と云ふべきを略して云へるなり、コカンツヨを見よ、

コカメ

御監 (馬寮メノウ)を見よ、

コカメ

後龜山天皇 名號御名は照成、法諱金剛心、後村上天皇の

コカラ

コカラ

第二皇子、長慶天皇の弟、御母は嘉喜門院勝子、第十九代の天皇、文中二年十一月一日(北朝)應安六年、長慶天皇の禪を受けて即位す、時に楠木和時以下、南朝の餘黨多くは微々として振はず、而して足利三代の將軍義満もまた多年の兵亂に困みて、漸く和平を欲したれば、元中九年(北朝)明德二年十月を以て、大内義興を介して和を求む、曰く兩朝媾和し、舊例に従ひて互に送立せん、まづは合體ありて神器を北帝に傳へらるべしと、天皇遂に之を許可し、閏十月入洛して後小松天皇と父子の義を結び、神器を授け、因りて尊びて太上天皇と號し奉る、後々嵯峨大覺寺に入り給ひぬ、南北兩立せる事、凡そ五十餘年、茲に至りてはじめて合一す、天皇在位二十四年、改元する事五、應永三十一年四月十二日崩す、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨小倉院に葬る(大日本史、陵墓一覽、「南朝の末路」)

コカラ

コカラ

目抄に、抜丸をもと木枯と云ひしこと、唯源平盛衰記に見えたるのみにて、木枯の名他書に所見なし、竊に疑ふ、木枯は即小鳥にて抜丸と共に平家重代の重寶なれば、一の太刀として鈴鹿の物語を綴りなせるも知べからずと云へり、

コカラス

小鳥 平氏重代の名親の名、源平盛衰記長門本平家物語殿上圍打の條に、小鳥と云太刀は唐皮出来て後七日と申ひつじの時斗に主上南殿に出御ありて東天を御拜あるに、八尺の靈鳥とびきたりて、大床に侍り、主上御笏を以て召あり、靈鳥御ましの御縁にばしをかけたなり、靈鳥由て云く、我は大神宮よりの御縁の御つかひなりとて、羽の下より、一の御はかせを御前におとしたり、主上此御はかせを身づからめされて、八尺の大靈鳥のはねの中より出来る所なればとて小鳥とは名けさせ給、唐皮小鳥共に天下の重寶と君執し思召さる、されば代々内裏に傳はりしを貞盛のときより此家に傳はる、希代の寶物是也と見えたり、武家名目抄に「平家物語の小鳥の由来名義説たるもとより妄誕にして論ずるに足らず、劍卷に目貫に鳥を作れば小鳥とぞ號するといひしも妄説なり、今伊勢家に傳る所目貫は金の獨結にてあるなり、小鳥は地の鞆に比して貢せし名にや、加賀佐比の佐比のつゝまりて志となり、志と須と通じて加賀須と云ひしなりと云ふ説あり、さもあるべしや知れず」と見えたり、

コカラスマル

小鳥丸 雀の名、大森廣秀の傳ふる所の雀なり、頭に鳥を畫く、因て此名あり(樂器考)

コカリギヌ

小狩衣 狩衣の後一尺ばかりも短かきもの、即ち半尻なり、後鳥羽院宸記建保四年四月十八日の條に、卿著小狩衣、於東面西縁

コカラ

コカリ

コガレ

上、北面等参有和歌沙汰云々、又實時卿記に新院、關白、大納言等着用云々、猶ハンシリを見よ(貞丈雜記、安齋隨筆)

コガレカウ

焦香 染色の名、薄紅に黄色を加へて染めたる色をいふ、所謂濃香なり、狩衣をば此色に染め、若年の人四季通じて着用す(宸翰抄、三條裝束抄、裝束色覽)

コキ

國忌 皇考皇祖及び母后等の御忌日をいふ、職員令義解には、謂先皇崩日一也と見えたり、當日は、至急を要する事の外は廢務し、所司をその定むる所の寺に遣はし佛事を修す、その遺徳を愛慕するに因る、又此日音樂を禁じ、犯す者は杖八十に處せらる(題原原抄) 朱鳥二年九月持統天皇、天武天皇の爲めに、國忌齋を京都の諸寺に設け、同二年二月詔して自今國忌の日に齋會を行はしめしを初見とす、文武天皇の朝には律令に制定し、是より以來支那の七廟九廟の制に倣ひ、或は七國忌と爲し、或は九國忌と爲し、代々に隨ひて疏を除去親を加へ、沿革する所ありしが、村上天皇以後は天皇の國忌は、天智、光仁、桓武、文德、光孝、醍醐の六帝に限られ、母后の國忌も久しく存せしものありて、村上天皇の御母藤原原孫子の國忌は、鳥羽天皇の朝に至りて始めて之を除き、冷泉圓融二帝の御母藤原安子の國忌は、後嵯峨天皇の朝、御母源通子を加ふるに因りて廢せり、之を國忌加除の終結とす、六帝國忌の説は藤原兼真の江次第抄の文を按じて言ふ所なれど、更に當時の書に就きて之を考ふれば、此外にも國忌に預り給ひしもの多きが如し、然れども其中にも或は況く御忌の日を指して國忌と云へるものあるべし、明治に至り、神武天皇と孝明天皇との御忌日のみを定め、その他は毎歲春秋二季皇靈祭として宮中皇靈殿にて祭

コキ

事を行はるることなれり○今江次第抄に載せたる國忌廢置の沿革を表に示せば左の如し(古事類苑禮式部、法令全書)

- 光仁時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
桓武時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
平城時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
嵯峨時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
淳和時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
仁明時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
文德時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
清和時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
陽成時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
光孝時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
宇多時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
醍醐時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
朱雀時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子
村上時 天智 田原 紀氏 聖武 光明子

コキ

冷泉時 天智十一世光仁九世桓武八世乙半漏九世仁明六世光孝高祖胤子高祖醍醐 穰子胤 安子胤
華山時 天智十一世光仁九世桓武九世乙半漏九世仁明七世光孝六世醍醐 穰子胤 安子胤
一條時 天智十一世光仁九世桓武九世仁明七世光孝六世醍醐 穰子胤 安子胤
三條時 天智十一世光仁九世桓武九世仁明七世光孝六世醍醐 穰子胤 安子胤
後冷泉時 天智十一世光仁九世桓武十一世仁明九世光孝八世醍醐 穰子胤 安子胤
白河時 天智十一世光仁九世桓武十二世仁明十世光孝九世醍醐 穰子胤 安子胤
鳥羽時 天智十一世光仁九世桓武十三世仁明十一世光孝十世醍醐 穰子胤 安子胤
後嵯峨時 天智十一世光仁九世桓武十四世仁明十二世光孝十一世醍醐 穰子胤 安子胤
醍醐 安子胤 茂子胤 通子胤

コキ

合器 入手梳をいふ、合子器の意なるべし、合子とは、挽入にて、籠籠にて木を挽き、器に作りいくつも入子したるものをいふ、大鏡に、左大臣時平、此君たちの御中には、大納言源昇卿の御女の腹の顯忠おとのみぞ右大臣までなり給へる(中略)御めし物はうはしく、合器などにもまゐり居て、只御かはらげにて蓋などもなく、折敷にとり居つゝ、そまらせける云々、また、太政大臣賴忠惡心僧部の頭陀行せられるなりも、京中にこそりていみじき御齋をまうけつゝ、参りに、此宮よりは、うるはしく金こきともうたせ給へりしかば云々」と見えたり、

コキア井

濃藍 染色の名、藍ときばだにて染めたる色をいふ、縫殿式にその染色の用度を記して、絲一匁、藍一匁、黄蘗十四匁、薪二十斤」とあり

コキア

リ、アキニ參看、

コキアラニ

濃青丹 藍の色目の名、表裏ともに、黄色の濃くしてすこし青ばみたるものをいふ、アキニ參看(色千種)

コキアケ

濃緋 染色の名、あかれと紫草とにてそめたる色をいふ、アケニ參看、

コキ井ノサキノナイダイジン

後忌院 前内大臣 三條公修(サンテウキナガ)を見よ、

コキイロ

濃色 染色の名、濃き紫色を云ふ(桃花葉、胡曹抄、西三條裝束抄)

コキウツクニハノモノシハイ

御休息 庭之者支配 江戸幕府の職名、將軍寢殿の内庭を掃除することを掌る、若年寄の支配にて二人あり、百俵高、役料五人扶持を給す、席次焼火間、配下に庭之者三十六人之に隷す(内組頭二人、世話役四人)享保元年八月、始めて之を置く(明長帶録、官制沿革略史)

コキウチキヌ

濃打衣 紫の打たる衣を云ふ、後世五倍子鐵漿(フシカネ)にて染むるはまればたるものなり、ウチキヌの條參看す(女官飾抄、裝束要領抄)

コキカウ

濃香 襲の色目の名、經緯ともに、濃き香色の織物に、裏の紅紫なるものをいふ、香の緯白に對して濃香と云ふなるべし(宸翰抄、裝束色覽)

コキガクハ

古義學派 伊藤仁齋の唱導したる學派を云ふ、仁齋派、又は古學、堀河學ともいふ、程朱性理の學を排斥して、擴充存養を以て主題となす(眞享元祿の頃、伊藤仁齋京都に起りて、朱氏の說を疑ひ、佛老を混すとす、且つ大學

コキケ

孔子の遺書にあらずとなし、論語孟子古義大學定本等を著し、其說を述べたり、其子東涯繼承し、寶永正徳之際甚だ盛に行はる、復古の學(フツコガクハ)行はるゝに及び稍衰へり、イトウウツクニサイ參看(儒學源流)

コキクチナシ

濃梳子 染色の名、紅とくちなしにて染めたる色をいふ、縫殿式にその染色の用度を記して、綾一疋、紅花大十二兩、支子一斗、酢五合、葉半匁、薪三十斤、帛一疋、紅花大八兩、支子七升、酢四合、葉半匁、薪三十斤、絲一匁、紅花小一斤、支子三升、酢一合五勺、葉半匁、薪二十斤」とあり、

コキクハ

小菊派 普化宗の一派、下野上川長福寺、日光光明山清雲寺、同樂師寺、清門寺、奥州福島山菊山達芳軒、上州下妻心月寺、同清源寺、武州深谷稻荷山福正寺、常州筑波古常寺、下野鹿沼注泉寺、等は其の派に屬す、アケニ參看、

コキサキエ

小蛇氣繪 「キサキエ」を見よ、

コキシヤウソク

濃裝束 束帯の一種、濃き紫色の束帯を著けたるを云ふ、壯年の人之を著用す、幼年の人は許を得て内々に著用すと云ふ、後照念院裝束抄に、束帯之事、濃裝束之事、上階以前之を著す、但し年節に依るべきか、黒(深紫色なり)半臂襦袢下襲(夏は二藍)濃打組、裏濃蘇芳、袖二つ(或は一つ)濃單衣(或青)濃大口、縮線綾表袴、(裏濃)榻榻目扇、と見えたり(桃葉業、後照念院裝束抄)

コギツネ

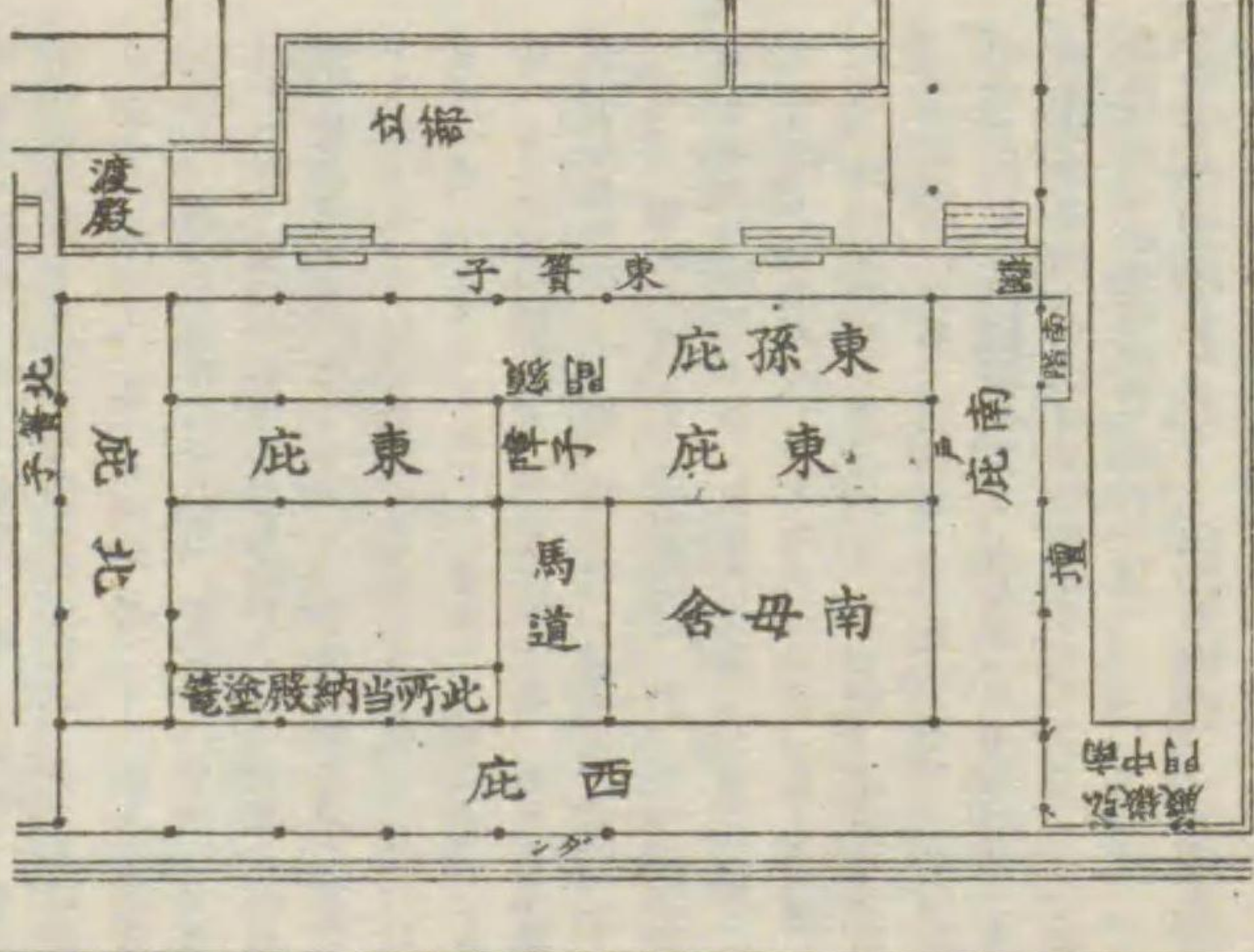
小狐 左大臣藤原賴長の帯びし野鼠の名、後ち少納言入道信西に傳はりしと見え、保元物語に、信西帯びし事見えたり、或は云ふ信西の帯びしは別物ならんと(飾抄、武家名目抄)

コキテン

弘徽殿 大内裡の一殿、後宮にして皇后中宮女御等の在所なり、年中行事後附

コキテ

には「コキテ」と訓めり、西宮記に洪鐘、又は弘鐘、左經記に弘鐘、教訓抄に弘宣に作る(清涼殿の北、東庭景殿と相對す)廣七間四面(南北の廂を合せ九間、馬道を以て身舎を南北各三間に分ち、北の身舎西半間、南北に延びて塗籠あり、東は廂にて、南四間、北三間に分隔す、孫廂あり欄干



を設く、孫廂の外に簀子あり、其北第一間の東面に、常寧殿の西に通ずる渡廊を架す、南端第一間に階あり、常寧殿片廂廊の西方に通ず、南北第三間の所に執も階あり、東庭に出づ、東庭は常寧殿の南庭と立部を以て堺す、南も廂にて、東西四間、東一間の南面に

コキデ

戸あり、夫より承香殿北廊に通ず、北は四間の廊ありて其外に東方三間の齋子あり、齋子の西端北面に切馬道あり、登花殿の通路と爲す、西は廊なれども細殿と稱し、世繼物語には狭舎に作れり、長さ九間南北へ細く通りたる庇なり、而して西面屋垣にて間毎に道戸あり○上御局は天皇出御し給ひ女御更衣等も参候す、ウノミツボネ(大内親國考證)

コキテンチユウグウ

弘徽殿中宮 藤原親王の女、藤原頼通養ひて子と爲す、後朱雀天皇の中宮、長暦元年入りて女御と爲り、弘徽殿に居る、故を以て弘徽殿中宮と云ふ、寵愛後宮を傾く、尋で中宮と爲る、祐子内親王、祐子内親王を生む、三年八月二十八日崩す、御年二十四(大日本史)

コキミドリ

濃緑 染色の名、藍と刈安とにて染めたる色をいふ、縫殿式に、その染色の川度を記して、綾一疋(綿細綿亦同)藍十圍、刈安草大三斤、灰二斗、薪二百四十斤、帛一疋(帛布亦同)藍十圍、刈安草大九兩、薪六十斤とあり、ミドリ(参看コキテンジユ)

コキテンジユ

古今傳授 古今和歌集の解説に關する秘傳の傳授をいふ、按ずるに鎌倉時代までは和歌の研鑽は甚だしき衰微に至らざりしが、室町時代に入るに及び、一日に衰運に向ひ、遂に奇怪なる秘本の傳授といふもの行はるゝに至れり、古今傳授の如きは其一なり、蓋し當時此道に携はれるもの、これを以て、一は自己の無學を蔽ひ、一は傳授料を貪り、一は歌學を神聖ならしめんとする、拙劣なる意志より出でたるものなれば、名は歌學上の傳授なりと雖も、更に歌學にとりて益ある事にあらず、喚子鳥、扇貝鳥、百千鳥を三鳥といひ、あひおひの

コキン

松、なが玉の木、めどけつり花を三木と稱へて、極めて大切なる事とし、又古今集二十卷にふるとの巻、「はつ花の巻」等の異名を附して之を秘事となせるがごとき、これなり、而して其傳授につきて有名なるは、東常縁より宗祇宗長を経て、牡丹花宵柏に傳へたるを奈真傳授といひ、宵柏より奈真の饒頭屋に傳へたるを奈真傳授といひ、また宗祇より藤原實隆を経て、細川幽齋に傳へたるを二條家傳といひ、幽齋(何案従二)後ち關ヶ原の亂に際し、丹後國田邊城を守りしが、大坂の兵之を圍み、攻むる事甚だ急なり、時に朝廷の公卿一人として古今集の秘事を知るものなく、其秘事はまた天下重視する處なりしを以て、もし田邊城陥りて幽齋死せば、古今の傳授に失はれんを恐れ、後陽成天皇より豊臣秀頼に、「和歌は我國の遺風にして、天地開闢より以來、百王の今に及び、其道永く傳はれり、然るに今に至りて其道に深き英才を失はんば、朝家の深く嘆惜する處なれば、宜しく幽齋を救ふべし」との勅旨を傳へ給ひしかば、大坂の兵乃ち圍を解きたり、世傳へて美談と爲す、元和假武の後文政漸く隆大を來し、尋で國文學の研究また興りしより、古今傳授の如きもまた自ら其統を絶つに至れり(日本文學史)

コキンフシ

古今節 淨瑠璃節の一種、古今新左衛門の創めたるが故に名付く○新左衛門姓は村山、俳優を以て業とす、音律に精しく、元祿中古今節を誦ひ出して其名都鄙に鳴る、曲に朝比奈、嵐の晝庭、富士嵐、浮世言葉、賽河原、蓮花經、天の川等あり(聲曲類纂、松の落葉)

コキンワカシフ

古今和歌集 卷二 十卷の單に古今集といふ、國朝勅撰の和歌集、萬葉集撰定後(淳仁天皇天寶三年正月)までの歌を

コキヤ

載す)より延喜五年四月まで殆ど百五十年間の歌を撰びたるものにて、初め續萬葉集と稱せしを、新に部分をなして今の名に改むといふ、卷一春歌上、卷二春歌下、卷三夏歌、卷四秋歌上、卷五秋歌下、卷六冬歌、卷七賀歌、卷八離別歌、卷九羈旅歌、卷十物名歌、卷十一戀歌一、卷十二戀歌二、卷十三戀歌三、卷十四戀歌四、卷十五戀歌五、卷十六哀傷歌、卷十七雜歌上、卷十八雜歌下、卷十九雜歌、卷二十大歌所御歌等に分つ、歌首八雲抄に千百首、後草子に千九百九首といへど、實は千一百一十一首を収む、序に紀貫之假名文と紀淑望漢文の序とを附す、後世和歌者流の尊重する所となり、註釋評論の書甚だ多く出で、終には古今傳授(コキンテンジユ(参看))と稱することを得へらる(註釋)慶應著「顯註密勘」八卷、飛鳥井雅親著「古今集抄」二十卷、與善著「古今抄延五記」二十一卷、一條兼實著「古今集重抄」一冊、契沖阿闍梨著「古今餘材抄」三十卷、賀茂真淵著「古今集打聽」二十卷、同「古今集講義」二卷、木居宣長著「古今集遠鏡」六卷、香川景樹著「古今集正義」二十卷、尾崎雅嘉著「古今集詠言」六卷、宗祇著「古今和歌集抄」六卷等其の他甚だ多し(註釋)紀貫之、紀友則、凡河内躬恒、壬生忠岑等醍醐天皇延喜五年勅を奉じて撰す(古今和歌集、歷代勅撰和歌考、群書一覽)

コキヤウゴクドノ

後京極殿 藤原良經(アハハノヨシツネ)を見よ、

コキヤウゴクリウ

後京極流 後京極攝政藤原良經の創めたる入木道の一派、上代風より一種の書體を開きたるものなり、家隆、慈鎮和尚、親鸞上人等は、その書道に出づるといふ、ニフボクダウ(参看(和漢三才圖會))

コキヤウウシ

小行事 「ギヤウツ」を見よ、

コギヤウノカミ

五行神 句句廻轉神(木神)阿婆突智神(火神)兼安命(埴山姫とも云ふ、土神)金山彦命(金神)罔象女神(水神)を云ふ(神道名目類聚抄)○書紀に次生三木句句廻轉云々、一書曰、次生三火神阿婆突智神、時伊非非册尊爲阿婆突智所、焦終而矣、其具終之間、臥生土神埴山姫及水神罔象女、即阿婆突智妻埴山姫(古事記に波瀾夜須昆古神、波瀾夜須昆實神に作る)、生稚彦靈云々、一書曰、伊非册尊且生三火神阿婆突智之時、悶熱憤悶爲吐、此化爲神、名曰金山彦云々と見えたり、然れども固より五行神の名ありしにあらず、後世の神道家支那の歷古五行の說に充て、名付けし所なり、

コギヤウノヘイ

五行幣 五色幣(ゴシキノヘイ)を見よ、

コギユウ

鼓弓 樂器にて三味線の一種、撥を以て之をひかず、小弓の絃を以て之をひくが故に此名あり(圖)形三味線に似て小槽圓く、弓いと小なり、絃は三筋なり(起)其始め詳かならず、琉球より三味線と共に傳來すといふ(和漢三才圖會、嬉遊笑覽)

コギヨク

五曲 琵琶の流泉、啄木、楊真操、上支、石象の五曲を云ふ、各條參看(古事談、十訓抄)

コギレキ

コク

コクエ

コクエ

コク

斛(石) 物をはかる斛目の名、邦訓「サカ」といふ、其量十斗を一石と爲す、唐令十斛を合と定めし數に據れば、小量の斛、積は小尺八千一百寸、今の六斗六升二合七勺六撮餘とす、大量は、小量の三倍とす(度量權衡攷)

コク

刻 時を數ふるに用ふる稱、漏刻(ロウコク)及び時(トキ)の條參看、

コク

獄 牢屋(ラウヤ)を見よ、

コク

國阿派 時宗の一派、本山は京都東山雙林寺、國阿を派祖と爲す、時宗(シムツナ)參看(日本佛教史綱、佛教各宗綱要)

コク

極印 江戸時代、通用の金銀に、量目或は標目、鑄造所等の文字を打ち、みて證と爲したる印をいふ、極の印の義、極とは其物の眞偽を分ち定むることなり、倭訓彙に刻印の義といへり、而して極印は貨幣の種類によりて異なれり、小判は片面づいて印し、一分判は蓋と極印と上下に型をつけ置き、鎚にて打ち、通用のしるしとなす、金貨は、桐、一兩、名判、裏判及び文字等の本極印を打揃へて火にかげ、大黒の條、常是の極印、文字の極印を打揃へて火にかげ、梅酢に漬して後水に洗ひて正貨と爲す、又五分銀は、金銀吹替次第に、一厘より九厘まで、一分より九分まで、一匁より十匁まで、二十八本辨(置き、三十目ものものは、十の極印三ツ、又三十目一分二厘は、一分の極印一ツ、二厘の極印一ツ打添へて正貨になる也)といへり、銀吹方手續書に、丁銀常是連之者請取、銀座人之前之持參、員數改を請申候、常是重役の手代にも員數改を受、夫より常是手代極印役之者之相渡、極印打候分、左の通り、常是寶の極印、大黒



の條、常是の極印、文の字の極印、右極印揃候上、常是手代共、鐵網之乘せ、火に懸けナマシ、篋え入、梅酢え漬引上げ水にて洗ひ候云々とあり、金銀御吹替次第に、最初の極印(銀貨)元祖常是常隆隆形之、其後常隆、其後徳右衛門、其後彦次郎、其後太郎左衛門、其後善助、慶長年中より享保年中まで右六人に而影之、元文元年より喜左衛門權次郎影之と見えたり、

コク

コク

コク

コク

コクガ

コクガ 國衛 國司の政務を執る役所を云ふ、コクニを見よ。

コクガク

コクガク 國學 王朝時代京畿以外諸國に置き、郡司の子弟を教育する學校をいふ、但し太宰府は特別なるを以て別に掲ぐ。博士一人、令制には部内の者を取りて博士と爲す、延喜の以後には明法家より取りて國府の斷獄に便せり、(クニノハカセ)を見よ。此の外權博士、非受業博士あり、共に令以後起る所、非受業博士は非業博士とも云ひて、奉試及第せず、又博士の薦擧を蒙らずして之に任じ、俗務を事として其職史生に異なる所なし、受業の博士も後に多く部外の人を用ひたるが如し。學生は郡司の子弟にて、大國五十人、上國四十人、中國三十人、下國二十人、若其員に滿たざる時は庶人の子を取て之に補ふ。起原 文武天皇大寶元年制定して諸國に置きしも、史上に顯はる、稀なるを以て其校舎の制得て知るべきなし。養老七年十月按察使治國の外は、皆博士を停めしを見れば、按察使以外の國は、國學をも停めしなるべし、延喜式以後史乘に國學の事見えざるを以て、類聚の有様詳かならず。蓋し朝政の衰微と共に廢絶せしならん、後世も其跡を止めず、或は下野の足利學校は國學の遺跡なりと、然れども鎌倉以後と云ひ、足利頃の建立なりと唱ふるものありて、信疑相半して確ならず。(令義解、延喜式、鎌倉大變紙、足利學校事跡考、文藝類纂)

コクガク

コクガク 國學 日本的事物を研究する學、漢學に對しての稱呼なり、又は和學ともいふ(倭語彙、學文私言)

コクガクノシタイジン

コクガクノシタイジン 國學四大入 荷田春滿(カダノアツマ)賀茂貞綱(カモノマサ)

コクキ

コクキ 告貴 私年號、推古天皇二年に相當し、凡七年間繼續す、告一に吉に作る、また諸國記從貴に作る(中歴、逸年號考)

コクキ

コクキ 國忌 「コキ」を見よ、

コクキリウ

コクキリウ 克己流 安丸仲右衛門之勝が創めたる劍術の流派。之勝は延寶中の人にて、柳生新陰の刀術を學び、其精妙に達して一流を建つ、其子仲右衛門之盛其流の藝を繼ぐ(武術流祖錄)

コククワウクワン

コククワウクワン 國光館 舊三田藩の學校、後に造士館と改む(ザウツクワン)を見よ、

コクサウ

コクサウ 國造 クニノミヤツコを見よ、

コクサウ

コクサウ 國造 クニノミヤツコを見よ、

コクサウ

コクサウ 國造 クニノミヤツコを見よ、

コクシ

コクシ 國司 朝廷より諸國におきたる地方官にして國衛に在りて政務を司れる四分官、即ち守介掾目の總稱なり、クニノツカサともいふ、又國宰とも書く、上古クニノコトモチと云ふ、勅を奉じて地方に至り國政を行ふを云ふ(關學)守は一國の政務を統轄し、神社、戸口、簿帳、字、養百姓、勸課農桑、糾察所部、貢奉、孝義、田宅良賤、訴訟、租調、倉庫、橋役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、傳馬、烽候、牧城、過所、公私馬牛、關遺雜物、寺僧尼の名籍等の事を掌る、介は守を助け、掾は國內を統制し、文案を審署し、稽失を勾へ、非違を察す、目は事を受けて上抄し、文案を副署し、稽失を檢出し、公文を讀申す、史生は其下に在りて、公文を繕寫し、官人の許に行きて文案の署を取る事を掌る、此外陸奥出羽越後等の蝦夷に接する國は、鑿給、征討、斥候を、壹岐、對馬、日向、薩摩、大隅等の外國に近き國は、諜報、防守、蕃客歸化の事を兼れ、伊勢、美濃、越前の三國國にては關刺及び關契の事を併せ掌る、又諸國司共に大瑞、運機、災異、疫病、境外の消息を言上し、朝集使、貢調使等の使となりて上京し、郡司軍國少尉以上の功過を録し、國守は又特に介以上の功過を録して治部に送る等の務あり(關學)國の大小によりて職員を増減あるを以て委しき事は左表に示して概略を述べし守、受領ともいふ、親王の任國上總常陸上野は大守と稱す、守は後任國司多くなりて副官に略判する時には必

コクシ

守 一人 從五位上 小掾 一人 從七位上
權守 一人 正六位下 大目 一人 從八位上
權介 一人 正七位下 少目 一人 從八位下
大掾 一人 正七位下 史生 五人 (令制三人)
權掾
守 一人 從五位上 權介 一人 從七位上
權守 一人 正六位下 大目 一人 從八位上
權介 一人 正七位下 少目 一人 從八位下
大掾 一人 正七位下 史生 五人 (令制三人)
權掾
介 一人 從六位上 權掾 一人 從七位上

コクシ

目 一人 從八位下 史生 四人 (令制三人)
守 一人 正六位下 大初位下
介 一人 令制元 史生 三人
掾 一人 正八位上
守 一人 從六位下 目 一人 少初位上
掾 一人 從八位下 (職原抄少初位下)
史生 二人 (令制三人)

コクシ

職員の異なるが、概括して述べんが、大寶の制も年を経るに隨ひ漸次弊害を生じ、天平中より員外官を生じて適任の端を開き、延暦中より權官正官と並びて國政を取るに至りて、制度漸く亂れ、國司等は地利を貪り官物を掠めて、政治に怠る、是を以て朝廷時に巡察使觀察使勸解由使を遣して、政治の當否善惡を觀察せしめたり、然れども滔々たる天下の國司等皆私利に傾き、貪慾を恣にし、大同以往漸く調庸を輸せず、欠負未納を填補する能はざるに至る、此の如き時に當りて、年給行はれ、紊亂しつゝある國司制をして、一層混亂ならしめたり、即ち延暦中以後親王給起り、貞觀の初め、三宮以下公卿に給ひ、准三宮起り、次で内給、太上皇給出で、長保二年中宮を置き、同じく年給を賜ひ、正暦二年東三條院に年官年爵を賜ひしより女院給起り、其の給數益々多く長徳以後は地方官の任命は大概年給によりて就任せられたり、是を以て國司等は任地を擴げて、容易に赴任せず、任符を受けず、名譽國督を望むの弊を生じ、或は任符返上の害を醸したり、承保承暦以後には、成功を以て臨時給となし申任じたり、是に於て賣官賣爵起り、大寶の制全く破壞せられ、一國一時に數人の國司を生ずるに至れり、本朝世紀治暦四年十一月二十一日の條には近江守二人、掾十四人、備中守二人、掾十人あり、又康治元年十一月九日條にも近江丹波の少掾數人あり、又保元三年三月二十三日の肥前河上古文書には權介十人あり、安元二年六月の同文書には介十三人あり、其他嘉應文治建久の文書にも多く散見せり、源朝朝野を鎌倉に開き、諸國の公田庄園を論ぜず、守護地頭を置くに及び、國司の勢力頓に衰へ、終に朝廷の威令治行はれざるに至り、終に名國司出で揚名介等の有名無實の者となる

守 一人 從五位上 小掾 一人 從七位上
權守 一人 正六位下 大目 一人 從八位上
權介 一人 正七位下 少目 一人 從八位下
大掾 一人 正七位下 史生 五人 (令制三人)
權掾
守 一人 從五位上 權介 一人 從七位上
權守 一人 正六位下 大目 一人 從八位上
權介 一人 正七位下 少目 一人 從八位下
大掾 一人 正七位下 史生 五人 (令制三人)
權掾
介 一人 從六位上 權掾 一人 從七位上

目 一人 從八位下 史生 四人 (令制三人)
守 一人 正六位下 大初位下
介 一人 令制元 史生 三人
掾 一人 正八位上
守 一人 從六位下 目 一人 少初位上
掾 一人 從八位下 (職原抄少初位下)
史生 二人 (令制三人)

職員の異なるが、概括して述べんが、大寶の制も年を経るに隨ひ漸次弊害を生じ、天平中より員外官を生じて適任の端を開き、延暦中より權官正官と並びて國政を取るに至りて、制度漸く亂れ、國司等は地利を貪り官物を掠めて、政治に怠る、是を以て朝廷時に巡察使觀察使勸解由使を遣して、政治の當否善惡を觀察せしめたり、然れども滔々たる天下の國司等皆私利に傾き、貪慾を恣にし、大同以往漸く調庸を輸せず、欠負未納を填補する能はざるに至る、此の如き時に當りて、年給行はれ、紊亂しつゝある國司制をして、一層混亂ならしめたり、即ち延暦中以後親王給起り、貞觀の初め、三宮以下公卿に給ひ、准三宮起り、次で内給、太上皇給出で、長保二年中宮を置き、同じく年給を賜ひ、正暦二年東三條院に年官年爵を賜ひしより女院給起り、其の給數益々多く長徳以後は地方官の任命は大概年給によりて就任せられたり、是を以て國司等は任地を擴げて、容易に赴任せず、任符を受けず、名譽國督を望むの弊を生じ、或は任符返上の害を醸したり、承保承暦以後には、成功を以て臨時給となし申任じたり、是に於て賣官賣爵起り、大寶の制全く破壞せられ、一國一時に數人の國司を生ずるに至れり、本朝世紀治暦四年十一月二十一日の條には近江守二人、掾十四人、備中守二人、掾十人あり、又康治元年十一月九日條にも近江丹波の少掾數人あり、又保元三年三月二十三日の肥前河上古文書には權介十人あり、安元二年六月の同文書には介十三人あり、其他嘉應文治建久の文書にも多く散見せり、源朝朝野を鎌倉に開き、諸國の公田庄園を論ぜず、守護地頭を置くに及び、國司の勢力頓に衰へ、終に朝廷の威令治行はれざるに至り、終に名國司出で揚名介等の有名無實の者となる

コクシ

に至れり、建武中興、後醍醐天皇力を地方の政治に用ひ給ひ、國司を任命し、上總常陸上野の外、陸奥國を親王の任國とし、義良親王を以て太守となされしも、幾くもなくして戦亂となり、其制行はれず、南北朝時代には國司の制全く滅びて、實際其人なく作名もの多し、例へば、大膳に白逸高松、藤井花房、山風香有、吉野花盛とあるが如し、○年限は大寶の制六年とし、慶應三年二月改めて四年とし、天平寶字二年令制に復し、寶龜八年四年とし、十一年九州は遠國なれば特に五年とし、大同二年又六年に復す、但史生は四年とし、弘仁六年四年とし、天長元年介以上を六年とし、承和二年三月又四年とし、太宰府鎮守府陸奥出羽兩國官人は五年となし、以後永式となる(令義解、三代格、延喜式、國司制變遷、年給考)

Table with 4 columns: Name, Rank, Title, etc. Includes entries like 佛國應供廣濟國師, 佛性傳東國師, 一山國師, etc.

正法大聖國師 宗亘 圓照本光國師 崇傳
定慧明光佛頂國師 文守 大光普照國師 隱元
大圓寶鑑國師 東筵 佛慈廣鑑國師 同
本覺廣濟國師 徑山首出國師 同
觀智國師 慈昌 覺性圓明國師 同
本光國師 崇傳 佛德廣通國師 宗嶺
以下の四國師は其勅諭たるの證なし、恐くは宗内の私稱に留まるものか、暫く記して疑を存す、
大圓廣慧國師 性徹 慧明國師 性瑠
大慈普應國師 道機 觀智國師 慈易
コクシ 國師 王朝時代諸國に配置して教化の事を掌らしめたる僧の職名、講師(カウシ)の條を見よ、

コクシ

國師 朝廷より高僧に賜はる號、和漢三才圖會に、國師普初、鳩摩羅炎東渡、龜茲國王請爲國師、是始也、按以佛法爲天子師範、仍稱國師、多此贈號也、あり、我國にては、花園天皇正和元年辨圓に贈號を賜ひ、聖一國師となす、是國師號の始めなり、光明天皇僧疎石に正覺國師の號を賜ふ、是れ生前國師號の始めとす、後醍醐天皇康暦二年僧妙龍に國師號を賜ふ、爾後國師の贈號あること屢々にして、今左に國師一覽を示す、

Table with 4 columns: Name, Rank, Title, etc. Includes entries like 聖一國師, 大明國師, 圓滿常照國師, etc.

國師 朝廷より高僧に賜はる號、和漢三才圖會に、國師普初、鳩摩羅炎東渡、龜茲國王請爲國師、是始也、按以佛法爲天子師範、仍稱國師、多此贈號也、あり、我國にては、花園天皇正和元年辨圓に贈號を賜ひ、聖一國師となす、是國師號の始めなり、光明天皇僧疎石に正覺國師の號を賜ふ、是れ生前國師號の始めとす、後醍醐天皇康暦二年僧妙龍に國師號を賜ふ、爾後國師の贈號あること屢々にして、今左に國師一覽を示す、

コクシ

國師 朝廷より高僧に賜はる號、和漢三才圖會に、國師普初、鳩摩羅炎東渡、龜茲國王請爲國師、是始也、按以佛法爲天子師範、仍稱國師、多此贈號也、あり、我國にては、花園天皇正和元年辨圓に贈號を賜ひ、聖一國師となす、是國師號の始めなり、光明天皇僧疎石に正覺國師の號を賜ふ、是れ生前國師號の始めとす、後醍醐天皇康暦二年僧妙龍に國師號を賜ふ、爾後國師の贈號あること屢々にして、今左に國師一覽を示す、

國師 朝廷より高僧に賜はる號、和漢三才圖會に、國師普初、鳩摩羅炎東渡、龜茲國王請爲國師、是始也、按以佛法爲天子師範、仍稱國師、多此贈號也、あり、我國にては、花園天皇正和元年辨圓に贈號を賜ひ、聖一國師となす、是國師號の始めなり、光明天皇僧疎石に正覺國師の號を賜ふ、是れ生前國師號の始めとす、後醍醐天皇康暦二年僧妙龍に國師號を賜ふ、爾後國師の贈號あること屢々にして、今左に國師一覽を示す、

國師 朝廷より高僧に賜はる號、和漢三才圖會に、國師普初、鳩摩羅炎東渡、龜茲國王請爲國師、是始也、按以佛法爲天子師範、仍稱國師、多此贈號也、あり、我國にては、花園天皇正和元年辨圓に贈號を賜ひ、聖一國師となす、是國師號の始めなり、光明天皇僧疎石に正覺國師の號を賜ふ、是れ生前國師號の始めとす、後醍醐天皇康暦二年僧妙龍に國師號を賜ふ、爾後國師の贈號あること屢々にして、今左に國師一覽を示す、

國師 朝廷より高僧に賜はる號、和漢三才圖會に、國師普初、鳩摩羅炎東渡、龜茲國王請爲國師、是始也、按以佛法爲天子師範、仍稱國師、多此贈號也、あり、我國にては、花園天皇正和元年辨圓に贈號を賜ひ、聖一國師となす、是國師號の始めなり、光明天皇僧疎石に正覺國師の號を賜ふ、是れ生前國師號の始めとす、後醍醐天皇康暦二年僧妙龍に國師號を賜ふ、爾後國師の贈號あること屢々にして、今左に國師一覽を示す、

國師 朝廷より高僧に賜はる號、和漢三才圖會に、國師普初、鳩摩羅炎東渡、龜茲國王請爲國師、是始也、按以佛法爲天子師範、仍稱國師、多此贈號也、あり、我國にては、花園天皇正和元年辨圓に贈號を賜ひ、聖一國師となす、是國師號の始めなり、光明天皇僧疎石に正覺國師の號を賜ふ、是れ生前國師號の始めとす、後醍醐天皇康暦二年僧妙龍に國師號を賜ふ、爾後國師の贈號あること屢々にして、今左に國師一覽を示す、

國師 朝廷より高僧に賜はる號、和漢三才圖會に、國師普初、鳩摩羅炎東渡、龜茲國王請爲國師、是始也、按以佛法爲天子師範、仍稱國師、多此贈號也、あり、我國にては、花園天皇正和元年辨圓に贈號を賜ひ、聖一國師となす、是國師號の始めなり、光明天皇僧疎石に正覺國師の號を賜ふ、是れ生前國師號の始めとす、後醍醐天皇康暦二年僧妙龍に國師號を賜ふ、爾後國師の贈號あること屢々にして、今左に國師一覽を示す、

國師 朝廷より高僧に賜はる號、和漢三才圖會に、國師普初、鳩摩羅炎東渡、龜茲國王請爲國師、是始也、按以佛法爲天子師範、仍稱國師、多此贈號也、あり、我國にては、花園天皇正和元年辨圓に贈號を賜ひ、聖一國師となす、是國師號の始めなり、光明天皇僧疎石に正覺國師の號を賜ふ、是れ生前國師號の始めとす、後醍醐天皇康暦二年僧妙龍に國師號を賜ふ、爾後國師の贈號あること屢々にして、今左に國師一覽を示す、

コクシ

黒漆太刀 黒作の太刀に同じ、平家物語頼朝打論之條に、勢至坊は時繪の鏡、くしつ太刀持て二尺づ、走出て、云々、と見えたり、此外源平盛衰記太平記等にも多く見ゆ、
コクシツノノダチ 黒漆野劔、くろぬりの野劔を云ふ、六位之を用ふ(名目抄)
コクシノウマヤ 國司廐、ウマヤを見よ、
コクシノチモク 國司除目、大嘗會卜定除目(タイシヤウエホクサヤウチモク)を見よ、
コクシヤ 國社、「クニツヤシロ」を見よ、
コクシヤウジ 國上寺、(後醍醐國西蒲原郡國上村岡山)眞言宗、中本寺、(起原治平)傳に云、昔聖德太子此山に登り雲上記を製作し、自から大悲像を安置し給ひしより、當國鎮護佛法最初の靈地となれり、元明天皇和銅二年彌摩大禰の神託により、金智大德に勅して當寺を草創せしめ、天平勝寶年中孝謙天皇更に勅して講堂を増築し、七堂伽藍悉く成る、勅宣にて國中上一とのたまふより國上と書くと(越後名寄、名勝地誌)
コクシヤデン 國寫田、職寫田(シキシヤデン)を見よ、
コクシユ 國手、名醫を云ふ、醫國手の略語、或は云ふ、一國中に於ける名手の義と、國語に、平公有疾、秦景公使醫和視之、趙文子曰、醫及國家乎、對曰、上醫醫國、其次救人、醫官也、とあり、
コクシユウクワン 克從館、舊村上藩の學校、(後醍醐國岩船郡村上舊藩郭内三ノ丸、即今三之町)起原治平創立年月未詳、蓋し寛政以前師の自宅に於て教授せしめ、寛政年間藩主内藤信教、從前の役所を他に移し其役所を學問所となし、單に塾或は

學館と稱す、文政の初、寄宿生を校内に置く、後隣接の三軒長家に移し寄宿舎と爲す、同六年火災に罹る、天保年間に至り、再び本校内に之を設く、安政年間師範役中島孫八の申請により克從館と名づく、天保以前は地坪千坪餘、建坪二百坪、天保年間過半取崩し七十坪に減じ、明治戊辰後全く破壊す(日本教育史資料)
コクシユダイミヤウ 國主大名、江戸時代における大名の一資格、單に國主と云ふ、國持といふにおなじ、「クニモチ」參看、
コクス井ノエン 曲水宴、(起原)王朝時代朝廷及び貴族間に於て、三月三日各人小流に臨みて所々に座を設け、上流より羽觴を流すを取て酒を汲みつゝ、兼題の詩を賦し、畢て別堂にて宴を設け之を披露するをいふ、其朝廷にて行はるものは、また「メグリミツノトノアカリ」ともあり、(起原)朝廷における儀式は、詳しく記載したるものなきがゆゑに詳かなる事を知りがたし、因て今寛治年間藤原師通が行ひし曲水宴の有様を中右記によりて記述せんとす、此日師通以下、關白藤原師實の六條水閣に臨み、人々參會の後、尊客到來す、引きて庭中草整の座に就かしめ、殿上人五六輩同じくこれに著す、次に文人等水邊の座に引著し、了りて羽觴を水に浮べ、一々これを持して飲ましむ、次で題を授け、次に管絃の具を召し、各所役人の前に置き、作樂あり、又船樂を作す、此間羽觴流々流れ人々これを飲む、春日已に暮れ、人々饗饌座に引著して宴あり、畢て饗饌を撤し、文臺をおき、人々各々詩を呈し披露あり、畢て祿を授け、右に擧げたるは貴族間の曲水宴なれども、朝廷に於ても、また之と大差なかるべきなり、掲げて其一斑を示す(起原治平)日本紀顯宗

天皇元年三月上巳の條に、幸後苑曲水宴と見え、また二年及び三年の條にも同様の記事あるを初見と爲す、顯宗天皇以後は、等しく此の事行はれざりしのか史に見えたる處なし、下りて續紀聖武天皇神龜五年三月己亥の條に「天皇御鳥池塘宴五位以上二賜祿有差、又召文人令賦曲水詩云々」とある鳥池塘は水邊なれば、羽觴を流し廻らす儀もありしなるべし、なほこれによれば、當時既に上巳を廢して三月三日を用ひし事明なり、この後神龜六年、天平二年、淳仁天皇の天平寶字六年、孝謙天皇の天平神護三年、神護景雲四年、光仁天皇の寶龜三年、八年、九年、十年、桓武天皇の延暦三年、四年、六年、十一年、十二年、十三年、十五年、十六年、十七年、二十三年等、孰れも水邊の離宮に幸し、または内裡へ文人を召して曲水の詩を賦せしめ給ひし事國史に見ゆ、然るに平城天皇の大同三年に詔あり、三月は先皇帝(桓武)及び皇太后登遐の月なり、感慕に在りて、最も堪へざるに似たり、三日の節宜しく停廢に從ふべしとて、これより曲水宴遂に行はれざるに至れり、然れども本朝文粹載する所の、菅原道真の、三月三日同賦花時天似醉、應制序に、春之暮月、月之三朝、天醉于花、桃李盛也、我后一日之澤、萬機之餘、曲水雖遠、遺塵雖堪、書巴字、而知地勢、思魏文、以驚風流、蓋志之所之、謹上小序云爾」とある文章によりて推考するに、當時表立ちたる盛宴はあらざりしものなるべし、また北山抄三花宴の記事によるに、應和元年三月三日、御釣殿、泛三瀉流水、令侍臣飲、公卿侍臣獻詩とあり、康保三年三月三日にも、文人の座を御溝の邊に設けて曲水宴ありし事見ゆれば、村上天皇の時一時中興したる事を知り得べきも、永

コクス

コクス 曲水宴、(起原)王朝時代朝廷及び貴族間に於て、三月三日各人小流に臨みて所々に座を設け、上流より羽觴を流すを取て酒を汲みつゝ、兼題の詩を賦し、畢て別堂にて宴を設け之を披露するをいふ、其朝廷にて行はるものは、また「メグリミツノトノアカリ」ともあり、(起原)朝廷における儀式は、詳しく記載したるものなきがゆゑに詳かなる事を知りがたし、因て今寛治年間藤原師通が行ひし曲水宴の有様を中右記によりて記述せんとす、此日師通以下、關白藤原師實の六條水閣に臨み、人々參會の後、尊客到來す、引きて庭中草整の座に就かしめ、殿上人五六輩同じくこれに著す、次に文人等水邊の座に引著し、了りて羽觴を水に浮べ、一々これを持して飲ましむ、次で題を授け、次に管絃の具を召し、各所役人の前に置き、作樂あり、又船樂を作す、此間羽觴流々流れ人々これを飲む、春日已に暮れ、人々饗饌座に引著して宴あり、畢て饗饌を撤し、文臺をおき、人々各々詩を呈し披露あり、畢て祿を授け、右に擧げたるは貴族間の曲水宴なれども、朝廷に於ても、また之と大差なかるべきなり、掲げて其一斑を示す(起原治平)日本紀顯宗

コクス

コクス 曲水宴、(起原)王朝時代朝廷及び貴族間に於て、三月三日各人小流に臨みて所々に座を設け、上流より羽觴を流すを取て酒を汲みつゝ、兼題の詩を賦し、畢て別堂にて宴を設け之を披露するをいふ、其朝廷にて行はるものは、また「メグリミツノトノアカリ」ともあり、(起原)朝廷における儀式は、詳しく記載したるものなきがゆゑに詳かなる事を知りがたし、因て今寛治年間藤原師通が行ひし曲水宴の有様を中右記によりて記述せんとす、此日師通以下、關白藤原師實の六條水閣に臨み、人々參會の後、尊客到來す、引きて庭中草整の座に就かしめ、殿上人五六輩同じくこれに著す、次に文人等水邊の座に引著し、了りて羽觴を水に浮べ、一々これを持して飲ましむ、次で題を授け、次に管絃の具を召し、各所役人の前に置き、作樂あり、又船樂を作す、此間羽觴流々流れ人々これを飲む、春日已に暮れ、人々饗饌座に引著して宴あり、畢て饗饌を撤し、文臺をおき、人々各々詩を呈し披露あり、畢て祿を授け、右に擧げたるは貴族間の曲水宴なれども、朝廷に於ても、また之と大差なかるべきなり、掲げて其一斑を示す(起原治平)日本紀顯宗

コグチ

にて一石五斗なれば、十五の盛にして、即高一石五斗なり、其中にて取米何程と定めたるなれば、束納の見あてにかはることもなきなり、さて此石といふも、秀吉の創制にはあらず、其以前よりあることなるべし、古文書に問々見えたり云々」とあり、

コグチノハカマ

小口袴 大口袴に對したる名、結ありて指貫の如し、天皇内々に著御し給ふものにして、西宮記に、冬時主上著之、深紅入綿(或打之)とあり、綾にて作り、冬は練、夏は生なり、御職の時には夏期も之を著御す(胡曹抄、侍中群要)

コグチユウデン

國厨田 王朝時代太政官の厨用の爲めに給する田地、關光孝天皇仁和元年二月、信濃國に粟田三十町を以て國厨の佃を營するを聽し、其地子は例に任せて太政官の厨に進納せしむ(三代實錄、大日本租稅志)

コクテヨ

國儲 名官儲の一種、王朝時代臨時の用に備へんが爲めに諸國に蓄貯せる米穀を云ふ、起原は宣化天皇元年五月の詔に、筑紫國、穀稼を收蔵し、儲糧を蓄積して凶年に設く、國を安するの方便此より過ぎたるはなし、今河内國茨田郡の屯倉の穀を加へ運ばしむ云々と見えたり、是れ國儲の事の史に見えたる初なるべし、既にして正税不動穀等の設備る、元正天皇神龜元年、始めて正税不動穀國儲を置き、出舉して利を取り、以て朝集使京に留るの用及び臨時使を差する等の諸費に充つ、聖武天皇天平十七年、國儲を止めて公廩を置く、孝謙天皇天平寶字元年、更に公廩の稻を割て國儲の料と爲し、以て四度難掌等の糧に充つ、其數未だ定まらず、桓武天皇延暦十七年公廩を止め、偏に國儲及び國司の俸を置きしが、年を論えて又舊に復せり、猶公廩稱(クゲマウ)の條を見るべし(大日本租稅志)

コクノモノ

曲物 樂曲の通稱、キヨクノモノといふに同じ、歌に對していふ詞なり、紫式部日記に、さうてうのこゑにて、あなたうと、つきにむしるた、この殿などうたふ、こくのものば、とりのはきうをあそぶと見えたり(歌舞品目)

コグハイロ

濃桑色 襲の色目の名、表は黄色にて、裏の薄紫なるものをいふ(薄櫻色目)

コクフ

國符 符(フ)を見よ、

コクフ

國府 王朝時代以來國衙のありし所、當時音便にて「コフ」といひ、後世は府中とも稱したり、今其所在地を示せば左の如し、猶「クニ」參看(日本歴史及地理要覽)

國名

初葛野郡京極村、次に乙訓郡乙訓村、後に大山崎村大字山崎、
大和 高市郡高取町大字土佐
河内 南河内郡道明寺村大字國府
和泉 泉北郡伯太村字府中
攝津 初大阪市天神橋南(舊名渡邊)、後東成郡玉造町玉造村
伊賀 阿山郡府中村(?)或云三田村大字三田
伊勢 鈴鹿郡國府村大字國府
志摩 志摩郡國府村
尾張 中島郡國府宮村大字松下
三河 寶飯郡國府村大字國府
遠江 磐田郡中泉町大字中泉(府中)
駿河 靜岡市(舊名駿府)
甲斐 東八代郡英村大字國衙
伊豆 田方郡三島町大字三島宿
相模 中郡國府村大字國府本郡
武蔵 北多摩郡府中町府中驛

コクフ

安房 安房郡國府村大字府中
上總 市原郡市原村大字總社(?)(夷隅郡國吉村に大字國府臺あり、長生郡二宮本郷村に國府臺あり、長柄村に國府里あり、相接近ず、和名抄云、國府在(市原郡))
下總 東葛飾郡市川町大字國府臺
常陸 新治郡(舊茨城郡)石岡町(舊名府中)
近江 栗多郡瀬田村大字橋本
美濃 不破郡府中村大字府中
飛騨 吉城郡國府村
信濃 東筑摩郡松本町
上野 群馬郡國府村(?)
下野 下都賀郡國府村大字國府
陸奥 陸前國宮城郡多賀城村大字市川(初、名取郡岩沼(武隈))
出羽 羽前國東田川郡(舊出羽郡)廣野村大字廣野新田

コクフ

若狹 遠敷郡遠敷村大字國分
越前 南條郡武生町大字曙町
加賀 能美郡古河村大字古河の邊り(?)
能登 鹿島郡德田村大字國分
越中 射水郡伏木町大字國分
越後 中頸城郡國府村大字五智國府
佐波 佐波郡真野町大字國分寺
丹波 南桑田郡千歲村大字國分(?)
丹後 與謝郡府中村大字國分
但馬 城崎郡日高村大字國保(?)舊村名國分寺
因幡 岩美郡國府村大字國分寺
伯耆 東伯耆郡社村大字國分寺
出雲 八束郡竹矢村大字竹矢
石見 那賀郡國分村大字國分(?)
隱岐 周吉郡國分寺村(?)
播磨 飾磨郡御園野村大字國分寺
美作 勝田郡河邊村大字國分寺
備前 赤坂郡西高月村大字馬屋
備中 都窪郡三須村大字上林
備後 蘆品郡栗生村大字栗柄(?)
安藝 賀茂郡吉行村(?)
周防 佐波郡佐波村大字東佐波令
長門 豐浦郡長府村大字豐浦(後下ノ關市)
紀伊 那賀郡上岩出村大字西國分
淡路 三原郡市村
阿波 名東郡國府村大字矢野
讃岐 綾歌郡端岡村大字國分
伊豫 越智郡櫻井村大字國分
土佐 長岡郡國府村大字國分
筑前 筑紫郡水城村大字國分
筑後 三井郡國分村大字國分

コクフ

豐前 京都郡豐津村大字國分
豐後 大分郡賀來村大字國分
肥前 佐賀郡春日村
肥後 飽託郡出水村大字國分
日向 兒湯郡下種北村大字三宅(?)
大隅 始良郡國分村大字上小川
薩摩 薩摩郡東水引村大字宮内
壹岐 壹岐郡那賀村大字國分(後中野郷)
對馬 下縣郡嚴原町
(一)國分尼寺
國名 法華寺所在郡町村名
山城 相樂郡加茂村大字法華寺野
大和 添上郡佐保村大字法華寺
攝津 東成郡生野村大字國分
伊賀 阿山郡花ノ木村大字法花(?)
伊勢 飯南郡伊勢寺村(?)
尾張 中島郡國分村大字法花寺(愛知縣一柳村に大字法花あり)
駿河 安倍郡安東村
甲斐 東八代郡國立村大字國分(?)
相模 高座郡海老名村大字國分
武蔵 北多摩郡國分寺村大字國分寺(?)
上總 夷隅郡上野村大字法花(?)
下總 東葛飾郡國分村
若狹 遠敷郡遠敷村大字國分
越中 中新川郡北加積村大字法華寺(?)
越後 中頸城郡里五十公野村大字法花寺
但馬 城崎郡三江村大字法華寺(?)
因幡 岩美郡國府村大字法華寺
石見 那賀郡國分村大字國分
隱岐 周吉郡尼寺(?)

コクフ

播磨 飾磨郡御園野村大字國分寺
備前 兒島郡高島(宮浦の海)
備中 都窪郡三須村大字上林
安藝 賀茂郡吉行村(?)
紀伊 那賀郡池田村大字東國分(?)(同郡中貴志村に大字尼寺あり)
淡路 三原郡八木村大字笑原(?)
伊豫 越智郡櫻井村大字櫻井の四
阿波 名東郡八萬村大字下八萬字法華(名西郡石井村に尼寺あり)
土佐 長岡郡國府村大字國分(?)
筑前 筑紫郡水城村大字國分
豐後 大分郡賀來村大字國分
肥前 佐賀郡春日村大字尼寺(?)
コクヘイシヤ 國幣社 王朝時代國司より幣帛を捧げて祭る社をいふ、大小あり、官幣社に對しての稱、延喜式に國司祭にあつかりし神社二千三百九十五座、内大社一百十八座、小社二千二百七座あり、現在の制は大中小の三階の社格に別ち、國庫より幣帛料を支出す、なほ大中小の三階は、右にいへるが如く、社格の順序によれば小社より中社に、中社より大社に、更にまた官幣社に昇格するを得る規定あり、今國幣社を示せば左の如し(古社寺保存便覽、官國幣社一覽)
社名 祭神 所在
氣多神社 大己貴命 能登羽咋郡一ノ宮村
大山祇神社 大山積神 一宮寺家 伊豫越智郡宮浦村
高良神社 高良玉垂命 筑後三井郡御井町
多度神社 多度神 伊勢桑名郡多度村
熊野神社 熊野大神、櫛 出雲八束郡熊野村
御氣野命

コクホ

御名	御子	御父	御母	崩、薨、卒の時日
玉依姫命	武甕槌命	海神豐玉彦命	立皇太后(贈皇太后、太皇太后)の時日	崩、薨、卒の時日
媛踏踏五十鈴媛命	綏靖皇后	三輪大物主神	勢夜陀多良比賣	
五十鈴依媛命	安寧皇后	事代主神	玉櫛媛命	
淳名底仲媛命	懿德皇后	息石耳命	天忍男命	
天豐津媛命	孝昭皇后	天足彦國押人命	磯城縣主大目	
世襲足媛命	孝安皇后	天足彦國押人命	磯城縣主大目	
押媛命	孝安皇后	天足彦國押人命	磯城縣主大目	
細媛命	孝安皇后	天足彦國押人命	磯城縣主大目	
鬱色謎命	孝元皇后	大水口宿禰命	大綜麻杵命	
伊香色謎命	崇神皇后	大産命	丹波道主王	
御間城姫命	垂仁皇后	八坂入彦命	垂仁天皇(第五皇女)	
日葉酢媛命	景行皇后	八坂入彦命	垂仁天皇(第五皇女)	
八坂入姫命	景行皇后	八坂入彦命	垂仁天皇(第五皇女)	
兩道入姫皇女	哀	氣長宿禰王	葛城高類媛	
氣長足姫尊	應神皇后	品陀真若王	品陀真若王	
仲姫命	仁	葛城襲津彦	葛城襲津彦	
磐之媛命	正、履	葛城襲津彦	葛城襲津彦	
忍坂大中姫命	安	葛城襲津彦	葛城襲津彦	
葛城韓媛命	清	葛城襲津彦	葛城襲津彦	
葛城媛命	賢	葛城襲津彦	葛城襲津彦	
春日大姫皇女	仁	葛城襲津彦	葛城襲津彦	
媛命	武	葛城襲津彦	葛城襲津彦	
振媛命	繼	葛城襲津彦	葛城襲津彦	

【國母略譜表】

本表は故勢多章甫氏の國母略譜表を基として、田邊勝哉氏の編せしものに係る、

コクホ

御名	御子	御父	御母	崩、薨、卒の時日
敢國津神	伊賀阿山郡府中村	水若酢神社	水若酢命	佐佐木波羽茂本郷村
真清田神社	尾張中島郡一宮町	中山神社	金山彦命	伯耆西伯郡大高村
大縣神社	同丹羽郡樂田村	安仁神社	安仁神	出雲鏡川郡日御碕村
淺間神社	甲斐東八代郡一宮村	大縣比古神社	大縣比古神	同飯石郡東須佐村
寒川神社	相模高座郡寒川村	忌部神社	天日鷲命	石見安濃郡川合村
鶴岡八幡宮	同鎌倉郡鎌倉町	田村神社	田村神	備後沼隈郡新町
玉前神社	上總長生郡一宮町	金刀比羅宮	崇德天皇	豐後大分郡八幡村
大洗磯前神社	常陸東茨城郡磯濱町	土佐神社	一言主神	肥後熊本市井川淵町
酒列磯前神社	同那珂郡平磯町	諏訪神社	八坂刀賣神	長門豊浦郡長府町
南宮神社	美濃不破郡宮代村	西塞多神社	西塞多神	日向見湯郡都農村
生島足島神社	信濃小縣郡東鹽田村	田島神社	多岐理、市井島	薩摩揖宿郡願娃村
貫前神社	上野北甘樂郡一宮町	新田神社	通々、底筒男	
二荒山神社	下野上都賀郡日光町	住吉神社	三神	
都々古別神社	下野宇都宮市馬場町	海神神社	豐玉命	
都々古別神社	勢城東白川郡柳倉町	兩館八幡宮	應神天皇	
伊佐須美神社	味耜高彥根命	磯鹿神社	大己貴神	
志波彦神社	建沼河別命	小國神社	小國神	
大物忌神社	志波彦神	淺間神社	大己貴神	
若狹彦神社	若狹彦神	水無神社	水無神	
射水神社	二上神	戸隱神社	天手力雄命	
白山比咩神社	菊理媛神	駒形神社	駒形神	
彌彦神社	天香山命	岩木山神社	現國玉命、多都比	
出雲神社	三穗津姫命	出羽神社	毘賣命、倉稻魂命	
籠神社	天水分神	湯殿山神社	伊弉波神	
宇部神社	八種神寶	古四王神社	健甕命	
美保神社	武内宿禰命	菅生石部神社	菅生石部神	
伊和神社	大己貴神	高瀬神社	高瀬神	

コクホ

コクホ

コクホ

國母 天皇の御生母をいふ、また「コクホ」とも訓ず、有職中抄に「天子の御母なり、唐名、在成、或里、涓陽、國母仙院、母儀仙院、堯母門、堯母、以擬、長樂宮、帝親母云々」と見ゆ、空穂物語、後かげ上に「女は天道にまかせ奉る、天の掟あらば、國母女御ともなれ、掟なくば、山賤民の子ともなれ」とあり、なほ五代帝王物語に承明門院は能圓法師が女なれば、法師の女の國母なること先例もなければ大納言の女の儀にて院號よりさきに先准后の宣下あり云云、増鏡に「大かた此大宮院(嵯峨后藤原妹子)の御宿世いとありがたくおはします、すべて古より今まで、后國母多すぎ給ねれど、かくばかり取りあつめ、いみじきためしは、いまだ聞きおよび侍らず、御位のはじめよりえらばれ奉り給ひて、争ひしらふ人もなく、三千の寵愛一人にをさめ給ふ、兩院(後深草、後龜山)うちつきいでものし給へり、いづれも平かに、おもひの如く三代の國母にて云々」とあり、女院記にも「豐樂門院藤子、贈左大臣藤原教秀女今上(後奈良)國母」とあり、其他枚舉に遺あらず、また御生母にあらずしては國母に准ぜらる、あ

コクホ

御名	御子	御父	御母	崩、卒の時日
北白河院藤原陳子	後堀河	備中納言正二位持明院基家(一)	平氏(權大納言正二位)	立皇太后(贈皇太后、太皇太后)の時日
藻壁門院藤原璋子	後堀河	關白左大臣從一位九條道家(一)	准三后藤倫子	曆仁元、十、三薨
源通子	後嵯峨	贈左大臣正一位土御門通宗(一)	准三后藤倫子	天福元、九、十八崩
大宮院藤原信子	後深草	太政大臣從一位西園寺實氏(一)	准三后藤貞子	承久三、八薨
京極院藤原信子	後鳥羽	左大臣從一位洞院實雄(一)	大宮院藤原子	正應五、九、九崩
支輝門院藤原信子	後深草	左大臣從一位洞院實雄(二)	從二位藤藏子	文永九、八、九崩
藤原經子	伏見	參議從三位左近衛中將藤原氏	平氏(從三位親繼女)	元徳元、八、三十薨
西華門院藤原基子	後二條	從一位內大臣堀河具守(一)	賀茂氏(片岡顯實能直女)	正平十、八、二十六薨
顯親門院藤原季子	花園	從一位左大臣洞院實雄(三)	平氏(正四位上皇后宮亮平高輔女)	建武三、二、十三薨
映天門院藤原忠子	後醍醐	參議從三位近衛中將(一)	亮平高輔女	元應元、十一、十五薨
新符賢門院藤原康子	後醍醐	正四位下左近衛中將(一)	後村上天皇即位後皇太后	正平十四、四、二十九崩
嘉喜門院藤原氏(云勝子)	後醍醐	(一)云關白從一位堀河經忠	從一位藤兼子	正平十二(延文二)閏七、二十三薨
廣義門院藤原寧子	光嚴	從一位左大臣西園寺公衡(二)	藤氏(左近衛中將飛鳥井雅冬女)	正平七(文和元)十一、二十八薨
陽祿門院藤原秀子	崇光	伏見天皇嫡子	藤氏(正三位權中納言飛鳥井雅冬女)	應永十三、十二、二十七薨
崇賢門院藤原仲子	後光嚴	內大臣正二位正親町公秀(一)	永正元、七、十八贈皇太后	永享十二、九、八薨
通陽門院藤原殿子	後小松	石清水八幡宮社務法印紀通清	后	文安五、四、十三薨
光範門院藤原實子	後花園	從一位贈左大臣廣橋兼綱養女	永正元、七、十八贈皇太后	長享二、四、二十八薨
敷政門院藤原幸子	後花園	贈左大臣從一位藤田經有	后	明應元、七、二十薨
嘉樂門院藤原信子	後土御門	贈左大臣從一位大炊御門信宗	永祿元、九、二十六贈皇太后	天文四、正、十一薨
源朝子	後柏原	贈左大臣正二位庭田長賢	元祿元、九、二十六贈皇太后	大永二、十、十薨
豐樂門院藤原藤子	後奈良	從一位贈左大臣勸修寺教秀(四)	元祿元、九、二十六贈皇太后	元和六、二、十八薨
吉徳門院藤原榮子	正親	參議從三位萬里小路賢房	從三位粟屋元子	
新上東門院藤原晴子	後陽成	從一位贈左大臣勸修寺晴右	贈從一位淺井德子	

コクマ

御名	御子	御父	御母	崩、卒の時日
中和門院藤原前子	後水尾	關白太政大臣從一位近衛前久(三)	贈從一位淺井德子	寛永七、七、三薨
東福門院藤原和子	後光嚴	關白太政大臣從一位藤原秀吉(五)	贈從一位淺井德子	延寶六、六、十五崩
壬生院藤原光子	後光嚴	贈左大臣從三位關基任	贈從一位淺井德子	明曆二、二、十一薨
逢春門院藤原隆子	後西院	贈從一位左大臣藤原隆致(一)	某(出羽守從五位下谷衛長女)	貞享二、五、二十二薨
新廣義門院藤原基子	靈元	贈左大臣從二位關基音	藤氏(正二位權大納言西洞院時成女)	享保十七、七、三十薨
敬法門院藤原宗子	東山	內大臣從一位藤原隆賢(一)	贈從三位町尻量子	享保十六、十二、二十九薨
新崇賢門院藤原賀子	中御門	攝關、太從一位近衛家隆(二)	贈從三位町尻量子	享保五、正、二十薨
新中和門院藤原向子	櫻町	太政大臣贈正一位德川家宣(三)	皇太后	寛政元、九、二十二薨
開明門院藤原定子	櫻町	參議正四位上左近衛中將藤小路實武(一)	皇太后	寛政二、正、二十九崩
青綺門院藤原舍子	櫻町	關白從一位左大臣二條吉忠(二)	皇太后	寛政七、十一、三十崩
恭禮門院藤原富子	後醍醐	關白太政大臣從一位一條兼香(四)	皇太后	天明三、十、十二崩
盛化門院藤原維子	後醍醐	攝關關白太政大臣從一位近衛内前(三)	皇太后	弘化三、六、二十崩
新清和院院欣子内親王	仁孝	後醍醐天皇(第一皇女)	皇太后	弘化四、十、十三崩
新朝平門院藤原祺子	仁孝	關白太政大臣從一位藤原實朝(一)	皇太后	明治三、十、十一崩
英照皇太后藤原夙子	明治	關左大臣從一位藤原實朝(二)	皇太后	大正三、四、十一崩
昭憲皇太后美子	明治	從一位一條忠香(三)	皇太后	

コクメ

コクモ

り、國太曆文和二年十二月五日の條に外記の勘例を擧げたる中に、「遊義門院(後深草院皇女、後宇多院妻)后、後二條院准母、日來國母義」とあるがごとき其一例なり、詳しくは表に就て見るべし、

コクマデコク 石間出石 江戸時代、増高の稱、地方凡例録に、郷帳割符等に、石間出石と申て高相増名目記あり、又田畑成出高記高増あり、一事兩名也、畑の石盛、田の石盛に値るに付、石盛並ひ丈け高相増し、石盛と石盛との間より出る故石間出

石とも唱ふる事也」とあり、

コクマヒキ 石間引 江戸時代免租の一、地形變じて田の畠となりしもの等は石盛下る、乃ち舊石盛に異なるを以て、租を減するなり(地方凡例録)

コクメイクワン 克明館 舊鶴舞藩の學校

コクメイクワン 克明館 舊鶴舞藩の學校

初年井上正春之を創建す、明治四年の頃は最も盛大の時と爲す(日本教育史資料)

コクメイクワン 克明館 舊鶴舞藩の學校

所在遼江國敷知郡濱松東高町引馬坂上

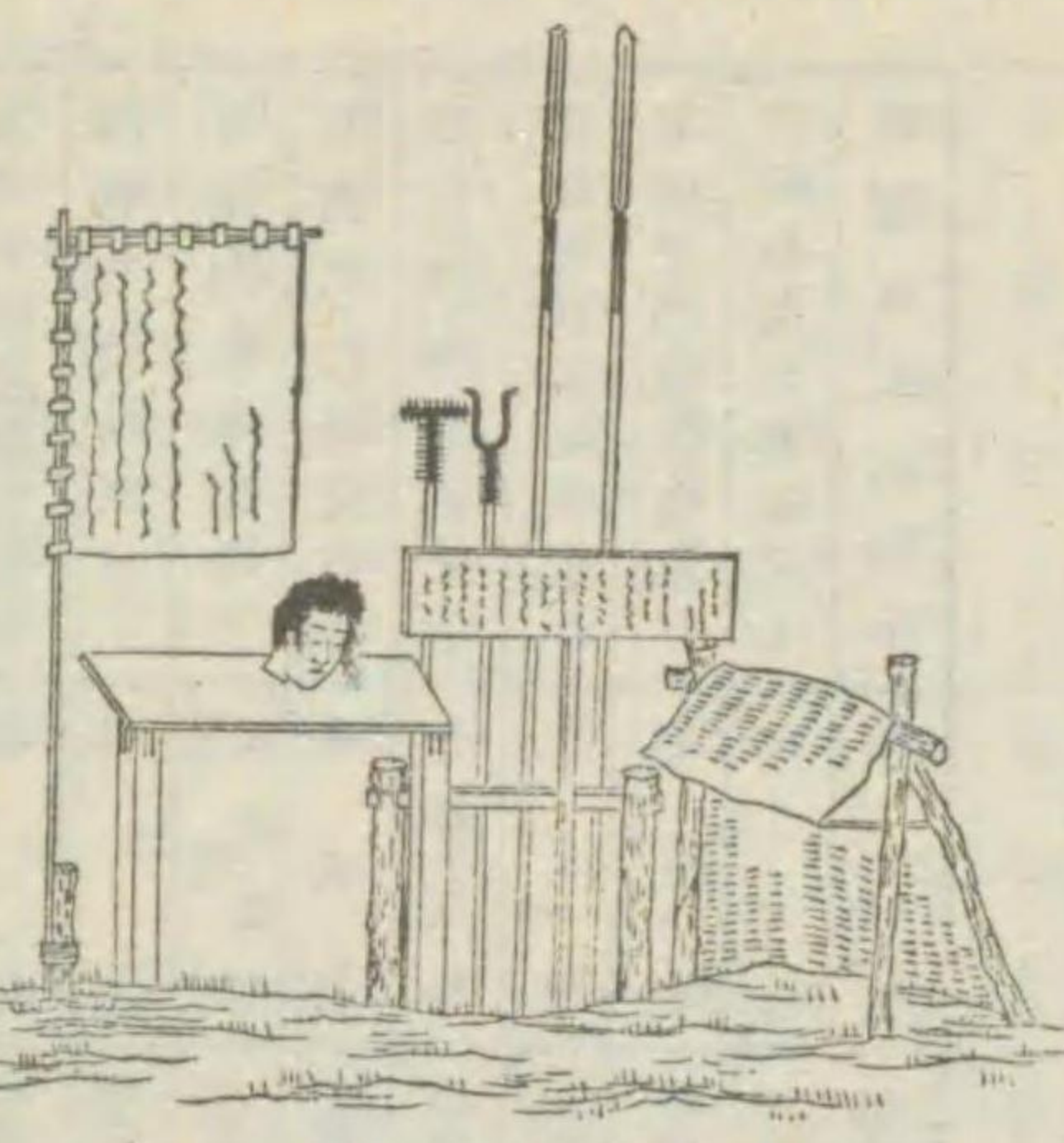
弘化三年館林より封を轉じて濱松に移り、先封水野大盛物造營する所の校舎の舊貫に仍り之を用ふ、但講堂は舊を毀ち更に結構せり(日本教育史資料)

コクモ 獄門 武家時代罪人の首を梟する刑、江戸時代にては正刑たり、もと其首を獄屋の門前にかゝげたるより名づく、又梟首ともいふ

王朝時代には、まづ首を斬りて之を矛に貫き、京中の大路を行き、衆人に示して後、獄門の前

コクモ

なる棟の樹に懸くるを通則とす、其事絶えて後も、梟首を獄門に懸くるといひ、轉じて單に獄門とも稱し、鎌倉以後には遂に刑名となれり、室町時代には柱と横木と組み合せ、横木の上に、方八寸より五寸に至る頸蓋あり、其中央に長さ五寸の釘を打ちて首を刺す、下輩には塞なし、されど此刑は、別に法を設けて施行したるにあらざれば、各地悉くかくのごとくなるにあらず、江戸時代には、大抵、淺草小塚原と、品川鈴が森との兩刑場に梟したり、其法は獄内



(載所録秘大罪刑)

にて斬首し、首を水にて洗ひ、苞に入れ、非人捨札(罪狀處刑等を略記せるもの)を持ちて前行し、其場に送りて之を梟し、又非人を以て番人とし、二夜三日の間晒しおきて後に首を棄つるなり、捨札は三十日間刑場に建ておくものとす、罪の重きに引越等の屬刑ありて、罪狀を録したる紙帳を前に建つ、又犯罪地に於て梟首することもありき、なほ刑罪大秘録に、死罪御仕置之通、首打役首討候得ば、非人直に首引揚、手桶之水に而洗ひ、兼而手當致置候儀に

コクモ

入、獄間檢使、町方年寄同心雙方二人出居、右首請取、先之帳捨札持道具、其跡首入候儀を非人兩人に而差荷ひ、右檢使同心差添、淺草品川御仕置場へ罷越、獄門に掛之、但引廻し無之候得ば無之、一、獄門壘一ツえ二人三人一所に掛け候儀も有之候由之處、文化三年卯年四月二十五日、兩町奉行懸に而、於淺草二獄門兩人有之、壘も二ツに掛、其後同六年十月二十七日獄門二人壘二ツに掛け候由、右は人数に寄差略も有之事歟、なを札すべし、一、獄門首晒日數三日二夜、(上番人、谷のもの六人、下番人、非人六人)但三日目掛り町奉行所左衛門何之上取捨、一、右晒中近邊御成、其外障之儀有之候得ば、町奉行より申付取捨、一、捨札は三十日建取捨、右同断の節は取除け置、殘日數建之と見えたるにて之を知るべし、**御定書百箇條**に據れば、密通を爲し、實夫を殺す様勤めて手傳なせし者、密通の女、實夫、養父を殺し者、多数にて有夫の女を姦せし頭取、養母、養娘、並に姦と密通せし男女、密通の僧侶、盜み入て疵付けし者、徒黨を爲して盜に入る頭取、雜物を追割ぐ者、巧にて人を擲ち、同類の内より取扱物をねだり取る人々を疵付けし者、毒飼にて人を殺す者、人相を以て御尋ねの者を匿置き又は召仕ひて訴出ざる者等には、この刑を科し、尙ほ金子を附て貰ひし子を捨つる者、主人の妻と密通の男、片輪物を殺し、品を盜む者、毒藥を賣る者、似天稱、似辨造る者、人を殺し盜を爲す者、地主を殺せし家主、主人の親類を殺す者、舅、伯父、伯母、兄、姉を殺す者、支配を受ける名主を殺す者等には、引廻(ヒキマシ)參看の上獄門に處せらる、**御定書**宗廟紀に、萬以三刀子刺頭死焉、朝廷下符爾、斬之八段、散之八國云々、とあれど、梟首の始めとはなし難し、貞信公記に天慶三

コクモ

年五月十日の條に、左中辨少辨等有二藩門首口口市司可懸外樹之仰とあるや、其初見なるべき、**治政**後三條天皇延久元年大和國釜摩多山の盜致親を捕へて梟首し、後三年の役、源義家、清原武衡、同家衛等を斬て首を梟し、平治の亂、藤原通憲の首を獄門にかげたれども、これ刑罰の爲めに行ふにあらず、只武威を示す一端と爲すに過ぎず、鎌倉時代以後はじめて刑名となり、室町時代に亘りて往々梟首の事史に見え、明治初年に至るまで尙ほ行はれたり、明治十二年遂に廢止す(徳川政刑史料、刑罪大秘録、古事類苑法律部)
コクモリ 石盛 田畑の肥瘠に准じ、上中下下々四等の差を立て、一段毎の收穫高を定め、その高に准じて年貢高を定むるを云ふ、段別に石高を盛付る故に名付たるなり、また單に盛ともいふ、また斗代ともいふ、石盛は、其土地の善惡、地質の高下により盛付の法種々あり、文祿檢地の石盛は、上田一石五斗、中田一石三斗、下田一石一斗、上畑一石二斗、中畑一石、下畑八斗、屋敷地は一石二斗、下々田、下々畑、山畑、野畑等は見計ひにて斗代を定むる也、地方落穂集に、仕出の算法は、上田一歩に、概一升生ずるとして、一段即三百歩にて、概三石生ず、而して一升到五合摺の見積にて、米一石五斗を得、其内七斗五升を公納し、他を所得とせば、是を五公五民の法と云ひ、公納七斗五升を、十五盛の根取とす、若し四公六民に分つ時は、盛十五、根取六斗とす、即石盛は、一石五斗なれど、公納は六斗なり、又一段一升毛の概を、干減二割引二石四斗と成るを、五合摺にして、一石二斗と成る、是を十二の盛と云、是を五分取にせば、根取六斗あり、如斯くによりて石盛を仕出し、次第を分つ也、といへり、畑の石盛は、下田の位を畑の上に相立るを通法とせり、然れど古

コクモ

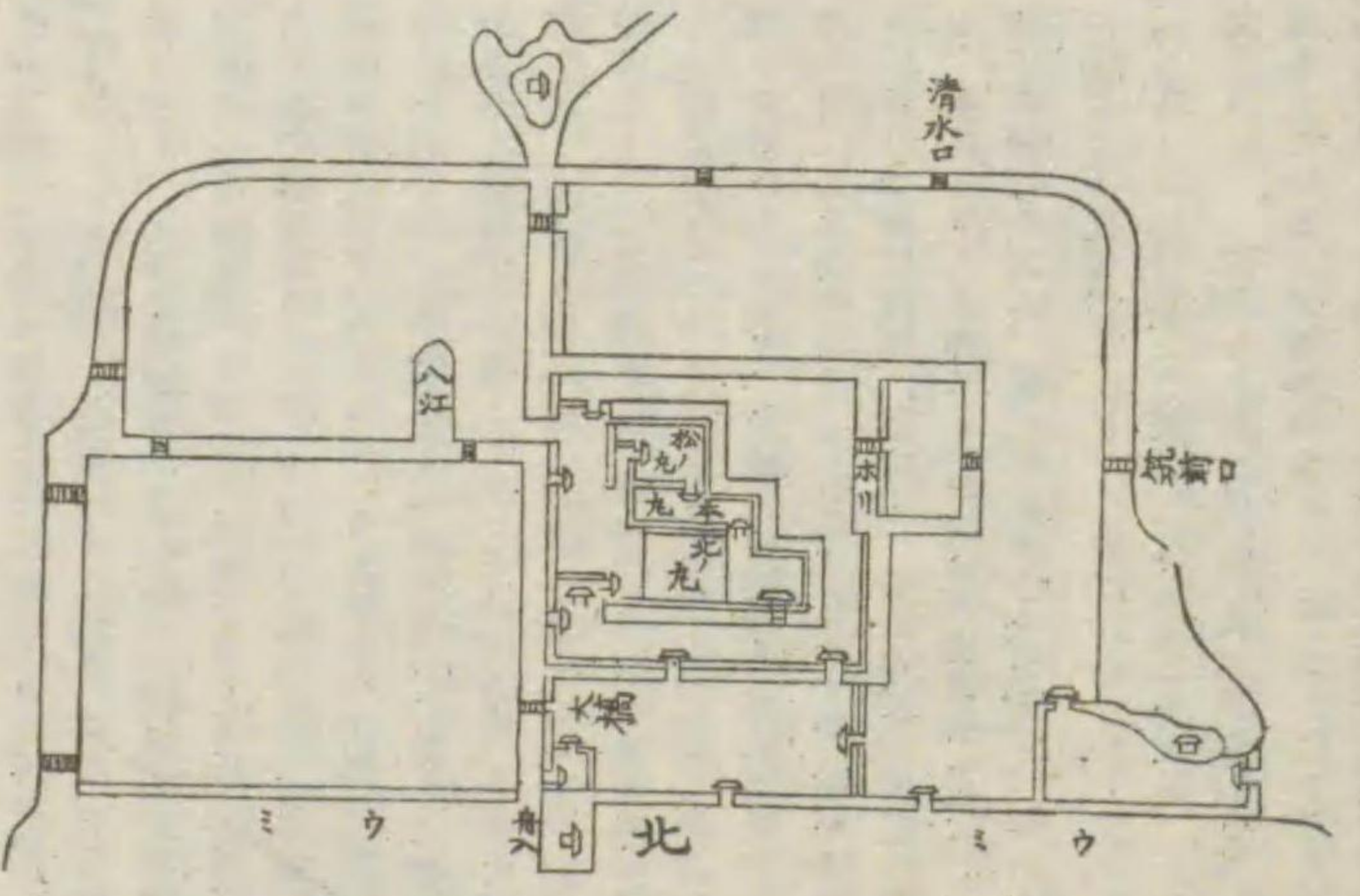
法は中田の石盛を、上畑の假石盛にして、田畑六分遠の六を乗じ、上畑の盛とす(地方凡例録、田園類誌、田制篇、大日本租稅志)
コクモリチガヒビキ 石盛違引 江戸時代免租の一、古檢の地を檢し、石盛下れば現高を古高より減す、因てその減高を石盛違と稱して、其租を減するなり(地方凡例録、大日本租稅志)
コクラク井 極樂院 山城國京都府市下京區龜屋町○紫雲山極樂院光勝寺といふ、また空也堂と稱す、**時宗**、空也念佛の本寺、**時宗**、初め僧空也洛北鞍馬山に於て、苦修練行せし時、一鹿來り馴る、時に真盛なるものあり、性獵を好み山中に馳驅してその鹿を獲たり、空也大に痛み、その鹿を請ひ、角を取て杖頭に挟み、皮を剥とし、佛理を説て真盛を戒む、真盛大に悔ひ、翻然志を改め、佛門に入て空也の法弟となり、有髮妻の身を以て法讓を諷誦し、鉦を撃ち瓢を敲き、歡喜踊躍して人を化導し、終に堂宇を建立し、空也の像を安じて本尊とし、真盛自ら第二世となる、その後屢々災し、屢々再建し以て今日に及べり、明治維新後時宗に編入し、天台宗の所轄に屬せり○本堂、北向、二重瓦屋にして、空也上人自作の像を本尊とす、脇士は地藏毘沙門にて、北壇に阿彌陀佛を安じ、南壇に真盛の像を安置せり、每歲十一月十三日當寺に於て、歡喜踊躍の念佛を修す、俚俗之を空也堂の鉢鼓と云ふ(山城名勝志、平安通志、京都名勝記)
コクラク井 極樂院 新元興寺(シンゲンゴウジ)を見よ、
コクラクジ 極樂寺 關西相模國鎌倉郡極樂寺村○靈鷲山靈應院と號す、**眞言律宗**、南部四大寺末○本尊釋迦、**北條重時**の創立、始め

コクラ

正嘉中に「老翁あり、一字を嘗み丈六の彌陀を安置し、極樂寺と名づく、然るに經營の功終らずして寂す、正元の初め、重時寺城の狹少なるを見て、新に地を下せんとし僧忍性に譲す、性答へて西南に地獄谷の靈場あり、これ招提の地なりと、重時就て一字を遷す、即ち今の境内なりと、重時の子武藏守長時、その弟業時等を戮せ修飾し、支院四十九院を構造す、堂宇壯麗の大伽藍となる、文永四年八月性此寺に住し、開山となる、**建治元年**堂宇同様に修葺し、性尊縁再造して舊觀に復す、弘安四年勅により、蒙古降伏を祈る、時宗其功を奏して御祈願寺とす、元弘二年勅願寺とし、三年八月寺領安堵の給あり、足利尊氏同義滿深く之を信じ、塔頭地蔵院に地を寄せ寺領の課役を免除せり、管領氏満も又役夫工米以下諸役を永く免除す、成氏の時、每歲二月の舍利會に參詣し、五月寺主を管中に請招する禮を盡せり、應永三十二年再び同様に禪に禪する禮を盡せり、應永三月地震により塔九輪轉倒す、其後堂宇漸く衰頽し、佛殿及び塔頭一院のみとなれり、天正十九年十一月徳川氏寺領九貫五百文の朱印を給ふ○寺寶に古文書多し(鎌倉志、鎌倉勝覽考、相模國風土記稿)
コクラシヤウ 小倉城 豊前國企救郡小倉市の中央○勝山、又勝野城といふ、**原田隆國**起原詳ならず、嘉吉二年の頃其名見ゆ、後世冷泉高祐此に居城、天正十五年毛利勝信此に封す、慶長五年の亂後、黒田孝高淺野長政等居城せしが、尋て細川忠興之に代り、封三十七萬石を領し、同七年より城を築き、同十三年に至りて成る、寛永九年十二月小笠原忠直播磨より來り治す、封十七萬石、子孫傳へて慶應に至る、其初年毛利氏の爲めに陥る、廢藩後兵營を置き、現今十二師團を置く(豐前志、主圖合結

コグリ

コグリイロ 小栗色 藁の色目の名、雅亮裝束抄には表は彩色にて、裏は薄青なりとし、雜事抄には裏は薄紫なりといへり、秋季に大人着用す、
コクリン 鶴林 白隱(ハクイン)を見よ、
コクリヤウ 國領 名國司の領する所をいふ、また國衛ともいふ、國司の廳を國衛といふに因てなり、其私有すること、略莊園に類し、租入を專收す、故に、莊園と國衛とを相連稱す(後鳥羽



記、明治政覽、明治政史)

ゴクラ

天皇文治元年八月、太宰府管内武士押領制すべからざるの聞あり、早く其濫行を停止し、國衙は舊の如く、國司に付せしむべしとの院廳下文あり、同二年六月、源賴朝、國衙は先例に任せ、國役雜事を勤仕すべしと令し、後堀河天皇貞永元年閏九月、畿内近國四國邊論國領たらば、國司の成敗たるべしと令し、順徳天皇建曆二年、諸國の吏志に國領公田を神社佛寺に寄進し、永代免許の字を載す、自今以後勅免を帯びざる地は其寄進を停止すべしと令し、後花園天皇永享十一年、美作國衙の檢査巡年なるを以て、先例に任せ、國衙廳に進濟せしむ(大日本租稅志)

ゴクラフ

極薦 藏人所(クラウドコロ)の條六位藏人を見よ、

ゴクワウゴンテンワウ

後光嚴天皇

名御名は彌仁、法諱光嚴、後光嚴天皇の第二皇子、御母陽藤門院藤原秀子、北朝四代の天皇、曆應元年三月二日御降誕、觀應三年八月、足利尊氏天皇を迎へ立つ、時に年十五、南朝の諸將屢々兵を起して來り侵す、よりて乘輿屢々播遷す、位に在ること十二年、改元するもの五、應安四年三月位を太子緒仁に譲る、同七年正月二十九日崩御、御壽三十七、山城國紀伊郡深草村大字深草深草北院に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)

ゴクワウミヤウテンワウ

後光明天皇

名御名は紹仁、幼稱は素鷲宮、後水尾天皇の第三皇子、御母は壬生院藤原光子、關基任の女、第一百十代の天皇、寛永十年三月十二日御降誕、同二十年十一月、明正天皇の讓を受けて位に即く、在位十一年、改元するもの三、承應三年九月二十日崩御、御壽二十二、山城國下京區今熊野町月輪院に葬る、天皇は近世における英主なり、幼より學を好み、粗々大

ゴクワ

義に通じ給ふ、常に、佛學は面白きものなれども、體はあるやうにて用のなきものなり、天子諸侯は、別して人民の主たるものなれば、宜しく有用の學を爲すべし、また唐漢の古註は適切ならざるが故に朱氏の新註によるべしと宣ひ、意休庵を召して易經を講ぜしめらる、而して程朱の學の開けたるは藤原惟高の功なりとて、慶安四年九月惟高文集に御製の序を賜ふ、本邦庶士の著に、御製の序あること、實に茲にはじまる、天皇また釋典の儀を再興せんとする叙慮ありしが、早く崩じ給ひしを以て、其事遂に已みたり、なほ源氏物語は婦孺の書にして人道に害ありとて、之を斥け給ひ、和歌もあまり多く好み給はざりしかことし、然れども其宸藻に富ませ給ひし事は、或時後水尾上皇宮中に御幸ありし時、十首の歌天皇におくられしに、上皇が御幸ありし時、十首の歌に感じ給へりといへるにても明かなるべし、また常に酒を好み、屢々劇飲に及ばるゝことあり、徳大寺公信之を愛ひ、一夕醺飲興酣なる時を度りて諫め奉りしに、天皇震怒、劔を按じて起ち給ふ、公信從容として曰く、古よりいまだ天皇親ら人民を斬り給ひしを聞かず、實に古今の一人たり、況んや上諫を納れ給はざりしが命もとり惜しむ所にあらずと、會々左右公信を引いて退く、天皇釋はすして宴を罷む、然れども遂に其非を悟り、明日公信を召して謝する所あり、且つ昨日按する所の劔を給へり(槐記、承元遺事、野史、陵墓一覽)而して天皇崩御の後火葬の議ありし時、魚南八郎兵衛憤慨し、周旋奔走の結果土葬に決したることは有名なる話なれども、可觀小説、山陰志等の外全く散見せる處なし、疑ふべきに似たり、

ゴクワン

虎關 師練(シレン)を見よ、

ゴクワイ

五官 上賀茂社の神主、禰宜、權禰宜、祝、權祝を云ふ、
ゴクワイ 虎溪 名御名は永義、長門毛利氏の族、寛文中伊達綱村聘して仙臺東昌寺の住職とす、元禄年中東福寺に住す、綱村之に金襴法衣と黄金とを贈る、世に之を千金法衣といふ、後ち亦東昌寺に歸る、綱村別に一寺を建て虎溪に開祖たらんことを乞ふ、虎溪曰く、貴封内黄髮派なし、僧鐵牛と云ふものあり延て開祖とせらるべしと、即ち大年寺是なり、享保八年九月寂す、年八十(仙臺史傳)

ゴケイ

古溪 名御名は宗陳、字は古溪、蒲菴と號す、大慈廣照禪師の號を賜はる、越前國朝倉氏の子、京都紫野大徳寺百十七世の法主、初め那の驢雪禪公に就て得度し、嗣公死後、紫野江隱顯和尚に參す、天正元年九月大徳寺の法燈を嗣ぐ、時に年四十二、十年豊臣秀吉、織田信長の爲めに總見院を創し、古溪を始祖となす、十八年秀吉、利休の專恣を怒り、利休を殺し、尋て四使を遣はし大徳寺を破滅せんとす、古溪懐中より劔を出し、法の衰替此の如し、吾唯死あるのみと、四使其雄氣に感じ歸て秀吉に説き毀寺の事を止む、文祿元年豊臣秀長の冥福の爲めに建てし大光院に居り、之に居ること一年、明年春紫野に歸り先師の遺跡に歴住し、後ち市原常樂院に隱る、慶長元年八月病卒る、後陽成天皇徳風を敬仰し、特に禪師號を賜ふ、翌二年正月十七日寂す、年六十六(續日本高僧傳)

ゴケイ

悟溪 宗頼(ソウタン)を見よ、

ゴケイ

五刑 古へ管、杖、徒、流、死、刑の五を總稱していふ、各條を見よ、

ゴケイロ

苔色 染色の名、萌黄の濃きものなす(藤原草)の色の名、表は苔のくろばみ

ゴケウ

ゴケニ

たるにて、裏のふたあるものなす(四三條裝束抄)
ゴケウクワン 五教館 舊大村藩の學校、所在肥前國彼杵郡大村玖島城門外小路、寛文年中藩主大村純長、學校を郭内櫻馬場に設け、藩士をして文武の業を學ばしむ、單に學校と稱す、元禄七年靜壽園と改む、寛政二年郭内櫻田に移り、校内を二分し講學所を五教館と稱し、演武場を治振軒と名く、寛政三年八月釋奠を行ふ、同八年正月禮法の科を設く、又文化十三年習字科を置く、天保二年正月、學校を城門の外小路に移す、地坪千百三十八坪、明治廢藩の時廢館す(日本教育史資料)

ゴゲチャ

焦茶 染色の名、くろばみたる茶色なす、

ゴケニン

御家人 名義武家の臣下を云ふ、單に家人とも云ふ、家子、家臣、家僕、家士と云ふも皆同じ、沙汰未練書に御家人とは往昔以來爲開發領主、賜武家御下文「人事也」とし、式目抄に、御家人とは家禮の人也、主従の禮をなす輩を云歟、常陸大掾傳記に、家子と云は、本領を持たる名代の人の奉公するを家子と云也、一家の端なれども、本領重代の名字懸る所になき人は家子とせず、是を家人と云なり」と見えたり、按するに、家人とは、始めは一族の人を單に家人又は家子と稱せしが、後には一般にその家に仕ふる人を稱するに至り、家臣、家士とも唱へしなるべし、令制賤民の家人より出でし名なりとの説あれども、信じ難し、また江戸時代には、上述のごとき、武家の臣下なる廣義の外、狭き意味に於ては、幕府に仕へて秩祿を食むもの中、將軍に拜謁する能はざるもの、即ち御目見以下の士を御家人と稱し、旗下と區別したり(藤原清隆、太平記龍馬進奏の

ゴケニ

條に、諸國の御家人の稱號は賴朝の時より有て、已に年久し武名なるを、此御代に始めて其號を被し止めれば云々」とありて、賴朝の時起りしが如く云へるは誤なり、蓋し藤原氏權を専らにせしり以來、藤原氏以外の諸氏京都に意を得ざるもの、地方に去りて土豪と稱を通じ、縁を結び、多くの土地を領有して、多くの子弟を撫養せしり起りしものなるべし(ア、參看)御家人の名の見えたるは、吾妻鏡治承四年六月二十四日の條に、累代御家人と見え、同年九月三日の條に、景親乍爲源家譜代御家人云々、家人は百練抄正治元年正月二十五日の條に故賴朝御家人云云、奥州後三年記家衡乳母の詞に家人と見え、家子は吾妻鏡元暦元年九月十四日の條に、重頼家子二人と見えたるを始めとす、家臣は豆相記親井日記に、家僕は江渡記に、家士は豆相記等に見えたり、而して江戸幕府の御家人は、家祿二百六十石を高級とし、給金四兩一人扶持を最下級と爲す、譜代と一代抱との區別あり、また二半場と唱ふるものあり、譜代ものは、小普請に入り非役となるも、二半場は小普請に入らずして、目付支配無役と唱へて非役となり、皆隱居して家督を讓ることを得れども、一代抱のもの、非役にてあることを得ず、また隱居をなし家督を讓ることを得ざりき、なほ譜代の御家人に席以上と席以下との別ありて、席以上とは隱居間にて隱居家督相續を申付られ、又は燒火間にて申付らるゝ役を奉するものなす、席以下とは、隱居家督役、皆頭支配の宅にて申付らるゝ身分の者なす、而して席以上は、鎧を立て肩衣を著し、對斗目白帷子を著し、兩肩の門を作り、支關を構ふことを得るも、席以下にては輿力と徒祖の外は、肩衣を著し、對斗目白帷子を著、鎧を立て、若黨を召連るゝを得ざ

ゴケン

りき、御家人より旗下となるには、御目見以上の役を三轉するが、もしくは三代御目見以上の役を勤めたるものにあざれば許されず、故に御目見以上の役を勤めて、未だ永々御目見以上の申渡を受けざりしものは、其身一代、御目見以上の格に在りて、其子の代に至れば、御目見以下に居るものとす(徳川盛世錄)なほ此時代の中世以後に至りては、御家人株といふものを生じたり、即ち御家人の資格を賣買する株にして、窮乏の御家人等は金錢を以て、其家を庶民に譲り渡したるなり、されば農工商のごときものは、いづれも金を出して此株を買ひ、御家人の姓を冒して幕士となるもの多かりき、
ゴケン 古檢 檢地(ケンチ)を見よ、
ゴケン 沽券 賣却の證書、賣券とも云ふ、多く土地家屋等に用ふ、
ゴケン 固關 朝命によりて、諸國の關所を警固するをいふ、關所には平生にも守備ありと雖も、朝廷の大儀、もしくは騷亂等のある場合に當り、特に非常を戒嚴せんが爲めに、使を遣はして之を固めしむるなり、而して其固めを解くを解陣といふ、詳しくは御代始抄にあり、就て見るべし、
ゴケン 五絃 樂器の一種、其形琵琶の製の如くして小、もと木を以て彈きしが、唐太祖の時、始めて手彈の法あり、何時頃我邦に傳はりしや詳かならず、和名抄には此器の説明見えざりき、三代實錄元慶三年十月四日の條に、雅樂寮申請、庫中樂器五絃有、乘、琵琶有、缺、交管之日還爲、眞累、須、以、五絃之乘、補、琵琶之缺、太政官處分行之、とあり(陣氏樂書、歌舞品目)

ゴケン

御元服總奉

ゴケン—ゴコク

御元服奉行

ゴケンフクフギヤウ 「ケンブクフギヤウ」を見よ、

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

五鈔

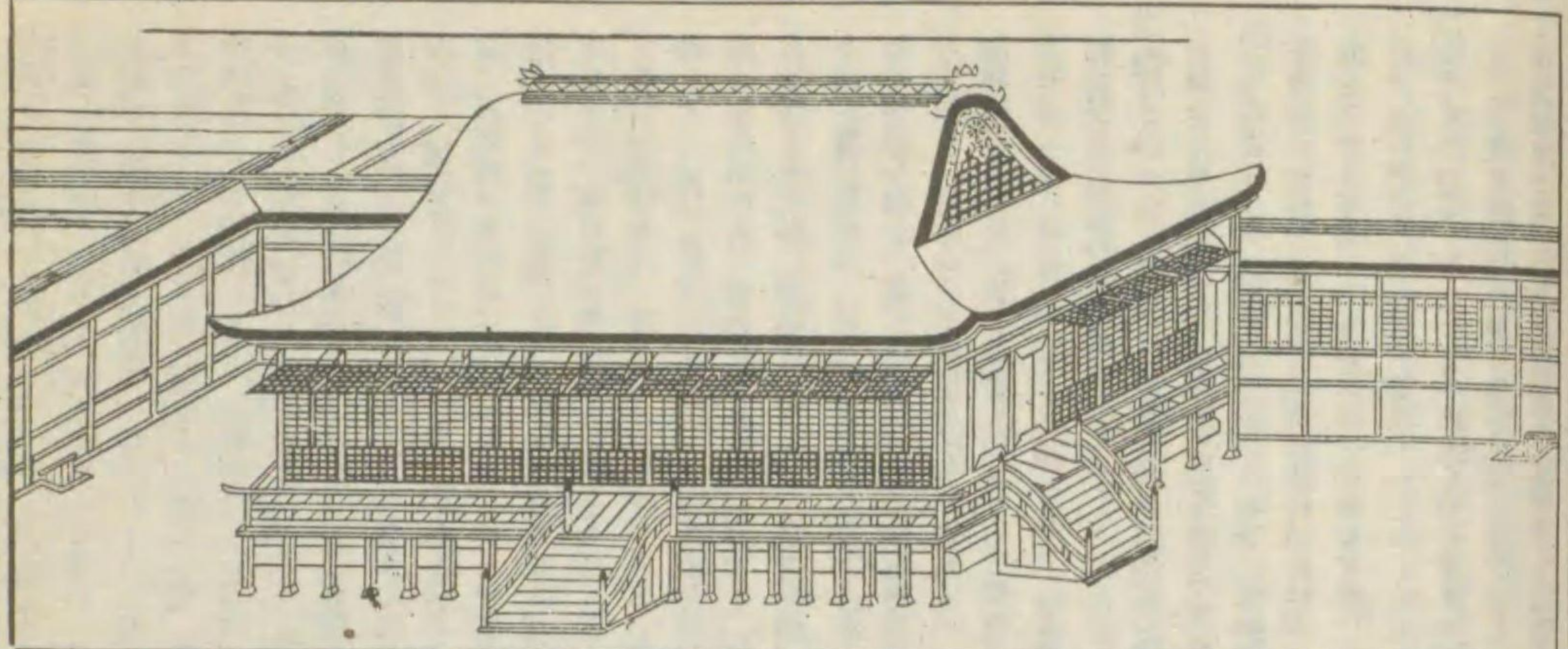
五鈔

五鈔

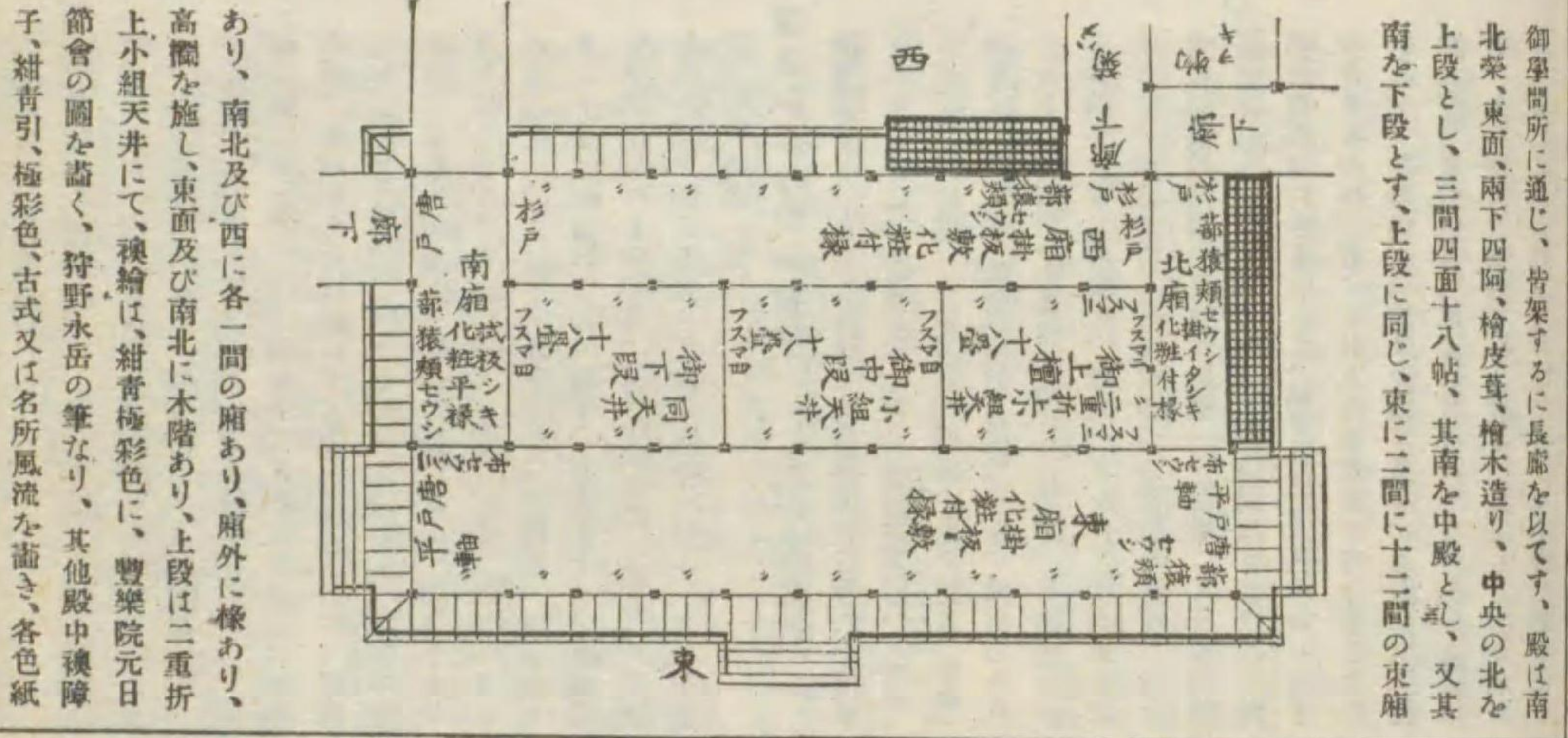
五鈔

五鈔

五鈔



(載所説圖聞見闕風)



御學問所に通じ、皆架するに長廊を以てす、殿は南北、東面、兩下四阿、檜皮葺、檜木造り、中央の北を三段とし、三間四面十八帖、其南を中殿と礼、又其南を下段とす、上段に同じ、東に二間に十二間の東廂あり、南北及び西に各一間の廂あり、廂外に椽あり、高欄を施し、東面及び南北に木階あり、上段は二重折上小廻天井にて、襖繪は、紺青極彩色に、豊樂院元日節會の圖を畫く、狩野永岳の筆なり、其他殿中襖障子、紺青引、極彩色、古式又は名所風流を畫き、各色紙

ゴケン—ゴコク

御元服奉行

宗の大椋林と定められ、寺領三百石の寄進ありて、祈願所と爲されたり、七年又三百石寄進あり、合して六百石を有し、後又加増して、千二百石となる、尋で元祿十年更に觀音堂を建立す、享保二年護持院焼亡するに及び、其再建を停め、改めて之を護國寺に移し、爾後従来の護國寺を護持院、觀音堂を護國寺と改め稱せしめ、隆慶を護持院の住職となし、護國寺を兼らしむ、然るに隆慶はかくの如くにして、護國寺の護持院の爲めに併吞せられ、全く絶滅せんことを恐れ、翌三年十一月、自力を以て、觀音堂の側に別に護國寺を建設す、寶曆二年、爾來護國寺の寺務は、總て護持院の住職より兼攝せしめ、護國寺の住職を定置せざることとなり、是に於て護國寺は、形式上全く護持院の附庸たるの姿を呈したり、後ち明治維新の際に及び護持院の役僧等は復飾願を出し、護持院の兩寺共に廢寺たらんとせしを、根生院の僧直樹後海といへる者之を慨し、護國寺は護持院の附庸たるが如しと雖も、其伽藍境内は皆護國寺に屬するものなり、假令護持院は復飾願を出せりとて、此伽藍境内は、決して一二役僧等の左右すべきものにあらずと、東京府へ上願し、終局護國寺再興といふ名の下に、其伽藍と境内との官没を免れたりき、是即ち今の護國寺なり、ゴヤケン(參看(徳川實紀、江戸名所圖會、大典の女中、富田純純氏、隆光))

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

小興

ゴケン—ゴコク

御元服奉行

給ふ事西宮記に見えたり、「ゴシ」の挿圖を見よ(輿車圖考)

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

古語拾遺

ゴケン—ゴコク

御元服奉行

形を押し和歌を題す、殿前林泉の風光最も清雅を極めたり、鼻居(クワキョ)の挿圖を參看すべし(安政造營誌、平安通志、京華要誌)

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小御所

小

コサン

の禪宗大に勢力を得たり、曆應四年少しく變改する所あり、北朝康永元年四月二十三日定めて、一建長寺(南禪之と同格)二圓覺寺(天龍之と同格)三壽福寺(四建仁寺、五東福寺)とし、淨妙寺を五山に准じたり、應安元年十月十三日足利義滿五山十刹の住院年數條規を定め、同四年正月二十二日住持職撰補すべきことを定め、同五年四月十五日禪院法則を制定し、且つ寺僧三百五十人を越ゆることなからしむ、萬壽寺は貞治二年五山に列したれど、遷行せず、應安五年九月四日義滿重れて沙汰して五山に列したり、蓋し、應安五年八月十七日東福寺幕府制定の條規に背きて、五山の列を奪はれしを以て、其間に補せしものなるべし、鎌倉京都五山の分れし年代は詳かならざれども、應安六年十月九日の令條に、關東五山の事とあるを見れば、この頃既に京都と分離せしものか、永和三年臨川寺を十刹より上りして、五山に列したるも、再び十刹に下せり、永徳三年義滿相國寺を建立し、普明國師を請するに方り、同寺を五山に列せんとし、至徳三年七月十日五山の位を變革す、東福寺再び五山に列す、即ち前の表に掲ぐるもの是なり、是より京都と鎌倉とは全く分離して相對立す、應永八年幕府命じて天龍相國の位次を改め上下したり、翌九年に至り再び天龍寺を第一位とし、相國を第二位に下げたり、其後位次變革せず(建武以來追加、扶桑五山記、諸五山十刹住持籍、鷲尾順敬氏五山考)

コサンキヤウ 御三卿 「サンキヤウ」を見よ

コサンケ 御三家 「サンケ」を見よ

コサンジョイウヒツ 御産所右筆 御産所奉行(コサンジョウフキヤウ)を見よ

コサン

コサンジョウフキヤウ 御産所總奉行 御産所奉行(コサンジョウフキヤウ)を見よ

コサンジョウフキヤウ 御産所奉行 御産所奉行(コサンジョウフキヤウ)を見よ

武家の職名、將軍家御産所の産の間の諸事を奉行するを云ふ、室町幕府に至り、御産所總奉行、御産所奉行に分れ、又御産所奉行を御産所右筆とも云ふ、産所の禮儀、及び暮目鳴弦等の事を掌る(肥後源流) 康永元年堀原平三景時産の間の雜事を奉行せしを始めとす、室町幕府の時、觀應二年正月、義隆將軍の夫人姪みて、義滿の生るや、著帯及び禱祀の事あり、この時、評定衆の中より中條利部少輔、二階堂能登守の二人、奉行後に總奉行と稱せり、となり、松田右衛門尉、白井正忠の二人右筆となり(後に奉行と稱す)その事を奉行す、爾後その佳例によりて、二階堂氏は世々御産所總奉行となり、松田氏は御産所奉行となる、又醫師守定(姓關)義滿の時産所の湯藥を司る、義教の時に至り、其孫守家亦襲掌せり(吾妻鏡、御産所日記、武家名目抄、官制沿革略史)

コサンデウテンワウ 後三條天皇 御名は尊仁、法諱は金剛行(後醍醐天皇)後朱雀天皇の第二皇子、御母は陽明門院禎子内親王、第七十一代の天皇(長元七年七月十八日春宮亮源行任の第に於て御降誕、同九年十二月親王宣下、寛徳二年正月皇太子と爲り、治暦四年四月後冷泉天皇崩御に及びて踐祚し、七月即位し給ふ、御年三十五、初め後朱雀天皇遺詔して後冷泉天皇の次に天皇を立てんと欲し給ひしかど、外戚の援なきを以て殆ど事やまんとす、藤原能信の言に因り、即日立て皇太子と爲り、開院を皇居となし、即位の禮を太政官に行ふ、官廳即位此に始まる、延久四年十二月位を皇太子貞仁に譲る、在位四年、年號一、翌五年五月七日崩す、御壽四

コサム

十、山城國葛野郡花園村大字谷口圓宗寺陵に葬る、天皇儲位に在る二十餘年、藤原氏の擅權を見、心甚だ不平なり、又屢々事によりて頼通を怨み給ひ、即位に及びて痛く其權を抑へ、政柄を奪はる、頼通字治に退居し、天皇の威嚴を憚りて歎め、只其員に備はるのみ、當時權貴多く莊園を占む、天皇其家に命じて契券を上らしめ、記録所(キロクジョ)を置きて虚實を檢し、また量制を審にせんと欲し新に器を作る、世に之を延久官印(エンキウケンシマス)と稱す(といふ、後冷泉天皇の末年、風俗華侈、因て天皇親ら儉素之を矯制し給ふ、幼より學を好み給ひ、才能絶倫、勞佛乘に通じ、好て笙を吹かる、一條天皇以來、政權相門に歸して朝憲稍々弛びたりしが、天皇剛健嚴明、精勵治を圖り、親ら機務をとられ、規模大に定まり、皇綱再び振張す、天皇位を皇太子に傳へ、院に居て政を決せんとし給ふも、幾干もなくして崩す、頼通嘆じて、邦家の不幸、これより甚だしきはなしと云ひ、大江匡房は、教化世に破ること、承和延喜に比すべしといへり(圖書禁秘記鈔(大日本史))

コサンネノエキ 後三年の役 増補の部 あり、參看

コザムラヒ 小侍 格勳(カクゴ)を見よ、**コザムラヒヒトコロ** 小侍所 武家の役所、諸侍の宿衛扈從、及び弓始射手の撰定、雜色驅使等の事を掌る(別當、承久元年始めて之を置く、北條重時之に補す、爾後北條氏を用ふ、所司、別當を補佐す、初め之を置かず、建長年中平岡實後始めて補せらる、數年の後、北條氏昵近衆に蔭榮光を加ふ、爾來兩侍所の所司は必ず昵近衆に限る、是れ別當は北條氏の世襲にて、幼弱の者在職するにより、昵近衆をして輔佐せしめ、且其權勢を他家に移さ

コシ

る爲めなり、朝夕雜色、雜役並仕に供す(肥後源流) 頼朝將軍の時、承久元年始めて別當を置く、當時北條義時執權にて侍所の別當を兼れ、事務繁劇にして、停滯を免れざれば、別に小侍所を置き、諸侍の宿衛以下の事を侍所より分ち掌らしむ、北條重時を別當とし、兵士を分番して本所に宿衛せしむ、爾後北條氏の世襲たり、仁治二年諸將の子弟、弓馬及び文字歌絃蹴鞠を能くする者、各一人を選びて小侍所の番直となす、足利氏は建武三四年の頃、既に兩侍所(侍所、小侍所)を云ふの稱あれば、其始め古し、所司の職掌、鎌倉の時に同じ、文和延文の頃より後は、常に足利氏の族のみを補せり、應仁の亂後も、文明の頃迄は、猶此職ありき(吾妻鏡、梅松論、武家名目抄、官制沿革略史)

コシ 輿 名義乗物の器具、運び越の義なり、或は云ふ腰輿の義と、和名抄に、輿(音餘、字或作輿、古之)車無輪也とあり(肥後源流) 延喜式に御製製造のこと見えたりと略す、中古以後の輿は、尊卑及び種類に依りて各異なるが故に、種類の各條に就きて見るべし(肥後源流) 鳳輿、慈花輿(以上天皇の御料) 瑞輿、白輿、綱代輿、長柄輿、板輿、塗輿、荷輿、四方輿、黃色輿、小輿、張輿等あり、各條に就て見るべし、また挿圖參看すべし(肥後源流) 始めて史に見えたるは、垂仁天皇十五年皇后日葉酢媛命の女弟三人を召し納れて妃としたまふに、獨り竹野媛容姿醜きにより、本土に遣へし給ひし時、路にて輿より自ら墮ちて死し給ひし、と書紀に見え、また應神天皇の御輿、永く傳はりて禁中に在りしが、承久元年七月燒亡せし、と吾妻鏡に見えたり、當時輿のありしこと明なり、文武天皇の御輿の制を定め、至尊の輿は輿のみに限ることとし、主殿寮をして、御輿の事を司らし

コシ

めたり、又皇后と齋王とのみは輿に乗御することを許され、臣下の乗ることは禁じたり、故を以て上皇すら輿を辭し給へり、弘仁十四年四月嵯峨上皇の御輿を辭し給へるが如き其例なり、然るに中古以來其制亂れて、上皇は勿論、公卿以下俗人僧侶に至るまで、往々輿に乗るに至れり、隨て輿の種類も生じ、華美を競ふに至れり、是れ車の不便より自然に行はれたるもの如し、乗物考に、王臣以下乘輿は、法度を破りたるにあらず、牛車等の階段、及び細道等越え難きを以て、縛の繩をきき、車箱を臺より取り放ち、手に釣りあげたるが始めにて途に車箱の下に轆を添へて作り、之を手輿と云へるにて、誠の輿の如く肩上に昇きたるものにあらずと云へり、武家に至りては、普通の儀式には輿を用ひ、公儀の大禮の時のみ車を用ひたり、文治二年頼朝將軍の嫡子頼家、鶴岡八幡參詣の時を始めとして、代々の將軍輿に乗りし例多し、室町幕府にても、同じく、一家に限れる私事、社參、佛詣を始め、管領家御成などには凡て輿を用ひたり、然のみならず此の時には家臣の輿に乗るべき家格を定めて、斯波、細川、畠山の三職家を始め、御相伴衆の人々、吉良、六角、土岐、石橋、伊勢等、評定衆奉行は、免の沙汰なくして乘輿を許され、御相伴衆の中にても、赤松、京極、大内諸氏は免の沙汰を得て乘輿せり、殊に評定衆の節は、評定奉行以下政所問注所等の諸衆は、張輿或は綱代輿にて出仕する例なり、但し將軍宣下、任大臣等朝廷の大儀には皆車を用ひたり、江戸幕府に至りては、輿は晴の儀式に用ひて、普通は駕籠を用ひたり、乘輿の制は、位職、祿の多寡に拘らず、三家一門を初め、國主城主にして、大廣間席出仕以上の者に限りて、乘輿することを許したり、將軍宣下の時は、四品以上にて、打上駕籠を用ふる輩は、輿に

コシ

駕するを許したり、然れども大廣間席以上の大名と雖も、常に、腰輿、腰綱代等の駕籠(カゴシ)參看を用ひたり(輿車圖考、乗物考)

コシ 腰 刀劍、扇、褌目等の數を算ふるに用ふる詞、又褌目一腰といふは四ツの事に、大迫物の時にいふ詞なりといふ、

コシ 巾子 冠の後方、上に高く突出したる處を云ふ、コサンマリを見よ、

コシ 居士 僧徒の法號、又諸人の號にも稱す、梵には迦羅越と云ふ、不求官仕、寡欲蕙德、居財大富、守道自悟の四徳を具ふるもの、美稱とす、或は賄賂を多く積み、居業豐盈なるを云ふ、居財一億を下居士、百億なるを上居士と云ふ、支那にては徳業なるものを云ふ、先哲筆記に、居士者、羅三藏釋云、外國日夜、多財富樂者、爲居士、長水師曰、博聞強識、不求仕官、居財大富、乘志廉貞、故名居士(榜嚴義疏)、又祖庭事苑云、凡具四徳、乃稱居士ことあり、半臂談に、居士と云ふ、佛者に限たる事に非ず、禮記に出たる字にて、註に猶處士と謂んが如しとあり、陶九成が輟耕錄にも此事あり、何にても一道の藝士君に仕へずして引籠て居る道號なり、維摩などは、てうど此方にて居士に當ると漢人が居士に置たるを見て、佛者の號のみ思ひ、居士表を免すの居士號をゆるすと云ふ類は、例の言を偷む、けつりまはし共が訛なりと云へり、隨意錄、倭訓栞又同じく此事を云へり、室町幕府の時より、専ら將軍の號に用ひたり、尊氏を等持院殿如義仁山大居士、義詮を寶徳院殿道惟瑞山大居士と云ふが如し、總て初めは在位有徳者にのみ居士の號を與へしが、江戸幕府の時には上下貴賤農工を論ぜず、施主の望により、漫りに居士の號を授くるに至れり(先哲筆記、隨意錄、倭訓栞、

コシカ

貞丈雜記、佛教いろは辭典)
コシ 五師 社僧の役名、春日及び石清水宮寺に置く、春日大宮若宮御祭禮圖に、五師とは、寺僧五人を撰んで、一寺の事を掌しむる役僧也、一年替りに別會をつとむ、次座を權別會と云ふと云へり。石清水宮には貞觀八年別當安宗の時、蓮如法師を始め五師に補す、安和二年別當貞芳の時、五師貞善法師を始め大法師に補す(河海抄)

コシ 兀子 四角にして、聊か長みある四脚の腰掛を云ふ(儀訓栞)○江次第に、宜陽殿四脚北行第一四間上、中央鋪三蘆幣立兀子云々、内辨著宜陽殿兀子云々と見えたり、

コシアテ

腰當 服の上帯を云ふ、服を覆て服の上に引掛け腰に結び留る故に名づく、服は上帯をせざれば倒る、故なりと云ふ、又引數をも大小刀に付くる革をも腰當と云ふ(安齋小説)○貞丈雜記に、近世は鏡を着て、太刀をはかず、打刀と長脇差をさす事に成りたり、右の打刀脇差をさすに革にて腰當といふ物を作り、緒を付けて上帯の上に引廻しむすぶなり、其の腰當といふもの長サ七寸計、廣サ三寸計に、飯びつ形にして、中に十文字に細き革にてわなを二つして、其のわなへ打刀脇差を通してはくなり、此の外色々の作り機あり、右腰當と云ふ物は、曾て無用のものなり、古は太刀をはかきし故、こしあては不用なり、さやまきの刀は上帯にさしたるなり、室町殿の時代のこしあてと云ふ物有り、是れは引數の事なり(引數は敷皮のごとく作り緒を付けて腰に當つる物なり)旅行などに用ふる物なり、云々と見えたり

コシガタナ

腰緒 掛緒(カクナ)を見よ、

コシカ

腰刀 稍巻刀を云ふ、長さ八九寸のものなり、腰にさす故に名づく、又は腰差、腰物

コシカ

とも云ふ、平家物語橋合戦の條に、頼む所は、こしかたなひとへに死なんとのみぞくるひける、と見え、猶著聞集、承久記、太平記以下の書にも多く見えたり、(カクナ)、サヤマキ(貞丈雜記、武家名目抄)

コシカミ

巾子紙 冠の繩を巾子にはさまみ具、紙を以てつくる、其製檀紙二枚を重ね、長四寸、幅一寸五分程に切り、其中を又切りぬきたるもの、(カンナリ)參看(禁秘抄、當代裝束抄)

コシキ

飯 飯を炊ぐ器具、炊の轉語なり、儀式帳には古曾伎と見えたり○中古以來御座の時、御殿の棟より飯を落すまじない事あり、飯落といふ、皇子なれば南へ落し、皇女なれば北へおとすよし平家物語に見え、徒然草に、御胞衣とこほる時のまじなひ也、大原の里のこしきをめすなり、古き寶藏の繪に、いやしき人の子りみたる所に飯落したるを書たりといへり、コシキは見數の義にとり、大原は大腹の義にとるといふ、武家にては此式なし、公家にては根據ある説にあらず、三長記建久六年八月十三日中宮御子御座の條に、件事遅々之時、或自棟上落飯(兼日處々以麻緒之也)今度雖令用意、依早速不落之、隨亦此事無指所見、只世俗之說云々、不可然事歎と見えたり(和名抄、東雅、儀訓栞)

コシキ

古事記 卷之三、國史大系本第七卷に收む(内)吾が國開闢より推古天皇までの事を記す、即ち上巻に、天御中主神以下神草葦不合尊以前、中巻に、神武天皇以下應神天皇以前、下巻に、仁德天皇以下推古天皇迄記せり、當時片假名平假名の便あらざりしを以て、言辭を直に筆記する能はず、故に漢文にて所々に邦語を挿入し、吾が詞も讀むべしと記す、本書は諸家の舊記年を経るに従ひ、正實に造ひ、虚偽に流るゝにより、天武天皇傳開強記なる

コシキ

小式部内侍 系統和泉守橘道貞の女、母は和泉式部(上東門院)に仕ふ、幼にして和歌をよくす、世人謂う、内侍の佳句あるは多く母式部の潤色する所なりと、既にして母式部、夫藤原保昌に従つて丹後に赴く、會々宮中歌會あり、中納言藤原定頼、小式部に戯れて曰く、丹後へ遣はしける人は参りにたるやといひければ、小式部起ちて、定頼の袖をひき口占して曰く、大江山いく野の道の遠ければまだふもみす天の橋立と、此より才名大に著る、壯年に及びて母に先ちて卒す(大日本史)

コシコク

越石 江戸時代、知行割の時、高十石以下の不足あれば、隣村の村高内より其不足分丈渡す物成をいふ、地方凡例録に、越石とは、知行割渡の時、少分の高不足致し、十石内外の儀に付、分郷にいたし、地所百姓引分け渡事難儀に付、地所も百姓も、有極物成の高ばかりを遣はすを越石と云ふ、譬ば誰知行百石相渡す處、百九拾五石の村相渡し、五石不足の分小高故、田畑百姓を分け、分郷には誰成に付、隣村の御領にても、又は私領にても、三百石の村有之ば、此内五石誰知行へ越石と申、三百石の村より物成ばかり相渡す、依之越石には、諸悪物人足役等も不相掛(定法也)とあり、

コシコバタ

腰小旗 相じるしの爲めに腰につくる小き旗(平治物語待賢門軍の條に、平家は赤はた赤じるし日にえいじてかやきけり、源氏は大ばたこしこばた、皆おしなべて白かりけり)とあり、

コシキ

神田阿禮に兼て親撰ひ給へる傳事を誦み習はしめしを、元明天皇和銅四年博士大朝臣安麻呂が阿禮より聞き取り筆記して成る、和銅五年正月二十八日の序文あり(註釋)古事記本義一(多田秋齋)厚顔抄三(契沖)鬮頭古事記三(度會延佳)古事記私記一、古事記頭書三、古事記訓考(以上賀茂眞淵)古訓古事記三、古事記傳四十四(以上本居宣長)古事記傳略(吉岡徳明)古事記傳説八(藤以正)古事記標注七(數田年治)其他略解古事記、古事記便要、古事記傳考等頗る多し(古事記、古事記傳、古史、國史學業)

コシキオトシ

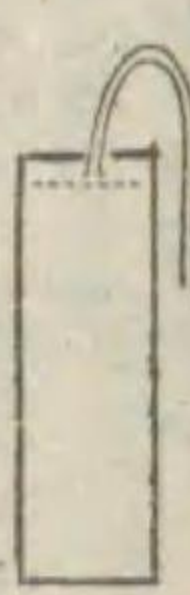
飯落 飯(コシキ)を見よ、

コシキシマノコホリ

飯島郡 所置薩摩國(肥前)光仁天皇寶龜九年に始めて見えたり(治)延喜式又飯島に作る、以後又同じ、和名抄に菅管、飯島(コシキシマ)等の郷あり、明治二十九年薩摩郡に入り、其名を失ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

コシキチン

古事記傳 卷之四十八、内三卷目錄、本居全集に收む(内)古事記に註釋詳解を施したるものなり、一卷に古史典論、書紀の論ひ、記題號の事、舊事紀といふ書の論、諸本又註釋の事、文體の事、假字の事、訓法の事等を記し、終に直見靈の論を述べて皇道の事を論す、また十七卷に、門人服部中庸の三大考一編を附録と爲す、而して古言古語を解く事精敏にして、史實の研究また該博を極む、加之、古傳其物を古傳として解釋を下す事に勉め、彼の一派の史家のごとく、時代思想に關するの注意を怠るが如き事なかりしは、其識見の非凡にして且つ學に忠なるを見るべし、要するに古今を通じての真編述にして、古代史もしくは古語史等を研鑽せんとする者は必ず通讀するを要す(本居宣長、明



貞丈雜記に、此の腰旗といふは、後世にさし物にする香旗の事にあらず、是れは袖じるしなどの如く上圖の如くこしらへて腰に付くる

コシサシ

腰差 腰刀を云ふ、腰にさす故に名づく、和井日記丹波家所々遺忍條に、水上殿御感あさからず思召候て、御盃を下され、御腰指の保昌五郎と云ふ一尺五寸の名物を下され云々と見えたり、古くは後撰集別部實之の歌に、なり／＼にうちてたくひのけふりあらば心さすがをしのべとぞ思ふ爲家抄に、さすがは腰刀也火うちを付たり云々と云へり、猶コシガタナを見よ○腰小旗をも云ふ、(コシコバタ)を見よ、

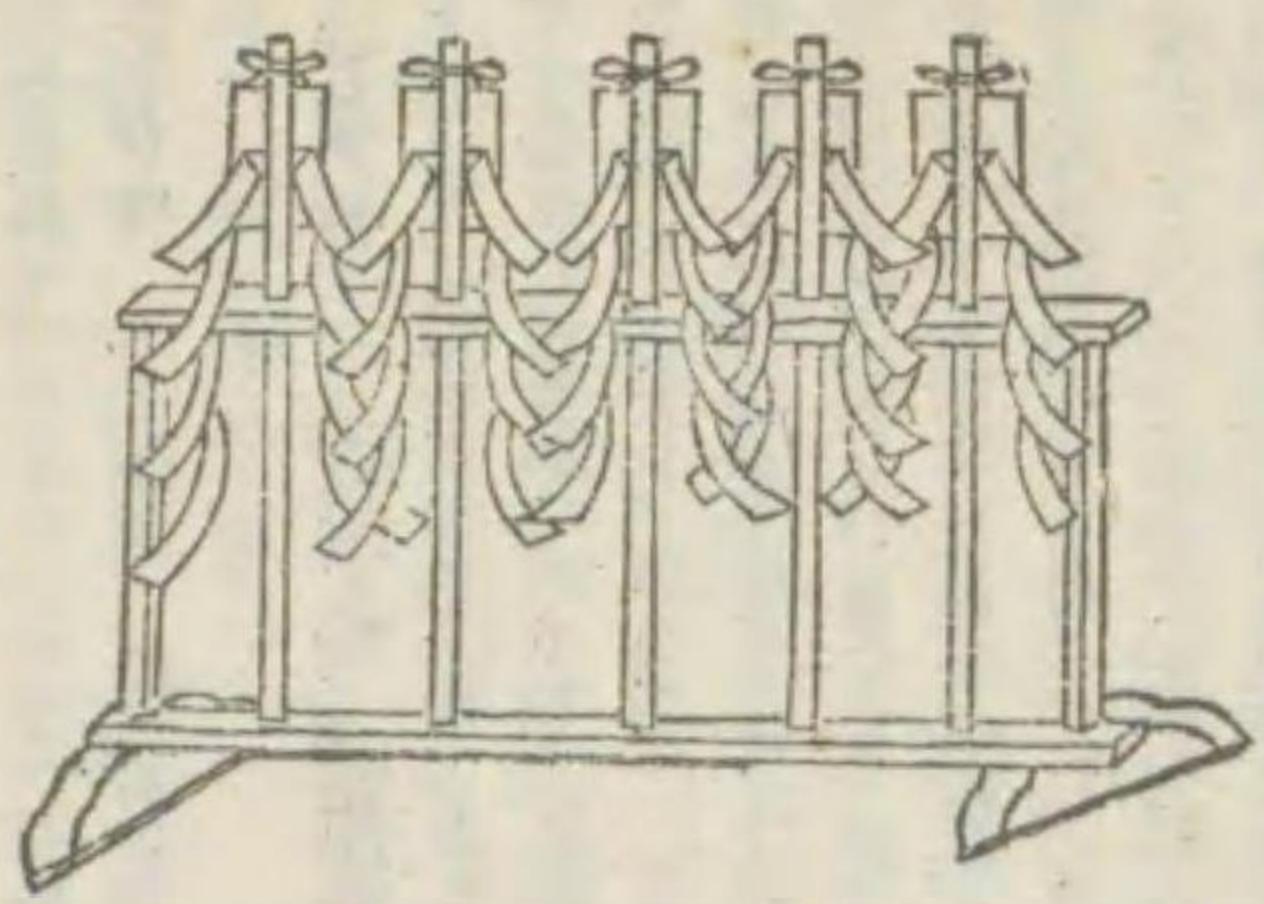
コシサン

腰差(腰挾、腰指) 疋絹の卷たるを云ふ、卷絹を上より給りたる時、それを取りて腰にさし退出する故に名づく、源氏物語わかなの卷上に、上達部のろくなど大變になすらへて、みこたちには、こゝに女の裝束、非參議の四位まうち公達など、たゞの殿上人には白き細長、一重、こしざしなどまでつぎ／＼にたまふ云々、清少納言枕草子雪の山作りし條に、みやづかきめしてきぬ二ひゆいとらせて、えんになげ出づるを、一つづ／＼とりによけてながみつゝ、こしにさしてみなまかんでぬ、左記紀元元年十一月二十八日の條に、或人云、夜部攝政殿令參大殿給(于時御座一條殿)令申、太政大臣宣旨給之後有參出物、御隨身等賜腰指云々、又寛仁二年三月一日の條に、參大殿内御書始可有尙侍殿之由(中略)小舎人於便所勸盃之後腰挾(疋正)とあり(貞丈雜記)

コシキ

コシキノミツ

五色水 灌佛會に用ふる水なるべし、高僧傳に、五色水、以都梁香爲青色水、麝金黃爲赤色水、丘隆香爲白色水、附水香爲黄色水、安息香爲黑色水、以灌佛頂と見え、春宮年中行事に、四月八日御くわん佛の事云々、机ニきやくをたて、五しきのあづのはちひさこかうげはなばこな



(載所抄聚類目名道神)

和元年歳三十五の時より筆を起し、寛政十年六十九歳に至りて稿成る、殆ど三十五年間の經營と爲す、文政五年悉く版刻となる、モトナリノ ナカノ參看(古事記傳、國史學業)

コシキノヘイ

五色幣 紙を青黄赤白黒に染めて作りたる幣、一説に、五行の幣、其頭紙を龜(龜圖)如此すると云へり、蓋し後人の私意ならん(神道名目類聚抄)春日大宮若宮御祭禮圖に、二十四日(十一月)田樂頭屋に於て五色の御幣調之云々と見え、氣多神社年中行事に、六月晦日、先當日辰の刻に海濱御祈所の師する(中略)

コシキ

コシサ

コシヤ

五侍者 禪宗の僧にて、侍香、侍状、侍客、侍薬、侍衣を云ふ、侍者とはもと長老の左右に侍する者をいひしが、後世事繁きを以て職を分ちしなり、猶「コシヤ」を見よ(空華集、禪林象器)

コシセイファン

古史成文 卷三册内容 古事記の文體を撰して、神代の事蹟を記述せるもの、其資料は、記、紀、古語拾遺、風土記等に採りて取捨を加へたり、而して此書たる、凡て十五卷、推古天皇の時代まであるよしなれど、現在版刻にかゝるものは神代の卷三册に過ぎず、後三本に自注を施し、古史傳と名づく、コシヤンと参看(古史成文)

コシタテ

輿立 輿をのする臺を云ふ(貞丈雜記)

コシヤン

古事談 卷六卷、國史、大系第十五卷及び改定史籍集覽第十册に收む(内)容上古より平安朝の中世期に至るまでにおける、幾多の傳説等を記したるもの、編を第一に王道、后宮、第二、臣節、第三、僧行、第四、勇士、第五、神社、佛寺、第六、亭宅、諸道の部に分ち、眞字にて記るせり、本書の性質かくのごときが故に、當然の結果として、事實其物に就きては絶対に信を措きがたき事勿論なりと雖も、また往々にして、正史の缺を補ふに足るものあり、其二三の例を示せば、孝謙天皇道鏡を寵し給ふ事、業平朝臣二條后を盗む事、御堂殿遊女小觀音を召す事、濟時大將を紅梅の大將といふ事、小野宮大臣遊女香爐を受する事、清少納言零落の後駿馬の骨を買はずや有しといひし事、行基菩薩の歌の事、道命阿闍梨和泉式部に通ずる事等の類なり(舊著未詳、或は云ふ兼願ならんと(古事談、詳書一覽))

コシチ

越路(高志道) 今の北陸道をいふ、

コシチ

越の國に往來する沿道の稱、ホクログケウを見よ
コシチニチノミシホ 後七日御修法 眞言院御修法(シンゴンキンノミシホ)を見よ、

コシツ

故實 法令儀式作法等の規定及び古例、習慣等をいふ、故事の是なるもの、義なりといふ、貞丈雜記に、故實と云ふ詞は、唐土の書より出でたる事なり史記魯世家註云く、故實故事之是者云々、此の心は故實といふはふるき事のよき事を云ふ心なりと云ふ心なり、又文鏡秘府論の註に云く、故實先王之遺也云々、此の心は故實といふはむかしの天子再王湯王文王などの定め置かれし事をいふと云ふ心なり、日本にていはば、公家方にては昔神武天皇以來定め置かれし事を故實と云ひ、武家にては頼朝卿以來京都將軍などの定め置かれし事を故實と云ふなり、むかしの法式の事を故實と心得べしと見えたり、

コシツウ

古史通 卷五卷、内讀記 凡例一卷、白石全集に收む(内)容神代より神武天皇の初に至るまでの事を、假字にて記したるものにして、白石一派の獨得の創見に富むこと多し、凡例に云ふ、此書舊事紀、古事記、日本書紀等にみえし所を通じ考へて、其義の長する所に據り、其要を撮り掲書し、その文辭の解釋すべきを各條の下に低書してこれを注す云々、凡此書専ら舊事紀日本紀を以て本據とすといへども、或は名教における、或は事實における斷するに義を以てせざるを得べからざるに至つては、その説を附書す云々(新井白石、正徳六年三月記といふ、アラキハクセキ)参看(古史通、詳書一覽)

コシツギ

腰繼(腰次) 布の袴を云ふ、下袴より短き故に、袴と云はずして、腰次と云へるなるべしと云ふ、義教公御元服記に、白襖御袴衣紅御下袴

コシノモノカタ

腰物方 江戸幕府の職名、腰物奉行の下に屬し、刀劔の諸吟味及び調事を掌る、また御納戸と同様、奥向とのかかり合あり、十七人、高二百俵、席次焼火間詰とす、腰物奉行(コシノモノ)アヤウ(参看(明良帶錄))

コシノモノフギヤウ

腰物奉行 江戸幕府の職名、刀、脇指、並に裝具の事を掌る、獸物の刀劔亦同じ、鍛冶、大刀、金具師、彫物師、柄巻師、鞘師、鋳師、刀劔鑿者本阿彌氏等、此所に屬す、若年寄の所管にて高七百石、布衣の者之に任ぜらる、席次焼火間詰とす、同心十人之に隸す(起原清室町時代此職あらす、是等の事政所に於て領掌し、其被管の屬をして奉行せしむ、然れど武田家に、腰物奉行あり、また蘆名家記に、腰物番の稱ありて近習の内にて之を行はしむといふ、徳川氏に至り、承應二年十月、始めて奉行一人を置き、押田三太郎を以て之に充つ、寛文六年七月職を定めて四百俵とす、天和二年四月、職を罷む、元祿十四年三月、従前の腰物奉行頭を腰物奉行とし、其腰物奉行を腰物方とす、慶應二年十二月、此司を廢し納戸役をして攝掌せしむ(明良帶錄、吏職、職掌錄、官制沿革略史)

コシフ

湖十 名號深川氏、初曾氏、木香菴、謙堂、露入道、鼠肝等の諸號あり、法名を木香菴鼠肝大徳といふ(江戶の俳人、其角の門人なり、享保十八年老鼠と變名し、淺草寺竹の門に住す、元文三

コシツ

蒔黃御神御大帷御腰繼(テ)白御指貫と見え、物具裝束抄に、腰繼内々上括之時用之云々、衣服辨覽に、下括(指貫のすそを足くびにてくるをけぐりりと云ふなり)の時下袴を着す、上括(指貫のすそをひさの下にてくるをじやうぐりりと云ふ)の時腰次を用ふ、腰次といふは、生の平絹(れらす羽二重なり)或は布也、短き白大口の如き袴也云々とあり(貞丈雜記)

コシツケ

腰著 卷絹の事をいふ、腰差(コシヤシ)を見よ、

コシデン

古史傳 卷二十九卷(内)容自著古史成文(コシセイファン)参看に註釋を施したるもの、其體本居宣長の古事記傳に倣ひ、廣く群籍を渉獵して、史實の闡明に力を注ぎたり、我國の古代史を研究せんとするものにおいて、記傳と共に必ず参考するを要す、伊吹能舍著撰目錄に、此書は鈴鹿屋翁の古事記傳に倣ひ、右の古史成文を悉く注釋したる書にて、我古道の眞意は凡て此書に説き盡されたりといふを以て、其志のありし處を何ふべし、なほ本書は、八帙三十二卷を以て神代卷を終る豫定となる由なりと雖も、今日までに版行せられたるもの二十九卷までとす(舊著平田篤胤、ヒラタマツタネ)参看(古史傳)

コシトリアトシ

腰取威 鏡の草摺のゆるぎ糸を別色にするを云ふ、取は色とりを云ふ(軍用

コシノモノ

腰物 古は腰刀に限りて云ふ、梅松論元弘三年一統の條に、將軍御感の餘りに腰物

コシノモノ

湖十 名號深川氏、初曾氏、木香菴、謙堂、露入道、鼠肝等の諸號あり、法名を木香菴鼠肝大徳といふ(江戶の俳人、其角の門人なり、享保十八年老鼠と變名し、淺草寺竹の門に住す、元文三

コシフ

湖十 名號深川氏、初曾氏、木香菴、謙堂、露入道、鼠肝等の諸號あり、法名を木香菴鼠肝大徳といふ(江戶の俳人、其角の門人なり、享保十八年老鼠と變名し、淺草寺竹の門に住す、元文三

コシノヲサ

輿長 近衛府(コノエフ)の條の職員を見よ、

コシノクニ

越國(高志國) 越後國をいふ、エチゴノクニを見よ、

コシノコホリ

古志郡 所在越後國起原古事記國生の段に越の國の名見ゆ、蓋し此郡も越の遺名なるべし(福澤延喜式又古志に作る、和名抄に、大家(チ、ヤケ)栗家、文原(フナハラ)夜麻(ヤマ)等の郷あり、武州文書龜戸町禪僧宗茂文書に、西古志、東古志、兩郡内云々と見ゆ、戰國の時、西方の地を割て、山東郡と稱す、寛永古文書之に仍る、寛文中山東を改めて三島郡となし、嗚呼は舊に仍り左半正宇と云ふ、古圖、寛知集、元祿帖之に仍る、以後變更なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

コシノセイヤク

五事誓約 明治元年三月十四日、今上天皇紫宸殿に御し、公卿及び諸侯を率ゐて天神地祇を祭り、左の五事を誓約し給ふ、之を世に五事の誓約と稱す、
一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし、
一、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし、
一、官武一途、庶民に至るまで各其志を遂げ、人心を以て、億まざらしめんを要す、
一、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし、
一、智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし、
我國未曾有の變革を爲さんとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神祇に誓ひ、大に斯國を定め、萬民保全の道を立んとす、衆亦此旨趣に基き、協心努力せよ、と詔し給ふ(太政官日誌、大政紀要、明治史要)

コシノモノ

腰物 古は腰刀に限りて云ふ、梅松論元弘三年一統の條に、將軍御感の餘りに腰物

コシノモノ

和知風光 深川石陽 牧 冬映 中川秋風 洪 珠 來 赤萩花菱 山崎馬肝 慶 紀 逸 内田柳尾

コシフ

湖十 名號深川氏、初曾氏、木香菴、謙堂、露入道、鼠肝等の諸號あり、法名を木香菴鼠肝大徳といふ(江戶の俳人、其角の門人なり、享保十八年老鼠と變名し、淺草寺竹の門に住す、元文三

コシフ

湖十 名號深川氏、初曾氏、木香菴、謙堂、露入道、鼠肝等の諸號あり、法名を木香菴鼠肝大徳といふ(江戶の俳人、其角の門人なり、享保十八年老鼠と變名し、淺草寺竹の門に住す、元文三

コシフ

等の補助する所といふ(歴代和歌勅撰考、群書一覽)
コシフニシカクニハバン 小十人格庭
番 江戸幕府の職名、庭番の一、コシフニシカクニハバンを見よ、

コシフニシカクニハバン 小十人組
所 江戸幕府の職名、軍陣の用に於て、平時は將軍出行に供奉
の事を掌る、本番、御供番、詰番、御供加番の差あり、
組長は、小十人番所を衝り、將軍出行の時、奥前に
供奉す、若年寄の所管たり、頭、各番毎に一人
あり、組頭以下を總轄す、布衣子石高にして、脚置間に
候す、組頭、各番毎に二人あり、番士を總轄す、三
百石高にして、槍之間に候す、番士は全體を數組、天保
度は七組、文久度は十一組ありきに分ち、組頭の下
に屬す、各二十人、百俵十人扶持にして、焼火間詰
とす、また四丸にもあり、大概本丸と同じ(起原沿革)

コシフニシカクニハバン 小十人組
所 江戸幕府の職名、軍陣の用に於て、平時は將軍出行に供奉
の事を掌る、本番、御供番、詰番、御供加番の差あり、
組長は、小十人番所を衝り、將軍出行の時、奥前に
供奉す、若年寄の所管たり、頭、各番毎に一人
あり、組頭以下を總轄す、布衣子石高にして、脚置間に
候す、組頭、各番毎に二人あり、番士を總轄す、三
百石高にして、槍之間に候す、番士は全體を數組、天保
度は七組、文久度は十一組ありきに分ち、組頭の下
に屬す、各二十人、百俵十人扶持にして、焼火間詰
とす、また四丸にもあり、大概本丸と同じ(起原沿革)

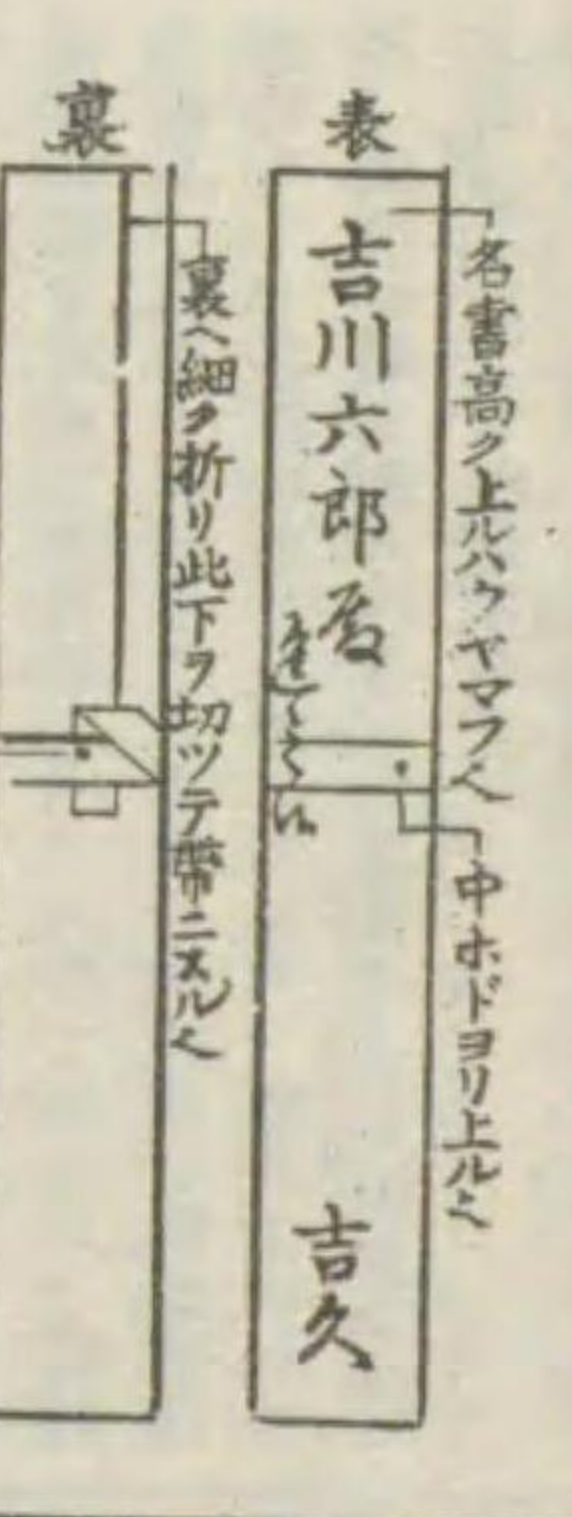
コシフニシカクニハバン 小十人組
所 江戸幕府の職名、軍陣の用に於て、平時は將軍出行に供奉
の事を掌る、本番、御供番、詰番、御供加番の差あり、
組長は、小十人番所を衝り、將軍出行の時、奥前に
供奉す、若年寄の所管たり、頭、各番毎に一人
あり、組頭以下を總轄す、布衣子石高にして、脚置間に
候す、組頭、各番毎に二人あり、番士を總轄す、三
百石高にして、槍之間に候す、番士は全體を數組、天保
度は七組、文久度は十一組ありきに分ち、組頭の下
に屬す、各二十人、百俵十人扶持にして、焼火間詰
とす、また四丸にもあり、大概本丸と同じ(起原沿革)

コシフニシカクニハバン 小十人組
所 江戸幕府の職名、軍陣の用に於て、平時は將軍出行に供奉
の事を掌る、本番、御供番、詰番、御供加番の差あり、
組長は、小十人番所を衝り、將軍出行の時、奥前に
供奉す、若年寄の所管たり、頭、各番毎に一人
あり、組頭以下を總轄す、布衣子石高にして、脚置間に
候す、組頭、各番毎に二人あり、番士を總轄す、三
百石高にして、槍之間に候す、番士は全體を數組、天保
度は七組、文久度は十一組ありきに分ち、組頭の下
に屬す、各二十人、百俵十人扶持にして、焼火間詰
とす、また四丸にもあり、大概本丸と同じ(起原沿革)

コシフニシカクニハバン 小十人組
所 江戸幕府の職名、軍陣の用に於て、平時は將軍出行に供奉
の事を掌る、本番、御供番、詰番、御供加番の差あり、
組長は、小十人番所を衝り、將軍出行の時、奥前に
供奉す、若年寄の所管たり、頭、各番毎に一人
あり、組頭以下を總轄す、布衣子石高にして、脚置間に
候す、組頭、各番毎に二人あり、番士を總轄す、三
百石高にして、槍之間に候す、番士は全體を數組、天保
度は七組、文久度は十一組ありきに分ち、組頭の下
に屬す、各二十人、百俵十人扶持にして、焼火間詰
とす、また四丸にもあり、大概本丸と同じ(起原沿革)

コシマキ

くため候は、下しめたる様にみえ候、中ほどより上
に留め候て可、然候、封候事總別々、如此可引事本
儀にて候なり、然共當時、如此なりいづくにて
も封候所にて墨を可付候なり、又長く墨を引候事は



尾籠也、御内書は一段長く御引候也、又云、こしぶみ
のらひは、三ツツほど切りて巻き、扱上卷たるべ
く候云々、腰文は常の文通也、宛所も判有無官名等
位によるべし、腰文の圖右の如し(貞丈雜記)

コシマキ 腰巻
名 女物の服、室町時代以降
禁中の雜仕、御洗等の夏期、腰に纏ふ服を云ふ、武
家にては貴婦人も之を着用す、一に張着、尻切と稱
す、將軍家にては五月五日より着用す(腰巻)
裁縫小袖にかはる事なし、然れど襟かたを廣く、
如、此す々の袖の脇へ下りて見よきなり、襟方の廣
さは人々の腰の大小によるべし、袖は廣袖なり、近
世丸袖を用ふ、文色定例なし(着用)
冬は張着と稱し、
表は紅梅(黒赤)裏は白ねり(強く張りつ)帯を用
ひす、其上に精好の排袴を用ふ、夏は腰巻と稱し、表
は白すしに、縫箔金銀いろの模様をつけ、裏は
白き精好、小袖の上に打かけ、肩を脱して腰に巻くな
り、後世極暑の候には、一般に袴を略し、附帯とて幅
狭きを後に結び、其上に張着きて腰以下にまとひ、腰
帯して、肩をぬき、其袖の中に附帯のわなを通じ置く
ことなれり、此風維新前まで行はれたり、女房裝

けるに誤て穴の下二三分許り折たる事あり、俗人難
を加へて買はず、式賢之を見て買ひ所々の法會に之
を吹く、宗賢之なき、譏嘆す、仍て之を與ふ、建久の
頃堀井宮の童舞主上御覽の時、閑院殿此笛を召覽あ
りて、御感しきりなり、依て後日之を進む、腰病ある
によりて腰丸と號すといへり、

コシマキ 腰巻
名 女物の服、室町時代以降
禁中の雜仕、御洗等の夏期、腰に纏ふ服を云ふ、武
家にては貴婦人も之を着用す、一に張着、尻切と稱
す、將軍家にては五月五日より着用す(腰巻)
裁縫小袖にかはる事なし、然れど襟かたを廣く、
如、此す々の袖の脇へ下りて見よきなり、襟方の廣
さは人々の腰の大小によるべし、袖は廣袖なり、近
世丸袖を用ふ、文色定例なし(着用)
冬は張着と稱し、
表は紅梅(黒赤)裏は白ねり(強く張りつ)帯を用
ひす、其上に精好の排袴を用ふ、夏は腰巻と稱し、表
は白すしに、縫箔金銀いろの模様をつけ、裏は
白き精好、小袖の上に打かけ、肩を脱して腰に巻くな
り、後世極暑の候には、一般に袴を略し、附帯とて幅
狭きを後に結び、其上に張着きて腰以下にまとひ、腰
帯して、肩をぬき、其袖の中に附帯のわなを通じ置く
ことなれり、此風維新前まで行はれたり、女房裝

コシマタカノリ

東(ニヨウバウシヤウソク)の挿圖參看(雅亮裝束抄、
女房裝束々々、女官裝束圖式、貞丈雜記、裝束圖解)
コシマタカノリ 兒島高徳
名 本姓は
三宅氏、備後三郎と稱す、剃髮して志純と號す、系統
範長の子、元弘年中後醍醐天皇の笠置に幸して
北條氏を圍るや、兵を聚めて勤王せん事を圖る、天
皇因りて錦旗を賜ふ、既にして行在守を失し、車駕西
遷す、即ちこれを途に擁して駕を奪はんとして、一族
從士を率ゐて舟坂山に到る、會々車駕轉じて山陰道
に出たるを聞き、同行して美作國杉坂に到れば、駕
既に通ぐ、衆是に於て皆散す、而して高徳獨り、天皇
に見えて、其衷を述べんとし、羈服して後を護ぐ、數
日に及ぶも其間を得る能はず、即ち夜御館に入りて
櫻樹を研り書して曰く、「天眞空、勾踐、時非無、范
蠡、天眞空を見て心竊かに喜ぶ、既にして天皇隱
岐を脱して伯耆國船上に幸するに及び、父範長と共
に、其旗を率ゐて詣る、尋で北島忠顯に屬して六波
羅を攻む、利あらず、忠顯敗走す、因りて荻野朝忠と
共に錦旗を收めて、高山寺城を守る、幾干もなくして
足利尊氏兵を篠村に擧げ、近郡將士争うて之に屬す、
高徳其節度を奉ずるを深とせず、朝忠等と轉じて若
狭より入り、諸將と共に六波羅を攻めて之に克ち、尋
で備前に還る、建武二年鮑浦信胤等福山城に據り、以
て尊氏に應ず、高徳屢々戰つて皆敗れ、走りて山中
に匿る、延元元年新田義貞、弟胤屋義助を遣はして
舟坂を攻めしむ、高徳之に應じ、夜に乘じて其宅に
火し、二百餘人を以て天明熊山に上る、敵兵三千來
り攻むる、と急なりと雖も、力戦日を亘りて敢て屈
せず、一日十餘騎を從へて突出奮闘し、遂に重傷を
蒙りて馬より墮ち、僅に死を免る、官軍遂に舟坂を
拔くを得たり、尋で備前守となる、三年義貞越前に

コシマタカノリ 兒島高徳
名 本姓は
三宅氏、備後三郎と稱す、剃髮して志純と號す、系統
範長の子、元弘年中後醍醐天皇の笠置に幸して
北條氏を圍るや、兵を聚めて勤王せん事を圖る、天
皇因りて錦旗を賜ふ、既にして行在守を失し、車駕西
遷す、即ちこれを途に擁して駕を奪はんとして、一族
從士を率ゐて舟坂山に到る、會々車駕轉じて山陰道
に出たるを聞き、同行して美作國杉坂に到れば、駕
既に通ぐ、衆是に於て皆散す、而して高徳獨り、天皇
に見えて、其衷を述べんとし、羈服して後を護ぐ、數
日に及ぶも其間を得る能はず、即ち夜御館に入りて
櫻樹を研り書して曰く、「天眞空、勾踐、時非無、范
蠡、天眞空を見て心竊かに喜ぶ、既にして天皇隱
岐を脱して伯耆國船上に幸するに及び、父範長と共
に、其旗を率ゐて詣る、尋で北島忠顯に屬して六波
羅を攻む、利あらず、忠顯敗走す、因りて荻野朝忠と
共に錦旗を收めて、高山寺城を守る、幾干もなくして
足利尊氏兵を篠村に擧げ、近郡將士争うて之に屬す、
高徳其節度を奉ずるを深とせず、朝忠等と轉じて若
狭より入り、諸將と共に六波羅を攻めて之に克ち、尋
で備前に還る、建武二年鮑浦信胤等福山城に據り、以
て尊氏に應ず、高徳屢々戰つて皆敗れ、走りて山中
に匿る、延元元年新田義貞、弟胤屋義助を遣はして
舟坂を攻めしむ、高徳之に應じ、夜に乘じて其宅に
火し、二百餘人を以て天明熊山に上る、敵兵三千來
り攻むる、と急なりと雖も、力戦日を亘りて敢て屈
せず、一日十餘騎を從へて突出奮闘し、遂に重傷を
蒙りて馬より墮ち、僅に死を免る、官軍遂に舟坂を
拔くを得たり、尋で備前守となる、三年義貞越前に

コシマタカノリ 兒島高徳
名 本姓は
三宅氏、備後三郎と稱す、剃髮して志純と號す、系統
範長の子、元弘年中後醍醐天皇の笠置に幸して
北條氏を圍るや、兵を聚めて勤王せん事を圖る、天
皇因りて錦旗を賜ふ、既にして行在守を失し、車駕西
遷す、即ちこれを途に擁して駕を奪はんとして、一族
從士を率ゐて舟坂山に到る、會々車駕轉じて山陰道
に出たるを聞き、同行して美作國杉坂に到れば、駕
既に通ぐ、衆是に於て皆散す、而して高徳獨り、天皇
に見えて、其衷を述べんとし、羈服して後を護ぐ、數
日に及ぶも其間を得る能はず、即ち夜御館に入りて
櫻樹を研り書して曰く、「天眞空、勾踐、時非無、范
蠡、天眞空を見て心竊かに喜ぶ、既にして天皇隱
岐を脱して伯耆國船上に幸するに及び、父範長と共
に、其旗を率ゐて詣る、尋で北島忠顯に屬して六波
羅を攻む、利あらず、忠顯敗走す、因りて荻野朝忠と
共に錦旗を收めて、高山寺城を守る、幾干もなくして
足利尊氏兵を篠村に擧げ、近郡將士争うて之に屬す、
高徳其節度を奉ずるを深とせず、朝忠等と轉じて若
狭より入り、諸將と共に六波羅を攻めて之に克ち、尋
で備前に還る、建武二年鮑浦信胤等福山城に據り、以
て尊氏に應ず、高徳屢々戰つて皆敗れ、走りて山中
に匿る、延元元年新田義貞、弟胤屋義助を遣はして
舟坂を攻めしむ、高徳之に應じ、夜に乘じて其宅に
火し、二百餘人を以て天明熊山に上る、敵兵三千來
り攻むる、と急なりと雖も、力戦日を亘りて敢て屈
せず、一日十餘騎を從へて突出奮闘し、遂に重傷を
蒙りて馬より墮ち、僅に死を免る、官軍遂に舟坂を
拔くを得たり、尋で備前守となる、三年義貞越前に

コシマタカノリ 兒島高徳
名 本姓は
三宅氏、備後三郎と稱す、剃髮して志純と號す、系統
範長の子、元弘年中後醍醐天皇の笠置に幸して
北條氏を圍るや、兵を聚めて勤王せん事を圖る、天
皇因りて錦旗を賜ふ、既にして行在守を失し、車駕西
遷す、即ちこれを途に擁して駕を奪はんとして、一族
從士を率ゐて舟坂山に到る、會々車駕轉じて山陰道
に出たるを聞き、同行して美作國杉坂に到れば、駕
既に通ぐ、衆是に於て皆散す、而して高徳獨り、天皇
に見えて、其衷を述べんとし、羈服して後を護ぐ、數
日に及ぶも其間を得る能はず、即ち夜御館に入りて
櫻樹を研り書して曰く、「天眞空、勾踐、時非無、范
蠡、天眞空を見て心竊かに喜ぶ、既にして天皇隱
岐を脱して伯耆國船上に幸するに及び、父範長と共
に、其旗を率ゐて詣る、尋で北島忠顯に屬して六波
羅を攻む、利あらず、忠顯敗走す、因りて荻野朝忠と
共に錦旗を收めて、高山寺城を守る、幾干もなくして
足利尊氏兵を篠村に擧げ、近郡將士争うて之に屬す、
高徳其節度を奉ずるを深とせず、朝忠等と轉じて若
狭より入り、諸將と共に六波羅を攻めて之に克ち、尋
で備前に還る、建武二年鮑浦信胤等福山城に據り、以
て尊氏に應ず、高徳屢々戰つて皆敗れ、走りて山中
に匿る、延元元年新田義貞、弟胤屋義助を遣はして
舟坂を攻めしむ、高徳之に應じ、夜に乘じて其宅に
火し、二百餘人を以て天明熊山に上る、敵兵三千來
り攻むる、と急なりと雖も、力戦日を亘りて敢て屈
せず、一日十餘騎を從へて突出奮闘し、遂に重傷を
蒙りて馬より墮ち、僅に死を免る、官軍遂に舟坂を
拔くを得たり、尋で備前守となる、三年義貞越前に

コシマタカノリ 兒島高徳
名 本姓は
三宅氏、備後三郎と稱す、剃髮して志純と號す、系統
範長の子、元弘年中後醍醐天皇の笠置に幸して
北條氏を圍るや、兵を聚めて勤王せん事を圖る、天
皇因りて錦旗を賜ふ、既にして行在守を失し、車駕西
遷す、即ちこれを途に擁して駕を奪はんとして、一族
從士を率ゐて舟坂山に到る、會々車駕轉じて山陰道
に出たるを聞き、同行して美作國杉坂に到れば、駕
既に通ぐ、衆是に於て皆散す、而して高徳獨り、天皇
に見えて、其衷を述べんとし、羈服して後を護ぐ、數
日に及ぶも其間を得る能はず、即ち夜御館に入りて
櫻樹を研り書して曰く、「天眞空、勾踐、時非無、范
蠡、天眞空を見て心竊かに喜ぶ、既にして天皇隱
岐を脱して伯耆國船上に幸するに及び、父範長と共
に、其旗を率ゐて詣る、尋で北島忠顯に屬して六波
羅を攻む、利あらず、忠顯敗走す、因りて荻野朝忠と
共に錦旗を收めて、高山寺城を守る、幾干もなくして
足利尊氏兵を篠村に擧げ、近郡將士争うて之に屬す、
高徳其節度を奉ずるを深とせず、朝忠等と轉じて若
狭より入り、諸將と共に六波羅を攻めて之に克ち、尋
で備前に還る、建武二年鮑浦信胤等福山城に據り、以
て尊氏に應ず、高徳屢々戰つて皆敗れ、走りて山中
に匿る、延元元年新田義貞、弟胤屋義助を遣はして
舟坂を攻めしむ、高徳之に應じ、夜に乘じて其宅に
火し、二百餘人を以て天明熊山に上る、敵兵三千來
り攻むる、と急なりと雖も、力戦日を亘りて敢て屈
せず、一日十餘騎を從へて突出奮闘し、遂に重傷を
蒙りて馬より墮ち、僅に死を免る、官軍遂に舟坂を
拔くを得たり、尋で備前守となる、三年義貞越前に

コシマタカノリ 兒島高徳
名 本姓は
三宅氏、備後三郎と稱す、剃髮して志純と號す、系統
範長の子、元弘年中後醍醐天皇の笠置に幸して
北條氏を圍るや、兵を聚めて勤王せん事を圖る、天
皇因りて錦旗を賜ふ、既にして行在守を失し、車駕西
遷す、即ちこれを途に擁して駕を奪はんとして、一族
從士を率ゐて舟坂山に到る、會々車駕轉じて山陰道
に出たるを聞き、同行して美作國杉坂に到れば、駕
既に通ぐ、衆是に於て皆散す、而して高徳獨り、天皇
に見えて、其衷を述べんとし、羈服して後を護ぐ、數
日に及ぶも其間を得る能はず、即ち夜御館に入りて
櫻樹を研り書して曰く、「天眞空、勾踐、時非無、范
蠡、天眞空を見て心竊かに喜ぶ、既にして天皇隱
岐を脱して伯耆國船上に幸するに及び、父範長と共
に、其旗を率ゐて詣る、尋で北島忠顯に屬して六波
羅を攻む、利あらず、忠顯敗走す、因りて荻野朝忠と
共に錦旗を收めて、高山寺城を守る、幾干もなくして
足利尊氏兵を篠村に擧げ、近郡將士争うて之に屬す、
高徳其節度を奉ずるを深とせず、朝忠等と轉じて若
狭より入り、諸將と共に六波羅を攻めて之に克ち、尋
で備前に還る、建武二年鮑浦信胤等福山城に據り、以
て尊氏に應ず、高徳屢々戰つて皆敗れ、走りて山中
に匿る、延元元年新田義貞、弟胤屋義助を遣はして
舟坂を攻めしむ、高徳之に應じ、夜に乘じて其宅に
火し、二百餘人を以て天明熊山に上る、敵兵三千來
り攻むる、と急なりと雖も、力戦日を亘りて敢て屈
せず、一日十餘騎を從へて突出奮闘し、遂に重傷を
蒙りて馬より墮ち、僅に死を免る、官軍遂に舟坂を
拔くを得たり、尋で備前守となる、三年義貞越前に

コシマ

コシマ

コシマ

コシマ

あり、高徳往いて之に屬し、其戰死するに及び、脇屋
義助に從つて伊豫に赴きしが、義助また病歿せるを
以て逃れて備前に歸る、興國六年脇屋義治を上野に
招きて兵を起せしと雖も、謀濟らざる故に、義治を
擁して海路京師に入り義故を招集して千餘人を得たり、
尊氏之を探知し兵を遣はして伐たしむ、高徳是
に於て義治と共に信濃に奔り、後刻髮す、正平七年天
皇男山に幸して京師を恢復せん事を圖り、高徳に詔
して、東北に赴いて兵を集めしむ、いまだ歸らざる
に當りて男山既に陥る、後其終る處を詳かにせず
(大日本史)近年星野博士高徳の存在を疑ひて架空の
人物と爲す、然れど考證精確を欠き、未だ抹殺するを
得ざるに似たり、説は史學雜誌に在り、就きて見よ、

コシマデラ 子島寺
所 大和國高市郡
高取村○本尊親世音菩薩(起原沿革)
天寶四年、
僧報恩始めて子島神祠の側に寺を建て、因て名づく、
桓武天皇勅して官祿を賜ふ、醍醐天皇延喜中定額寺
と爲し、寺料四百束を充つ、後世廢頽に歸す、今の
觀覺寺は古の子島寺なりと寺傳にいへり(元亨釋書、
三十三所圖會)

コシマノコホリ 兒島郡
所 備前國
起原 欽明天皇の十七年秋七月、始めて屯倉を置き、
後ち建て郡となす(延喜式)又兒島に作る、和名
抄に三家(ミヤケ)郡羅、賀美(カミ)兒島(コシマ)等
の郷あり、地誌提要「コシマ」と訓じ今之に従ふ(郡名
異同一覽、國郡沿革考)

コシマノミヤ 兒島宮
後鳥羽天皇第四の
皇子頼仁親王をいふ、冷泉宮とも稱す、母は内大臣
信清の女(皇胤紹運録)

コシマル 腰丸
笛の名、大神宗賢の笛にて甘
竹の腰丸ともいふ、樂器考に、此笛は或僧賣らんとし

けるに誤て穴の下二三分許り折たる事あり、俗人難
を加へて買はず、式賢之を見て買ひ所々の法會に之
を吹く、宗賢之なき、譏嘆す、仍て之を與ふ、建久の
頃堀井宮の童舞主上御覽の時、閑院殿此笛を召覽あ
りて、御感しきりなり、依て後日之を進む、腰病ある
によりて腰丸と號すといへり、

コシマツジヤウ 越水城
所 攝津國武
庫郡大社村大字越水(起原沿革)
起原詳かならず、永
正十六年細川高國の臣川原林政賴此に據り細川澄元
を防ぐ、十七年正月落城、細川の臣三好孫四郎等之を
守る、天文二年九月川原林氏襲て之を陥れしむ、同
月三好氏之を復す、永祿九年松永方の兵之を守りし
が、六月三好氏の兵之を陥れ、八月細川義隆之に移
り、十二月他に轉じ、篠原長房之を守る、同十一年織
田信長に降りしかば、信長將軍義昭を此城に奉じ入
る(廢城考)

コシマ 舉人 貢舉(コウコ)を見よ、
故人 文人の宿老を云ふ、一説に文章
生者舊を云へり(江次第抄、寶石類書)江次第釋奠の
條に、諸道博士故人得業生學生著北三道論云々、講
師著中央床子(上)類定(其人召之)博士文章生故
人中堪能者云々、猪隈關白記正治元年七月九日氏院
參賀の條に、大學頭在茂朝臣(故人首也)と見えたり、

コシモト 腰本
腰刀の鯉口より二寸許の所
に、長五寸位の銅金を入れ、栗形、反角などを之に
しつけたるを云ふ、多くは赤銅にて黒く塗る(宗吾大
雙紙、武家名目抄)

コシヤウ 小性
名 儀調葉に、もと小兒を
小性といひしによりて侍童の稱となれり、石林燕語
に、從、駕謂之「小性」と云へり、と見え、和漢三才圖會
に、按、尾也、從于人後、故爲「小性」、今呼「近習」候

コシヤウガク 五常樂
琵琶の名器、五常樂
と名づくるは、童稚始めて樂を習ふ者、先づ五常樂
急を教ふ、此琵琶小にして、童稚と雖も能く之を弾
じ得るが故に、童稚初樂の器と爲す、因て此號あり

コシヤウガク 五常樂
琵琶の名器、五常樂
と名づくるは、童稚始めて樂を習ふ者、先づ五常樂
急を教ふ、此琵琶小にして、童稚と雖も能く之を弾
じ得るが故に、童稚初樂の器と爲す、因て此號あり

コシマ

コシマ

コシマ

コシマ

あり、高徳往いて之に屬し、其戰死するに及び、脇屋
義助に從つて伊豫に赴きしが、義助また病歿せるを
以て逃れて備前に歸る、興國六年脇屋義治を上野に
招きて兵を起せしと雖も、謀濟らざる故に、義治を
擁して海路京師に入り義故を招集して千餘人を得たり、
尊氏之を探知し兵を遣はして伐たしむ、高徳是
に於て義治と共に信濃に奔り、後刻髮す、正平七年天
皇男山に幸して京師を恢復せん事を圖り、高徳に詔
して、東北に赴いて兵を集めしむ、いまだ歸らざる
に當りて男山既に陥る、後其終る處を詳かにせず
(大日本史)近年星野博士高徳の存在を疑ひて架空の
人物と爲す、然れど考證精確を欠き、未だ抹殺するを
得ざるに似たり、説は史學雜誌に在り、就きて見よ、

コシマデラ 子島寺
所 大和國高市郡
高取村○本尊親世音菩薩(起原沿革)
天寶四年、
僧報恩始めて子島神祠の側に寺を建て、因て名づく、
桓武天皇勅して官祿を賜ふ、醍醐天皇延喜中定額寺
と爲し、寺料四百束を充つ、後世廢頽に歸す、今の
觀覺寺は古の子島寺なりと寺傳にいへり(元亨釋書、
三十三所圖會)

コシマノコホリ 兒島郡
所 備前國
起原 欽明天皇の十七年秋七月、始めて屯倉を置き、
後ち建て郡となす(延喜式)又兒島に作る、和名
抄に三家(ミヤケ)郡羅、賀美(カミ)兒島(コシマ)等
の郷あり、地誌提要「コシマ」と訓じ今之に従ふ(郡名
異同一覽、國郡沿革考)

コシマノミヤ 兒島宮
後鳥羽天皇第四の
皇子頼仁親王をいふ、冷泉宮とも稱す、母は内大臣
信清の女(皇胤紹運録)

コシマル 腰丸
笛の名、大神宗賢の笛にて甘
竹の腰丸ともいふ、樂器考に、此笛は或僧賣らんとし

けるに誤て穴の下二三分許り折たる事あり、俗人難
を加へて買はず、式賢之を見て買ひ所々の法會に之
を吹く、宗賢之なき、譏嘆す、仍て之を與ふ、建久の
頃堀井宮の童舞主上御覽の時、閑院殿此笛を召覽あ
りて、御感しきりなり、依て後日之を進む、腰病ある
によりて腰丸と號すといへり、

コシマツジヤウ 越水城
所 攝津國武
庫郡大社村大字越水(起原沿革)
起原詳かならず、永
正十六年細川高國の臣川原林政賴此に據り細川澄元
を防ぐ、十七年正月落城、細川の臣三好孫四郎等之を
守る、天文二年九月川原林氏襲て之を陥れしむ、同
月三好氏之を復す、永祿九年松永方の兵之を守りし
が、六月三好氏の兵之を陥れ、八月細川義隆之に移
り、十二月他に轉じ、篠原長房之を守る、同十一年織
田信長に降りしかば、信長將軍義昭を此城に奉じ入
る(廢城考)

コシマ 舉人 貢舉(コウコ)を見よ、
故人 文人の宿老を云ふ、一説に文章
生者舊を云へり(江次第抄、寶石類書)江次第釋奠の
條に、諸道博士故人得業生學生著北三道論云々、講
師著中央床子(上)類定(其人召之)博士文章生故
人中堪能者云々、猪隈關白記正治元年七月九日氏院
參賀の條に、大學頭在茂朝臣(故人首也)と見えたり、

コシモト 腰本
腰刀の鯉口より二寸許の所
に、長五寸位の銅金を入れ、栗形、反角などを之に
しつけたるを云ふ、多くは赤銅にて黒く塗る(宗吾大
雙紙、武家名目抄)

コシヤウ 小性
名 儀調葉に、もと小兒を
小性といひしによりて侍童の稱となれり、石林燕語
に、從、駕謂之「小性」と云へり、と見え、和漢三才圖會
に、按、尾也、從于人後、故爲「小性」、今呼「近習」候

コシヤウガク 五常樂
琵琶の名器、五常樂
と名づくるは、童稚始めて樂を習ふ者、先づ五常樂
急を教ふ、此琵琶小にして、童稚と雖も能く之を弾
じ得るが故に、童稚初樂の器と爲す、因て此號あり

コシヤウガク 五常樂
琵琶の名器、五常樂
と名づくるは、童稚始めて樂を習ふ者、先づ五常樂
急を教ふ、此琵琶小にして、童稚と雖も能く之を弾
じ得るが故に、童稚初樂の器と爲す、因て此號あり

コシマ

コシマ

コシマ

コシマ

あり、高徳往いて之に屬し、其戰死するに及び、脇屋
義助に從つて伊豫に赴きしが、義助また病歿せるを
以て逃れて備前に歸る、興國六年脇屋義治を上野に
招きて兵を起せしと雖も、謀濟らざる故に、義治を
擁して海路京師に入り義故を招集して千餘人を得たり、
尊氏之を探知し兵を遣はして伐たしむ、高徳是
に於て義治と共に信濃に奔り、後刻髮す、正平七年天
皇男山に幸して京師を恢復せん事を圖り、高徳に詔
して、東北に赴いて兵を集めしむ、いまだ歸らざる
に當りて男山既に陥る、後其終る處を詳かにせず
(大日本史)近年星野博士高徳の存在を疑ひて架空の
人物と爲す、然れど考證精確を欠き、未だ抹殺するを
得ざるに似たり、説は史學雜誌に在り、就きて見よ、

コシマデラ 子島寺
所 大和國高市郡
高取村○本尊親世音菩薩(起原沿革)
天寶四年、
僧報恩始めて子島神祠の側に寺を建て、因て名づく、
桓武天皇勅して官祿を賜ふ、醍醐天皇延喜中定額寺
と爲し、寺料四百束を充つ、後世廢頽に歸す、今の
觀覺寺は古の子島寺なりと寺傳にいへり(元亨釋書、
三十三所圖會)

コシマノコホリ 兒島郡
所 備前國
起原 欽明天皇の十七年秋七月、始めて屯倉を置き、
後ち建て郡となす(延喜式)又兒島に作る、和名
抄に三家(ミヤケ)郡羅、賀美(カミ)兒島(コシマ)等
の郷あり、地誌提要「コシマ」と訓じ今之に従ふ(郡名
異同一覽、國郡沿革考)

コシマノミヤ 兒島宮
後鳥羽天皇第四の
皇子頼仁親王をいふ、冷泉宮とも稱す、母は内大臣
信清の女(皇胤紹運録)

コシマル 腰丸
笛の名、大神宗賢の笛にて甘
竹の腰丸ともいふ、樂器考に、此笛は或僧賣らんとし

けるに誤て穴の下二三分許り折たる事あり、俗人難
を加へて買はず、式賢之を見て買ひ所々の法會に之
を吹く、宗賢之なき、譏嘆す、仍て之を與ふ、建久の
頃堀井宮の童舞主上御覽の時、閑院殿此笛を召覽あ
りて、御感しきりなり、依て後日之を進む、腰病ある
によりて腰丸と號すといへり、

コシマツジヤウ 越水城
所 攝津國武
庫郡大社村大字越水(起原沿革)
起原詳かならず、永
正十六年細川高國の臣川原林政賴此に據り細川澄元
を防ぐ、十七年正月落城、細川の臣三好孫四郎等之を
守る、天文二年九月川原林氏襲て之を陥れしむ、同
月三好氏之を復す、永祿九年松永方の兵之を守りし
が、六月三好氏の兵之を陥れ、八月細川義隆之に移
り、十二月他に轉じ、篠原長房之を守る、同十一年織
田信長に降りしかば、信長將軍義昭を此城に奉じ入
る(廢城考)

コシマ 舉人 貢舉(コウコ)を見よ、
故人 文人の宿老を云ふ、一説に文章
生者舊を云へり(江次第抄、寶石類書)江次第釋奠の
條に、諸道博士故人得業生學生著北三道論云々、講
師著中央床子(上)類定(其人召之)博士文章生故
人中堪能者云々、猪隈關白記正治元年七月九日氏院
參賀の條に、大學頭在茂朝臣(故人首也)と見えたり、

コシモト 腰本
腰刀の鯉口より二寸許の所
に、長五寸位の銅金を入れ、栗形、反角などを之に
しつけたるを云ふ、多くは赤銅にて黒く塗る(宗吾大
雙紙、武家名目抄)

コシヤウ 小性
名 儀調葉に、もと小兒を
小性といひしによりて侍童の稱となれり、石林燕語
に、從、駕謂之「小性」と云へり、と見え、和漢三才圖會
に、按、尾也、從于人後、故爲「小性」、今呼「近習」候

コシヤウガク 五常樂
琵琶の名器、五常樂
と名づくるは、童稚始めて樂を習ふ者、先づ五常樂
急を教ふ、此琵琶小にして

の事務其攝する所となりしを以て、御所奉行は、只表
だちたる所役にのみ従ひしと見ゆ(官制沿革略史)

コシヨヤキ

御所焼 後鳥羽院の御手づか
ら焼せ給ひし太刀を云ふ、承久記に、六郎左衛門取て
返す、御所焼と云ふ聞ゆる太刀を帶たりけり、御所焼
とは次家につくらせて君御手づから焼せ給ひけり、
公卿殿上人北面西面の輩、御氣色好程の者は皆給て
帶けり、云々しと見えたり、(貞丈雜記)

コジリ

鑑(鏢、小尻) 鞘の末の飾、金屬、
玉、角等にて作る、小後の義と云ふ、又木尻にて鞘の
木の末の義なりとも云ふ、鑑の字は和名抄に鑑の字
をよむ、文選の註に、以金鑿之、鑿端也、漢書司馬
相如傳に、華模壁端の註に、壁端以玉爲之、鑿頭當と
見えれば、玉にて鑿の木口を包み、美飾とせしもの
を云へば、鑑に從へる本義なるを、後世鑑に誤り書な
らばしとなりしなり(倭訓栞、武家名目抄)

ヨシラカハテンワウ

後白河天皇

名諱御名は雅仁、法諱は行眞、諡は鳥羽天皇の第
四皇子、御母は待賢門院藤原季子、大納言藤原公實の
女、第七十七代の天皇、大治二年九月十一日御
降誕、同年十一月親王宣下、保延五年十二月御元服、
三品に叙す、久壽二年七月近衛天皇崩す、鳥羽法皇
福門院の諱により、關白忠通と謀りて、天皇を立つ、
延應元年二月後鳥羽法皇崩す、是より先き、崇徳上皇
法皇に迫られ、位を近衛天皇に譲る、不平なり、近衛
天皇崩すに及び、重祚の意あり、然らざれば皇子重



(載所料史本日大)像木置安堂華法寺住法都京

仁立つべしと、然るに美福門院の計にて天皇立つに
及び、愈々快らず、時に左大臣藤原長兄忠通と善ら
ず、共に謀りて、法皇崩御の翌日を以て兵を擧ぐ、所
謂保元の亂是なり(ハウケンノラン)參看)天皇源義
朝平清盛等を召して、上皇の軍を攻め破り、九月に至
りて亂平ぐ、天皇兼れて庄園の弊害あるを知り、且つ
は保元の亂によりて、敵方の没收庄園多く、且つは此

の亂に乗じて、庄園を押領するもの等少からざるを
以て、十月記録所を置き、庄園券契を糺さしむ、又
和漢の學に精通せる藤原通憲を用ひて政を行はし
め、廢たれたる朝廷の典禮を復する所多かりき、三年
八月位を皇太子に譲り、院中に居りて政を行ふ、壁臣
權中納言藤原信賴、通憲と善からず、終に平治の大亂
を起す、(ヘイヤノラン)を見よ)此亂により平清盛

行眞

京都主なきを以て、立
たんとす、義仲以仁王
の功を以て其子北陸宮
を立てんとす、法皇義
仲の勢を得るを恐れ、
龜姫丹後局の言により
て、高倉の皇子尊成親王を立て後鳥羽天皇となす、義
仲大に憤り、士卒を放て釐下を侵す、法皇延曆園城
の僧徒を以て之に備ふ、義仲遂に反して法住寺殿を

コシワウノジンジャ

古四王神社

所在羽後國南秋田郡寺内村○現今國幣小社
武藏雄命、大彥命、速日命、經津主、武甕槌命
記略に、祭神四座、速日、經津主、武甕槌命
と神祇官長の御留帳にありとぞ(中略)國を平げ給ふ
神々なれば、蝦夷降伏の爲に城外に祭り給ひけるな
らしといへり、江戸時代には社領五十石を有し、社
家二人、社僧一員ありき(古事類苑神祇部)

コス

吳須(極素)

青輪の磁器をいふ、コス
スとは變語なりといひ、また染付の惡き焼物ゆ
ゑ、子昂(燒の善を子昂といふ)を倒讀せしなりとも
いふ、もと支那傳來のものなり、そのよく製法して
繪をかき袖水かくれば、青色となれども、もと色黒
きもの故袖水かくらぬ處は其色黒し、故に藍色の黒
みある陶器なれば、コス手といひしを、謎の名のや
うに取なしたるものか(嬉遊笑覽、倭訓栞)

コシアオ

小素襖

袖の小さき素襖を云ふ、
上は常の素襖にて袖の一幅半、下は短き袴(長袴を短
くしたるもの、即ち足のくるぶし迄のもの、後の半
袴に同じ)にて染色紋皆上に同じ様にしたるもの、笠
掛の射手は小素襖行腰にて射る事、笠掛日記に、室
町幕府の走衆之を著けし事、東山年中行事(永正六年
記)に見えたり、江戸幕府公事の時、素襖と共に士分
の間用ひられたり、猿服制(フクセイ)の條の挿圖
を見るべし(貞丈雜記、青標紙)

コス井

鼓吹司

「タスキシ」と讀むを正し
とす、其條を見よ、

コス井

小隨身

近衛府の隨身の外、近

衛の中少將及び左右衛門、左右兵衛等の召仕、隨身
を云ふ、卑賤の士なり、「ズキシン」參看、

ゴスクワウ井

後崇光院

名諱御名は

眞成、法諱は道欽、後崇光院は諡號なり、崇光院
天皇の孫、有栖川榮仁親王の第二皇子後花園天皇の
御父なり、母は大納言局、權中納言阿野實治の女
仁壽後其の後を嗣ぎ、三十二年四月後小松上皇宣下
して眞成を親王となす、時に年五十四、稱光天皇病
あり、眞成大統を承くと世に傳はる、帝怒て遜位の
志あり、上皇憂恤、眞成に諭し七月剃髮して法號を
僧大淵に受く、因て上皇眞成の子後花園天皇を養つ
て子と爲す、稱光天皇の漸に及び後花園天皇踐祚
す、文安四年十一月尊號を上りて太上天皇といふ、康
正二年八月二十九日崩す、年八十五、(正統興廢
記、看聞御記、砂玉和歌集等あり(皇胤紹運録、野史))

ゴサクテンワウ

後朱雀天皇

名諱

御名は敦良、法諱精進行、一條天皇の第三皇子、
御母は、上東門院彰子、第六十九代の天皇、(開元弘
六年十一月二十五日御降誕、同七年正月親王と爲り、
長元九年七月位に即き給ふ、年二十八、寛徳二年正月
位を後冷泉天皇に譲り、同年正月十八日崩す、聖壽三
十七、在位九年、改元するもの三、高隆寺に火葬し
て御骨を山城國葛野郡花園村大字谷口村圓乘寺に葬
る、天皇廟る睿明なりしも、關白頼通の專權なるを以
て、たゞ垂拱成を仰ぎ、施す所なし、世以て感事と爲
す、(長曆御記(皇胤紹運録、大日本史、陸奥一覽))

ゴソノアンジャ

庫司行者

禪宗の僧にて

會計を掌るもの、心力ありて、計算に巧にて、言行直
實清廉にして、衆の推伏する所の僧を以て之に補す
(禪林象器箋)

子代

御子代(ミコシロ)を見よ、

子代入部

子代の部曲に入

るをいふ、ミコシロを見よ、

コシロニフ

子代の部曲に入

るをいふ、ミコシロを見よ、

コシロ

子代

御子代(ミコシロ)を見よ、

子代入部

子代の部曲に入

るをいふ、ミコシロを見よ、

コセキ

せしかば、戸籍の制も絶たるなるべし(江戸時代)
寛永中邪蘇教の禁を嚴にせしより、いつしか天下
の戸口をして、盡く佛教宗門の徒たらしめ、毎年
僧侶をして宗門改をなせしめ、里長名主はそれによ

Table with columns for names (e.g., 天皇, 孝徳, 天智), dates (e.g., 大化元年八月, 白雉三年四月), and other details.

コセチ

コセチエ 五節會 元日節會、白馬節會、踏歌
節會、端午節會、豐明節會をいふ、各條に就きて見る
べし。
コセチノマヒ 五節舞 名義大嘗會新嘗
の時、行はる、童女の舞を云ふ、毎年十一月中の丑日

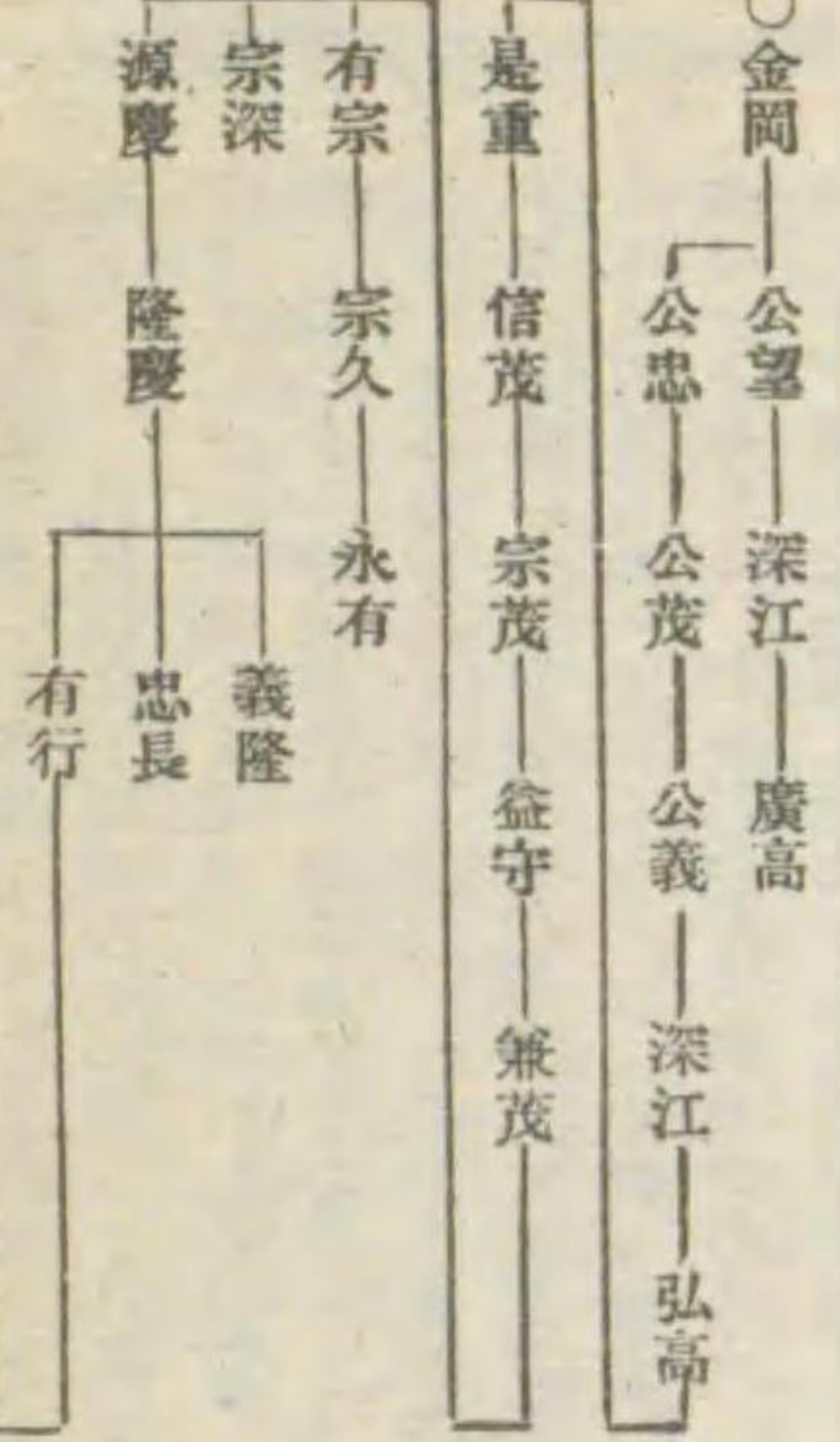
所に賜はらんが爲めに、使を河内國交野に出して、兼
ねて雄を召し置くことあり、之を狩使と云ふ(起原)
天武天皇吉野瀧の宮に御座しける時、日暮琴
を彈じて心をすませ給ひけるに、むかひの山の岫

コセチ

コセツク 五節句 年中行事にて、人日(ジン
ジツ)、上巳(ジャヤシ)、端午(タンゴ)、七夕(タ
ナバタ)、重陽(チヤヤウ)の五節句をいふ、各條參
看。
コセツケ 五攝家 「コセツケ」を見よ、
コセツバ 小切羽 「コセツバ」を見よ、
コゼノカナチカ 巨勢金岡 中納言
野足の後裔(續)光孝字多の諸帝に歷仕し、從五位
下采女正に至る、最も繪畫に秀て屢々宮中に召され

「コセ」といへるも御前の義にて首御前の略稱なりと
の説あり、賢女(コセ)參看、
コゼンカウシヨ 御前講書 天皇の御前に
て書を講ずるを云ふ、長秋記保延元年五月二十四日
の條に、維順朝臣來談(雜事)天子奉教(文選)時、卷

コセノ



コゼノトクタクコ 巨勢徳太古 巨勢雄
柄七世の孫(續)皇極天皇二年位小徳たり、蘇我入
鹿に黨し、山背大兄王を班鳩宮に襲ふ、後ち入鹿誅
せらるゝに及び、其黨兵を集めて亂を作さん事を謀
る、徳太古天皇の命を奉じ諭すに順逆を以て、賊
黨因りて潰散す、徳の朝小紫を授けられ、大化五
年大紫に進み左大臣となる、白雉元年新羅の貢朝使
唐服を服して來朝す、朝廷恣に俗を易へるを惡み諷
責して歸す、徳太古奏して曰く、今新羅を討たざれば
後必ず悔あらん、請ふ、難波津より筑紫海に至り、
多く戦艦を泛べて以て形勢を盛にして、新羅を召し
て其罪を問はば彼れ備服せんと、議遂に行はれず、齊
明天皇の四年薨す、年六十六(大日本史)

コセホ

コセホアン 小瀬甫庵 名義名は道喜、通
稱又四郎、甫庵と號す(事)尾張國春日井郡の人、醫
術に明らかにして亦鈴船に通ず、後ち豊臣秀次に仕
へ、秀次亡びて堀尾吉晴に出雲に仕ふ、州の松江城
に其經規する所なりといへり、吉晴死するに及び、去
りて播磨に寓したる京都に徙る、寛永元年前田利常
に聘せられ、兵訣を其子光高に授け、十七年歿す、年
七十七、子孫相繼で前田氏に仕ふ(續)太閤記、信長
記、天正軍記、童蒙先哲(續)近世叢語、甫庵信長記考)
コゼン 御前 二人稱もしくは三人稱に用ふ
る美稱、もと貴人の坐前の敬語より出でしものなる
べし、古き物語類に「おまへ(御前)といへる語多く
見たり、これ右にいへる坐前の敬語にして(後世は
音讀して「コゼン」といふ)、轉じてこれを音讀にした
るものなるべきか、また略してコセとも稱したる場
合あり、而して此稱たる、古くは婦女の間に限ら
れ、母御前、尼御前等と稱し、なほ母尼等を省きて、單
に御前といひ、また其人を指すこととなりたり、而
して更にまたゴ字を省きてセとのみ稱したることあ
れど、此時は獨立せずして尼母等の語尾に附して尼
セ母等といひたり、かく御前の本義は二人稱もし
しくは、三人稱に用ふるものなりしが、これより再び
轉化して女子の名の下にも附するに至り、佛御前靜
御前巴御前等の稱呼を生じたり、而して男子を呼ぶ
ことは遙か後世の事に屬し、江戸時代にては諸大名
は殆ど用ひざりしも、なほ姫御前等の稱は時として
用ひらるゝことなきにあらざりき○女盲人のことを

コゼン

コゼンシユウ 御前衆 恩賞奉行(オンシヨ
ウアギヤウ)を見よ、
コゼンシヨタイドコロガシラ 御膳所
臺所頭 「コゼンシヨタイドコロガシラ」を見よ、
コゼンノウチトリ 御前内取 「ウチト
リ」を見よ、
コゼンノココロミ 御前試 五節の時、舞
姫を清涼殿に召して、舞を觀給ふ儀、政事要略江次
第雲圖抄に詳しく見たり、猶、コセチノマヒ參看、
コゼンフギヤウ 御膳奉行 「ゼンフギヤ
ウ」を見よ、
コゼンフギヤウ 御前奉行 恩賞奉行(オ
ンシヨウアギヤウ)、披露奉行(ヒロウアギヤウ)を見
よ、
コゼンミサンシユウ 御前未參衆
政所の寄人を云ふ、マンドコロの候職員を見よ、
コゼンワカシフ 後撰和歌集 卷數二

ゴタイ

將軍とし、新田義貞を副とし、之を征せしむ、こゝに於て諸國宮方武家方起り、忽ち紛亂の代となれり、十二月征東の軍箱根に破れ、尊氏長驅して延元元年正月京都に入り、天皇叡山に幸し、内裏炎上す、既にして典軍及び東征の別軍歸り、義貞等と共に尊氏を敗る、義貞正成等と又兵庫に之を破る、尊氏直義と共に九州に逃る、既にして尊氏多々其濱に菊池阿蘇と戦て之を破り、九州を風靡し、勢を以て大舉京都を犯す、二年五月楠木正成新田義貞之を兵庫に防ぎ、正成戦死し、義貞逃れ歸る、天皇亦叡山に幸す、八月尊氏上皇の太弟豐仁親王を立つ、是を光明天皇とす、花園上皇院政を聽き、建武の號を用ふ、是より兩朝兩年號あり、尊氏急に阿彌陀峰を攻め陥れ、近江若狹の路を絶つ、行在糧乏しきを以て、天皇權りに和を講じ、恢復を謀る、十月天皇吉田定房坊門清忠を従へ、花園院皇居に還御す、光明天皇親璽を取り、太上天皇の號を上りて之を附し、成貞親王を太子に立て、且つ尊氏に兵馬の權を委ぬ、尊氏因て幕府を開て鎮護す、時に興貞親王は河内東條に在りて、畿内紀伊の兵を以て、畠山石室諸氏を攻め、尊澄法親王は伊勢山田に在り、伊賀、伊勢、志摩の兵を服屬す、北畠親房密使を遣て天皇に奏す、因て十二月神器を奉じて大和に幸し、行宮を吉野に造り、恢復を圖る、左大臣頼忠、内大臣定房、左大辨清忠等京都を脱して之れに赴く、是より大覺寺統は吉野に在り、因て南朝と稱し、持明院統は京都に在るを以て北朝と稱し、五十七年間大争亂の世となれり、既にして北畠親家を促して陸奥より上洛せしめ、三條泰季に隨隔の兵を募らしめ、京都を恢復せんと謀る、頼家乃ち義貞親王を奉じて四上し、新波家長を鎌倉に斬り、延元三年春茶茶真に入り、弟顯信男山に軍す、北朝靈

ゴタイ

動し、高師直をして架がしむ、頼家安倍野に戦て敗れ、石津に陣歿し、顯信も亦破られ、京都を收むる能はず、顯信陸奥介となり、親房義貞親王を奉じ、俱に關東を經略せんとして、神宮大港より大軍を發す、安房の海中暴風に遇ひ、親王顯信伊勢に引渡し、結城宗廣は吹上に病死す、親房獨り常陸に至り、小田城に據る、又花園宮は土佐に赴き、南海を督し、懷良親王は征西將軍となり、鎮西を鎮し、尊澄法親王は遠江に赴きて東海を撫し、舟舸東西に往復して與復を圖る、然るに京都をも復する能はず、天皇行宮に在すこと三年、延元四年八月、御不豫、依りて十五日義貞親王に位を讓る、之を後村上天皇とす、翌日崩じ給ふ、御年五十二歳、遺詔して後醍醐天皇と稱す、河内守楠木正行等宿衛戒嚴す、天皇天資英毅、博く書史に涉り、篤く釋氏を信す、眞言禪宗研究する所多し、花園天皇常に天皇の學問を賞賛し給へり、又心を典故に用ひ諸道を再興し給ふ、嘗て朝廷の宿弊を矯正して曰く、今の例は昔の新儀なり、朕の新儀は後世の例なるべしと、崩するに臨み、遺詔して諸親王に命じ、軍事を勵み、賢を任じ、能を使ひ、以て恢復を謀らしむ、言訖て左手に法華經を把り、右手に劍を按じて崩す、群臣其言を奉ず、服御を改めず、北面して藏王堂の塔尾に葬る、即ち御陵は現今大和國吉野山如意輪寺の東丘に在る塔尾陵是なり、建武年中行事、日中行事(大日本史、大日本史料、國史眼)

ゴタイ

年六月十日、十二月十日の二季に行ふ神祇官中臣卜部等を率ゐて一日より神祇官に籠り齋戒して之を卜ふ、九日卜終て之を奏す(六月には七月より十二月迄を卜ひ、十二月には明年正月より六月迄を卜ふ)其儀上卿陣の座に著き、内侍つきて上奏す(白鳳四年(天武天皇))、以て小花下齋部作賀斯(神祇頭)令、掌、叙王族宮内禮義婚禮卜筮之事、夏冬季御卜之式、始起此時云々と見えたり、今朝野群載所載の奏文を示せば左の如し(弘仁式、江次第、公事根源、建武年中行事)

ゴタイ

神祇官謹奏
天皇親御體乃御卜部卒卜部等天太兆卜供奉
狀奏親王諸王諸臣百官人等四方國々賓客之政風
吹雨零事聞食手抑放置天問給御自來七月至
十二月御在所平多御坐止供奉御卜火數
百六十、火之中直卜十、火災卜十一、火地相卜
六、火天相卜十二、火神相卜八、火人相卜六、火兆
相卜七、火以是卜求坐伊勢國大神宮御領伊賀
神戶領又座伊豫國村山神大山積神野間神社
司等依禮神事崇給遣使科中祓可令祓請奉任事
又至來秋季可有土氣之崇氣集崇連年初祭治大宮
四隅京四隅山城國云堺兼又祭日供奉御政事此等
參條事行治忌慎給御在所平多可御坐狀供奉
奉給止奏
以前大兆卜供奉留御體御卜如件謹以申開奏
承曆四年六月十日
宮主正六位上行權少祐卜部宿禰兼宗
中臣從六位下行大祐大中臣朝臣惟繼
小臺盤ゴタイバンを見よ、

ゴタイ

ゴタイイロウ 五大老 桃山時代の職員たる大老の任に當れる五人の宿老をいふ、はじめは徳川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、小早川隆景、之に任じ、後には隆景を除きて上杉景勝を加へたり、五人の大老たるが故に五大老と名づ、ゴタイラウの條參看、
ゴタイイロウ 御大老 大老(ゴタイラウ)を見よ、
ゴタイイロキボサツ 五大カ菩薩 佛教に於て、金剛吽菩薩、龍王吽菩薩、無畏十方吽菩薩、雷電吽菩薩、無量力吽菩薩の五大カ菩薩をいふ、
ゴタウウチ 五島氏(肥前福江) 姓は源、多田滿仲の後裔家盛より出づ、家盛文治三年肥前國渡部糺により同國黑髮山の麓にて食邑田九百町を分與せられ、五島字久島に到りて築城す、よりに字久島を稱す、十七世字久大和守盛定松浦郡五島の内福江大津に居し、後同處江川に遷り、又福江に住し、松浦肥前守の麾下に屬す、曾孫字久若狭守純支五島を悉く領し因て氏とす、其子支雅、天正十五年豊太閤島津征討として下向の時兵を帥て従ふ、文祿元年四月朝鮮に渡海す、後又軍に従ふ、關ヶ原の役後徳川家康より本領を安堵せられ、一萬五千五百石を有す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、華族諸家傳、華族譜)
純支 支雅 盛利 盛次 盛勝 盛暢
盛住 盛道 盛義 盛運 盛繁 盛成
盛徳 盛主 盛光
ゴタウジヤウ 五島城 所在肥前國南松浦郡福江村○福江城といふ(肥前國志)五島氏の祖盛定、字久島より此に移り本城を創築す、天正中純

ゴタイ

ゴタイニミウラ 御禮御卜 諸主上の玉體に御禮あらんことを卜ひて奏するの儀、毎
ゴタイニミウラ 五大尊明王 佛教にて不動(中央)、降三世(東方)、軍荼利(南方)、大威徳(西方、金剛夜叉(北方))の五大明王を云ふ、委しくは各條を見よ、
ゴタイニミウラ 御禮御卜 諸主上
ゴタイニミウラ 御禮御卜 諸主上

ゴタイ

ゴタイニミウラ 御禮御卜 諸主上
ゴタイニミウラ 御禮御卜 諸主上

ゴタイ

ゴタイニミウラ 御禮御卜 諸主上

ゴタイイロウ

ゴタイイロウ 五大老 桃山時代の職員たる大老の任に當れる五人の宿老をいふ、はじめは徳川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、小早川隆景、之に任じ、後には隆景を除きて上杉景勝を加へたり、五人の大老たるが故に五大老と名づ、ゴタイラウの條參看、
ゴタイイロウ 御大老 大老(ゴタイラウ)を見よ、
ゴタイイロキボサツ 五大カ菩薩 佛教に於て、金剛吽菩薩、龍王吽菩薩、無畏十方吽菩薩、雷電吽菩薩、無量力吽菩薩の五大カ菩薩をいふ、
ゴタウウチ 五島氏(肥前福江) 姓は源、多田滿仲の後裔家盛より出づ、家盛文治三年肥前國渡部糺により同國黑髮山の麓にて食邑田九百町を分與せられ、五島字久島に到りて築城す、よりに字久島を稱す、十七世字久大和守盛定松浦郡五島の内福江大津に居し、後同處江川に遷り、又福江に住し、松浦肥前守の麾下に屬す、曾孫字久若狭守純支五島を悉く領し因て氏とす、其子支雅、天正十五年豊太閤島津征討として下向の時兵を帥て従ふ、文祿元年四月朝鮮に渡海す、後又軍に従ふ、關ヶ原の役後徳川家康より本領を安堵せられ、一萬五千五百石を有す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、華族諸家傳、華族譜)
純支 支雅 盛利 盛次 盛勝 盛暢
盛住 盛道 盛義 盛運 盛繁 盛成
盛徳 盛主 盛光
ゴタウジヤウ 五島城 所在肥前國南松浦郡福江村○福江城といふ(肥前國志)五島氏の祖盛定、字久島より此に移り本城を創築す、天正中純

ゴタイイロウ

ゴタイイロウ 五大老 桃山時代の職員たる大老の任に當れる五人の宿老をいふ、はじめは徳川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、小早川隆景、之に任じ、後には隆景を除きて上杉景勝を加へたり、五人の大老たるが故に五大老と名づ、ゴタイラウの條參看、
ゴタイイロウ 御大老 大老(ゴタイラウ)を見よ、
ゴタイイロキボサツ 五大カ菩薩 佛教に於て、金剛吽菩薩、龍王吽菩薩、無畏十方吽菩薩、雷電吽菩薩、無量力吽菩薩の五大カ菩薩をいふ、
ゴタウウチ 五島氏(肥前福江) 姓は源、多田滿仲の後裔家盛より出づ、家盛文治三年肥前國渡部糺により同國黑髮山の麓にて食邑田九百町を分與せられ、五島字久島に到りて築城す、よりに字久島を稱す、十七世字久大和守盛定松浦郡五島の内福江大津に居し、後同處江川に遷り、又福江に住し、松浦肥前守の麾下に屬す、曾孫字久若狭守純支五島を悉く領し因て氏とす、其子支雅、天正十五年豊太閤島津征討として下向の時兵を帥て従ふ、文祿元年四月朝鮮に渡海す、後又軍に従ふ、關ヶ原の役後徳川家康より本領を安堵せられ、一萬五千五百石を有す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、華族諸家傳、華族譜)
純支 支雅 盛利 盛次 盛勝 盛暢
盛住 盛道 盛義 盛運 盛繁 盛成
盛徳 盛主 盛光
ゴタウジヤウ 五島城 所在肥前國南松浦郡福江村○福江城といふ(肥前國志)五島氏の祖盛定、字久島より此に移り本城を創築す、天正中純

ゴタイイロウ

ゴタイイロウ 五大老 桃山時代の職員たる大老の任に當れる五人の宿老をいふ、はじめは徳川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、小早川隆景、之に任じ、後には隆景を除きて上杉景勝を加へたり、五人の大老たるが故に五大老と名づ、ゴタイラウの條參看、
ゴタイイロウ 御大老 大老(ゴタイラウ)を見よ、
ゴタイイロキボサツ 五大カ菩薩 佛教に於て、金剛吽菩薩、龍王吽菩薩、無畏十方吽菩薩、雷電吽菩薩、無量力吽菩薩の五大カ菩薩をいふ、
ゴタウウチ 五島氏(肥前福江) 姓は源、多田滿仲の後裔家盛より出づ、家盛文治三年肥前國渡部糺により同國黑髮山の麓にて食邑田九百町を分與せられ、五島字久島に到りて築城す、よりに字久島を稱す、十七世字久大和守盛定松浦郡五島の内福江大津に居し、後同處江川に遷り、又福江に住し、松浦肥前守の麾下に屬す、曾孫字久若狭守純支五島を悉く領し因て氏とす、其子支雅、天正十五年豊太閤島津征討として下向の時兵を帥て従ふ、文祿元年四月朝鮮に渡海す、後又軍に従ふ、關ヶ原の役後徳川家康より本領を安堵せられ、一萬五千五百石を有す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、華族諸家傳、華族譜)
純支 支雅 盛利 盛次 盛勝 盛暢
盛住 盛道 盛義 盛運 盛繁 盛成
盛徳 盛主 盛光
ゴタウジヤウ 五島城 所在肥前國南松浦郡福江村○福江城といふ(肥前國志)五島氏の祖盛定、字久島より此に移り本城を創築す、天正中純

ゴチ井

軍陀利、大威徳、金剛夜叉の五明王を云ふ、共に忿怒の神なり。起原天慶三年二月法性寺に於て五大尊前に五人阿闍梨をして之を修し、東西の兵亂を降伏せしむ、應和元年閏三月延暦寺大日院にて五人阿闍梨之を修す、正治二年二月後鳥羽上皇、梶原景時追討の祈りとして此法を行ふ(諸法要略記、玉葉、明月記)。

ゴチ井

護持院 所置 江戸神田橋外(今の錦町三丁目) 後ち大塚に移る。元祿山と號す。真言宗起原もと江戸湯島(今の根生院の地)に在りて筑波山知足院と號す、會々將軍徳川綱吉の生母桂昌院、大和長谷寺の塔中慈心院住持隆光に歸依し、江戸に召し下して知足院に住せしむ、隆光俗才あり、巧に桂昌院及び綱吉の意を迎へ、深く其信任する所となり、貞享三年權僧正に任ぜられしが、遂に綱吉に勸めて、知足院を神田門外に移し、新たに造營す、蓋し名は移徙にあれども、事實は新寺の建立に異らざりき、かくて綱吉は若年寄大久保忠高を普請總奉行として起工し、翌元祿元年三月には本堂、客殿、鐘樓等成り、六月には東照宮をはじめ、護持院、常行堂以下、七堂伽藍悉く成り、七月に至り、綱吉自ら臨みて參詣し且つ寺中を廻覽したりしが、本坊の普請、他の諸堂に比して、木材も粗末に、總て出来栄を見劣れりとして大に怒り、忠高の職を奪ひ、更に側衆柳澤保明を以て總奉行に命じ、本坊を改造せしめ、日ならずして落成したり、其結構の壯觀なる、遠く寛永寺の本坊に勝れりと稱せらる、十一月綱吉之に臨み、寺領五百石を寄附し、且つ知足院を無本寺として、關東新義真言の大本山と定め、八年寺號を改めて護持院と稱す、而して其全體の規模たるや、大門の内三十歩ばかり隔て、護持堂を建つ、堂には將軍親筆の額を掲げ、且つ火災の時此額立退の爲め、役夫料三百人

ゴチ井

扶持を附られたり、抑此護持堂は、正しく本丸寢殿の丑寅に當る地に建られ、寛永寺は江城鬼門の鎮護、護持院は寢殿の鬼門鎮護と定めらる、また護持堂の奥に大伽藍を建て、釋迦牟尼佛の像を安置す、即ち本堂なり、大さ十餘間四方あり、此外本坊學寮、日輪坊、月輪坊等あり、また札坐敷と稱し、卷數調進の所にあり、みな徳川氏が財力を厭はずして造營したるものに係り、其壯麗なる大に天下の耳目を聳動せり。かくて元祿五年隆光大僧正に陞りしが、寶永四年退隱して駿河臺に遷り、成滿院と稱し、護持院を僧正快意に傳ふ、幾千もなくして將軍綱吉薨じ、家宣の繼立するに及び隆光は殺生の禁を勸めて三十餘年間上下を惱したる罪誣運るゝに處なきを知り、暇を請うて葦里長谷の田舎に歸り、從て其經營に成れる護持院のこきも、幕府並に大奥の信仰を失ひ、俄にして勢力を墮せり、寶永七年の春、かの札坐敷を毀ちて、銅瓦を商人に賣却せしに、大八車數輛に積みて、三日ばかり運搬せしといふ、以て其結構を推測すべきなり、尋て享保二年正月の大火に全燒し悉く烏有に歸す、此時綱吉親筆の額は取下し、他の什物と同じく前の堀に繋留せる船中に積み入れしに、折節退潮にて漕出づること能はず、周章する間に猛火之に點じ、額も什物も一時に灰燼となりたりといへり、是に於て幕府は、其再建を停め、之を大塚なる護持院を代用する事に定め、即ち護持院を改めて護持院と稱し、同寺内の觀音堂を護持院と稱し、且つ護持院の住職隆慶を僧正に拜して、護持院の住持たらしめ、以て護持院の寺務を兼攝せしめたり、また是より先、護持院は元祿八年以來新義真言派の僧祿職たりしが、茲に至りて停止せられ隆慶一代の間は無本寺とし、次の代よりは智積院小池坊兩派の

ゴチウ

中より、交互して住職たらしむ、尋て寶曆二年に至り、爾來護持院の寺務は凡て護持院の住職より兼攝せしめ、特に護持院の住職は之を定置せざる事となりたり、王政維新の際に及び、護持院の住職を缺く、是に於て護持院の住職等相議し、復飾願を出して還俗し、寺遂に廢す、而して從來の護持院の建物は、更に護持院に合併せり、ゴチウ、隆光(リユウ)の女中、徳川實紀、武江圖説、江戸名所圖會、大奥の女中、徳川實紀、富田敦純氏(隆光)。

ゴチウ

庫頭 禪宗の僧にて、一寺の一切の出納を掌るものを云ふ(後に副寺と云ふ)即ち會計官なり、又知庫とも云ふ(禪林象器箋)。

ゴチウ

御持僧(護持僧) 加持祈禱して、天皇を護持し奉る僧を云ふ、桓武天皇延暦十六年四月、僧空海を以て護持僧とせしを始めて、爾來護持僧は東寺の門流より出ずることとなりたり、清和天皇の御代慈覺、御持僧となり、陽成天皇の御代圓珍御持僧となりしより、後には延暦寺三井寺の門流より出づることとなりて三人となれり(寺官抄、護持僧補任、同次第)。

ゴチウ

小除目 臨時除目(リンシヨノサモク)を見よ。

ゴチウ

御説 貴人の命をいふ敬語、説は定旨の合字なるべし、源氏物語に、勅言を口づからごとと見えたるは、ノリゴチと同じ詞なれば、「ゴチ」の轉訛ならん(俊訓栞)。

ゴチウ

御著袴 天皇、皇太子、親王等は袴を着るを云ふ、「ハカマ」を見よ。

ゴチウ

故住 寺にて前の住持をいふ、ゴチウウウウ 古註學派(舊義學)の流派、漢唐の註疏を基とし、宋、明諸家の註を參取し、

ゴチウ

自己の見解を以て斷ずる學派にて、清原春原の二家之を傳へ、朝廷之を用ふ、古註學は、吾邦に行はること久しく、固と朝廷之を用ひりしが、宋學行はるゝに及びて殆ど高閣に束ぬるに至れり、明和安永の頃に至り、漸く其學盛行はれ隱然程朱學の一敵國と爲れり(儒學源流)。

ゴチウ

笏 「シヤク」を見よ。

ゴチウ

國旗 名義一國を代表する標旗を云ふ、吾國の國旗は、白布紅日章の旗を云ふ、江戸幕府の時ば總國印又は總旗印と云ふ、之を俗に日の丸旗とも、日章旗ともいへり(起原)我國は太平洋の東邊に位して、日の出づる處に近く、所謂朝日の直刺國なるを以て、旭光の輝々たる壯烈の有様は、常に見訓れ居るを以て、人々の之を愛し、尊崇するは自然の情にして、又其心の潔白光明にして、進取の氣性に富む所以なり、天皇を日神、日御門と云ひ、皇子を日嗣の御子、日連皇子と云ふも、天皇の御位を稱して、天日嗣と云へるも皆この意より出でしものなり、故を以て、人々、國名、宮城其他のものにも日を以て名とせしもの多し、而して此の日を以て徽章としたるは、源義家の軍扇を始めとして、源平諸家族の間に用ひられたり、愚管抄に「下野守義朝は侍て日出したりける紅の扇をばらくと使ひて」とあり、源平盛衰記鷲尾一谷案内の條に「皆紅に日出したる扇を以て鷲尾にたび云々」長門本平家物語屋島合戦の條に「皆紅の扇に日出したるを枕にはさみて船の軸頭に立て云々」と見えたり、かくの如く、日を尊崇し愛敬して、人名地名國名より、終には軍扇に用ふるに至りしが、之を旗に用ひたるは、何時なるか、我國旗のありしことは、早く書紀神代卷に、「鼓吹舞而祭焉」と見え、降て景行天皇十二年九月には、

ゴチウ

扶持を附られたり、抑此護持堂は、正しく本丸寢殿の丑寅に當る地に建られ、寛永寺は江城鬼門の鎮護、護持院は寢殿の鬼門鎮護と定めらる、また護持堂の奥に大伽藍を建て、釋迦牟尼佛の像を安置す、即ち本堂なり、大さ十餘間四方あり、此外本坊學寮、日輪坊、月輪坊等あり、また札坐敷と稱し、卷數調進の所にあり、みな徳川氏が財力を厭はずして造營したるものに係り、其壯麗なる大に天下の耳目を聳動せり。かくて元祿五年隆光大僧正に陞りしが、寶永四年退隱して駿河臺に遷り、成滿院と稱し、護持院を僧正快意に傳ふ、幾千もなくして將軍綱吉薨じ、家宣の繼立するに及び隆光は殺生の禁を勸めて三十餘年間上下を惱したる罪誣運るゝに處なきを知り、暇を請うて葦里長谷の田舎に歸り、從て其經營に成れる護持院のこきも、幕府並に大奥の信仰を失ひ、俄にして勢力を墮せり、寶永七年の春、かの札坐敷を毀ちて、銅瓦を商人に賣却せしに、大八車數輛に積みて、三日ばかり運搬せしといふ、以て其結構を推測すべきなり、尋て享保二年正月の大火に全燒し悉く烏有に歸す、此時綱吉親筆の額は取下し、他の什物と同じく前の堀に繋留せる船中に積み入れしに、折節退潮にて漕出づること能はず、周章する間に猛火之に點じ、額も什物も一時に灰燼となりたりといへり、是に於て幕府は、其再建を停め、之を大塚なる護持院を代用する事に定め、即ち護持院を改めて護持院と稱し、同寺内の觀音堂を護持院と稱し、且つ護持院の住職隆慶を僧正に拜して、護持院の住持たらしめ、以て護持院の寺務を兼攝せしめたり、また是より先、護持院は元祿八年以來新義真言派の僧祿職たりしが、茲に至りて停止せられ隆慶一代の間は無本寺とし、次の代よりは智積院小池坊兩派の

ゴチウ

妻幡を船艦に用ひられたり、神功皇后三韓征伐の時船艦に旗を用ひられたり、書紀に旌旗、日と見えたり、推古天皇十一年、齊明天皇三年には、既に旗幟に繪畫を施したり、次で天武天皇元年七月戰陣に用ふ、然れども日章のこと見え、(文武元年正月朝賀の儀式に日月の旗を飾りし)とあるも、これは支那の制にて、國人の意にあらざれば、今は取らず)日章を以て旗幟に用ふることの一般に行はれたるは、後醍醐天皇以後となす、太平記笠置軍の條に、錦の御旗に日月を金銀にて打て著たるが、白日に輝て光り渡る、節度使下向の條に、「俄に風烈しく吹て、金銀にて打て著たる日月の御旗切れて、地に落ちたるこそ不思議なれ」とあり、また大塔宮熊野落の條にも、「只彼申請の旨に任せ御旗を被下候へかしと申ければ、宮はげにもと思召て、日月を金銀にて打著たる錦の御旗を、幸々瀬庄司にぞ下されける云々」とあり、集古十種旗幟の部に、大和國吉野賀名生郷和田村堀源次郎所藏の日章旗を收めたり、こは後醍醐天皇賜ふ所の御旗にして、白地の丸、丈三尺一寸七分、幅二尺二寸三分、其制現今のものと同じ、かく後醍醐天皇賜ふ所の御旗に皆日月の徽章あるは、天皇常に北條氏の專權を慨かせ給ひ、是が恢復を企てたまひしものなれば、其御旗の如きも自ら勇壯なるものを撰び、且つまた日神の意を含ませ、嘗て神武天皇が日神の威を負ひ、長髓彦を征服せし故事に倣ひ、以て北條氏を征せしものなるべし、是れ實に現今國旗成立の根本と云ふべきなり、是より以後諸將士の用ふるもの漸く多く、梅松論に「錦の御旗に日出し天照大神八幡大菩薩を金の文字に打てつけられたり云云」、太平記池合戦の條に「金銀にて日月を打て著たる旗の標本に云々」、長祿記義就山没落の條に、

ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと叔井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黒の旗は日の字を形どりしもの、葵は負日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十八組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前守相、永井信

ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと叔井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黒の旗は日の字を形どりしもの、葵は負日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十八組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前守相、永井信

ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと叔井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黒の旗は日の字を形どりしもの、葵は負日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十八組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前守相、永井信

ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと叔井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黒の旗は日の字を形どりしもの、葵は負日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十八組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前守相、永井信

ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと叔井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黒の旗は日の字を形どりしもの、葵は負日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十八組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前守相、永井信

ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと叔井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黒の旗は日の字を形どりしもの、葵は負日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十八組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前守相、永井信

ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと叔井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黒の旗は日の字を形どりしもの、葵は負日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十八組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前守相、永井信

ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと叔井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黒の旗は日の字を形どりしもの、葵は負日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十八組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前守相、永井信

ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと叔井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黒の旗は日の字を形どりしもの、葵は負日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十八組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前守相、永井信

ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと叔井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黒の旗は日の字を形どりしもの、葵は負日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十八組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前守相、永井信

ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せしも、其由来する所ありしなり、徳川時代に至り家康が戰陣に用ひしこと叔井日記に見え、次で家光軍艦安宅丸を製造して日章を掲げ、寛永十一年には三家相議して日章旗を用ふることに定めらる、(源氏中黒の旗は日の字を形どりしもの、葵は負日なりと云へども附會の說に過ぎず)其他幕府に十八組、大御番の紋にも日章を用ひ、また諸侯中にも之を用ひたり、越前守相、永井信

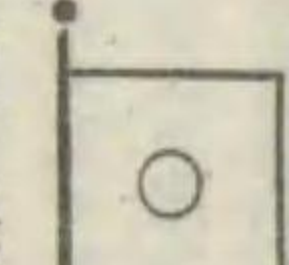
ゴチウ

「既に日の旗を被上は爲朝敵、事無云々」とあり、猶應仁記同別記新編長祿記等にも蒙旗の日章を用ひしこと見えたり、元龜天正時代には、武田信玄、上杉謙信もまた是を用ひ、伊達政宗も同じく日丸旗を用ひたること、藤葉榮衰記奥羽永慶軍記等に見えたり、而して海軍にも之を用ひたり、日本武尊の蝦夷を征する時、船艦を率ゐ大鏡を船首にかけ進み給ひ、また仲哀天皇の九州に赴き給ふや、筑紫國縣主祖熊野、賢木を九尋船の軸に立上枝に白銅をかけたて天皇を迎へ、筑紫伊弉縣主祖五十述手も同じく船軸に賢木を立て、白銅八尺瓊十握銀をかけて迎へ、且つ奏して「臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲玉妙御宇、且如白銅鏡、以分明看行山川海原、乃提是十握銀、平天下矣」と云へり、是によりて見れば、船の徽章にまで用ひられたるが如し、蓋し此白銅鏡は、もとこれ日章に象りしものなるべし、降て屋島壇の浦の海戦に日章扇を以て軸に立てしこと見え、南北朝以後は海戦少く且つ記録に乏きを以て充分明らか難しと雖も、明末倭寇の時にありては所謂バハン船に乘じ、八幡大菩薩の旗と共に日章旗を空に翻し、軸相含みて四百餘州を驚懼せしめ震動せしめたるや、疑なきなり、次で秀吉朝鮮を征するや、軍船を日本丸と稱し日章を附せし

コツキ

濃守、酒井宮内、小笠原左衛門、向井將監等の如き、而も白地赤丸にて大馬印、はんさしもの、四半、使番等の旗印に用ひたり、然るに延寶元年二月に至り幕府令して、城米廻船一般に日章旗を用ひしめたり、是れ只だ船頭の弊を矯むが爲に日章を附せし事にして、その外交より起りて官船の總旗印と定まりしものは、文化七年朝鮮信使來聘の時とす、是れ實に公儀の日章旗が、儀式的に日本國を代表せし始めたり、而してこの時頗る協議を凝らしたるものと見え、三月二十六日に從來廻船に用ひし白地朱の丸を紺色花色にて類を分ち朱の丸となし、提灯の如きも之に准じて朱の丸と定めしが、八月再議して白地朱の丸に定められたり、是れ實に我國總船印の基なり、この時に當て外國人の來る漸く多し、水戸烈公、軍艦日立丸を製造し、大船製造の禁を解かんことを幕府に乞ふ、幕府許さず、然るに嘉永六年六月米廻四艘浦賀に來りて交通を求むるや、幕府爲す所を知らず、烈公を起して事に與らしめ、九月烈公の議を用ひて大船製造の禁を解く、一度大船製造の禁を解き、外國と交通するに至りては、國旗の船印なるべからず、是に於てか國旗船印制定の必要起り、幕府有志に下して意見を問ふ、衆議紛々、評定衆は旭日を以て總船印となすべしと論じ、大目付目付等は總船印には中黒を用ふべしと主張し議決せず、十一月島津家より「大船十二艘、蒸氣機三艘、古之通造、製造致し度、尤異國船に不三相紛、ため、白帆毎に朱にて日丸相印、小旗吹貫等別紙繪圖面之通り云々」と質問あるや、同月六日假に「可爲、何之通、候、尤帆印は御國の總印取極め、追而可被、仰出、候間、可被、得其意、候云々」と指令し置き、翌安政元年五月勅定奉行近直を以て、再び船章旗を議せしむ、近直以下大目付等、全國

コツキ

の總船印には中黒、船印には白布紺布吹貫を立て、幕府の旗は日の丸を用ふべしと爲す、因て六月阿部伊勢守、烈公に之を讓す、烈公之を見て曰く、中黒は源氏の旗なるに之を大日本國の代表たる總船印に用ひ、旭の丸を以て幕府の印となすは、大小輕重を轉倒せしもの其當を得ず、苟も國意を代表して威を萬國に輝す所の總船印は、日の丸ならざるべからず、幕府は宜しく中黒になすべしと建議す、伊勢守依てまた諸士に諮問す、大目付以下前議を取る、是に是て再び烈公に協議せしが、烈公中黒の不可を説き、日章を用ふべきを言ひ、重て七月一日、建議案を奉り、且つこれに圖を添へて、 *かくの如きものにすべしと云ふ、幕府猶悟る能はず、遂巡日を送る、長崎奉行の帆印を何ふに及びても、指令に、追て仰せ出さるべく候」と云へるのみなりき、然れども決定せざるべからざるを以て、三度烈公に協議す、烈公前議を主張して動かす、是に於て閣老衆議を排して終りに烈公の議を用ひ、七月十一日左の如く發布せらる、大船製造に付而者異國船に不三紛、日本總船印者白地の丸幟相用候様、被、仰出、候、且又公儀御船の儀は、白紺布交之吹貫中柱、相建、帆之儀は白地中黒に被、仰付、候條、諸家に於ても白地は不三相用、遠方にても見分り候帆印、鉦々勝手次第相用可、被、申候、尤帆印其家之船印にて、兼而書出置様可、被、致候、右大船之儀平常廻來其外運送に相用候儀、勝手次第に候得共、出來の上者衆組人並、並海路乘筋運漕方等、猶取調可、被、相伺、候、右之通可、被、相伺、候、
十一月には東宮に位を譲らんとし給ひしが、東宮はまた御元服前なりしを以て、もし登極の後其儀を行はば、費用徒ら多くして、資の出づるに道なからんことを恐れ、まづ元服の儀を舉行し給ひしに、幕府より獻じたる金額は、僅に其用を辨し得たるに留りて、更に讓位を行ふこと能はざりしを以て、遂に衆志を果し給はざりき、天皇在位三十六年、改元するもの六、明應九年九月二十八日崩す、御壽五十九、時に共武共に衰微して幕府葬送の費用を上る能はざりしかば、遺體を黒戸におき奉る事四十九日の久しきに亘り、十一月に至りて漸く葬儀を終へしも、費用少くして用を辨するに足らず、御棺と稱して、實は桶に入れ奉りしといへり、山城國紀伊郡深草村大字深草深草、北陵に葬る(野史、陵墓一覽、「戰國時代における皇室」)

コツキ

薩藩製造の船に日章旗を纏に押立て江戸灣に入來れり、安政六年正月改正する所ありき、萬延元年北亞米利加合衆國へ使節を發遣せし時、堂々日章旗を纏して彼國に至りしに、その壯烈なる意匠を羨望せしこと安政七年亞米利加航海日誌及び勅定奉行森田貞太郎の航海雜記等に見えたり、同年十一月十日帆標を改められ、文久三年八月七日には軍艦には白地日の丸の外、白地中黒の旗を大橋の上に掲げしめたり、王政維新の後、明治三年正月二十七日令して、國旗を定めて、大中小旗とし、西洋形面船には常に掲げて、取はずすを禁じたりき、大旗(長一丈三尺、幅九尺一寸、日丸徑五尺四寸六分、日丸先明三尺九寸、乳方明三尺六寸)は祝日に、中旗(長一丈、幅七尺、日丸徑四尺二寸、日丸先明三尺、乳方明八寸)小旗(長六尺、幅四尺二寸、日丸徑二尺五寸二分、日丸先明一尺八寸、乳方明一尺六寸八分)は平常日に用ひしめたり、同年五月十五日陸軍國旗章を定む、旭日章にて今の聯隊旗の如きものなり、同十月三日海軍の天皇旗(赤錦、表金日、裏銀月章)皇族旗(青錦紅日章)國旗(白布紅日章)を定めたり、大さ長一丈一尺七寸、縱七尺八寸なり、四年十一月、六年十二月稍々改正する所ありたり、五年三月二十八日令して開港場の縣廳に國旗を掲げしめ、平常は中旗(三年正月の制に同じ)、祝祭日には大旗(同上)を用ひしめたり、翌年三月二日には裁判所に掲げしめたり、此より漸次各府縣にても國旗を掲ぐるもの多かりしと見え、九年二月十八日令して開港場の外は特に掲ぐるに及ばざること命じたり、十年九月二日外國渡航の日本形商船は大小に限らず悉く國旗を掲げしめたり、是より漸次普及し、終に今日の如く祝祭日は一般に國旗を掲ぐるに至りしなり(日章旗考、法令全書)

コツサ

コツサクアフジャウ 乞索壓狀 他人の物を押奪して、強ひて讓狀をとるを云ふ、貞丈雜記に、人の持たる物を、無理に所望しておし取りて其の上に無理に讓狀を書せて取る事なり、源平盛衰記新院殿島邊御の條に、人のもてる物を心の外にすかしとり、人をおどしておもふ様の文をかへんと仕るをば、乞索壓狀と申すとあり、今時の人の詞にむりあふじやうと云ふはすなはち無理壓狀なり(あふじやうすくめなどいふも此の事なり)といへり、
ゴツチミカドテンノウ 後土御門天皇 御名は成仁、法諱正等親、後花園天皇の第一皇子、御母は嘉樂門院藤原信子、贈太政大臣信宗の女、實は藤原孝長の女、第百三代の天皇、嘉吉二年五月二十五日御降誕、寛正五年七月十九日父天皇の讓を受け、翌年十二月二十七日即位す、應仁元年山名宗全、細川勝元等互に黨を集め、合して二十餘萬の大軍花洛の地に戦ひ、兵結びて解けざるもの十有一年の久しきに及び、京都は過半兵災にかりて燒土となり、世は茲に亂れて、六十餘州至る處として干戈騷擾の衝ならざるはなく、從うて皇室は之よりして衰頽に陥るに至れり、此時に至り朝廷の御料は、能登、加賀、越前、丹波、美濃等に散在せりと雖も、武人之を私してまた上納するものなく、時に朝臣を派して催促するも、僅かに十分の一を辨し得るに過ぎざりき、故に祈年月次の祭、小朝拜、元日節會、踏歌節會以下の朝儀また行はれず、偶々其儀を行はんとするも公卿等みな窮乏に困みて參會するもの尠なく、已を得ずして中止せることも屢々なるの狀態なりしを以て、天皇は大に宸機を勞し給ひ、遂には世の有様の餘りに果敢なきを恨みて、出家の御志ありしも、侍臣の諫によりて留り給へり、また文明

コツツ

コツツミ 小鼓 樂器の鼓の一種、大鼓に對して其小なるを以て此名あり、第鼓ともいふ、鼓(ツツミ)參看、
コツツケミ 小筒組 持小筒組(モチコツツケミ)を見よ、
コツテ 籠手(小手、射鞆) 籠の具、兩の腕を覆ふものを云ふ、又手籠とも云ふ、軍用記に、手甲はなまづ形を本とす、鐵也、手首の所表にはくもり緒を付く、手先の裏には指掛を付く、一の板二の板の座盤は鐵にて花鳥唐草などを彫りすかし、裏には革かゝる、一二の板の間は鎖につなぐ、手首の所も鎖なり、冠の板の真中にしとめを入れて緒を引き通し付く、是は鎖の後にて左右を取合せて結ぶ、又前後共に緒を付く、是は脇下に前後を取合せて結ぶ也、小手の家は染革又は織物也、小手の袋は常の小袖のたもの如し、家に縫付く、小手裏より革に

コツウ

てへりをさしつゞく、此の袋の内に衣服の袖を納る、之を後袋小手筒小手と云ふ、下小袖の上に直にさし、
小手袋 前袋、後袋、
同裏 家、
コツウ井 五條院 後院の一、京都五條坊に在り、拾芥抄に、後院四町、五條坊門南、五條北、大宮東、堀河西と見え、又玉葉治承四年正月二十四日の條にも五條堀河(後院町)とあるも、何天皇の後院なりしか詳かならず、後一條天皇後院御領の渡文に、五條院あるを見れば此の以前既に後院たりし事明なり、後ち荒廢せしと見え、後醍醐上皇この地に御所を建立し、康元元年移御し給へり、是を五條大宮院と云ふ、龜山天皇御即位の後には移御して内程とし給ふ、後ち二條内裏に移り給へり、其後の事



ゴテウ

詳かならず(山城名勝志、後院考)
ゴテウ井ノ 五條院
嵯峨天皇の第三皇女、母は藤原孝時入道の女、刑部局と稱す(正應二年十二月七日内親王と爲り、十日准三宮、同日院號、永仁二年十一月二十五日薨す、年三十三(女院小傳))

ゴテウオホミヤ井ノ

五條大宮院
「コテウケン」を見よ、

ゴテウドノ

五條殿
山城國京都五條の南、鳥丸の東に在り、大納言那桐の第、後に、高倉天皇の皇居となる、平家物語に、五條内裏と云ふ是なり、山槐記に、治承四年二月二十一日今日有讓位事、主上(高倉天皇)御歳二十、東宮御歳三歳、去月十日主上中宮東宮從三院院遷御五條第とあり、百練抄に、天皇讓位於皇太子、傳御置於新帝、皇居五條東洞院宮とあり、五條第と云ひ五條東洞院と云ふも亦同じ、安徳天皇受禪の後、同年六月都を福原に遷し車駕京を發せられしが、未だ幾干もならず同年十一月遷幸となり、又此地を以て皇居とせらる(山城名勝志、平安通志)

ゴテウドノ

五條殿
西園寺實宗(サイチン)シサネムネ)を見よ、

ゴテウノキサキ

五條后
名義は順子、五條后と稱す(左大臣藤原冬嗣の女)
幼にして姿色あり、仁明天皇儲式たりし時宮に入りて寵あり、文徳天皇を生む、踐祚のはじめ從四位下に叙し女御となる、承和十一年從三位に進む、文徳天皇位に即くに及び、尊びて皇太夫人となす、因りて東五條に移り、儀乘輿に擬す、齊衡元年四月詔して更に皇太后と爲す、貞觀六年清和天皇尊びて太皇太后となす、十三年九月二十八日崩す、山城宇治郡山科

ゴテウノケサ

五條袈裟
「ケサ」を見よ、

ゴテウノサンミ

五條三位
藤原俊成(フナハラノトシナリ)を見よ、

ゴテウノダイリ

五條内裏
五條殿(コテウノ)を見よ、

ゴテウハイ

小朝拜
名義は正月元日關白大臣以下殿上人等清涼殿の東庭に併列し、天皇を拜し、歳首を賀し奉る儀、朝拜を略するによりて小朝拜と稱す(儀式)左大臣以下公卿殿上人等無名門前の弓場前列り立つ、上首の人藏人頭を以て小朝拜の由を奏する時、御殿の母屋の御簾を垂れて御椅子を廊の御座の間に立ち、藏人頭母屋のうちに御靴を奉る、即ち御簾をかき上げて出御、御椅子に着かせ給ふ、頭出御の由を大臣に仰す、群臣仙花門より入り、長橋の御のちより進みて、御座の間のちより立つ、次第に列立、四位五位後に立ち、六位又其後に在り、皆立定りて拜舞す、末より退く、三四人を残り、上首前より練り退く、群卿退去の後入御事(起原)始め詳かならず、禮樂志に、延喜の時初めて小朝拜ありとなすは西宮記の文を誤解せしに依る、延喜五年左大臣に勅して小朝拜を止む、西宮記に、正月一日是日有定止小朝拜(仰曰、覽昔史書王者無私、此事是私禮也)云々とあり、然るに群臣再興を頼に申請ひしかば、同十九年元の如く行はる、一條天皇正暦の頃よりは朝賀の儀自ら行はずなりしかば、其後は専ら小朝拜のみ行はる、に至り(江次第、同抄、年中行事秘抄、建武年中行事、公事根源)

ゴテオホヒ

小手覆
「コテ」を見よ、

ゴテガカリ

五手掛
江戶時代寺社、町、勘定の三奉行、大目付、目付の人々、評定所に會合し

ゴトウコンサン

後藤良山
名義は遠、字は有成、左一郎と稱す、長山はその號、また養庵と號す(華顯林家につき経義を究め傍醫學を好む、家基は實一日嘆じて曰く、儒となるも伊藤仁壽に及びず、僧となるも隱元を超え難し、醫に於て未だ傑出の者なしと、親戚と謀り名古屋支醫につかんとす、支醫遣はず、長山憤り自ら研究して遂に悟る所あり、艾炙熊膽等を用ひて治療の一新法を始め、是に於て古方醫の開祖となる、當時の醫師概し剃髮僧衣なり、長山深く之を非とし髪を蓄ふ、是より長山の風に従ふ者多し、又國を造りて藥劑の分量を正す、幕府録千石を以て迎ふれども長山固く辭して仕へず、享保十二年九月十八日死す、年七十五(醫書熊膽膏散交説の數篇、皇國名醫傳、近世叢語、野史)

ゴトウサイジラウ

後藤才次郎
名義は實名は吉定(加賀の吹屋を勤めし人、前田利常の九谷金礦を開かれし頃、其地に住居して礦舖を總裁せしより陶土を發見せしものか、慶安中大聖寺の藩主前田利治の命を蒙り、田村權左衛門と陶窯を大日山の麓九谷村に開き、試に陶器を製せしも、精良のものを出すこと能はず、後利治の子利明父の遺志を紹ぎ、後藤才次郎を肥前に遣はし陶法を習はしむ、才次郎身を奴僕にやつし陶場に入りて其藝を採り、潜に大聖寺へ逃れ歸り、再び九谷に於て陶窯を開けり、今猶九谷川白市の谷へゆく道の山下に才次郎の窯跡といふものあり(工藝鏡)

ゴトウシン

五等親
親族の親疎、血統の遠近を定めたる親族の範圍、即ち五等の親族を謂ふ、令制にては父母、養父母、夫、子、養子を一等親、祖父、母、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄弟姊妹、夫之父母、妻、妾、姪、孫、子姪を二等親、曾祖父母、伯叔姑、夫姪、從父兄

ゴテリデ

籠手袖
「ゴテリデ」を見よ、

ゴテノカミ

碁手紙
「ゴテノカミ」を見よ、

ゴテノセニ

碁手錢
圍碁六等の遊戯等の賭物を云ふ、李部玉記に、碁手錢二萬、盛衰記安徳帝誕生の條に、るこ手に錢出されたり、辨ゆき元のすけ是をうつ、是また例ある事にや」とあり、又紙をも用ふ、碁手紙と云ふ、建久六年八月十五日の兼長記昇子内親王誕生の三夜の條に、次置公卿碁手紙(殿下御前親朝臣居之、碁手紙二萬、碁手紙二萬、納言以下諸大夫等各置之、居士高杯、以白但結之、座後置之也)と見えたり、

ゴテフ

胡蝶
胡蝶裝(コテフラク)を見よ、

ゴテフサウ

胡蝶裝
書籍の綴り方の一種、一枚に印刷して、字面の方を内にして二つに折り、幾枚も重ねて、其折目の方を綴りて作りたる書物を云ふ、二枚あけてはよみ又二枚あけてはよみしなり、その體端の處ひら／＼するより胡蝶の羽に見なしてかくは云へるなり、藤井貞幹は、結葉の一名なりとしたれども誤りなり、後世の冊子は全く此體裁より脱化したるものなりと云ふ(難波江)

ゴテフラク

胡蝶樂
名義は本朝製作の樂、壹越調三十四曲中の一、一名胡蝶又蝶との稱し、迦陵頻と連稱して蝶鳥と唱ふ、小曲なり○舞者四人、舞童は天冠に頭花を挿み蝶羽の形を眞ひ、除塵花を執て舞ふなり、番舞迦陵頻(起原)延喜六年八月、宇多上皇重相撰を御覽じ給ふのとき、山城守藤原原房此曲を作り、敦實親王舞を作る、舞樂(アガク)の挿圖を見よ(禮樂志、歌舞音樂略史)

ゴテン

御殿
貴人の住み給ふ所をいふ、單

ゴテウーゴテガ

村大字御殿後甲階山段に葬る(大日本史、陵墓一覽)
ゴテウノケサ 五條袈裟
ゴテウノサンミ 五條三位
ゴテウノダイリ 五條内裏

ゴテウハイ

小朝拜

ゴテオホヒ

小手覆

ゴテガカリ

五手掛

ゴトウコンサン

後藤良山

ゴトウサイジラウ

後藤才次郎

ゴトウシン

五等親

ゴテリデ

籠手袖

ゴテノカミ

碁手紙

ゴテノセニ

碁手錢

ゴテフ

胡蝶

ゴテフサウ

胡蝶裝

ゴテフラク

胡蝶樂

ゴテン

御殿

ゴテリーゴテン

て刑事訴訟を裁断するをいふ、詳しくは評定所五手掛といふべし、ヒヤウヤウヤウシヨシ參看、

ゴテノカミ

碁手紙

ゴテノセニ

碁手錢

ゴテフ

胡蝶

ゴテフサウ

胡蝶裝

ゴテフラク

胡蝶樂

ゴテン

御殿

ゴテウ

に内裡にて御殿といふは、清涼殿のことをいふ、中殿とも、常ノ御殿ともいふ(有職中納)
ゴテラノミヤ 木寺宮
「キアラノミヤ」を見よ、
ゴト 琴
樂器の一種、ゴトは詔言の義を略し稱せしなり、唐土より傳ふる所の器にて本邦の琴とは異なり、之を區別せんが爲め、我邦古來のものを倭琴(ヤマトゴト)といひ、傳來のものを唐琴(カラゴト)といふ、今日單に琴と稱し、人々の彈するものは、箏の一種なる筑紫琴(ツクシゴト)なり、委しくは各條を見よ、猶雅樂の條の挿圖を參看すべし、
ゴトアマツカミ 別天神
太古、高天原に、成りませる天之御中主神、高御產巢日神、神產巢日神、宇麻志阿斯訶備比古遲神、天常立神の五神をいふ、古事記傳に、別天神、別は許登と訓べし、其由は先づ書紀の傳々に、多く國の常立神を以て最初の神として、此五柱の天神を擧ぐるべし、此國土の方に成坐る神を崇み申傳て、天上に成坐るをば、別なる神として、略きたるものなり、(如何と云に、彼紀本書には、初には高御產巢日神を擧すして、末に至りては擧たり、若し此神無しとして、初に擧ざるならば、末にも擧まじきを、末に擧て初に擧ざるは、略けるに非ずや)、又一書に、先國之常立神などを擧て、次に又曰とて、天上なる神等を擧たるも、天上なるをば別なる神とせるなり、(天上なるを先に擧すして、後にしも擧たるは、別にせる意なり、又曰と云ふは、一曰と云ふとは異にして、異説にはあらず、同書の内、又別に如此言りといふ意なり)されば別と云へるも其の意にして、天上に成坐るをば、別なる神として、分けたるものなり、といへり、
ゴトウ 御燈
「ミトウ」を見よ、

ゴトウ

ゴトウコンサン 後藤良山
遠、字は有成、左一郎と稱す、長山はその號、また養庵と號す(華顯林家につき経義を究め傍醫學を好む、家基は實一日嘆じて曰く、儒となるも伊藤仁壽に及びず、僧となるも隱元を超え難し、醫に於て未だ傑出の者なしと、親戚と謀り名古屋支醫につかんとす、支醫遣はず、長山憤り自ら研究して遂に悟る所あり、艾炙熊膽等を用ひて治療の一新法を始め、是に於て古方醫の開祖となる、當時の醫師概し剃髮僧衣なり、長山深く之を非とし髪を蓄ふ、是より長山の風に従ふ者多し、又國を造りて藥劑の分量を正す、幕府録千石を以て迎ふれども長山固く辭して仕へず、享保十二年九月十八日死す、年七十五(醫書熊膽膏散交説の數篇、皇國名醫傳、近世叢語、野史)
ゴトウサイジラウ 後藤才次郎
名義は實名は吉定(加賀の吹屋を勤めし人、前田利常の九谷金礦を開かれし頃、其地に住居して礦舖を總裁せしより陶土を發見せしものか、慶安中大聖寺の藩主前田利治の命を蒙り、田村權左衛門と陶窯を大日山の麓九谷村に開き、試に陶器を製せしも、精良のものを出すこと能はず、後利治の子利明父の遺志を紹ぎ、後藤才次郎を肥前に遣はし陶法を習はしむ、才次郎身を奴僕にやつし陶場に入りて其藝を採り、潜に大聖寺へ逃れ歸り、再び九谷に於て陶窯を開けり、今猶九谷川白市の谷へゆく道の山下に才次郎の窯跡といふものあり(工藝鏡)
ゴトウシン 五等親
親族の親疎、血統の遠近を定めたる親族の範圍、即ち五等の親族を謂ふ、令制にては父母、養父母、夫、子、養子を一等親、祖父、母、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄弟姊妹、夫之父母、妻、妾、姪、孫、子姪を二等親、曾祖父母、伯叔姑、夫姪、從父兄

ゴトウ

弟姊妹、異父兄弟姊妹、夫之祖父母、夫之伯叔姑、姪、繼父、同居夫、前妻妾子を三等親、高祖父母、從祖祖父姑、從祖伯叔父姑、夫之兄弟姊妹、兄弟妻妾、再從兄弟姊妹、外祖父母、舅姨、兄弟孫、從父兄弟子、外甥、曾孫、孫、妻妾前夫子を四等親、妻妾父母、姑子、男子、姨子、支孫、外孫、女單を五等親となす、即ち親族の階級を五等に區別して範圍を定め、是によりて服假を賜ひたり(服假のことは服紀の條に委しく述べたり、參照を要す)已より上四代即ち高祖迄、已より下四代支孫迄、己とを合せたる九代の親族を九族と云ふ、その嫡統を本宗と云ひ、本宗より分れたしを旁親とも支屬とも云ふ、親族とは血統關係を以て根本となせども、社會の組織上血統のみを以て満足するものにあらずるを以て、全く血族の關係なき他族を加ふることも自然の勢なり、これ準血族姻族の名の起る所以にして、令制は血族、準血族、姻族を以て要素となし、これによりて尊卑長幼の階級を以て次第し、交互の親疎上下の區別を明にしたるものなり蓋し唐制の親族規定に則り、當時の我國の社會狀態を勘へ、斟酌を加へて制定したるものにして、後世に至る迄全く此制(多少の變更はあれど)に據れり、今五等親を次頁に表示すれば就て見よ、(令義解、九親服屬詳解、高橋萬次郎氏、令制の親族)
ゴトウミツツク 後藤光次
名義は通稱庄三郎、本姓を長井といふ、(長井利徳の子)
はじめ浪人して京都に在り、文祿二年築山に於て徳川家康に謁して其知遇を受け遂に之に仕へ近侍となる、四年金改役を命ぜられ、尋で近江に於て五十餘石を賜ふ、慶長十九年大阪冬の陣起らんとするや、家康の命により、大阪城中に赴きて浪士を集むるの事を責問し、明年再び夏の陣の起るに際してまた命

コトバ

入るや、平氏安徳天皇及び建禮門院を奉じて西に奔る、京都主なきを以て、後白河法皇之を立てんとす、木曾義仲北陸宮を遣む、法皇御下によりて、高倉天皇の第三皇子守貞を立てんとす、寵妃丹後局のすゝめによりて天皇を立つ、八月二十日踐祚、法皇院政を行ふ、皇太子を踐祚古來なき所なり、近衛基通攝政たり、文治元年三月源義經平氏を壇浦に敗り、安徳天皇海に投じて崩じ、神鏡神座を獲て奉獻す、神座は失せて見當らず、實御座の御座を以て之に代ふ、七月大地震あり、日華門閉院西廊及び官舎佛閣多く倒る、十一月源頼朝の請によりて、守護地頭を置くことを聽す、是より天下兵馬の權武人に歸す、建久三年後白河法皇崩御の後、政を親らし給ふ、源通親丹後局と謀りて、天皇を擁して關東に抗す、後ち關東を征するの御意志は實に丹後局通親等の養成し給ふ所なり、建久九年正月位を土御門天皇に讓る、蓋しこれ頼朝兼實と謀りて其女をすゝめ、外戚によりて其權を増さんとせしを、恐れしによるなり、上皇英邁にして武術を好む、西面の士を置て、北面に配し、幕府に命じて、射藝絶倫の士を伺使せしめ、親ら刀劍を鍛へ武士に賜ふ、世に御所鍛冶と云ふ、上皇政權の幕府に移るを憤り、陰に實朝を咒詛し、官を進め右大臣となして其心を驕らしめ、内亂に乗じて之を斃して大權を恢復せんとす、故を以て宇治に幸して、親ら水練を習ひ賜ひ、或は城南寺に幸して流鏑馬を行ひ、常に武を練り以て時機を待ち給へり、既にして實朝公曉に害せられ、幕府は九條良經の三子頼經を迎へて主となす、義時執權となり、上皇の意に従はず、是に於て上皇意を決して、順徳天皇に讓位を行はしめ、仲恭天皇を立て、九條道家を攝政となし、謀を成す、三善胤義大内雅信の關東家人

コトバ

及び大番の大内野通信、菊池、川邊、仁科諸氏皆命に應じ、權中納言藤原宗行、源有雅等謀議す、然るに謀漏れ、戦備充分なるざるに、北條義時、弟時房、子泰時を遣はして攻む、官軍宇治勢多に防ぎしも利あらず、泰時時房六波羅に入る、天皇神器を棄て九條院に逃る、乃ち天皇を廢し、後鳥羽上皇及び二上皇播遷し給ふ、之を承久の亂と云ふ(シヨウウキヤノヲシを見よ)上皇遷され給ふ以前鳥羽殿に御して難免し給ふ、既にして隱岐海部郡田原郷に遷され廢穴を宮となし、茅茨松檜僅に風雨を蔽ふのみ、隱岐に在る十九年、延應元年二月二十二日同所に崩す、聖壽六十、田原山中に火葬す、遺詔して國忌山陵を置かず、故北面藤原能茂御骨を納めて、京都に歸り、大原西院に葬す、顯徳院と稱し奉る、仁治二年二月法華堂を大原に造りて御骨を安す、山城國愛宕郡大原村大字勝林院大原法華堂(後嵯峨天皇位に即くに及びて後鳥羽院と改む、寶治元年四月、北條時頼祠を鎌倉龜岡西北の山に建て今宮と稱す、天皇敬慈多能、和歌管絃に精通し給ふ、讓位後建仁元年和歌所を禁中に置き、源通親、九條良經、藤原定家、源親長、鴨長明等當時の歌人を召して和歌を詠じ歌合を行ひ給ふ、源通具藤原有家等をして新古今和歌集を撰集せしめ、親ら裁定す、又琵琶を藤原定家に、蹴鞠を藤原雅經等に學びて精通す(大日本史、陸奥一覽) **ゴトバノ井ノギヨキ** 後鳥羽院御記 **後鳥羽院御記** 卷無卷數第一冊(國史)後鳥羽天皇宸筆の記録なり、天皇御讓位後十八年の建保四年四月一日より同三十日に至る間、日々の宸儀及び御見聞の諸事を録し給ひしものなり、群書類從藏書部に收めたるものと同名異書あり、混すべからず(後鳥羽院御記、後鳥羽院御記、歴史記録考)

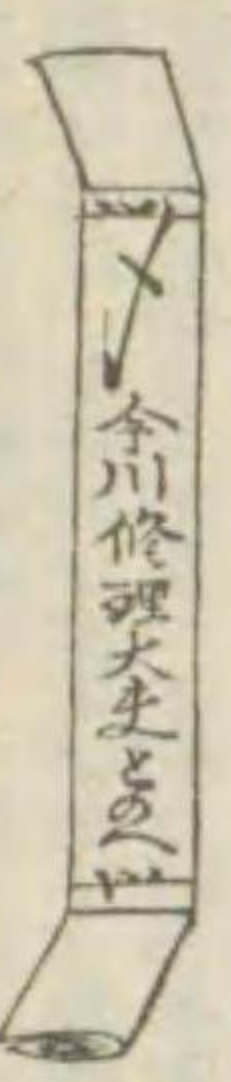
コトヒ

コトヒ

コトヒラグウ 金刀比羅宮 關西國廣島國仲多度郡琴平町川西○金毘羅權現と稱す、現今國幣中社(神)大物主命、崇徳天皇(此社、初め金毘羅神を祭る所なり) **コトヒラグウ** 創建詳かならず、傳に云、大寶元年十月、一竿旗あり、空中より飛來て此地に墜つ、仍て祠を立て旗宮といふ、其後靈徳四方に通じ、長保三年、藤原實秋勅を奉じ、此祠を拜し、本殿及び拜殿等を建て皇邦の神祠に擬す、是此社の權輿なりと、降りて天正元年の時、再建あり、寛永の時國守生駒氏祭田三百三十石を獻す、寶曆十年に勅願所と爲し給ふ、明治維新神佛混淆禁止の時、金刀比羅宮と稱し、尋で國幣社に列す、境内に神殿拜殿繪馬殿參籠所社務所等あり、孰も近年改築し、壯麗人目を喜ばす、凡此社は諸國の船頭水主の崇敬甚く、賽人の多きこと伊勢神宮につぐといふ、祭祀は十月十日に行ふ(全藏志、廣島編目、官國幣社一覽、古事類苑神祇部) **コトリアハセ** 小鳥合 小鳥を持ち寄りて、其啼き聲、羽色等の優劣を競はしめたる遊をいふ、著聞集に、寛治五年十月六日殿上人所衆瀬口小舎人左右をわかつて、小鳥合の事ありけり、公卿は參られず、殿下三位中將ばかりぞ、侍らはれける、殿上人左方頭中將仲實朝臣、右方中將宗通朝臣以下、夏の袍ともに冬指貫をそ著たりける、左勝て殿上にとまりて、朗吟今様猿樂などありけり、右は皆逃ちりにけり、小鳥は後に院へ參らせられにけり(見えたり(合物考)) **コトリ** 古鳥蘇 高麗麗、壹越調三十四曲中の一、一名高麗調子曲と稱す、大曲なり、此曲を奏する者、先づ高麗調子を吹くが故に名あり、舞樂圖説に、鳥蘇は、今の鳥蘇利ならん、同地方の風俗舞を、前後に傳へしより新古の二曲あるにやあら

コトリ

んといへり○舞者六人、後參の舞あり、番舞亂亂旋 **コトリ** 作者傳來共に詳かならず、天養元年十一月十二日、定孝上卿内大臣の仰に依り賀王恩の樂に對せしといふ(禮樂志、歌舞音樂略史) **コトリツカヒ** 部領使(相撲使) 防人鎮兵を部領する使、又相撲人を徵發する使をいふ、事を執る使の義、相撲徵發の使は相撲使とも稱す、相撲節會二三月前左右近衛府の大將以下陣の座に就きて使を定む、關白大將隨身、陣官陣官矢數者等を撰び諸國七道に遣はして相撲人を召さしむ、凡そ六月二十日までに著都せしむるを常とせり(年中行事歌合、堪養抄、書紀通抄) **コナイシヨ** 御内書 室町幕府以後に於て將軍が、私の資格を以て他人に贈りたる書状をいふ、内々の御書の義なり、簡札記に、近代大名衆の文を御書と謂習はしたる故に、公方衆の御文を御内書と申也、但し御内書は立文也とあり、或は云ふ、内々の意にあらずして、御教書より輕き時に用ふと、武雜書札篇に、御内書も御教書も表向より給はる御書也、御内書と云ふは、表卷の上下をひねり、**コナヒ** 御書に内封ししむる心也、云々」と見えたり、又小文御内書あり、書札狀條に、小文は半切鳥子、又杉原也、其ま、押折事は少慮外也、御内書には御小文をばおし折候云々、小文の御内書は上下をおし折て捨らざる也云々とあり、御内書と御教書の區別は、貞丈雜記に書札條々に云く、御内書御教書のかはりめは御内書は、備中引合一重に書きて封之、常封の墨を長く引るなり、御表卷は常のひねり文の如くひねるなり **コナホシ** 小直衣 名義を付けたる狩衣をいふ、故に狩衣直衣とも小直衣狩衣、又傍綴とも稱す、當代裝束抄に、小直衣事、三名有、院中著御の時甘御衣、親王著御の時小直衣、大臣著御の時そば綴と云ふと見えたりと信じたし(諸用)四三條裝束抄に、小直衣狩衣と稱す、仙洞尋常著御、將軍家同是



封の墨を長く引るなり、御表卷は常のひねり文の如くひねるなり

コナカ

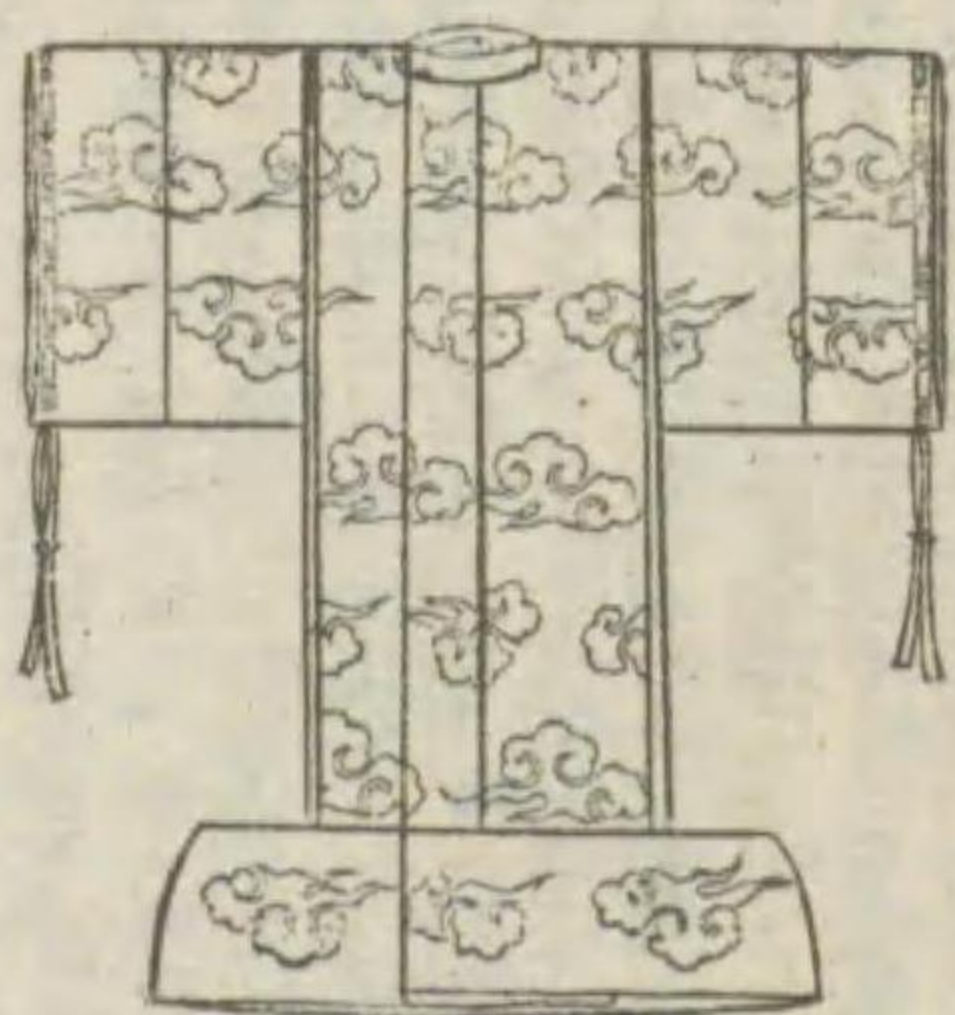
コナホ

如し、御判御教書は、杉原一枚に書きて封せず、表卷を只押折りて墨を不引、又御内書は月日計なり、御教書には年號月日をつけて書くなり、鹿苑院殿勝定院殿兩御代に日の下に、御諱御列在之御表卷に御諱計なり、普賢院殿御時御諱計又御列計ある事あり、御表卷に御列を被り遊也、御内書の古き案文左の如し、(永正五年の御内書也) 就遠江國守護職之儀、鳥目萬正到來候訖、目出候也、 七月十三日 御判 今川修理大夫どの 御教書のふるま案文左の如し、 於結城中務大輔館致合戰、親類被官人等或討死或被之疵之條尤神妙、彌可勵軍功之狀如件、 永享十一年八月廿八日 御判 岩城左京亮殿、 爲名護屋見廻、祈禱卷數並帷子二、遠路到來、悦思食候、抑高麗事、新羅百濟高麗朝鮮國悉平均被仰付候、先勢唐堺被差遣候、猶民部御法印被仰聞候通、木下半介可申候也、 六月十五日 (朱印) (卷七) **コナカラマス** 泉涌寺 (京都泉涌寺所藏) **コナホシ** 小直衣 名義を付けたる狩衣をいふ、故に狩衣直衣とも小直衣狩衣、又傍綴とも稱す、當代裝束抄に、小直衣事、三名有、院中著御の時甘御衣、親王著御の時小直衣、大臣著御の時そば綴と云ふと見えたりと信じたし(諸用)四三條裝束抄に、小直衣狩衣と稱す、仙洞尋常著御、將軍家同是

コナシ

コナシ

心にかかせて着用、さかるべからざる事歟、文色等大略狩衣に同じ、尋常着用する浮文の織物に、固文織物、夏生、冬は練なり、浮文重く、堅文は遠きなり、年齢によりて相ばかりからふ事、自餘の裝束のごとし、練の薄物、ならびに紗類は、夏冬通用と見えたり、長絹の小直衣は老者の用る事なり、又風流の小直衣は法令なし、唐織物以下色々四季によりて、其しなを儲くと見えたり、裏は平絹練生等、表の色によりて用ゆ、袖結は薄平蘇芳句以下なり、宿老は淺黄濃薄の打交など見えたり、堅固内々は白き糸をよりて、二筋ならべて袖結とす、最略儀にて侍るなりと見えたり、服制(フクセイ)の挿圖を見よ(四三條裝束抄、桃花葉、衣文惠童訓、裝束圖式) **コナシ** 小納戸 江戸幕府の職名、君側の任なれど、小性に較ぶれば職掌や、疎く、君床の傍に宿する如き親昵あらず、御髮月代、御膳番、御庭方、御馬方、御筒方などの受持あり、又出火の時見届として出馬するが如き、多くは次の間以下事務を負擔す、然れども、頭取、膳番及び奥之番(之を用ひらる、攝家任機以後著用す、清花は大将より著用す、是大將を規模とする故歟、但小直衣著て院參の事、内々御免を蒙り進退すべき事なり、近代



(載所式圖東裝)

を兩掛りと稱す。等は奥の取締として表役人へ應接するに、権力は小性に超過する者あり、若年寄の支配に屬す。頭領、小納戸衆の差引、諸屬諸願等の相談、奥向の取締等を掌り、又細工方納戸方の請取物を調へ、君邊の用向は總て取扱、御小納戸親類出合姓名書等受取、其外分限短尺の取集め、御成御供にて御場の差引あり、高千五百石、從五位に叙す、後世五人あり、小納戸衆千石以下は役料三百石、五百石以下は役高五百石とす、人員は後世百人以上及びべり、概し寄合、小普請、兩番、新番等、布衣以上の者の子を以て之に宛つ、選に入れば、まづ其技藝を將軍の上覽に供するを例とす、席は山吹間なり。○また西丸にもあり、人員は二十三人、待遇は表方に準す。○**肥前治部**其起り詳ならず、慶長十九年大坂の陣、供奉の内既に御小納戸の名稱あり、寛永九年六月、安西山本の兩氏を命ぜしは、全く後世の狀と見ゆ、慶安三年八月、始めて西丸附八人を置く、享保十四年三月頭取を定む、慶應二年十一月廢す(吏微、明良帶錄、官制沿革略史)

後奈良天皇

名は知仁、後柏原天皇の第二皇子、御母は豐樂門院藤原藤子、贈左大臣勸修寺教養の女、第五五代の天皇。明應五年十二月二十三日御降誕、大永六年四月二十九日、後柏原天皇の後を承けて踐祚す、然れども費用缺乏して即位の大禮を行ふに由なかりしかば、使を四方に派して資を募りしに、北條氏は五萬疋を、今川氏は三萬疋を、朝倉氏は一萬疋を、白山は百疋を獻じ、尋で天文五年には大内義隆其總用二十萬疋を上納し、僅かに儀を擧ぐる事を得たりき、即ち詔して義隆を二品に叙し、太宰大貳を授く、此年七月天台宗の徒、日蓮宗の徒と争ひ、京都兵災に罹りて延焼するもの其過半に亘り、洛中の衰頹愈々甚し、蓋し皇室が極度の衰微に達したるは實に天皇の御代にして、紫宸殿の築地壞れて、三條橋上より内侍所の燈火を見るべく、左近の橋の附近には茶を賣るものありて商ふ、また銀など様のものに札付けて、之に百人一首伊勢物語など認めて御簾に結びおき、數日を経て逃げれば、宸筆を添えて差し出されたりといへる有名な話は、實に此際の際に係る、また一日天皇夢中に歌を誦し給へり、曰く梓弓とるとも菊を厭ふなよ野は藤袴いづれをかめん、嗚呼何たる悲慘の御製ぞや、在位三十一年、改元するもの三、弘治三年九月五日崩す、御壽六十二、山城國紀伊郡深草法華堂に葬る(野史、老人雜話、陵墓一覽)

稱して延焼するもの其過半に亘り、洛中の衰頹愈々甚し、蓋し皇室が極度の衰微に達したるは實に天皇の御代にして、紫宸殿の築地壞れて、三條橋上より内侍所の燈火を見るべく、左近の橋の附近には茶を賣るものありて商ふ、また銀など様のものに札付けて、之に百人一首伊勢物語など認めて御簾に結びおき、數日を経て逃げれば、宸筆を添えて差し出されたりといへる有名な話は、實に此際の際に係る、また一日天皇夢中に歌を誦し給へり、曰く梓弓とるとも菊を厭ふなよ野は藤袴いづれをかめん、嗚呼何たる悲慘の御製ぞや、在位三十一年、改元するもの三、弘治三年九月五日崩す、御壽六十二、山城國紀伊郡深草法華堂に葬る(野史、老人雜話、陵墓一覽)

コニキ

コニキ

コニキ

て知るべし、猶委しくは、白鳥博士の朝鮮古代王號考、朝鮮古代官名考に就て見るべし。
コニシユキナガ 小西行長 名通稱稱彌九郎、豐後國下庄郡和泉界浦の人、後備前岡山の賈人某の養子となりて、宇喜多氏に出入し、其家臣となる、豐臣秀吉、行長の才を愛し、召して祿二百石を授く、行長兵を好みて善く闘ひ、軍に従うて屢々功あり、寵遇日に渾し、尋で食邑一萬石に加封し、從五位に叙し、内匠頭となり後攝津守と改む、幾干もなくして十萬石を食み姓豊臣を賜ふ、天正十六年佐々成政亡ぶるに及び、肥前國二十四萬石に封ぜられ、宇土城に治す、文祿元年征明の役起るや、秀吉行長に命ずるに先鋒を以てし、加藤清正と共に、各日交互して其任に當らしむ、これより兩人功を争ひて隙益々深し、四月行長、松浦鎮信、有馬義純、大村喜前等と那古耶行營を發し、十三日釜山に著し、進んで兵を分けて西平浦、多大浦を拔き、多大倉使尹興信を獲たり、尋で東萊城、梁山鶴院を拔き、尙州忠州を取り、更に諸將と共に京城に入る、會々明主我銳鋒の當り難きを見て、議和を以て事を舒せんとし、沈惟敬を朝鮮に派して行長と謀議せしむ、行長間に在りて周旋頗る勉むる處ありしが、明は其隙に乗じ、李如松に大軍を授けて、俄に平壤を圍む、行長等防戦して利あらず、城を棄て、龍山に奔る、既にして惟敬再び行長に會して和議を講じ、約するに七事を以てす、一に曰く、日本より朝鮮王子以下の俘を返すべし、二に曰く、慶尙忠清全羅の三道を日本に割讓す、三に曰く、入貢、四に曰く、封冊、他の三事は説して傳



(押花長行)

羅りて延焼するもの其過半に亘り、洛中の衰頹愈々甚し、蓋し皇室が極度の衰微に達したるは實に天皇の御代にして、紫宸殿の築地壞れて、三條橋上より内侍所の燈火を見るべく、左近の橋の附近には茶を賣るものありて商ふ、また銀など様のものに札付けて、之に百人一首伊勢物語など認めて御簾に結びおき、數日を経て逃げれば、宸筆を添えて差し出されたりといへる有名な話は、實に此際の際に係る、また一日天皇夢中に歌を誦し給へり、曰く梓弓とるとも菊を厭ふなよ野は藤袴いづれをかめん、嗚呼何たる悲慘の御製ぞや、在位三十一年、改元するもの三、弘治三年九月五日崩す、御壽六十二、山城國紀伊郡深草法華堂に葬る(野史、老人雜話、陵墓一覽)

保ちて一人を其長と爲す事、前にいへるがごとくなれど、當時の如き階級社會にありては、貴賤尊卑を混じて、五保の組織を完せん事は容易にあらず、故に五保の制度たる、實際に於ては、無位の公民及び下級の有位者の間に止まりしに似たり、而して五保は各々(一)保内戸口の出入を告知し、(二)保人の爲めに保護となり、(三)保内に一家聚つて失跡したるものあれば、三年間之を捜索し、(四)保内に絶家あれば、其遺産を處分し、(五)保内の婦人、死罪を犯したるもの、子を收養し、(六)保人の犯罪は之を告發し、(七)保内に強盜の入り、及び殺人のありし時は之を告發し、(八)保内に強盜の入り、及び人を殺ししものあれば救助し、(九)道橋を監守し、(十)桑樹の播種を圖る等の義務を有したりしが、此制幾干もなくして崩れ、桓武天皇の時、平安に遷るに及び、一坊十六町を四保に分ち、東北四町を一保とし、西南四町を二保とし、東南四町を三保とし、東北四町を四保となしたれども、かくのごときはもとより其體制を示したるまでにて、假令規模の方正なる京都の地なりとも雖も、悉く行はれ得べきにあらずしは明かなり、然れども此制は、恰も變遷の状態にありたる五保其物と相合して、一種の保を作るに與りて力ありしを認めざるべからず、之より後、保といふものは都市にありては家數に制限なき市街の小區劃となり、便宜町を併せて一保とせるの狀あり、なほ京都の外、當時幕府の所在地たりし鎌倉に於ても、保の變遷は略々同一の現象を呈し、地方にありては庄園郷保の間に交りたる一區劃の稱となれり、而して保人はまた、五保の制に於ける保人と、殆んど同様な義務を帯びたり、既にして文祿四年豊臣秀吉が天下諸國の檢地を行ふに及び、庄、保、郷、里の稱を廢



(押花長行)

はらず、而して行長等入貢を以て隣交の禮と爲し、封冊を以て秀吉を明に封ずるものとす、大に喜びて約を受く、慶長元年正月行長歸りて款局を報す、九月二日秀吉明使を引見し、封冊の文に、日本國王に封ずとあることを見て大に怒り、明使を逐ひて再征を命じ、行長及び清正をして再び先鋒たらしむ、因りて二月海に航し、閑山の水師を破り、南原を取り、尋で蔚山に加藤清正、淺野孝長を救ふ、既に秀吉薨するに及び諸將と共に兵を回す、此時に當り徳川家康の威望獨り盛んなり、石田三成等以て豊臣氏に不利なりと爲し、密かに之を除かんとし、慶長五年行長等と圖りて兵を擧げし、關原の戦に敗れて(セキガハラノタカヒ)參看)行長以下皆縛に就き、十月三條河原に斬らる(野史)

コニダ

コニダ

コニダ

の職名、兵糧を負ひし馬を警護し、食事を兵士に分配する事を掌る、小荷駄はもと雜物を負ひし駄馬を云ひしが、行軍の時兵糧を小荷駄と稱す、戦時には最も必要なるを以て老功の輩を以て之に補す、駄馬の後方に在りて一隊を監ふる故に小荷駄押とも云ふ。○**コニデウクワンバクキ** 後二條關白記 卷五 高本五卷内 藤原師通の記録にして、世に

著者を後二條關白と稱するが故に名づく、卷二に、應徳三年秋冬、卷二に寛治五年春、卷三に同六年春、卷四に同年夏、卷五に同七年夏の記を載せたり(後二條關白記)
コニデウテンワウ 後二條天皇 名義 御名は邦治、後宇多天皇第一皇子、御母は西華門院藤原基子、第九十四代の天皇。弘安八年二月二日御降誕、同九年十月親王宣下、永仁六年八月立太子、正安三年正月後伏見天皇の讓を受け三月即位し給ふ御年十七、時に後深草、龜山、後宇多、伏見、後伏見の五帝院中あり、政務は龜山、後宇多之を決し給ふ、天皇在位六年、改元するもの三、徳治三年八月二十五日崩す、御壽二十四、山城國愛宕郡白河村北白河陵に葬る(皇胤系圖、大日本史、陵墓一覽)
コニデウドノ 後二條殿 藤原師通(フナハラノロモチ)をいふ。
コニフヨウバシ 御入用橋 江戸時代、江戸府内の日本橋を始め、町々の橋梁凡二百二十餘條、官費にて修理造營すべき橋をいふ。
コニシユキナガ 五人組 名義 江戸時代、農工商の三階級の中、比隣の間に於て五戸を以て組織したる自治機關の組合。原語は吾が國に於て五の數を以て一體を組織する事は、既に太古よりありて五部神、五賢組等の例なきにあらずしと雖も、單に一部の團體たるに過ぎざりしが、孝徳天皇の時大化改新の政を布きたるの後、白雉三年四月、唐制に模倣してはじめて五保の制を定められたり、即ち家長を戸主とし、五保相保ち、一人の長をおきて相檢察せしむるの制たりし、詳かなる事は得て知るべからず、尋で律令の撰あるに及び、其制漸く定まる、今其大要を擧ぐれば、戸は家長を戸主とし、五家相

保ちて一人を其長と爲す事、前にいへるがごとくなれど、當時の如き階級社會にありては、貴賤尊卑を混じて、五保の組織を完せん事は容易にあらず、故に五保の制度たる、實際に於ては、無位の公民及び下級の有位者の間に止まりしに似たり、而して五保は各々(一)保内戸口の出入を告知し、(二)保人の爲めに保護となり、(三)保内に一家聚つて失跡したるものあれば、三年間之を捜索し、(四)保内に絶家あれば、其遺産を處分し、(五)保内の婦人、死罪を犯したるもの、子を收養し、(六)保人の犯罪は之を告發し、(七)保内に強盜の入り、及び殺人のありし時は之を告發し、(八)保内に強盜の入り、及び人を殺ししものあれば救助し、(九)道橋を監守し、(十)桑樹の播種を圖る等の義務を有したりしが、此制幾干もなくして崩れ、桓武天皇の時、平安に遷るに及び、一坊十六町を四保に分ち、東北四町を一保とし、西南四町を二保とし、東南四町を三保とし、東北四町を四保となしたれども、かくのごときはもとより其體制を示したるまでにて、假令規模の方正なる京都の地なりとも雖も、悉く行はれ得べきにあらずしは明かなり、然れども此制は、恰も變遷の状態にありたる五保其物と相合して、一種の保を作るに與りて力ありしを認めざるべからず、之より後、保といふものは都市にありては家數に制限なき市街の小區劃となり、便宜町を併せて一保とせるの狀あり、なほ京都の外、當時幕府の所在地たりし鎌倉に於ても、保の變遷は略々同一の現象を呈し、地方にありては庄園郷保の間に交りたる一區劃の稱となれり、而して保人はまた、五保の制に於ける保人と、殆んど同様な義務を帯びたり、既にして文祿四年豊臣秀吉が天下諸國の檢地を行ふに及び、庄、保、郷、里の稱を廢

三ノ

御 掟

三ノ

し、郡を以て直ちに村を統べしむる事となりしかば、保の名も殆んど廢絶に歸したり、五保の制全く廢れ、保の名稱さへ絶ゆるに至れること、右に、へるがごとくなれども、比隣相依りて世の秩序を亂すの徒を互に檢察する事は、室町時代以後、殊に戦國の時代に入りて益々其必要ありしを以て、京都には組町の發達を見、地方には、郷町村等の所在に小關結の組合を見るに至り、組町は、京都を分ちて、上京下京の二となし、組を以て町を統ぶ、上京十三町組を親町といひ、他を枝町といふ、親町に又五組あり、立賣組、中筋組、小西組、西組、一條組、れなり、下京にもまた中組十七町、牛濱組十五町、川西組十一町あり、地方にありては南組、北組等に分れ、小なるは數村を合せて、組郷、組村と稱したり、組町、組郷、組村等みな共に相團結し、團體員はまた比隣檢察等に對する相當の義務を負ひたること、恰も五保の保人と同じ、而して此時代殊に注意すべきは、或る犯罪の現出に向つて數戸の隣家に其責を負はしめたる事と爲す、之れ後世の五人組と密接の關係を有するものなり、此事は早く龜山天皇弘長三年八月の宣旨に見え、もし博奕を爲したるものあらば、其身を召しとり其宅を破却するのみならず、兩方の隣家も之に連坐することを示せり、尋で後土御門天皇の長享中には、町屋上下向三間、所謂向三間兩隣を同罪とせるものあり、また後柏原天皇の大永七年十月法隆寺の「規式」には隣三間の間、刑罰を科すべしと規定せり、其他之に類似せる法規の散見せるもの夥しとせず、五人組制度は實に右に擧げられる諸法の沿革し變形したるものにして、其はじめて見えたるは、慶長二年三月三日豊臣秀吉の發したる掟書にして、即ち下のこと

御 掟
 一 辻切すり盜賊之儀に付而、諸奉公人、侍は五人、下人は十人組に連判を續、右惡逆不可仕旨、請乞可申事、
 一 侍五人、下々十人より内の者は、有次第組たるべき事、
 一 右之組にさらはれ候者の事、小指をきり可追放事、
 一 右之組中惡逆仕るもの、組中より申上候は、彼惡黨加へ成敗、組中不可有異議事、
 一 組之外より申上候は、惡黨一人に付て、金子二枚宛、彼惡黨の主人より訴人に爲養美可遣之事、
 一 今度御掟に、被書立候侍下人、自今以後、他之家中へ不可出、但本主人同心之上者、可爲各別事、
 一 管人成敗事、夜中其外狼不可誅戮、其所之奉行え相理、可申付至子時、まい不及了簡、族は、即刻可相屈事、
 右條々堅敷、仰出候處如件、
 慶長二年
 三月七日、
 長東大藏大輔(花押)
 増田右衛門尉(花押)
 石田治部少輔(花押)
 宮部 法印(花押)
 德 善 院(花押)

小數をとり、これを十人と定めしものなるべし、されば江戸時代に至りても、地方によりては十人組の實際に行はれし處もまた多かりき、而して江戸時代には、漢人に對する取締と耶蘇教禁止の勵行との必要あり、更に此制度を重要視し、寛永以後は特に五人組に關する法令の發布を見る事多く、寛文四年に至り五人組帳を製し、人民より法令遵守の形を取るに至り、五人組制度は殆んど完備の域に達したり、明治維新の後二年六月八日令ありて此制又廢絶に歸したりしが、地方によりては遅くまで其餘習を存せるものなきにあらざりき、**相繼五人組**は農工商の三階級にのみ施したるものにして公家、武家及び僧徒、非人の類は之に加はらざりき、(但僧徒多非人それ自身之を必要と見認めしもの、五人組を設けたる處ありしと雖も、其制外たりや勿論なり) 而して都府と地方とは又や、其規を異にせるものあり、都府は其一例として江戸を擧ぐれば、組合に加はるものは、一町内の家主(ヤヤシ)に限り、月番に交互して事務を見る、之を月行事といふ、月行事は名主なき町町は名主代を勤め、然らざるものと雖も、其町内なる訴願の加印、檢使見分の立會、四人の預り、消防夫の差引、町内の修路、冬春の間火の番夜廻り等は、皆其任する所なり、なほ別に店五人組といふものあり、即ち店借人中の五人組合にして、天和三年正月設けたれども、寛政のはじめに至りて廢したり、右は江戸の例なれども、他の大なる都市に於ても、恐らくは之と大差なかりならん、而して地方にありては、大小百姓以下水呑百姓社門前の者に至るまで、一人も洩れなく其組合に加入したるものにして、江戸のそれは大に趣を異にし、なほ其内の一人を撰みて長となし、之を組頭と呼びたり、また五人組と稱すれ

三ノ

三ノ

三ノ

ども、各地の戸數必ずしも五の倍數たるを得ざるは勿論のことなれば、さる場合には端數を以て組合と爲し、または他の五人組に加はりて一の團體を爲す等、適宜の處置を取りたり、組合員は相互の關係最親密なるべきものにして、(一)親戚と同じく、同組合中の婚姻及び養子縁組、(二)同組合中の相續、遺言、廢嫡等の事に立會ひ、(三)同組合中の幼者の後見を爲し、後見人の鑑定に干與し、又は幼者の財産を管理し、(四)同組合中の耕作に助力し、(五)同組合中の不動産書入賃入賃等の證書に連印し、(六)同組合中互に其品行を監督し、善を奨め惡を抑へ、(七)組合員にして外泊旅行する時、及(八)願、訴訟を爲さんとする者は其旨を組合に届け出て、(九)同組合中に租稅怠納者ある時は之を代納する等の義務を負ひたり、右に擧げたる處は、いづれも組合員相互間の義務に關する最重要なるものにして、其他吉凶相助け、災害相救ひ、組合中に違法者を出す時は、組合員みな責罰を受けたるがごとき、其關係の親密なる事殆んど親戚に異ならず、五人組頭は組中の長にして、郡村に於ける組合に之をおきたり、(江戸及び其他の大都市には、組合員交迭して月行事を勤めしこと前にいへるがごとし、地方によりてまた判頭、筆頭、五人組頭、組合頭、組親、保頭、軒頭、長人、組代、與頭、頭取等の異稱あり、選任の方法は、家格による者、選挙による者、役場の任命による者の三種ありしがごとし、其職務は、名主庄屋又は一村の組頭(各五人組の上に村方の組頭をおき、各五人組を支配せしめたる地方多し、即ち名主年寄の次席にありて、通常五組を支配し、または一小字に一人の組頭あり、名主を助けて公事を處理したるものとす)の通知を組合員に傳達し、外に對して組合を代表し、其他一般に組合

共同の事務を掌るものなりと雖も、組合員の共同責任に關しては、他の組合員と異りたる特別の責任なきを通例としたり、五人組帳は、五人組々各員の遵奉すべき法令を記したる簿冊に、各組合員、組頭、名主等が之に背かざるべきの誓詞を記し、記名捺印したるものにして、毎年支配役所に呈出するの制なりき、其起原は詳かならざれども、寛文年間にはじまるといへり(地方凡例錄、五人組制度の起原、五人組制度) **ゴネン** 御年貢可納割付 江戸時代百姓公納年貢の目録をいふ、單に割付ともいふ、ソツツア參看、
ゴネンジ 護念寺 所在山城國京都市千本佐竹町(護念寺、尼寺五山の一、山城名勝志には、淨土宗にて尼寺にあらずと云へり) **ゴノエイヘザネ** 近衛家實 名號猪隈前關白と稱す、法名圓信、基通の子、母は治部卿顯信の女、治承三年に生る、正治元年六月右大臣に任じ、元久元年十二月左大臣に轉じ、建永元年三月攝政と爲り、同年十二月改めて關白と爲る、承久三年四月關白を停め、同年八月攝政となり、同年十二月太政大臣に任ず、貞應元年四月太政大臣を辭し、二年十二月改めて關白に補す、安貞二年十二月關白を停め、仁治二年十一月出家、三年十二月二十七日薨す、年六十四(公卿補任、大臣補任)
ゴノエイヘヒサ 近衛家久 名號如是親院と號す、宗家照の男、母は憲子内親王、貞享四年五月八日誕生、元祿六年十一月元服、從五位上に叙し、禁色雜袍昇殿を聽さる、時に平七歳、寶永

八年二月累進して内大臣に至り、正徳五年八月右大臣に、享保七年五月左大臣に轉じ、十一年六月關白に補せらる、十八年正月太政大臣に任じ、關白元の如し、同年十二月太政大臣、元文元年八月關白を辭す、二年八月十七日薨す、年五十一(公卿補任、大臣補任、野史)
ゴノエイヘヒラ 近衛家平 名號岡本入道と號す、宗家基の男、母は關白兼平の女、貞享三年正月内大臣となり、尋で右大臣に轉じ、延慶二年十月左大臣に進む、正和二年七月關白に補し、同年十二月左大臣を、同四年九月關白を辭す、元亨四年三月出家、同年五月十四日薨す、年四十三(公卿補任、大臣補任)
ゴノエイヘヒロ 近衛家熙 名號吾樂軒、昭々堂主人、虛舟子等の號あり、また隆樂院入道前攝政と稱す、法名眞覺、基照の男、母は常子内親王、寛文七年六月四日誕生、延寶元年十一月元服、從五位上に叙し禁色雜袍昇殿を聽さる、時に八歳、貞享三年三月累進して内大臣に至る、元祿六年八月右大臣に、十七年正月左大臣に轉じ、寶永四年十一月關白に補せらる、六年六月攝政、七年十二月太政大臣に任ず、正徳元年七月太政大臣、二年八月攝政を辭す、享保十年十二月三宮に准す、尋で薨す、元文元年十月三日薨す、年七十、家照禮典に通じ、朝廷の儀式爲めに多く其正を得たり、又文を好み、茶事を嗜み、書を能くし、上代様の能書家たり、又書を能くし、墨畫の竹など最も名あり(公卿補任、大臣補任、扶桑畫人傳、野史)
ゴノエイヘミチ 近衛家通 名號世に近衛左大臣、又は猪隈と號す、宗家實の一男、母は修理大夫季定の子、建保六年十二月内大臣に任

コノエ

じ、承久元年三月右大臣に轉じ、三年左大臣と爲る、元仁元年八月十一日薨す、年二十一(公卿補任、大臣補任)

コノエイヘモト

近衛家基 名號 淨妙寺關白と號す、また高山寺と號す、基平の長男、建治元年十二月内大臣に任じ、正應元年七月右大臣に轉す、二年四月關白に補す、四年五月關白を辭す、永仁元年二月還補、四年六月十九日薨す、年三十六(公卿補任、大臣補任)

コノエウチ

近衛氏 姓は藤原氏、五攝家の一にして藤原氏の嫡宗たり、關白基實より出づ、其子基通治承三年十一月内大臣關白となり、四年二月攝政となる、其第近衛の北室町の東に在るを以て近衛殿と稱し、終に氏となる、又其第陽明門に向ふを以て、家號を陽明と稱す、基通、九條兼實と攝政關白を争ひ、家實の時長經道家と争ひ、遂に攝家兩家に分れ、後ち近衛氏は鷹司氏に分れ、九條氏は一條二條に分れたり、委しくは攝家(セツケ)の條を見よ、代々相繼ぎ攝政關白となり、明治に至り、華族に列し、公爵を授けらる(尊卑分限、家譜、華族譜)

コノエウチサキ

近衛内前 名號 大解院前關白と稱す、家久の男、享保十三年六月二十二日生る、十九年四月元服、禁色雜袍昇殿を認る、翌年權中納言と爲り權大納言に進む、元文

コノエウチサキ

近衛内前 名號 大解院前關白と稱す、家久の男、享保十三年六月二十二日生る、十九年四月元服、禁色雜袍昇殿を認る、翌年權中納言と爲り權大納言に進む、元文

コノエツネヒラ

近衛經平 名號 後淨妙寺と號す、家基の次男、母は龜山天皇の皇女、享和二年十月内大臣に累進し、正和二年十二月右大臣に轉じ、五年十月左大臣に進む、文保二年六月二十五日薨す、年三十二(公卿補任、大臣補任)

コノエツネヒラ

近衛經平 名號 後淨妙寺と號す、家基の次男、母は龜山天皇の皇女、享和二年十月内大臣に累進し、正和二年十二月右大臣に轉じ、五年十月左大臣に進む、文保二年六月二十五日薨す、年三十二(公卿補任、大臣補任)

コノエツネヒラ

近衛經平 名號 後淨妙寺と號す、家基の次男、母は龜山天皇の皇女、享和二年十月内大臣に累進し、正和二年十二月右大臣に轉じ、五年十月左大臣に進む、文保二年六月二十五日薨す、年三十二(公卿補任、大臣補任)

コノエツネヒラ

近衛經平 名號 後淨妙寺と號す、家基の次男、母は龜山天皇の皇女、享和二年十月内大臣に累進し、正和二年十二月右大臣に轉じ、五年十月左大臣に進む、文保二年六月二十五日薨す、年三十二(公卿補任、大臣補任)

コノエツネヒラ

近衛經平 名號 後淨妙寺と號す、家基の次男、母は龜山天皇の皇女、享和二年十月内大臣に累進し、正和二年十二月右大臣に轉じ、五年十月左大臣に進む、文保二年六月二十五日薨す、年三十二(公卿補任、大臣補任)

コノエツネヒラ

近衛經平 名號 後淨妙寺と號す、家基の次男、母は龜山天皇の皇女、享和二年十月内大臣に累進し、正和二年十二月右大臣に轉じ、五年十月左大臣に進む、文保二年六月二十五日薨す、年三十二(公卿補任、大臣補任)

コノエツネヒラ

コノエツネヒラ

コノエ

三年十月帯劔を聽さる、寛保三年六月内大臣と爲り右大將を兼ね、延享二年閏十二月右大臣に轉じ、隨身兵仗を賜ふ、寛延二年二月左大臣に轉す、寶曆七年三月關白と爲り、氏長者、牛車兵仗内覽を許さる、十二年七月攝政と爲る、明和五年五月太政大臣に任じ攝政元の如し、安永九年八月攝政を改めて關白と爲る、六年准三宮、安永七年二月職を辭し、天明五年三月二十日薨す、年五十八(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

近衛兼嗣 名號 後六條攝政と稱す、道嗣の男、母は内大臣實夏之女、享和元年十一月内大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨す、年二十九(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

近衛兼嗣 名號 後六條攝政と稱す、道嗣の男、母は内大臣實夏之女、享和元年十一月内大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨す、年二十九(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

近衛兼嗣 名號 後六條攝政と稱す、道嗣の男、母は内大臣實夏之女、享和元年十一月内大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨す、年二十九(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

近衛兼嗣 名號 後六條攝政と稱す、道嗣の男、母は内大臣實夏之女、享和元年十一月内大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨す、年二十九(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

近衛兼嗣 名號 後六條攝政と稱す、道嗣の男、母は内大臣實夏之女、享和元年十一月内大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨す、年二十九(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

近衛兼嗣 名號 後六條攝政と稱す、道嗣の男、母は内大臣實夏之女、享和元年十一月内大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨す、年二十九(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

近衛兼嗣 名號 後六條攝政と稱す、道嗣の男、母は内大臣實夏之女、享和元年十一月内大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨す、年二十九(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

近衛兼嗣 名號 後六條攝政と稱す、道嗣の男、母は内大臣實夏之女、享和元年十一月内大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨す、年二十九(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

近衛兼嗣 名號 後六條攝政と稱す、道嗣の男、母は内大臣實夏之女、享和元年十一月内大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨す、年二十九(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

近衛兼嗣 名號 後六條攝政と稱す、道嗣の男、母は内大臣實夏之女、享和元年十一月内大臣に任じ、四年八月右大臣に轉じ、嘉慶元年二月攝政となる、二年三月二十六日薨す、年二十九(公卿補任、大臣補任)

コノエカネツグ

コノエカネツグ

コノエ

六年二月累進して内大臣に至り、二十二年正月右大臣に轉じ、二十三年三月關白に補せられ、左大臣と爲る、弘治元年前關白と改む、三年九月左大臣を辭す、永祿三年九月上杉輝虎の請により越後に赴く、五年名を前久と改む、十一年九月幕府の命に扞り大阪に出奔し、十一月關白を罷む、天正三年六月上洛し、九月又薩摩に走る、五年二月京都に還る、十年二月太政大臣に任じ、五月辭し、六月二日出家し、同月十四日羽柴秀吉の怒に觸れ、濱松に走りて徳川家康に依り、優遇せらる、慶長十七年五月八日薨す、年七十七、前久詩歌に長

コノエタツグ

近衛忠嗣 名號 初名長嗣、後普賢寺入道と號す、兼嗣の子、母は家女房、應永六年二月内大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享徳三年六月二十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コノエタツグ

近衛忠嗣 名號 初名長嗣、後普賢寺入道と號す、兼嗣の子、母は家女房、應永六年二月内大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享徳三年六月二十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コノエタツグ

近衛忠嗣 名號 初名長嗣、後普賢寺入道と號す、兼嗣の子、母は家女房、應永六年二月内大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享徳三年六月二十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コノエタツグ

近衛忠嗣 名號 初名長嗣、後普賢寺入道と號す、兼嗣の子、母は家女房、應永六年二月内大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享徳三年六月二十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コノエタツグ

近衛忠嗣 名號 初名長嗣、後普賢寺入道と號す、兼嗣の子、母は家女房、應永六年二月内大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享徳三年六月二十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コノエタツグ

近衛忠嗣 名號 初名長嗣、後普賢寺入道と號す、兼嗣の子、母は家女房、應永六年二月内大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享徳三年六月二十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コノエタツグ

近衛忠嗣 名號 初名長嗣、後普賢寺入道と號す、兼嗣の子、母は家女房、應永六年二月内大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享徳三年六月二十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コノエタツグ

近衛忠嗣 名號 初名長嗣、後普賢寺入道と號す、兼嗣の子、母は家女房、應永六年二月内大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享徳三年六月二十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コノエタツグ

近衛忠嗣 名號 初名長嗣、後普賢寺入道と號す、兼嗣の子、母は家女房、應永六年二月内大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享徳三年六月二十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コノエタツグ

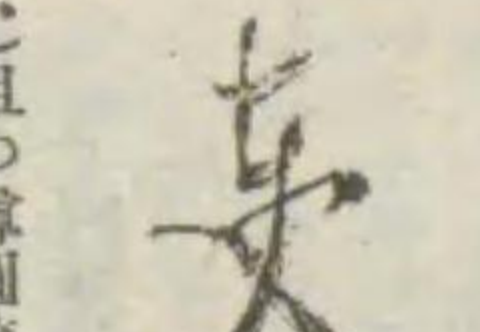
近衛忠嗣 名號 初名長嗣、後普賢寺入道と號す、兼嗣の子、母は家女房、應永六年二月内大臣に任じ、九年八月左大臣に轉じ、十五年四月關白に補す、十六年二月關白を辭す、二十九年閏十月出家、享徳三年六月二十六日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任)

コノエタツグ

コノエタツグ



(押花久前)



(署自久前)



(押花尋信)

コノハ

ノ(麗城トキ)廣田(ヒロタ)等の郷あり、後岩井郡と稱す、然れども郡名頗る錯雜し、岩井、巨野、巨濃等を混用す、蓋し和名抄石井郷ありしより此名起る、拾芥抄、石井、正保圖岩井に作り、寛文中更めて又石井となし、元禄に至り再び岩井に作る、以後之に仍る、明治二十九年岩井郡を廢し、邑美法美と合して岩美郡を置く(諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

コノハナサクヤヒメ

木花咲耶姫 又の名は吾田鹿葦津比賣、大山津見神の女なり、天孫瓊杵命笠狭の崎に逢ひ給ひ、之を娶らんことを求む、姫答ふ交に問ひ給へど、命仍て之を交に問ふ、父喜びてその姉石長姫と共に獻る、姉の容貌醜なるを以て、獨り咲耶姫を留めしむ、父耻ぢていはく、石長姫を遣したるは、天神御子の壽命、石の如く常堅に動かしまじとの爲め、また木花咲耶姫は、木花の榮えますが如けれとの爲めに獻りしに、今石長姫を返へし、獨り咲耶姫を留られしは、御壽は木花の如くならんと申せり、咲耶姫遂に妊みて火照命、火須勢理命、火々出見命を生み給ふ(古事記、書紀)

ゴハイガリウフギヤウ

御拜賀總奉行

ゴハイガフギヤウ

御拜賀奉行

コハウ

小袍 袖一幅にて端袖(袖口の一幅をハタ袖と云ふ)なき袍を云ふ、堂上衣服の日、能冠中人之を著用す、台記久安六年正月の條に、能冠冠中辨光賴朝臣著小袍參入南殿後こと見えたり、伊勢貞丈は、御元服の時に限らず、常も御等にまゐる人を御掛人と云ふは、小袍を裝束の上に打かくる故なりと云へり(貞丈雜記、安齋隨筆)

コハウ

古方家 醫術の流派、延寶の頃名護屋左醫、漢の張仲景を規範として古方を唱へ、輒近の方を排す、是より古方家の稱起り、貞享の頃後藤良山、山脇東洋、松原慶輔等あり、元禄の頃北山壽安あり、正徳の頃奥村良筑出で、尋で元文寶曆の頃吉益東洞出づるに至り萬病一毒の説をなす、是より古方を唱ふる者東洞を以て法とす、享和の頃多紀藍溪出で、文化の頃柳安あり、孰れも其道を以て名あり(皇國名醫傳、野史、醫師派譜)

ゴハウシシ

五方師子

ゴバウラク

五坊樂

唐樂大食調二十四曲中の一、一名五方師子、又獅子とも稱す、唐平樂、謂之五方獅子舞、獅子歌出、西南夷天竺獅子國云々、五獅子各形其方色、百四十人歌太平樂、以足持繩者、服飾作昆侖狀、などあれば、天竺地方に近き風俗を取りて、起りしものなるべし、されど太平樂と五方獅子舞とは、太平樂の條にも云へるが如く、同一物ならずして、通典に唐太平樂、亦謂之五方獅子舞とあるは、蓋し誤りなるべし、何となれば、本朝に傳ふる所の太平樂と五坊樂とは、其間自ら差別あればなり、凡そ佛會の時、菩薩、迦陵頻等に交へて行はれ、樂器には笛大鼓鈸鈺のみにて、小部氏笛を以て世樂とせる由、教訓抄に見えたり、傳來詳かならず(禮樂志、歌舞音樂略史)

コバカマ

小袴

袴の一種、形指貫に似たり、仕立指貫に同じ、素襪の下に着用す、犬追物などの時は、結をわけて、其上にむかばきを着す、室町時代は長袴の代りに用ひられたりと云ふ、後世襪筋を

ゴハク

染出したるを定例とすれども、舊はなかりしと云ふ、色は人々の好による、小袴は普通無文なれども又紋付くる事もあり、榮花物語ゆうしでの巻に、殿は小袴きてみちのまゝにありかせ給ふ、とあるは武家の小袴とは別に指貫を云へるなり、後世半袴をも稱せり(條々聞書、貞丈雜記、安齋隨筆)

ゴハク

五泊

聖武天皇の御宇天平中に、僧行基が、畿内より山陽南海西海の三道に通ずる航海の便を圖りて設けたる、檀生泊、韓泊、魚住泊、大輪田泊、河尻泊をいふ、泊とは、船の泊り場所の義にして、即ち港なり、而して三好清行の意見封事に魚住泊の事を論じて、弘仁之代、風浪侵襲、石頭沙漂、天長年中、右大臣清原真人奏議起請、遂以修復、承和之末、復已壞、至子貞觀初、東大寺僧賢和、修菩薩行起利他心、負石荷鉢、盡力底功、云々とあるを見れば、天然の港に人工を加へたるものにして、蓋し築港事業たりしを知るべき也、相互間の行程各々一日行と爲す(一)檀生泊は、播磨國揖西郡に在り、今の室津是なり、西海、南海に通ずる要津にして、西國上下の舟皆此處に泊せざるはなし、其形勢たる、灣深く陸に入りて室の如く、船六十を泊するに足る(二)韓泊また播磨國に在れども、所在詳ならず、蓋し加古川の口高砂の泊の邊なるべし(三)魚住泊は、同國明石郡西島村に在り、築造以來數々風波の侵す所となり、弘仁中石壞れて沙漂ふ、天長中右大臣清原真人奏請して之を修復せしに、承和の末に至りてまた壞る、貞觀中僧賢和獨力修理する處ありしと雖も、未だ成らずして卒し、延喜中、三善清行、其意見封事に於て修復の事を建議したれども、用ひられず、尋で廢絶に歸したり(四)大輪田泊は、播磨國菟原郡宇治に在り、今八郡郡に屬す、按ずるに輪田泊

コハク

コハス



或は右の皮の頭に眼鼻の形など付け、龍の如くに、

コハクオリ

琥珀織

琥珀織 絹布の一種、織製、七子に似て光澤あり、唐チヤウともいふ、起原、唐天和年間、京都の職工外邦の製に倣ひ、始めて製す、既にしてまた紋琥珀織を製す、琥珀の中に輕薄にして甚だ精巧なる者あり、是を茶葉といふ、文化年間上野國桐生の職工之を製す(工藝志料)

コハシヤウソク

強裝束

衣裳に糊を強くして、着用の時折目正しく、かどある様にするをいふ、服製(フクセシ)の條參看(安齋隨筆)

コハズガハ

小笠草

弓の小笠に附する草、貞丈雜記に、弓矢百問答に云く、小笠草之事、廣サ四分長サ一寸五分、一方は蛇の頭の如し、一方は尾の如し、先の方を五分程折りて本弭に入れて、尾をば苦の方へひかせ、糸にて結ぶ、弓を引れば蛇の頭の物に向ふが如し、弓の本形は蛇なり、是れを見て惡魔も恐るゝなり、されば苦皮をた

コハダ

コハナ

しらへてしほり、弭皮など名付秘傳事とする説も有り、是れは小笠草に付きて又一風替へたる物なり、弭草と云ふ物上古は無之物なり、本弭の磨れ損ぜぬ爲に袋をかき置きたる物にてあるを、色々の説を作りたるなり、何の由來もなき物なり、惡魔も恐るゝなり、云ふ事笑ふべし云々と見えたり、

コハダノハカ

巨幡墓

桓武天皇の皇子伊豫親王の墓、山城國紀伊郡堀内村大字六地蔵に在り(陵墓一覽)〇兆域東一町西一町、南二町五段、北三町、守丁一人(延喜式)

コハチエフノクルマ

小八葉車

牛車の一、車箱に八葉の小紋あるものを云ふ、辨、少納言、外記、史、延府、彈正弼等四位五位の殿上人、及び地下の諸大夫並に醫陰兩道の人、僧侶の有識、非職等皆之に乗用す、門室有職抄に、親王長物見小八葉常事也とあれば、法親王は小八葉の物見ある車(普通の小八葉には長物見なし)に乗御せられたるなり、御題箱は網代に、棟は青地、黄の小八葉紋を片棟に六つづ、左右合せて十二、物見細所に五つづ、左右合せて十、同下に八つづ、左右合せて十六、袖表に左右前後各八つを附く、此外藤、青藤、四緒、疊(小文引懸、黒、遺繩、小八葉)等なり、但し家によりて小異あり、牛車(ギツシヤ)の挿圖二を見るべし(門室有職抄、飾抄、海人藻芥、輿車圖考)

ゴハナゾノテンノウ

後花園天皇

名諱御名は彦仁、法諱圓滿智、初め後文徳院と諡し、後に後花園院と改む、崇光天皇の曾孫、後崇光院第一皇子、御母數院門院源幸子、第百二代の天皇、應永二十六年六月十七日御降誕、正長元年七月後小松天皇の御猶子と爲り、踐許、立太子並に立親王のことなし、永享元年十二月廿七日即位、寛正五年

コハフ

コハン

七月位を成仁に讓る、在位三十六年、改元するもの八、應仁元年八月兵革に依りて主上を伴ひ左大臣室町第に臨幸、文明二年十二月二十七日室町亭に崩す、御壽五十二、丹波國北桑田郡山國村大字井戸後山國陵に葬る、天皇在位中災異屢々臻り、兵革連に起る、民大亂に罹り餓死者盈つ、公卿離散し、文籍盡く灰燼す、朝綱の衰微甚だし(看聞日記、皇胤紹運錄、野史、陵墓一覽)

コハン

小判

名義金貨の一種、大判に對して、判金の小なるものをいふ、性質金及び銀にて作る、然れど概ね金なり、其重量と形状の大小とは、製作の年代に因りて異なれり、然れど形は楕圓形にして、縦二寸二分内外、横一寸二分内外、重四匁二分内外とす、源平天正の頃より鑄造したるもの、如きと雖も、其始詳かならず、江戸幕府に至り、其制定を見る、詳しくは各條を見よ、鑄造年表、其概略を左に示す、猶貨幣(クワヘイ)の挿圖參看、

名	鑄造年代	名	鑄造年代
武藏小判	文祿四年	(以上正貨)	
駿河小判	同上	朝鮮小判	
慶長小判	慶長六年	小田原小判	
元禄小判	元禄八年	善光小判	
乾字小判	寶永七年	稻荷小判	
武藏小判	正徳四年	平田小判	
享保小判	享保元年	赤西小判	
元文小判	元文元年	戸笹小判	
天保小判	天保八年	赤松小判	
安政小判	安政六年	名古屋小判	
新小判	萬延元年	正長小判	

コバン

伊藤小判
土佐小判
吉豆小判
但馬小判
津島小判
三浦小判
龜山小判
永小判
十二支小判
甲子小判
定字小判
十兩小判
無字小判

コバンイシ 御番醫師 江戸幕府の職名、家の醫術を以て宿衛を爲す、表番醫師ともいふ、オモテバンイシを見よ。

コバンイリ 御番入 江戸時代、小普請組より撰擧せられて、兩番、大番、新番、小十人、勘定衆、右筆等に補するをいふ(官制沿革略史)

コバンカタ 五番方 江戸幕府の時、五つの番士をさしていふ、即ち大番、書院番、花鳥番(小性組をいふ)、新番、小十人組をいふ、詳しくは各條を参看

コバンハジメ 御判始 「コバンハジメ」を見よ。

コハンミゲウリ 御判御教書 室町幕府の時將軍の判形を捺したる御教書を云ふ、杉原海様の牛切に調進す、猶御教書(ミケウリ)の條を参看(丹州書札式、武家名目抄)

コバヤ

勅裁之寺領事、不可有相違之狀如件、
建武三年八月二十五日 (花押) 皇親院
神護寺衆徒御中

コバヤ 小早 船の一種、急行に用ふる小き舟、楫數三十挺以下十挺以上のものなりといふ、其製關船(セキブネ)の如くにして小且つ迅速なるを以て、この名あり、またその船に丹青を以て彩り畫けるものを伊達小早といふ(兵守御船繪口義、工藝志料、海軍沿革)

コバヤカハウチ 小早川氏 姓は平氏、上總介平朝臣高望五男、武藏大掾其文男、村岡次郎忠頼三男、山邊禪師房頼尊より出づ、頼尊の曾孫中村次郎宗平二男土肥次郎實平源頼朝創業の功臣たり、其曾孫小早川次郎衛尉景平、安藝豊田郡沼田庄高山城主たり、因て沼田の小早川家と號す、景平の孫小早川備後守雅平、弟四郎政景に安藝の竹原の地を分與す、此を竹原の小早川家と稱す、政景の裔孫與景嗣子無きを以て、毛利元就の三男徳壽丸を養子とし、小早川又四郎隆景と號す、其後又沼田の嫡家又鶴丸首目なるを以て家督を讓る、依て兩家を合て隆景領知せしむ、隆景豊田秀吉に仕へ、五大老の一人たり、始め伊豫國を賜ひ、後筑前國一圓、並に肥後國の内二郡を與へらる、左衛門佐四位下侍從となり、終に從三位に叙し、參議權中納言に任じ、清華に加へらる、子無きを以て木下家定の五男辰之助秀秋を養子とし、筑前を譲り、隆景は備後國三原城に隱居す、慶長二年六月秀秋封を賜ひ筑前守に任す、後左衛門督從三位權中納言となる、故に金吾中納言と稱す、慶長五年九月美濃關ヶ原の役に養父隆景の素懐に背き、志を東軍に通じ、一旦利を獲ると雖も節義を失ふを以て遂に滅亡す、其子小早川又二郎隆慶友庶人と

コバヤ

なり子孫安藝の日に住す、明治十二年十二月祖先隆景の餘光を以て、勅して毛利元徳三男三郎をして家統を襲がしめ、小早川家を再興す、即日華族に列せられ、三郎逝去の後、弟四郎をして繼がしめ男爵を授けらる(華族諸家傳、華族譜)

○頼尊—常遠—常宗—宗平—實平—遠平—惟平—景平—茂平—正平—朝平—宣平—眞平—春平—則平—照平—敬平—扶平—興平—正平—隆景—秀秋—三郎—四郎—秀包

コバヤカハタカカケ

小早川隆景 名國幼字徳壽丸、通稱は又四郎、三原中納言と稱す、法名黃梅院泰雲紹因、系譜は毛利元就の三子、吉川元春の弟、小早川正平の後を承けて小早川氏を興す、天文十五年十月沼田高山城に入りて竹原の地を併せ保ち、中務少輔また左衛門佐と稱す、元就軍事ある毎に、兄元春と共に先登す、精ぶ處敵なし、世に兩川といひ兄弟並び稱せらる、爾來父元就を助け、東西を經營し、元就の歿後、また姪輝元を輔佐す、毛利氏が山陰山陽の殆ど全部を合せ、更に九州の一部を略するを得たるは、其功與かりて多きに居る、天正十年豊臣秀吉、織田信長の命により、軍を率ゐて播磨の地方を侵し、進んで高松城を圍むや、隆景、元春と輝元を擁して之を援け、相持していたる戦はざるに當り、和成れるを以て兵を收めて歸る、これより深く秀吉と結び、以て毛利氏の社稷を保つ事を得たり、十三年豊臣秀長に從ひて南海を征し殊功あり、秀吉之を賞し伊與國三十五萬石を賜ふ、翌年征

コバヤ

隆の師あるや、選ばれて元春と共に其先驅たり、役畢るの後封を轉じて筑前及び肥前筑後の二郡を領し、立花山城を治す、十六年輝元に從ひて、京都に赴く、秀吉厚遇し桐記號と姓豊臣とを授け、從五位下に叙し侍從に任す、尋で從四位下に准す、此年名島城を築きて往り、十八年更に三原に築き、沼田高山城を廢す、此年小田原征討の師起る、隆景秀吉に從ひて東下し、帷幕に參して畫策する處頗る多し、十九年秀吉の姪秀秋を養うて嗣と爲す、蓋し此時に當り輝元、隆



(集菟掛纂編料史)藏所寺通佛藝安

景共に嗣なし、而して秀吉、秀秋をして輝元の後を承けしむるの意あり、隆景之を聞いて宗家を奪はれん事を恐れ、自ら進んで秀秋を請ひ、其嗣たらしめしなり、文祿元年七月參議に超任す、二月征韓の諸將皆發す、隆景亦師一萬を率ゐて海に航して各處に轉戦し、二年明將李如松と碧蹄館に戦うて大に之を破り、又晋州の城を陥る、其功により四年從三位に叙し權中納言に任じ、家を清華に准せらる、尋で家



(押花景隆)

を秀秋に譲りて三原城に退居し、世故を謝絶して優遊自適す、慶長二年六月薨す、年六十五、隆景容貌秀麗、才智宏量にして資性沈毅英邁、最も軍略に長す、常にいふ隆景の才智小松内府に勝ると、其薨するに及んで嘆じて曰く、孤吾邦の鎮を失へりと、またよく信義を重んじ、苟も戯言なし、もし一度出せば、聊も變することなかりしといへり(藩翰譜、野史)

コバヤカハヒデアキ

小早川秀秋

名國幼字辰之助、金吾中納言と稱す、法名瑞雲院秀殿日詮、父木下家定の五子、後豊臣秀吉の北政所高臺夫人に養はれ、更に小早川隆景の養嗣子となる、事關天正十九年隆景の嗣となり、十一月參議に任じ右衛門督を兼ね從四位下に叙す、而して高臺夫人の準子たるの故を以て權勢世を蓋ひ、時人呼んで金吾殿と稱す、侯伯相見ゆるに當り、儀始と君臣の禮に准じ、福島正則の如きと雖も席を俱にする



(押花秋秀)

能はず、文祿元年六月權中納言に叙し、從三位に陞り左衛門督に轉す、三年隆景の封を襲ふ、慶長二年二月征韓の役再び起るや、其元帥となり、黒田孝高之を輔く、從ふ所の諸侯四十二人、總軍十六萬三千餘人、五月二十二日大阪を發し、七月二日釜山に入る、翌三年正月四日蔚山城に加藤清正、淺野幸長等を援け手づか

コバヤ

コバヤ

コバヤシイツサ

小林一茶 名國通稱彌太郎、始め菊明、竹阿等と號し、後ち一茶、また蘇因坊と改む俳諧寺と稱す、信濃の農民彌五兵衛の子、事關寶曆十三年信濃國上水内郡柏原縣に生る、幼より學を好み、始め中村新甫につきて讀書習字を學び、新甫死後、長月庵若翁に學ぶ、新甫、若翁共に俳諧を好み、一茶が將來俳人として世に立つの基礎は、蓋し此際に造られしが如し、安永五年歳十四にして、繼母の爲めに家より逐はれ、尋で江戸に來り、或は儒家の奴僕となり、或は昌平黌の小使となりしが、寛政二年四月、其日庵葉丸の門に入りて俳諧を學び出藍の譽あり、一茶天才飄逸にして古式に泥まざるの故を以て、大に同門の徒に忌まれ、素丸殺して白岸の其後を享くるに及び、一派の規矩を過てりとして、遂に破門せらるが實に文化年間の事と爲す、寛政年間郷里に歸り、俳諧を以て業とし、時

コビキ

に與れば、行李を整へ、四方に行動す、文政十年十一月十九日歿す、年六十五、信濃柏原縣明専寺に葬る(ふる茶袋)

コビキチヤウカノ 木挽町狩野 狩野尚

信の子孫、徳川家光將軍賜う所の木挽町の邸に居るを以て世に稱して、狩野家(カノケ)を見よ、

コヒゲチ 鯉口 精の口の鯉と合ふ所を云ふ、

楕圓形にて鯉の口に似たる故に名づく、又吞入と云ふ、清く刀刃を納むるを以て云ふ(宗吾大徳紙、大内問答、武家名目抄)

コヒチリキ 小髻築 築築(ヒチリキ)を見よ、

コビト 小人 江戸時代の職名、目付の下に屬して、走使に遣はる、卑役のものなり、高十五俵、一人扶持、役料同じからず、之を總へ掌るものを小人頭といふ、扶持八十俵なり○按ずるに小人の名は早く室町幕府の末より散見し、小者の別稱に用ひられたり、江戸時代に及びてはじめて職名となりしものこと(掌中大概順、武家名目抄)

コビトメツケ 小人目付 江戸幕府の職名、目付の下に屬し、徒目付と同じく監察及び警中制規の事を掌り、又特に目見以下を糾察す、但し隱密の探偵をも擔當せり、高十五俵、一人扶持、八十五人あり、外に見習若干人あり、また別に西丸小人目付あり、定員二十五人とす(肥後 詳かならず、寶永中より此名稱あり(官制沿革略史))

ゴビヤクコクフ 五百石夫 慶長十二年三月、駿府城修築のため、知行高五百石に一人の割合を以て、五畿、丹波、備中、近江、伊勢、美濃十國の人夫を課せしむ(慶長年録、徳川實紀)

ゴヒロヒチヤウ 小拾帳 檢地帳(ケンチヤウ)を見よ、

コフ

コフ(ヤウ)を見よ、

コフ 國府 「コクフ」の音便、同條を見よ、

コフ 五府 左右兵衛府、左右衛士府、衛門府の總稱、衛府(エフ)參看、

コフカクサテンワウ 後深草天皇 「コフカクサテンワウ」と訓む、同條を見よ、

コフギヤウ 五奉行 桃山時代の職員たる奉行職のもの五人をいふ、即ち前田玄以、長束正盛、淺野長政、石田三成、増田長盛の五人なり、各人の條につきて詳しく知るべし、

コフクサシ 吳服尺 度の名、曲尺の二尺二寸に相當す、衣服を裁つに此尺を用ふるが故に名づく、此尺を作るに、鯨骨を以て作るが故に、鯨尺といふ、但し長さ異なるれり、尺準考に、今之朝紳高倉藤公、自「古傳」吳服尺、以至「今」、調進主上御衣者即此尺也、以其用「海鯨骨」造、故又名「鯨尺」、俗間穿履、以「其尺八寸」恰當「三尺」而猶餘「二寸」不知「其」二寸之比大尺二寸五分、故遂誤作「一尺二寸」之度、傳來既久、故後之作「令集解」者、妄名以爲「高麗尺」、而京商織造、名「二尺二寸五分」之度、曰「鯨尺」、名「二尺二寸五分」者、而奸商之術、製衣散裝、者、往々猶用「一尺二寸」者、以欺「貧賤愚庸」之人、可「歎」也、俗間呼「是尺」曰「加治介尺」、加治介、俗語凍縮之義、言「寒凍」而身縮也、取以擬「大寶尺」、極爲「絶倒」也、(ヘリ、モノサシ、參看)

ゴフクドコロ 御服所 (一)内藏頭の第内に置き、女工を置き、天皇の御服を裁縫せしむる處をいふ(中右記)(二)院の御装束の事を掌る處をいふ、「ケン」ゴフクドコロを見よ、此の御服の料所を御服料所とも御服領とも云へり、肥前國神埼庄の如き

ゴフク

其一なり、

ゴフクノマ 吳服間 江戸時代、奥女中の職名、吳服の居間に詰り、常に將軍及び御寮所服裝の裁縫を主とする者をいふ、頭ありて取締を爲す(千代田城大奥)

ゴフクバシモン 吳服橋門 江戸幕府の常盤橋門の南、鍛冶橋門の北に在り、吳服町へ出づる門なれば吳服橋と唱へ來れり(江戸記聞)といふ(肥後)寛永中江戸繪圖には、後藤橋といへり、かく稱せしは此門外に吳服師後藤の宅地あるより、私の呼名なるべし、萬治二年所々門普請の條に、吳服橋の名見ゆれば、昔より唱へしは明なり○門衛に、外様柳之間大名二萬石限り參親交代之衆一箇年勤仕、番士四人羽織袴者、武器に、鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備へ置く(御府内備考、殿居裏)

ゴフクヒジリ 吳服聖 江戸時代、吳服を着負賣るものないふ、舊幕府法令名目に、今のせり吳服といふものことなり、此來由に付ては喜多村信節など委詳の説あれど、未得たりとしがたし、當代記云、天正九年八月十七日高野聖、方々に擲捕上げ可申旨被仰出云々、自昔高野山聖、諸國へ下る時、我と宿取ることなし、於路卷「宿かあ」と呼る、心ある人は不寄上下、宿をかす、若宿なければ、其ま、路頭に明す、信長今年聖殺害し給ふより此事なし、信長果給ふて後、是より已來如元呼ることなし、只如「旅人」宿をとる、註に今は如「商人」衣類已下之物を持來て令「沽却」少の坊をももたる聖は靈をも不持、馬上にて國を令上下、何も遠大師之掟「平」見えたり、此に今といへるは、蓋し元和寛永の頃なるべし、當時高野聖の諸國を遊行して衣類を賣りしよ

コフサ

コフサノシリガイ 小總鞆 馬具の名、連著の小さき云ふ、シリガイ參看、

コフシメテンワウ 後伏見天皇 名義 諱は胤仁、法諱初は理覺後ち行覺と改む(後)伏見天皇の第一皇子、母は准三宮藤原經子、參議經氏の女なり、第九十三代天皇(正應元年三月御降誕、八月親王となり、二年四月皇太子に立つ、永仁六年七月御受禪、十月十三日太政官廳に即位し給ふ、正安三年正月位を皇太子邦治親王に禪る、在位僅かに三年、蓋し大覺寺派の天位を望みしによるなり、二條宮小路殿に移り、新院と稱す、後醍醐天皇位に即くに及び更に本院と稱す、花園天皇正和六年伏見上皇薨の後は、上皇専ら院政を行ふ、文保二年伏見上皇後宇多法皇と兩院十年迭立の約を結び、後二條天皇の皇子邦良親王を立つ、蓋し邦良の祖母は後深草天皇の女遊義門院なるを以て、持明院統を和げんとせしによるなり、然れども後伏見上皇は之を快とせず、元亨元年十月清水に祈りて、皇子量仁を皇太子となさんことを祈り、正中二年皇太子邦良薨するや、北條高時の力をかりて明年量仁を皇太子に立つ、同年皇太子の早く大統を承げんことを賀茂社に祈る、蓋し是れ後醍醐天皇の約に違ひ御讓位の意志なきを憤らせ給へるに依るなり、元弘元年後醍醐天皇笠置山に遷幸し給ふや、北條高時量仁親王を立て、光嚴天皇となす、上皇常磐井殿に居して院政を行ひ給ふ、三年三月赤松則村後醍醐天皇の詔を奉じて來り攻む、上皇光嚴天皇花園上皇を六波羅に徙して、諸方の兵を徵す、五月足利尊氏上京す、上皇大に悦ぶ、而るに尊氏却て後醍醐天皇の詔を奉じて六波羅を攻

コフシ

コフシ 小普請 江戸時代、藤高三千石以下の旗本御家人にして、非役なるものをいふ(三千石以上は寄合と稱す、「コフシ」の條參看)旗下の小普請支配、御家人を小普請組と唱へて之を區別したり、共に小普請組支配の下に屬す、而して小普請にまた二つあり、惣圖にて、家督跡目被仰付を上下格と云ひ、頭の宅にて申渡書を渡すを、羽織格といふ、もと老人、又は幼年にして勤仕せざる者、營中其他に小普請ある時、奴隸に家人を添へて、役を助けしに起れり、然るに事故ありて、元祿二年以來は、百石二人の割にて、小判二兩を遣らしむ、これを小普請金と云ふ、支配(統理者)より組衆を選舉するは、先づ私邸に招きて、祖先の事業及び本人の藝術を尋問し、能くを觀察す、此を筆對と云ふ、而して才能により、之を選舉す、然れども筆對門地と家祿高とにより、大に出身の高低あり、兩番、大番、新番、(小普請)小十人、勘定衆、右筆等に補するを初任とす、これを御普入と云ふ、又天文方、聖堂、測量方(出役、遠圖の公務に赴くもあり、享保四年六月、始めて八組とし、支配八人を置き、組中を統理し、訴訟請願を達せしむ)是より先は留守居にて管轄せしが、爾來は二百石以上は支配、以下は留守居の管する處となり寶曆三年六月より、二百石以下も小普請支配に屬せらる(老中の支配、三千石高、中之間詰とす、延享三年より、組

コフシ

毎に組頭一人を置き、職祿三百俵二十人扶持とし、席次焼火間とす、又組毎に世話役三人あり、五十俵三人扶持なり、慶應二年八月、これを廢し、組は海陸兩奉行に隸す(明良帶錄、徳川盛世錄、官制沿革略史)

コフシイシ 小普請醫師 江戸幕府の職名、小普請組の支配にて、醫術を修行するものないふ、屋敷並に町方の病人に藥を與ふれば、療治候とて病人の姓名、主人の名、町方は町名を認め、藥名を書し支配へ出す、是を支配方へ進達と成る(明良帶錄)

コフシナギヤウ 小普請奉行 江戸幕府の職名、營中の大奥、紅葉山の靈屋及び諸官舎、増上寺佛殿、演殿等の營繕を掌る、又諸國の寺社の修繕を役する事もあり、元方拂方の二課ありて二人とす、從五位下に叙し、高二千石、若年寄の所營、席次中ノ間詰となす(肥後)小普請方、八人(百俵高在職中十五人扶持)小普請方改役、四人、(諸事を監督す、百俵高十人扶持、席は納戸前廊下)改役下役、十七人(二人扶持)、吟味役、七人(一切普請向の出來を見分し、又積り物を吟味し、總て入用筋改の省略を付ること掌る、席次納戸前廊下、下役二十三人之に隸屬す、七十俵高、五人扶持)主當の者は別に給祿あり(假吟味役、十七人(五人扶持)、吟味手傳役、四人(三十俵高三人扶持、外に金を給す)手代組頭、七人(五十俵高、三人扶持)手代、四十七人(三十俵高、三人扶持)、手代出役、二十人(三十俵高、二人扶持)下役組頭、四人(在職中三人扶持)、下役、十人(二人扶持)、伊賀者組頭、三人(四人扶持)伊賀者十人(御抱場にて、三十俵三人扶持)、又小普請方大工棟梁あり(肥後)貞享二年九月、始めて小普請奉行一人(後三人)を置き、小普請を以て之に充つ、當時小普請奉行組頭といふ、元祿二年始めて小普請方伊賀者を置

コフジ—コフミ

く、十四年三月改めて奉行となす、正徳二年八月廢職、五年五月始めて、小普請方伊賀者組頭を置く、享保二年十二月再び之を置く、文久二年六月に至て廢す(明長帶録、吏徴、掌中大概順、官制沿革略史)

コフシヤウ

國府城 新設越中國射水郡、今の伏木町○今の勝興寺の地とす(越前縣志)永水二年木曾藩伴六助寺の國府に據ると源平盛衰記に見え、義經記に、文治三年に如意城如意渡といふことあり、其文に據れば、如意城はこの國府城、如意渡は六助寺渡とも見えたり、また貞治元年越中國人守護新波高經の代官鹿草出羽に背き、信州の桃井直常を引て、越中の府中を攻めしこと太平記評判に記せり、又永正の初め上杉房能國府に在て國政を執ること、鎌倉九代記等に見ゆ、然れば此等の時猶國府たること明し、天正の初めに神保氏春城城す、十二年より勝興寺を建立す、「シヨウコウサ」參看(三州志)

コフツチャウノホフ

五佛頂法 名義 五佛頂即ち金輪佛頂、光聚佛頂、白傘蓋佛頂、高佛頂、勝佛頂を本尊として修法するを云ふ、息災ならんことを祈る法(起原)桓武天皇の御宇傳教大師之を修す、我朝修法の濫觴なり(諸法要略記)

コフネヤク

小船役 江戸時代納税の一種、荷船にあらざる漁船作船に課したる役錢をいふ、諸國によりて異同あり(地方凡例録)

コフノタイシヨウキヤウ

五部大乘經 大乘經の華嚴(總二十八部二百三十三卷)、方華(總三百六十三部一千一百三十三卷)、般若(總二十九部七百四十七卷)、法華(總十四部五十七卷)、涅槃(總十六部一百二十一卷)の五部をいふ(釋氏要覽)

コフミ

小文 牛切の拾文を云ふ、貞丈雜記に、小文の事、鳥の子にて杉原にても、牛切にして

コフミ—コフ

調へ、殘る半分を上巻に用ふるなり、杉原の時ハ文を書く分廣く、禮紙の分狭く切るべし、半分に切りては狀のたけ短くなる故なり、上巻になる方は、狭くても能きなり、捺り檢正文の如し、隱密の狀は捺め糊を付くることあり、

コフミゴナイシヨ

小文御内書 「コフミ」を見よ、

コフミミゲウリ

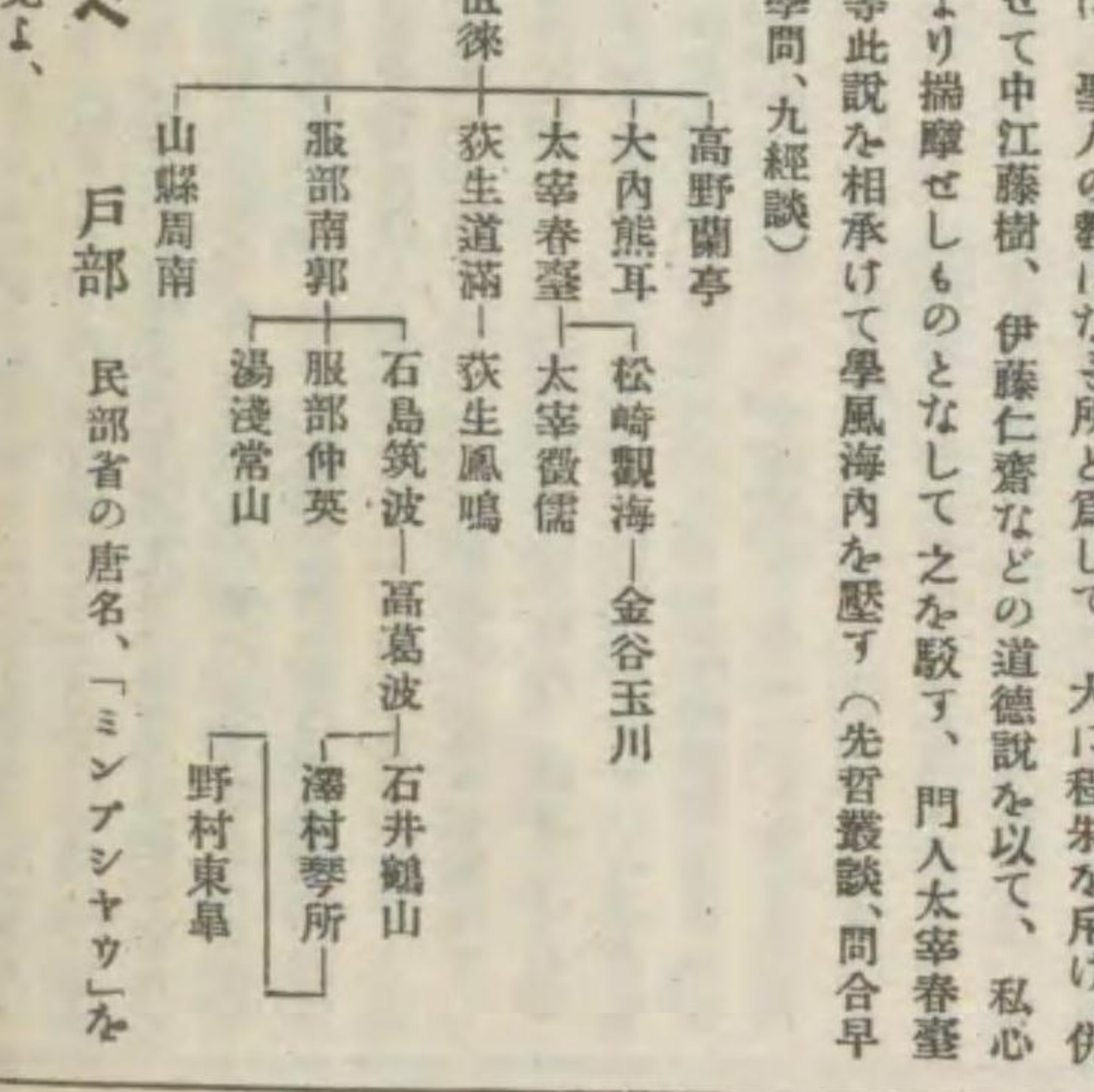
小文御教書 小文にて書きし御教書を云ふ、又内御内書とも云ふ(簡札記)

コフンエイ

虎賁衛 左右あり、兵衛府の改稱、天平寶字二年藤原仲慶の議によりて改む、同八年仲慶の歿後令制に復す(續紀)

コフンシガクハ

古文辭學派 經學の一派、荻生徂徠の主張したる學派にて、徂徠は常に古文辭を尚び、古文辭を解するにあらざれば、經書の眞旨を得る能はずとなし、而して窮理及び理氣の説は、聖人の教になき所と爲して、大に程朱を斥け、併せて中江藤樹、伊藤仁齋などの道徳説を以て、私心より排撃せしものとなして之を駁す、門人太宰春臺等此説を相承けて學風海内を壓す(先哲叢談、同合早學問、九經談)



コヘイ—コホリ

コヘイ 胡瓶 胡國の酒瓶を云ふ、金銅を以て作り、或は陶器もあり、一に風瓶とも鳥瓶子とも云ふ、瓶の首を、風の頭に造りたる故なり、朝廷の節會に用ふ、大小の二種あり、大なるは人の丈程あり、小なるは一二尺なり、長秋記天永四年正月一日御元服の條に、東机置陶器鳥頭瓶子一口、長一尺七寸許以木作鳥頭形「繼」之と見え、延喜式造酒式諸節會供御酒器の條に、金銅胡瓶一口と見えたり(江次第抄、安齋隨筆、建武年中行事詳解)



(載所圖度調) 一二尺なり、長秋記天永四年正月一日御元服

コベツタウ

小別當 「ベツタウ」を見よ、

コボ

五墓 近墓(キンボ)を見よ、

コホウ

孤峯 覺明(カクミヤウ)を見よ、

コホノミヤツコ

郡領 北山抄に郡領をよめり、「ケンリヤウ」を見よ、

コホリ

郡 名義朝鮮語、白鳥博士は郡(Ko-pori)の Ko は健牟羅の健、居拔の居に當る言にて城邑の義にて、即ち大城大邑の義なりと、又曰く郡は水と語形全く同じきものにて、水の一は「三」にて、pyu(冷) pnyu(冬) 等語脈同じく、寒冷の義に基きて起れる言なり、然るに國語に凝結を Kopori と云ひ、水と同じく此の動詞の名詞形なれば、凝結集合の義に出たるもの如く、或は韓語の結合集團の義ある Keontkol より出でしならんかと、金澤博士は、コホリはコフンで、コは大の義を有するコロなり、三韓の古地名に忽骨は城縣大村の意味あり

コホリ

リ、忽は「コ」骨は「マ」の音なるが、韓音の「ハ」は純然たる喉音なるを以て、Kと接したる音なれば兩者同一音にて、共に「コ」の轉化なりと(地理備考)孝徳天皇大化二年始めて國郡の制を定め、郡を分て三等とし、四十里を大郡、三十里以下四里以上を中郡、三里を小郡となし、郡毎に郡司を置く(「ケンシ」の條參看) 里は後の郷に同じく五十里を以て一里とす、蓋し戸口に依りて、郡の大小を定めしなり、大寶令の制、郡制を改めて五等とし、二十里以下十六里以上を大郡、十二里以上を中郡、八里以上を中郡、四里以上を小郡、二里以上を小郡とす、和銅六年五月令して諸國郡名は好字を著けしむ、大寶以後郡の建置頗る多きも煩しきを以て略す、天平十年國縣制を上らしむ、醍醐天皇延喜式を撰するに及び、國郡名は二字を用ひ嘉名を取らしむ、茲に於て郡名は二字に定まれり、式に錄する所五百九十郡あり、其後久しく變更を見ず、和名抄に載する所五百九十二郡、僅に陸奥大沼、薩摩阿多の二郡を増すのみ、洞院公實(南北朝時代)の著と稱する拾芥抄には、誤謬少からざれども、増して六百五郡となる、室町時代戰國の比に至りては群雄各地に割據し、其割取したる所を以て私に郡を建て、和名抄に錄する所の郡名を郡名とするあり(郡を以て郡とする)とは、早く鎌倉時代の初期より見えたり、最も盛なるは此の時代とす、假令上總國市原郡佐是郷を佐是郡、眞野郷を眞野郡、長柄郷を長保郡と稱せしが如し、或は庄名の下に郡名を掲げしものあり、名稱最も亂る、天正十九年豊臣秀吉諸國に命じて、日本郡里の圖を進めしめ、尋で檢田を行ひ、田制を改め、國郡の石數を録し、諸侯を封するに石高を以てし、庄郷の稱を廢して郡を以て直に村を統べしむ、茲に於て大に境界を改め、郡

コホリ

名を正す、然れども庄郷消滅の後を受け、其實を失ふもの少なからず、正保元年十二月令して、諸國の田畝を檢し、石高を録せしめ、始めて國郡圖を制せしむ、之を正保圖と云ふ、然れども大抵豐臣氏の舊に依る、寛文四年三月新に領地目録を頒ち、郡名復舊の命を下したれども、却て其地を異にし(安藝の安北郡を高宮に、佐東郡を沼田に改めしが如し)又は隱を襲ぎて改めざるもの多かりき、元祿十五年十一月再び檢田して國郡圖を調進せしむ、明和元年青木教書郡名考を著し、六百三十一郡を録せり、天保中幕府令して亦郷領を調進せしむ、郡數郡名考に同じ、明治維新の時も郡數は舊に依り、二年八月蝦夷を北海道と稱し、八十六郡を置き、八年五月魯西亞と約し、樺太を得撫鮮島と交換し、之を千島に屬し、三郡を置く、茲に於て七百二十郡となる、十一年郡區の制を定め、十三年一郡を分て三四郡となす、茲に於て北海道を除き、六百三十一郡を七百九郡となす、二十八年大に分合廢置を行ひ、尋て亦變改する所あり、琉球の五郡、北海道の八十賀郡を加へ五百三十三郡となれり、猶郡の各條及び、各國毎に表を附したれば、就て見るべし、又縣(ケン)の條參看(國郡沿革考、郡名異同一覽、法令全書、史學雜誌)

コホリ

コホリ 水 襲の色目の名、藻鹽草には、表は鳥子色にて、裏は白のすこしうるみたるものなりと、胡曹抄、四三條裝束抄には、表は白のみがきにて、裏は白なるものなりともいへり、襲の色目の挿圖參看、

コホリウチ

小堀氏 姓は藤原、其出處詳かならず、光道の時近江國坂田郡小堀村に居住せるを以て氏を小堀と稱す、光道六代の孫正次、豐臣秀長に屬して戦功あり、後ち五千石を領す、關ヶ原の戦、徳川家康に與し、功によりて一萬石を賜ひ、備

コホリマサカズ

小堀政一 名義幼字

コホリ

郡司 「ケンシ」を見よ、

コホリノミヤツコ

大領 郡司の一、「ケンシ」を見よ、

コホリフギヤウ

郡奉行 武家の職名、又は郡代、大代官の稱あり、「ケンダイ」、「ダイクワン」の條を見よ、

コホリカハテンワウ

後堀河天皇 名義御名は茂仁(モトニ)高倉天皇の孫、後高倉院天皇(守貞親王)の第三皇子、御母北白河院藤原陳子、第八十六代の天皇、事蹟建暦二年二月十八日御降臨、承久三年七月、北條義時、仲恭天皇を廢したるの後迎へて之を立つ、御年十歳、位に在ること十一年、改元するもの六、貞永元年十月、位を四條天皇に譲り、文暦元年八月六日崩す、御壽二十三、京都市下京區熊野町觀音寺陵に葬る、天皇容姿詳雅、喜怒色に見はれず、資性寛仁、政事苛酷ならず、頗る文藻あり、學を好み毎に儒臣を召し論議ありといふ、皇胤紹運録、大日本史、陵墓一覽)

コホリ

正保 正和

コホリ

政一 正之 政恒 政房 政峰 政方